大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第7巻

租　税 (1)

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方方、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木武雄

安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡例

一、本巻の執筆は、第一章―第五章を加藤睦夫、第六章―第八章を宇田川璋仁、第九章―第一〇章を石弘光がそれぞれ担当した。

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は〔〕で補った。

なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。なお本巻中の統計表には、資料の原型を示す意味でタテ組としたものもある。

共同研究者等名簿（昭和五〇年一一月一〇日現在）（部会員は五十音順）

顧問　舟山　正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木　武雄（武蔵大学学長）

監修者
一般部会長　安藤　良雄（東京大学教授兼附属図書館長）

財政部会長　江見　康一（一橋大学教授）

金融部会長　中村　隆英（東京大学教授）

幹事　原　朗（東京大学助教授）

一般部会　犬田　章（東洋大学教授）
〃　藤村　幸雄（同志社大学教授）
〃　三和　良一（青山学院大学教授）
〃　原　朗（東京大学助教授）
財政部会　石　弘光（一橋大学助教授）
〃　植松　守雄（元大蔵事務官 一橋大学講師）

財政部会　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）
〃　加藤　三郎（東京大学教授）
〃　加藤　睦夫（立命館大学教授）
〃　高橋　誠（法政大学教授）
〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）
〃　林　健久（東京大学教授）
〃　山村　勝郎（金沢大学教授）
金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）
〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）
〃　志村　嘉一（専修大学教授）
〃　西川　俊作（慶応大学教授）
〃　原　司郎（横浜市立大学教授）
一般部会　秦　郁彦（大蔵事務官）
財政部会　大森とく子（大蔵事務官）

目次

監修のことば
凡例

租税(1)

第一章　昭和二〇年度の税収と税制改正問題……三

第一節　昭和二〇年度実行予算の改訂と税収見込の推移……三

第二節　昭和二〇年度の税制改正……一一

第二章　昭和二一年度予算編成と一般税制の改正問題……一七

第一節　津島蔵相期……一七

第二節　渋沢蔵相期……二三
一　第一期――財政再建計画と一般税制の改正問題……二三
二　第二期――二一年度骨格予算案と税制改正問題……三四
三　昭和二一年度歳入歳出修正概算と税制改正問題……四八
第三節　石橋蔵相期……五五
第三章　昭和二〇年度の財産税構想……六五
第一節　津島蔵相期……六五
第二節　渋沢蔵相期……六九
一　財政再建計画と財産税構想……六九
二　戦時利得排除の覚書と財産税等課税案……九一
第四章　財産法・戦時補償特別税法の成立と徴税問題……一三一
第一節　両税法成立の最終経緯……一三一
一　チャーンとの交渉経過……一三一

二　司令部による課税提案と両税成案の最終経緯……一三八
第二節　戦時補償特別税・財産税両税法の成立……一五一
一　戦時補償特別税……一五一
二　財産税……一六六
第三節　財産税・戦時補償特別税の徴収について……一七七
第五章　昭和二二年度税制改正と二一年度補正に伴う税制改正問題……一八七
第一節　昭和二二年度税制改正への経過……一八七
第二節　税制調査会第一次答申と二二年度税制改正のための初期の試案……二〇五
一　税制調査会第一次答申……二〇五
二　改正所得税試案……二〇七
三　改正相続税試案……二一五
四　間接国税改正案要綱……二三一
第三節　増加所得税の創設……二三四
第四節　昭和二二年度税制改正案の成立……二三七

一　所得税など税制改正の経緯……二三七
二　税制調査会答申と改正法律案に関する最終要綱……二四四

第六章　昭和二二年一一月の税制改正……二六三

第一節　昭和二二年一一月の税制改正と非戦災者特別税……二六三
一　概　説……二六三
二　所得税・法人税……二六五
三　間　接　税……二六八
四　非戦災者特別税……二七〇
第二節　昭和二二年度の税収……二七六
一　昭和二二年度税収見込……二七六
二　昭和二二年度税収の動向と徴税の強化……二七六

第七章　昭和二三年の税制改正と取引高税……二九一

第一節　昭和二三年の税制改正……二九一

一　概　説……二九一
二　所　得　税……二九三
三　法人税および特別法人税……二九九
四　消費税および流通税……三〇一
五　その他の税制改正……三〇五
第二節　取　引　高　税……三〇九
一　取引高税の構想……三〇九
二　取引高税に対する司令部の態度……三一三
三　取引高税の仕組み……三一四
四　取引高税法の制定……三二四
五　国民の反響……三三四
第三節　昭和二三年の税収……三四三
一　税制改正による税収……三四三
二　砂糖消費税の改正……三四三
三　徴税の強化と税収の実績……三四六

第八章　昭和二四年当初の税制改正……三五五
第一節　昭和二四年当初の税制改正……三五五
一　概　説……三五五
二　所得税・法人税……三六一
三　間　接　税……三六三
第九章　シャウプ使節団の来日まで……三六九
第一節　シャウプ使節団来日の背景……三六九
一　シャウプ来日の決定……三六九
二　インフレ・ドッジ予算・減税要求……三七三
三　税制審議会の設置……三七五
四　司令部と税制……三七九
第二節　税制改正の構想――日本側の注文　その一――……三八四
一　所得税の改正……三八四

二　企業資産の再評価……三九四
三　法人税の改正……四〇三
第三節　税制改正の構想――日本側の注文　その二――……四一〇
一　取引高税の廃止……四一〇
二　新税構想……四一四
第一〇章　「勧告」作成の過程……四一九
第一節　シャウプ使節団の来日および調査活動……四一九
一　コーエン＝モスの事前の準備……四一九
二　使節団の構成メンバー……四三六
三　調査活動の概要……四四〇
第二節　「勧告」発表前の税制改正の諸問題……四四七
一　税制の現状把握……四四七
二　シャウプ宛の池田書簡……四五五
三　日本の税制改正案……四六二

四　歳出削減と減税問題――日米の見解の相違……四七九
第三節　「勧告」発表およびその反響……四八九
一　「勧告」発表の準備……四八九
二　「勧告」の「概要」の発表……四九二
三　第一次「勧告」の発表……四九七
四　世論の動向……五〇四
付属資料……五一一

統計表・図目次

〈表〉

表1-1　昭和二〇年度租税収入見込額調（昭和二〇・九・二五）……四
表1-2　昭和二〇年度税収見込の推移……七
表1-3　緊急租税措置ニ依ル減収見込額（昭和二一年度）……一四
表2-1　昭和二一年度租税収入見込額調（昭和二〇・九・二五）……二〇
表2-2　昭和二一年度租税収入見込額調（昭和二〇・一〇・二三）……二四
表2-3　税制改正案ニ依ル歳入見込額（昭和二〇・一一・二）……三三
表2-4　税制改正案ニ依ル歳入見込額（平年度）……四六
表2-5　税制改正による増減収見込額……六三
表3-1　個人財産税課税見込額概算（昭和二〇・一〇・二九）……七六
表3-2　個人財産税課税見込額階級別概算調（昭和二〇・一〇・二九）……七六
表3-3　法人財産税収入見込額調（昭和二〇・一〇・三〇）……七七
表3-4　個人財産増価税課税見込額概算（昭和二〇・一〇・二九）……七八
表3-5　個人財産増価税収入見込額調（昭和二〇・一〇・二九）……七八
表3-6　財産価額調……七九
表3-7　財産増加税及財産税各年度別収入見込額（昭和二〇・一〇・三一）……八一
表3-8　財産増加税及財産税各年度別収入見込額（昭和二〇・一一・二）……九〇
表3-9　財産税額階級別調（昭和二〇・一二・二八）……一二
表3-10　財産増加税額調（第一種、昭二〇・一二・二三）……一三
表3-11　財産増加税額調（第二種）……一三
表3-12　戦争利得並控除額各年別内訳……一三
表4-1　政府原案及チャーン氏修正案・新税歳入見込額比較表……一三六
表4-2　軍需補償課税歳入額調……一四七
表4-3　財産税見込額表……一七七
表4-4　財産税階級別……一七八
表4-5　財産税徴収予定及び物納財産等処分予定額表……一七九
表4-6　戦時補償特別税算出表……一七九

表4-7　戦時補償特別税納付区分表……一八〇
表4-8　戦時補償特別税徴収予定及び物納財産処分予定額表……一八一
表4-9　財産税および戦時補償特別税収入実績……一八一
表4-10　財産税・戦時補償特別税申告状況……一八二
表4-11　財産税・戦時補償特別税申告内訳（昭和二二年二月末現在）……一八三
表5-1　免税点引上等による所得税減収概算（昭和二一・一二・一八）……二一四
表5-2　シャベル氏案に依る所得税収入概算（昭和二一・一一・一六）……二一五
表5-3　改正案による相続税決定見込額……二二〇
表5-4　増加所得税収入見込額表……二二四
表5-5　税制改正による租税収入見込額表（昭和二二・二・二六）……二五九
表6-1　昭和二二年税制改正による税収見込……二七七
表6-2　徴税割当表（全国）……二八四
表6-3　徴税割当表（東京財務局分）……二八五
表6-4　主要租税月別収入状況（昭和二二―二四年度）……二八六
表7-1　取引高税の税率・納期等……二一五
表7-2　昭和二三年税制改正及び取引高税創設による増減収見込額……二四四
表7-3　昭和二三年主要租税の月別収入状況……二五二
表9-1　税制審議会の審議状況……二七七
表9-2　昭和二四年度歳出・歳入見込……二九一
表9-3　固定資産再評価額調……二九八
表9-4　手形税（仮称）の課税により金利に及ぼす影響および昭和二四年度（平年度）見込税額調……四一九
表9-5　金融機関別貸出残高表（昭和二三年一二月末現在）……四一九
表9-6　新税の税収見込（二四年度、平年度）……四二六
表10-1　分配国民所得の構成……四五九
表10-2　個人業主所得に占める闇所得の比率……四五九
表10-3　直接税と間接税の割合……四五九
表10-4　最低生活費（食料費）と基礎控除扶養控除の比較……四五九
表10-5　酒・タバコの租税負担割合……四五九
表10-6　納税者数と税務官吏数の増加倍率……四五九
表10-7　税務官吏一人当り納税者数……四五九
表10-8　改正案（G案）による税率および負担額表（昭和二四・六・二五）……四七〇

〈図〉

図9-1　Finance Division の組織……三八〇
図9-2　日英米の同一所得層に対する個人所得税負担率の比較……三八五
図10-1　戦前戦後の租税負担率および国民所得の比較……四五七

租

税

(1)

第一章　昭和二〇年度の税収と税制改正問題

第一節　昭和二〇年度実行予算の改訂と税収見込の推移

戦争終結の直後に当面した歳計上の問題は、ひとつは昭和二〇年度の実行予算を戦後の事態に即して全面改訂することであり、他のひとつは、同年七月の初めごろ[1]から着手していた昭和二一年度の予算編成方針を切り換えるということであった。

二〇年度実行予算については、八月一八日の閣僚懇談会における変更方の協議[2]、翌一九日の省議での、九月一五日までに改編実行という協議[3]を経て、同月二一日の閣議において、改訂方針の審議決定[4]を見たものであった。

実行予算の全面改訂は戦後の新事態に対処した歳出の変更節約を主たる内容とするものであったが、同時に、税収の見通しが検討されたのは当然のことであった。もっとも戦後の「非常な混乱」のなかで「収入見込といったようなものは実際のところ立た[5]」ず、「税務署の整備をすれば予算程度のものはとれるかも知れんという考えだった[6]」という実情のなかで、津島蔵相から渋沢蔵相への大臣事務引継書で明らかにされた二〇年度税収等見込は、戦災による減

表1－1　昭和二十年度租税収入見込額調（昭和二〇、九、二五）

科目	昭和二十年度 予算額	昭和二十年度 同戦災減収控除収入見込額
	千円	千円
租税（経常部）	一〇、七三六、六二六	七、七六五、九二四
所得税	五、四一七、六八五	三、九五一、七六〇
分類所得税	四、三三五、六二七	三、三一四、四六三
甲種配当利子所得	八六四、四一七	八六四、四一七
丙種事業所得	一七三、一四六	一〇七、五二四
甲種勤労所得	二、〇三九、八八〇	一、五四四、七五七
甲種退職所得	四一、九九八	四一、九九八
清算取引所得	一、三六〇	一、三六〇
賦課課税分	一、二一四、八二六	七五四、四〇七
綜合所得税	一、〇八二、〇五八	六三七、二九七
賦課課税分	一、〇三二、六八四	五八七、九二三
源泉課税選択分	四九、三七四	四九、三七四
法人税	一、六八二、三八五	一、一四五、七〇五
配当利子特別税	五、九四七	五、四〇六
相続税	一三五、四〇三	一二二、六七四
建築税	五、二〇六	五、二〇〇
鉱区税	七、八二三	七、八二三
採掘鉱区税	一、二四七	一、二四七
試掘鉱区税	六、四八八	六、四八八
砂鉱区税	八八	八八
酒税	一、六二五、一一二	一、五一五、六九〇
清涼飲料税	二、六一六	一、四〇〇
砂糖消費税	五〇、二二六	二六、四七〇
砂糖消費税	四八、四七二	二五、七〇二
特別消費税	一、七五四	七六八
織物消費税	九一、三六一	六一、七七〇
物品税	六四四、四九二	二二五、五七三
遊興飲食税	五一一、〇四〇	二九六、四〇〇
特別行為税	九七、一九八	三六、一五八
取引所税	八、二一四	七、〇三二
取引税	八、二一四	七、〇三二
有価証券移転税	三、七一五	二、三九六
通行税	二〇九、七四三	一八八、九七九
入場税	二一三、二五五	一五五、〇七二
入場税	二一三、二五四	一五五、〇七一
特別入場税	一	一
電気瓦斯税	一一、六五七	二、六二四
広告税	五、八六五	一、五〇八
馬券税	一、一六六	一、一六六
関税	六、三〇七	五、〇五九
噸税	二一〇	一六九
租税（臨時部）	二、六五九、七九〇	一、七三八、九六五
臨時利得税	二、六三四、六三二	一、七二一、六三一

法人臨時利得税	二、三九四、六三八	一、五五六、五一五
個人臨時利得税	二三九、九九四	一六五、一一六
特別法人	二五、一五八	一七、三三四
租税合計	一三、三九六、四一六	九、五〇四、八八九
還付税収入	二六五、〇二七	一六七、四一三
地租	三八、一七二	二六、一八六
家屋税	五〇、四六四	二八、四一二
営業税	一七六、三九一	一一二、八一五
法人営業税	一〇四、八九二	七〇、四八八
個人営業税	七一、四九九	四二、三二七
印紙収入	二七九、八八九	一九八、一六二
現収印紙	二七七、六七一	一九六、五七七
金収入	二、二一八	一、五八五
総計	一三、九四一、三三二	九、八七〇、四六四

収だけで約四〇億円[7]であり、これを主税局の資料によってみると、表1-1のような見込[8]が試算されていた。

もともと、戦中戦後の激しい事情変化のなかでの税収見通しであったから、見込税収が二転三転することは避けられなかった。同年一〇月二九日の租税収入見込額調によると、収入見込額はさらに六億円あまり減少し総額は九二億余円となり、個々の税目についてみると、分類所得税では、甲種勤労所得分と甲種配当利子所得分、その他税目ではなかんずく酒税の見込減が大きく、主として賦課課税による分類所得税などの顕著な見込増にもかかわらず前期六億余円の減収を追加することとなった。

表1-2　昭和20年度税収見込の推移

（単位：千円）

	20年9月25日	10月29日	21年1月25日
租税（経常部）	7,765,924	7,011,486	7,671,724
所得税	3,951,760	3,605,601	3,702,267
分類所得税	3,314,463	2,858,845	2,946,414
甲種配当利子所得	864,417	629,487	552,893
丙種非業所得	107,524	115,025	114,998
甲種勤労所得	1,544,757	1,009,000	1,166,682
賦課課税分	754,407	1,055,537	1,055,537
綜合所得税	637,297	746,584	755,353
賦課課税分	587,923	696,563	696,563
法人税	1,145,705	1,047,243	1,270,013
相続税	122,674	145,024	145,024
酒税	1,515,690	1,009,370	1,146,015
物品税	225,573	312,931	334,653
遊興飲食税	296,400	339,180	414,568
通行税	188,979	196,982	257,440
入場税	155,072	166,409	217,036
租税（臨時部）	1,738,965	1,810,883	2,232,399
臨時利得税	1,721,631	1,798,833	2,220,349
法人臨時利得税	1,556,515	1,573,043	1,992,778
個人臨時利得税	165,116	225,790	227,571
租税合計	9,504,889	8,822,369	9,904,123
還付税収入	167,413	173,993	192,487
印紙収入	198,162	238,182	213,059
総計	9,870,464	9,234,544	10,309,669

（注）各税ともおおむね1億円以上を摘記した．
なお20年度決算額は「統計」編参照．

二〇年度の一〇、一一月における税収見込作業が主として戦後財政の大局的な見通し、ないしは財政計画の基礎資料作成の目的にしたがって実施されたのに対して、税収見込が実質的に固まってきたのは、翌一月二五日の改訂収入見込一〇三億余円、ならびにこれに若干の修正を施した三月二三日作成による九九億余円の収入見込においてであった。以下主税局の資料によって数次にわたる見込作業の大要を示すと

表1-2のようになる。[9][10]

これに対して三月二三日作成の租税収入見込額は、まず経常部租税において所得税、法人税、酒税等の減少著しく、物品税、遊興飲食税、入場税等の若干の増にもかかわらず合計二億八三〇〇余万円の見込減、同じく印紙収入では登録税等減収による六〇〇〇万円足らずの見込減、臨時部租税における臨時利得税の減少等による四三〇〇余万円の見込減によって、予算額一三九億円に対し約四〇億円減の、総額九九億余円の収入見込を計上したものであった。見込減のおもな理由は「産業界の再建不振等による」ものとされていた。[11]

このようにして、二〇年度の税収見込は、個別の税目についてかなりの変動を含みつつも総額においては結局、一〇月当初の見込である予算比約四〇億円の減少という事態が明らかにされてきた。前尾繁三郎は、この点について次のように述べている。[12]

正直のところ払うものは払うというので、臨軍費をそのままにして使っておるのだから、結局一応予算のまゝ行くより仕様がないし、予算（実行予算の意か――引用者）程度なら税務署の整備さえやればとれるということで、……予算のわくはうんとあるから、すぐどうこうという問題は起きなかった……そこへもってきて、臨軍費も予算通りは使いはしないと思った、というのは要するにあとしまつの金がいるだけで、積極的なことも起りはしないのだから、……大体つじつまが合って行くくらいに思った。

もっとも四〇億円の減収そのものは、二〇年五月の大空襲時の税収減が三〇億円程度に見積もられたこと、[13]そしてなお、戦後の急変した事情のなかで勤労所得や配当利子所得などの分類所得税、法人関係税、その他酒税、物品税の税収が急減したことを考慮すれば、減収の幅はむしろ小さかったといえないこともないのであって、すでに九月二三

日の津島蔵相とマッカーサー元帥との会談の際、租税減収四割の報告に対しマ元帥より六割残れば可という意見があった旨の渡辺武のメモ[14]は、占領軍側からする同様の感触を伝えたものであった。前掲「口述資料」[15]は、「戦時中は大体インフレが片方にあって、公債を出しておって、割合納税負担者としては気持よく、気持的[16]にも税金を納めなければならぬといったゆえもありますが、（中略）税金が重い〳〵と文句は言わなかった事実はある」とし、終戦直後の納税秩序がともかくも「健在」であったことを述べ、そういう実情を背景として、「予算程度なら税務署の整備さえやればとれる」という前述の判断が働いたことを示唆している。もちろん前年度実績課税というなかんずく賦課課税分の税目において、インフレ高進時における事実上の負担の軽減が、税務行政を比較的円滑に進行させえたことも考慮に入れねばならないであろう。

(1) 河野一之「終戦前後の歳計事情」（「戦後財政史口述資料」第二分冊・歳計）、五ページ。
(2) 渡辺武事務日誌（大蔵省資料Z五〇八―三）。
(3) 同前。
(4) 『朝日新聞』昭和二〇年九月二三日。
(5) 前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」(一)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、一九ページ。
(6) 同前、二五ページ。
(7) 大蔵省資料Z二〇一―一。
(8) 大蔵省資料Z六〇三―一〇。
(9) 大蔵省資料Z六〇三―一〇。
(10) 大蔵省資料Z六〇三―一一。
(11) 大蔵省資料Z六〇三―一一。
(12) 前掲前尾繁三郎口述、二六―二七ページ。

(13) 前掲河野一之口述、四ページ。
(14) 渡辺武事務日誌（大蔵省資料Z五〇八―三）。
(15) 前掲前尾繁三郎口述、二六ページ。

第二節　昭和二〇年度の税制改正

前節で明らかにしたように、予算額と比べて四〇億円におよぶ税収減の見込にもかかわらず、二〇年度の税行政は現行税制を基本とし、主として税務組織の整備に税収達成の重点がおかれていたということができる。二〇年度の、そして戦後最初の税制改正は、物価改訂に即応した、いわば減税のための応急措置として実施されることとなった。改正の手続は、長期におよんだ議会解散のため、旧憲法第八条第一項に基づく緊急勅令の形式を踏まざるをえなかったのであるが、枢密院審議のための制定理由説明要旨は、その事情を次のように述べている。(1)

所得税法中改正等ノ件制定理由説明要旨

政府ハ今回新ナル価格体系ヲ設定シ賃金、給与及各種物資ノ価格ノ改訂ヲ行フコトト致シテ居ルノデアリマス。然ルニ現行ノ租税制度殊ニ其ノ基礎控除、免税点及税率等ハ従前ノ価格及賃金等ヲ基礎トシテ定メラレテ居ルノデアリマシテ、今後ノ諸事情ノ下ニ於テハ到底実情ニ即スル能ハザルモノガアリ、之ヲ此ノ儘放置スルニ於テハ、現ニ政府ノ実施シツツアル価格体系ノ確立、食糧、通貨、金融等ニ関スル国民経済安定ノ諸政策遂行上著シキ支障ヲ来スノ虞ガアリ、斯クテハ国民生活ノ安定、公安ノ保持ヲ期シ難シト認メラルルノデアリマス。而モ事態ハ急ヲ要シ議会ノ開会ヲ待チ得ナイ事情ニ在リマスノデ、所得税、営業税、遊興飲食税、入場税、特別入場税及特別行為税ニ付憲法第八条ノ勅令ニ依リ必要ナル改正ヲ行ヒ、以テ負担ノ適正ト国民生活ノ安定ニ資セントスル所存デアリマス。（以下略）

これより先、二〇年一〇月以来検討が重ねられてきた二一年度税制改正案は、おおむね一月以降次のような方針を

明らかにするに至っていた。この点を、一月一五日の「税制改正案要綱」[2]から抜すいしてみよう。

税制改正案要綱（未定稿）（昭和二一、一、一五）

第一　方　針

一、（略）経済諸情勢等ノ推移ニ応ジ公正ナル国民負担ノ実現ニ依リ健全ナル戦後国民生活ノ確保ヲ期スル等ノ為当面必要ナル税制ノ改正ヲ行フコト

（略）

四、間接税中従価課税ニ属スル織物消費税、物品税、遊興飲食税及入場税ニ付テハ最近ニ於ケル物価及国民生活ノ実情ニ即セシムル等ノ為税率等ニ付適当ト認ムル改正ヲ行フコト

（以下略）

右のような新しく付加された改正方針が、二〇年末から翌一月に至る物価の急騰を考慮したものであることは疑いない。緊急勅令による税制改正は、右の方針に沿った改正部分を抽出発展させたものであり、まだからこそ、緊急勅令による税法改正という異例の措置が実行できたものということができる。二月二四日の「緊急租税措置令案要綱」によるとその内容は次のごとくであった。[3]

緊急租税措置令案要綱（昭二一、二、二四）

第一　方　針

新価格体系ノ設定等最近ニ於ケル経済事情ノ変化ニ即応シ課税ノ適正ヲ図リ国民生活ノ安定ヲ期スル等ノ為当面必要ナル事項ニ付緊急勅令ヲ以テ概ネ左ノ如キ改正ヲ行フコト

第二　要　領

一、所得税

(一) 分類所得税

(イ) 基礎控除、免税点等ヲ左ノ如ク改ムルコト

不動産所得（免税点）	三百円（現行百五十円）
事業所得甲種及乙種（基礎控除）	千二百円（現行四百円）
〃　丙種（　〃　）	二千四百円（現行六百円）
勤労所得甲種（　〃　）	二千四百円（現行六百円）
〃　乙種（　〃　）	千二百円（現行六百円）
退職所得（控除）	五千円（現行三千円）
山林ノ所得（基礎控除）	千二百円（現行四百円）

(ロ) 不動産所得及事業所得ノ特別税率適用限度ヲ不動産所得ニ付テハ千二百円（現行六百円）、事業所得ニ付テハ二千円（現行千円）ニ引上グルコト

(ハ) 山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ六千円以下百分ノ十八（現行百分ノ十八乃至百分ノ二十八）、六千円ヲ超ユル金額百分ノ二十一（現行百分ノ二十八）、一万円ヲ超ユル金額百分ノ二十八（現行通）、二万円ヲ超ユル金額百分ノ三十三（現行通）、四万円ヲ超ユル金額百分ノ四十八（現行通）、十万円ヲ超ユル金額百分ノ六十三（現行通）トスルコト

(ニ) 扶養家族控除額ヲ一人年額七十二円（現行二十四円但シ子五人以上三十六円）ニ改ムルコト

(二) 綜合所得税

(イ) 課税最低限ヲ一万円（現行三千円）ニ引上グルコト

(ロ) 看做配当ニ対スル特別控除ヲ五千円（現行千五百円）ニ引上グルコト

二、営業税

個人ノ免税点ヲ千二百円（現行四百円）ニ引上グルコト

三、物品税

第一種甲類及第二種甲類ノ物品ノ税率ヲ百分ノ百（現行百分ノ百二十）ニ引下グルコト

四、遊興飲食税

㈠ 税率ヲ芸妓ノ花代ニ付テハ百分ノ百五十（現行百分ノ三百）、其ノ他ノ花代ニ付テハ百分ノ八十（現行百分ノ百二十）程度ニ引下グルト共ニ飲食及宿泊ノ料金ニ付テハ飲食百分ノ五十（現行百分ノ三十、百分ノ五十及百分ノ八十）、宿泊百分ノ四十（現行百分ノ二十、百分ノ四十及百分ノ七十）ニ統合スルコト

㈡ 免税点ヲ遊興飲食ノ料金ニ付テハ一人一回十円（現行一円五十銭）ニ、宿泊ノ料金ニ付テハ洋式ノ旅館ニ於ケル宿泊一人一泊十二円（現行三円）ニ、其ノ他ノ旅館ニ於ケル宿泊一人一泊二十円（現行四円五十銭）ニ引上グルコト

五、入場税

㈠ 税率ヲ第一種ノ場所ニ付テハ入場料一人一回三円五十銭未満ノモノ百分ノ五十（現行一円未満ノモノ百分ノ百）ニ、三円五十銭以上ノモノ百分ノ百（現行百分ノ二百）ニ引下ゲ第二種ノ場所ニ付テハ百分ノ百（現行百分ノ百、百分ノ百五十及百分ノ二百）ニ統合スルコト

㈡ 免税点ヲ一人一回五十銭（現行十九銭）ニ引上グルコト

㈢ 特別入場税ニ付テモ入場税ニ準ジ税率区分及免税点ノ改正ヲ行フコト

六、特別行為税

免税点ヲ写真ノ撮影ニ付テハ写真一組ノ料金十五円（現行二円）ニ、調髪等ニ付テハ一回ノ料金三円五十銭（現行八十銭）ニ、織物等ノ染色等ニ付テハ一件ノ料金三十円（現行五円）程度ニ引上グルコト

（備考）本令ニ伴ヒ物品税法施行規則及特別行為税法施行規則ヲ改正シ左ノ措置ヲ講ズルコト

一、国民生活ニ特ニ必要ト認メラルル物品ニ付テハ課税最低限ヲ相当程度引上グルコト

二、右ノ改正ニ対応シ洋服等ノ仕立等ニ対スル特別行為税ノ免税点ヲ相当程度引上グルコト

右の改正案のうち、基礎控除免税点の引上げに当たって所得の種類により差等を設けた理由を、枢密院想定問答は次のように述べている。(4)

甲種勤労所得ニ付基礎控除ヲ四倍程度引上ゲタルハ今回ノ新物価ニ付テハ九・一八ノ価格ノ五、六倍程度、給与ニ付テハ終戦時ノ三、四倍程度ヲ目途トセル点等ヲ考慮シ定メタルモノニシテ、事業所得及山林所得等ニ付テハ甲種ノ勤労所得ノ如ク今後支払ヲ受クルモノヨリ適用サレルモノトハ異リ今年トシテハ前年度所得ヲ基礎トシテ賦課サレル点ヲ考慮シ差等ヲ設ケ三倍ノ引上ゲトナシタルモノナリ尚不動産所得ニ対スル免税点ニ付テモ此等ノ点ヲ考慮シ二倍ノ引上トナシタリ

このようにして、税制改正のための緊急勅令は二一年三月八日勅令第百二十八号として裁可公布、第九〇議会において事後承諾を得るのであるが、これによる減収見込額は二一年度において二億四七〇〇万余円、税目別内訳は表1-3

表1-3　緊急租税措置ニ依ル減収見込額（昭和二十一年度）

税目	基本予算額	措置後ノ収入見込額	減収見込額
	千円	千円	千円
所得税	三、七三九、一二六	三、六八八、三五七	五〇、七六九
営業税	一〇六、七二二	九九、一二九	七、五九三
物品税	六七五、六一五	六三九、九〇〇	三五、七一五
遊興飲食税	五九〇、三四〇	五一六、一七四	七四、一六六
入場税	二七九、六三三	二〇四、四〇二	七五、二三一
特別行為税	七三、三九九	六八、九〇〇	四、四九九
計	五、四六四、八三五	五、二一六、八六二	二四七、九七三

3のごとくであった。[5]

(1) 大蔵省資料Z六〇三―二一。
(2) 大蔵省資料Z六〇三―二一。
(3) 大蔵省資料Z六〇三―二一。
(4) 大蔵省資料Z六〇三―二一。
(5) 大蔵省資料Z六〇三―二一。

第二章　昭和二一年度予算編成と一般税制の改正問題

第一節　津島蔵相期

昭和二一年度の予算編成は、八月二四日の閣議による編成方針の決定[1]を経、一〇月八日、主計局の二一年度予算に関する「見通し（試算）[2]」ならびに同月一〇日の歳入予算に関する「見通（試算）[3]」などによって、おおむねその骨格が明らかにされつつあった。

これより先、八月二八日の閣議決定によって設置された「戦後通貨対策委員会[4]」は、九月一日付諮問第一号「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」に対し、一〇月五日付をもって「財政緊急対策[5]」を答申した。この答申から租税関係事項を抽出してみよう。

財政緊急対策

戦争ソノモノ及ビ「ポツダム」宣言ニ基ク我ガ経済国力ノ低下甚大ナル事実ヲ銘記シ、且現下ノ「インフレ」問題ノ中核ガ財政収支ノ均衡ニ在ルコトニ鑑ミ、政府ハ現行予算及ビ来年度予算ニ付取敢ヘズ左ノ如キ措置ヲ講ズベシ（略）

第二　来年度予算に対する緊急措置

㈠　方　針

(1)　普通歳出（特殊経費並ニ復旧復興費ノ公債利子ヲ含ム）ハ之ヲ厳ニ普通歳入ヲ以テ賄フノ大方針ヲ確立シ、歳出ノ一大削減ト歳入ノ増収其ノ他ノ措置ヲ断行スルコト（略）

㈡　要　領

（略）

(7)　現行地方分与税ニ対シ新事態ニ即シテ再検討ヲ加ヘルコト

(8)　税制ニ付テハ直接税及間接税ニ亙リ新事態ニ照応セル根本的改革ヲ行フモノトシ差当リ二十一年度ニ於テハ、分類所得税、酒税、物品税等ノ増徴、一部新税（成金税、財産税等）ノ創設ヲ行ヒ二十二年度ニ於テハ本格的ナル新税ノ創設其ノ他税制ノ一大改革ヲ断行スル措置ヲ講ズルコト

尚煙草、塩等ノ専売収入ノ増大ヲ図ルコト

戦後通貨対策委員会インフレ対策部会は、すでに九月五日の第三回部会会合において部会案を決定[6]していたが、租税関連事項は次のごとくであった。

（戦後通貨対策委員会インフレ対策部会　二〇、九、五）

一、財政支出ガインフレーション激化ノ一大要因タルニ鑑ミ極力其ノ縮減ヲ図リ、復旧復興ニ要スル経費以外ハ普通歳入ヲ以テ支弁シ得ル如ク按画スルコト

（略）

三、歳入ニ付テハ新税ヲ設ケ、税制ヲ改革シ、専売収入ノ増加ヲ図ル等各階層ヲ通ズル負担増加ニ依リ歳出トノ均衡ヲ図ル如ク按画スルコト

本件ハ人心ノ緊張ヲ持続シ又国際関係上ヨリモ急速実施ノ要アリ

尚本件ニ関連シテ財務局及税務署ノ充実ヲ図ルコト（以下略）

戦後通貨対策委員会A委員会は、九月二八日高橋亀吉委員の草案に基づき「財政緊急対策」を決定[7]、前述した一〇月五日付委員会答申はA委員会案をもととしこれを採択したものであった。ここでは通貨対策委員会答申の基礎となった高橋亀吉委員の九月二八日付委員会配布にかかわる「財政緊急対策」について、租税関連事項を摘録しておくこととする[8]。

財政緊急対策（昭二〇、九、二八）　　高橋委員

戦争そのもの及び「ポツダム」宣言に基く我が経済国力の低下甚大なる事実を銘記し、且つ現下の「インフレ」問題の中核が財政収支の均衡如何に在ることに鑑み、緊急対策として、政府は現行予算及び来年度予算につき、不取敢左の如き措置を講ずべし。

（略）

第二　昭和二十一年度予算に対する緊急措置

㈠　方　針

(1)　普通歳出（特殊経費、並に復旧復興費の公債利子を含む）は、之を厳に普通歳入を以て賄ふ大方針を確立し、歳出の一大削減と歳入の増収措置を断行すること。

（略）

表2-1　昭和二十一年度租税収入見込額調（昭和二〇、九、二五）

科目	昭和二十一年度見込額	昭和二十年度戦災減収控除収入見込額
	千円	千円
租税（経常部）		
（内）所得税	八、九八六、八二〇	七、七六五、九二四
分類所得税	三、四〇六、五〇一	三、九五一、七六〇
（内）甲種配当所得税	二、七九六、六〇九	三、三一四、四六三
丙種事業所得	八三四、四一六	八六四、四一七
甲種勤労所得	八九、一九六	一〇七、五二四
賦課課税分	八三九、三二〇	一、五四四、七五七
綜合所得税	九七五、六二〇	七五四、四〇七
法人税	六〇九、八九二	六三七、二九七
相続税	一、二〇二、一一二	一、一四五、七〇五
酒税	一二六、〇七九	一二二、六七四
織物消費税	二、〇〇八、八七七	一、五一五、六九〇
物品税	一三九、〇七三	六一、六七〇
遊興飲食税	八〇〇、四七〇	二二五、五七三
通行税	五五七、五二七	二九六、四〇〇
入場税	二六九、一三二	一八八、九七九
関税	二〇七、四三一	一五五、〇七二
租税（臨時部）	一三二、四九九	五、〇五九
（内）臨時利得税	六八七、一七一	一、七三八、九六五
法人臨時利得税	六六二、九〇五	一、七二一、六三一
	五一八、五〇〇	一、五五六、五一五
個人臨時利得税	一四四、四〇五	一六五、一一六
租税合計	九、六七三、九九一	九、五〇四、八八九
還付税収入	一七七、〇四八	一六七、四一三
印紙収入	三一六、五六八	一九八、一六二
総計	一〇、一六七、六〇七	九、八七〇、四六四

(7) 現行地方分与税に対し、新事態に即して再検討を加へること。

(8) 現行税制及び税率は、二十一年度に於ては差向き之を原則として続行するも、二十二年度に於ては、新事態に即せる税制の一大改革を断行する措置を講ずること。

(9) 二十一年度の歳入不足を補ふ為、不取敢、大約五十億円内外以上の増収を目的として、一方に新に財産税を設け、他方酒税物品税の増徴、煙草、塩等の専売収入の増大を図ること。

一〇月八日の予算に関する見通しを裏付けて一〇月一〇日主計局によって作成された二一年度歳入予算に関する見通し[9]は、現行法による租税収入を一〇一億六〇〇〇余万円計上、官有財産払下代五億二〇〇〇余万円を見込んでなお公債金収入二一億余円を必要とするという試算であり、普通歳出は普通歳入をもって賄う原則に立つとすれば二一年度において相当の増税立法が不可避であることを示していたが、他方でまたそれは普通歳出の財源に公債充当のやむをえざることを示すものでもあった。この際計上された租税収入一〇一億余円は、九月二五日に主税局の作成した収入見込額を基礎としたもので、その税目別内訳を、同時期における昭和二〇年度の戦災減収控除収入見込額比較とあわせて示すと表2-1のようになる。[10]

(1) 大蔵省資料Z二〇一―一。

(2) 大蔵省資料Z六〇二―五。

(3) 大蔵省資料Z六〇二―五。
(4) 「戦後通貨対策委員会」については、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第五巻「歳計(1)」を参照。
(5) 大蔵省資料Z六〇四―二八以下。
(6) 大蔵省資料Z六〇四―二八以下。
(7) 『産業経済新聞』昭和二〇年一〇月七日。
(8) 大蔵省資料Z六〇四―二八以下。
(9) 大蔵省資料Z六〇二―五。
(10) 「昭和二十一年度租税収入見込額調」(昭和二〇・九・二五)(大蔵省資料Z六〇三―一八)より摘録。

第二節　渋沢蔵相期

渋沢蔵相期はおおむね三期に分けて述べることができる。第一期は一〇月中旬より一一月半ばに至る、財政再建と一般税制改正の検討が具体化された時期、第二期は一二月より年初に至る、二一年度の予算と税制改正が省議決定としてまとめられた時期、そして第三期が三月より四月前半の、二一年度税制改正案の若干の手直しの時期である。

一　第一期――財政再建計画と一般税制の改正問題

戦後財政の見通しないしは計画に関して最初に明らかにされたのは、一〇月一六日の閣議における「戦後財政ノ見透ニ付テ」と題する報告であった。この見通しは、「昭和二十年度予算ヲ材料トシテ戦争終了ニ伴ヒ不用トナルモノハ落シ国債費等ノ当然増加スルモノハ之ヲ加算シ一般行政費ニ付テハ相当ノ削減ヲ為シ且今年度以上ニ新規ノ事業ヲ為サヾルモノトシテ言ハヾ骨格的予算ヲ組ンデミルト明昭和二十一年度ノ一般会計歳出予算額ハ一五二億円程度ニナルモノト見積ラレル[1]」としたもので、「右ノ歳出所要額ヲ支弁スベキ財源即チ歳入ノ面ヲ見ルニ明年度ニ於ケル租税収入ハ印紙収入ヲ合セ現行税制ノ下ニ於テハ戦災ノ影響ト産業ノ萎微トニ依リ九六億円程度ニ減少スルモノト予想サレル。即チ本年度ニ比シ二割七分ノ減少ニ当ル。専売局益金ヲ大宗トスル官業諸収入ハ一八億円程度デアリ前年度ニ比

表2-2　昭和二十一年度租税収入見込額調（昭二〇、一〇、二三）

科目	昭和二十一年度収入見込額	昭和二十年度戦災減収控除収入見込額
	千円	千円
租税（経常部）		
所得税	八、一三二、五三二	七、七六五、九二四
分類所得税	三、四五二、三二九	三、九五一、七六〇
源泉課税分	二、八五五、四四六	三、三一四、四六三
甲種配当利子所得	八三九、三〇四	八六四、四一七
甲種勤労所得	九一〇、七四一	一、五四四、七五七
其ノ他	一四七、三七七	一五〇、八八二
賦課課税分	九五八、〇二四	七五四、四〇七
綜合所得税	五九六、八八三	六三七、二九七
法人税	一、二〇二、一一二	一、一四五、七〇五
相続税	一二六、八五六	一二二、六七四
酒税	一、六一六、〇八六	一、五一五、六九〇
砂糖消費税	四、二二六	二六、四七〇
織物消費税	六九、五三六	六一、六七〇
物品税	六四〇、三七六	二二五、五七三
遊興飲食税	四四六、〇二一	二九六、四〇〇
特別行為税	五六、四六〇	三六、一五八
通行税	二六九、一三二	一八八、九七九
入場税	二〇七、四三一	一五五、〇七二
其ノ他	四一、九六七	三九、七七三

租税（臨時部）		
臨時利得税	六五九、〇〇三	一、七三八、九六五
法人臨時利得税	六三四、七三七	一、七二一、六三一
個人臨時利得税	五一八、五〇〇	一、五五六、五一五
特別法人税	一一六、二三七	一六五、一一六
租税合計	二四、二六六	一七、三三四
還付税収入	八、七九一、五三五	九、五〇四、八八九
地租	一七六、二二二	一六七、四一三
家屋税	二八、六九八	二六、一八六
営業税	二八、三六〇	二八、四一二
印紙収入	一一九、一六四	一一二、八一五
総計	二八一、三四三	一九八、一六二
	九、二四九、一〇〇	九、八七〇、四六四

シ九億円程度モ減少セザルヲ得ヌ状況デアル。其ノ他ノ収入ニ於テハ国有財産ノ払下ノ収入五億円ヲ新ニ見込ムモ一三億円程度ニ過ギズ。従ッテ道路公債ヲ前年度通発行スルトシテ差引二十五億円程度ハ赤字公債ノ発行ヲ余儀ナクサレルコトニナル。」右の概算見込額が全くの骨格予算にすぎず、戦後の積極施策費ならびに連合軍駐屯費その他内外にわたる政府補償費を考慮するならば、「我国財政ハ全ク破局的状態ニアルト云ッテ然ルベキデ」「之ガ対策ニ付テハ全ク革新的ナ方途ヲ講ズルコトガ必要」と強調した上で、その一環として「又普通歳入増加ノ方策ニ付テモ真ニ国家ノ現状ヲ洞察シ此ノ際画期的ナル方途ヲ講ゼネバナラヌコトヲ銘記シテ頂キタイノデアル。」と結んでいる。この見通しにおける二一年度租税収入見込について、九月二五日の主税局算定一〇一億余円が、酒税、物品税、関税等を中心として九六億余円に減額算定され[2]、さらに一〇月二三日にはおおむね同種税目、すなわち酒税、織物消費税、物品

税、遊興飲食税等の減収により九二億余円の見込税額として主税局局議[3]において決定をみている。後者は、以降財政再建計画などにおける税収見込額の基礎となったものであり、表2-2にその内訳を掲げておこう。

一般税制の改正作業はとりわけ一〇月中旬以降進捗するが、この時期の最初の「税制改正案要綱」としてまとめられたのが、次に掲げる改正案全文である。[4]

税制改正案要綱（昭和二〇、一〇、三〇）

第一　方針

国庫収入ノ増加ニ因リ戦後ニ於ケル財政ノ均衡ヲ図ルト共ニ悪性インフレーションヲ防止シテ国民経済ノ再建ヲ促進セシムル為左ノ方針ニ依リ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行フモノトス

一　国民負担ノ均衡ヲ図ル為資産所得ニ重課スルコト

二　浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為嗜好品等ニ重課スルコト

三　極力税制ノ簡素合理化ヲ図リ納税及徴税ノ手続ヲ簡易ナラシムルコト

第二　要領

一　所得税

(1)　分類所得税

(イ)　税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

不動産所得		百分ノ二十八（現行　百分ノ二十三）
配当利子所得	国債	百分ノ二十三（現行国債百分ノ十六　配当百分ノ二十二　利子百分ノ二十三）
	其ノ他	百分ノ二十八

事業所得	甲種及乙種	百分ノ二十五（現行　百分ノ二十一）
	丙種	百分ノ二十（現行　百分ノ十八）
勤労所得		百分ノ二十（現行　百分ノ十八）

(ロ)　不動産所得ニ対スル免税点（現行百五十円）ヲ基礎控除ニ改メ事業所得ト通算シテ一人年額四百円トスルコト

(ハ)　扶養家族控除額ヲ一人年額三十六円（現行二十四円但シ子五人以上三十六円）ニ改ムルコト

(ニ)　生命保険料控除ヲ廃止スルコト

(2)　綜合所得税

(イ)　課税最低限ヲ五千円（現行三千円）ニ引上グルコト

(ロ)　税率ヲ左ノ程度ニ改ムルコト

五千円超百分ノ十五乃至五十万円超百分ノ七十（現行三千円超百分ノ八乃至五十万円超百分ノ七十四）

二　法人税

法人臨時利得税ヲ廃止シ法人ノ各事業年度ノ所得ニ付左ノ税率ニ依リ普通所得税及超過所得税ヲ課税スルコト（清算所得及各事業年度ノ資本ニ対スル分ハ現行通）

普通所得	百分ノ三十三
超過所得	
資本金額ニ対シ八分ヲ超エ一割五分以下ノ金額	百分ノ四十
同　一割五分ヲ超エ二割五分以下ノ金額	百分ノ四十五
同　二割五分ヲ超ユル金額	百分ノ五十

三　地租、家屋税及営業税

税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

地　租　百分ノ四　（現行百分ノ三）

家屋税　百分ノ三・五（現行百分ノ二・五）

営業税　百分ノ二・五（現行百分ノ二）

四　臨時利得税

法人臨時利得税ヲ廃止シテ之ヲ法人税ニ統合シ個人臨時利得税ハ之ヲ廃止スルコト

五　通行税

税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

三等　一粁ニ付二銭（現行五厘）

二等　同　六銭（〃二銭）

一等　同　十二銭（〃四銭）

六　酒税

清酒ニ付一升壜ノ小売価格ヲ一級酒三十円（現行十五円）、二級酒二十円（現行八円）ニ、麦酒ニ付大壜詰一本ノ小売価格ヲ四円（現行二円）ニ引上グル程度ノ増徴ヲ行フト共ニ其ノ他ノ酒類ニ付テモ品質ニ応ジ税負担ニ差等ヲ附シテ之ニ準ズル増徴ヲ行フコトトシ総税額ニ於テ十五割程度ノ増収ヲ図ルコト

七　砂糖消費税

砂糖第二種乙（分蜜白糖）ノ税率ヲ百斤ニ付二百八十円（現行十七円五十銭）ニ引上グル等総税額ニ於テ百六十八割程度ノ増徴ヲ行フコト

八　物品税

飴類、サッカリン、蜂蜜ニ対スル税率ヲ砂糖消費税ト同率程度ニ引上グルト共ニ書画骨董ニ付テハ税率ヲ百分ノ二十程度（現行百分ノ八十及百分ノ六十）ニ引下グルコト

九　遊興飲食税

芸妓ノ花代及其ノ他ノ花代ノ税率ヲ百分ノ二百及百分ノ百ニ引下グルコト

一〇　入場税

舞踏場ニ対シ新ニ課税規定ヲ設ケ税率ヲ百分ノ二百程度トスルコト

一一　其ノ他

(1)　各種減免税ニ付相当程度整理スルコト

(2)　戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル勅令ヲ廃止シ印紙税等ノ課税ヲ復活スルト共ニ間接税ノ徴収手続ニ関スル規定等ヲ各税法中ニ規定スルコト

（附記）

本改正ト併行シ地方税制度ニ付テモ必要ノ改正ヲ行フコト

「戦後財政ノ見透ニ付テ」において明らかにされた財政破綻の現状に対し、財産税等の新設、経常税の増徴その他の収入措置が成案をみるに至って、それらを骨子とした「財政再建計画大綱」が、一一月一日の主計局「戦後における財政再建等に関する件」[5]、同二日同局「財政再建計画大綱要目案」[6]を基礎とし、一一月五日の閣議において了解をみた。「再建計画大綱要目」は、「戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進ンデ経済再建ノ礎石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期ツツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万策ヲ尽スモノトス」と述べた上で、その具体策として、財産増加税、財産税の創設に続き、経常税について「今後当分ノ間毎年度ノ経常歳入ヲ増加シ財政ノ収支ヲ均衡セシムル為資産所得

及嗜好品等ノ重課ヲ趣旨トスル税制改正ヲ行フコト」とし、その他諸方策とともに「果敢ナル具現ヲ期ス」と強調している。同日、閣議における蔵相報告の基礎となった「財政再建計画大綱説明要旨」[7]にしたがって、計画の内容を補足しておこう。説明要旨はその前文において「経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義ノ恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合的且強力ニ実施スル外ニ途ナシ。今ヤ政府ハ其ノ総力ヲ挙ゲテ(略)先ヅ自ラノ闘志ヲ新タニシ一路邁進スベキ秋ナリト信ズ」と述べ、「仍テ今日採ルベキ措置トシテハ(1)先ヅ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ(略)而シテ其ノ方法トシテハ先ヅ以テ約九百二十億円ニ上ル財産増加税及財産税ヲ一回限リ賦課……スルコト其ノ中核ナルベシ(略)今後当分ノ間普通歳入ヲ以テ普通支出ヲ賄フヲ得ザル次第」なるため、普通税については「(3)右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約二十億円ノ増収ヲ図ルノ要アリ右ノ場合ニ於テハ例ヘバ(イ)不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税ヲ増徴シ、(ロ)浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課スル、等ヲ其ノ眼目トシ」「以上要之今回ノ提案ハ縷述セル如ク当面ノ実情ニ鑑ミ採ルベキ施策ノ一大重点ヲ財政収支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜合的推進ヲ期待シ以テ我国経済再建ノ礎石タラシメントスル配慮ニ出ヅルモノニ外ナラズ」と結んでいる。

以上のようにして、一般税制改正は財政再建計画の一環としての位置を与えられつつ、改正案の検討が進捗させられるが、一一月七日の戦後通貨対策委員会第一部会第三部会連合会に主税局研究試案未定稿として大蔵省より提出された「要綱」（一一月二日主税局作成）は、先に述べた一〇月三〇日案を、同じ方針に立ちつつかなり重要な修正を加えたものであった。重複を避けて修正個所のみ左に摘記してみよう。[8]

修正箇所のおもなものは、酒税（一升壜小売価格を一級酒三〇円を二五円に、二級酒二〇円を一五円に、麦酒大壜詰同四円を三円に引き下げ総税額一五割程度の増収を八割程度に修正）、砂糖消費税（砂糖第二種乙〔分蜜白糖〕の税率を一〇〇斤につき二八〇円を一九〇円に引き下げその他の砂糖についても同程度の税率とする）、物品税（飴類、サッカリン、蜂蜜に対する税率を砂糖消費税と同率とする）、通行税（附記(2)として三等一キロにつき二銭の増徴を考慮するに止め、要綱本文より削除）、入場税（全文削除）など間税関係の税率の引上げを大幅に減額修正したほか、不動産所得に対する免税点の修正を中止し、直税関係の税率の規定に幅をもたせたこと、等々であった。この結果、税制改正案による歳入見込額は大きく変動し、一〇月三〇日案の平年度増収額四〇億九〇〇〇余万円は二二億七〇〇〇余万円（初年度二〇億余円）へと修正された。一一月二日主税局の計算した修正原案の歳入見込額は表2-3のごとくである。[9]

財政再建計画の策定に並行し、通貨対策委員会では一〇月五日答申に引き続いて検討を進めた結果、第三部会意見書を一〇日の総会で承認の上、太田正孝委員長の名をもって一二日付提出の運びとなった。意見書の前文および一般税制改正にかかわる部分を摘記すると、次のごとくであった。[10]

戦後通貨対策委員会第三部会意見書

去ル十月五日戦後通貨対策委員会ハA部会（インフレ対策）ノ決議ニ係ル健全財政ノ本格的確立ヲ期スル趣旨ニ依リ五カ年ニ亙ル財政計画ノ策定ヲ承認シタノデアルガ其ノ後委員会ノ編成替ニ依リ第三部会（財政金融並ニ証券対策）ハ之ヲ引継ギ取急ギ具体的方針ニ付討議ヲ行ツタ。其ノ結果次ノ如キ結論ニ到達シタノデアル。

第一　歳出予算ノ整理

（略）概算スレバ二十一年度歳出ハ百五十億円以内トナル。

右ニ対シ普通歳入ノ見込ハ概ネ現制度ヲ以テスレバ百二十億円程度ナルヲ以テ財産税ヲ除ク増税、専売益金其ノ他ノ官業収入ノ

表2-3　税制改正案ニ依ル歳入見込額（昭和二〇、一一、二）

科目	昭和二十一年度収入見込額	改正案ニ依ル平年度増△減額	改正後ニ於ケル平年度収入見込額	摘要
	千円	千円	千円	
所得税	三、四五二、三二九	八八五、〇九九	四、三三七、四二八	
分類所得税	二、八五五、四四六	八五二、一二三	三、七〇七、五六九	
綜合所得税	五九六、八八三	三二、九七六	六二九、八五九	
法人税	一、二〇二、一一二	六二四、七八四	一、八二六、八九六	
臨時利得税	六三四、七三七	△六三四、七三七		法人臨時利得税減五一八、五〇〇千円
小計	五、二八九、一七八	八七五、一四六	六、一六四、三二四	
酒税	一、四九九、〇八六	一、二五九、七〇九	二、七五八、七九五	差引増一〇六、二八四
砂糖消費税	三、九七四	四三、五三五	四七、五〇九	（旧案　三、七九四、三八〇）
物品税	六四〇、三七六	一九、二九一	六五九、六六七	（同　七〇、七九三）
遊興飲食税	五六八、〇九八	六、二六三	五七四、三六一	（同　六七〇、四六八）
入場税	二〇七、四三一	一、九二八	二〇九、三五九	
小計	二、九一八、九六五	一、三三〇、七二六	四、二四九、六九一	（同　五、三一九、三六一）
通行税	二六九、一三二		二六九、一三二	（同　一、〇二四、六〇九）
其ノ他	三一九、〇八五		三一九、〇八五	
計	八、七九六、三六〇	二、二〇五、八七二	一一、〇〇二、二三二	（同　一二、八二七、三七九）
地租	二八、六九八	九、五六五	三八、二六三	
家屋税	二八、三六〇	一一、三四四	三九、七〇四	
営業税	一一九、一六四	四四、〇〇一	一六三、一六五	
計	一七六、二二二	六四、九一〇	二四一、一三二	

印紙収入	二八一、三四三	—	二八一、三四三
合計	九、二五三、九二五	二、二七〇、七八二	一一、五二四、七〇七
			初年度増収額二、〇〇二、一四四千円（旧案一三、三四九、八五四　同初年度増収額四、〇九五、九二九）

（原注）通行税ノ増徴ヲ行フトキハ七五五百万円ノ増収トナル

（注）摘要欄中旧案収入見込額は引用者。

増加等ニ依リ約五十億円ノ増収ヲ図リ歳入ヲ百七十億円程度トスルモ賠償関係経費、外地企業ノ補償等ニ付テハ別途ニ其ノ処理ヲ講ゼザルヲ得ナイノデアル。

第二　財産税ノ創設並ニ其ノ他租税政策

一、理由

賠償並ニ通貨価値ノ安定等ニ関スル問題モアリテ財産税ノ創設ニ付テハ慎重ナル取扱ヲ要ス然シ乍ラ戦争負担ノ公平ヲ図リ国債償還ノ方途ヲ講ジ赤字公債ヲ減少シ「インフレ」悪化ヲ防止シ財政五箇年計画ヲ完遂スル為一回限リノ財産増加税並ニ財産税ヲ創設スルコトハ緊要ト認メラル之ト同時ニ相当程度ノ増税ヲ行ヒ専売収入ノ増加ヲ図ルト共ニ税制ノ改善ヲ為サントスルモノデアル。

三、其ノ他租税政策

(イ)　分類所得税ノ税率ヲ原則トシテ百分ノ五勤労所得ハ百分ノ二程度ヲ引上グルコトトスルモ同時ニ家族扶養控除ヲ相当程度引上ゲルコトトシ之ニ依リ実質上負担軽減トナル如ク措置スルコト

(ロ)　綜合所得税ニ付テハ免税点現行三千円ヲ五千円程度ニ引上グルコト

(ハ)　臨時利得税ハ個人臨時利得税ハ廃止スルコト又法人臨時利得税ハ之ヲ廃止シ法人税ニ統合スルコト

(ニ) 相続税ノ課税最低限ヲ家督相続ニ付テハ現行五千円ヲ二万円、遺産相続ニ付テハ現行千円ヲ三千円程度ニ引上グルコト
尚財産税ト競合ノ場合ハ考慮スルコト
(ホ) 酒税ハ十五割程度ノ増徴ヲ行フコト尚一定数量ニ付テハ特別価格ニ依ル自由販売ヲ考慮スルコト
(ヘ) 物品税ハ贅沢品ヲ除キ或ル程度ノ税率ノ引下ヲ行ヒ大衆ノ負担ヲ軽減スルト共ニ民需品ノ生産ヲ増強シテ増収ヲ図ルコト
(ト) 煙草ニ付テハ十五割程度、塩ニ付テハ欠損ヲ補塡シ得ル程度迄ノ値上ヲ行ヒ又煙草ニ付テハ特別価格ニ依ル自由販売ヲ考慮スルコト此ノ場合委員会ヲ設ケテ之ニ付議スルコト
(チ) 通行税、鉄道旅客運賃及通信料金ノ引上ヲ行フコト
(リ) 戦時緊急措置法ニ依リ戦時中停止シタル税目ハ原則トシテ之ヲ復活スルコト
(ヌ) 税務機構ノ改善充実ヲ行ヒ課税ノ公正ヲ期スルコト

二　第二期――二一年度骨格予算案と税制改正問題

すでに述べたように、昭和二一年度の予算編成方針（歳出予算のみ）が閣議決定されたのは、八月二四日のことであったが、二一年度予算の編成がそのものとして現実に日程にのぼってくるのは、ようやく一一月の下旬のころであった。[11]「初は十二月の半ばごろまでには一応の案を立てて、十二月の終りごろまでに閣議決定をする予定」[12]だったのが、実際に予算案の省議決定をみたのは一二月三一日、昭和二一年度歳入歳出概算として閣議決定が行なわれたのは翌一月四日のことであった。[13] この概算は骨格的な歳出を一二八億余円と見積もり、他方で歳入概算を一三三億余円として計上、うち租税等収入は現行税制によって九三億余円を見積もるという内容である。もちろんこの骨格予算案の

裏には、歳出入にわたる調整見込が含まれており、たとえば同年二月一九日の「昭和二十一年度予算調整見込額表」[14]によると、歳出調整見込増一七一億八〇〇〇余万円、これに対し歳入調整増六六億九〇〇〇余万円、そのうち一般的増税は二〇億余円の増収を見込み、なお九九億七〇〇〇余万円の歳入不足が避けられないというものであった。一月一五日成案の「税制改正案要綱」[15]はこの調整見込増税案に沿ったものである。

一月一五日の「要綱」は平年度増収額を前記歳入調整と同額の二〇億余円（遊飲税、入場税の消費増による税収増加を織り込むと二一億六八〇〇余万円）と見込み、[16] 税制改正による増収額は一一月二日案とほとんど変わらないものであったが、改正の内容には、この間二カ月あまりの経済情勢等の推移を反映したいくつかの重要な修正、その他新たな改正個所が少なからず包含されている点で注目すべきものがあった。「要綱」の全文は左のとおりである（傍点は、一一月二日案に対する修正ないし新たに加えられた規定の要点を示すために引用者が付したもの）。

税制改正案要綱（未定稿）　（昭二一、一、一五）

第一　方針

一　国庫収入ノ増加ヲ図リ戦後ニ於ケル財政ノ適正ナル運営及国民経済ノ健全ナル運行ニ資スルト共ニ経済諸情勢等ノ推移ニ応ジ公正ナル国民負担ノ実現ニ依リ健全ナル戦後国民生活ノ確保ヲ期スル等ノ為当面必要ナル税制ノ改正ヲ行フコト

二　直接税ニ在リテハ分類所得税ノ増徴ニ主眼ヲ置キ個人ノ資産所得ニ重課シツツ勤労所得者及小額所得者ノ負担ヲ軽減スルコトトシ法人税ニ付テモ或程度ノ増徴ヲ行フノ外地租、家屋税及営業税ニ付相当ノ増徴ヲ行フコト

（原注）財産税等実施ノ関係ヲ考慮シ相続税ノ増徴ハ之ヲ見合ハスコト

三　間接税中従量課税ニ属スル酒税、清涼飲料税、砂糖消費税及飴、サッカリン等ニ対スル物品税ニ付テハ浮動購買力ノ吸収ニ資スル為嗜好品ニ対シ重課スルト共ニ最近ニ於ケル物価ノ情況ニ応ズル課税ヲ為スノ趣旨ニ依リ相当ノ増徴ヲ行フコト

四　間接税中従価課税ニ属スル織物消費税、物品税、遊興飲食税及入場税ニ付テハ最近ニ於ケル物価及国民生活ノ実情ニ即応セシムル等ノ為税率等ニ付適当ト認ムル改正ヲ行フコト

五　最近ニ於ケル物価及経済取引ノ状況ニ顧ミ負担力ニ応ズル課税ヲ為ス等ノ為登録税、印紙税及骨牌税等ニ付相当ノ増徴ヲ行フト共ニ馬券税ノ課税ヲ復活スルコト

六　税制ヲ可及的ニ簡素化シツツ現情勢下ノ負担力ニ応ズル課税ヲ行フ等ノ為配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、有価証券移転税、電気瓦斯税及広告税ノ課税ハ之ヲ廃止シ臨時利得税ハ之ヲ廃止シテ法人ノ超過所得及個人ノ譲渡所得ニ対シ適当ナル課税ヲ行ヒ、各種減免税ニ付徹底的整理ヲ行フト共ニ賦課徴収ノ手続等ヲ可及的ニ簡素適正ナラシムルコト

七　其ノ他税制ヲ終戦後ニ於ケル事態ニ即応セシムル等ノ為必要ナル法令ノ廃止又ハ改正ヲ行フコト

第二　要領

一　所得税

(一)　分類所得税

(1)　資産所得ニ対シ重課スルコトトシツツ税率ヲ概ネ左ノ如ク改ムルコト尚預貯金ノ利子ニ対スル税率ニ付テハ此ノ際簡素化及負担ノ適正化ヲ図ルコト

不動産所得	百分ノ三十	(現行百分ノ二十三)
配当利子所得　国債	百分ノ二十	(現行配当百分ノ二十二　国債百分ノ十六　利子百分ノ二十三)
預貯金ノ利子	百分ノ二十三	
其ノ他	百分ノ三十	
事業所得　甲種及乙種	百分ノ二十六	(現行百分ノ二十一)
勤労所得	百分ノ二十	(現行百分ノ十八)
丙種	百分ノ二十	(現行百分ノ十八)

(2)　山林ノ所得及退職所得ニ付テモ事業所得ト同程度ノ税率ノ引上ヲ行フコト

(3)　基礎控除ノ金額ヲ引上ゲ勤労所得千二百円（現行六百円）、事業所得及山林ノ所得六百円（現行四百円）トシ尚不動産所得ニ対スル免税点（現行百五十円）ヲ基礎控除ニ改メ事業所得ト通算シテ六百円トスルコト尚退職所得ノ控除額ハ之ヲ五千円（現行三千円）トスルコト

(3)　扶養家族控除額ヲ一人年額三十六円（現行二十四円但シ子五人以上三十六円）ニ改ムルコト

(4)　生命保険料控除ヲ廃止スルコト

(二)　綜合所得税

(1)　課税最低限ヲ一万円程度（現行三千円）ニ引上グルコト

(2)　税率ヲ概ネ左ノ如ク改ムルコト

一万円超百分ノ四十乃至三十万円超百分ノ六十八（現行三千円超百分ノ八乃至五十万円超百分ノ七十四）

(3)　源泉選択ノ税率ヲ百分ノ三十二（現行百分ノ三十）ニ引上グルコト

(三)　其ノ他

(1)　不動産等ノ譲渡所得ニ対シ分類所得税ヲ課シ昭和二十一年四月十六日以後譲渡シタル分ヨリ適用スルコトトシ譲渡利得ニ対スル臨時利得税ヲ廃止スルコト

(2)　重要物産製造事業ノ免税等ヲ相当整理スルコト

(3)　配当ノ計算期間ヲ暦年ニ改メ昭和二十一年分ノ課税ヨリ実施スルコト

(4)　租税措置法（仮称）中ニ一定条件ニ該当スル者ニ対シテハ予算ニ依リ所得税及営業税ノ課税ヲ為シ得ル規定ヲ設クル

コトトシ年ノ中途ニ於テ外地ヨリ転入シタル者ノ予算課税ノ制度ヲ廃止スルコト

(5) 昭和二十一年十月ニ施行スベキ所得調査委員ノ選挙ヲ一年延期スルコト

二　法人税

(一) 法人臨時利得税ヲ廃止シ法人ノ各事業年度ノ所得ヲ普通所得ト超過所得トニ区分シ概ネ左ノ程度ノ税率ニ依リ課税スルコト

(1) 普通所得

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人　百分ノ三十五（現行百分ノ三十三）

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人　百分ノ四十五（現行百分ノ四十八）

(2) 超過所得

資本金額ニ対シ八分ヲ超エ一割五分以下ノ金額　百分ノ三十

同　一割五分ヲ超エ二割五分以下ノ金額　百分ノ四十

同　二割五分ヲ超ユル金額　百分ノ五十

（原注）小法人ニ付テモ税率ヲ同様トスルコト

(二) 法人ノ清算所得ニ対スル税率ヲ概ネ左ノ程度ニ改ムルコト

(1) 積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル金額ヨリ成ル金額　百分ノ三十四（現行百分ノ二十六）

(2) 其ノ他ノ金額　百分ノ五十四（現行百分ノ四十八）

(三) 各事業年度ノ資本ニ対スル税率ハ之ヲ据置クコト但シ資本ニ対スル法人税ガ十円ニ満タザルトキハ十円トスルコト

(四) 重要物産等ヨリ生ズル所得ハ普通所得ニ対スル法人税ニ付テノミ免除スルコト

(五) 臨時租税措置法ニ規定スル重要物産等ニ対スル増設免税ヲ法人税ニ統合スルコト

(六) 国債利子ノ七割控除ハ之ヲ廃止スルコト

(七) 資本金額ノ計算上繰越欠損金額ハ之ヲ控除セザルコト

(八) 重要物産製造事業ノ免税等ヲ相当整理スルコト

三　特別法人税

(一) 税率ヲ概ネ百分ノ二十五程度（現行百分ノ二十二）ニ改ムルコト

(二) 昭和十五年法律第二十六号附則第三項ヲ削ルコト

四　臨時利得税

(一) 法人臨時利得税ヲ廃止シテ之ヲ法人税ニ統合スルコト

(二) 個人臨時利得税ハ之ヲ廃止スルコトトシ不動産等ニ対スル譲渡所得ニ対シテハ新ニ分類所得税ヲ課税スルコト

五　相続税

(一) 課税最低限ヲ引上ゲ家督相続ニ付テハ二万円（現行五千円）、遺産相続ニ付テハ三千円（現行千円）トスルコト

(二) 年賦延納ヲ許可スベキ税額ノ限度ヲ引上ゲ千円以上（現行三百円以上）トスルコト

六　地租、家屋税及営業税

税率ヲ概ネ左ノ如ク改ムルコト

地租　百分ノ四（現行百分ノ三）

家屋税　百分ノ三・五（現行百分ノ二・五）

営業税　百分ノ二・五（現行百分ノ二）

七　登録税

比例税率ニ付テハ不動産ノ売買等ニ因ル所有権ノ取得ニ対スル税率ヲ千分ノ五十程度（現行千分ノ四十）会社ノ設立又ハ

増資等ニ対スル税率ヲ百分ノ七（現行百分ノ六）ニ其ノ他ノ税率ニ付テモ之ニ準ジ引上ゲ定額税率ニ付テハ十割程度ノ引上ゲヲ行フ等ノ増徴ヲ行フコト

八　酒　税

清酒ニ付一升壜詰ノ小売価格ヲ一級酒三十円（現行十五円）二級酒二十円（現行八円）ニ、麦酒ニ付大壜詰一本小売価格ヲ四円（現行二円）ニ引上ゲル程度ノ増徴ヲ行フト共ニ其ノ他ノ酒類ニ付テモ品質ニ応ジ税負担ニ差等ヲ付シテ之ニ準ズル増徴ヲ行フコトトシ総税額ニ於テ十一割程度ノ増収ヲ図ルコト

九　清涼飲料税

第二種サイダーノ税率ヲ一石ニ付三百五十円（現行百六十円）ニ引上ゲ其ノ他ノ清涼飲料ニ付テモ同程度ノ税率引上ヲ行フコト

一〇　砂糖消費税

砂糖第二種乙（分蜜白糖）ノ税率ヲ百斤ニ付二百円（現行十七円五十銭）ニ引上ゲ其ノ他ノ砂糖ニ付テモ同程度ノ税率引上ヲ行ヒ砂糖特別消費税ハ之ヲ廃止スルコト

一一　織物消費税

織物、メリヤス、レース、フエルト類ニ対スル物品税ヲ統合シ税率ヲ百分ノ四十（現行百分ノ十五）ニ引上グルト共ニ綿織物等ニ対スル非課税規定ヲ廃止スルコト

一二　物品税

(一)　織物類ニ対スル物品税ヲ織物消費税ニ統合シ第一種ノ物品（小売課税）中製造課税ニ改ムルコト困難ニシテ税額ノ僅少ナル愛玩用動物、庭木、庭石等ニ対スル課税ヲ廃止シ其ノ他ノ第一種ノ物品ハ総テ製造課税ニ改ムルコト但シ書画及骨董等ニ対シテハ売立等ノ場合ニ限リ課税スルコトトシ（小売販売課税ヲ廃止）其ノ税率ヲ百分ノ三十程度（現行百分ノ六十

及百分ノ八十）ト為スコト

(二)　税率ヲ左ノ通改ムルコト

甲類物品ニ対スル税率ヲ百分ノ百（現行百分ノ百二十）ニ引下グルト共ニ乙類及丙類物品ニ対スル特別税率ヲ廃止シ丁類ノ物品ニ付テハ其ノ税率ヲ百分ノ三十（現行百分ノ二十）ニ引上グルコト

飴類、サツカリン及蜂蜜ニ対シテハ砂糖ニ準ズル程度ノ税率引上ヲ行フコト

(三)　免税点（課税物品表但書ノ非課税規定）ヲ可及的ニ撤廃スルコト

一三　遊興飲食税

税率ヲ芸妓ノ花代ニ付テハ百分ノ百五十（現行百分ノ三百）其ノ他ノ花代ニ付テハ百分ノ八十（現行百分ノ百二十）程度ニ引下ゲ飲食及宿泊ノ料金ニ付テハ飲食百分ノ五十（現行百分ノ三十、百分ノ五十及百分ノ八十）宿泊百分ノ四十（現行百分ノ二十、百分ノ四十及百分ノ七十）ノ各一本ニ統合スルト共ニ飲食ノ料金ノ免税点ヲ一人一回五円（現行一円五十銭）ニ引上ゲ宿泊ノ料金ノ免税点モ之ニ準ジ相当程度引上グルコト

一四　入場税

(一)　税率ヲ第一種ノ場所ニ付テハ一円未満ハモノ百分ノ五十（現行百分ノ百）一円以上ハモノ百分ノ百（現行百分ノ二百）ニ、第二種ノ場所ニ付テハ一率ニ百分ノ百（現行百分ノ百、百分ノ百五十及百分ノ二百）ニ統合スルト共ニ第一種ノ場所ノ免税点ヲ三十五銭（現行十九銭）ニ引上グルコト

(二)　舞踏場ニ対シ第二種ノ場所トシテ新ニ課税スルコト

(三)　特別入場税ニ付テハ免税点ヲ三十五銭ニ引上ゲ税率ハ之ヲ据置クコト

一五　骨牌税

一回ニ付麻雀三十円（現行二十円）、其ノ他五円（現行三円）ニ引上グル程度ノ増徴ヲ行フコト

一六　印紙税

税制ノ適正化ニ関スル勅令ヲ廃止スルト共ニ印紙税ノ課税ヲ復活シ各証書、帳簿ニ対スル印紙税ヲ十割程度引上グルコトトシ之ニ伴ヒ罰則ノ一部改正ヲ行フコト

一七　臨時租税措置法

臨時租税措置法ヲ租税措置法（仮称）ニ改組シ左ニ掲グル事項ハ之ヲ廃止シ其ノ他ハ存置スルコト但シ廃止スル事項ニ付テハ適当ナル経過規定ヲ設クルコト

㈠ 設備拡張等留保運用免税　㈡製造方法ニ依ル免税　㈢研究的支出ノ特例　㈣固定資産ノ割増償却ノ特例　㈤評価換ニ因ル益金ニ対スル特例　㈥特別価格報奨金ニ対スル特例　㈦会社経理特別措置令ニ依ル損金ノ繰延整理ニ対スル特例　㈧鉱業所得ノ軽減　㈨生命保険会社ノ所有株式ニ対スル分類所得税ノ軽減　㈩新規払込株式ノ配当ニ対スル分類所得税ノ軽減　(ママ……十は原文において削除)㈪元本五千円以下ノ預貯金ニ対スル分類所得税ノ軽減　㈫企業整備ニ因リ解散、合併シタル法人ニ対スル軽減　㈬企業整備ニ因ル資産譲渡ノ場合ノ圧縮記帳ノ特例　㈭積立金ヲ払込ニ充テタル場合ノ特例　㈮企業整備ニ因リ事業ヲ廃休止シタル個人ニ対スル特例　㈯徴用等ニ因リ退職シタル者ノ所得税ノ減免　㈰株式ノ強制譲渡ニ因リ取得シタル有価証券ノ圧縮記帳ノ特例　㈱山林増伐ノ場合ノ特例　㈲解散阻止法人ニ対スル特例　㈴事業ヲ廃休止法人ニ対スル特例　㈵企業整備ニ因リ解散合併シタル特別法人ニ対スル軽減　㈶企業整備等ノ場合ノ登録税ノ軽減　㈷事業ノ着手ノ継続不許可ノ場合ノ鉱区税ノ軽減　㈸金融機関ニ対スル国債利子不控除ノ特例

一八　其ノ他

(1) 戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル勅令ハ之ヲ廃止スルト共ニ馬券税ヲ復活スルコト

(2) 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、有価証券移転税、電気瓦斯税及広告税ノ課税ハ之ヲ廃止スルコト

(3) 酒類業団体ノ機能及運営ヲ新事態ニ即応セシムル等ノ為酒類業団体法ニ付必要ナル改正ヲ行フコト

(4) 終戦後ニ於ケル事態ニ即応セシム等ノ為昭和十二年法律第九十四号（大東亜戦争ノ為従軍シタル軍人及軍属ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予ニ関スル件）、戦時災害国税減免法所得税法人税内外地関渉法及昭和十七年法律第七十四号（所得税等ノ日満二重課税防止ニ関スル件）ヲ廃止スルト共ニ各税法及関税定率法、保税倉庫法等関係法令ニ付必要ナル規定ノ整備ヲ行フコト

(5) 国税徴収法ヲ改正シ租税ノ過誤納金ハ原則トシテ年度又ハ税目ノ如何ニ拘ラズ他ノ税金ニ充当シ得ルモノトスルコト

(6) 納税施設法中ニ納税団体ノ団体員ニ対シテハ合同納税告知ニ為シ得ル規定ヲ設クルコト

(7) 国庫出納金端数計算法ヲ改正シ国税ノ収入又ハ還付金ニ付テハ原則トシテ十銭未満ノ端数ハ（現行五銭毎ニ満タザル金額）之ヲ切捨ツルコト

一月一五日の税制改正案が成案に至る過程で検討された焦点のひとつは、資産所得により重い負担を求めることは当然としても、分類と綜合の所得税体系においてどの程度に前者に重点を求めるかということであった。この問題は、一月六日作成にかかわる二つの税制改正案（直接税）に端的に相対照する立場が示されている。両者の内容を要約して示せば次のようになる。

㈠ 税制改正案（直接税）第二案　（昭二一、一、六）

一、所得税

(1) 分類所得税

(イ) 税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

不動産所得　百分ノ二十八

配当利子所得　国債　百分ノ二十三
其ノ他　百分ノ二十八
事業所得　甲及乙種　百分ノ二十五
丙種　百分ノ二十
勤労所得　百分ノ二十
（略）
(2) 綜合所得税
(イ) 課税最低限ヲ八千円ニ引上グルコト
(ロ) 税率ヲ左ノ程度ニ改ムルコト
八千円超百分ノ二十五乃至五十万円超百分ノ七十
二、法人税[17]（以下略）

(ニ) 税制改正案（直接税）第三案（昭二一、一、六）
一、所得税
(1) 分類所得税
(イ) 税率ヲ左ノ如ク改ムルコト
不動産所得　百分ノ三十三
配当利子所得　国債　百分ノ二十八
其ノ他　百分ノ三十三

（元本五千円未満ノ預貯金ノ利子ニ付テハ百分ノ二十八トスルコト）
事業所得　甲及乙種　百分ノ三十
丙種　百分ノ二十五
百分ノ二十五
勤労所得
(ロ) 尚基礎控除ノ金額ヲ引上ゲ勤労所得ハ九百円、事業所得ハ六百円トシ不動産所得ニ対スル免税点ヲ基礎控除ニ改メ事業所得ト通算シテ六百円トスルコト
（略）
(2) 綜合所得税
(イ) 課税最低限ヲ一万二千円ニ引上グルコト
(ロ) 税率ヲ左ノ程度ニ改ムルコト
一万二千円超百分ノ三十乃至三十万円超百分ノ六十五
二、法人税[18]（以下略）

「税制改正案要綱」として実際に成案となったのは、国債ならびに預貯金利子に対する税率を両案よりさらに引き下げ、その他勤労所得や丙種事業所得に対する税率を第二案の「百分ノ二十」にとどめかつ基礎控除の引き上げを図ったほか、おおむね両者の中間案を採用したことはすでに記した「要綱」全文によって明らかである。

なお、この「要綱」は、あらたに次のような改正を提案している。すなわち、所得税については臨時利得税の廃止と同時に不動産等の譲渡所得に分類所得税を課税すること、「租税措置法（仮称）」中に予算課税の規定を設けること、所得調査委員の選挙を一年延期すること等々であり、法人税については外国法人に対する法人税率を引き下げ内

表2-4　税制改正案ニ依ル歳入見込額（平年度）

（単位　千円）

科目	昭和二十一年度基本予算額	改正案ニ依ル収入見込額	差引増△減額	備考
所得税	三、七三九、一二六	四、六〇二、一六一	八六三、〇三五	
分類所得税	三、〇七五、九六八	四、〇五〇、七九九	九七四、八三一	
甲種勤労所得	一、〇七一、四八〇	一、五一五、七〇七	四四四、二二七	
甲種配当利子所得	八〇五、八五六	一、一二三、二五二	三一七、三九六	
其ノ他源泉課税分	一五四、〇二六	一七四、八九〇	二〇、八六四	
賦課課税分	一、〇四四、六〇六	一、二三六、九五〇	一九二、三四四	
綜合所得税	六六三、一五八	五五一、三六二	△一一一、七九六	
法人税	一、〇六一、〇一一	一、八一八、二七五	七五七、二六四	法人臨時利得税ノ減五六三、一七一、差引一九四、〇九三純増
特別法人税	二三、二二八	二七、二三七	四、〇〇九	
臨時利得税	六八一、九一五	—	△六八一、九一五	
相続税	一四六、四六〇	一三八、四六七	△七、九九三	
酒税	一、二九一、八八五	二、七二六、〇〇五	一、四三四、一二〇	
清涼飲料税	八一一	一、七七一	九六〇	
砂糖消費税	三、一六〇	三六、一二五	三二、九六五	
織物消費税	六九、七九〇	二一〇、三四〇	一四〇、五五〇	
物品税	六七五、六一五	四九〇、五五八	△一八五、〇五七	
遊興飲食税	五九〇、三四〇	三一〇、五〇三	△二七九、八三七	外消費増見込一二五、四四一
入場税	二七九、六三三	一三二、〇八一	△一四七、五五二	〃　三六、五六三
馬券税	一一、一九〇	一四、九一九	三、七二九	

地租	二八、七七五	三八、三五七	九、五八二	
家屋税	三〇、〇二四	四二、〇三三	一二、〇〇九	
営業税	一〇六、七二二	一五一、七八一	四五、〇五九	
廃止諸税	八七、三一二	—	△八七、三一二	
印紙収入	二〇八、八九三	三〇一、七二三	九二、八三〇	特別行為税
内 登録税	一七九、五二一	二二九、三四六	四九、八二五	広告税
内 印紙税	二三、五二〇	六二、七二二	三九、二〇二	電気瓦斯税
内 骨牌税	五、八五二	九、六五五	三、八〇三	其ノ他
一九 外増税ニ関係ナキモノ	二八五、四五二	二八五、四五二	—	
二〇 計	九、三二一、三四二	一一、三二七、七八八	二、〇〇六、四四六	外消費増見込一六二、〇〇四
内 直接税	五、八三一、二六一	六、八一五、四八六	九八四、二二五	合計増二、一六八、四五〇
内 間接税	二、九五一、七九六	三、九九四、六七九	一、〇四二、八八三	外消費増見込一六二、〇〇四
内 還付税	一六五、五二一	二三二、一七一	六六、六五〇	合計増一、二〇四、八八七
内 廃止税其他	三七二、七六四	二八五、四五二	△八七、三一二	

三　昭和二一年度歳入歳出修正概算と税制改正問題

すでに述べたように、二一年の一月四日に閣議決定をみた予算案は骨格的なものであり、引き続いて追加予算の計上は避けることのできないものであった。このようにして、三月一二日現在の追加要求額は六九七億円[20]の巨額に達し、この事態に処して主計局は財政非常措置を草案、その一環として財源の開発についてもたとえば非常増税など断行の要を強調するに至っていた[21]。こえて三月二五日、二一年度一般会計予算案は総枠三〇〇億円の範囲をもって省議決定を経たが、二六日の閣議上程より週日を経ること四月一日に至ってようやく、歳入出共三二七億余円をもって修正概算の決定を見た[22]。この修正概算によると租税経常部収入一二六億〇四〇〇余万円、同臨時部収入三〇億四一〇〇余万円、計一五六億余万円の税収予算であったが、これは増税による収入増四四億余万円を予定したものであった[23]。これを裏付ける税制改正案が、四月一日作成[24]、同月四日省議[25]に付議された「要綱」であった。

この「要綱」の第一の特徴は、もっぱら増税立法案として立ちあらわれていることである。それは一面では一月一五日「要綱」中の負担軽減措置が三月八日施行にかかわる「緊急租税措置令」によって、一層大きな規模ですでに実施に移されていた結果でもあったが、たとえば預貯金利子への分類所得税、綜合所得税源泉選択分、有価証券移転税、酒税、砂糖消費税、織物消費税、骨牌税などにおいてさまざまの増税措置が提案されていること、その他、租税罰則の整備強化がとくに指摘されていること等々が注目されねばならないであろう。四月一日「要綱」を一月一五日のそれと対比して示せば次のごとくである。文中、「第二　要領」以下に付した傍点は、旧「要綱」の修正部分を示すものである(傍点引用者)。

税制改正案要綱（未定稿）　（昭二一、四、一）

第一　方針

一　国庫収入ノ増加ヲ図リ財政ノ強化ニ資スルト共ニ経済諸情勢ノ推移ニ応ジ国民負担ノ公正ヲ期スル等ノ為税制ノ改正ヲ行フコト

二　直接税ニ在リテハ分類所得税ノ増徴ニ主眼ヲ置キ特ニ個人ノ資産所得ニ重課スルコトトシ法人税ニ付テモ或程度ノ増徴ヲ行フノ外地租、家屋税及営業税ニ付相当ノ増徴ヲ行フコト

（原注）財産税等実施ノ関係ヲ考慮シ相続税ノ増徴ハ之ヲ見合スコト

三　間接税中従量課税ニ属スル酒税、清涼飲料税、砂糖消費税及飴、サツカリン等ニ付スル物品税ニ付テハ最近ニ於ケル物価ノ情況ニ応ズル課税ヲ為ス等ノ為相当ノ増徴ヲ行フト共ニ従価課税ニ属スル織物消費税及物品税ニ付テモ課税方法及税率等ニ付適当ナル改正ヲ行フコト

四　最近ニ於ケル物価及取引ノ状況ニ顧ミ負担力ニ応ズル課税ヲ為ス等ノ為有価証券移転税、登録税、印紙税及骨牌税ニ付相当ノ増徴ヲ行フコト

五　税制ヲ可及的ニ簡素化スル等ノ為配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、電気瓦斯税及広告税ノ課税ハ之ヲ廃止シ、尚臨時利得税ハ之ヲ廃止シテ法人ノ超過所得及個人ノ譲渡所得ニ対シ適当ナル課税ヲ行フノ外各種減免税ニ付相当ノ整理ヲ行フト共ニ賦課徴収ノ手続等ヲ可及的ニ簡素適正ナラシムルコト

六　其ノ他税制ヲ最近ニ於ケル事態ニ即応セシムル等ノ為必要ナル法令ノ廃止又ハ改正ヲ行フコト

第二　要領

一、所得税

(一) 分類所得税

(1) (略) 預貯金ノ利子　百分ノ二十五　事業所得　甲種及乙種百分ノ二十五 (略) 清算取引所得ニ付テモ事業所得ト同程度ノ税率ノ引上ヲ行フコト

(2)(3)(4) 削除

(二) 綜合所得税

(1) 削除

(2) 税率ヲ概ネ左ノ如ク改ムルコト

三千円超百分ノ八乃至三十万円超百分ノ六十六

(3) 源泉選択ノ税率ヲ百分ノ三十五ニ引上グルコト

(三) 其ノ他

(1) (略) 昭和二十一年三月二日以後譲渡シタル分ヨリ適用スルコトトシ (略)

(2) (略) 相当整理スルコトトシ臨時租税措置法ニ規定スル増設免税ヲ所得税ニ統合スルコト

(3) (略) ニ改メ昭和二十二年分ノ課税ヨリ実施スルコト

(4) 看做配当及払込金ニ充当シタル積立金ニ依ル配当ニ付テハ其ノ十分ノ五ヲ控除シテ綜合所得税ヲ課税スルコト

(四) 削除

(五) 後出

四、臨時利得税

(原注) 昭和二十一年分営業利得ニ対スル臨時利得税及昭和二十一年三月二日以前ノ譲渡利得ニ対スル臨時利得税ニ付テハ課税スルコト

七、有価証券移転税

有価証券移転税ノ課税ヲ復活シ税率ヲ概ネ国債証券ニ付テハ万分ノ二乃至万分ノ十 (現行万分ノ一乃至万分ノ四)、其ノ他ノ有価証券ニ付テハ万分ノ五乃至万分ノ二十 (現行万分ノ二乃至万分ノ八) ニ改メ尚課税範囲ヲ相当整備スルコト

九、酒税

清酒ニ付一升壜詰ノ小売価格ヲ一級酒三十五円 (現行二十三円) 二級酒二十五円 (現行十五円) ニ、麦酒ニ付大壜詰一本ノ小売価格ヲ五円 (現行三円) ニ引上グル程度ノ増徴ヲ行フト共ニ其ノ他ノ酒類ニ付テモ品質ニ応ジ税負担ニ差等ヲ付シテ之ニ準ズル増徴ヲ行フコトトシ総税額ニ於テ十二割程度ノ増収ヲ図ルコト

一一、砂糖消費税

砂糖第二種乙 (分蜜白糖) ノ税率ヲ百斤ニ付三百六十円 (現行十七円五十銭) ニ引上ゲ其ノ他ノ砂糖ニ付テモ同程度ノ税率引上ヲ行ヒ砂糖特別消費税ハ之ヲ廃止スルコト

一二、織物消費税

織物及織物製品ニ対スル物品税ヲ統合シ税率ヲ百分ノ五十 (現行百分ノ十五) ニ引上グルト共ニ綿織物等ニ対スル非課税規定ヲ廃止シ百分ノ二十ノ税率ヲ適用スルコト

一三、物品税

(一) 織物及織物製品ニ対スル物品税ヲ織物消費税ニ統合シ第一種ノ物品 (小売課税) 中製造課税ニ改ムルコト困難ニシテ税額ノ僅少ナル愛玩用動物、花、花輪等ニ対スル課税ヲ廃止シ其ノ他ノ第一種ノ物品ハ総テ製造課税ニ改ムルコト (但シ以下削除) (略) ヅルチンニ対スル課税ヲ考慮スルコト

一四、遊興飲食税

定額課税ノ制度及之ニ伴フ納税切符ノ制度ヲ廃止スルコト (ほか削除—引用者)

一五、入場税

舞踏場ニ対シ第二種ノ場所トシテ新ニ課税スルコト（ほか削除―引用者）

一六、骨牌税

一組ニ付麻雀五十円（現行二十円）、其ノ他六円（現行三円）ニ引上グル程度ノ増徴ヲ行フコト

一七、印紙税

印紙税ノ課税ヲ復活シ各証書、帳簿ニ対スル印紙税ヲ十割程度引上グルコトトシ之ニ伴ヒ免税点ノ引上等ヲ行フコト

一八、臨時租税措置法

（略）㈡長期預貯金ニ対スル分類所得税ノ軽減　㈥、削除　㈦、削除

一九、其ノ他

(1) 戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル勅令ハ之ヲ廃止シ有価証券移転税、馬券税及印紙税ノ課税ハ之ヲ復活スルコト

(2) 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、（有価証券移転税削除）電気瓦斯税及広告税ノ課税ハ之ヲ廃止スルコト

(3) 酒類業団体ノ民主化ヲ図リ官庁ノ監督事項ヲ整理スル等ノ為酒類業団体法ニ付必要ナル改正ヲ行フコト

(4) 終戦後ニ於ケル事態ニ即応セシムル等ノ為（略）昭和十八年法律第七十二号（輸出スル物品ニ対スル内国税免除又ハ交付金交付ノ停止等ニ関スル件）ヲ廃止スルト共ニ左ノ如ク各税法等ニ付必要ナル規定ノ整備ヲ行フコト

(イ) 間接税等ノ免税規定ニ付相当ノ整理ヲ行フコト

(ロ) 税法及保税倉庫法等関係法令ニ付必要ナキニ至リタル規定ノ整理等ヲ行フコト

(ハ) 最近ノ情勢ニ即応シ租税罰則ノ整備強化ヲ行フコト

(5) 削除

四月一日閣議決定による昭和二一年度歳入歳出修正概算は、司令部指示による異動を予定せざるをえない決定であったが、[26] 四月一八日までの司令部交渉の結果、閣議決定による歳出額三二七億円は四六七億円へと急増し、これを主因として歳入不足額は一三一億余円に達することが明らかとなった。歳入不足額の補塡を、赤字公債によるか財産税収入によるかという形で、司令部より正式申請方を要求されるにおよんで、二一年度税制改正問題はさらに新たな局面を迎えることとなるのである。[27]

(1) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(2) 大蔵省資料Z六〇三―一八。
(3) 大蔵省資料Z六〇三―一八。
(4) 大蔵省資料Z六〇三―一八。
(5) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(6) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(7) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(8) 大蔵省資料Z六〇三―一八。
(9) 大蔵省資料Z六〇三―一八。
(10) 大蔵省資料Z六〇四―二八以下。
(11) 日本進歩党総務会、幣原首相に対し予算案提出促進方要請（『産業経済新聞』昭和二〇年一一月二六日）。島田衆院議長明年度予算案提出を正式要請（同、二九日）。政府、予算審議特別議会二月招集を目途に準備着手（同、二七日）。
(12) 河野一之「戦後の予算」（「戦後財政史口述資料」第二分冊・歳計）、三ページ。
(13) 大蔵省資料Z五一一―五一。

(14) 大蔵省資料Z五一一―五一。
(15) 大蔵省資料Z六〇三―二二。
(16) 「税制改正案ニ依ル歳入見込額（平年度）」（昭和二一・一・一五）（大蔵省資料Z六〇三―二二）。
(17) 大蔵省資料Z六〇三―二二。
(18) 大蔵省資料Z六〇三―二二。
(19) 大蔵省資料Z六〇三―二二。
(20) 大蔵省資料Z五一一―五四、五五。
(21) 大蔵省資料Z五一一―五四、五五。
(22) 「昭和二十一年度歳入歳出修正概算」（大蔵省資料Z五一一―五四）。
(23) 「税制改正案要綱（未定稿）」（大蔵省資料Z五一一―五四）。
(24) 大蔵省資料Z六〇三―二一。
(25) 「昭和二十一年度歳入歳出概算諒解事項」（大蔵省資料Z五一一―五四）。
(26) 同前。
(27) 「昭和二十一年度一般会計予算案に関する司令部との交渉経緯」「昭和二十一年度改訂予算異動表」（大蔵省資料Z五一一―五四）。

第三節　石橋蔵相期

二一年度予算案が改訂予算として実質的に議会提案となるのは、七月二四日のことであった。二〇年度の後半期以降検討されてきた二一年度一般税制改正が最終決定をみるのは、結局、改訂予算に伴う税制改正としてである。この税制改正は基本的には前節までに述べた検討の結果をうけついだものであるが、ここでは第九〇議会想定問答その他からその輪郭を素描しておこう。(1)

想定問答は、税制の根本的改正は次の機会に行なう見込であることを述べた上で、「租税制度として考究を要すべきものがなお多く存することは事実」であるが「今日の税制改正においては、戦時税制的色彩を払拭して平時税制に移行せしめるための緒口をつけるとともに、所要の歳入の増加を図ったもの」(2)とし、「口述資料」はこの点について「おもな問題としては結局増税をやって収支のバランスを合さなくてはならぬ」(3)と述べて改訂予算に伴う税制改正の趣旨を明らかにしている。七月一日の省議決定を経て七月一〇日最終成案となった「税制改正に関する法律案要綱」によればその詳細は次のごとくであった。(4)

税制改正に関する法律案要綱（昭和二一、七、一〇）

一、方　針

一　国庫収入の増加を図り、財政の強化に資するとともに、経済諸情勢等の推移に応じ、国民負担の公正を期し、徴税の簡素

化を図る等のため、税制の改正を行ふこと。

二　直接税については、分類所得税の増徴に主眼を置き、特に資産所得に対して重課することとし、法人税をある程度増徴する外、地租、家屋税及び営業税をも相当増徴すること。

三　間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税及び飴、サッカリン等に対する物品税については、最近における物価の情況に即応して課税する等のため、相当の増徴を行うとともに、従価課税の織物消費税及び物品税についても、課税方法及び税率等を適当に改正すること。

四　最近における物価及び取引の状況にかへりみ、負担力に即応する課税を行ふ等のため、鉱区税、有価証券移転税、登録税、印紙税、骨牌税及び狩猟免許税を相当増徴すること。

五　税制をできるかぎり簡素化する等のため、配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、電気瓦斯税及び広告税の課税を廃止し、なほ臨時利得税を廃止して法人の超過所得及び個人の譲渡所得に対し適当な課税を行ふ外、各種の減免税について、相当整理するとともに、賦課徴収の手続等をできるかぎり簡素適正ならしめること。

六　税制を最近における事態に即応せしめる等のため必要な法令の廃止又は改正を行ふこと。

第二　要　領

一　所得税

(一)　分類所得税

資産所得に対し重課することとし、税率を大体次のやうに改め、総税額において、二割五分程度の増徴を行ふこと。なほ、公社債及び預貯金の利子等に対しては、この際、課税を適正且つ簡素ならしめること。

不動産所得	百分の三十	（現行　百分の二十三）
配当利子所得	百分の三十	（現行国債百分の十六 〃　利子百分の二十三 〃　配当百分の二十二）
事業所得	甲種及び乙種　百分の二十五	（現行　百分の二十一）
	丙　種　百分の二十	（現行　百分の十八）
勤労所得	百分の二十	（現行　百分の十八）

山林の所得、退職所得及び清算取引所得についても相当税率の引き上げを行ふこと。

(二)　綜合所得税

(1)　税率を大体次のやうに改めること。

一万円超百分の三十五乃至三十万円超百分の六十七（現行三千円超百分の八乃至五十万円超百分の七十四）

(2)　源泉選択の税率を百分の四十五（現行百分の三十）程度に引き上げること。

(三)　その他

(1)　不動産等の譲渡所得に対して、分類所得税を課税し、財産税の調査期日以後に譲渡した分から適用することとし、譲渡利得に対する臨時利得税を廃止すること。

(2)　配当の計算期間を暦年に改め、昭和二十二年分から、これを実施すること。

(3)　綜合所得税の課税について、公社債及び預金の利子等に対する三割控除を廃止し、看做配当及び払込金に充当した積立金による配当は、その十分の四を控除して総所得金額を計算することとし、いづれも昭和二十二年分から、これを実施すること。

（原注）　重要物産製造事業の免税等を相当整理すること。

二　法人税

㈠　法人臨時利得税を廃止し、法人の各事業年度の所得を普通所得と超過所得とに区分し、大体左の程度の税率により課税すること。

(1)　普通所得　　百分の三十五（現行百分の三十三）

(2)　超過所得

資本金額に対し八分を超え一割五分以下の金額　　百分の三十

同一割五分を超え二割五分以下の金額　　百分の四十

同二割五分を超える金額　　百分の五十

小法人については、税率をそれぞれ百分の十程度軽減すること。

㈡　法人の清算所得に対する税率を、大体次のやうに改めること。

(1)　積立金又は法人税を課せられない金額から成る金額　　百分の三十五（現行　百分の二十六）

(2)　その他の金額　　百分の五十　（現行　百分の四十八）

㈢　各事業年度の資本に対する法人税が十円に満たないときは、これを十円（現行年十円）とすること。

㈣　所得の計算上繰越欠損金額の控除を一年（現行三年）以内に改め、国債利子の七割控除を廃止し、又、資本金額の計算上繰越欠損金額を控除しないことに改めること。

㈤　重要物産製造事業の免税は、普通所得に対する法人税に限り、これを行ふこと。

（原注）　重要物産製造事業の免税等を相当整理すること。

三　特別法人税

㈠　各事業年度の剰余金に対する税率を、大体百分の二十五程度（現行百分の二十二）に引き上げ、清算剰余金に対する税率についても相当程度引き上げる等の改正を行ふこと。

㈡　特別法人税の課税を戦時中の臨時立法とする規定を削除すること。

四　臨時利得税

㈠　法人臨時利得税を廃止して、これを法人税に統合すること。

個人臨時利得税を廃止し、不動産等の譲渡所得に対しては、新たに分類所得税を課税すること。

（原注）　昭和二十一年分営業利得又は譲渡利得に対する臨時利得税は、これを課税すること。

五　相続税

㈠　課税価格百万円以上の高額財産相続者に対する税率を相当程度引き上げること。

㈡　課税最低限を引き上げ、家督相続については二万円程度（現行五千円）、遺産相続については三千円程度（現行千円）とするとともに、扶養家族控除額を三千円（現行千五百円）に引き上げる等の改正を行ふこと。

㈢　年賦延納を許可する税額の限度を引き上げ、千円以上（現行三百円以上）とすること。

六　地租、家屋税及び営業税

税率を大体次のやうに改める等の改正を行ふこと。但し、家屋税については、昭和二十二年分からこれを実施すること。

地　租　　百分の四　（現行百分の三）

家屋税　　百分の三・五（現行百分の二・五）

営業税　　百分の二・五（現行百分の二）

七　鉱区税

面積千坪毎の税率を、採掘鉱区については二円程度（現行六十銭）、試掘鉱区については一円程度（現行三十銭）に引き上げ、砂鉱区についてもこれに準ずる税率の引き上げを行ふこと。

八　有価証券移転税

有価証券移転税の課税を復活し、税率適用区分を改め、有価証券仲買人を買受人とするもの万分の五程度、取引所の実物取引によるもの万分の十程度、その他万分の二十程度の税率により、課税することとし、なほ課税範囲について適当な改正を行ふこと。

九　登録税

比例税率については、不動産の売買等に因る所有権の取得に対する税率を千分の五十程度（現行千分の四十）、会社の設立又は増資等に対する税率を千分の七程度（現行千分の六）に引き上げ、定額税率については大体二十割乃至三十割程度を引き上げる等の増徴を行ふこと。

十　酒税

清酒について一升壜詰の小売価格を一級酒四十円程度（現行二十三円）に、二級酒三十円程度（現行十五円）に、麦酒について大壜詰一本の小売価格を六円程度（現行三円）に引き上げる程度の増徴を行ふとともに、その他の酒類についても、品質に応じ税負担に差等を設けて、これに準ずる増徴を行ふこととし、総税額において十九割程度の増収を図ること。

十一　清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について五百五十円（現行百六十円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率引き上げを行ふこと。

十二　砂糖消費税

砂糖第二種乙（分蜜白糖）の税率を百斤について三百六十円（現行十七円五十銭）に引き上げ、その他の砂糖についても同程度の税率引き上げを行ひ、砂糖特別消費税は、これを廃止すること。

十三　織物消費税

織物に対する消費税と織物及び織物製品に対する物品税を統合し、税率を百分の四十とすること、但し、綿織物等に対する税率は百分の十程度とすること。

十四　物品税

(一)　織物及び織物に対する物品税は織物消費税に統合し、その他の第一種の物品（小売課税）は、これを原則として製造課税に改め、製造課税をなすことが困難な愛玩用動物、花、花輪等に対する課税は廃止すること。

(二)　甲類物品に対する税率を百分の百（現行百分の百二十）に引き下げ、飴類、サッカリン及び蜂蜜に対しては、砂糖に準ずる程度の税率引き下げを行ふ等税率を改正すること。（なほヅルチンに対して課税すること。）

十五　遊興飲食税

定額課税の制度及びこれに伴ふ納税切符の制度を廃止すること。

十六　入場税

舞踏場に対して、第二種の場所として、新たに課税すること。

十七　骨牌税

一組について、麻雀百円（現行二十円）、その他の骨牌十円（現行三円）に引き上げる等の増徴を行ふこと。

十八　印紙税

印紙税の課税を復活し、税率を大体十割乃至二十割程度引き上げることとし、これに伴ひ免税点の引き上げ等を行ふこと。

十九　狩猟免許税

税率を、一等二百円（現行七十円）、二等百二十円（現行四十円）、三等五十円（現行十八円）程度に引き上げる等の改正を行ふこと。

二十　その他

(一) 有価証券移転税、馬券税及び印紙税の課税を復活すること。

(二) 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、電気瓦斯税及び広告税を廃止すること。

（原注）戦時緊急措置法に基く税制の適正化に関する勅令を廃止すること。

(三) 酒類業団体の民主化を図り官庁の監督事項を整理する等のため、酒類業団体法について必要な改正を行ふこと。

(四) 終戦後における事態に即応させる等のため、次のやうに法令の廃止又は改正を行ふこと。

(1) 昭和十二年法律第九十四号（今次の戦争のため従軍した軍人及び軍属に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）、日満国税徴収事務共助法、所得税法人税内外地関渉法、戦時災害国税減免法、昭和十七年法律第七十四号（所得税等の日満二重課税防止に関する法律）及び昭和十八年法律第七十二号（輸出物品に対する内国税免除又は交付金交付の停止等に関する法律）を廃止すること。

(2) 間接税等の免税規定について、相当整理すること。

(3) 間接税法及び保税倉庫法等の関係法令についても、必要がなくなった規定の整理を行ふこと。

(五) 昭和二十三年に行ふべき土地賃貸価格の改訂を、一年延期すること。

(六) 戦時納税貯蓄制度を廃止すること。

(七) 国税の収入金については、原則として、十銭未満の端数（現行五銭毎に満たない端数）は、これを切捨てることに改めること。

二十一　臨時租税措置法の改正

(一) 臨時租税措置法を租税特別措置法に改め、生産の増強、国民生活の安定その他現下緊要とする諸政策の遂行に資するため必要な租税の減免又は課税標準の計算若しくは徴収に関する特例を整備存置すること。

表2-5　税制改正による増減収見込額

（単位　百万円）

税目	昭和二十一年度増税前予算額	増税額 初年度	増税額 平年度	合計改訂予算額 昭和二十一年度	合計改訂予算額 平年度	備考
◎租税（経常部）	一三、四二二	二、三四九	三、七三五	一五、七七二	一七、七一二	単位未満の端数は各税目毎に切り捨ててある
所得税	七、六三三	九八一	一、八一一	八、六一五	九、七七八	
分類所得税	六、四五一	一、〇六〇	一、七三二	七、五一二	八、五一四	
綜合所得税	一、一八二	△七九	七八	一、一〇二	一、二六三	
法人税	九〇一	三三三	六四二	一、二三五	一、五七二	
特別法人税	二三	一	三	二四	二七	
相続税	一四六	△	△	一四四	二一五	
鉱区税	七	二六	二六	三三	三三	
酒税	一、〇五四	一、一一三	二、〇〇三	二、一六八	三、〇五七	
清涼飲料税	〇	〇	一	一	一	
砂糖消費税	三	三〇	七三	三四	七七	
織物消費税	二三五	二九一	四四八	五二六	七六一	
物品税	一、二三八	△一四五	△三四四	一、〇九二	八九三	
遊興飲食税	五一六			五一六	五一六	
特別行為税	六八	△三四	△六八	三四		
入場税	五二六	△〇	〇	五二七	五二七	
その他（臨時部）	二五〇	△八	△三〇	二四二	二四九	
臨時利得税	八一五	△二四〇	△八二八	五七五		
◎還付税収入	一八九	四二	七八	二三二	二八一	

地租	二八	九	一二	三八	五〇
家屋税	三〇		一二	三〇	四二
営業税	一三一	三三	五三	一六四	一八八
◎印紙収入	二六七	五九	九三	三二七	三七八
◎総計	一三、八八〇	二、四五一	三、九〇七	一六、三三二	一八、三七二

(二) 臨時租税措置法で定められた租税の減免等の中、設備拡張等に運用せられた留保所得に対する免税その他戦争遂行上の必要に基いて定められた租税の減免等は、これを廃止すること。

なおこの要綱に基づく増減収見込額は表2-5のごとくである。(5)

右要綱により第九〇議会に提出された法律案は、第十七条遊興飲食税法を改正する規定中第三条「十円」を「三十円」に、「十二円」を「十五円」に「二十円」を「四十円」に改めるなど一部修正の上、法律第十四号「所得税法外二十六件中改正臨時利得税法外十二件廃止」として八月三〇日に、および法律第十五号「臨時租税措置法を改正する法律」として九月一日にそれぞれ可決、裁可公布となるのである。

(1) 大蔵省資料Z六〇三―二七。
(2) 大蔵省資料Z六〇三―二七。
(3) 「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税。
(4) 大蔵省資料Z六〇三―二三。
(5) 大蔵省資料Z六〇三―二三。

第三章　昭和二〇年度の財産税構想

第一節　津島蔵相期

財産税問題が、高率累進税による一回限りのいわば臨時税として本格的に取り上げられたのは、おおむね渋沢蔵相の就任前後のこととされている。[1] それ以前、すなわち津島蔵相期のそれは、「臨時的な財産税創設ということではなくて、恒久的な財産税を徴ったらどうか」[2] ということであった。

これより先、昭和二〇年九月一日付「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」諮問第一号が、戦後通貨対策委員会に対して提出されていたが、同委員会インフレ対策部会は九月五日、「復旧復興ニ要スル経費以外ハ普通歳入ヲ以テ支弁シ得ル如ク按画」し、「歳入ニ付テハ新税ヲ設ケ税制ヲ改革シ」云々と述べた。そのため「財務局及税務署ノ充実」「少ク共五個年ニ亙ル財政計画ヲ確立」する必要性をあげたのち、他方で「公債ノ減額ヲ図リ民間企業ヲ活発ナラシムル為官業及国有財産ノ整理及民営移管ヲ行フコト」等々を内容とした部会案[3]を審議している。この場合の新税なるものが財産税として漸次明確にされてゆくのであるが、それは公債費等を含む普通歳出に対

する普通歳入たる性質をもつものであり、だからまたそれは経常的租税としての財産税でもあった。これに対して公債の償却は、官業ないし国有財産の民営移管ないし払下げによることとし、公債減額の必要性を指摘しながらも、緊急政策としては、いわば従たる位置を与えられていたといわざるをえない。

九月二八日戦後通貨対策委員会A委員会案の基礎となった高橋亀吉委員の「草案」[4]は、昭和二一年度予算に対する緊急措置として「普通歳出（特殊経費並に復旧復興費の公債利子を含む）は之を厳に普通歳入を以て賄ふ大方針を確立し、歳出の一大削減と歳入の増収計画を断行すること」とした上で「現行税制及び税率は、二十一年度に於ては差向き之を原則として続行するも」、「二十一年度の歳入不足を補う為、不取敢、大約五十億円内外以上の増収を目途として、一方に新に財産税を設け、他方酒税物品税の増徴、煙草塩等の専売収入の増大を図ること」とし、公債償却については九月五日のインフレ対策部会の審議を一歩すすめ、「尨大なる公債現在高を減額し、財政基礎を鞏固にし、民間企業力を活用する為官業及国有財産を民間に払下げること」と述べていた。また委員会に提出された武井大助委員の草案である「予算見込額」は、二一年度予算のそれを、特殊経費六八億円を含み歳出総計を一八四億円とした上で、現在見込歳入一四〇億円に不足する四四億円を、新規財産税三四億円、戦時財産増加税、専売収入増、消費税増一〇億円で補塡し、この場合の財産税は、「課税対象タル財産千七百億円ノ一割百七十億円ヲ五年分割払トス（一割五分トスレバ五十一億円）」[5]というものであった。なおこの案には、復員費四七億円、軍需会社等に対する補償金すなわち命令施設買取、疎開その他費用の半額一〇〇億円ならびに賠償及び外地企業補償費七〇億円計一七〇億円の利払等八億円が特殊経費として計上されていたことを、付記しておかねばなるまい。

九月二八日A委員会案を原案通り可決、一〇月五日、「財政緊急対策」として戦後通貨対策委員会より提出された

答申について、財産税等にかかわる事項を抽出して示すと、次のようになる。[6]

財政緊急対策

（略）

第二、来年度予算ニ対スル緊急措置

㈠　方針

(1)　普通歳出（特殊経費並ニ復旧復興費ノ公債利子を含ム）ハ之ヲ厳ニ普通歳入ヲ以テ賄フノ大方針ヲ確立シ、歳出ノ一大削減ト歳入ノ増収其ノ他ノ措置ヲ断行スルコト

（略）

(5)　尨大ナル公債現在高ヲ減額シ、財政基礎ヲ鞏固ニシ民間企業力ヲ活用スル為官業及国有財産ヲ民間ニ払下ゲルコト

（略）

㈡　要領

（略）

(8)　税制ニ付テハ直接税及間接税ニ亙リ新事態ニ照応セル根本的改革ヲ行フモノトシ差当リ二十一年度ニ於テハ分類所得税、酒税、物品税等ノ増徴、一部新税（成金税、財産税等）ノ創設ヲ行ヒ二十二年度ニ於テハ本格的ナル新税ノ設定其ノ他税制ノ一大改革ヲ断行スル措置ヲ講ズルコト

(1)　前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」㈠（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、二ページ。
(2)　同前、三ページ。
(3)　戦後通貨対策委員会綴。
(4)　高橋委員財政緊急対策（同前所収）。

(5)　武井委員予算見込額(同前所収)。
(6)　戦後通貨対策委員会答申(同前所収)。

第二節　渋沢蔵相期

一　財政再建計画と財産税構想

渋沢蔵相（当時）は、その就任前後の財産税問題について次のように述べている。[1]

戦争が終った頃の、国民のいわゆる資本の蓄積―物的資本は戦災でほとんど焼けてしまって、あと残っていたものは巨額にのぼった国民の預金だけだったということです。だがこの貯蓄というものは可なり空なものであるという感覚がありました。これを何とか処理して、あの当時としてはかなり大きな財政負担となっていたものを一ぺんになくするというような考え方をとったことは事実であります。大臣就任の当初でありましたか、私の宅で山際さんと二人きりで話した時、いわゆる財産税が持上りました。そして、財産税を徴収するということが果してできるかどうか、この点に非常な疑いをもちつつ話をした記憶があります。しかし、これをひとつ研究してみようかということになって、池田勇人君（当時主税局長）に話してみました。その結果ぜひやろうということにだん〳〵と話が行きました。それでそれを司令部との諒解を取付けて行こうということになった。財産税は一回限りかけて、将来の財政負担である公債を相当に償却してしまうと同時に政府補償は非常に厳格な査定を行って、大臣命令によって出した金であるとか、あるいは特殊のもので、しかも非常にはっきりしたものはこれを払う、といった線で行こうということになりました。

一〇月一〇日主計局の二一年度歳入予算に関する見通し、同一一日の二一年度予算に関する見通し、ならびに、同

日の「歳入予算に関する修正試算」[2]を経て、一〇月一三日の同局作成「戦後財政ノ見透ニ付テ」と「国庫貸借収支総合試算表」[3]は、財政再建のための、なかんずく財産税創設の不可避なることを示す作業であったといってよい。既述の「戦後財政ノ見透ニ付テ」は、骨格予算における二四億円の赤字公債はむろんのこと、骨格的支出のほか多額の負担を予期せざるをえない以上、「右ノ金額ハ一時ニ支払フモノニ非ズトシテモ毎年ノ利払額丈デモ百数十億円ニ上ルデアラウシ、我国財政ハ全ク破局的状態ニアルト云ッテ然ルベキデアル。」「斯クノ如キ我国財政事情ニ於テハ其ノ根本的整理建直ハ正ニ喫緊ノ要務デアリ之ガ対策ニ付テハ全ク革新的ナ方途ヲ講ズルコトガ必要」[4]であるとし、同日に作成された国庫貸借収支総合試算表は、内国債、企業補償、駐留軍費その他を含めて負債四〇〇〇億円に対し、財産税八〇〇億円、戦時利得税一〇〇億円、国有財産払下五〇〇億円、内国債増五〇〇億余円を計上、創設されるべき財産税が負債整理のための主要な措置であることが示されていた。[5]

主税局がまとめた最初の財産税および財産増価税創設案「要綱」は次のごとくである。[6]

財産税創設案要綱　昭和二〇、一〇、三〇

第一　趣旨

戦後財政経済ノ情勢ニ顧ミ国民ノ全財産ニ付一回限ノ課税ヲ行ヒ以テ財政上ノ収支ノ均衡ヲ図ルト共ニ悪性「インフレーション」ヲ防止シテ経済ノ安定ニ資スル為左記要領ニ依リ財産税ヲ創設セントス

第二　要領

一、個人財産税

(一)　納税義務者

(イ)　国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

(ロ)　国内ニ財産ヲ有スル個人

(二)　課税物件

(イ)　国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ニ付テハ全財産、国内ニ財産ヲ有スル個人ニ付テハ当該財産ニ対シ課税スルコト

(ロ)　財産価格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産価格ニ依ルコト（昭和二十一年十月一日現在ヲ予定ス）

(ハ)　財産増加税ノ納税義務者ニ付テハ純財産価格ヨリ財産増加税額ヲ控除シタル額ニ付課税スルコト

(ニ)　戦災者ニ付テハ情況ニ依リ一定ノ控除ヲ行フコトアルベキコト

(三)　非課税財産

(イ)　動産中家具、什器其ノ他生活ニ必要ナル日用品

(ロ)　公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産

(四)　基礎控除

概ネ戸主五千円、妻五千円、家族一人ニ付千円トスルコト

(五)　税率

(イ)　概ネ左ノ超過累進税率ニヨルコト

五万円以下	一〇%
五万円超十万円以下	一五
十万円超二十万円以下	二〇
二十万円超五十万円以下	二五
五十万円超百万円以下	三〇

百万円超二百万円以下　三五
二百万円超五百万円以下　四〇
五百万円超千万円以下　四五
千万円超二千万円以下　五〇
二千万円超五千万円以下　六〇
五千万円超　七〇

(ロ) 同居ノ戸主及家族ノ財産価額ハ之ヲ合算シテ税率ヲ適用スルコト

(六) 課税価格ノ算定

(イ) 差当リ昭和二十一年十月一日現在ノ時価ニ依リ算定スルコト

(ロ) 財産価格ニ付テハ納税義務者ノ申告ニ依ルコトトスルモ一般財産ノ種目別評価方法ヲ定メ之ニ依リ算定スルコト此ノ場合ニ於テ通貨価値ノ変動ニ依ル評価額ノ調査[17]ニ付テモ考慮スルコト

(ハ) 時価算定困難ナルモノ（土地、家屋等）ハ収益ニ対スル一定倍数ヲ標準トシ時価ニ還元シ時価、収益共ニ算定困難ナルモノハ評定価格ニ依ルコト

(ニ) 財産ノ評価ノ基準及財産価格ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル評価委員会及財産価格調査会ニ諮問スルコト

(七) 徴収

(イ) 税額ハ可及的速カニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事情ニ依リ相当年数ノ分納ヲ認ムルコト

(ロ) 物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト

(八) 歳入見積額　約四五七億円

二、法人財産税

(一) 納税義務者

(イ) 国内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

(ロ) 国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人

(二) 課税物件

昭和二十一年中最初ニ終了スル事業年度ノ末日ニ於ケル純資産価額（時価ヲ以テ評価シタル総資産価額ヨリ債務ヲ控除シタルモノ）ヨリ払込資本金額及当該事業年度分ノ所得金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ付課税スルコト

(三) 免税

北海道、府県市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域的公共団体、神社、寺院、仏堂等ヲ予定ス

(四) 税率

法人財産税ノ税率ハ概ネ左ノ通トスルコト

課税価格中積立金ヨリ成ル分　百分ノ二十五
其ノ他　百分ノ五十

農業会統制組合等ニ付テハ税率百分ノ十宛軽減スルコト

(五) 課税価格ノ算定

(イ) 法人ハ課税価格ヲ当該事業年度ノ所得ノ申告ト同時ニ申告スルコト

(ロ) 課税価格ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル委員会ニ諮問シ決定スルコト

(六) 徴収

(イ) 法人財産税ハ原則トシテ一時ニ徴収スルコトトスルモ事情ニ依リ分納ヲ認ムルコト

(ロ) 物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト

(七) 其ノ他

二重課税ヲ避クル為株価ノ算定ニ当リテハ特別ノ考慮ヲ払フコト

(八) 歳入見積額　約一九九億円

財産増価税創設案要綱　昭和二〇、一〇、三一

第一　趣旨

戦時利得者ニ対シ其ノ財産増価額ヲ可及的ニ徴収シ以テ戦後財政ノ確立ヲ図ルト共ニ悪性インフレーションヲ防止シテ経済ノ安定ニ資スル為左記要領ニ依リ財産増価税ヲ創設セントス

第二　要領

一、納税義務者

(一) 国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

(二) 国内ニ財産ヲ有スル個人

二、課税物件

(一) 戦後ノ財産価格（差シ当リ昭和二十一年十月一日現在ヲ予定ス）ヨリ戦前ノ財産価格（昭和十六年十二月末日ヲ予定ス）ヲ控除シタル財産増価額ニ付一回限リ課税スルコト

(二) 財産価格ハ各財産ニ付時価ニ依リ計算シタル総価格ヨリ債務ヲ控除シタルモノニ依ルコト

(三) 左ニ掲グル財産ハ財産価格ニ算入セザルコト

(イ) 動産中家具什器其ノ他生活ニ必要ナル日用品

(ロ) 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産

(四) 戦災者ニ付テハ情況ニ依リ一定ノ控除ヲ行フコトアルベキコト

三、基礎控除

(一) 財産増価額ニ付概ネ一万円ノ基礎控除ヲ行フコト

(二) 同居ノ戸主及家族ニ付テハ基礎控除ハ合算額ニ付之ヲ行フコト

四、税率

(一) 概ネ左ノ超過累進税率ニ依ルコト

一万円以下	二〇%
一万円超二万円以下	三〇%
二万円超五万円以下	四〇%
五万円超十万円以下	五〇%
十万円超二十万円以下	六〇%
二十万円超五十万円以下	七〇%
五十万円超百万円以下	八〇%
百万円超	一〇〇%

(二) 同居ノ戸主及家族ノ財産増価額ハ之ヲ合算シテ税率ヲ適用スルコト

五、財産価額ノ算定

(一) 戦前ノ財産価格ハ申告ニ依リ算定スルヲ原則トスルコト

納税義務者ノ選択ニ依リ戦前ノ財産価格ヲ戦後ノ財産価格ノ二分ノ一（但シ一定額一応五万円ヲ超エザルコト）ト看做シ得ルコト

表3-1　個人財産税課税見込額概算（昭二〇、一〇、二九）

区分	人員	金額	摘要
	千人	百万円	
個人財産価格総額	一四、九九四	二九八、五一二	人員ハ昭和十九年人口調査ニ依ル現在戸数
内財産価格五千円未満分	一二、四六四	四九、八五六	一人当　四、〇〇〇円
差引	二、五三〇	二四八、六五六	
基礎控除	二、五三〇	二七、八三〇	一人当　一一、〇〇〇円
再差引課税価格	二、四〇三	二二〇、八二六	基礎控除ニ因ル失格人員一二六、五〇〇人
税額		四五、七八一	

（備考）財産価格五、〇〇〇円以上ノ人員推計
昭和十七年度以前家督相続決定人員五年平均　四六千人
同右ノ二五倍（相続税事績ニ依リ総員還元）　一、一五〇
同右ノ一割増（非戸主タル世帯主推計加算）　一、二六五

表3-2　個人財産税課税見込額階級別概算調（昭二〇、一〇、二九）

区分	人員	課税価格	税額		
			税率	金額	
	人	千円	%	千円	
五万円以下	一、八一一、二七七	一〇八、五七八、八三三	一〇	一〇、八五七、八八三	
五万円超十万円以下	三三六、七二九	二三、一四四、一一七	一五	三、四七一、六一七	
十万円超二十万円以下	一四九、九七九	一九、八四四、五五二	二〇	三、九六八、九一〇	
二十万円超五十万円以下	七三、五四八	二〇、六二八、九一〇	二五	五、一五七、二二七	
五十万円超百万円以下	一九、四六七	一二、〇六二、七〇九	三〇	三、六一八、八一二	
百万円超二百万円以下	七、九三二	九、七五三、一一五	三五	三、四一三、五九〇	
二百万円超五百万円以下	三、六〇六	八、七九一、一一五	四〇	三、五一六、四四六	
五百万円超千万円以下	八二九	二、三二三、〇〇〇	四五	一、〇四五、三五〇	
千万円超二千万円以下	八五	九〇五、〇〇〇	五〇	四五二、五〇〇	
二千万円超五千万円以下	三三	七八〇、〇〇〇	六〇	四六八、〇〇〇	
五千万円超	一五	一四、〇一五、四九四	七〇	九、八一〇、八四五	
計	二、四〇三、五〇〇	二二〇、八二六、八四五	平均二〇・七	四五、七八一、一八〇	

表3-3　法人財産税収入見込額調（昭二〇、一〇、三〇）

摘要	金額	税率	税額	備考
	千円	%	千円	
(一)普通法人				
純資産価額	九〇、五七五、一八〇			昭和十八年ニ対シ一割六分増
払込資本金額	四四、四七三、四九〇			
差引財産増加額	四六、一〇一、六九〇			
内積立金ヨリ成ル分	一三、一二四、九七一	二五	三、二八一、二四二	昭和十八年ニ対シ二割増
其ノ他	三二、九七六、七一九	五〇	一六、四八八、三五九	
小計			一九、七六九、六〇一	
(二)特別法人				
純資産価額	一、五八一、一五二			昭和十八年特別法人表ニ依ル含ミ一割五分
払込出資金	九八四、三一七			
差引財産増加額	五九六、八三五		五八、五八九	昭和十八年特別法人表ニ依ル
内積立金ヨリ成ル分	三九〇、五九八	一五	八二、四九四	
其ノ他	二〇六、二三七	四〇	一四一、〇八三	
小計			一九、九一〇、六八四	
税額合計				

表3-4　個人財産増価税課税見込額概算（昭二〇、一〇、二九）

区分	人員	金額	摘要
現在財産価格総額	一四、九九四千人	三三〇、〇六八百万円	
従前財産価格総額	—	二二七、一六八	
差引増価額	—	一〇二、九〇〇	
内一万円以下分	一四、二四五	三二、二六五	
差引	七四九	七〇、六三五	四五％増
基礎控除		七、四九八	一人ニ付二、二六五円
差引課税価格		六三、一三七	人員ハ総人員ノ五％
税額		三一、五五六	一人ニ付一〇、〇〇〇円

表3-5　個人財産増価税収入見込額調（昭二〇、一〇、二九）

階級区分	人員	増価金額	課税価格	税率	税額
一〇、〇〇〇円以下	二八六、六九二人	六、五〇三、二二一千円	三、六三六、三〇一千円	二〇％	七二七、二六〇千円
一〇、〇〇〇円超	一一四、六七六	九、七五四、八三一	一二、〇九二、三九一	三〇	三、六二七、七一七
二〇、〇〇〇〃	一七二、〇一五	一六、二五八、〇五三	一八、一一〇、二六三	四〇	七、二四四、一〇五
五〇、〇〇〇〃	一〇一、〇一九	一一、二〇二、四一六	九、九二一、三六六	五〇	四、九六〇、六八三
一〇〇、〇〇〇〃	四四、九九四	六、九四〇、二七二	五、四八一、二七二	六〇	三、二八八、七六三
二〇〇、〇〇〇〃	二二、〇六四	七、三五六、六八九	五、四四五、八八九	七〇	三、八一二、一二二
五〇〇、〇〇〇〃	五、八四〇	四、四四一、七七四	二、七七一、七七四	八〇	二、二一七、四一九
一、〇〇〇、〇〇〇〃	二、五〇〇	八、一七七、九五五	五、六七七、九五五	一〇〇	五、六七七、九五五
計	七四九、八〇〇	七〇、六三五、二一一	六三、一三七、二一一	平均四九・六	三一、五五六、〇二四

表3-6　財産価額調

（単位　千円）

種類	総額	内法人分 割合	内法人分 価額	内個人分 割合	内個人分 価額	其ノ他 割合	其ノ他 価額
不動産船舶	一七二、三二七、〇八〇		六八、四三一、三九〇		一〇三、八九五、六九〇		八九、四四〇
生産品	七二、七五四、四二〇		三八、一八五、二四〇		三四、四七九、七四〇		五八、五三一、三四〇
有価証券	二〇五、九三八、〇〇〇		八八、八四四、六一〇		五八、五六二、〇五〇		二二、六八四、九六〇
預金・現金	二〇五、四五四、〇〇〇		三三、〇〇九、九四〇		一四九、七五九、一〇〇		八一、三〇五、七四〇
合計	五七五、一六七、七六〇（六五六、四七三、五〇〇）		二二八、四七一、一八〇		三四六、六九六、五八〇		
債務	一五四、五二三、七五〇		一三七、八九六、〇〇〇		一六、六二七、七五〇		
差引純資産	四二〇、六四四、〇一〇		九〇、五七五、一八〇		三三〇、〇六八、八三〇		

（備考）

一、不動産船舶ニハ土地、建物、立木、鉱業権、船舶及設備機械器具ノ価額ヲ合算掲記セリ

二、生産品ニハ商品原料品、無体財産権、家畜家禽、家具家財及農産物ノ価額ヲ合算掲記セリ

三、法人ノ債務内訳左ノ通

銀行預金保険無尽掛金	一四七、五三四、〇〇〇千円
右以外ノ外部負債	六九、一八六、〇〇〇
内貸付金ニ運用セル分	△　七八、八二四、〇〇〇
差引	一三七、八九六、〇〇〇

(二) 戦後ノ財産価格ニ付テハ一般財産ノ種目別評価方法ヲ定メ之ニ依リ算定スルコト此ノ場合ニ於テ通貨価値ノ変動ニ依ル評価額ノ調整ニ付テモ考慮スルコト

財産評価ノ基準及財産増価額ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル評価委員会及増価財産調査会ニ諮問スルコト

六、徴　収

(一) 税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事情ニ依リ一部延納ヲ認ムルコト

(二) 物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト

七、歳入見積額

約三百十五億円

両税創設案「要綱」に基づいた課税見込額概算とその階級別概算、ならびにそれらの前提となった財産価額調は、参考のため示すと表3-1～表3-6のごとくであった。もっともこれらの見積りについては、「司令部の注文がでると、……とにかく曲りなりにも数字ができるものですから……とにかく主税局は数字をつくってくる、あれだけは感心だと言われました。その数字は真偽のほどはわからぬが、当らずといえども遠からざる数字を出したのです」という口述記録が参照されねばならない。(7)

両税の徴収について一部延納が認められることは「要綱」の示すところであるが、延納などによる次年度以降の収入見込額は、表3-7のごとくであった。(8)

総額九七〇余億円と予定された両税の実施のためには、当然のことながら他の関連した条件の整備が必要であった。一〇月三〇日主税局のまとめたところによると、実施による基本的問題を含めて次の五点が検討の対象にとりあげられていた。(9)

財産税実施上問題トナルベキ事項（昭二〇、一〇、三〇）

第一　基本的問題

一　財産税ノ実施ニ依リ新日本財政ノ再建ガ如何ナル程度期待シ得ルヤ

二　財産税ノ実施ガ戦後ノ産業再建設ニ支障ヲ及ボスコトナキモノナリヤ

第二　実施時期ノ問題

補償問題ノ解決、価格均衡(ママ)ノ回復、新通貨ノ準備等ヲ考慮スルコト

第三　財産捕捉ノ問題

一　各種預金及貯金等ノ開示

二　無記名国債等及現金ノ確認

第四　財産評価ノ問題

一　通貨価値下落（土地、家屋等ノ評価ノ問題）ニ因ル名目的増価等ノ調整

表3-7　財産増加税及財産税各年度別収入見込額（昭二〇、一〇、三一）

区分	収入見込額	内訳				
		二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度	二十五年度
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財産増加税	三一、五五六	一八、九三四	九、四六七	三、一五五	—	—
個人財産税	四五、七八一	九、一五六	一八、三一三	九、一五六	四、五七八	四、五七八
法人財産税	一九、九一〇	五、九七三	九、九五五	一、九九一	一、九九一	—
計	九七、二四七	三四、〇六三	三七、七三五	一四、三〇二	六、五六九	四、五七八

二　全法人ノ純資産評価
第五　課税技術及納税上ノ問題
一　資料蒐集
二　仮装名義ノ捕捉
三　評価委員会ノ運営
四　申告ノ適正及徹底
五　現物納付及其ノ換価

この点について、当時の国税第一課長前尾繁三郎は次のように述べている。(10)

最初は預貯金を封鎖するかどうかというところまで私どもの考え方は来ておりませんでしたので、預貯金なり現金なりを、どういう手段によって調査するかということを問題として取上げ、いろ〳〵考えておったのであります。（略）封鎖という意味でなしに、新円への切りかえだけはやる、というような考えを固めておったのです。（略）財産税課税問題については、それをいつごろとるかということにありました。翌年の二十一年秋にするか――こちらとしては秋にしてもらいたい。できるだけ早くとらなければならぬ、というのでおそくても二十一年六月か七月には徴る。といって早くてもそれより先にはとれない、と、その徴収の時期を考えていました。

一〇月三〇、三一日と相前後し、税制改正案、財産税および財産増価税創設案が「要綱」として成案に至るとともに、これをうけて翌一一月二日には、これらの租税措置を中心にした「財政再建計画大綱要目案」が主計局によって作成され、同月五日閣議において報告了解されることとなった。既述のようにこの「要目」(11)は、「戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進ンデ経済再建ノ礎石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万策ヲ尽ス

モノトス」と述べた上で、両税創設の意義を、

一、戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴収シ、戦争ニ因リ財産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正シ、以テ戦後財政再建ノ確立ニ資スル為財産増加税ヲ創設スルコト
二、破綻ニ直面セル財政ヲ再建スル為財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保スルコト

とし、閣議における蔵相報告「財政再建計画大綱説明要旨」はこれを敷衍して次のように述べている。(12)

財政再建計画大綱説明要旨　　昭二〇、一一、五

一、満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル外、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廃ノ一途ヲ辿リ、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ
二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確ニ洞察シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ綜合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ社会経済情勢ハ率直ニ謂ハバ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実情ヲ直視シ此ノ際国ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコト喫緊ノ要務ナリト信ズ即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク、万一右基盤ガ動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ民生安定ノ如キ到底之ヲ期待シ得ザルベシ
而シテ経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義ノ恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合的且強力ニ実施スル外ニ途ナシ

今ヤ政府ハ其ノ総力ヲ挙ゲテ国民ノ食衣住及燃料ノ確保、就業対策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ヅ自ラノ闘志ヲ新タニシ一路邁進スベキ秋ナリト信ズ

三、然ラバ財政ノ現状及見透シ如何ト謂フニ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限リ今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ザルベク其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ即チ本年度ヲ基準トシ二十一年度予算ヲ概算スルニ（略）歳出ノ合計ハ約百七十二億円トナリ結局約五十二億円ノ歳入不足ヲ生ズル計算トナル

叙上ノ概算ヲ別ノ観点ヨリ見レバ今年度末ノ国債総額約二千百七十四億円（二十一年度首国債千五百六十億円、臨軍借入金百五十億円及補償金等四百六十四億円ノ合計）ニ達スルノ見込ナルニ加ヘ

(イ) 連合軍駐屯関係経費
(ロ) 賠償ヨリ生ズル国庫負担
(ハ) 在外円系通貨ノ整理ニ要スル経費
(ニ) 外地企業ニ対スル補償

等今日未確定ナル要素ヲ考慮ニ入レ置ク要アルヲ以テ此等ヲ加算スルトキ今後ニ於ケル国庫負担ハ実ニ尨大ナル額ニ上ルベシ

四、財政ノ概況及見透シ上述ノ如シ、之ヲ国民経済的観点ヨリ見レバ、今日我ガ国民ノ財産総額ハ現在幾何ニ達スルヤ遽ニ推断ヲ下シ得ザルモ、概ネ四、五千億円ト推定セラルル処、其ノ中千五百億円乃至二千億円ハ国債ノ累積等ニ基ク謂ハバ身ノ無キ財産ト考フベキモノナルベシ、右ハ敗戦ノ結果国民経済トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セル現象、即チ物ト金トノ極端ナル不均衡トナリテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪乱シ闇価格ヲ吊上ゲ経済秩序ヲ脅カシテ悪性インフレーション発生ノ兆ヲ露呈シ居ルモノニシテ、之ガ対策トシテハ一面民需生産ヲ活

発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシムルト共ニ謂ハバ身ノ無キ財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スル要アリト認メラル

仍テ今日採ルベキ措置トシテハ

(1) 先ヅ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤ヲ造成スルコト絶対必要ナリ

而シテ其ノ方法トシテハ先ヅ以テ約九百二十億円ニ上ル財産増加税及財産税ヲ一回限リ賦課シテ一応二千百七十億円ニ上ルト認メラルル国債ヲ千二百七十億円ニ削減シ之ニ依リ毎年ノ国債費負担ヲ約七十五億円ヨリ約四十四億円ニ減ズルコト其ノ中核ナルベシ

右九百二十億円ノ財産増加税及財産税ハ実ニ我国民ノ財産総額ノ二割乃至二割五分ニ当ル計算トナルモ、戦時取得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シテ戦時中ノ財産増加額ヲ徴収スルコトハ蓋シ何人モ異存ナキ所ナルベク又終戦ト共ニ全国民戦死シタルモノト考フレバ、有史以来未曽有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シ過大ナル負担ヲ調整シテ新生ニ乗リ出スベキ我国民トシテハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度ノ犠牲ヲ負担スルニ異存ノアルベキモノトハ信ゼラレズ

(2) 尚現状ニ於ケル国民ノ財産ハ金銭的形態ヲトレル部分相当大ナルヲ以テ財産増加税及財産税ノ徴収ハ技術的ニモ比較的容易ナリ、而シテ現金ヲモ課税対象トスルコト固ヨリニシテ之ガ為ニハ新様式ノ日本銀行券ヲ発行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル所存ナリ、右ノ如キ画期的ナル施策ヲ断行スルモ尚約千二百数十億円ノ国債ハ残存スルヲ以テ能フレバ多少ナリトモ年々之ヲ消却スベキハ財政再建上当然ノ要請ナル次第ニシテ従テ今後毎年度ノ予算ニ付テハ少クトモ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ堅持スルノ要アリ

（略）

六、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復ハ前述シタル如ク、之ニ依リ破局的ナル我国財政再建ノ礎石ヲ築クト

共ニ出来得レバ之ニ依リ莫大ナル通貨量及購買力ヲ回収シテ通貨ノ価値ヲ安定シ我ガ経済秩序ヲ維持センコトヲ企図スルモノニシテ、斯クノ如キハ食衣住及燃料等ノ確保、生産活動ノ促進、就業方途ノ指示等諸般ノ民生安定方策ト綜合的併行的ニ強力ニ実施セラルルニ非ザル限リ其ノ目的ヲ達シ得ザルノミナラズ、場合ニ依リテハ却ツテ異常ナル混乱ヲ惹起スル虞モ存スル次第ニシテ、此ノ際重ネテ各所管省ノミナラズ政府全体トシテ右当面ノ国民ノ最底生活保障ノ具体的方途ノ早急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ

尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各般ノ資料ヲ整備シ、鋭意研究中ナルガ、本財政再建計画ニ付テハ一応閣議ニ於テ御了解ヲ得タル上ハ速急ニ連合軍ノ了解ヲ取付度キ所存ニシテ之ガ準備完了前ニ外部ニ漏洩スルトキハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難キヲ以テ、発表ノ時期及方法ニ付テハ改メテ閣議ニ於テ御了解ヲ受クルコトト致シ度シ

七、以上要之今回ノ提案ハ縷述セル如ク当面ノ実情ニ鑑ミ採ルベキ施策ノ一大重点ヲ財政収支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜合的推進ヲ期待シ以テ我国財政経済再建ノ礎石タラシメントスル配意ニ出ヅルモノニ外ナラズ而モ之ガ実施ニ当リテハ国民ノ自力更生精神ノ振起ヲ基底トスル秩序ノ維持ヲ主眼トシ、戦争ニ基ク富ノ偏在ヲ是正シ国民ノ負担ヲ公平化シツツ所期ノ目的ヲ達成セントスルモノナリ

固ヨリ国民ノ総財産額ノ四分ノ一ニ垂ントスル財産増加税及財産税ノ賦課ノ如キハ或ル程度国民経済力ヲ萎縮シ生産力ニ若干ノ影響ヲ齎スベキ懸念ナキニ非ザルモ本税ノ徴収ハ前述ノ如ク身ノ無キ財産ノ吸収整備ヲ主トスル結果トナルモノナルヲ以テ、之ガ徴収方法宜シキヲ得一面ニ於テハ之ニ依リ物ト金トノ均衡ヲ回復シ、抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル不安定感乃至不満感ヲ一掃シ、財政ト国民経済ノ両面ニ亘ル秩序ノ安定ヲ図リ得ルニ於テハ之ニ依リ却ツテ経済活動ハ古キ残滓ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期スルヲ得ベク他面通貨価値ノ水準、物価政策ノ見透シ等ニ関連スル総合的ナル経済体制ノ方向モ正常ナル基礎ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ベキモノト信ズル次第ニシテ当面個々ノ対策ヲ以テ糊塗スルハ其ノ策ヲ得タルモノニ非ズト信シ

彼此熟慮勘考ノ末本提案ヲ決意シタル次第ナリ

両税創設その他諸方策の一環として、「財政再建計画大綱要目案」は、「政府命令、政府企業間ノ契約ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ニ付テハ各種補償ノ内容ニ応ジ適正且厳格ナル審査ヲ加ヘ可及的綜合的ナル判断ニ依リ之ヲ決定交付スルコト」と述べ、同説明要旨はさらにこの点を詳説して

一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、戦時中ノ預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ

右ノ所論ハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面ノ最喫緊事ハ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ国民道義ノ回復ヲ期スルニ在リ

従テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借換等ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリ他方仮ニ軍需企業ニ対シ損失ノ補償ヲ為サザルトキハ、軍需企業ノ負債ノ処理ヲ不可能ナラシムルハ勿論、之ガ為金融機関ノ債権ハ回収困難トナリ、延テハ預金ノ支払ニモ支障ヲ生ゼシメ又政府公約ノ破棄ハ国民全般ニ亘ル各種債権債務ノ処理ニ波及シ、斯クテハ一切ノ経済秩序ヲ混乱ニ陥ラシムルコトトナル虞存スルヲ以テ、此ノ際政府ノ信義ヲ維持シ、経済秩序ノ破壊ヲ防止シ且経済活動ヲ運行セシムル為

(イ)　政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険等契約解除ノ損害賠償ノ支払ハ適正且厳格ナル審査ノ下ニ之ヲ続行スルト共ニ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトシ其ノ実施方法、範囲、補償ノ内容等ハ慎重ナル手続ヲ経テ決定スルモノトシ差当リ右準備等トシテ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ速カニ実施スルト共ニ

(ロ)　一方右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為、転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルヲ適当トスベシ

と述べ、両税創設と補償の実行が相関連した方策であることを明らかにしていた。

「財政再建計画大綱案」と同時に一一月二日作成された両税の「創設案要綱」は、大綱において一〇月末の「要綱」を踏襲するものであったが、修正個所を摘出しておこう[13]（傍点引用者）。

財産増加税創設案要綱（未定稿）（二〇、一一、二）

第一　趣　旨

戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴収シテ戦争ニ因リ個人財産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正シ以テ戦後財政ノ確立ヲ図ルト共ニ経済ノ安定ニ資スル為左記要領ニ依リ財産増加税ヲ創設セントス

第二　要　領

（略）

二、課税物件

㈠　戦後ノ財産価格（差シ当リ昭和二十一年八月十五日ヲ予定ス）

（略）

四、貯蓄組合ニ依ル預貯金等ニ付テハ特別ノ斟酌ヲ考慮スルコト

五、財産増加額ノ算定

（略）

㈣　時価算定困難ナルモノ（土地家屋等）ハ収益ニ対スル一定倍数ヲ標準トシ時価ニ還元シ時価、収益共ニ困難ナルモノハ評定価格ニ依ルコト

（略）

（備考）㈠　本税施行ノ為金融機関ノ預貯金額ヲ開示セシムル等民間機関ヲシテアラユル協力ヲ為サシムルト共ニ此ノ際新

通貨ノ発行ヲ行フコト

㈡　本税逋脱防止ノ為特ニ厳重ナル罰則ヲ設クルコト

財産税創設案要綱（未定稿）（二〇、一一、二）

第一　趣　旨

破綻ニ直面セル我国財政経済ヲ再建センガ為左記要領ニ依リ財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保シテ財政上ノ収支ノ均衡ヲ図ラントス

第二　要　領

（略）

一、個人財産税

（略）

㈡　課税物件

（略）

(b)　財産価格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産価格ニ依ルコト（昭和二十一年八月十五日ヲ予定ス）

㈡　貯蓄組合ニ依ル預貯金等ニ付テハ特別ノ斟酌ヲ考慮スルコト

八、歳入見積額約四百十億円

（備考）㈠、㈡（財産増加税案に同じ――引用者）

一一月二日「要綱」により修正された収入見込額をもととして、同日推計された年度別収入見込額は表3-8のとおりであった。[14]

表3-8　財産増加税及財産税各年度別収入見込額（昭二〇、一一、二）

区分	収入見込額	内訳			
		二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度	二十五年度
財産増加税	三一、五五六百万円	二二、〇八九百万円	九、四六七百万円	—	—	—
財産税	六〇、九一〇	二〇、二六四	二六、三五五	六、〇九一	四、一〇〇	四、一〇〇
個人財産税	四一、〇〇〇	一二、三〇〇	一六、四〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
法人財産税	一九、九一〇	七、九六四	九、九五五	一、九九一	—	—
計	九二、四六六	四二、三五三	三五、八二二	六、〇九一	四、一〇〇	四、一〇〇

なお戦後通貨対策委員会は、編成替により第三部会（財政金融ならびに証券対策）が「財政緊急対策」答申を引き継ぎ、「取急ギ具体的方針ニ付討議ヲ行ツタ。其ノ結果次ノ如キ結論ニ到達」したとして、一一月一二日付第三部会意見書を提出した。[15] 意見書前文は前述したところに譲り、ここでは、「第二、財産税ノ創設並ニ其ノ他租税政策」の項より財産税創設にかかわる部分を抽出しておこう。

第二　財産税ノ創設並ニ其ノ他ノ租税政策

一、理　由

賠償並ニ通貨価値ノ安定等ニ関スル問題モアリテ財産税ノ創設ニ付テハ慎重ナル取扱ヲ要ス然シ乍ラ戦争負担ノ公平ヲ図リ国債償還ノ方途ヲ講ジ赤字公債ヲ減少シ「インフレ」悪化ヲ防止シ財政五箇年計画ヲ完遂スル為一回限リノ財産増加税並ニ財産税ヲ創設スルコトハ緊要ト認メラル

（略）

備考　尚財産税ノ創設ニ関連シテ通貨ノ回収整理及ビ無記名債券確認ノ問題モアルガ之ハ別途考究ス

二、財産税ノ要領

(イ) 納税者ハ財産増加税ハ個人、財産税ハ個人及ビ法人トス

(ロ) 課税財産ハ動産、不動産、財産上ノ権利、有価証券、預金、現金、書画、骨董、買溜品其ノ他ノ財産トスルコト但シ必要ナル程度ノ日用品及公共又ハ公益用財産ハ之ヲ除クコト

(ハ) 評価方法ニ付テハ特ニ慎重ノ方法ヲトルモノトシ財産評価法ヲ制定スルコト又財産ノ評価ハ財産税ニ付テハ昭和二十一年度ニ於ケル一定ノ時期、財産増加税ニ付テハ大東亜戦争直前及昭和二十一年度ニ於ケル一定ノ時期ヲ基準トスルコト

(ニ) 税率ハ財産増加税ニ付テハ二%乃至九五%（二百万円超）ノ超過累進率、個人財産税ニ於テハ一〇%乃至七〇%（五千万円超）ノ超過累進率トシ、法人財産税ニ付テハ積立金二五%其ノ他ヲ含ミ財産五〇%トスルコト

(ホ) 基礎控除ハ財産増加税ニ於テハ二万円、財産税ニ於テハ十万円（五万円説アリ）トスルコト

(ヘ) 公課債務等ハ控除スルコト

(ト) 納付方法ハ分納及物納ヲ認ムルコト

二　戦時利得排除の覚書と財産税等課税案

すでに触れたように、一一月五日「財政再建計画大綱」が閣議了解を得た際に、渋沢蔵相より「尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各般ノ資料ヲ整備シツツ鋭意研究中ナルガ、本財政計画ニ付テハ一応閣議ニ

於テ御了解ヲ得タル上ハ速急ニ連合軍ノ了解ヲ取付度キ所存」と述べられていた。[16] この案に対して発出されたのが一一月二四日付「戦争利得の除去並びに財政の再建」覚書（SCAPIN第三三七号）であるが、実際にはそれは、一一月一六日付最高司令官に対する大蔵大臣覚書に対する回答という形式をとっており、「口述資料」は一六日付覚書について「実情はこれは向うからちゃんと書いて、こういうものに大蔵大臣サインして出せといったので、事実上は向うから押しつけられた」と述べている。[17] 覚書の内容は次のごとくであった。[18]

連合軍最高司令官ニ対スル覚書（一九四五年十一月十六日）

戦時利得ノ排除及国家財政ノ再建ニ関スル件

一　貴方ノ意見及方針ヲ体シ、更ニ日本ニ於ケル平和的民主主義的勢力ノ助長ニ貢献スルト共ニ国家財政ノ再建、農業ノ維持、金融機構ノ再編成及民主々義化ノ基礎ヲ造リ併セテ「インフレーション」ニ対スル闘争ヲ継続スル為、大日本帝国政府ハ遅滞ナク左記ノ計画ヲ実行セント欲スルモノナリ

(1)　戦争中戦争ニ関連シ及ビ戦争ノ結果トシテ生ジタル法人及個人ノ総テノ利潤ヲ排除シ回収スベキ新税ヲ創設スルコト

(2)　累進税率ニ基ク一般財産税ヲ課スルコト

二　右ノ戦時利得税及財産税ハ厳重ナル強制力ニ依リ施行シ且脱税及不正ヲ防止シ、以テ最大ノ歳入ヲ確保シ、勤労所得者及農民ノ合法的貯蓄ヲ擁護シ、我国経済ノ平和目的ヘノ再建ノ為最モ激励支持ヲ必要トスル国民層ニ対スル不正ヲ防グ如キモノトシテ実行セラレルベキモノトス

三　戦時利得税及財産税ノ立法化及徴収ヲ完了スルニ至ル迄ノ期間軍需品ノ生産若ハ供給ニ起因スル補償又ハ戦災ニ因ル補償ノ為支払ハレ又ハ支払ハルベキ資金ニ付テハ之ガ使用ヲ禁止スル為有効ナル措置ヲ執ルモノトス但シ連合軍最高司令官ノ認可アリタル目的ノ為右資金ヲ使用スル場合ハ此ノ限リニ非ズ

四　公正ナル評価ヲ行ヒ其他本計画ノ成功ヲ確保スル為独立セル市民ヨリ成ル特別委員会ヲ創設スルコトヲ企図シツツアリ

五　本計画ニ付貴方ノ承認ヲ求ム

大蔵大臣　渋沢敬三

これについて前掲「口述資料」はまた、「第一の『戦争中戦争ニ関連シ及ビ戦争ノ結果トシテ生ジタル法人及個人ノ総テノ利潤ヲ排除シ回収スベキ新税ヲ創設スルコト』というのは、この機会にでてきた新しい考え方だった。財産増加税はある程度この要請に応ずるような方向に進んでいるのではあるが、二つの点においてこの要請とは違っている。第一は法人についても戦争による利潤を排除しなければならない。いま一つ総ての利潤を排除しなければならない。こうした二つの点を強調しているわけで、こうなると従来の構想ではどうも間に合わない。そこでできたのが、法人戦時利得税という考え方である。」[19] と述べており、覚書冒頭には「日本ニ於ケル平和的民主主義的勢力ノ助長ニ貢献スル」旨の課税案の基本方針が明示されていたのである。

これに対する二四日付司令部覚書は次のごとくであった。[20]

戦争利得ノ除去及財政ノ再建（一九四五年十一月二十四日）

一、一九四五年十一月十六日付戦争利得ノ除去並ニ財政再建ニ関スル大蔵大臣覚書ニ関シ意見次ノ如シ

二、該計画ハ日本ニ於ケル平和的且民主的ナル勢力ノ育成ニ寄与スベキ方法及制度ノ発展ヲ来ス為ノ単ナル一手段トシテ原則的ニ之ヲ承認ス。一部ノ日本人ノ資産ハ不正ニシテ且侵略的ナル戦争ヲ利用シ多年ニ亘リ不法ニ増大セリ。政府ハ全日本人ニ対シ戦争ハ経済的ニ見テ利益アルモノニ非ザルコトヲ周知セシムル為貴方提案ノ第一項Aノ税ハ不信ナル真珠湾攻撃ノ日以後ニ付テノミナラズ可能ナル限リニ於テ夫レ以前ノ期間ニ付テモ適用セシムベシ。

三、本計画ニ関スル完全ナル法案ハ一九四六年ニ開催セラルベキ最初ノ議会ニ其ノ協賛ヲ得ル為提出セラルベシ、右法案ハ本司

令部ノ承認ヲ求ムル為一九四五年十二月三十一日以前ニ提出スベシ。

皇室財産モ本計画ノ適用ヲ免ルルコトナシ。

四、必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切ノ補償請求権ニ関シ左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコトヲ得ズ

(イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ロ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラザルコト

（以下略）

覚書受領後、一一月二八日より一二月八日まで五回にわたる司令部との会談が行なわれ、覚書とその実施案について、主要な問題点が明らかにされたが、同会談内容ならびに会談に当たってまとめられたメモ[21]「法人財産税ニ関スル問題」[22]を、次に要約しておく（以下は要点の摘記）。

財産税及戦時利得税ニ対シ連合軍司令部トノ会談内容

第一回　昭和二十年十一月二十八日

本日ノ討議ハ主トシテ法人ノ戦時利得税ニ関スルモノニシテ其ノ主要点左ノ如シ

1　法人戦時利得税計算ノ便法トシテ現行臨時利得税法ニ依ル資本ノ十%以上ヲ戦時利得ト看做ストノ当方ノ主張ニ対シテハ先方ハ戦時中ノ利得総テヲ収奪セントスル根本方針ニ沿ハズ且ツ心理的観点ヨリシテ賛成シ難シトノ意見ナリ。之ニ代ルベキ先方ノ意見ハ……

①　軍需産業ニ関シテハ「戦時利得」ト称スルハ戦時中得ラレタル利益（益金処分差引――引用者）ノ総額ヲ意味ス

②　右ノ戦時利得額ニ対シ一〇〇%ノ課税ヲ為シ之ヲ算出税額トス

③　軍需産業以外ノ産業ニ付テハ之ヲ軍需産業ト区別スルコト困難ナリト判明セル場合ニ於テハ此等ニ対シテモ上記諸項ヲ適用セラルベシ

2　軍需産業ヲ爾余ノ産業ト区分スルハ極メテ困難ナル旨ノ当方ノ主張ニ対シテハ先方モ同意ヲ表明シ居レリ

3　個人ノ戦時利得ニ付テモ法人ト同ジク臨時利得税法ノ様式ヲ採用ス可キニ非ズヤトノ先方ノ意見ニ対シテハ其ノ妥当ナラザル旨ヲ説明セル処諒承セリ

第二回　昭和二十年十一月二十九日

本日ノ討議ハ主トシテ個人戦時利得税ニ関ス

1　当方ノ試案ノ中心タル個人臨時利得ヲ一ノ一定時日ト他ノ一定時日トニ於ケル財産額ノ差額ヲ基礎トシテ算定セントスル方法ニ対シテハ数年前ニ於ケル個人財産ノ評価ハ財産ノ種類ニ依リテハ極メテ困難ナル場合アリ之ヲ申告ニ依ル時ハ結果ハ必ズヤ利得額ノ過小評価ヲ齎スベシトシテ相当ノ難色ヲ示シテ居リタルモ他ニヨリ好キ方法ナケレバ已ムヲ得ザルモノト考ヘ居レリ

2　右ニ代ル先方ノ一試案トシテ期間内各年中ニ於ケル各人ノ所得額ノ合計ヨリ一定ノ基礎控除ヲ為シ其ノ残額ヲ以テ戦時利得額トシテハ如何トノ提案アリタルモ先方ハ必ズシモ之ニ拘泥スル模様無シ

3　右提案ニ依ル時ハ各年内各人ノ所得ニ関スル税務署ノ資料ハ闇利潤ヲ包含シ居ラザルヲ以テ所謂戦争成金ノ把握困難ナリト当方ニ於テ主張セルニ対シテハ先方モ其ノ弊ヲ認メ居レリ

4　本提案ハ当方案ニ比較スルトキハ物価調節ガ問題トナラザル為相当過酷[**]トナル嫌アリ又本提案ニ依ルトキハ結局戦時中ハ国民ノ所得ハ総テ一定基礎控除額以下ナルベク爾余ノ所得ハ総テ戦時利得ナリトノ結論ニ帰着スベク貴提案ハ共産主義的ナラズヤトノ当方ノ批判ニ対シテハ先方モ失笑シ居リタリ

5　当方ヨリノ覚書ニ示サレタル物価調節ノ為ノ「マルテイプライヤア」ノ思想ハ先方ノ同意ヲ得タル外期間中居住シ居リ現在モ居住シ居ル家屋ガ右ノ「マルテイプライヤア」ノ示ス以上ノ騰貴ヲ為シ居リタル場合ノ差額ハ正当ニ之ヲ確認シ得タル時ハ戦時利得ト看做サザル旨（家屋焼失シ保険金受領ノ場合モ同ジ）及一時退職金等モ戦時利得トナラザル旨等ニ付テハ先方モ同意見ニシテ此等ニ対シテハ特殊ノ控除ヲ為ス要アリトノ見解ニ一致セリ

6　次ニ当方ヨリノ覚書中ノ正常所得ニヨル正常ノ貯蓄ノ控除ニ関シテハ先方ハ否定的態度ヲ持シ之ニ代ヘ戦前財産、戦争中ノ所得ノ如何ニ拘ラズ一定額ノ基礎控除ヲ為スコトヲ主張シ居レリ、控除額ハ何程ヲ妥当トスルカニ明言ヲ避ケ居ルモ俸給賃金受領者、農民等ノ合法的ナル貯蓄ヲ害セザル範囲ト考ヘ居ル模様ナレバ比較的低ク考ヘ居ルモノト推測セラル。尚当方ノ所得額ニ比例スル貯蓄控除ヲ否定スル理由トシテハ戦時中ノ所得ハ戦前ヨリ所有スル財産ヨリ生ズル場合ト雖モ一定額以上ハ戦争利得ナリト云フニアリ

7　一般ニ控除額、税率等ニ関シテハ先方ハ態度慎重ニシテ未ダ具体的言明ナシ同本税創設ニ付テハ大綱ヲ把握スル外爾余ノ責任ナルコトヲ強調スル傾向アリ

第三回　昭和二十年十一月三十日

本日ノ討議ハ主トシテ法人財産税就中其ノ個人財産税トニ重課税ニ非ズヤトノ点ニ関ス

1　……個人戦時利得税々率ハ急上昇ニ依ル逓増率ヲ以テ適当ト考ヘルモ如何トノ当方ノ問ニ付キ先方ノ肯定ヲ得タリ

2　法人財産税ニ付テハ個人財産税ト重複課税ニ非ズヤトノ疑問ヲ先方ハ抱キ居レルモ解明ノ如何ニ依リテハ納得ノ余地アルモノト察セラル

3　先方ノ意見ハ法人ノ財産ハ株価ノ総額ニ表現セラルヲ通常トスルヲ以テ個人法人両者ニ財産税ヲ課スルハ重複課税ナリト云フニ在リ当方ニ於テハ現在ガ「インフレ(マヽ)ション」進行ノ課程(マヽ)ニ在ルコト、配当制限ガ行ハレツツアルコト、取引所閉鎖中

ナルコト、本問題ニ関スル政府ノ方針公表セラレタルトキハ株価其レ自身ガ投機的変動ヲ為シ会社財産額ヲ正常ニ表示シ得ザルコト等諸種ノ事情ヲ説明シ就中第一次大戦後ノ独乙「インフレ(マヽ)ション」時代ニ於ケル株式ノ総額ト会社資産額トノ甚シキ懸隔ニ付実例ヲ挙ゲテ説明セリ先方ハ此等諸事情ヲ概念的ニハ理解セルモ尚前述セル見解ヲ飜スニ至ラズ右ハ結局我国経済ノ現状ニ対スル認識ノ如何ニ係ル問題ナルベシ先方ノ我方説明ニ対スル主張ハ例ヘバ一九四六年本税実施時ニ於テハ株式市場モ再開シ株価ノ正常ナル形成ヲ期待シ得ベシトシ、又軍需会社ニ付テモ株価ハ解散価値含ミニテ相(マヽ)等価格迄昂騰シ得ベシト論ズルガ如シ

4　財産税ヲ課徴セザルモ資本税ヲ一年度限高率課税スレバ同一目的ヲ達シ得ルニ非ズヤトノ先方ノ問ニ対シテハ右ニ依ル時ハ法人財産ハ記帳価格ヲ以テ把握シ得ルニ過ギズ又税理論ヨリスルモ右ノ如キハ変則ナル旨説明セル処諒承セリ

5　被課税法人ガ納税資力無キ場合会社所有ノ建物機械等ヲ接収スルヤトノ先方ノ問ニ対シテハ斯ル場合ハ会社ヲシテ評価増ヲ為サシメ評価益ヲ払込ニ充当シ株式ヲ以テ納税セシム可シト実例ヲ挙ゲテ説明セルモ此ノ種事例ハ技術的ニ若干複雑ニシテ先方モ即時ニハ其ノ内容ヲ理解シ得ザリシモノノ如シ

6　本日ノ会談ヲ総合セルニ先方ハ我国経済界ノ実情ニ暗ク米国ニ於ケル平常時ノ原則論ヲ容易ニ脱却シ得ザル憾アリ先方ヨリ次回ハ当方ノ意図セル処ヲ各種ノ場合ニ分チ数字ヲ挙ゲテ実例ニヨリ開示セラレ度キ旨希望アリ当方又此等実例ヲ経済界ノ事情ヲ示ス諸指標ト共ニ提示スル要ヲ感ジ居リタルヲ以テ之ヲ承諾セリ

7　本日ヲ以テ当方提示ノ覚書ニ関スル第一読会ヲ略終了セリ

第四回　昭和二十年十二月三日

本日ハ皇室財産ニ関シ非公式ニ貴方ノ個人的意見ヲ承度ト冒頭(し)……

当方「……貴方ノ覚書ニ於テ皇室財産ト雖モ本計画ヨリ免ルルコトヲ得ストアルハ皇室財産ニ関シテモ新税ヲ課税ス可シトノ

意味ナリヤ」

先方「然リ、蓋シ皇室財産ハ従来収益ノ主体トシテ運用セラレ居リ其ノ限ニ於テ一般民間財産ト異ル処無シト考フ」

当方「現行憲法乃至憲法的諸規定ヲ改正スルニ非ンハ皇室ニ対スル課税ヲ為シ得ストセハ貴方ノ指令ハ本目的ノ為ニ憲法ヲ改正スシメントスルモノナリヤ」

先方「然リ」

当方「仮定トシテ全皇室財産ヲ国有財産トスルトセバ皇室ハ課税ノ対象トナリ得サルモノト思考スモ如何」

先方「若シ斯ノ如キガ新税法制定前本司令部ノ許可ヲ得テ為サレタリトセハ当然課税ノ対象ハ失ハル可シ」

当方「全皇室財産ヲ国有財産化スルトシテ、陛下ハ尚ホ例之宮城ニ在住シ給フヲ得ルヤ」

先方「国有財産化セラレタリト否トハ陛下ガ財産ニ関スル支配ヲ喪失セルヤ否ニヨリ判断セラル可キモノト考フ」

当方「……例之皇室ガ其ノ所有財産ニ付一定金額ヲ国庫ニ税以外ノ形ニ於テ納付セラルルコトトナリタル場合ハ皇室ハ課税ヨリ免除セラレ得ルヤ」

先方「此ノ問題ハ正式ナ形式ニ於テ照合セラルルヲ要ス」

第五回　昭和二十年十二月八日

1　株価ニ比シ一株当再評価資産額ガ相当上廻リ居レル点ハ資料ノ示セル実例ニ依リ先方ハ之ヲ了解シ更ニ此ノ原因ニ付、質ヌル処アリ当方ハ右ハ主トシテ「インフレイション」ニ依ル資産ノ値上リヲ再評価セル結果生ゼシモノナル事ヲ説明斯ル水増シ資産ハ「インフレイション」阻止ノ為是非共吸収スル要アルコトヲ説ケリ

2　更ニ……法人税法ニ依ル清算所得課税ノ実状ヲ説明セル処先方ハ本件ニ関スル当方ノ意図ヲ相当実態的ニ把握セル模様ニシテ旁経済界ノ実情モ或程度了解シ、法人ニ補足的ニ財産税ヲ課スルコトニ付原則的ニ賛意ヲ与ヘ細目ハ法案ニ付論ジ度ト

述ベタリ

法人財産税ニ関スル問題

一、法人ニ対シ財産税ヲ課税セントスル理由

(1)　法人ハ……独立ノ納税主体ト……我国租税体系上夙ニ認メラレ居ル所ナリ

(2)　殊ニ財産税ノ如キ巨額ノ課税ヲ為スニ当ツテハ……個人、法人間ノ権衡ヲ失セシムル虞アルコト

(3)　……法人財産税ハ……二重課税ニ非スヤトノ説アルモ株価ハ必スシモ資産状態ニ全面的ニ表現セラレテハ居ラス殊ニ配当統制等ニ依リ……現実ノ配当金ニ左右セラレル点多ク且最近ノ物価騰貴等ニ依リ増大セル含ミ資産ノ如キハ殆ンド十分ニハ反映シ居ラサルト共ニ株主ニ対スル課税ハ現在ノ物的会社ノ資産ニハ殆ド影響ナク個人企業トノ問ニ権衡ヲ失スルコト

二、法人財産税ハ法人ノ経済力ヲ弱メ今後ノ生産増強ニ著シキ支障ヲ来ス虞ナキヤ

……蓄積多キ会社ノ堕眠ヲ破リ新興会社ニ活動ノ余地ヲ与ヘ新設設備ノ建設ニ依ル競争ヲ可能ナラシメテ生産ヲ刺戟シ産業ノ民主主義化ニ寄与スルコト大ナルコト

三、法人ニ対シ財産増加税ヲ課税セサル理由

(1)　戦時中合併、増資、減資等多ク課税技術上ノ困難アルコト

(2)　法人資産ノ時価ハ当該事業ノ其ノ時ノ収益力ニ左右セラレル点多ク……戦前ニ対スル戦後ノ資産増加額ハ戦時中ノ利得ヲ示スヨリハ寧ロ戦争終結ニヨル利得ヲ示スモノトナルコト

(3)　従テ軍需会社等ノ戦時中ノ利得ニ付テハ結局当該法人ノ関係者タル個人ニ帰着シタル財産ニ付遡促スルコトトシ尚法人ニ残存スルモノニ付テハ一般ノ法人財産税ヲ課税スレハ足ルモノト認メラレルコト

四、五、六、七（略）

八、財産税額ノ効果状ニ於ケル処理方法如何

(1) 積立金ヨリ成ル分ニ対スル税額ハ積立金ヲ崩シテ納付スルコト
(2) 其ノ他ハ資産評価ニ依リ納付スルコト此ノ場合資産ノ評価増ハ当該税額ニ限リ計上スルコトトシ課税価格算定ノ際ノ評価増額ヲ右税額以上ニ計上スルトキハ法人税ヲ課税スルコト
(3) (略)
(4) 納税ニ当リ現金又ハ国債ニ依ル納付特ニ困難ナル事情存スルモノニ付テハ税金ノ一部ヲ増資新株ニ依ル(マヽ…株)納付スルノ途ヲ拓クコト、此ノ場合政府ハ特別会計ニ於テ斯ル様式ヲ引受ケ適時売却スルノ方途ヲ講スルコト

九、個人財産税ノ課税価格算定ニ際シ株式ノ価格ハ如何ニ算定スヘキカ
(1) (略)
(2) 課税価格算定ノ時期ニ至レハ株価ハ結局財産税ニ織込済ニテ成立スルモノト認メラレルヲ以テ其ノ時ノ株価ニ依リ算定スルヲ適当トスヘシ
(3) 然レドモ法人財産税ニ因ル株価ノ値下リハ株主ノ負担トナルヲ以テ株主ニ対スル個人財産税額ノ決定ニ際シテ一株当リノ法人財産税負担額ヲ控除スルヲ適当トスルコト
尚財産増加税ニ付テハ其ノ性質上右ノ控除ハ為ササルコト

司令部会談と同時に、財産税・戦時利得税の法案と実施のための準備が進行するが、この時期に研究問題として集中的に検討されたのは左の事項であった。(23)

財産税、財産増加税及戦時利得税ニ関スル研究問題

一、個人財産税及財産増加税
(一) 納税義務者ニ関スル問題
(1) 制限的納税義務者ニ対スル課税方法

(財産税ニ付債務控除トノ関連)
(財産増加税ニ付始期財産ノ問題)
(2) 戦災者、戦死者遺家族、戦傷病者、海外帰朝者ノ特別取扱ニ関スル問題
(二) 課税財産ノ範囲ニ関スル問題
(1) 信託財産、年金、無尽、保険ニ関スル問題
(2) 恩給退職積立金ニ関スル問題
(3) 当年所得ト財産トノ限界ノ問題(殊ニ農民ノ青田、供出米代金等)
(4) 華族世襲財産法トノ関係
(5) 株式財産ノ取扱(法人財産税ニ依ル株価値下リヲドノ程度見ルカ)
(6) 公租公課
(7) 非課税物件ノ範囲
(三) 課税財産ノ捕捉ニ関スル問題
(1) 預金、現金等ノ把握
(2) 無記名証券ノ把握
(3) 白紙委任状ニ依リ移転セル株式
(4) 財産現状調書(資料)ヲ提出スヘキ義務者ノ種類及提出スヘキ財産ノ限度(金額)
(5) 課税時期直前ノ贈与ニ対スル取扱方(贈与税ノ創設)
(6) 家族合算ノ程度(殊ニ疎開等ニ依リ世帯ヲ分チ居ルモノ)
(四) 財産評価ニ関スル問題

(1) 土地建物ノ倍数ノ運用方法
(2) 借地権、地上権ノ取扱方
(3) 株式評価ノ方法
(4) 信託、年金、無尽、保険、恩給等ノ評価
(5) 原料品、半製品、製品又ハ商品ノ評価（原価、時価トノ関係）

(五) 評価委員会、増加財産調査会、財産価格調査会ノ構成

(六) 財産増加税ニ関スル特殊問題
(1) 所得控除ノ根拠及程度
(2) 山林所得ノ控除ノ方法及程度
(3) 各種類ノ一時所得ニ対スル控除ノ程度
(4) 相続又ハ贈与財産ニ関スル所得控除ノ方法及相続税トノ関係

(七) 相続税ト同時課税トナル場合負担過重トナリ調整ノ要ナキヤ否

二、法人財産税及戦時利得税ニ関スル問題

(一) 納税義務者ニ関スル問題
(1) 非課税法人ノ範囲（具体的ニ）
　戦時利得税
　財産税
(2) 特別法人ニ対スル課税方法
(3) 人格ナキ社団ニ対スル課税方法（個人財産税ノ問題トシテ）

(4) 合併法人ノ戦時利得税ノ課税方法
(5) 清算結了前ノ解散会社ニ対スル課税方法

(二) 課税物件ニ関スル問題
　退職給与積立金、保険会社ノ責任準備金、価格平衡資金等ノ課税方法（殊ニ相互保険会社ノ場合）

(三) 清算所得ニ対スル法人税トノ関連

(四) 法人戦時利得税ニ関スル特殊問題
(1) 戦時利得税ニ依リ減額セラルベキ法人税額等ヲ各事業年度毎ニ計算セズ一率ニ解決スル方法如何（殊ニ各事業年度毎ノ税率ノ相違、超過所得税、同族会社ノ加算税額、損金処分ヲナシタル第一種所得税及営業税七分超ノ臨時利得税 各種免税）
(2) 積立金ノ範囲内ニ於テ納税セシムルモ戦時中ノ配当率ヲ考慮スルコトノ可否
(3) 戦時利得税ト法人財産税トノ理論的関連及法人財産税ノ税率ノ適否（殊ニ法人財産税ニ於ケル積立金課税ト戦時利得税ニ於ケル課税限度法人財産税ニ於ケル其ノ他ノ分ニ対スル税率）

三、共通問題

(一) 課税物件
(1) 企業財産ノ評価ニ関スル問題
　（企業財産ヲ一体トシテ把握スルコトノ可否及企業財産トシテ一体的ニ取扱フベキ範囲）
(2) 在外財産ノ取扱方ニ関スル問題

(二) 徴収
(1) 物納ノ限度及物納財産ノ換価方法

(2)　年賦延納ヲ認ムル限度及延納利子又ハ即時納付ニ対スル割引
(3)　増資株ニ依ル法人財産税ノ納付ヲ認ムル限度
㈢　課税財産価格及増加額ノ総額及階級別金額並ニ戦時利得額ノ推定

右の諸懸案のうち、なかんずく法人戦時利得税案の検討が進められたのは当然であった。戦時利得税は「一番簡単な法人税だし、積立金をとればいい。これが一番簡単だというわけで、初めは積立金を考えていたが、しかしそこに行く前に、一番精密なとり方をやったらどういうことになるかを考え、結局結論は積立金だけとったらいいじゃないかということになった[24]」。

この間の問題点を主税局の文書は次のように明らかにしている[25]。

戦時利得税ノ徴収ヲ表現積立金ノ限度トスル場合ノ問題トナル事項
一、利益ノ全額ヲ表現シタルモノト然ラザルモノトノ負担ノ権衡ヲ得ザルコト即チ従来多額ノ納税ヲ為シタルモノガ更ニ多額ノ納税ヲスルコトトナリ適当ニ非ザルコト
二、戦時利得トシテ課税スベキモノハ表現シタルト否トヲ問ハズ苟モ戦時中利得シタルモノノ全部ニ課税セザレバ負担ノ衡平ヲ得ザルコト
三、資産ノ処分益、評価益或ハ額面超過金ノ如ク戦時利得ト認メラレザルモノニ対シテモ課税スルコトトナリ適当ナラザルコト
四、配当、賞与等ヲ多額ニ為シタルモノト然ラザルモノトノ負担ノ権衡ヲ得ザルコト
五、課税対象トスベキ最後事業年度ノ定メ方如何ニ依ツテハ終戦後ニ於ケル損失（評価損、退職手当ノ支出等）ノ通算等課税上問題アルコト
六、社外流出ノモノヲ除外セバ積立金ヲ取崩シ社外ニ流出スルモノ続出スルコトトナリ之ニ対シ対策ヲ講ゼザレバ徴収スベキ税

額ナキニ至ルコト
七、戦前ヨリ反ツテ利益ガ減少シ戦争ニ因ル利得ナシト認メラルル者モ留保アルトキハ課税ノ対象トナルコト
八、公表後ニ於テハ莫大ナル欠損金（評価減）ヲ計上シ積立金ヲ減少セシムル虞アルコト
九、戦前ニ於ケル繰越欠損金ノ補塡部分ハ課税スルヤ否―若シ課税スルトセバ繰延資産トシテ整理シ爾後償却シタルモノトノ負担ノ調整ヲ要スルコト
一〇、資本是正（積立金ヲ払込ニ振替タルモノ）ヲ為シタルモノト然ラザルモノトノ負担ノ調整ヲ要スルコト
一一、鉄道、軌道業ノ如ク多額ノ固定資産ノ償却不足ヲ有スルモノト然ラザルモノトノ負担ノ調整ヲ要スルコト
一二、戦時中ニ於ケル免税所得、非課税所得ヨリ成ル積立金ニ対シ課税スルトセバ尠クトモ特別償却ニ相当スル部分ニ付テモ課税セザレバ権衡ヲ得ザルコト

計算期間中の総益金より総損金を控除した額（表現積立金）を戦時利得とする戦時利得税の最初の要綱ともいうべきものは、同年一一月二九日作成にかかわる「未定稿」であった[26]。その全文は左のとおりである。

戦時利得税創設要綱（未定稿）　（二〇、一一、二九）

一、納税義務者
(イ)　国内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人
(ロ)　国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人
二、非課税法人
法人税法ノ適用ヲ受ケザル法人
三、課税物件
(イ)　戦時利得ニ対シ一回限リ課税スルコト

(ロ) 戦時利得ハ法人ノ昭和十二年七月一日（又ハ一定ノ日）ヲ含ム事業年度ヨリ昭和二十一年六月三十日ヲ含ム事業年度ニ至ル間ノ総益金ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ニ依ルコト、但シ相互保険会社及会員組織ノ取引所ニ在リテハ右期間ノ剰余金ニ依ルコト

(ハ) 法人ガ右期間ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人税（第一種所得税及同附加税ヲ含ム）及臨時利得税ハ前号ノ戦時利得ノ計算上之ヲ損金ニ算入セザルコト

(ニ) 国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人ノ戦時利得ハ国内ニ於ケル資産又ハ営業ニ付前各号ニ準ジ計算シタル金額ニ依ルコト

(ホ) 右期間内ニ於テ解散シタル法人ニ付テハ右ニ準ジテ計算スルコト

四、税率

百分ノ百トスルコト

五、税額控除

法人ガ右期間ノ各事業年度ニ於テ所得及資本、利得又ハ純益ニ付納付シ又ハ納付スベキ法人税、臨時利得税並ニ損金ニ計上セザリシ営業税及営業税附加税ノ合計額並配当金、益金処分ヲ為シタル賞与金及寄付金ハ戦時利得税額ヨリ控除スルコト

六、徴収

(イ) 税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事情ニ依リ一時延納ヲ認ムルコト

(ロ) 物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト

法人戦時利得税「要綱」は、同年一二月一〇日に「要綱（案）」として再調製されるが、それは八月一五日以降「所有資産ノ一部ニ付評価換ヲ為シタル場合ノ評価損」「固定資産ノ減価償却ニ因ル損失」「寄附金」の取扱いのほか、「臨時租税措置法」第一条ノ四、十八及び「戦時災害国税減免法」第二条による圧縮記帳その他、計算期間前よりの繰越損金、ならびに解散法人、合併法人の扱いなど、主として戦時利得の計算についての所要規定を付加したものであった。[27] あとで見るように、一二月三〇日閣議決定による「法人戦時利得税法案要綱」は、付加された項目の一部を要綱中に採用したものであった。[28]

「戦争ニ因ル利得者ヲ無カラシムル」[29] 旨の戦時利得税の趣旨が明らかにされるとともに、財産増加税についても再検討が避けられなかった。一二月一日作成にかかわる「財産増加税及戦時利得税創設案要綱（未定稿）」[30] は、

第一　趣旨

戦争ニ因ル戦時利得者ヨリ戦時利得ヲ徴収シ戦争ニ因ル利得者ヲ無カラシムルト共ニ本収入ニ依リ戦後財政ノ確立ヲ図リ併セテ経済ノ安定ニ資スル為左記要領ニ依リ個人ニ対スル財産増加税及法人ニ対スル戦時利得税ヲ創設ス

（以下略）

として、財産増加税が戦時利得課税の一環なることを明らかにしたのち、課税所得については、斟酌率の採用を中心とする左記のような基準を整備した上で、超過累進税率を一段と強化することとなるのである。このほか、財産増加額算定期間中の相続および贈与についてあらたに付加された方針をつけ加え、「要綱」から抜萃しておこう。

(ニ) 課税価格ノ算定

(イ) （略）通貨価値ノ変動ヲ考慮シ左記金額ハ財産増加額ニ算入セザルコト

(1) 昭和十五年十二月末日ノ財産価格ニ一定ノ斟酌率ヲ乗ジテ算出シタル金額但シ斟酌率ハ昭和十五年十二月末日ノ財産価格ニ対スル昭和十五年十二月末日ニ於ケル財産ヲ昭和二十一年一定日ニ於テ評価シタル場合ノ財産価格ノ価格増加率ニ依ルコト

(2) 昭和十五年十二月末日ニ所有シ引続キ昭(和)二十一年一定日ニ所有スル財産ノ増加額ガ該当財産ニ前号ノ斟酌率ヲ乗ジテ算出セル増加額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過額

(ロ) 財産増加算定期間中ニ相続アリタル場合ニ於テハ被相続人ノ地位ヲ其ノ儘相続人ガ継承シタルモノト看做スコト
同期間中ニ贈与アリタル場合ニ於テハ当該贈与財産ガ昭和十五年十二月末日以前ヨリ贈与者ノ所有スルモノナルトキハ当該財産ヲ、昭和十五年十二月末日以前ヨリ贈与者ノ所有スル財産ノ変形セルモノナルトキハ変形前ノ財産ヲ受贈者ガ昭和十五年十二月末日ヨリ所有スルモノト看做スコト遺贈ノ場合ニ付亦同ジ
尚昭和二十年十月一日以降ノ贈与等ニ付テハ之ヲ無カリシモノト看做シ得ルコトトスルコト
(略)
(六) 税率、税率ハ概ネ左ノ超過累進税率ニ依ルコト

十万円以下	四〇%
十万円超三十万円以下	六〇%
三十万円超五十万円以下	八〇%
五十万円超	一〇〇%

(以下略)

なお、一二月一一日付「財産増加額算定ノ問題」[31]は「要綱」の方針に立ちつつ、斟酌率の採用について次のごとく述べ、その趣旨を明らかにしている。

……蓋シ一方ニ於テ貨幣的斟酌率ヲ予定シツツ、他方引続キ所有スル預金、現金及擬制資本ニ付之ガ適用ヲ排除スルハ明ニ矛盾ナリト謂フベシ
右ノ結果生ズル実際上ノ不合理ハ財産増加税ノ解決スベキ所ニ在ラズ財産税ニ依リ解決スベキモノニシテ、財産増加額算定ニ付戦前ノ財産ヲ考慮スルコトハ財産増加税ト財産税トノ限界ヲ不明確ニスルモノト謂フベシ

ところで、財産税案そのものに関しては、これを一二月三日付「財産税創設案要綱(未定稿)」についてみても、たとえば、「同年十月一日以後ノ贈与ニ付テハ之ヲ無カリシモノト看做シ」免税点及び基礎控除について「二万円程度ノ免税点」「戸主及家族一人ニ付二千円程度ノ基礎控除」を採用することとし、税率では、「概ネ一〇%乃至七〇%ノ超過累進税率」として税率区分の明示を避けているほか、一一月二日付「財産税創設案要綱」をそのまま踏襲するものであった。[32]

以上のような経過を経て、一二月二八日閣議に提出、[33]同三〇日の閣議を経、翌三一日司令部に提出された[34]三法案の要綱を示すと次のごとくである。[35]

財産税法案要綱

一　総則

(一) 納税義務者

(イ) 調査期日ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル個人

(ロ) 調査期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル法人

右ノ調査期日ハ命令ヲ以テ定ムルコト

(二) 課税物件

調査期日ニ於テ本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人(日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク)及本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ其ノ財産ノ全部ニ対シ、右以外ノ個人又ハ法人ニシテ本法施行地ニ財産ヲ有スルモノニ付テハ本法施行地ニ在ル財産ニ対シ一回限リ課税スルコト

(三) 法人ニ非ザル社団又ハ財団ハ之ヲ法人ト看做シ財産税ヲ課税スルコト

(四) 財産税ハ之ヲ個人財産税ト法人財産税ノ二種トスルコト

二　個人財産税

(一) 課税価格ノ算定

(イ) 本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）ニ付テハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額（公課ヲ含ム以下同ジ）ヲ控除シタル金額其ノ他ノ個人ニ付テハ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ其ノ財産ニ関スル債務金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ課税価格トスルコト

(ロ) 調査期日前一定期間内ニ為シタル贈与等ニ付テハ其ノ贈与財産等ノ価額ハ之ヲ其ノ贈与者等ノ財産ノ価額ニ加算シテ税額ヲ計算シ贈与財産等ニ対スル財産税ハ受贈者等ニ納税義務アリトスルモ贈与者等ハ受贈者等ノ納税義務ニ付連帯シテ納付ノ責ニ任ズルコトトスルコト

(ハ) 昭和二十一年分ノ所得税（源泉課税ニ依ルモノヲ除ク）及臨時利得税ハ課税価格ノ算定上之ヲ債務ト看做スコト

(二) 非課税財産

個人ノ財産ニシテ生活ニ通常必要ナル家具、什器、衣服其ノ他此等ニ準ズル財産等ニ付テハ個人財産税ヲ課セザルコト

(三) 課税価格ヨリノ控除

(イ) 特定ノ預貯金等ニ付テハ其ノ一定割合ニ相当スル金額ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ロ) 戦争ニ起因スル死亡又ハ傷害ニ因リ一時恩給、扶助料及救恤金等ノ支払ヲ受ケタル者ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額ニ相当スル額ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ハ) 戦災者等ニ付テハ原則トシテ調査期日ニ於ケル一世帯ニ付一万円ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ニ) 個人財産増加税ノ課税ヲ受クル者ニ付テハ個人財産増加税額ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ホ) 右各種控除ノ外調査期日ニ於ケル戸主及同居家族一人ニ付二千円ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(四) 免税点

(ニ)ニ依ル控除後ノ課税価格ガ二万円以下ナルトキハ個人財産税ヲ課セザルコト

(五) 税率

(イ) 個人財産税ノ税率ハ左ノ超過累進税率トスルコト

三万円以下ノ金額	百分ノ十
三万円ヲ超ユル金額	百分ノ十五
五万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十
七万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十
二十万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十五
五十万円ヲ超ユル金額	百分ノ四十
百万円ヲ超ユル金額	百分ノ四十五
二百万円ヲ超ユル金額	百分ノ五十
五百万円ヲ超ユル金額	百分ノ五十五
千万円ヲ超ユル金額	百分ノ六十
二千万円ヲ超ユル金額	百分ノ六十五
五千万円ヲ超ユル金額	百分ノ七十

(ロ) (イ)ニ依リ算出シタル税額ガ課税価格中二万円ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相当スル個人財産税ヲ免除スルコト

(六) 同居家族ノ合算

戸主及其ノ同居家族ノ課税価格ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ対シ免税点及税率ヲ適用スルコト

三　法人財産税

(一) 課税価格ノ算定

(イ) 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額及払込資本金額又ハ出資金額ノ合計額ヲ控除シタル金額、其ノ他ノ法人ニ付テハ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ其ノ財産ニ関スル債務金額及其ノ財産ニ相応スル払込資本金額又ハ出資金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ課税価格トスルコト

(ロ) 法人ガ調査期日前一定期間内ニ為シタル寄附金ニ付テハ法人税法ノ例ニ準ジ原則トシテ損金ニ算入セザルコト

(二) 非課税法人

都、道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体ニハ法人財産税ヲ課セザルコト

(三) 非課税財産

公益ヲ目的トスル法人ノ有スル学校、図書館、病院、其ノ他ノ財産、宗教法人ノ有スル財産ニシテ礼拝、教義ノ宣布等ノ用ニ供スル財産等ニハ法人財産税ヲ課セザルコト

(四) 法人戦時利得税額ハ課税価格ヨリ之ヲ控除スルコト

(五) 免税点

公益法人等ニ付テハ課税価格ガ三万円以下ナルトキハ法人財産税ヲ課セザルコト

(六) 税率

法人財産税ノ税率ハ左記ニ依ルコト

(イ) 法人税ヲ課セラルル法人（宗教法人等ヲ除ク）

積立金額ニ相当スル金額　百分ノ二十

其ノ他ノ金額　百分ノ三十

(ロ) 特別法人税ヲ課セラルル法人

積立金額ニ相当スル金額　百分ノ十五

其ノ他ノ金額　百分ノ二十五

(ハ) 前二号ノ規定ニ該当セザル法人　百分ノ十

四　財産ノ評価

(一) 各財産ノ価額ハ原則トシテ調査期日ニ於ケル時価ニ依ルコト

(二) 土地又ハ家屋ノ価額ハ其ノ賃貸価格ニ一定ノ倍数ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ依ルコト

右ノ一定倍数ハ各財務局所轄内ニ設置スル不動産評価委員会ニ諮問シ政府ニ於テ之ヲ決定スルコト

(三) 公債、社債、株式其ノ他之ニ類スルモノニシテ取引所ノ相場アルモノノ価額ハ其ノ価額ニ依リ取引所ノ相場ナキ株式又ハ出資ノ価額ハ調査期日ニ於ケル当該法人ノ資産及収益ノ状況等ヲ参酌シテ之ヲ定ムルコト

(四) 保険契約ニ関スル権利ノ価額ハ払込済保険料ノ合計額ニ一定ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル額トスルコト

(五) 年金其ノ他ノ定期金ニ関スル権利ノ価額ハ一定利率ノ複利計算ニ依リ計算シタル年金現価ニ相当スル額ニ依ルコト

五　徴収

(一) 財産税ハ原則トシテ昭和二十一年度中ニ於テ一時ニ之ヲ徴収スルコト

(二) 財産税ハ金銭及国債ヲ以テ納付シ得ルコトトシ特定ノ場合一定条件ノ下ニ物納ヲモ認ムルコト

(三) 個人及小法人ニ付テハ特定ノ場合一定ノ条件ノ下ニ延納ヲモ認ムルコト

此ノ場合延納ノ期間ハ個人ニ付テハ四年以内、小法人ニ付テハ二年以内トシ一定ノ利子ヲ附スルコト

(四) 法人ニ付テハ(二)及(三)ニ依ル納税困難ナル場合ニ於テハ法人財産税ノ納付ニ代ヘテ当該税金ヲ株式又ハ出資証券ニ転換シ右増資株式又ハ増資出資証券ニ依リ政府ニ納税シ得ルコトトスルコト

(五) 政府ニ於テ必要アリト認ムルトキハ納税者ノ申告等ヲ基礎トシ政府ニ於テ概算ニ依リ課税価格ヲ決定シ納期前ニ財産税ノ一部ヲ徴収シ得ルコトトスルコト

六　其ノ他

(一) 財産税ノ課税価格ノ決定ハ民間選出委員ヨリ成ル財産調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定スルコト

(二) 申告、審査、訴願及訴訟ニ付テハ所得税法及法人税法ノ例ニ準ズルコト

(三) 税務署長ハ質問及検査ヲ為シ得ルコトトスルコト

(四) 本税逋脱防止ノ為特ニ厳重ナル罰則ヲ設クルコトトシ単ニ罰金刑ニ止ラズ体刑ヲモ科シ得ルコトトスルコト

(五) 財産税等ニ関スル重要事項ヲ審議スル為大蔵省ニ財産税審議会（仮称）ヲ置クコト

(六) 本法施行ノ為預貯金、無記名証券等ノ調査等ニ関シ民間機関ニ対シ凡ユル協力ヲ求ムルト共ニ此ノ際新通貨ノ発行ヲ行フコト

個人財産増加税法案要綱

一　納税義務者

(一) 財産税法ノ調査期日（終期日）ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

(二) 終期日ニ於テ本法施行地ニ財産ヲ有スル個人

二　課税物件

終期日ニ於テ本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ財産増加額ノ全部ニ対シ、右以外ノ個人ニシテ本法施行地ニ財産ヲ有スルモノニ付テハ本法施行地ニ在ル財産ニ付生ジタル財産増加額ニ対シ一回限リ課税スルコト

三　財産増加額ノ算定

(一) 終期日ニ於ケル財産額（終期財産額）ヨリ昭和十五年四月一日（始期日）ニ於ケル財産額（始期財産額）ヲ控除シタル金額ヲ以テ財産増加額トスルコト

(二) 戸主又ハ其ノ同居家族中ニ終期財産額ガ始期財産額ニ比シ減少シタルモノアルトキハ其ノ減少額ハ他ノ者ノ財産増加額ヨリ之ヲ控除スルコト

(三) 始期日及終期日ニ於ケル財産ノ評価及債務控除ハ財産税法ノ例ニ準ズルコト

四　相続及贈与ノ場合

(一) 始期日以後ニ相続開始アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ相続人ガ被相続人ノ地位ヲ承継シタルモノト看做スコト

(二) 始期日以後ニ贈与アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ贈与者ノ始期財産中贈与財産ニ対応スル金額ヲ受贈者ガ始期日ニ於テ有スルモノトシテ財産増加額ヲ計算スルコト

(三) 終期日前ノ一定期間内ニ贈与、財産ヲ留保セル家督相続又ハ寄附行為アリタル場合ニ於テハ財産税法ノ例ニ準ジ贈与等ナカリシ場合ト同額ノ財産増加税ヲ贈与者、受贈者等ニ於テ納付スル義務アルモノトスルコト

五　財産増加額ヨリノ特別控除

左記金額ハ財産増加額ヨリ之ヲ控除スルコト

(一) 始期日前ニ於ケル勤務ニ因リ支払ヲ受ケタル退職給与金等ニ相当スル金額

(二) 特定ノ預貯金等ニ付テハ其ノ一定割合ニ相当スル金額

(三) 戦争ニ起因スル死亡又ハ傷害ニ因リ特ニ支払ヲ受クル一時恩給、扶助料及救恤金ニ相当スル金額

(四) 戦災者等ニ付テハ原則トシテ終期日ニ於ケル一世帯ニ付一万円
(五) 其ノ他命令ヲ以テ定ムル金額

六　基礎控除
(一) 財産増加額ニ付一万円程度ノ基礎控除ヲ行フコト
(二) 戸主及其ノ同居家族ノ財産増加額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付基礎控除ノ規定ヲ適用スルコト

七　財産増加額ノ区分
(一) 特別控除及基礎控除ヲ行ヒタル後ノ財産増加額ヲ第一種財産増加額及第二種財産増加額ニ区分スルコト
(二) 第一種財産増加額ハ控除後ノ財産増加額中始期財産額ニ大蔵大臣ノ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ超過スル金額トシ之ニ対シテハ高率ノ超過累税率ニ依リ課税スルコト右ノ割合ハ始期日ト終期日トノ間ニ於ケル各種財産ノ価格ノ騰貴ノ割合ヲ基礎トシ財産税法ノ財産税審議会ニ諮問シ之ヲ定ムルモノトスルコト
(三) 第二種財産増加額ハ控除後ノ財産増加額ヨリ第一種財産増加額ヲ控除シタル金額トシ之ニ対シテハ補足的ニ低率ノ超過累進税率ニ依リ課税スルコト
　第二種財産増加額ニ付テハ概ネ五万円程度ノ免税点ヲ設クルコト
(四) 始期日ニ於テ有シ其後引続キ所有スル土地、家屋等ノ終期日ニ於ケル価額及之ニ大蔵大臣ノ定ムル割合ニ乗ジテ算出シタル金額ノ合計額ヲ超ユル場合其ノ超過額ハ第二種財産増加額トシテ取扱フコト

八　税率
(一) 財産増加税ノ税率ハ左ノ超過累進税率トスルコト
　(イ) 第一種財産増加額ニ付テハ

十万円以下ノ金額	百分ノ六十
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ八十
三十万円ヲ超ユル金額	百分ノ百

　(ロ) 第二種財産増加額ニ付テハ

十万円以下ノ金額	百分ノ十
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十
三十万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十

(二) 戸主及其ノ同居家族ノ第一種財産増加額及第二種財産増加額ハ各之ヲ合算シ其ノ総額ニ付税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ第一種財産増加額及第二種財産増加額ニ按分シテ其ノ税額ヲ定ムルコト

九　徴収
(一) 個人財産増加税ハ原則トシテ昭和二十一年度中ニ於テ一時ニ之ヲ徴収スルコト
(二) 特定ノ場合財産税法ノ例ニ準ジ物納又ハ延納ヲ認ムルコト
(三) 財産税法ノ例ニ準ジ概算決定及納期前ノ徴収ヲ行ヒ得ルコトトスルコト

十　其ノ他
(一) 申告、決定、審査、訴願及訴訟ニ付テハ財産税法ノ例ニ準ジ取扱フコト
(二) 財産税法ニ準ジ税務署長ハ質問及検査ヲ為シ得ルコトトシ併セテ厳重ナル罰則ヲ設クルコト

法人戦時利得税法案要綱

一　納税義務者
(一) 財産税法ノ調査期日（終期日）ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

(二) 終期日ニ於テ本法施行地ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人

二　課税物件

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ其ノ戦時利得ノ全部ニ対シ、其ノ他ノ法人ニ付テハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ営業ヨリ生ジタル戦時利得ニ対シ一回限リ課税スルコト

三　戦時利得ノ算定

(一) 昭和十五年四月一日以後ニ於テ最初ニ終了スル事業年度開始ノ日ヨリ終期日ニ至ル間（計算期間）ノ総益金ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ヲ以テ戦時利得トスルコト

(二) 計算期間前ヨリ繰越シタル損金（計算期間開始ノ時ニ積立金アル場合ハ積立金ヲ超ユル部分ノ金額）アルトキハ戦時利得ノ計算上之ヲ損金ニ算入スルコト

(三) 其ノ他戦時利得ノ計算ハ法人税法ニ依ル所得ノ計算ト概ネ同様トスルコト

(四) 法人計算期間中ニ合併ヲ為シタル場合ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ計算期間中ノ行為又ハ計算ハ之ヲ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ノ行為又ハ計算ト看做スコト

四　非課税法人

営利ヲ目的トセザル法人ニシテ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザルモノニハ法人戦時利得税ヲ課セザルコト

五　税　率

百分ノ百トスルコト

六　税額控除

左ノ金額ハ戦時利得税額ヨリ控除スルコト

(一) 計算期間中ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ租税ニシテ法人税法ニ依ル所得ノ計算上損金ニ算入セラレザルモノ

(二) 計算期間中ニ終了シタル事業年度分ノ配当金及利益処分ニ依ル賞与金

(三) 終期日ヲ含ミ同日後ニ終了スル事業年度分ノ計算期間ニ対応スル配当金及賞与金

(四) 解散シタル法人ノ残余財産ノ分配金中計算期間内ニ生ジタル利益ニ相当スル金額ニシテ終期日以前ニ分配シタル金額

七　徴　収

(一) 法人戦時利得税ハ昭和二十一年度中ニ於テ一時ニ之ヲ徴収スルコトトスルコト

(二) 特定ノ場合一定条件ノ下ニ物納又ハ延納ヲ認ムルコト

(三) 法人解散シタル場合ニ於テ法人戦時利得税ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人及残余財産ノ分配ヲ受ケタル者ハ連帯シテ納税ノ義務アルモノトスルコト

八　其ノ他

(一) 申告、決定、審査、訴願及訴訟ニ付テハ法人税法ニ準ジ取扱フコト

(二) 法人税法ニ準ジ税務署長ハ質問及検査ヲ為シ得ルコトトシ併セテ厳重ナル罰則ヲ設クルコト

この「要綱」に関連して、財産調査委員会と同評価委員会の任務と構成を示すと次のごとくであった。[36]

財産調査委員会及財産評価委員会

(一) 個人財産調査委員会

(イ) 任務　個人ノ財産価額及財産増加価額ノ調査

(ロ) 選挙資格及被選挙資格

(1) 第一条　選挙区域内ニ居住シ選挙人名簿ニ登録セラレタルモノ

(2) 第二条　選挙区域内ニ居住シ所得税法第二十六条第一項ノ所得ニ関スル所得税、営業税、地租又ハ家屋税ノ納税義務者

ニシテ選挙人名簿ニ登録セラレタルモノ

(3) 所得税法第四三条第一項第一号乃至七号ニ該当スルモノハ除外スルコト

(4) 法人ニシテ選挙区域内ニ於テ法人税、営業税、地租又ハ家屋税ノ納税義務アルモノハ個人ニ準ジ選挙権ヲ有スルモノトシ此ノ場合ニ於テハ代表者ヲ定メ市町村長ニ申告セシメルコト

(5) （略）

(ハ)、(ニ)（略）

(ホ) 委員数　一町内一名程度トシ市ニ付テモ之ニ準ズルコト

(ヘ)（略）

(二) 法人財産調査委員会

(イ)（略）

(ロ) 地方財産評価委員会ヲ以テ之ニ充ツルコト

(三) 財産評価委員会

(イ) 大蔵省及財務局ニ各々中央財産評価委員会及地方財産評価委員会ヲ置ク

(ロ) 中央財産評価委員会ハ法人及個人ノ財産ノ全国的評価基準ヲ決定ス其ノ主ナルモノ左ノ如シ（略）

(ハ) 地方財産評価委員会ハ法人及個人ノ財産ノ具体的評価基準ヲ決定ス其ノ主ナルモノ左ノ如シ（略）

(ニ) 評価委員会ノ構成

第一条　中央財産評価委員会ハ各地方財産評価委員中各一名宛ヲ選出セシメ構成シ、地方財産評価委員会ハ財産調査委員ヨリ各府県一名（北海道ニ在リテハ四名）ヲ選出セシメテ構成スルコト

第二条　中央財産評価委員会ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ地方財産評価委員会ハ大蔵大臣ノ委令ニ依リ関係各県高等官及学識経

表3-9　財産税額階級別調（昭二〇、一二、二八）

階級区分	人員	財産価額	税率	税額
円	人	千円	%	円
三〇、〇〇〇以下	七六四、四四〇	一八、七二八、七八〇	一〇	一、八七二、八七八、〇〇〇
三〇、〇〇〇超	六五三、五六七	二五、四八九、一一三	一五	二、八四三、〇一六、四五〇
五〇、〇〇〇	三五五、九〇七	二〇、八二〇、五五九	二〇	二、七四〇、四八三、九〇〇
七〇、〇〇〇	二一六、六四七	一七、九八一、七〇一	二五	二、八七〇、五七二、七五〇
一〇〇、〇〇〇	二〇三、七九六	二九、五五〇、四二〇	三〇	六、三一七、六七六、〇〇〇
二〇〇、〇〇〇	一三二、三五九	三九、七五六、九四〇	三五	一〇、九三六、八五一、五〇〇
五〇〇、〇〇〇	三四、九二八	二四、四四九、六〇〇	四〇	八、一二〇、七六〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	八、一三三	一一、〇四七、〇九三	四五	四、一七八、二二四、三五〇
二、〇〇〇、〇〇〇	九一九	三、二二二、六一八	五〇	一、四二九、八〇六、五〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇	三〇一	二、〇二〇、七二〇	五五	九七六、六九八、五〇〇
一〇、〇〇〇、〇〇〇	一二四	一、六七五、六二〇	六〇	八八七、八八二、〇〇〇
二〇、〇〇〇、〇〇〇	五一	一、四二九、一二〇	六五	八二九、六〇五、五〇〇
五〇、〇〇〇、〇〇〇	一六	二、〇四一、九一六	七〇	一、三五八、一八一、二〇〇
計	二、三七一、一八八	一九八、二一四、二〇〇	—	四五、三六二、六三六、六五〇

表3-10　財産増加税額調（第一種）（昭二〇、一二、二三）

階級区分	人員	課税価額	税率	税額	一人当 財産額	一人当 税額
一〇〇、〇〇〇以下円	一、〇三六、九四九人	一五、七一二、一二二千円	六〇%	九、四二七、二七三、六三五円	一五、一五二円	九、〇九一円
一〇〇、〇〇〇超	二七、一二一	三、八九二、五四九	八〇	二、五七一、六二〇、五三〇	一四三、五二五	九四、八二〇
三〇〇、〇〇〇	一、八四一	一、一〇三、四五九	一〇〇	九五六、一七八、五八〇	五九九、三八〇	五一九、三八〇
計	一、〇六五、九一一	二〇、七〇八、一三〇		二、九五五、〇七二、七四五		

表3-11　財産増加税額調（第二種）

階級区分	人員	財産額	税率	税額	一人当財産額
五〇、〇〇〇超円	三五七、五〇四人	二六、七九七、八〇一千円	一〇%	二、六七九、七八〇、一〇〇円	七四、九五八円
一〇〇、〇〇〇超	二一九、四九九	三〇、九一七、四二七	二〇	三、九八八、四七二、四二九	一四〇、八五四
三〇〇、〇〇〇超	三六、八四五	一八、八一八、六五〇	三〇	四、一七一、八二六、一七八	五一〇、七五一
計	六一三、八四八	七六、五三三、八七八	—	一〇、八四〇、〇七八、七〇七	

験者中ヨリ任命スルコト（此ノ場合学識経験者数ハ過半数トスルコト）

第三条　第一案ト第二案ヲ折衷シ官選委員ト過半数ノ民間選出委員ヲ以テ構成スルコト

㈱　運用

(1)　委員会ハ諮問機関トスルコト（以下略）

なお、参考のため、要綱による収入見積りを三税についてそれぞれ示すと、表3-9～表3-11[37]のようになる（もっともこの種見積りの性格については、注7にかかわる記述が参照されねばならない）。

昭和十二年以降積立金増加額調

昭和十一年末	積立金	四、九〇九、〇三三千円
	欠損金	一、一九四、四一六
	差引	三、七一四、六一七
〃十八年末	積立金	一〇、九三七、四七六
	欠損金	四七七、六一九
	差引	一〇、四五九、八五七
差引増加額		六、七四五、二四〇
昭和十九年増		一、五一五、八九二
〃二十年上期増		五三〇、五六一
計		八、七九一、六九三
昭和二十年下期及二十一年一定日迄ニ於ケル減		△三、五〇〇、〇〇〇（退職手当金ノ支出額及営業休止中ニ於ケル経常費等ノ損失額ヲ見積リタリ）
差引		五、二九一、六九三

前述したように一二月三〇日の閣議を経た「法案要綱」は翌三一日司令部に提出されたのであるが、「口述資料」

表3-12　戦争利得並控除額各年別内訳

（単位　千円）

年別	戦争利得	利益配当金	利益金処分ニ依ル賞与金	預金ニ算入セラレサル税金	差引残額	摘要
一二	一、七二九、二九五	七〇四、四九〇	八三、八九〇	四一一、九六八	五二八、九四七	法人税法上所得ノ計算ニ於テ損金ニ算入セラレサル第一種所得税同附加税及資本税ハ利益ニ加算セリ
一三	二、九八〇、六〇九	一、四五三、一六五	二〇七、九三三	七七八、〇八九	五四一、四二二	
一四	三、四五五、四八八	一、六一七、一〇七	二五五、一七三	一、〇七二、一七二	五一一、〇三六	
一五	四、一九四、六八〇	一、七一一、九五五	二六六、三六一	一、三八三、七五〇	八三二、六一四	
一六	四、七九九、二五四	一、七九一、三八九	三二九、一一九	一、五三八、四一七	一、一四〇、三二九	
一七	五、三五五、一九三	一、九〇六、一五二	三四九、〇二二	二、一六三、一七一	九三六、八四八	
一八	六、三〇七、七〇七	二、〇八二、〇五九	三七〇、四二〇	二、五四五、五八二	一、三〇九、六四六	
一九	五、六八九、一三六	二、三一一、〇八五	三九二、六四五	二、四八八、五九〇	四九六、八一六	
二〇	二、七三二、八二二	一、七八五、九九五	二八八、五九三	一、六六四、一九九	△一、〇〇五、九六五	
計	二九、〇七八、七九二	一一、五八八、六三五	一、九九六、一六〇	一一、七八三、七〇九	三、七一〇、二八八	昭和十五年以降
	三七、二四四、一八四	一五、三六三、三九七	二、五四三、一五六	一四、〇四五、九三八	五、二九一、六九三	同　十二年以降

はその後の経過について次のように述べている。「司令部の方へ二十年十二月三十一日に案が出された以後、向うの方からはその後あいさつがない。新円切換の機会において一応の接触があったが、その後法律案そのものについては話がなかった。いろいろ議論してゆくと、結局アメリカからだれかやって来て、案全体について良く見た上で、最終

案を出すということになっているのでまた日が延びているのだという話で、結局やってきたのがミスター・チャーンであり」「国会再開の見通しがはっきりつかない、そこで何かもっと早くやる手はないかという」、「一応仮計算的にある程度の徴収をしておくということも考えたらどうだろうかといい、そうした案も出てきた」が、「当時としては、どうもそういうわけにいかぬというので、ずる〳〵に延びてしまった[38]」。

これより先、既述のように一一月二日付「財産税等創設案要綱」で明示された新通貨発行の件が、同月九日付新聞紙上において『ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン』紙特派員フランク・ケリーの六日付報道として財産税創設と新円切換の措置がとられる旨のニューヨーク電が掲載されたのを契機として、「新円ノ発行及財産税ノ賦課ノ報道ニ拍車ヲ掛ケラレ預金ノ引出及換物化ハ急激ニ激化ノ傾向ヲ示シ[39]」、「現状ノ儘放置センカ何時破局的インフレーションヲ誘発シ社会経済秩序ヲ破壊セシメ我国ヲシテ再建不可能ニ陥ラシムルヤ測リ知レザル危局ニ遭遇[40]」といわれる事態を生みだしつつあった。一一月二〇日付「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件（案）[41]」に始まる一連の緊急対策案は、「我ガ国力ヲ挙ゲテ再建ノ根幹タル通貨価値、食ノ安定及就業対策ニ凝集シ、其ノ経過ニ依リ他ノ施策ヲ実行ス[42]」という内容をもって事態に処そうとするものであった。

この場合財産税は、より緊急の要請を受けて「浮動購買力ヲ早期ニ吸収スル為ニハ預金ニ付之ノミヲ目的トシテ適当ナル率ニ依ル一律ノ財産税課税ヲ考フベキデ」「動産トカ不動産ニ付テハ新物価ニ依リ課税スルカ又其ノ税率ヲ預金等ヨリ高クスルコト[43]」が主張され「最モ経理ニ付テ今不安ヲ感ジテ居ルノハ財産税及戦争利得税ノ様デアル。此ノ意味デモ之ヲ早ク定メルコトガ望シイ[44]」として、この意味からも早期実施が強調されることとなった。この一連の政策立案の過程で財産税課税と封鎖措置が一体のものとして検討されたことは、たとえば、翌年一月一五日付「金融緊

急措置令等実施要領（試案）[45]」における「財産税等ノ申告額ニ依リ税務署ノ承認ヲ受ケ納税別段預金ヲ為シタル者ニ付テハ其ノ他ノ預金ニ付封鎖ヲ解除スルコトトシ、其ノ他ノ家族合算一万円以上ノ預金者ニ付テハ財産税額等決定ノトキ迄封鎖ヲ継続スルコト」等の叙述にみることができる。

もっとも以上の方針は必ずしも主税当局の確認を経たものでもなく、「一応仮計算的にある程度の徴収をしておく……など多少手がないでもなかったと思うが、当時としてはどうもそういうわけにいかぬ[46]というので、ずるずると延びてしまった」旨の「口述資料」の指摘は、たとえばこのような預金課税案などと関連したものと推定されよう。現に、前述の「緊急政策」の詰めの過程で、たとえば一月八日閣議に提出された「経済危機緊急対策ニ関スル件[47]」では、財産税の早期実施と預貯金について二割程度の免税を提案するにとどまっている。

新通貨発行が現金や預貯金把捉の重要な手段として早くから検討されていたことはすでに述べたところであるが、この点について「預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件[48]」は「新通貨引換ヲ実行シタル時期ニ於テ通貨及預貯金ニ対スル財産税等ノ課税価格ヲ算定スルモノトスルコト」と述べ、財産税早期実施の方針が封鎖措置と並行して臨時財産調査令の立案を急速に促すこととなるのである。

財産調査についてはすでに述べた[49]ように「財産税、財産増加税及戦時利得税ニ関スル研究問題」において、主として「課税財産ノ捕捉ニ関スル問題」として問題点が列挙され、これに従って個別の措置が検討される程度成案を得ていた。

日程順におもな案件を示すと次のごとくである。[50]

「各種預貯金ノ確認ニ関スル具体案」（昭和二〇、一二、一二）

同右、備考「預貯金等ノ仮装名義及分割ニ依ル脱税防止ニ関スル措置」（昭和二〇、一二、一二）

「無記名証券ノ確認ニ関スル具体案」（昭和二〇、一二、一二）（推定）

「白紙委任状付ニテ譲渡サレタル株式ニ関スル措置」（昭和二〇、一二、一二）

「小切手ニ関スル措置」（昭和二〇、一二、一三）

「手形ニ関スル措置」（昭和二〇、一二、一三）

「法人ニ対スル通貨引換及ビ預金ノ取扱ニ関スル具体案」（昭和二〇、一二、一三）（推定）

これらの作業は通貨引換期日を「遅クトモ四月一日ヨリ四月十五日迄[51]」と予定して進められていたものであるが、通貨措置の日程が著しく繰り上げられるとともに、その実情を「次官事務引継書」は「各種財産ノ具体的評価方法其ノ確認ノ措置等ノ決定ニ付テハ各種困難ナル問題ヲ含ミ居ルモ目下折角研究中ナリ」「三税実施ノ準備的措置トシテ預貯金、無記名証券等各種財産ノ確認ニ関スル手続規定ヲ緊急勅令又ハポツダム宣言ニ基ク命令ノ形式ニ依リ至急公布実施スベク研究中ナリ[52]」と述べている。

「臨時財産調査令」そのものは、二月一五日作成の「財産税等ノ課税ニ関スル件[53]」を経、一七日付「臨時財産調査令案（未定稿）[54]」として閣議に提出され二五日決定を見るのである。「金融緊急措置及通貨引換ニ関スル審議経過―二一、二、五[55]」は次のように記して司令部交渉の経過を明らかにしている。

一、一月二十五日午前十時大蔵省主税局渡辺書記官連合軍総司令部経済科学部[ママ]バロン少佐ヲ訪問シ臨時財産調査令案（英文）ヲ手交シ研究方ヲ依頼シ置キタリ

二、二月四日午后二時大蔵省主税局渡辺書記官連合軍総司令部経済科学部[ママ]バロン少佐ヲ訪問シ臨時財産調査令案ニ付逐条ニ亘リ説明ヲ行ヒタリ。

ハロン少佐ハ此ノ際日銀券ノ引換及金融緊急措置ヲ実行スルノ要アラバ之ト即応シテ臨時財産調査令ヲ施行スルノ必要アルコト ハ之ヲ了承シ要ハ右ノ金融的措置ヲ実施スル必要如何ニアルヲ以テ関係官ト打合セノ上何分ノ回答ナスベシト述べ居レリ

(1)「元大蔵大臣渋沢敬三氏講述」(「戦後財政史口述資料」第一分冊・一般)、四ページ。
(2)「財政収支計画関係綴」。
(3)「財政収支計画関係綴」。
(4)一〇月一六日閣議報告「戦後財政ノ見透ニ付テ」。
(5)「国庫貸借収支総合試算表」、「財政収支計画関係綴」。
(6)大蔵省資料Z六〇三―一八。
(7)大蔵省資料Z六〇三―一八、および「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税。
(8)大蔵省資料Z六〇三―二三。
(9)大蔵省資料Z六〇三―一八、二三。
(10)前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)、五ページ。
(11)「戦後財政再建に関する書類綴」。
(12)本巻三〇ページ参照、「財政再建計画大綱説明要旨」。
(13)「財産増加税創設案要綱(未定稿)」(昭二〇、一一、二)、「財産税創設案要綱(未定稿)」(大蔵省資料Z六〇三―一八)。
(14)大蔵省資料Z六〇三―一八。
(15)本巻三一ページ。
(16)財政再建計画大綱説明要旨「戦後財政再建に関する書類綴」。
(17)渡辺喜久造「戦時補償特別税・財産税について」(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)。
(18)大蔵省資料Z五〇七―一。
(19)「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税。
(20)大蔵省資料Z五〇七―一。

(21)大蔵省資料Z五〇七―三。
(22)大蔵省資料Z五〇七―三。
(23)大蔵省資料Z五〇七―三。
(24)前掲前尾繁三郎口述、一四ページ。
(25)大蔵省資料Z五〇七―三。
(26)大蔵省資料Z五〇七―三。
(27)大蔵省資料Z五〇七―三。
(28)大蔵省資料Z五〇七―一。
(29)「財産増加税及戦時利得税創設案要綱」(昭二〇、一二、一)(大蔵省資料Z五〇七―三)。
(30)同前。
(31)大蔵省資料Z五〇七―三。
(32)大蔵省資料Z五〇七―三。
(33)『産業経済新聞』昭和二〇年一二月三〇日。
(34)前掲渡辺喜久造口述、六、八ページ。
(35)大蔵省資料Z五〇七―一。
(36)大蔵省資料Z五〇七―三。
(37)財産税および財産増加税については、大蔵省資料Z五〇七―二。法人戦時利得税については、大蔵省資料Z五〇七―三。
(38)前掲渡辺喜久造口述、一〇―一一ページ。
(39)『朝日新聞』『産業経済新聞』その他、昭和二〇年一二月九日。
(40)「社会経済安定緊急対策ニ関スル件(案)」(大蔵省資料Z五二六―三―一)。
(41)大蔵省資料Z五二六―三―一。
(42)「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)」(大蔵省資料Z五二六―三―一)。

(43)「社会経済秩序安定緊急対策実施ニ付問題トナルベキ点」(昭二〇、一一、二二)(同前)。
(44)「社会経済秩序安定緊急対策ノ実際上ノ問題点」(昭二〇、一二、二)(同前)。
(45)大蔵省資料Z五二六―三―一。
(46)前掲渡辺喜久造口述、一一ページ。
(47)大蔵省資料Z五二六―三―一。
(48)大蔵省資料Z五二六―三―一。一二月二〇日ごろと推定される。
(49)本巻一〇一ページ。
(50)大蔵省資料Z五〇七―三。
(51)「旧通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル諸問題ノ研究」(大蔵省資料Z五〇七―三)。
(52)「次官事務引継書類」(主税局)(大蔵省資料Z二〇二―一)。
(53)大蔵省資料Z五二六―三―一。
(54)大蔵省資料Z五二六―三―二。
(55)同前。

第四章　財産税法・戦時補償特別税法の成立と徴税問題

第一節　両税法成立の最終経緯

一　チャーンとの交渉経過

レオ・チャーン Leo Cherne の来日が最初に明らかになったのは、昭和二一年四月一〇日のアメリカ陸軍省による、リサーチ・インスティテュート・オブ・アメリカ理事長レオ・チャーンに日本の税制改革を委任した旨の発表であった。(1) チャーンとの会談は、四月二三日の第一回会談より五月一五日まで都合一〇回に及んだが、その経過を大蔵省大臣官房調査課編「戦後財政金融日誌」(謄写刷)によって要約しておくと、次のようになる。

四月二三日、池田主税局長、木内終連部長ら司令部側チャーン氏と第一回会見、チャーン氏より、法人財産税への否定的疑問と、個人財産税の免税点及び累進率引上げ(免税点三万円、五～八五%累進課税)、ABC三階級への分割課税案を提出、本提案は国民財産の再分配を目的とするものなることを説明、財産税の主目的の一つはインフレ防止にありとする局長説明に対し、

チャーン氏はインフレ防止は他の手段によるべき旨を指摘

四月二四日、池田主税局長、木内終連部長及び関係課長ら司令部チャーン氏と第二回会見、チャーン氏より国債償却等のための財産税重課は支持し難しとし、国債を償却し就中、下層階級の購買力吸収によりインフレ打破を第一目的とする当方の主張と、主目的は国民財産の健全なる再分配にあり、そのためには下層階級に購買力を存置すべしとするチャーン氏の主張とをめぐり対立、軍需補償国債利払いについては未だ定見なきも生産の実をあげたる会社に対し支払うこととし、また或程度の国債利下は必要ならずやとチャーン氏より回答あり

四月二七日、池田主税局長、木内終連部長らチャーン氏と第三回会見、当方及びチャーン氏案によるＡＢＣ階級別歳入見込額表を中心に討議、当方より財産税の主目的は資金吸収にありこの意味よりＣ階級に対する課税の重要なる旨を強調、チャーン氏は下層階級の監視による収入増加策を主張、あわせて申告課税制を勧奨、法人戦時利得税については、チャーン氏より五〇〇億円の補償に対して利得税収入が僅か五〇億円なるは不可解なる旨の指摘あり、当方より補償の多くは欠損補塡に充てられ課税対象は小部分に過ぎざる旨を説明。

四月三〇日、池田主税局長、チャーン氏と第四回会見、チャーン氏より法人財産税につき徴収の困難なること、補償打切り等を前提とすれば財産税額に固執する理由少し、法人に対し与うるものの方が受取るものより多きこと等を指摘、反対意向表明。個人財産税により非軍需会社等の徴税は可能なりとし、財産税に関しては過去の会談の総括として、免税点三万円、五～八五％の累進率によるＡＢＣ階級別徴税を提議、あわせて申告課税及び第三者通報制等を勧告。

五月一日、池田主税局長、本内終連部長ら、チャーン氏、シーグル氏と第五回会見、当方の中出に従いチャーン氏の意見を中心に財産増加税に関し論議、物価指数について質疑ののちチャーン氏より個人財産増加税に関し、第一種第二種の区別廃止、始期より終期迄引続き所有する財産の値上りは株式を除き増加額に算入せざること等提案さる。

五月三日、池田主税局長、木内終連部長ら、司令部チャーン氏と第六回会見、当方より財産税に代るインフレ対策を質問、チャーン氏より軍需補償打切り問題を提示せるもこの問題は後刻に譲ることとし、当方財産税等に関する考え方に対しチャーン氏より、補償打切りを前提とすればインフレ対策についてもチャーン案の優れることを指摘、六項目をあげて法人課税の撤廃を主張、関連して株式評価さらに補償打切りにつき論議、Ｃ階級の課税問題については反対にあらず、Ｃ階級の監視の点および物納財産に対する購買力の点より分離課税を主張せる旨を述べ、あわせて申告課税につき氏の考案せる要領を説明。

午前に引続きチャーン氏と会見、個人財産税の累進率につきチャーン氏より、五～八五％は下に低く上に高しとする大蔵省意見は賛成し難しと主張、結局シーガル氏の提案により三千円税額控除、免税点三万円、一〇～八五％の税率を決定、その他物価指数については延納等を含むいかなる場合にも増額徴収を図ることとし、さらに財産増加税における第一種第二種の区別廃止に関し趣旨説明あり。同日の会見にて当方より、法人戦時利得税及び法人財産税、個人財産税、同財産増加税に関する意見を提出、法人課税については二重課税に非ざること、生産阻害のおそれなきこと、補償実行財産税課税が公平観念の上からも至当なる旨を述べ、個人財産税については財産税にインフレ阻止の機能を期待する限り、Ｃ階級に対する課税は是非必要とし、個人財産増加税については修正を要する理由を質疑。

五月七日、池田主税局長チャーン氏と第七回会見、代表一〇会社の資産内容株価等資料提出説明ののち、チャーン氏側にて会社の経理担当者より実情聴取の上検討を進めることと決定、ついで株価評価問題の総括としてチャーン氏提示二案のうち、補償

を打切ると否とに拘らず個人は所有株を市場価格にて評価、法人は全資産より個人所有株式の市場価格評価額と補償要求額を控除課税することと内定、さらに中小法人につき司令部側累進課税制度の採用を提案。

五月九日、渡辺、宮沢事務官、チャーン、シーガル氏と第八回会見、前回提唱の法人財産税案につきシーガル案による累進税率と当方提案税率による歳入見込比較表を提出。法人財産税につきチャーン氏は補償を実行するに非ざれば法人課税は実施しえずとし、四点をあげ法人課税に反対、当方より補償打切りと財産税課税は対象別個なる旨を主張せるも、シーガル氏二重課税論を固持、法人に課税すべき余剰物件なしとして譲らず散会。

五月一〇日、池田主税局長シーガル氏と第九回会見、局長より法人課税につき再考を望みたき旨要請せるに対し、シーガル氏より司令部側としては最終的方針を決定せるに非ざるも、大蔵省評価と現実の価格の間に著るしき相異あり、かかる現状にて課税することは承認し難き旨をのべ、両者主張を繰返し発展せず。

五月一五日、渡辺、宮沢事務官、シーガル氏と第一〇回会見、前回迄披瀝された司令部側意見につき、具体的実施方法、論をつくさざりし部分等を検討、密告による相互監視制度などを中心に論議の後、シーガル氏質問に対し当方より、司令部側意見は命令によらざれば実行し難き部分多き故、勧告よりも命令を可とすと回答。

右の会談で示されたチャーンの修正案[2]を主税当局のまとめに従って概括すると次のようになる。

チャーン氏修正案ノ概要（理由の部分は省略――引用者）

一、法人財産税及法人戦時利得税ハ之ヲ中止シ、個人財産税及個人財産増加税ノ二税トスルコト

二、個人財産税ニ付左ノ修正ヲ行フコト

㈠ 納税者ヲA（財産五十万円超ノ者）、B（財産五十万円以下十万円超ノ者）、C（財産十万円以下ノ者）ノ三階級ニ区分シ、申告ハA、B、C、三階級ヨリ同時ニ之ヲ出スルコトトスルモ、歳入見積ハABノミヲ対象トシテ之ヲ樹テABヨリ所期ノ歳入ヲ挙ゲ得タルトキハCニハ及バズ可成リノ歳入減ヲ生ジタルトキニノミ甫メテCニ及ブカ否カヲ行政判断ニ依リ決スルコト、課税ハA、B、C（若シ為ストセバ）ノ順ニ一定ノ間隔ヲ置キテ為スコト

㈡ 免税点ヲ三万円トスルコト……実質上ハCガ除外サレル結果十万円トナルベシ

㈢ 税率ヲ一〇%乃至八五%トシ三千円ノ税額控除ヲ行フコト

㈣ 申告納税ノ制度ヲ採用スルコト……A階級ヨリノ徴収ハ申告書提出ト同時トシ申告書提出期限後三十日以内ニBヨリ徴収、ソノ後更ニ九十日後ニC（若シCヨリ徴収ノ必要アラバ）ヨリ徴収スルコトトス。全部ノ徴収ハ一二〇日ニテ終了ス、調査ハ其ノ後モ継続シテ行ハル、申告洩ニ付テハ善意悪意ノ別ニ従ヒ利子又ハ罰則的附加税ヲ徴収スルコト

㈤ 延納税金ニ付テハ物価指数ニ依リ割増徴収ヲ行フコト

㈥ 株式ノ評価ハ市場価格（又ハ之ニ準ズルモノ）ニ依ルコト、三月三日現在ノ気配相場ハ適当ナラズト思ハル、市場価格ハ六、七月頃ノ適当ナル時期ヲ選ビ、其ノ前後一週間位ノ平均気配相場ニ依ルヲ可トス

㈦ 五十万円以上ノ財産所有者ノ申告額ハ之ヲ公表シ未申告財産ヲ密告シタル者ニ対シテハ其レニ因ル徴税額ノ二十五%ヲ報酬トシテ与フルノ制度ヲ設クルコト

㈧ 財産ノ見積ニ関シ、政府ハ申告ニ際シテノ一財産ノ見積過少ト看做シタルトキハ当該財産ヲ申告額ニテ買上グルコトヲ得、納税者ハ一財産ニ付テノ政府ノ決定ガ過大ト認メタルトキハ政府ニ対シ当該財産ヲ決定額ニテ買上方請求スルコトヲ得ルコト

三、個人財産増加税ニ付左ノ修正ヲ行フコト

㈠ 第一種第二種ノ区別ヲ廃シ物価騰貴率ニ依ル調整ハ之ヲ行ハズ終期財産額ト始期財産額トノ差額ヲ財産増加額トシテ課税

スルコト（但シ始期ヨリ終期迄引続キ所有セル財産ノ値上リハ株式ヲ除キ増加額ニ算入セザルコト）

(二) 基礎控除ヲ三万円ニ引上グルコト

(三) 税率ハ原案第一種ノ税率ニ依ルコト

チャーン修正案による歳入見込額を、主税局の計算により政府原案のそれとの比較において示すと、次のごとくであった。[3]

表4-1　政府原案及チャーン氏修正案・新税歳入見込額比較表

（単位＝人員　万人、税額　億円）

区分		政府原案						チャーン氏修正案					
		財産税						財産税					
		個人		法人				個人		法人			
		人員	税額	人員	税額	個人財産増加税	法人戦時利得税	人員	税額	人員	税額	個人財産増加税	法人戦時利得税
預貯金優遇ノ場合		二七三	四八六	一五	一八七	一五九	八	外一三六 五〇	〃四三一 八三	—	—	六三	—
預貯金優遇取止メノ場合		二九九	五二七	一五	一八七	一八九	八	〃一六七 五〇	〃五三九 二一	—	—	八二	—
計		四五五	九一四	五一一	一、〇〇二	一九一	五〇	外一三六 一一三	〃六三九 八四	—	—	一六三	—

（備考）　チャーン氏修正案の外書はC級（財産価額十万円未満）に属するものの分である。

既述のようなチャーン提案に対し、主税局側の考え方を「戦後財政史口述資料」によって摘記してみよう。[4]

チャーン氏との会見は前後十回行われましたが……一番最初に法人戦時利得税の構想がまず落っこってしまいました。これはわれわれとしましては……事実上は向うの指令によって……やむを得ずもち出したわけでありますが、どうもこちらには腹に入って納得できていない考え方だったものですから……大した未練はなかった。個人の財産増税につきましてもチャーン氏は反対らしいという情報が入ってきた。私たちの方にしますと……これはやってもいいじゃないかと実は思っておりました。しかし正直に言いますと……始期の方の財産調査は全然ないわけであります、……はっきりきっとやれるというほどの自信はない。……だめになるならこれもしょうがないだろうというくらいの気持でおりました。一番……議論しましたのは法人財産税についてであります。……チャーン氏がボッボッいろいろな形で軍需補償打切りの話をほのめかす様子が見えてきました。そうしてそうしたことをやる場合において君たちはなお法人財産税をやることを主張するかといったような質問を受けたこともありました。……いやそういう場合でも法人財産税はやった方がいい……そう言っているのがチャーン氏との会見の記録に残っております。結局チャーン氏は結論を言わないでアメリカに帰ってしまいました。

司令部側の文書によると、[5] チャーンらとの最終会見日の前日五月一四日付で、チャーンから最高司令官宛日本の臨時税に関するメモがすでに提出されていることが明らかとなっている。このメモは、司令部指令により達成すべき諸目標を、一、戦争請求権（個人については一万円超）に対する一〇〇%課税、二、個人財産税、三、個人財産増加税の三つの課税計画をあげた上で、それぞれにつき言及したものであるが、一〇〇%課税案に関してはすでに支払済みの分についても課税が要求されるなどのほか、個人財産税、個人財産増加税についておおむね前掲のチャーン修正案と同様のものであった。このメモに引き続き同月一七日付で、課税案と国家財政再建に関する日本政府宛ディレクティブの草案[6]（五月三一日課税提案とほとんど同一のものである）が作成され、同月二〇日の、民政局T・A・ビッソン T.

A. Bisson 主催による、財政課など関係部局のミーティング（チャーンも列席した）に提示された。司令部側の記録によると、このディレクティブが、司令部によって承認され、一週間以内に日本政府に送付されること、六月一五日までに必要な法案が準備され、国会開会後一〇日以内同月二五日に成立のうえ、八月一五日には財産税Aクラスの最初の課税が行なわれる旨の財政課の希望が明らかにされている。ちなみにこの課税案によると、五〇〇億円の収入見込のうち、三八〇億円を財産税、一二〇億円を財産増加税に予定するというものであった。(7)

二　司令部による課税提案と両税成案の最終経緯

以上のような経過を経て、五月三一日午後マーカット経済科学局長より石橋蔵相に手渡されたプログラムが、いわゆる一〇〇%課税提案であった。もっともその骨子については、すでに同月二一日に『ニューヨーク・タイムズ』東京特派員バートン・クレーン報道としてアメリカ国内で明らかにされ、(8)二三日にはニューヨーク発共同、そして二六日には国内各紙に報道されたといわれる。(9)この提案が最終的な結着をみるのは、七月二二日に吉田首相あてに交付される同月一九日付のマッカーサー元帥より内閣総理大臣に対する返書によってであるが、この間の詳細は別巻「政府債務」編に譲り、ここでは両税に関する主要な文書を中心として最終成案までの経過を概括しておくこととする。

最初の課税提案は本文と別紙㈠および㈡より成っているが、別紙㈠「財産税及個人財産税ノ改案」（全文八一項目）はその骨子がすでに述べておいたチャーン案と同様であるので、この部分を省略の上、以下全文を掲げると次のようになる。(10)

課税提案

一、戦争ニ起因シテ個人及法人ガ政府ニ対シテ有スル総テノ請求権及政府ノ保証アル私的又ハ準政府的機関ニ対シテ有スル請求権ニ付テハ其ノ一万円ヲ超エル部分ニ付一〇〇%ノ課税ヲ為スコト。本税ハ特殊封鎖勘定ノ形ニ於テ支払ハレタモノ、上述ノ請求権者ニ現金ヲ以テ支払ハレタモノ既ニ相殺セラレタルモノ及未ダ確定セズ又ハ支払ハレザル戦争ニ因リ生ジタ総テノ請求権ヲ償還セシムルコトヲ目途トスベキモノデアル。

二、日本法人ニ対シテ有スル「エクイテイー」ヲ含ム総テノ個人所有ノ財産ニ対スル財産税ハ次ニ依リ実施セラル可キデアル。

イ、全納税者ヲ其ノ資産総額ニ従ヒ三階級ニ分ツコト

ロ、最大資産階級ニ第一ニ課税シ、之ニ次グ階級ニ第二ニ課税シ、更ニ若シ日本政府ニ依リ公表セラレタル歳入額ニ第一第二階級ヨリノ歳入額ガ満タザル場合ハ第三階級ニ課税スルコト

ハ、評価資産額三万円ニ満タザル者ニハ課税セザルコト

ニ、延滞納ニ付テハ少クトモ納期日ト実際納税日トノ間ニ生ズ可キ物価水準ノ上昇ニ対応セル額ヲ支払ハシム可キ旨ノ規定ヲ設クルコト

ホ、財産税税率ハ三万一千円ノ資産ニ付テハ事実上〇・三二%ノ率ヲ以テ課税セラルル如キ税率ヨリ初マリ追増シテ五千万円超ノ財産部分ニ対シテハ八五%ノ税率ヲ以テ課税スル如キ累進税率トスルコト

三、個人所有ノ財産ニ付戦争中ニ生ジタル増加額ニ対スル課税ニ付日本政府ノ為シタル提案ハ次ノ重要ナル修正ヲ以テ承認サル。

イ、免税額ヲ三万円ニ引上グ。個人ニシテ其ノ資産ガ三万円以上増加セリト評価セラルル者ハ其ノ全増加額ニ付納税義務ヲ有ス。但シ其ノ税額ヨリ一万八千円ヲ控除セラル

ロ、総テノ種類ノ財産増加額ハ同一種ノ税率ヲ以テ課税セラル（原注―訳者―、原文にては「総テ財産増加額ハ同一率――単

数の文字が使ってある。――ヲ以テ課税セラル」ベキモ財産ガ同一納税義務者ニヨリ一九四〇年ヨリ一九四六年ノ期間ヲ通ジ保持シ続ケラレタ場合ニハ、有価証券ヲ除キ其ノ財産ニハ課税セラレナイ。有価証券ニ付テハ夫レガ此ノ期間同一者ニ依リ保持セラレテ居タ場合ニ於テモ其ノ価額増ハ課税ノ対象トナル。

四、課税ニ関スル詳細ハ別紙㈠ニ述ベタ。

五、上述セル課税案ハ或種ノ法人及金融機構ノ改組ヲ随伴スルモノト認メラレル。之ニ随伴シ此ノ種改組ガ秩序良ク実現サレル為ニ要スル施策ノ一案ハ其ノ大綱ヲ別紙㈡ニ述ベタ。

別紙㈠及㈡

㈠　財産税及個人財産増加税法案ノ改案

㈡　本課税案ヲ法人及個人ノ請求権ニ適用スル為ノ原則

別紙㈠（略）

別紙㈡

戦争ニ起因シテ生ジタル法人及個人ノ諸請求権ニ対シ課セラレル可キ税ハ次ノ諸原則ニ則リ適用セラル可シ

一、保険会社又ハ政府機関ガ手形又ハ其ノ他ノ債務証書ヲ見合トシテ金融機関ニ於ケル封鎖勘定トシテ被保険者ニ支払ツタ戦争保険金支払ハ該封債(ママ)勘定ヲ本税額ノ限度ニ於テ破棄スルコトニ依リ償還ス可シ然シテ該金融機関ノ保持スル約束手形又ハ其ノ他債務証書ハ右ト同額迄同ジク破棄セラル可シ若シ封鎖預金ノ権利ガ転々シ原権利者カラ（二字不明）シテ居ル場合ハ該封鎖預金ノ現在ノ権利者ハ原権利者又ハ其ノ譲受人ニ対シ本課税ニ因リ生ズベキ損失ノ塡補ヲ請求スルコトガ出来ル

二、現金ヲ以テ又ハ封鎖セラレザル融資トシテ既ニ請求権者ニ為サレタル一万円ヲ超エル支払ニ関シテハ該受領者ハ一万円ヲ超エテ支払ハレタ部分ヲ返却スルコトヲ要スル

三、支払請求権者ガ、当人ノ負フ政府ニ対スル債務ニシテ戦争ニ起因スルモノト其ノ請求権トヲ既ニ相殺シテ居ル場合ハ斯ル相

殺部分ハ改メ〔テ〕政府ニ支払ハレルコトヲ要スル

四、既ニ政府ガ為シタ支払ノ返却及相殺セラレタ部分ノ再支払ニ因リ政府ガ収入シ得ベキ額ハ一般税収入トシテ経理セラレル可キデアル

五、政府特殊借入金証書ノ形ニ於テ支払ハレタ支払ハ此ノ種証書ニ関スル政府ノ債務ヲ破棄シ返納スルコトヲ要スル此ノ種証書ガ最初ノ権利者カラ転々シテ居ル場合ノ現権利者ガ本措置ニ因リ蒙ルコトアル可キ損失ハ現権利者ガ最初ノ所有者ニ求償スルコトヲ得ル

六、本税ニ因リ請求権者ガ蒙ル可キ損失ハ該請求権者ト該請求権者ノ債権者トノ間ニ公平ニ負担セラレルコトヲ要スル。此ノ損失負担ハ次ノ考慮ニ基キ決セラレナケレバナラヌ。㈠両者ノ損失負担能力　㈡連合軍最高司令官ハ法人ガ独占的ニ支配サレテ居ル現状ヲ改メントノ意図ヲ有シテオル事実　㈢一般ニ所有者ハ債権者ヨリ重キ負担ヲ負フ可キデアルトノ原則。

次ニ負担ノ負荷ハ次ノ方式ニ依ルコトヲ要スル。

イ　留保及諸積立金額（資産〔再〕評価ニ因ル評価増ヲ含ム）ガ先ヅ第一ニ、一〇〇％迄減殺サレルコトヲ要スル

ロ　次ニ資本勘定ノ九〇％ニ喰込ム迄資本勘定ニ損失ヲ負担セシム可キコト

ハ　上記イ及ロノ適用後ノ損失ハ債権者ノ負担ニ帰ス可キモノデアルガ然シ個々ノ社債券ニ基ク債権ガ負フ可キ負担ハ其ノ他ノ債権者ノ債権（銀行ノ与ヘタ融資ヲ含ム）ノ負フ可キ負担ノ一・五倍タルベキモノデアリ社債券ニ基ク債権ハ其ノ九〇％迄其他ノ債権ハ六〇％迄此ノ損失ヲ負担シ鎖却セラレルコトヲ要スル。爾余ノ損失ハ債権者ノ負担トナル。然シ若シ債権者ノ債権ガ九〇％方鎖却サレテモ尚ホ損失額ガ鎖却シ尽サレザルトキハ爾余ノ損失額ハ資本勘定ノ残余部分、社債及其他ノ債権者ノ債権ノ間ニ其ノ額ニ応ジテ負荷セラレ此等ノ債権ガ鎖却セラレル

七、請求権者ガ一万円ニ満タザル資産ヲ有スルニ過ギザル場合ハ所有者ノ権利ハヨリ大ナル企業ノ場合ノ所有者ノ権利ニ比シヨリ少サナ(ママ)比例ノ損失ヲ蒙ルニ止ル可キデアル

八、六、ニ於テ概説シタ手続ニ依リ金融機関ニ対スル債務ガ減殺セラレタ場合ニ於テモ政府ハ従来存シ又ハ将来存ス可キ如何ナル政府保証ノ法令条項ニ基イテモ金融機関ノ損失ヲ補塡シテハナラナイ。但シ次ノ九、ニ述ベル場合ハ此ノ限デナイ

九、金融機関ノ右ニ伴ヒ蒙ル損失ハ「留保諸積立金」及「資本勘定」ヲ以テ其ノ各一〇〇％及九〇％ニ達スル迄之ヲ負担鎖却シ爾余ハ預金者及其ノ他ノ債権者ニ依リ累進的ニ負担セラレル。但シ預金者ノ預金ハ一万円ヲ限度トシテ此ノ負担鎖却カラ免除サレル。金融機関相互間ノ、融資、預ケ合ヒ、政府ヘノ融資及ビ政府預金モ此ノ負担ヲ免レル。保険会社ノ蒙ル損失ハ銀行ノ場合ト同ジ方法ニ依リ鎖却サレル。若シ銀行ノ資産モ保険会社ノ資産モ共ニ此ノ損失ヲ鎖却シ尽スニ足ラザルトキハ其ノ不足額ハ該保険会社ノ該銀行ニ対スル不能債務トシテ之ヲ帳消シ更ニ銀行ハ対応スル日本銀行ニ対スル債務ヲ帳消シ日本銀行ニ肩替リ（転嫁）スルコトトスル

一〇、一万円ノ免除額ノ範囲デ為サレル支払ハ総テ封鎖勘定デ支払ハレルコトヲ要スル

右の課税提案がいわゆる「G案」と称せられるものであったが、これに対していわゆる「I（石橋大蔵大臣）案」なるものが、六月一三日閣議決定による同月一七日作成同日司令部に提出された対案である。この対案から両税に直接かかわるプログラムを抽出して示すと、左のようになる(11)（以下は原文の一部を引用者において省略ないし加工したもの）。

昭二一、六、一五

補償処理案に対する細目案要綱

一、狭義の軍事補償に対する課税

狭義の軍事補償（内容は別紙参照）の諸請求権に付ては、請求権者一人に付一万円を超ゆる額に対し十割の課税を行ふこと。

（備考）狭義の軍事補償に付ては支払済のものはないので、取戻しの問題は起らない。

二、(一) 個人に対する戦争保険金の処理

(イ) 個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。

五万円以下	免税

五万円超十万円以下の金額	五割
十万円を超ゆる金額	十割

（原注）最高受取額は七万五千円となる。

(ロ) 個人の戦争保険金に対する課税に当つては、動産保険、不動産保険を総合し、個人単位に名寄せして、右(イ)の税率を適用すること。

(ハ) 既に支払はれた戦争保険金に付ても課税の対象とすること。

(二) 企業に対する戦争保険金の処理

(イ) 戦争保険金の請求権を除いた現存資産の時価額が外部負債の総額に超過する場合には戦争保険金に対して十割の課税を行ふこと。

(ロ) 右の現存資産の時価額が外部負債の総額に達せざる場合に於ては現存資産の時価額と戦争保険金の合計額が外部負債の総額を超ゆる場合に限り其の超過額に相当する額を租税として全額徴収すること。

(ハ) 今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社であつて、右(イ)又は(ロ)の課税の結果払込資本金の七割以上を喪失するに至るべきものに付いては、払込資本金として留保し得る額が払込資本金の三割を下ることのないやうに減税し得るものとすること。

但し此の場合

(1) 資本金二十万円以上の会社に在つては払込資本金として留保し得る額が少くとも十万円を下ることのないやうに減税すること。

(2) 資本金二十万円未満の会社に付いては課税の結果株主が払込資本金の五割以上の損失を蒙る場合に於いては、払込資本金として少くとも五割を保留し得る様に減税すること。

(ニ) 契約打切に依る半製品代金の処理

(イ) 契約打切に依る半製品代金に付ては、企業に対する戦争保険金と合算し、戦争保険金と同一の方法に依り処理する。

(ロ) 既に支払はれたもの及び前渡金等との相殺に依つて決済せられたものに付いても、其の受領した金額が現に政府特殊借入金等として封鎖中のものなると否とに拘らず総て前記原則に依り処理すること。

(ハ) 右(ロ)の場合に於て既払分に対する課税に当つては既に支払を受けた請求権者より其の額を申告せしめることとし、不正の申告を為し又は故意に申告しなかつた者に対しては相当の罰則を適用すること。

(四) 企業の産業設備営団に対する請求権

産業設備営団が買上げることを条件として企業の建設した設備、及び産業設備営団の勘定に振替ることの合意の下に建設した設備の建設費であつて企業の産業設備営団に対する請求権となつて居るものに付いては、契約を破棄し、因つて蒙るべき損失に関する企業者の損害賠償請求権に対しては、請求権者一人に付一万円を超ゆる金額に対して十割の課税を為すこと。

三、(略)

四、金融機関の損失

(一)～(四)(略)

(五) 右処理の結果等による預金債務及保険金債務に付ては全額支払を為すこととし、政府はこれが支払を保証すること。

なお、「I案」のうち「五、財産税と財産増加税」と題する項目については筆者の要約によって補足しておく。(12)

5　財産税と財産増加税

(1)

(a) 個人財産税々率。三千円の税額控除を伴って、

三万円未満	一〇%
三万円超四万円未満	一五%
四万円超五万円未満	二〇%
五万円超六万円未満	二五%
六万円超八万円未満	三〇%
八万円超一〇万円未満	三五%
一〇万円超一五万円未満	四〇%
一五万円超二〇万円未満	四五%
二〇万円超三五万円未満	五〇%
三五万円超五〇万円未満	五五%
五〇万円超七〇万円未満	六〇%
七〇万円超一〇〇万円未満	六五%
一〇〇万円超二〇〇万円未満	七〇%
二〇〇万円超五〇〇万円未満	七五%
五〇〇万円超一、〇〇〇万円未満	八〇%
一、〇〇〇万円超三、〇〇〇万円未満	八五%
三、〇〇〇万円超	九〇%

(b) グループA及びBの税額が公表された目標に等しいか又は超過した場合でも、Cグループに対する財産税課税は大蔵大臣の判断に委される。

(c) 個人財産増加税は提案の通り。

(d) 調査日は大蔵大臣原案の通り二一年三月三日。但し有価証券の評価はこの計画が公表された適当な日時の市場の価格による。

(2) 法人財産税はおおむね大蔵大臣原案によって課税されるが、戦争利得税は課税されず、税率は次のとおりとする。

(a) 営利法人　積立金相当額　三〇%
　　その他勘定　四〇%

(b) 協同組合など特別法人
　　積立金相当額　二五%
　　その他勘定　三五%

(c) その他法人　課税対象勘定　二〇%

以上の課税提案と日本側対策について、そのうち軍需補償課税にかかわる歳入額を大蔵省の推計によって示すと表4-2のようになる。[13]

「口述資料」[14]はこの対案につき石橋蔵相の談として、「この案につきましては日米両方の関係官会議が連日開かれましたが、……先方が幾らか譲歩した点もありましたがそれは保険金の支払金額とか何とかいうごとく末梢的な問題で銀行預金に直接損害をかけないということについては向うは受けつけなかったのであります。……六月二六日に私もまたルカウントに会いまして、二〇日の会見の結果により修正を加えた当方の案を渡しました。同時に国債利子七一%課税案なるものは受諾できないと回答しました」と記録されている。二六日提出されたのは、課税提案に関する大蔵大臣より最高司令官宛二五日付文書[15]であったが、この文書から「I案の修正提案」の項目を抽出すると、

I案に対する修正提案

表4-2　軍需補償課税歳入額調

	G案			I案		
	課税	課税外	計	課税	課税外	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
狭義ノ軍需補償	13,500	44	13,544	13,500	44	13,544
戦争保険	32,800	11,200	44,000	16,395	27,605	44,000
(個人)	7,800	10,200	18,000	2,025	15,975	18,000
(企業)	25,000	1,000	26,000	14,370	11,630	26,000
契約打切	10,000	0	10,000	5,300	4,700	10,000
産業設備営団	900	0	900	700	200	900
合計	57,200	11,244	68,444	35,895	32,549	68,444

六月一七日付最高司令官に提出した課税案について、その後の司令部側の示唆を極力審議検討した結果、次の修正方を希望したいと考える。

1　百%課税は、狭義の戦時補償だけでなく、契約の打切りによる未完成品にかゝわる請求権ならびに設備等の購入のために産業設備営団に対する企業の請求権にも課税される。

2　百%課税は原則として企業の戦争保険請求権に課税される。但し、経済再建のために存置を必要とする企業への税は適切な方法で軽減される。特に小企業には特別の考慮が与えられる。

3　財産税と財産増加税については、法人財産税案は撤回される一方、税率は一定限度（約五%）さらに引上げられる。

4　以上の修正案に従って、六月一七日は課税案（I案）は付録に添付したように修正される。当方案の他の部分については、既に説明しかつ貴方の再考を希望しているように、問題の最善の解決であると信ずるものである。

修正I案提出後、七月二日の経済科学局次長ライダー W. T. Ryder 大佐の「最後通牒的」[16]書類の交付、同じく一〇日以降のマーカット会見、そして一六日の吉田首相名のマ元帥宛書簡などの経緯は、別巻「政府債務」編に譲り、ここでは、七月二日午後の司令部との会見で、財産増加税中止の方針が明らかとなったことを付記するにとどめ、さいごに、課税提案の最終結着と

なった[17]七月一九日付吉田首相宛返書（二二日に手渡される）の形をとったマ元帥書簡を摘録しておこう。[18]

総理大臣閣下

……貴翰に於て特に指摘せられたる諸点に関する余の見解は左に述ぶる如し。

政府をして一万五千円を限度として預金を保証せしむることゝせば、日本に於ける預金者の至大なる部分は保護せらるることゝなるべし。……然も一個人預金者が一口座以上の預金を所有し居りたる場合は、各口座に対する各一万五千円迄の保証を与へらるべし。

……財産税賦課に依り生ず可き複雑なる関係に関しては大蔵大臣の指摘せられたる問題に十分に対処し得る為財産が過大に申告せられたる場合の調査規定を最終法案に挿入するの要あり。

個人の戦争保険金の支払に関しては……保険金額の限度を三万円とすることは下層及中流階級に対し其の家屋の破壊を十分償ふに足るのみならず、共同又は個人経営の小商企業の復興資金をも包含することとなるべし。……正常なる方法に依り金融機関より融資を受くるに足る十分な資産を有せざる階層に対し個人の家屋を建設する為の資金的援助として有用なりとの所論に考慮の末達せられたる場合に於ては、個人の戦争保険金請求権の支払最高額を五万円迄引上ぐることに対しては当方は異論なし。

……法人及企業に対する軍需補償支払の問題は……長きに亙る論議の末日本側関係者の見解と、当方責任者なる財政経済専門家の認むる実際面との間には妥協の余地なきものと認めらる。……存続すべき企業を選び又は重要不可決な経済上の要請に応ずる為、以上の、特別な保護を与ふるが如き方法は厳しく非難せらるべきものと思惟す。

貴翰第四項国債利率の引下に関しては余は七十一％税はこれを除去する様命じたり。

大蔵大臣の主唱する政府側の補助政策に反対して茲に陳べられたる金融及び課税に関する広く承認せられたる諸原則を、余は全く論駁の余地なきものと思惟し且つ日本帝国政府にとりても国家経済を恢復し、これを再生せしめんが為の基本策なりと信ず。余はその故に、上述の基本的思想は新に「指令」を発すること無くして、課税法案立案の責任当局者に依り受諾せられ且つ既に

論ぜられたる枠内に於て承認し得る完全なる課税案が大蔵大臣より遅滞なく議会への議案として提出せらるべきものと信ずるものなり。

ダグラス・マッカァサー

一九四六年七月十九日

上述したマッカーサー書簡ののち、翌々二四日にマーカット＝石橋会談が行なわれ、石橋蔵相より課税提案受諾の旨が、次のように明らかにされた。[19]

石橋蔵相より司令部側の意見に付ては充分の検討を遂げ且マッカーサー元帥より吉田首相宛の書翰も拝見したが、自分は司令部側の意向に従ってその課税案も真剣なる努力を以て実行し度いと考えて居る旨政府の態度を明らかにし更に本件は極めて困難複雑なる問題であるから司令部の充分のサポートを得度く且細目に就ては急速に事を進める上から言って出来る限り日本政府に委せてもらい度旨希望を申述べた。之に対しマーカット少将は満足の意を表し（中略）、和やかに会談を終った。

(1)　「海外重要情報」第四号（大蔵省資料Z五一一―五〇九）。
(2)　大蔵省資料Z五〇七―四。
(3)　同前。
(4)　渡辺喜久造「戦時補償特別税・財産税について」（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、一二ページ以下。
(5)　スートランド文書。
(6)　同前。
(7)　同前。
(8)　大蔵省資料五〇七―四。
(9)　「元大蔵大臣石橋湛山氏講述」㈠（「戦後財政史口述資料」第一分冊・一般）、一二ページ。
(10)　大蔵省資料Z五一一―二九八。
(11)　大蔵省資料Z五〇八―一三、五一一―二九八。

(12) 大蔵省資料Z五〇八―一三。
(13) 大蔵省資料Z五一一―二九八。
(14) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述」(一)、一四ページ。
(15) 大蔵省資料Z五〇八―一三。
(16) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述」(一)、一五ページ。
(17) 同前、一九―二〇ページ。
(18) 大蔵省資料Z五二六―四―五。
(19) 「会談要領」(大蔵省資料Z五二六―四―五)。

第二節　戦時補償特別税・財産税両税法の成立

一　戦時補償特別税

すでに触れておいたように、ライダー大佐の「最後通牒」的メモの交付があったのが七月二日であるが、翌三日の閣議では大蔵大臣より課税提案について若干の条件付受諾の提議があり、この提議と関連してつくられた最初の要綱が七月四日付「戦時補償特別税法（仮称）案要綱」であった。この「要綱」はそれまでの対司令部交渉に基づく諸控除など修正点を含んだ一〇〇％課税案の趣旨に沿ったものであったが、[1] 七日の大臣官邸での検討では「結論ニ達セズ、何カモ少シ自信ノアル案ヲ作成シテ先方ニ申出ルコトトナリ」、[2] 七月八日に一応予定された[3]対司令部正式回答がさらに延期されることとなるのである。七日の官邸における会議の結論のひとつが預金課税案[4]であり、翌八日付「信用再建税（仮称）及戦時復興財産税創設趣旨」なる文書[5]は、この点について、「G案の預貯金等切下に因る各種弊害を避くる為預貯金等に対する特別課税を以て之に替へることとし此の為預貯金等に付ては信用再建税なる特別課税を行ひ之に因って不安定要素を含む預貯金、国債等に付て大幅の切捨を行ひ以て将来の信用経済を健全な基礎の上に再出発せしめると共に其の他財産に付ては経済民主化を主眼とする戦災復興財産税を課税し之が歳入は戦災復興、失業対策、社会救済等当面必要なる経費の財源に充当することとすること」と述べ、同時にその課税要綱が作案されてい

るのであるが、この提案は、同月一一日の大臣＝マーカット会見において「先方は預金課税案を含む大臣案を否定、極めて強硬なる態度を示す」という結果に終わるのである。[6] このような経過の後、戦時補償特別税（以下「戦補税」と略称することがある）にかかわる大蔵省案として司令部に提出されるのは、補償問題の最終結着をみた二四日の翌々日二六日のことであった。「渡辺武日記」は「補償打切りに関連する法案及びその要綱中完成せるものを司令部に持参、マーカットより細目は日本政府に委せフル・サポートを与うべき旨言明」とその問の事情を記している。[7] このとき提出されたもののひとつが「戦時補償特別税法大要」[8]と題する英文メモと推定されるが、成案となったのは八月三日付の「戦時補償特別税法（仮称）案要綱」であった。以下この「要綱」の主要項目を摘記しておこう。[9]

一、納税義務者

(一) 納税義務者はこの法律の施行日において、別表に掲げる請求権（以下政府補償等請求権といふ）を有してゐる者又はこの法律の施行日前に政府補償等請求権について弁済を受けた者とすること。

(二)、(三)（略）

(四) 政府補償等請求権について、弁済を受けた法人が、この法律の施行日前に解散によつて消滅した場合には、政府補償等請求権についてその法人の受けた弁済は、その政府補償等請求権の弁済によつて設定された特殊預金、特殊金銭信託、政府特殊借入金等（以下特殊預金等という）の譲渡を受けた者がその譲渡を受けた特殊預金等の金額の限度においてこれを受けたものとみなすこと。

二、課税価格

戦時補償特別税は、この法律の施行日において有してゐる政府補償等請求権の全額又はこの法律の施行日前に政府補償等請求権に対して弁済を受けた金額を課税価格として、これを賦課すること。

三、控除

(一) 戦時補償特別税については左に掲げる金額を課税価格から控除すること。

(イ) ……別表第一に掲げる請求権を有してゐる者又は……弁済を受けた者については、一請求権毎に一万円

(ロ) ……別表二乃至四に掲げる請求権を有してゐる者又は……弁済を受けた者については

個人にあつては　五万円

（……二以上の請求権であるときは、その総額について五万円……）

法人にあつては　一請求毎に一万円

(ハ) ……政府補償等請求権又は……弁済を受けた政府補償等請求権の全部又は一部が他人から譲渡を受けたもの又は他人から譲渡を受けた保険債権によるものである場合の控除については、命令で別段の定をすること。

(二)（略）

四、免税

(一) 地方公共団体が戦争保険請求権に対して、……現金払を受け又は（特殊預金等について――引用者）解除を受けた金額については、……課税を免除すること。

(二) 地方公共団体又は公益法人が、……学校、病院等を目的とする戦争保険請求権を有し又は……弁済を受けた場合においては、政府は戦時補償特別税審査委員会（仮称）の諮問を経て戦時補償特別税の一部又は全部を免除し得ること。

(三)（略）

五、税率

百分の百とすること。

六、申告

(一) 納税義務者は原則としてこの法律の施行日後二箇月以内に課税標準額を政府に申告すること。

(二) (一)の申告は左の各号の一に該当する納税義務者にあつては、各その定める金融機関（預入先等が二以上の金融機関であるときは各金融機関）を経由してこれをなすこと。

(イ) ……特殊預金等の預入先たる金融機関

(ロ) ……特殊預金等を金融機関に譲渡した者であるときは、その金融機関

(ハ) 十の(二)の(ロ)に該当する者であるときは、弁済を受けた金融機関

七、納付

(一) 義務者は原則として、申告と同時に税金を納付すること。

(二) 六の(二)に該当する場合においては、納税義務者は、申告経由機関である金融機関に税金を納付すること。……

(三) (一)により納付すべき税額は、十に該当する場合には代位納付者が納付した税額を控除した金額とすること。

(四) この法律の施行日において納税義務者の有する政府補償等請求権は、申告と同時に消滅すること。申告期限迄に申告のない場合には申告期限において、この法律により消滅すること。

(五) (四)の場合にはその消滅した政府補償等請求権の金額に相当する戦時補償特別税の納付があつたものとみなすこと。

(六)～(十二) (略)

(十三) 納税義務者の資産の状況により必要あるときは、延納又は物納を認め得ることとすること。この場合延納税金に対しては年一割程度の加算税を徴収すること。

八、課税標準額の更正又は決定

(一) 申告がないとき、又は申告を不相当と認めるときは、政府は課税価格を決定又は更正して、不足税金又は決定税金を徴収すること。この場合においては、決定税額又は更正による不足税額に対して、年一割程度の加算税額を徴収すること。

九、審査訴願又は訴訟

(一) 納税義務者は、政府の課税価格の更正又は決定に対し異議があるときは、審査請求をなし得ること。

(二) 審査の決定に不服がある者は、訴願をなし又は行政裁判所に出訴することができること。

十、代位納付

(一) 納税義務者以外の者で、この法律の施行日において政府補償等請求権の弁済として設定された一の(二)の特殊預金等を有してゐる者は、その有してゐる預金等の限度において、納税義務者に代つて戦時補償特別税を納付しなければならないこと。

(二) (略)

(三) 代位納付者は、この法律施行後二箇月以内に必要な事項を政府に申告しなければならないこと。この場合代位納付者が特殊預金等を有してゐる者であるときは、その特殊預金等の預入先である金融機関を経由して申告をすること。

(四) 代位納付者は、申告と同時に戦時補償特別税を納付すること。この場合代位納付者が特殊預金等を有してゐるときは、その特殊預金等の預入先である金融機関に納付すること。

(五)(六) (略)

十一、代位納付者等の求償権

(一) 十の(一)の代位納付者は、特殊預金等が有償で取得したものであるときは、その対価に相当する金額について、納税義務者に対して求償をなし得ること。代位納付者が納税義務者以外の者から特殊預金等の譲渡を受けた場合には、譲渡人に対しても求償をなし得ること。

(二) 十の(二)の金融機関は、代位納付した戦時補償特別税につき納税義務者に対して求償をなし得ること。

(三) 納税義務者は、課税が有償取得した政府補償等請求権によるものであるときは、取得の対価に相当する金額について譲渡人に対し求償をなし得ること。

十二、雑　則（略）

十三、罰　則

詐偽その他の不正行為による逋脱等を厳重に処罰すること。

十四、その他（略）

別表一

(一) 軍需会社法第十三条により、補助金の交付、損失の補償又は利益の保証を受ける権利。

(二) 国家総動員法第二十七条又は第二十八条の規定により補償又は補助金を受くる権利。但し、戦時海運管理令により船舶運営会が損失補償を請求する権利及び戦時海運管理令により木船の戦争に因る事故に因る損害の補償を受ける権利を除く。

(三) 防空法第十六条の規定により補助を受ける権利。

(四) 兵器等製造事業特別助成法第五条の規定により、新設、拡張又は改良を命ぜられた設備の買上げを政府に対し請求する権利であって、且つ昭和二十年八月十五日までに、この権利により買上契約の締結されなかったものの契約不履行による損害賠償請求権。

(五) 太平洋戦争の終結に因る軍需品調弁契約の解除に因り生じた政府に対する損害賠償請求権。

(六) 太平洋戦争の終結に因って更改された軍需品調弁契約による代金支払請求権。

(七) 産業設備営団法第十七条に規定する業務として締結された契約であって、且つ、太平洋戦争の終結後締結されたものについて、産業設備営団に対して有する代金支払請求権。

（備考、本契約によってなされた設備は別途請求権者に帰属させること）

(八) 産業設備営団法第十七条に規定する業務として締結された契約による工事の太平洋戦争の終結に因る中止に因り生じた損害賠償請求権。

(九) 産業設備営団が買上げを予定した設備の買上げ中止に因り生じた損害賠償請求権。

(十) 産業設備営団の締結した船舶又は機関等の製造注文契約の太平洋戦争の終結に因る解除に因り生じた損害賠償請求権。

(十一) 太平洋戦争の遂行又は終結に関し、官庁又は官吏が法令に基かないで命令又は処分をしたことに因り生じた損害賠償請求権。

別表二

戦時特殊損害保険法による戦争保険契約（南洋群島戦争保険臨時措置令による戦争保険契約を含む）に因り保険金を受取る権利であって、且つ、その保険事故が昭和二十年八月十五日までに発生したもの。

別表三

防空法第五条の五第二項の規定により指定された地区内に存する建築物（工事中のものを含む。以下同じ。）を除去する場合における補償金（建築物の除去工事費及び移築費並びに居住者の立退料に相当するものを除く。）請求権。

別表四

(一) 戦争その他の変乱に因る襲撃、捕獲その他の事故又は商慣習においてこれに準じて取扱はれる事故（以下戦争事故といふ。）を保険事故とする海上保険契約に因る保険金請求権であって、且つ、その保険事故が昭和十九年八月十六日以後昭和二十年八月十五日までに発生したもの。

(二) 陸軍又は海軍に徴備された船舶の損害に対する徴備契約に因る船価賠償請求権であって、且つ、その損害が昭和十九年八月十六日以後昭和二十年八月十五日までに発生した戦争事故に因るもの。

(三) 命令航路就航船舶又は配船命令船舶の損害に因り生じた政府に対する損害賠償請求権であって、且つ、その損害が昭和十九年八月十六日以後昭和二十年八月十五日までに発生した戦争事故に因るもの。

(四) 木船保険法による保険金請求権であって、且つ、その保険事故が昭和十九年八月十六日以後昭和二十年八月十五日までに

発生した戦争事故であるもの。

(五) 漁船保険法第十二条の規定による保険金請求権であって、且つ、その保険事故が昭和十九年八月十六日以後昭和二十年八月十五日までに発生した戦争事故であるもの。

(六) 木船の損害に対する戦時海運管理令による損害賠償請求権であって、且つ、その損害が昭和十九年八月十六日以後昭和二十年八月十五日までに発生した戦争事故に因るもの。

前記の大蔵省原案とその後の司令部交渉について、石橋蔵相は次のように述べている。

我々は……司令部の一〇〇%課税案には極力反対はしておったけれど、いよいよ打切りと決った場合、どういう方法でやるかということについて予め研究していた。従って補償打切りの話がまとまると即座に実施案を出したのです。ところがこんどは司令部の方がぐづついて何とも決らない。これは司令部が補償打切りと言っても、一向その具体的な研究をしていなかった。ただ原則論を考えまた簡単に打切りができるものと考えていたのではないかと思います。[10]

かねて大蔵省ではこの場合に取るべき措置を研究しておきましたから、もちろん少しもあわてるようなことはありません。ただそれは経済界に好ましからぬ動揺を起さぬよう、緊急の措置を取らなければならない。……これについてはずいぶん苦心をしまた努力をいたしました。……ところがこのあとがなかなか大変で、戦時補償特別措置法等の六法案が衆議院に上程されたのは九月二十八日で、ほとんど一ケ月半を要したのであります。[11]

八月三日付大蔵省原案に対する司令部側の主要な反対意見は、請求権の範囲についてであった。「渡辺武日記」は「司令部側は原則的に打切りの例外を列記せんとし、日本側は打切るべきものを列記する方針なり」と記しているが、[12] この点は司令部案に従うこととした[13]後も結局企業整備および完成品代金につき意見対立、二二日付エーキン、シャベル両名の指示に基づいてようやく二三日に次のような最終決定をみたのであった。[14]

戦争に起因する政府等に対する請求権の範囲

政府若は地方公共団体に対する総ての請求権又は私的若は準政府的機関（以下単に特定機関と称す）に対する政府の保障を受くべき範囲に関する総べての請求権であって、昭和二十年八月十五日以前に弁済期が到来し且同日までに支払の済んでいないもの又は同日後に弁済期が到来するが同日以前に発生した損害、行はれた仕事、供給された労務物資施設若は為された役務に基因するもの。但し下記一、に掲げたものを除外し（エクスクルージョン）、下記二、に掲げたものを例外として除く（エグゼプションン）

一、除外（エクスクルージョン）

左の請求権は本質上課税の範囲に属しない。

政府、地方公共団体又は特定機関の通常の業務活動に関する請求権。

これは次のやうな諸項目を指す。即ち俸給、賃金、年金、退職金その他の諸給与又は建物、工場、施設その他の不動産の賃借、建造、改良、維持、修理及び官庁設備、用度品の購入から生ずる請求権、その他政府、地方公共団体若は特定機関の日常の活動に必要な役務、物資及び施設に関する請求権。

二、例外（エグゼプション）

左の請求権には例外として課税しない。

(一) 生命又は身体に対する損害の塡補に関する請求権

(二) 救済制度から生ずる請求権

(三) その他命令を以て定むる請求権

三、課　税

前文の本文の範囲から除外及例外を除いた総ての請求権に課税される。

(一) 控除（エグゼンプション）

(1) 下記(2)に掲げる請求権についてはA・B・Cの三類に区分して左の控除を認め、控除額を超える部分に課税する。

A 類

個人法人ともに一請求権ごとに一万円まで

B 類

1 個人については一請求権ごとに五万円まで、若し一請求権者がB類に属する二以上の請求権を有してゐる場合には合計して五万円まで

2 法人については一請求権ごとに一万円まで

C 類

個人法人ともに一請求権ごとに五万円まで、若し一請求権者がA類及びB類に属する請求権をも含めて二以上の請求権を有してゐる場合にはこれ等を合計して五万円に達するまで

(2) 控除を認めるのは左の請求権である。

A 類

1 軍需会社法第十三条に基く補助金、損失補償又は利益保証の請求権

2 国家総動員法第二十七条又は第二十八条に基く補償（但し、木船戦災補償を除く）又は補助金の請求権

3 兵器等製造事業特別助成法第四条に基く設備建設費の請求権

4 兵器等製造事業特別助成法第五条に基く設備買上代金の請求権又は設備買上請求権

5 防空法第五条の七に基く物件移転（所謂工場疎開）に関する補助金並に同様の目的の為に予算より支出する補助金の請求権

6 政府の注文にかかる物資若は施設の製造、購入若は建設又は労務、役務若は仕事の供給若は実行の対価の請求権、この場合土地、建物及び動かし難い定着物については現状の儘請求権者にその所有権を返還することが出来る。

7 太平洋戦争の終結に因り政府が物資施設等の調弁契約を解除した場合の損害賠償請求権又は仕掛半製の儘引取つた場合の代金請求権

8 設備建設請負契約に基く産業設備営団に対する建設費支払請求権又は設備建設請負契約を締結する了解の下に建設された設備につき太平洋戦争の終結に因り営団がその契約を締結しないこととした場合の建設等に関する営団に対する損害賠償請求権

9 産業設備営団が太平洋戦争の終結に因り船舶、機械等の製造、購入の契約を解除した場合の損害賠償請求権

10 政府に徴備せられた船舶の復旧修理に関する請求権

11 太平洋戦争の遂行に関して行はれた命令又は処分であつて法令に基いてゐないものに因る損失につき当該命令又は処分を受けた者が補償を請求し得る場合に於ける損失補償請求権。この場合は戦時補償特別税法施行日前に既に支払はれたものに控除を認める。

12 南洋群島戦争保険臨時措置令に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権

B 類

1 戦時特殊損害保険法に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権

2 戦争事故に関する海上保険金又はこれに類似の制度による損害塡補の請求権

イ 戦争事故に因る海上保険金の請求権

ロ 戦争事故に因る木船保険金の請求権

ハ 戦争事故に因る漁船保険金の請求権

ニ　国家総動員に基く木船戦災補償の請求権
ホ　命令航路就航船舶及配船命令船舶の戦争事故に因る補償の請求権
ヘ　政府徴傭船舶の戦争事故に因る損害の補償の請求権
3　防空法第五条の六に基く建物除却（所謂一般建物強制疎開）の損失補償の請求権、此の場合請求権者をして、既に支払を受けた補償金を返還せしめ又は補償請求権を消滅せしめる代りに土地、建物及び動かし難い定着物について現状の儘返還を受けるか又はこれが返還を受けないで普通に課税を受けるかについて、選択せしめることが出来る。

C　類
企業整備に関する請求権

(二)　非控除
課税せらるべき請求権で右(一)控除の中に掲げられてゐないものは戦時補償特別税法施行の日までに未だ支払はれてゐないものに限りその全額について課税する。この種請求権については控除はないが、同法施行日前に既に支払済のものを課税して取戻すことはしない。

（備　考）
慈善団体、教育団体、医療団体その他専ら公益を目的とする団体が戦争保険金として支払を受けた現金若は特殊預金又はその有している戦争保険金請求権については、戦時補償特別税審査委員会に諮問してその一部又は全部を免除することが出来る。

了　解　事　項

一、「通常」の業務活動に関する請求権といふ言葉の意味は左の如く了解する。
(一)　旧陸軍省、旧海軍省及び旧軍需省航空兵器総局（臨時軍事費支弁）の業務活動に関する請求権については、賃金、俸給、

年金、退職金その他の諸給与の請求権のみが「通常」のものとして除外され、旧陸軍省、旧海軍省及び旧軍需省以外の各庁並に軍需省の航空兵器総局以外の各局の業務活動に関する請求権については控除の項に掲げたやうな特別の請求権を除いては原則として総て「通常」のものとして除外される。但し価格差補給金その他の補助金については、司令部の承認がなければ除外されない。
(二)　地方公共団体又は特定機関の業務活動に関する請求権は控除の項に掲げたやうな特別の請求権を除いては原則として総て「通常」のものとして除外される。
二、地方公共団体の政府、他の地方公共団体又は特定機関に対する請求権は全然本件の問題外である。
三、特定機関の政府、地方公共団体又は他の特定機関に対する請求権を例外の扱にする為には司令部の承認を得て命令に規定することを必要とする。
四、「支払」といふ言葉は左の如く了解する。
(一)　「支払」といふことは現金によつて弁済された場合にはその弁済を意味し、特殊預金又は特殊借入金によって弁済された場合には弁済後に於ける特殊預金の解除又は特殊借入金の日本銀行への譲渡による現金の払渡を意味する。特殊預金又は特殊借入金による弁済そのものは支払と認めない。
(二)　右(一)の趣旨に従つて左記各項の場合は「支払」と認める。
(1)　前渡金は「支払」と認める。
(2)　現金払渡の場合のみならず預け先銀行との相殺の（一字不明）特殊預金の解除を受けた場合は「支払」と認める。
五、戦時補償特別税は外国人にも賦課する。但し外交特権を有する者については国際公法の原則に従ふ。
以上のような経過を経て、戦補税の最終案はほぼ固まってきたのであるが、実際には同月二九日に司令部より提示された、いわゆる十項目（十項目自体は戦補税そのものについての提案はほとんどないといってよい）をめぐって審

議は中断し、ようやく翌九月一八日の十項目提案に関する最終結着をみた前後に、「戦時補償等特別措置法案」として司令部側リードとの間で逐条審議が進められてきたのである。[15] 結局、戦補税が「戦時補償特別措置法案」として最終成案となったのは、九月二四日総理官邸における会議においてであった。[16] 「法案」そのものは成立法と同様なので巻末資料に譲り、ここではその前提となった「戦時補償特別措置法案要領」の全文を記しておこう。[17]

戦時補償特別措置法案要領

第一　措置の大要

一　戦時補償請求権　　原則として課税により消滅せしめる。

二　会社等の終戦前の資金の融通等に因る損失の政府による補塡　　本法施行後は之を行はず。

三　政府が会社等の為になした保証　　本法施行の日より失効せしめる。

第二　戦時補償請求権

政府又は特定機関に対する請求権で

一　弁済期が昭和二十年八月十五日以前で同日まで未決済のもの。

二　弁済期が昭和二十年八月十五日後で発生原因が同日以前のもの。

第三　納税義務者

本法施行の際戦時補償請求権を有し又は本法施行前にそれについて決済を受けた者。

第四　課税課格

戦時補償請求権の価額又はそれについて決済のあった金額。

第五　控除

一　原則として　　一請求権毎に

二　個人の戦争保険等の請求権　　請求権者毎に

三　控除の総額は十万円を超過し得ず。　　一万円。　　五万円。

第六　免除

地方公共団体が免除される外公益法人等は一定条件の下に軽減又は免除される。

第七　税率　　百分の百。

第八　申告及び納付　　申告納税の方法による。

第九　代位納付

一　納税義務者以外の者で特殊預金等を有する者

二　特殊預金等を債務の弁済として譲り受けた金融機関等は納税義務者に代位して本税納付の義務がある。

第十　求償権

代位納付義務者等は、その納付に充てた特殊預金等を取得するに要した対価に相当する金額について納税義務者等に対して求償権を有する。

第十一　罰則

本税の趣旨に鑑み相当程度の罰則が規定されている。

このようにして、「戦時補償特別措置法案」を含む補償関係六法案はようやく九月二八日に衆議院本会議に上程され、翌一〇月一八日、昭和二一年法律第三十八号として原案のまま可決成立となるのである。[18]

二　財産税

すでに述べたように、補償問題の最終結着をみたのは七月の二四日であったが、この新局面でそれまでの司令部交渉をふまえ、はじめて成案をみたのが、次に掲げる七月二六日付「財産税法案要綱」[19]である。

財産税法案要綱

昭和二一、七、二六

一　総則

(一)　納税義務者

(イ)　昭和二十一年三月三日午前零時（以下調査時期といふ）において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人。

(ロ)　日本内地人で、調査時期後二年以内にこの法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなった個人。

(ハ)　右の外調査時期において、この法律の施行地に財産を有してゐた個人。

(二)　課税物件

日本内地人で、調査時期においてこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有してゐた者及び調査時期後二年以内にこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有することとなった者（無制限納税義務者）についてはその財産の全部に対し、右以外の個人で調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐた者（制限納税義務者）についてはこの法律の施行地に在る財産に対し、一回限り課税すること。

(三)　非課税財産

通常生活に必要な家具、什器、衣服その他これらに準ずる財産等については財産税を課さないこと。

二　課税価格、免税点及び税率

(一)　課税価格の算定

(イ)　無制限納税義務者については調査時期における財産の価額から債務（公課を含む以下これに同じ。）金額を控除した金額を、制限納税義務者については調査時期においてこの法律の施行地に有する財産の価額からその財産に関する債務金額を控除した金額を、その課税価格とすること。

(ロ)　昭和二十年十一月十五日以後調査時期までに贈与等があった場合にはその贈与財産等の価額は、これをその贈与者等の財産の価額に加算し、受贈者等の財産の価額から控除して各々その課税価格を算定すること。この場合においてその贈与財産等に対する財産税は贈与者等に納税義務があることとし、受贈与者等は受贈与者等の納税義務について連帯納付の責を負ふこととすると共に、贈与者は、贈与財産が旧勘定（第二封鎖預金等）に組入れられるときは受贈者の第二封鎖預金で納付し、贈与財産が動産又は不動産であるときは、その財産について民法の先取特権に優先する先取特権を有するものとすること。

(ハ)　昭和二十一年分の所得税（源泉課税によるものを除く）及び臨時利得税は、課税価格の算定上、これを債務とみなすこと。

(二)　戦時補償特別税は調査時期における債務とみなし、戦時補償特別税納付に基く求償権に関する債権及び債務は調査時期における債権及び債務とみなすこと。

(二)　課税価格からの控除

(イ)　戦争又は災害に起因する死亡又は傷病に因り支払を受ける一時金たる恩給、扶助金、救恤金その他の給付の支給を受け

る者については、一万円を限度としてその給付に相当する金額を課税価格から控除すること。

(ロ) 戦災者又は引揚者については、一人につき五千円を課税価格から控除すること。

(ハ) 調査時期にこの法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有するものについては、調査時期における戸主及び同居家族一人につき二千円を課税価格から控除すること。この場合において、戸主又はその同居家族中に、寡婦、不具廃疾者、父のない年齢十八歳未満の者又は子のない年齢六十歳以上の者等の者がある場合には、その者については五千円を控除すること。

四　財産の評価

(一) 各財産の価額は原則として調査時期における時価によること。

(二) 土地又は家屋の価額は、その賃貸価格に一定の倍数を乗じた金額によること。

(三) 公債の価額は原則として発行価格によること。社債その他これに類するものの価額は一定期日（以下評価期日といふ）における資産及び収益の状況等を参酌して政府がこれを定めること。株式又は法人に対する出資の価額は評価期日後一定期間における気配相場の平均額を評価期日におけるその法人の資産及び収益の状況等を参酌してこれを定めること。

(四) 保険契約に関する権利の価額は払込済保険料の合計額に一定の割合を乗じて算出した額によること。

(五) 年金その他の定期金に関する権利の価額は一定利率の複利計算により計算した年金現価に相当する額によること。

(六) 調査時期後の一定期日までに従来の公定価格等に代へて物価統制令による統制額を定めた物品の価額はその統制額によること。

(七) 財産の評価に関し政府の諮問機関として不動産に関して不動産評価委員会、株式等の評価に関して株式等評価委員会を設けること。

五　申告及び納税

(一) 納税義務者は、原則として税法施行後三箇月以内に、財産の価額、債務金額、二の(二)の控除に関し必要な事項等の明細を記載して課税価格その他必要な事項を政府に申告すること。

(二) 納税義務者は、課税価格に応じて、左の三級にこれを分けること。

第一級　課税価格五十万円を超える者。

第二級　課税価格十万円を超え五十万円以下の者。

第三級　課税価格十万円以下の者。

(三) 政府は、第一級、第二級及び第三級該当者の納付する財産税の各収入見込額を定め、この法律施行後一箇月以内にこれを公告すること。

(四) 納付命令

〔以下原文一枚欠〕

(ロ) 納税義務があると認められる者が申告期限内に申告しなかった場合においては、政府においてその課税価格を調査し、財産調査委員会に諮問してその課税価格を決定すること。

(ハ) 政府は、(イ)及び(ロ)による課税価格の更正又は決定後その課税価格について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により財産調査委員会に諮問して課税価格を更正することができること。

(二) 財産調査委員会は各税務署にこれを置き、民間選出委員をもって構成すること。

(三) (イ)による課税価格の更正又は決定により、不足税額があるときはこれを追徴し、過納税額があるときはこれを還付すること。

七　その他

(一) 審査、訴願及び訴訟については大体所得税法の例に準ずることとし審査は財務局長が審査委員会に諮問してこれを決定す

ること。

(二) 審査の請求があった場合において、政府は、納税義務者の申告した価額が不当と認められる財産について、その申告した価額で譲渡することを納税義務者に命令することができることとすること。

(三) 政府は、申告期限後百二十日以内に納税義務者の氏名、課税価格その他の事項を公表し、税務官署に対する密告によって財産税の逋脱が発見された場合においては不足税額の一定割合を密告者に報酬として与へることができることとすること。尚この場合における虚偽の報告に対し必要な罰則を設けること。

(四) 税務署長は納税義務があると認められる者の財産等について質問及び検査をすることができることとすること。

(五) 行政上の制裁

(イ) 五の(五)の納期限後に財産税を納付することとなった場合には、利子に相当する金額を税金に加算して徴収することができることとすること。

(ロ) 不足税額を追徴されることとなった場合においては、申告期限内に申告しなかったこと又は申告が政府の調査と異ることについて正当の事由があることを証明しない限り政府は申告期限を過ぎること一箇月毎に不足税額に百分の五を乗じて算出した金額を税金に加算して徴収することができることとすること。但しこの金額は不足税額に百分の二十五を乗じて算出した金額を超えることができないこと。

(ハ) 逋脱の目的をもって申告せず又は虚偽の申告をし、これに因って不足税額を追徴されることとなった場合においては、政府は不足税額に百分の五十を乗じて算出した金額を税金に加算して徴収することができることとすること。

(六) 本税逋脱防止のため、本税を逋脱する目的で申告書を提出せず又は虚偽の記載をした申告書を提出した者は三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処することとすると共に、税務署長の検査の拒否、質問に対する不答弁等に関する罰則を強化すること。

(七) 財産の価額の評価及び課税価格の調査の適正を期するため、税務行政機構の強化拡充を図ること。

財産税に関する主税局原案をめぐっての司令部折衝は、戦補税法案化の遅延もあって延々一ヵ月に及んだが、この間の両者の主要な相違点を、たとえば八月一二日の主税局長＝ルカウント会談に提出と推定される文書によってみると、次のごとくであった。[20]

財産税案に関する相異点[ママ]

貴方の忍耐強くかつ親切なる説得にもかかわらず、当方の未だもって十分なる確信をもつに至らざる、財産税案に関する相違点は次のごとくである。

一、インフォーマー・システム。その実施についてちゅうちょせざるをえない。

二、財産調査委員会。その設置方を望む。

三、免税点。貴方は五万～十万円層の課税を条件付で残すことにより当該階級の政治的圧力の支えとすることを目標としているが、われわれの望むのは免税点を十万円とすることである。

四、第二封鎖預金への課税。課税の技術的問題がまだ十分解決されていない。詳細は以下のごとし（下略）。

このようにして主税局原案に対する司令部側意見が W.K.L. 署名の文書として提示されるのが、八月二九日のいわゆる十項目提案であった。[21] この十項目のうち後半の皇室財産課税を含む五項目が財産税に直接かかわるもので、その要旨は、①一〇万円を限度とし差額の一五～二五％の報酬を含む通報条項の設定、②評価ならびに調査委員会のすべての委員の、政府による任命と有給制、③財産税収入が予定額に不足した際五万円以上の個人財産への追加徴税を含めた、一〇万円の免税点、④第二封鎖預金額を財産税申告に記入し、該当分の同時納税かまたはその暫定評価決定まで六ヵ月間の利子付納税延期かいずれかの選択権が与えられるべきこと、⑤皇室財産は昨年一〇月二四日指令に基づ

き財産税を課税さるべきこと。以上の五点であった。

十項目提案中の財産税関係は、最初の「インフォーマー・クローズ」を除いて主税局としては格別の異議を申し立てたわけではなく、この点を、同月三一日付文書「八月二九日付課税立法に関する連合国最高司令部の提案十項目に対する意見」によってみると、次のごとくである。[22]

第六、財産税法中、「インフォーマー・クローズ」を挿入するの件

……この提案は大蔵大臣の裁量は報酬金額の範囲に限られるように思はれるので承服し難い。若し大蔵大臣の裁量に依り二五%又は十万円以下の報酬を支出することを得る旨の規定で足るものとすれば税務行政の運営上には特に支障はないと思ふが、本件については、現在の我国の特殊な状況からみて治安維持上不安を有して居る次第である。尚この種の規定を設くる場合には同時に誣告其の他社会秩序を紊す行為に対し厳罰を以て臨む必要がある。

第七、評価及調査委員会委員の選任及報酬の件

……、右については異議がない。

第八、財産税の免税点の件

貴司令部提案によれば、……、今次財産税の収入額が不満足なるときは更に財産価額五万円乃至十万円の個人に対し改めて財産税を課することあるべき旨を発表せよとのことであるが、右については異議がない。

第九、財産税に関する第二封鎖預金の取扱の件

……、納税者に、選択を与へることに意味があるとも思はれないが、弊害もないから此の方向で立案することに異議はない。

第一〇、皇室財産に対する財産税賦課の件

……、右に対しては異議はない。本件については、皇室令改正の必要があり、その点につき目下宮内省と折衝中である。

十項目提案に関し、マーカットに提出した日本側の最終文書は九月一八日付「課税立法ニ於テ準拠スヘキ十点ニ対

スル日本政府改正意見」[23]であるが、この文書は財産税につき第六点として、「現在日本ニ於ケル特殊事情ニ鑑ミ多少ノ困難アルモ若シ大蔵大臣ノ裁量ニ於テ回収額ノ二割五分以内又ハ十万円以下ノ賞金ヲ与フルコトヲ得ルコトトシ誣告其ノ他社会秩序ヲ乱ス行為ヲ処罰スル罰則ヲ設クルナラハ財産税法ニ『密告』ニ関スル条項ヲ挿入スルコトニ付テハ政府ハ異存ナシ」とするほか、第七点以下についてはいずれも「司令部案ニ対シ異存ナシ」とするものであった。このようにして、いわゆる十項目問題は同日結着となるのであるが、財産税法案そのものは、九月二四日総理官邸において結論をえた「法案」（その「要領」を別掲しておく）に基づき同二六日付で司令部にその最終稿が提出され、翌二七日、年金、戦災者控除、人的控除、シヴィル・ペナルティ一〇〇分の五〇その他につき所要の改正を条件とする司令部承認の運びとなり、同月三〇日法案調整の上衆議院に提案、翌一一月一二日法律第五十二号として、「財産税等収入金特別会計法」[24]とともに原案どおり成立するのである。[25]

財産税法案要領

九、二四　総理官邸

第一　納税義務者及び課税物件

一　無制限納税義務者は調査時期に有してゐた財産

二　制限納税義務者は調査時期にこの法律の施行地に有してゐた財産

第二　非課税財産

生活に必要な家具、什器等

第三　課税価格

一　無制限納税義務者は財産価額から債務公課等を控除した金額

二　制限納税義務者は財産の価額からその財産を担保としてゐた債務等を控除した金額

第四　課税価格からの特別控除

一　戦災者及び引揚者控除　　戸主二万円　家族五千円

二　人的控除　　一人に付　二千円

三　主婦及び不具廃疾者控除　　一人に付　五千円

第五　免税点及び税率

免税点を十万円とし十万円超百分の二十五より千五百万円超百分の九十

第六　申告及び納付

一　申告納税の方法による

納税義務者は課税価格を計算して一定期間内に政府に申告すると共に自己の計算した課税価格によって財産税額を算出して一定期間内に納付する。

二　旧勘定預金等による納付　　物納及び延納を認める

第七　課税価格更正又は決定

政府の調査額と申告額と異なる場合及び申告のない場合は調査委員会に諮問して更正日決定ができる。

第八　その他

一　財産価額等の公表

二　第三者通報制度の採用

三　質問権又は検査権

四　罰則の強化

(1) 大蔵省資料Z五一一―三〇一。
(2) 同前。
(3) 同前。
(4) 「渡辺武日記」昭和二一年七月八日。
(5) 大蔵省資料Z五〇一―三〇一。
(6) 「渡辺武日記」昭和二一年七月一一日。
(7) 同、七月二六日。
(8) 大蔵省資料Z五〇八―一三。
(9) 大蔵省資料Z五一一―三〇一。
(10) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述」(一)（「戦後財政史口述資料」第一分冊・一般）、一ページ。
(11) 同、二〇―二一ページ。
(12) 「渡辺武日記」昭和二一年八月五日。
(13) 同、同日。
(14) 大蔵省資料Z五一一―二九八。
(15) 「渡辺武日記」昭和二一年九月一八日。
(16) 大蔵省資料Z五二六―四―一〇、および「渡辺武日記」昭和二一年九月二四日。
(17) 同前。
(18) 『官報』昭和二一年一〇月一八日。
(19) 大蔵省資料Z五〇七―一。
(20) 大蔵省資料Z五〇八―一三。
(21) 大蔵省資料Z五〇八―一三、五二六―四―九。
(22) 大蔵省資料Z五一一―二九八。
(23) 同前。

(24) この項については、第五巻「歳計(1)」参照。
(25) 財産税法案要領については、大蔵省主税局編『昭和の税制改正』、一三九ページ以下参照。

第三節　財産税・戦時補償特別税の徴収について

両税法案の議会提案と同時に参考として提出された関係書類[1]により、見込額その他を記すと、まず財産税については、表4－3以下のごとくであり、戦時補償特別税については表4－6以下表4－8のごとくであった。

いうまでもなくこの見込額は、たとえば財産税では、調査時期（二一年三月三日午前零時）を課税価格決定の基準時としており、「その一年間のインフレの激化というものは非常な勢いだったのです」「従って実際に行った財産税と

表4－3　財産税見込額表

摘要	人員	財産価額	税額	備考
個人財産総額	一四、三八五、五〇二戸	四〇三、二四七百万円	百万円	個人財産総額　四五三、四〇一百万円
内 十万円以下のもの	一三、八二九、九六二	二六八、一四二	—	債務　三八、〇一三
内 十万円超のもの	五五五、五四〇	一三五、一〇五	四四、八三〇	差引正味財産　四一五、三八八
戦災者等の控除	四三、三六六	六、九五五	一、三三〇	非課税財産　一二、一四一
差引課税見込	五一二、一七四	一二八、一五〇	四三、五〇〇	差引課税財産　四〇三、二四七

（注）備考欄は引用者。

表4-4　財産税階級別

区分	人員	財産価額 一人当	財産価額 総額	税額 一人当	税額 総額	備考
千円超	戸	千円	百万円	円	百万円	
一〇〇	八〇、八三三	一〇四	八、四〇七	一、〇〇〇		
一一〇	五八、八六四	一一四	六、七一〇	三、七〇〇	二一八	
一二〇	五三、一九四	一二四	六、五九六	六、九〇〇	三六七	
一三〇	六一、九五九	一三八	八、五五〇	一二、二〇〇	七五六	
一五〇	四八、五〇七	一五八	七、六六五	二〇、六〇〇	九九九	
一七〇	五九、三三四	一八二	一〇、七九九	三二、〇〇〇	一、八九九	
二〇〇	六六、四五八	二四〇	一五、九五〇	六三、〇〇〇	四、一八七	
三〇〇	四六、九一四	三八〇	一七、八二七	一四、〇〇〇	六、七五六	
小計	四七六、〇六三		八二、五〇四		一五、二六三	
五〇〇	二四、〇五四	六七五	一六、二三六	三二九、七五〇	七、九三一	
一〇〇	六、六五一	一七五	七、八一五	六六三、五〇〇	四、四一三	
一五〇	三、五一五	二〇二五	七、一一八	一、二八四、七五〇	四、五一五	
二〇〇	一、二六七	三七〇	四、六八八	二、五七六、〇〇〇	三、二六三	
二五〇	五二二	八五〇	四、四三七	六、五九一、〇〇〇	三、四四〇	
三〇〇	一〇二	五二、四七一	五、三五二	四五、八三四、〇〇〇	四、六七五	
小計	三六、一一一		一二八、一五〇	八五、〇〇〇	二八、二三七	
合計	五一二、一七四				四三、五〇〇	

表4-5　財産税徴収予定及び物納財産等の処分予定額表

摘要	総税額と納付区分 税額	百分比	同上の内申告額 申告割合	税額	昭和二十一年度収入 収入割合	税額	備考
	百万円	%	%	百万円	%	百万円	
現金納付	二、一〇〇	五	九〇	一、八九〇	一〇〇	一、八九〇	
第一封鎖預金	七、一〇〇	一七	九〇	六、三九〇	一〇〇	六、三九〇	
小計	九、二〇〇	二二	九〇	八、二八〇	一〇〇	八、二八〇	
旧勘定預金等	七、五〇〇	一八	九〇	六、七五〇	二〇	一、三五〇	
国債	二、七〇〇	六	九〇	二、四三〇	一〇〇	二、四三〇	
株式	七、二〇〇	一七	九〇	六、四八〇	五五	三二四	
物納 地方債及び社債	八〇〇	二	九〇	七二〇	五	三六	
土地その他	一四、〇〇〇	三〇	九〇	一二、六〇〇	一〇	一、二〇〇	
小計	二四、七〇〇	五五	九〇	二二、二三〇	一八	四、〇五〇	
延納	二、一〇〇	五	九〇	一、八九〇	—	—	
合計	四三、五〇〇	一〇〇	九〇	三九、一五〇	三四	一三、六八〇	

表4-6　戦時補償特別税算出表

（単位　百万円）

摘要	総額 別表一	総額 別表二	総額 別表三	総額 計	件数	補償請求権	控除額	差引課税額	備考
	二九七、五九九	三八二、四二五	六九五、五八六	一、三七五、五一〇	三八、九九六	三九、九八九	一二、二七七	二七、七一二	法による別表一、二、三である
			一、九八五	八〇、九七一			一、二五七	七二八	
				一四、〇一六				六六、九五五	

右の支払区分	
現金	一二、一六四
特殊預金等	二一、一七四
政府特殊借入金	九、四〇四
未払	二四、二一三

（注）備考欄は引用者。

表4-7　戦時補償特別税納付区分表

（単位　百万円）

摘要	課税総額	貸付金との相殺額	請求権消滅額	徴収減（四〇%）	差引歳入見込額	備考
一、現金支払分	一二、一六四	一、三五八	—	四、三二二	六、四八四	
内訳 納金					六〇〇	
国債					一〇〇	
地方債社債株式					七〇〇	
土地その他					一、〇〇二	
物納 小計					二、四〇二	
延納					三、四八二	
二、特殊預金分納	二一、一七四	二〇、二九九	—	三五〇	五二五	
三、政府特殊借入金分納	九、四〇四	—	—	—	九、四〇四	
政府特殊借入金						
四、未払分	二四、二一三	—	二四、二一三	—	—	
五、合計	六六、九五五	二一、六五七	二四、二一三	四、六七二	一六、四一三	

表4-8　戦時補償特別税徴収予定及び物納財産処分予定額表

（単位　千円）

区分	総税額	内申告額 割合	内申告額 税額	昭和二十一年度収入 割合	昭和二十一年度収入 税額	備考
金納	百万円 六〇〇	九〇%	百万円 五四〇	一〇%	百万円 五四〇	
国債納付	六〇〇	九〇	五四〇	一〇〇	五四〇	
物納 株式	七〇〇	九〇	六三〇	五	三一	
地方債社債	一〇〇	九〇	九〇	五	五	
土地その他	一、〇〇二	九〇	九〇二	一〇	一〇	
小計	二、四〇二	九〇	二、一六二	三一	六六	
延納	三、四八二	九〇	三、一三四	—	—	
計	六、四八四	九〇	五、八三六	二一	二〇	
特殊預金等＝金納	五二五	一〇〇	五二五	一〇〇	五二五	
政府特殊借入金	九、四〇四	一〇〇	九、四〇四	一〇〇	九、四〇四	
合計	一六、四一三	九六	一五、七六五	七〇	一一、一三五	

表4-9　財産税および戦時補償特別税収入実績

（単位　千円）

	予算額	調査済額	収入済額	予算比収入済額増（△）減
一、財産税	一〇、七一〇、〇〇〇	一九、二一九、二一五	一五、五一八、八二六	四、八〇八、八二六
一、現金収入	八、二八〇、〇〇〇	一九、一二二、二四四	一五、四四七、〇〇五	七、一六七、〇〇五
二、国債収入	二、四三〇、〇〇〇	九六、九七一	七一、八二〇	△二、三五八、一七九

二、戦時補償特別税	一二、〇〇九、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	四、六一二、二五四	二、五九六、三九七	△八、四一二、六〇二
一、現金収入			二、二〇九、七八一	七〇六、五二一	△三五八、四七八
二、国債収入	九、四〇四、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	四七、八一〇	四五、六五九	△四九四、三四〇
三、政府特殊借入金収入			二、三五四、六六一	一、八四四、二一七	△七、五五九、七八二

（備考）1　不納欠損額はいずれも〇。
2　財産収入は予算額三、〇九七、一九五千円に対し年度内調定、収入とも〇である。

表4-10　財産税・戦時補償特別税申告状況

1.　財　産　税

種別		件数	税額
		千人	千円
申告額	期限前	1,914	36,372,399
	期限後	41	429,701
修正による増減額		81	742,717
更正による増減額		390	2,643,677
決定額		145	410,120
合計		2,125	40,598,615

2.　戦時補償特別税（課税価格は法第10条控除前のものを示す）

種別		請求件数	課税価格
			千円
申告額	法施行日現存の請求権価格(A)	—	11,915,201
	施行日前の決済金額(B)	—	59,122,160
	小計	—	71,037,361
申告の更正額	(A)	347	11,160
	(B)	33,988	855,268
	小計	34,240 実際 4,734	866,430
無申告の更正及び決定	(A)	337	13,247
	(B)	10,693	238,968
	小計	11,107 実際 4,528	252,215
更正及び決定計		45,347 実際 9,315	1,118,645
	(A)	298,074	11,939,608
	(B)	1,904,188	60,216,396
合計		2,180,631	72,156,005

（備考）　合計納付件数290千人，税額54,109,208千円.

いうものは、そう税額も大きくはなく、そう大きな役割を果すことはできませんでした。[2]」この点は戦補税についてもその影響の大きかったことは別としても、「結局貨幣価値の変動がなかったら、会社は無財産になっていたろう」「戦補税にしても財産税にしてもあゝいうことをやろうとすればインフレがないことにはできない」「インフレがな

表4-11　財産税・戦時補償特別税申告内訳（二二年二月末現在）　（単位　千円）

区分	財産税 申請額	財産税 予算額	戦時補償特別税 申請額	戦時補償特別税 予算額	備考
申告税額	三五、六二九	三九、一五〇	六、一〇三	一五、七六五	1　内書は、政府特殊借入金である。 2　相殺分を含む戦補税の合計申告税額は二七、八二四、一九〇千円である。
納付区分　現金	一三、四九九	八、二八〇	八七六	五四〇	
旧勘定預金	四、四四三	六、七五〇	三五四	五二五	
国債	一、四〇二	二、四三〇	六一四	九、九四四	
国債以外有価証券	二、六五六	七、二〇〇	五六四	七二〇	
物納　土地	五、五三〇		四二二		
建物	二、二三三	一二、六〇〇	一六一	九〇二	
その他	二、四四一		二一		
小計	一八、七〇五	二八、九八〇	二、一三六	一二、〇九一	
延納	三、四二五	一、八九〇	三、〇九一	三、一五四（ママ）	

（備考）　資料は経理部長会議において徴収係で照会したものを夫々使用した。
（注）　備考欄は引用者。

ければ完全に経済はとまる」[3]という見方も事実であった。

両税の実際の収入済額を二一年度決算[4]についてみると、財産税については国債収入の減（その他土地など物納分の減もある）などに対して現金収入が多かったため決算上の税収としては四八億余円の増加となったが、反面戦補税の減が大きく、現金・国債・政府特殊借入金収入の減少を主因として八四億余円の欠陥を生ずることとなった。この点については、戦補特別税実収入は既払い完納品代金の遡及取立てなどにより七〇億円見当となるが、どれだけ徴収できるかは疑問という池田主税局長の答弁[5]でも推測されたことであった。前掲昭和二一年度決算によって両税の二一年度末の収入状況を示すと表4－9のごとくである。

両税の徴収が戦後としては最初の申告納税制度によって執行されたことはすでに述べたところであるが、その意味で、とくに申告納税にかかわる計数を『国税庁第七十三回統計年報書』により作成、補足しておこう。ただしいずれも最終集計は二三年度末である（表4－10）。

なお二二年二月末現在で両税の申告税額をその納付区分とともに示すと、表4－11のようになる[6]。「申告納税の訓練と経験のない一般納税者は兎角従来の税務署決定納税と同様に考へて申告を怠ったものも相当数あるものと推察され期限内の申告状況は……当初の予想額……に対し六割余に過ぎない状況である（財産税）」「申告期限は一応延長せられたが難解な法規であったため一般に理解が困難で申告を怠り又は脱漏したものも相当あるのではないか（戦時補償特別税）[7]」とされるとしても、戦補税はともかく、財産税の申告状況はまずまずのものと評価できよう。ただ、物納または延納申請については、両税とも年度内処理はほとんど未済にとどまったことを付記しておかねばならない。

（1）大蔵省資料Z六〇三―二八。

（2）前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」㈠（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、一〇ページ以下。
（3）渡辺喜久造「戦時補償特別税・財産税について」（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、三〇ページ以下。
（4）『決算書』昭和二一年度。
（5）『日本経済新聞』昭和二一年一〇月二日。
（6）大蔵省資料Z六〇三―一七。
（7）大蔵省資料Z六〇三―一七。

第五章　昭和二二年度税制改正と二一年度補正に伴う税制改正問題

第一節　昭和二二年度税制改正への経過

昭和二一年度改訂総予算に伴う税制改正に引き続いて、戦後の事態に即応した税制のより根本的な改正が日程にのぼりつつあったが、その背景には、何をおいても「おそらく、来年度は非常なインフレとともに財政収支がとれぬだろう。つぐなわぬだろうという問題が眼前に控えて」いたこともまた明らかである。[1] 二二年度の税制改正問題が、その当初において大蔵省当局によりどのようにとらえられていたかを、「第九十帝国議会一般想定問答」[2]（二一年七月作成と推定される）によって整理してみよう。

「想定問答」は改訂総予算に伴う税制改正について「戦時税制的色彩を払拭して平時税制に移行せしめるための緒口をつけるとともに、所要の歳入の増加を図ったもので、租税制度として考究を要すべきものがなほ多く存することは事実である」と述べた上で、「内外諸情勢を究め十分の準備を整へた上次の機会において、中央及び地方を通ずる税制の根本的改正を行ふ見込である」とし、「将来の租税制度について具体的に述べることは……困難であるがただ

差当りとしては」として次のような内容をあげ、「事情の推移とともに慎重に考究することとしたい」と結んでいる。

㈠ 租税制度の全般に亙って租税の民主化の導入拡充に努め、租税は国民の租税であるとの観念が平易に身につくやう所要の整備を行ふこと。

㈡ 直接税においては、所得税がその大宗であり、根幹であるべきことはもちろんであるが、分類所得税と綜合所得税の二本建によって所得の質と量との両側面より担税力を捕捉する場合における具対的内容については、今後の新事態に応じて研究を要するものがあると考へる。なほ勤労的所得に比し、資産的所得に対し重課することに重点を指向することは、従前通りである。

㈢ 間接税においては、奢侈品、嗜好品及び高価品の課税に主眼点を置き、国民生活上必需性の強いものに対する課税はなるべくこれを見合はせるか又は適当な税率を定めることとすること。

㈣ 税務機構の拡充を図り、有能適格の税務官吏を相当増員するとともにその素質品性の向上を図り、併せて事務運営を現実に即して能率的機動的ならしめること。

㈤ 脱税の罰則を強化するとともに、悪質なものに対しては仮借なく厳罰を励行し、租税道義観の昂揚に努めること。

これらの項目に関する限り、「根本的な税制改正」の趣旨は必ずしも明確でないが、さらに別の問答では、「税率の引き上げによって増収を図る余地は狭小である」としながらも、「国税の体系としては、差当り現行税制体系を大幅に変革するやうな意図は持っていない」と述べていることも、あわせて付け加えておく必要があろう。

後述するように、二二年度税制改正についての司令部の側からするイニシアティブはきわめて積極的なものがあったが、ヘンリー・シャベル Henry Shavell の七月二〇日付メモ「日本における所得税」[3]によると、すでに二一年度

改訂総予算に伴う税制改正案が司令部に提出されたおり、「SCAPとしては日本の全税制について支持し難いものをもっているが今回の税制改正について特別の行動をとることはしない、ただし明年一月一日までに施行される広汎な税制改正について検討中である」旨を池田主税局長を通じて知らされており、その際、「所得の大小にかかわらず勤労所得に課税される一率二〇%の税が中低所得層に特に抑圧的であり、普通税率は大幅に軽減されねばならない」旨指摘されるとともに、所得調査委員会システムが、「今日の腐敗（corrupt）した税務行政の、疑いもなく主因」であるとの司令部側よりする問題点の提示がされたこと等々が明らかにされている。前述した想定問答にいわゆる根本的税制改正の見込なるものが、司令部側の右のような示唆とかかわりあって急速に日程にのぼってきたこともまた事実である。

司令部内での税制改正の検討はすでに七月の時点で一定の輪郭をもつに至っていた。シャベルのメモ「日本における所得税」は、「所得税徴収のための行政組織と手続き」「日本の現行所得税の主要な欠陥」などについて、所得調査委員会とそれを含む課税組織に対して激しく批判するとともに、高率の分類所得税が強固な中間層の出現を妨げていること、おしなべて複雑な所得税制が納税者にとって難解であると同時に行政の恣意性と資産的高所得への課税の優遇を結果していること、大半の所得税収入が前年所得を基準とし、そのため公平負担の達成が著しく妨げられていると同時に増大する政府支出に対応しえないものとなっていること、等々を指摘した上で、一般税制改正のための基本的な原則と改正の要点を次のように明らかにしている。[4]

1　税制改正のための基本原則

(a)　過剰な購買力を吸収し増大する政府収支を大衆に知らせるために個人所得税はできるだけ広汎な基礎をもつべきである。だ

が同時にその負担は抑圧的であってはならない。

(b) 税制は公平であるとともに、Ability-to-pay の原則に基かねばならない。このため収入の多くは間接税よりも直接税（所得および相続税）に求められ、税負担は全体として累進的でなければならない。

(c) 税制はできるかぎり財政政策の主目的と一体化されねばならない。インフレと闘うために当年所得から支払われる直接税が、間接諸税（たとえばインフレ的な性格をもつ内国消費税）よりもより望ましい。

Ⅱ　一般税制改正にあたっての勧告

(a) 個人および法人所得税は、合衆国・イギリス・ドイツの現行制度と同様、当年所得をベースとして徴収されるべきである。

(b) 勤労所得以外の所得についてもできる限り源泉徴収システムが用意されるべきである。

(c) 個人純所得に対する普通税は、所得の区分なしに一律五％の税率が用いられるべきである。

(d) 附加税率はより低い所得から始まり、合衆国やイギリスの現行制度の水準にまで累進的に引きあげられるべきである。

(e) 所得調査委員会は廃止されねばならない。

(f) すべての給与所得に対する源泉控除が励行されねばならない。

(g) 合衆国の制度と同様に、一万円以下のすべての粗所得に対する簡易税率表が使用されねばならない。この制度は行政上の手続を緩和し、同時に納税者にとって税を分り易いものとする。

(h) 所得の算定は元来、納税者の責任であって政府の責任ではない。

(i) キャピタル・ゲイン課税は合衆国におけるように所得税に統合される。現行制度ではキャピタル・ゲインに対する有効な課税手段が存在しない。

(j) 相続税に準ずる税率で、贈与税が創設されねばならない。実際にはそれは財産税と統合されるべきである。

(k) 利子配当所得に対する優遇は認められない。反面、超過課税算定の際の勤労所得控除は認められるべきである。

(l) 個人持株会社等による租税回避を解消させる手段が講ぜられねばならない。

一般税制の改正問題が現実の日程にのぼってきたのは、財産税法と戦時補償特別税法が議会を通過し実施の段取りが見通された後のことであった。当時の主税局国税第一課長前尾繁三郎はこの点について、「その仕事が済みますと、すぐ今度は、おそらく来年度は非常なインフレとともに財政収支がとれぬだろう、つぐなわぬだろうという問題が眼前に控えておりまして、それから要するに根本的に日本の税制を検討しようということになって、私はその方の担当として連日司令部と話合いを始めるようになりました」と述べている。[5] 司令部側との会談の内容は、同年一〇月二一日のいわゆる第一回会談（司令部側シャベル、主税局側局長、国税第一課長、渡辺事務官）のメモによって包括的に知ることができるので、その要約を次に記しておこう[6]（以下は原文の一部を引用者において省略したもの）。

税制改正に関する最高司令部側との第一回会談顚末

一　シャベル氏の総括的意見

(一) 第一に財政的の理由であるが、来年度においても相当多額の歳入不足を生ずると思はれるので、税制を改正してその年の所得からできるだけ多くの税金をとるといふ方向に進むべきであり、これによりインフレ防止に資することになる。日本では戦時財政は大部分銀行引受による公債によつて賄つてをり、税では見るべきものはなかつた。

(二) 第一の財政的理由よりも重要かと思ふが、現在の日本の税制の基調が所得を国民層に広く分布されるやうに配意されてをらず、又、分類所得税の税率が高く綜合所得税の累進の程度が緩慢である。この問題は、極東委員会でもとりあげてゐる。

(三) 税制を納税者に判り易いものにするため早見表を作成する。納税者が多くなるかも知れないので、納税に対する理解と協力とを先決とする。

二　右に関する応答

池田局長―第一及び第三については大体同感である。第二については現行制度も原則としてはその趣旨で進んでゐる。分類所得税と綜合所得税の関係については、十分研究を要すると思ふ。

前尾課長―現在の所得の分布状況では綜合所得税によつてはさして税収入の大が期待できないので分類所得税によつて収入を確保する必要がある。

池田局長―綜合所得税の免税点は引き上げを考慮してゐる際であつて、引き下げは適当でないと考へるのみならず、最低税率をさう高くできないので税収は僅少に止まる。

むしろ自分としては英国式の分類所得税主義で行きたい。

前尾課長―国民所得の大いなる部面が闇収入によるもので捕捉が困難である。之に対する対策を考ふべきであるが良策がない。

シャベル氏―税制改正の要あることについて原則として同意見と了解してよいか。

池田局長―現在の程度でインフレが止まるなら予算課税は必ずしも適当としないのでなほ考究したい。なほこの機会に今後直接税中心で行くべきか間接税に重点を置いて行くべきか御意見をききたい。

シャベル氏―直接税に重きを置くべきであると思ふ。直接税としては、所得税、相続税（贈与税を含む）、営業収益税（営業税）の三税に力を注ぎたい。なほ株式配当等は二重課税防止の意味も含めて控除を認めてはどうか。

池田局長―従来控除を認めたが現在では税収確保のためこれを廃止した。間接税特に売上税についての意見如何。

シャベル氏―奢侈品等に課税することや、その税率を引き上げることはよいと思ふが、必需物品に対する課税には反対である。この意味の売上税ならば好ましくない。

上述の「会談顚末」が示すように、司令部側の提示した税制改正に当たっての中心問題は、同じメモ[7]の表現を借りれば「㈠予算課税主義を採用すること、これについて税率早見表は国民の納税に対する理解に役立つであろうこと。

㈡分類所得の税率を引下げて綜合所得税の税率の累進の程度をきつくすること」以上の二点にあり、これについて主税局側では、㈠については大体同感の旨を述べつつもインフレの進行いかんによっては予算課税は必ずしも適当でないこと、㈡については主として税収入の観点からむしろ反対的な意見を述べ、司令部提案に対する主税局の当初の反応を示しているといってよい。同じ会談メモは以上の二点にあわせて、「㈢キャピタル・ゲインに課税すること（資産処分益課税）　㈣贈与税を相続税にとり入れること　㈤配当利子所得については源泉選択課税等の優遇を廃止することとし株式配当については一定控除を認めること　㈥徴税の方法を便利且つ簡素化するための所要の措置を講ずること　㈦脱税の取締り防止の実行方法を制度化すること例へば新聞公表等」、としてシャベルの税制改正の際の主要意見を要約し、最後に「日米間では間もなく課税協定の必要も生ずると思はれるので、日本の税制のレベルを引上げるとともに、日米両国の税制の共通点を多くしたいと考へている」旨のシャベル発言で結んでいる。

所得税の改正に関する司令部側の包括的勧告は、何回かの会談を経て、一一月一六日付のシャベルの勧告として提示された。やや長文であるがその要約を次に掲げておこう[8]（以下は原文の一部を引用者において省略したもの）。

日本個人所得税改正に対する原則と勧告

GHQ　シャベル氏

一　現行日本所得税法は、日本における民主的な組織及び制度の確立を目指す占領目的に合致しないことが明らかにされた。特に、現行所得税法は、納税義務者の担税力に応じて公正に賦課さるべき民主的な課税原則に十分基礎を置いてゐないし、従つて基本的占領命令の中に述べられてゐる所得の広範囲な配分政策に合致しない。所得税法とその運用については、以下述べる多くの点で応能負担の観念に副つてゐない。

(A)　勤労所得以外の所得者は七ヶ月乃至二十四ヶ月後に税を支払ふ。賃銀及び俸給所得者は即時に税を支払ふ。この結果現在のやうな物価騰貴の時代にあつては、政府の収入に重大な損失を齎すとともに、極めて顕著な負担の不公平を生ぜしめる。

(B) 比較的高率な分類所得税の税率と累進の緩慢な綜合所得税の税率により、累進的負担の効果が減殺されてゐる。

(C) 第五、第六、第七、第八の各分類の所得が綜合課税から除外される結果課税の累進性を実質的に減殺する。

(D) 利子所得者に対し四十五%の源泉選択を許し、不当に優遇してゐる。又、五〇〇〇円以下の元本から生ずる利子所得を課税除外する規定は、銀行業務を不公正ならしめ且つ不当な優遇となつてゐる。

(E) 所得調査委員会のメンバーは最富有の納税義務者から選挙せられ無報酬であり且つ訓練されず贈賄に乗ぜられ易い。かゝる事実は反民主的であるのみならず、富有なる納税義務者をして、公正な税負担を回避さしめてゐる。

二　従つて日本所得税法を次に述べる方針に沿つて改正することを勧告する。

(A) 所得課税は基本的占領命令に述べられた所得の広範囲な配分政策に即応しなければならない。本政策は恣意的条件なく量的に測定される担税力を基礎として最も善く実現され得る。

(B) 所得税の課税は公正でなければならない。如何なる階級に対しても格別な優遇を与ふべきではない。

(C) 所得税の課税は強力に遂行し、且つ何人をしても自己の公正な負担を回避せしむべきでない。

(D) 所得税の課税はすべての所得を包括し、適用すべきである。

(E) 所得税の課税は、民主的勢力の助長を広く基礎づけるものでなければならない。国民の大多数を直接税の基礎の上に把握することの結果、国民は選挙の際有権者として、より賢明な投票を行ふ傾向とならう。

(F) 所得税の課税は、できる限り、簡単に理解され且つ施行されなければならない。所得の査定は納税義務者の責務である。

(G) 所得税の課税は、財政需要に応じてこれを充足せしめ、間接税は最少限度に止めなければならない。

(H) 所得税の課税は弾力性を有し、且つ容易に経済界の状勢の変化に即応できるものでなければならない。

三　前項(の)基本的方針を遂行するために、参考として次の提案をする。

(A) 所得税は二つの要素から成る――普通税及び附加税。

(1) 普通税は、その八分類を廃止し、税率は同一とし、一定の控除額を超えるすべての純所得に対して適用される。例外として勤労所得については十五%の控除を認める。

(2) 附加税は一定の控除額を超えるすべての純所得に対して課税される。

(3) 普通税と附加税の純所得は勤労控除を除いて、同一である。

(B) 共同申告は、引き続き家族のために一括して提出され得る。

(C) 個人に対する基礎控除は、六〇〇円とする。総所得が六〇〇円を超える場合は、申告をしなければならない。次の各人について、申告された調整総所得から六〇〇円づつの控除を認める。

(1) 申告書を提出する個人。

(2) その配偶者。

(3) 他の家族について最大限八人迄。

(原注)　現行所得税法のすべての控除等は廃止する。相続財団及び信託に対しては年二〇〇円の控除が認められる。

(D) 普通税率は一〇%とする。

(E) 勤労所得控除は最初の二五、〇〇〇円に限る。普通税の算定に当つては、年一五、〇〇〇円未満のすべての純所得は、勤労純所得とみなされる。

(F) 附加税率は左の通とする。

附加税純所得	税率 %
10,000以下	10
10,000超	18
15,000	25
20,000	32
25,000	39
30,000	45
40,000	55
50,000	60
60,000	65
70,000	69
80,000	74
90,000	77
100,000	79
120,000	81
150,000	84
200,000	86

(G) 普通税及び附加税の合計額は、附加税純所得の九〇%を超えることはできない。

(H) 調整総所得が一五、〇〇〇円を超えない場合には普通税と附加税を合算した簡単な税率表により納税することができる。次に示す簡単な選択税表〔一九七ページ所掲〕は納税義務者の人的その他の控除を一〇%として作成されてゐる。

(I) 資産の売却による所得。短期資産処分所得は、他の所得と合算し、長期資産処分所得はその三〇%に限り、合算して課税される。短期資産処分損失は、三年間の繰越を許し短期資産処分所得とのみ相殺できる。長期資産処分損失は四年の繰越を許す。なほ資産処分所得及び損失は遺産の譲渡又は贈与についても生ずるものと〔する〕。

(J) 俸給及び賃銀以外の所得者についても予算課税主義により、その予算税額を四半期に分けて分納しなければならない。

(1) 賃銀及び俸給に対する源泉課税はいつなされたかを問はず使用人に対して勤労により得られた凡ての報酬に適用されなければならない。源泉課税の税額算定の便宜のために、別個の標準税表が用ひられる。毎月支払期間のための例を次に示す。（略）

(2) 使用者は源泉課税の税額を徴収するとしないとにかかはらず、政府に納付する義務を有する。

(3) 源泉徴収義務を有するすべての使用者は、毎年一月三十日以前に、源泉課税表の写し二通を各被傭者に交付しなければならない。

(4) 次に該当する個人は、予算申告をなし、これに基いて四半期ごとに税金を納付しなければならない。

(a) 俸給給料以外の所得の総額が年五百円を超過すると予想せられる場合

(b) 調整総所得金額が、一万五千円に六百円づつの人的控除額を加へた額を超過すると予想せられる場合

(5) 予算申告書は四半期ごとに提出、各期限に、等分額を分納しなければならない。農業者及び林業者で、農業及び山林業以外の所得が年五百円を超過しない者は、翌年一月三十日までは予算申告書を提出する必要はない。

(6) 分納前払税金が、最終的に計算せられた税額に比し、二五%以上少いときは、最終的に計算された税額の一五%を〔追

簡易選択税表

調整総所得	控除数 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	税額									
650円以下	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
650　超	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
750	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
850	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
950	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,050	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,150	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⋮				⋮						
10,000	1,538	1,418	1,298	1,178	1,058	938	818	698	578	458
10,100				⋮						
⋮				⋮						
14,500	2,503	2,335	2,167	1,998	1,830	1,693	1,573	1,453	1,333	1,213
14,600				⋮						
⋮				⋮						

加）納付しなければならない。

(7) 最終申告書は、三月三十日までに提出せられなければならない。但し、最終予算申告書は、最終申告書に代へることができる。被傭者の源泉課税表の写しは、俸給及び賃銀以外の所得が、五百円を超過しない場合には、最終申告書に代へることができる。

(K) 次に掲げる者は、支払調書を提出することを要する。

(一) 総額千円以上の確定的又は定期的の支払を行つたもの

(二) 総額五百円以上の配当金、利子又は利潤の分配を行つたもの

(L) 予算申告書及び最終申告書又は支払調書の提出を怠つた者及び書面の作成について怠惰があり、又は虚偽の記載をした者に対しては、税金の何%かを附加徴収せられるものとする。刑事手続によつて科せられる刑罰もある。行政罰は当該個人に納税義務がない場合においても、課せられるものとする。納期限までに納付されない税額に対しては、半年ごとの複利計算により、年六分の法定利子を徴収する。この延滞利子は、法規によるものであつて、税務官吏の認定によるものではない。

(M) 各相続財団及び信託に対しては、二百円の人的控除が認められなければならない。

なお相続および贈与税については、所得税改正の勧告に先立って一一月六日付シャベルよりの勧告として提示された文書を、あわせて記しておこう[9]（以下は原文の一部を引用者において省略したもの）。

日本の相続税及び贈与税に対する原則と勧告（GHQ　シャベル氏）

一　現行日本相続税は日本国内における民主的な組織及び制度の確立を目指す占領目的に合致しないことが明らかにされた。現行法は次に掲げる三つの主な理由によつて、日本国内における巨富の急速な蓄積とその保全とを助長してゐる。

(A) 家督相続人の財産相続を優遇し、且つ死亡の際における経済力の衡平な分散を妨げてゐる。

(B) 税率は他の民主的工業国家における税率ほど著しく累進的とはなつてゐない。

(C) 税法自体に多くの欠陥がありしかも狡猾な納税義務者には、租税上重大な優遇を与へてゐる。贈与による財産の移転が、相続税の効果を減殺することは、各国で周知の事実であり、その結果、贈与税が創設せられたのであつた。日本は、これまで、この重大な欠陥を矯正しようとしなかつた。これ正に、日本の全租税構成に滲透してゐる財閥の利益偏重を示す好例の一つである。

二　従つて日本の相続税を次に掲げる基本的方針に従つて改正することを勧告する。

(A) 税率は他の民主的工業国家に行はれて居る税率と同じ程度に累進的にすべきである。

(B) 税率は各受益者が取得した遺産の各取得部分に対して適用されるのではなく、死亡の際における全遺産の総価額に適用せらるべきである。

(C) 贈与は、死亡の際における遺産に適用せられる税率の適用を受くべきである。

(D) 親等関係によつて差別のある税率を設けてはならない。

(E) 贈与及び遺産の合計価額が五万円を超えないときは、相続税は課税されない。

(F) 贈与者及びその受贈者はすべて申告書を提出しなければならない。

(G) 遺産の総価額が一定金額を超える場合は、申告書を提出しなければならない。

(H) 財産の評価及び税額の査定は、納税義務者の責務であつて、政府の責務ではない。

三　前項の勧告の原則を貫行するために、次に掲げる提案が参考として使用せられる様に提議する。

(A) 本税は第一に、贈与者にその行為を対象として課せられる。一方受贈者も贈与の純価格を限度として第二次的な税負担の責任を有する。本税は第二に、死亡者の純遺産に課せられる。本税は個々の財産を課税対象とするものではなく、又、受贈者を課税対象とするものでもなく、財産の移転に対して課せられるものである。

(B) 同一人に対する贈与総額が、三千円を超えないときは本税を課さない。

(C) その人の一生を通じて五万円の控除が行はれる。

(D) 税率

課税総遺産の純計（単位円）超	贈与税の過不足分に対する税率
0超	0%
50,000	1
60,000	2
70,000	3
80,000	4
90,000	5
100,000	6
120,000	8
140,000	10
160,000	13
180,000	16
200,000	20
250,000	25
300,000	30
400,000	35
500,000	40
600,000	45
700,000	50
800,000	55
900,000	60
1,000,000	65
2,000,000	70
5,000,000	75

(E) 申告書の提出

(1) 暦年中において同一贈与者から受領した贈与の総額が三千円を超える場合は、受贈者は申告書を提出しなければならない。

(2) 死亡又は隠居の際において、遺産の総価格が五万円を超える場合は、申告書を提出しなければならない。

(F) 納税義務者

(1) 贈与に対する本税の納付は、贈与者の第一次的且つ自身の義務であり、受贈者はその受領した贈与の純価格を限度として第二次的義務を有する。

(2) 遺言執行者その他の者が、税額完納前に債務の弁済をなし又は遺産の一部を分配した場合は、未納税額について第一次的且つ自身の義務を有するものとする。遺産たる財産の受益者は、各自の受益限度において第二次的の義務を有するものとする。

(G) 税額の算定及び納付

(1) すべての課税贈与額は、本法施行の日以後を合算する。

(2) (略)

(3) 税額は税率表から算定せられた当該年度の税額と、その前年の税額との差額に等しいものとする。

(4) 純遺産は、以前になされた課税贈与の合計額に加算せられ、税額は前項により算定せられる。

(5) 遺産についての所得税は、先取特権を有する。資産処分所得は、被相続人の死亡又は被相続、隠居の日において実現せられたものとみなす。

司令部提案に対する主税局側の考え方について、まず予算申告納税制度に関し「口述資料」[10]は、「インフレが高進して来た場合に、何としてもその年の所得によってその年の税金をとらねば収支のバランスがとれないということはわかり切ったことであるし、何らかその年の所得に対してその年の税金をとる方法を考えなくてはならぬ」とのべて、当年ないしは予算課税のやむをえぬ措置を認めながら、「申告納税については、もちろんこれはわれわれとしても自信は持てませんでした。従来の申告でも非常にいいかげんのものが出ておる。ところが予算申告納税制度となれば、結局自分が所得を見積って申告するという制度でありますから、日本人の現在の知識の程度ではとうていそれは不可能に近いのじゃないか、まったく期待ができない。」「しかし何としても赤字を出さぬ予算をつくらなくちゃならぬから、いろいろ考えた結果一応申告納税制度をとってみよう。しかしこれは何としても申告だけではいかぬ。税務署がもう一べん更正決定しなくちゃならぬ。ところが日本の実情として税務署もそんなに正確な所得を知っているわけでも何でもないので、これはまったくむやみやたらに課税するよりしかたがないのだ。」「でたらめな行政決定をやる。更正決定をやるにしても、前よりももっとひどい決定を荒っぽくやってしまえ、そのときに相当非難が出るか

ら、これだけは封じておかねばならぬ。」「しかしこれは何年かやっておればこれになれて来て、更正決定の数がだんだん減ってくる」「それは理想的にいっても十年かかる」「一番肝腎なとき、一番必要なときにそれをとるには非常に危険性はあるけれども、率直に言って、無茶をやって、無茶な更正決定をやってしのがなければしようがない」「それに対して司令部がかまわぬというなら自分は申告納税制度をとる」「大体そういうようなことで決心をした次第であります」と述べて、改正に踏み切る経緯を明らかにしている。

同様な事情を、たとえば「財政収支調整調査会議事摘録」第四号は同年一二月二三日の報告に基づいて次のように記している。(11)

この制度（予算課税制度――引用者）の難点は、前提としてどうしても申告納税制度は採らなければならないことである。申告納税制度は戦時補償特別税や財産税において採用せられたが所得税等において採り得るかは疑問である。私は五ヶ年位かかればよくできるようになると思うが、来年度からそれに成功することは相当困難である。しかし申告納税者制度は税制の民主化と云う点からも理想としてもやるべきであり、若し従来通り申告を出さないか、非常に低い申告であったとしても、各納期に重点的に更正決定をやる一方、最終納期に思いきって、今回の増加所得税のように広く更正決定をやることとすれば従来の制度より悪くはならない、寧ろ本年のように実績課税と増加所得税の決定を併せて行ったと同様の結果となるものと思はれるので敢えて来年度から採用し、次第に申告制度に馴致させることとしたいと思う。

また同「議事摘録」第一二号（昭和二二年三月一九日）は、

アメリカの制度を当方の実情に合うように移す場合に於て特に考えたのは、納税義務があると思はれる人が予定申告を提出しなかった場合、或いはこちらの調査と相違しておると思はれる場合には、予定申告額について更正の決定が出来る制度を一方に入れた。……予定申告の制度が、未だ日本には熟していないので、従来の申告制度が必ずしもうまく行っていない。……これは

納税者の方にも申告に対する観念の必ずしも面白くないものもあり、又税務署にも同様罪の一半があって、申告書が出てもリライアブルのものではない。従って申告書を重要視しない。……これ等を考慮して予定申告に於て一応更正決定が出来る制度を入れて、当年度の歳入が申告に任してあるために極端に悪くなることは、阻止したいと考えておる。

として、申告納税制度採用にあたり、さしあたって更正決定を重視せざるをえない事情を明らかにしている。(12)

すでに触れたように、税制改正にかかわる司令部側の主要な提案の他の一つは、綜合所得課税を中心として累進税率の引上げにおかれていた。一〇月二一日の前掲「会談顚末」はこの問題に対する主税局側の考え方をかなり明確に示しているが、同年一二月二三日の前掲「財政収支調整調査会議事摘録」第四号(13)によってこれを補足しておけば、

「何といっても貧乏国である英国や日本は、分類所得税又は普通所得税に中心をおいて、大衆課税によって税収を稼がなければならない。若し米国式に綜合所得税又は附加所得税に中心を置けば可成りの減収を覚悟せねばならぬ。現在司令部では米国式の附加所得税中心に進むよう希望せられているがそれで行くと非常に急激な累進税率を盛らなければならない。」「戦時中の増税は……税率の引上のみによって増収を図ってきたので、所得税の最高税率は、分類所得税綜合所得税併せて百分の九十七、……殆ど外国に類例のない高率となって行詰りを来しており、」「行き方としては成る可く税率は低くして、実際の所得捕捉の方向に行きたいと思っている」として、主要には所得階層構成の特質からする税収確保の必要性と、他方で所得把握システムの現状のもとでの税率引上げの限界を説くことによって、高率の分類所得課税の不可避なことを強調しているのである。

(1)　前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と微税問題」(一)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、三ページ。
(2)　大蔵省資料Z六〇三―二七。
(3)　Memo for file; Subject: The Income Tax in Japan, 20 July, 1946, Henry Shavell, Public Finance Branch, Finance

Divison, ESS.

(4) 前掲シャベル・メモ、13、14。
(5) 前掲前尾繁三郎口述、三ページ。
(6) 大蔵省資料Z五〇七―四。
(7) 同前。
(8) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(9) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(10) 前掲前尾繁三郎口述、五ページ。
(11) 大蔵省資料Z五〇一―二。
(12) 大蔵省資料Z五〇一―二。
(13) 大蔵省資料Z五〇一―二。

第二節　税制調査会第一次答申と二二年度税制改正のための初期の試案

一　税制調査会第一次答申

昭和二一年一二月七日の勅令第五百九十四号によって設置され、大蔵大臣の諮問機関として発足した税制調査会（会長苫米地義三）[1]は、「最近の諸情勢に即応すべき税制に関する方策を問う」という大臣諮問[2]に明らかなように、大蔵省内の検討と並行していわゆる税制の根本的改変のための審議を任務とするものであった。

同調査会は小委員会案として「改正所得税要綱」[3]（①普通所得税、税率三〇％、基礎控除五〇〇〇円、扶養控除一人に付二〇〇〇円、五万円迄について四〇％の勤労控除、事業所得についても同様二〇％の控除、一時所得を分離課税とし予算申告納税制度を採用、②綜合所得税は二万円以上所得とし一〇〇分の一〇より一〇〇万円迄一〇〇分の六〇の累進税率を適用、勤労所得に五万円以下二〇％の控除、③その他源泉選択制度を税率一〇〇分の二五％程度として存置、国債及び預金利子につき一〇〇分の五程度の軽減を特別措置として適用等々を内容とする）を内定していたが、一二月二四日付で提出された第一回答申は、①個人所得税における予算課税主義採用の可否、②同申告納税制度採用の可否について、次のような方針を明らかにしていた。

一　個人所得税に於ける予算課税主義の採用

(一) 現行の原則的実蹟課税制度に於ては源泉課税と前年の実蹟に依る賦課課税との不均衡を看過する能はず。
(二) 而して又予算課税なれば、課税所得の発生時期と課税期の接近に依る納税上の円滑を期し得べきも、実蹟課税に於ては此目的に副はない。

以上は国民経済の変動頻なる昨今特に其の利益の著しきものがある、従て此際に於て予算課税の原則的主義を採用することは極めて緊要のことと信ぜらる。

二　個人所得税に於ける申告納税制度の採用

……我国現下の国民納税思想の実情よりすれば、時期尚早の嫌ありとの一部少数の意見もありましたが、委員多数の意見としては

(一) 予算課税主義との関係上申告納税制度採用の必要がある
(二) 所謂民主々義的基本観念からしても、自主的納税の理想を顕現する申告納税制度の採用が相当であると謂ふ結論に達しました、但し之が実施に付ては
　(一) 税務行政の刷新強化による賦課の公平適実
　(二) 国民納税思想の発達向上に関する各般の施設の企図実行
　(三) 申告をしない者又は不当の申告を敢てした者に対する適当の制裁規定の制定及其の適用
　(四) 脱税逋税者に対する必罰主義の励行を希望条件とすると謂ふ附帯的の意見であります。

尚一般的の問題として銀行預貯金等に対する課税に付ては

　(イ) 預貯金の秘密保持
　(ロ) 他の所得に対比して預金課税が過重とならざる様特別の考慮を払ふこと

右は我国現下の財政経済事情下に於ける国民貯蓄勧奨上極めて重要なる関係を有する案件であるから税制上の見地に於ける一

方的要求に捉はるゝことなく深甚の考慮を必要とするものであるとの要望がありました。

(略)

依て当調査会は

「最近の諸情勢に即応すべき税制の整備に関する当面緊急の方策として、先づ個人所得税に付て現行の実蹟課税主義を廃し之を予算課税主義に依らしむると同時に所謂申告納税制度を採用する必要ありと認む」

之を以て中間答申と致します。

以上のごとく述べて、とりわけ申告納税制度については特に時期尚早という少数意見を併記した上で、いわば条件付の承認という形をとり、預貯金の源泉選択制についても存置方の強い要望を付記し、司令部提案に対する調査会の反対意見が根強いものがあったことを示していたのである。(4)

二　改正所得税試案

ここでとりあげる試案とは、一〇月以降積み重ねられた司令部側との交渉、ならびに主としてシャベル勧告として提案された改正案を経て、成案としてまとめられた主税局試案をさし、二一年一二月五日および同月一八日の「改正所得税試案」、一二月二一日「改正相続税試案」ならびに同月二六日の「間接国税改正案要綱」、等々を中心とした一連の改正案を念頭に置いている。

このうち所得税に関する最初の成案は同年一二月五日の「改正所得税試案」であった。この試案の第一の特徴は、

四半期毎の予算申告納税制度の採用を決定したことにあることはいうまでもないこととして、確定申告が不相当と認められるときまたは申告の提出がなかったとき、あるいは税務署長が特に必要ありと認めたときは更正決定または仮更正決定をなしうることを特に掲記していたこと、他方で、分類所得税を廃止し普通所得税と超過所得税の二本建制度を採用したものの、依然としてフラット二五%という高率の普通所得税（もっともかなり高い控除制度を併用）と比較的軽度の超過所得税という組合わせを維持し、そのほか、一時所得の分離課税や源泉選択制を残置するとともに、罰則について漸進的な措置をもってのぞんでいる等々の特徴を指摘することができる。「試案」の全文を示すと次のごとくである。(5)

改正所得税試案　（昭和二一、一二、五）

一　所得税を普通所得税（仮称）と超過所得税（仮称）とに分ち、その年の所得に対して課税し、納税者の申告により納税する制度に改めること。

二　普通所得税

㈠　現行分類所得税の所得分類を廃止し、個人にはすべての所得に対して普通所得税を課し、法人には配当利子所得に対してのみ普通所得税を課すること。もつとも

(イ)　配当利子所得及び勤労所得については、先づ所得の源泉において税額を徴収し、おつて精算の途を拓くこととすること。

(ロ)　左に掲げる一時の所得については、課税上の特例を設けること。（その他の一時の所得については、課税しないこと。）

山林の所得

退職所得

清算取引所得

譲渡所得（有価証券等の譲渡益についても課税すること）

㈡　所得金額の計算は左によること。

(イ)　配当利子所得及び勤労所得については、その年の収入金額によること。

(ロ)　不動産所得及び事業所得については、その年の総収入金額から必要の経費を控除した金額

(ハ)　山林の所得等一時の所得については、その年の収入金額により、現行の方法に準じて計算した金額

㈢　控　除

(イ)　納税者一人について年三千六百円の基礎控除を認めること。

基礎控除は、先づ、勤労所得についてこれを認め、配当利子所得に対しては、控除の計算を行はないこと。

不動産所得及び事業所得に対する基礎控除は、勤労所得に対する基礎控除の残額についてこれを認める。

配当利子所得について過納の税額を生ずるときは、充当又は還付の途を拓く。

(ロ)　一時の所得については、(イ)の基礎控除とは別箇に適当な控除額を定める。

(ハ)　妻及び扶養家族一人について千二百円の控除を認めること。控除の順序等については、基礎控除と同様にすること。

㈣　一時の所得中、山林の所得からは、他の所得の扶養控除残額に限り控除を認め、その他の一時の所得については、扶養家族控除を行はないこと。

(ホ)　勤労所得については、その控除前の所得金額五万円までの金額について二十%の控除を認めること。（生命保険料の控除は、これを廃止すること。）

㈣　税　率

百分の二十五とすること。（百分の二十程度まで引き下げるか。）

一時の所得については、現行の例にならひ軽度の累進税率を設けることとし、超過所得税を課税しないこと。

(五) 納税方法

(イ) 配当利子所得及び勤労所得（現行の丙種事業所得は勤労所得とみなすこと。）については、源泉徴収の方法によること。

(ロ) 不動産所得及び事業所得については、申告納税の方法によること。

(ハ) 源泉徴収税額に過納額があるときは、(ロ)の申告納税額から差し引くこと。

(ニ) 一時の所得については、現行の区分により源泉徴収又は申告納税とすること。

(六) 申告

(イ) 申告納税の所得については、納税者は、その年四月三十日までに、その年の予算申告をなし、これに基づく税額の四分の一を同日（第一期）までに納付すること。

四月一日以後納税義務ありと認められる者は七月三十一日（第二期）、七月一日以後納税義務ありと認められる者は十月三十一日（第三期）、十月一日以後納税義務ありと認められる者は一月三十一日（第四期）までに予算申告をなし、税額を分納すること。

(ロ) 予算申告後申告額につきその年の見積所得金額に増減があるときは、その翌申告期限までに、修正申告をなし、不足税額を納付又は過納税額の充当等を行ふこと。

(ハ) 特に必要ある農業所得者等については、予算申告の申告及び納税時期について特例を認め得るものとすること。

(ニ) その年の確定所得金額の申告は翌年二月末日までに提出し、既納税額との精算を行ふこと。特別の事情があるときは確定申告提出期限の延長を認め得ることとすること。なほ、納税者の申しいでにより、一月三十一日の予算申告を確定申告に代え得ること。

(七) 更正及び決定

(イ) 確定申告が不相当と認められるときは、税務署長は、所得金額を更正し不足税額を追徴すること。

(ロ) 申告の提出がなかつたときは、税務署長は、所得金額を決定し、その税額を徴収すること。

(ハ) 税務署長が特に必要ありと認めたときは、各四半期の所得金額について仮更正又は仮決定をなし、その税額の納付を命ずることができるものとすること。

(ニ) 過少申告納税額の正当税額に対する差額については、一定額の加算税額を追徴すること。（例へば、二十五％程度の許容範囲を超えた不足税額について年一割程度の率による。）

(ホ) 更正又は決定に際しては、必ず納税者が立証をなす機会を与へることとし、特別の諮問機関を設けないこととすること。

(六) その他

(イ) 税務官吏の調査の権限を強化し、その効果的な運営を図ること。

(ロ) 逋脱犯その他に対する罰則を強化し、且つ、その励行を期すること。

(ハ) 改正当初の経過的措置として、昭和二十一年中の課税所得実蹟が昭和二十二年の課税所得金額を超過する者については、昭和二十一年の実蹟を昭和二十二年の所得金額とみなして課税すること。

三　超過所得税

(一) 超過所得税は総所得金額（一時の所得を除く。）二万円を超える個人に対して課税すること。

(二) 税率

左の程度の超過累進税率とすること。

二万円超	一〇％
三万円超	一五

四万円超　二〇%
五万円超　二五
七万円超　三〇
十万円超　三五
二十万円超　四〇
三十万円超　四五
四十万円超　五〇
五十万円超　五五
六十万円超　六〇
七十万円超　六五
八十万円超　七〇
百万円超　七五

(三) 所得の計算、申告及び納税等については、左に掲げるものの外、申告納税の普通所得税に準ずること。

(イ) 株式配当については、株式取得に要した負債利子を必要経費として控除すること。

(ロ) 看做配当及び積立金を払込に充当した場合の配当については、その二分の一を控除すること。

(勤労所得については、五万円以下の金額につき、その二十%を控除すること。)

(四) 源泉選択の制度を当分のうち存置し、税率を三十五%程度とすること。

四　簡易選択税表による納税

(一) 所得金額五万円以下の所得者については、普通所得税及び超過所得税を通じて所得金額につき特定の税額による選択納付の途を拓くこと。

(二) 月額支払の勤労所得に対する源泉徴収額の簡易税表による税額の納付を認めること。

同年一二月一八日の「改正所得税試案」は、一二月五日「試案」をもととし、前文を次のように改めるほか、主として基礎控除の五〇〇〇円への引上げ、妻および扶養控除の二〇〇〇円程度への引上げ、綜合所得税率の一五万円から四〇万円まで階層のおおむね五%の引上げと、六〇万円超所得階層に対する五～一〇%という税率の引下げ等々、税率の手直しを内容とするものであった。ここでは一八日付「試案」のうち前文に当たる部分を摘記するにとどめておく。[6]

改正所得税試案　(昭和二一、一二、一八)

一　所得税を普通所得税（仮称）と綜合所得税（仮称）とに分ち、所得を有する者に対し原則として比例税率による普通所得税を課税する外、一定金額以上の所得を有する者に対し累進税率による綜合所得税を課税することとし、その課税標準たる所得は、課税年の所得により、且つ納税者の申告により納税する制度とすること。

二　（下略）

一二月一八日「改正所得税案」による所得税収入見込を現行法による収入見込よりの減収概算とあわせて記すと、表5-1のようになる。[7] この概算はすでに述べた[8]シャベル案による所得税収入概算（表5-2）と比較すると、税額において約六六%、普通税と付加税ないし綜合所得税との区分でみると、シャベル案の四一対五九に対し「改正試案」九一対九という対比等々によって、両案の相違を知ることができるし、またまさにそのことが司令部側との再折衝の余地を大きく残すことになるのであった。

表5-1　免税点引上等による所得税減収概算（昭二一、一二、一八）

（単位＝人員　千人・所得税額　百万円）

区分	現行法による二十二年度収入				改正案による収入				差引減収		備考
	人員	所得	税額		人員	所得	税額		人員	税額	
勤労所得	九、〇〇〇	五四、〇〇〇	九、六〇〇		九、〇〇〇	四三、二〇〇	六、六四〇			二、九六〇	現行法収入人員九〇〇千人平均所得八四〇〇円
（基礎控除三〇〇円に引上）										二、一六〇	
（扶養控除一〇〇円に引上）										八〇〇	現行法収入甲事二一年分の九倍乙事〃二・九倍
賦課課税分	五、五〇〇	五六、四一〇	一一、七六〇		五、五〇〇	五三、一一〇	一〇、二四六			一、五一四	
（基礎控除引上）										八二五	
（扶養控除引上）										六八五	
その他			二、九三〇				二、一三〇			八〇〇	現行法収入丙事・五月分の一・九倍
分類所得税計			二四、二九〇				一九、〇一六			△五、二七四	現行法人員二一年約一〇倍
総合所得税	四、四八二	五五、四一一	七、九六六		一、三六〇	二五、五八〇	一、九二六	△三、一二二		△六、〇四〇	
免税点引上（一五、〇〇〇）	内八九六				内二七三		△六二三			一、七五〇	所得〃八・九倍
税率改正										四、二九〇	
合計			三二、二五六				二〇、九四二			△一一、三一四	

表5-2　シャベル氏案ニ依ル所得税収入概算（昭二一、一一、一六）

摘要	戸数	人口	国民所得	課税見込所得（推定）	備考
総額	千戸	千人	百万円	百万円（七四%）	
一人六〇〇控除	一四、三三〇	七三、一一四	二五〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	別紙（省略）
普通税 勤労十五%〃				四三、八六八	
差引所得				一五、八五〇	内（九〇%該当）甲勤一〇二、〇〇〇
税額				一二五、二八二	その他三、六五〇
一五、〇〇〇以上所得	一、〇八七	五、五四四		一二、五二八	一〇%
附加税 税額				二五、四二五	
一五、〇〇〇未満所得	一三、二四五	六七、五七〇		六、〇二八	別紙（省略）
税額				一一五、七〇九	
計				一一、五七〇	
合計				一七、五九八	
				三〇、一二六	

三　改正相続税試案

改正相続税に関する最初の試案は、前述したように一二月二一日作成のそれであった。「口述資料」租税編[9]は、相

続税改正問題について、「向うの提案は、アメリカにおいてもそういう案がある程度であって、どうもあまりにも進歩的過ぎて日本の実情に即さないというわけで、非常な反対があったのでありますが、率直に申しますと、多少相続税に無理があってもやむをえないから、できるだけ所得税の方でこちらの言い分をきかすために、やや犠牲に供しておったわけであります。」と述べているが、「試案」によると、相続税と贈与税の二本建制度を採用し税率の累進度を司令部提案にくらべて相当緩和した以外は、相続区別の廃止はいうまでもないこととして、贈与税にいわゆる累積課税制度を採用するなど、基本的に提案の線に沿ったものであることがわかる。「試案」の全文ならびに改正案による見込税額は次のごとくであった。[19]

改正相続税試案　（昭和二一、一二、二一）

一　相続法の改正その他民主主義的態勢の拡充に即応して現行相続税制度を改正し、相続に際し相続財産に対して賦課する相続税と、贈与に際し贈与財産に対して課税する贈与税の二本建により、両者相俟って財産に対する課税を充実させるものとすること。

二　相続税

(一)　納税義務者は現行通り、相続人、受遺者及び受贈者とすること。

(二)　課税範囲は、大体現行通りとするも、贈与財産の加算は、相続開始前二年乃至三年前まで遡ること。

(三)　非課税財産の範囲は、大体現行通りとするも、改正相続法の規定を参酌して相当整理すること。

(四)　財産の評価規定を整備し、財産税法の評価規定との連絡を図ること。

(五)　現行免税点の制度を廃止し、五万円程度の基礎控除を認めること。なお、これに伴い、扶養家族控除の制度は、これを廃止すること。

(六)　税率については、家督相続と遺産相続との区別を廃して一本とすること。

被相続人と相続人間の親等に応じて、税率区分を次の三種とすること。

第一種　直系卑族及び配偶者

第二種　直系尊族、兄弟姉妹及びその直系卑族

第三種　その他

税率は、大体左の程度の超過累進税とすること。但し、第一種乃至第三種の種別を異にする者が共同納税義務者であるときは、各種別の税率により課税総価格に対する税額を計算し、これに各納税義務者の課税総価格に対する各自の占める利益の価格の割合を乗じて、各自の納付すべき税額を算出すること。

階級区分	第一種	第二種	第三種
一万円以下	五%	七%	一〇%
一万円超	八	一〇	一三
三万円超	一一	一三	一六
五万円超	一四	一六	一九
十万円超	一七	一九	二二
十五万円超	二〇	二二	二五
二十万円超	二三	二五	二八
二十五万円超	二六	二八	三一
三十万円超	二九	三一	三四
四十万円超	三二	三四	三七

五十万円超	三五	三七	四〇
六十万円超	三八	四〇	四三
七十万円超	四一	四三	四六
八十万円超	四三	四六	四九
百万円超	四五	四九	五二
百五十万円超	四七	五二	五五
二百万円超	四九	五四	五八
三百万円超	五一	五六	六一
四百万円超	五三	五八	六三
五百万円超	五五	六〇	六五
七百万円超	五七	六二	六七
千万円超	五九	六四	六九
二千万円超	六一	六六	七一
三千万円超	六三	六八	七三
五千万円超	六五	七〇	七五

(七) 相続税は申告納税とすること。即ち納税義務者又は相続財産管理人は、相続開始後三箇月以内（特別の事情あるときは三箇月以内の期限延長を認める）に課税価格の申告をなし、申告期限後一箇月以内にその税金を納付すること。

申告が不相当であるときは、政府において更正をなし、又、申告がなかったときは、政府において決定をなすこと。更正又は決定の際には、遅延利息よりも幾分高率の一定の加算税額を徴収すること。

(八) 年賦延納については大体現行通りとするも延納税額に対しては、利息に相当する一定の加算税額を徴収すること。

(九) 物納の制度を拡張すること。

(十) 調査及び検査等に関する規定並びに罰則の規定を整備強化すること。

三　贈与税

(一) 個人が贈与をなしたときは、贈与税を課することとし、現行相続税法第二十三条の規定による課税はこれを廃止すること。

(二) 納税義務者は、贈与者とすること。但し、その受けた利益の限度において、受贈者にも第二次的に納税義務あるものとすること。

(三) 課税財産は、親族に対してなされたと、親族以外の者に対してなされたとを問はず、すべての贈与財産の外、各種の無償名義による移転財産とすること。不当低価による譲渡の場合においては、その通常価格との差額は、これを贈与とみなして課税すること。

(四) 特定の公益目的のためにする寄附等については、贈与税を課税しないこと。扶養費、教育費等社会通念上贈与者の社会的義務に属するものと認むべきものについても、また同様とすること。

(五) 一人に対する贈与の価格が、年三千円程度に至らないものについては、課税しないこと。

(六) 前号に掲げる贈与以外の贈与についても、贈与者一人について三万円に達するまでは、課税しないこと。（人の一生を通じての基礎控除。）

(七) 税率は、相続税の税率によること。なお、税額についての登録税との調整等については、大体現行通りとすること。

(八) 贈与税は申告納税とすること。

贈与税は、一暦年ごとに納税すること。

納税義務者は、前年中の贈与に対する贈与税について、翌年一月三十一日までに申告をなし、その税金を二月末日までに納付すること。

更正、決定、年賦延納及び加算税額の徴収については、相続税に準ずること。

(九) 贈与税実施後におけるすべての贈与に対しては、累積的に課税することとし、前二号の規定を適用すること。即ち当該暦年中における贈与に当該暦年前になしたすべての贈与（贈与税法施行後のものに限る。なお、贈与の価額は贈与当時における贈与の価額による。）を加算し、その総贈与につき税率を適用して算出した金額から、当該暦年前になした贈与につき税率を適用して算出した金額を控除した金額を、当該暦年における贈与税の税額とすること。

(十) 相続財産の課税価格に加算すべき贈与については、贈与税は課税しないこと。（従って、この場合の納税義務者は、贈与者ではなくして、受贈者である。―相続税の―）

表5―3　改正案による相続税決定見込額

（単位　千円）

区分	人員	総価格	基礎控除額	差引課税価格	改正後税額	改正前税額	増△減額
一　相続税							
第一種	九、九二四	一、六六五、四〇三	四九六、二〇〇	一、一六九、二〇三	三〇五、二四二	―	―
第二種	二三九	四一、九六五	一一、九五〇	三〇、〇一五	八、六三五	―	―
第三種	一二〇	二〇、八一三	六、〇〇〇	一四、八一三	四、二〇〇	―	―
計	一〇、二八三	一、七二八、一八一	五一四、一五〇	一、二一四、〇三一	三一八、〇七七	―	―
二　贈与税	三〇五	三七、七三〇	一五、二五〇	二二、四八〇	四、六九〇		
三　合計	一〇、五八八	一、七六五、九一一	五二九、四〇〇	一、三三六、五一一	三二二、七六七	三二二、五〇九	二五八

四　間接国税改正案要綱

間接国税の改正は、(一)従量課税につき二～二・五倍程度の税率の引上げを行なう反面、(二)従価課税については織物消費税、物品税、遊興飲食税、入場税等に所要の税率の引下げを実施するほか、(三)とくに業務用酒類にかなり大幅の酒税の加算（総税額において一五億円強）を行なうというものであり、「要綱」の内容を摘録すると、次のごとくであった[11]（以下は原文の一部を引用者において省略ないし加工したもの）。

間接国税改正案要綱

（昭二一、一二、二六）

一　酒税　酒類について二倍程度の増徴を行ふとともに、総税額において十一割程度の増収を図ること。

業務用酒類については、清酒第一級酒及び第二級酒の一升壜詰一本について百円程度、麦酒大壜詰一本について二十円程度の酒税を加算することとし、その他の酒類についても、同程度の酒税を加算し総税額において約十五億五千万円程度の増収を図ること。

二　酒類業団体法　最近における物資統制方式の変更、独占等の禁止制限に関する法律の制定等に伴ひ、酒類業団体の整備を行ふこと。

三　清涼飲料税　第二種サイダーの税率を二・五倍に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引き上げを行ふこと。

四　砂糖消費税　二倍程度の税率引き上げを行ふこと。

五　織物消費税　抄織織物、自用賃織物及び生産資材となる織物の税率を百分の十程度に引き下げる改正を行ふこと。

六　取引所税　税率引き上げを行ふこと。

七　印紙税　税率を二倍に引き上げる程度の増徴を行ふこととし、これに伴ひ免税点を引き上げるとともに、罰則中必要な改正を行ふこと。

八　骨牌税　二倍程度の増徴を行ふこと。

九　物品税

1　甲類物品に対する税率を百分の六十（現行百分の百）、乙類物品及び丙類物品を統合して乙類物品とし、その税率を百分の四十（現行乙類物品百分の六十、丙類物品百分の四十）、丁類物品を丙類物品とし、その税率を百分の二十（現行百分の二十）とすること。

2　類別の組替を行ふとともに食料品等の課税を廃止すること。

3　最近の物価情勢に応じ課税最低限の引き上げ又は新設を行ふこと。

4　燐寸に対する税率を十倍程度に引き上げる改正を行ふこと。

5　飴類、サッカリン、ヅルチン及び蜂蜜に対しては、砂糖に準ずる程度の税率引き上げを行ふこと。

十　遊興飲食税　廃止すること。

十一　入場税

1　第一種および第二種の場所に対する税率を現行の六十%に引き下げること。

2　特別入場税の税率を現行の五十%に引き下げること。

3　最近の物価情勢に応じ入場税、特別入場税の免税点を一円（現行五十銭）に引き上げること。

十二　狩猟免許税　税率を倍額程度に引き上げること。

十三　間接国税犯則者処分法　新憲法の制定に伴ひ臨検、捜索等は間接国税の検査監督上必要あるとき行ひうるように改正すること。

(1)　『官報』昭和二一年一二月七日。

(2)　大蔵省資料D三一―五～一一。

(3)　同前。

(4)　前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」㈠（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。

(5)　大蔵省資料Z六〇三―三七。

(6)　大蔵省資料Z六〇三―三七。

(7)　大蔵省資料Z六〇三―三七。

(8)　大蔵省資料Z六〇三―三八。

(9)　前掲前尾繁三郎口述。

(10)　大蔵省資料Z六〇三―三八。

(11)　大蔵省資料Z六〇三―三八。

第三節　増加所得税の創設

二二年度予算に伴う税制改正が成案に至るのと並行して、「大分無理をして旧税制で切り抜けてきた」[1]二一年度改訂予算の、追加措置に伴う税制改正が避くべからざるものとして登場してきたのは当然のことであった。この間の事情を、たとえば「口述資料」租税編は次のごとく述べている。[2]

来年から申告納税制度をとるということになりますと、その年の、すなわち二十一年の所得については、これは従来の賦課課税制度は二十一年の所得の実績所得に対して課税するものでありますから、二十一年の所得を対象とする税金が抜けてしまうという問題がありました。それでちょうど給与ベースの引上げに対する財源が……どうしても必要だという問題が起りましたので、その引当てに増加所得税というものをやろう、これは池田君の発案でありました。それで……結局その年の年末の総所得に対してもう一ぺん決定するというやり方でありますから、ちょうどドイツ式の行き方をやるのと同じ結果になるような増加所得税をつくったようなわけです。

すでに一二月五日の省内会議[3]では二一年度第二次追加予算財源として増加所得税四〇億円をその収入として計上していたが、同月六日成案の「昭和二十一年分所得税増加課税要綱[4]」は「昭和二十一年分の所得税については同年の所得金額に応じて課税する趣旨により改訂税額を算定し、これと決定税額との差額を申告納税の方法によりこの際急速に増加課税すること」とし、「容易に課税の目的を達するため、主として現行税制の構成に立脚し、しかも来るべき

所得税の根本的改正を考慮して立案した」と述べて次のような課税要件を示している。

一　分類所得税

(イ)　基礎控除又は免税点

不動産所得	五〇〇円	(又は　六〇〇円)
乙種の配当利子所得	二〇〇円	(又は　三〇〇円 免税点)
事業所得	二、四〇〇円	(又は　三、〇〇〇円)
乙種の勤労所得	三、六〇〇円	(又は　四、五〇〇円)
山林の所得	二、四〇〇円	(又は　三、〇〇〇円)
乙種の退職所得	一〇、〇〇〇円	
譲渡所得	一〇、〇〇〇円	

(ロ)　税率

現行通り

(ハ)　扶養家族控除額

一人につき年額　二四〇円

(ニ)　生命保険料控除　なし

二　綜合所得税

(略)

(イ)　課税最低限二万円（総所得金額の計算上勤労所得五万円までの金額についてはその二〇%を控除すること。）

(ロ)　税率

二〇、〇〇〇円超	一〇%
三〇、〇〇〇	一五
四〇、〇〇〇	二〇
五〇、〇〇〇	二五
七〇、〇〇〇	三〇
一〇〇、〇〇〇	三五
二〇〇、〇〇〇	四〇
三〇〇、〇〇〇	四四
四〇〇、〇〇〇	四八
五〇〇、〇〇〇	五二
六〇〇、〇〇〇	五六
七〇〇、〇〇〇	六〇
八〇〇、〇〇〇	六四
一、〇〇〇、〇〇〇	六七

（以下略）

なお、申告または不申告に対して更正決定をなしうることは「改正所得税試案」[5]と同様であるが、その際は所得調査委員会に付議すること、および不足税額に対して年一割の加算税徴収の規定をつけ加えておかねばなるまい。

同月九日の「昭和二十一年度特別所得税課税案要綱」[6]は、増加課税案の第二案ともいうべきものであったが、「国民負担の公正」の観点から「二十一年中における所得金額が相当程度増加した者」に対して特別所得税を課税することとし、その要領は、分類所得税増差額の計算において乙種の配当利子所得、乙種の勤労所得を除外し、山林所得については二一年中所得に全額課税するほか、綜合所得税増差額計算上課税最低限を三万円とした上で、合計税額から納税者一人につき税額二〇〇〇円を控除するという内容であった。なおこれに伴って、申告は納税義務の申告にとどめ所得金額については従来どおり「所得調査委員会に付議して税務署長においてこれを決定すること」とされた。

右のような課税案の推移を、たとえば「財政収支調整調査会議事摘録」第一二号は、「取敢えず昨年から予算課税の制度を実行するように考えて行ったらと云うような考え方の現れが実はこの増加所得税であって、唯仕事の関係からして、全面的に予算課税に直すことは、昨年としては致し兼ね、結局大きく新円層を狙う意味に於て、或る程度局限された範囲に於けるものに問題の焦点を集中した訳である」と述べ、一二月一〇日最終成案となった「昭和二十一年度増加所得税法案要綱」に至る経過を要約している。

この「要綱」は、前記第二次案の趣旨を一歩進めて、基礎控除を七〇〇〇円（第一種）と定め二一年分課税所得金額が「三千円未満のとき又は昭和二十一年分の決定がなかったときは三千円」[7]という条項をあわせて実質一万円という高い課税最低限を定めるとともに累進税率をたとえば一〇〇万円超九〇%に高めることによって「所謂新円階層等からできるだけ速かに購買力を吸収」[8]しようとするものであった。この措置とあわせて、山林所得と譲渡所得についてはそれぞれ第二種・第三種の納税義務者と定め二一年中に生じた所得について別途にその全額を課税することとし、この点について「増加所得税想定問答」は、「若しこれに課税しないとすれば、明年度において予算課税の方法により課税する場合において、昭和二十一年中の所得が課税減となる結果となるので、その全所得に対し課税し、過渡期における負担の適正を期さんとしたのである」と述べている。[9]「要綱」の全文は次のごとくであった。[10]

昭和二十一年増加所得税法案要綱

（昭和二一、一二、一〇）

現下の国民所得の実相及び近く実施せられるべき所得税の予算申告納税制度に対応し、所得税課税の充実及び国民負担の公正を図り、併せて当面急を要する財政需要に即応せしめるため、昭和二十一年度において、次の要領により、増加所得税を課すること。

一　納税義務者

第一種　所得税法による昭和二十一年中の不動産所得並びに甲種及び乙種の事業所得の合計金額が昭和二十一年分の当該所得の決定金額の基礎となった所得金額（その金額が三千円未満の者及び昭和二十一年分の決定がなかった者については三千円）に比し増加した者

第二種　昭和二十一年中に生じた所得税法による山林の所得を有する者

第三種　昭和二十一年三月三日以後同年中に生じた所得税法による譲渡所得を有する者

二　課税所得

第一種　所得税法による昭和二十一年中の不動産所得並びに甲種及び乙種の事業所得の合計金額が昭和二十一年分の当該所得の決定金額、基礎控除額及び当該所得から控除した臨時利得税額の合計金額（その金額が三千円未満のとき又は昭和二十一年分の決定がなかったときは三千円）に比し増加した金額

第二種　所得税法による昭和二十一年中の山林の所得の金額

第三種　所得税法による昭和二十一年三月三日以後同年中の譲渡所得の金額

三　基礎控除　第一種　七千円　第二種　一万円　第三種　一万円

四　税率

次の超過累進税率によること。

第一種

二万円以下の金額	百分の三十
二万円を超える金額	百分の四十
五万円を超える金額	百分の五十
十万円を超える金額	百分の六十
二十万円を超える金額	百分の七十
五十万円を超える金額	百分の八十
百万円を超える金額	百分の九十

第二種

二万円以下の金額	百分の二十
二万円を超える金額	百分の三十
五万円を超える金額	百分の四十
十万円を超える金額	百分の五十
五十万円を超える金額	百分の六十

第三種

二十万円以下の金額	百分の二十五
二十万円を超える金額	百分の四十五
五十万円を超える金額	百分の六十五

五　賦課及び徴収

(一) 増加所得税につき納税義務ある者は、昭和二十二年一月末日までに、所轄税務署に申告すること。
(二) 課税所得金額は増加所得税調査委員会に諮問して、税務署長において、これを決定すること。
第一回の増加所得税調査委員会は、昭和二十二年三月十日までに終了すること。
増加所得税調査委員会は、これを官制による委員会とし、委員は全部官選とすること。
(三) 増加所得税の納期は、昭和二十二年三月十五日から同月末日までとし、税務署において直接徴収すること。但し、一時に納付することを困難とするときは、申請により、六箇月以内の延納を認めること。
(四) 課税所得の決定につき税漏があったときは、昭和二十五年十二月三十一日までは、増加所得税調査委員会に諮問して、税務署長においてこれを決定することができるものとすること。
六　本税については、地方附加税は、これを認めないこと。
七　所得金額の計算、山林の所得に対する課税の特例その他については、大体現行所得税に準ずること。

増加所得課税が目標とするいわゆる新円所得層への課税について、「財政収支調整調査会議事摘録」第四号は、「所得即ち課税標準の捕捉が根本問題で、一つに税務行政の運営如何に掛っている。然し闇はあく迄闇で、容易に捕捉し得ない。検察当局の権力を以てすら摘発し得ないものを課税によって補うのであるから幾分でも正義観を満足させる程度のことしか期待し得ない。今回の増加所得税についても同様の問題はあるが、敢てその難事を遂行する覚悟を有している。増加所得税でも課税標準を本年決定の八倍乃至十倍位は平均として引き上げなければならない。平均十倍にする為には、何百倍、何十倍と云う人が相当なければ出て来ないので容易ではない。勿論来年度は、充分調査を徹底して思いきった課税の充実を図る心算であるから、相当増収はあるものと思う。」と述べているが、同月一五日にまとめられた「調査要綱」は次のごとくその方針を明らかにしている。(11)

増加所得税調査要綱

(昭二一、一二、一五)

一　調査方針
(一) 本税の調査に当つては、負担の公正及び課税の充実を期し、現下の社会情勢に即応した民主的課税を行ふことに最も留意すること。
(二) 昭和二十二年分から実施さるべき、予算申告納税制度に対応し、増加所得税の申告についても、その正確及び徹底を期するやう適宜周知の方法を採ること。
(三) 戦時補償特別税及び財産税の調査と競合するのであるが、本税は少くとも三月十日までに調査委員会を終了し、三月十五日までには決定通知及び納税告知を発する必要があるので、従事員の配置の重点化、機動化に特に留意すると共に、課税種目の重点的調査に意を用ひ、極力事務の進捗を図り、課税の適切を期すること。
(四) 地方庁、警察署、市町村等の関係官公署及び各種産業団体と緊密な連絡を図り、その全面協力を求め、本税調査の円満適正な実施に資すること。
(五) 必要により税務協力委員の整備及び運用の強化を図ること。
(六) 調査期間等の関係上、各種の業者団体と協調し、課税の適正を図ることも已むを得ないと認められるも、今後実施さるべき申告納税制度に悪影響を及ぼさざるやう十分考慮の上、各般の事情を綜合し、適切な調査計画を樹立すること。
(七) 脱税その他の税法違反に対しては、相当処罰規定を適用する態度を以つて臨むこと。
二　調査要領
(一) 不動産所得
最近において貸付けた宅地及び家屋（貸間を含む。）又は家賃等の引き上げを行つたもので、特に収入の増加したと認められるものに対し、課税する目的であるから、この点に留意し田畑等の貸付けによる所得については、出来る限り調査を簡

略化すること

(二) 甲種の事業所得

終戦後における経済事情の変遷に伴い、業績の特に良好と認められる左記の業種につき調査の重点を置き、就中新円所得階層の捕捉につき、一段の工夫と努力を払ふこと。

(1) 土木建築の請負（特に進駐軍関係）、(2)ダンスホール又はキャバレーの経営、(3)露店商、古物商、(4)ブローカー、(5)料理店、飲食店（喫茶店を含める。）、(6)食料品の製造販売、(7)鮮干魚の販売、(8)書画骨董の販売、(9)家具什器の製造販売、(10)各種の修理、加工、(11)その他の好況種目

(三) 乙種の事業所得

(1) 農業所得

都市近郊における農業所得（主として野菜畑等の所得）、果実樹畑等の特殊田畑の所得及び普通の農業所得については、耕作反別一町歩程度以上のもの（一町歩未満のものであつても特別の収入のあるものを含む。）の調査に重点を置き、その他のものについては、調査を簡易化すること。

(2) 漁業所得

漁業所得は全面的に調査の充実を期すること。

(3) その他

業蹟良好と認められる種目を厳選し、重点的調査を行ふこと。

(四) 山林の所得及び譲渡所得

適切なる調査計画を樹て、重点的調査を行ふこと。

三　調査手続

本税の課税の対象となる所得の調査については、所得税の賦課のため、既に財務局及び税務署において、各地の経済事情に即応した適切なる調査計画を樹立し、調査の進捗を図られつつあることと認められるも、左記各項については、特に留意の上、調査の万全を期せられたい。

(一) 最近における商取引の情況に顧み、直接調査のみにより、所得の真相を捕捉することは、困難を予想されるを以て、資料の蒐集は重要と認められるが、これが調査に当つては、その性質を十分検討し、重点的且つ効果的と認められるものに主力を注ぐこと。

(二) 資料の蒐集については、法人税の調査の資料を充分活用すること。殊に土建請負業者の資料については、法人より提出せしめることに十分努めること。

(三) 本税の調査は、極めて短期間のうちに完了する必要があるので、蒐集した資料の整理、通報については、正確且つ敏速にこれを行ふこと。

(四) 調査の着手に際しては、各業種につき基準となるべきものを選び、これが実額を捕捉し、昭和二十一年中における所得の状況を従事員に十分認識せしめること。

(五) 昭和二十一年中における業況の良好と認められる者につき、同年中の資産の増加したものの所得の実態を捕捉することに努めること。例へば、家屋の新築をなした者については、建築請負業者等につき建築費を調査し、その資金の調達方を調査し、所得推定上の参考とすること。

(六) 昭和二十一年中における業況の良好と認められる者の戸別調査を行ひ、生計費の支出等を基礎として所得を捕捉することに努めること。

(七) 各種の業者団体、農業会、漁業会又は町内会、部落会等につき、資料の蒐集又は意見を聴取する等適当なる方法により調査額を捕捉することに努めること。

(六) 昭和二十一年中における取扱数量並びに同年中の物価が前年中の物価に比し、昂騰した割合等を参酌し、調査額の適否を勘案すること。

(九) 同業者間の課税の権衡を得ることのみに止まらず、各業種目間の課税の権衡を期することに一段の考慮を払ふこと。なほ、財務局において隣接税務署間の調査の歩調を統一すること。

(十) 調査を完了したときは、熟練者をして、これが監査を行はしめ、従事員の歩調の統一並びに誤謬決定の未前防止に努めること。

上述したような課税案「要綱」に基づいて計上された収入見込額は、同月一三日の推計によると左のごとくであった。[12]

表5-4　増加所得税収入見込額表（昭二一、一二、一三）

区分	人員	所得金額	徴収税額	備考
第一種 不動産所得	三二〇千人	百万円 六四	百万円 二〇	
第一種 甲種事業所得	六四五	九、九八〇	三、九六二	
第一種 乙種事業所得	六三七	一、二五六	三七七	
第一種 小計	実 一、二八二	一一、三〇〇	四、三五九	
第二種	一二	二〇六	五五	
第三種	三七	四三〇	一二〇	
合計	一、三三一	一一、九三六	四、五三四	
右の内昭和二十一年度歳入（九〇％）			四、〇八〇	

もっともこの推計については、当初より、「本年度内の収入として短期間に調査決定するがために多くを見込み得ない事情に基くもので、一応網を張っておいて、将来世論に応じて徹底せしめる心算であるから勿論その総額は可成り増加し或いは倍額近く行くのではないか」[13]と想定されており、事実、翌年三月一七日の、財務局報告に係る集計によると、決定見込税額は、第一種一一四億円をはじめとして合計一一五余億円[14]、決定の結果は約一六五億円に達したことが明らかになっている。[15]この点を歳入予算額についてみると、二一年度追加二号計上の四〇億八〇〇〇万円、同最終予算六五億八〇〇〇万円のほか、二二年度当初予算においてさらに三〇億円が計上され、同年五月三一日の二二年度収入見込額[16]においては七七億五〇〇〇万円が見込計上されるということになるのであった。

(1) 前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」(二)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。
(2) 同前。
(3) 「渡辺武日記」昭和二一年一二月五日。
(4) 大蔵省資料Z六〇三―三〇。
(5) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(6) 大蔵省資料Z六〇三―三〇。
(7) 大蔵省資料Z六〇三―三〇。
(8) 「財政収支調査会議事摘録」第一二号。
(9) 大蔵省資料Z三九一―二。
(10) 大蔵省資料Z六〇三―三〇。
(11) 大蔵省資料Z六〇三―三〇。
(12) 大蔵省資料Z六〇三―三〇。
(13) 「財政収支調整調査会議事摘録」第一二号。
(14) 大蔵省資料Z六〇三―一七、一八。
(15) 大蔵省資料Z六〇三―一七、一八。

(16)　大蔵省資料Z六〇三―三一。

第四節　昭和二二年度税制改正案の成立

第二節で述べてきたように、二二年度税制改正に当たって残された主要な問題点は、第一に所得税を綜合所得税一本建に改正するかどうかということであり、それに加えて一〇〇〇億円をこえると予想されるに至った歳出増に対して必要な税収をどのように確保するかという問題であった。まず前者について第一次試案以降の改正の経緯を検討し、その他の改正点を付記した上で、二二年度の税制改正の全体としての特徴を明らかにしよう。

一　所得税など税制改正の経緯

すでに明らかにしたように[1]、一一月一六日付のシャベルの「勧告」は所得税を普通税と付加税の二本建とし、普通税を軽課（一〇％）する反面付加税に重点をおくとしながらも、綜合所得税一本建案を固執するものではなかった。司令部提案が一本建案として強く打ち出されるようになった経緯は必ずしも明らかでないが、翌一月一一日付『日本経済新聞』紙上に普通所得税一本建案が研究中なる旨の報道がなされていることを見ても、かなり早い時期にこのような提案がなされたであろうことは疑いない。「口述資料」はこの点について、「分類所得税、綜合所得税というふうな問題については、これはそう簡単に参りません。いろんなやり方を研究してみましたが、ことに一番困るのは、給

料を全部比例税率（累進税率の誤りか――引用者）で課税すると源泉課税の場合どうなるかという問題があります」「当時は年末調整の問題で非常にトラブルが起るからというので」「綜合所得税一本やりにすることに反対しておりました」「たびたび折衝いたしましたが結局年末調整なんかの問題は簡単に片づくだろうというのでとうとう司令部から押し切られるようになりました」と述べ[2]、綜合所得税一本建案採用のプロセスを明らかにしている。シャベル＝バロン連名による主税局長宛二月四日付の覚書「一般税制改正についての勧告[3]」はこの問題に対する司令部側の結論的な提案と推定されるが、同勧告は個人所得税について次のような改正点を提起している（傍点引用者。一部を引用者において加工）。

昭和二十二年二月四日

一般税制改正についての勧告

一、二、（略）　三、個人所得税　四、（略）

……総ての所得は次の二つの分類の何れかに属するものとする。

イ　退職、森林両所得及び資産所得、　ロ　イ以外の所得

右の内前者は一回限りの所得であるから、後者に比し税負担軽きを原則とする。

勤労者の賞与についての源泉課税に関しては適当な方法を研究すること。これについては前尾、忠両氏と過般論議した通り色々な方法がありさして難しい問題ではないと思われる。

……利子及び配当の源泉課税はフラットの税率（例へば三十％位か）で課税し、後に其の所得の最終申告において清算することとする。

一回限りでない一般の所得に対する税率を次の如く提案する。

森林及び退職所得、資産利得を除く総ての所得に対する税率

勤労所得基礎控除　　年　四千八百円

その他の所得の基礎控除　　年　千二百円

総ての所得を通じ扶養家族控除　　年　千二百円

諸控除後の年所得	税率
三、六〇〇円以下	一五％
三、六〇〇 ― 四、八〇〇	一八
四、八〇〇 ― 六、〇〇〇	二一
六、〇〇〇 ― 七、二〇〇	二四
七、二〇〇 ― 八、四〇〇	二七
八、四〇〇 ― 九、六〇〇	三〇
九、六〇〇 ― 一〇、八〇〇	三三
一〇、八〇〇 ― 一二、〇〇〇	三六
一二、〇〇〇 ― 一四、四〇〇	三九
一四、四〇〇 ― 一六、八〇〇	四二
一六、八〇〇 ― 一九、二〇〇	四四
一九、二〇〇 ― 二一、六〇〇	四六
二一、六〇〇 ― 二四、〇〇〇	四八
二四、〇〇〇 ― 二六、四〇〇	五〇

二六、四〇〇	― 二八、八〇〇	五二
二八、八〇〇	― 三一、二〇〇	五四
三一、二〇〇	― 三三、六〇〇	五六
三三、六〇〇	― 三六、〇〇〇	五八
三六、〇〇〇	― 四二、〇〇〇	六〇
四二、〇〇〇	― 四八、〇〇〇	六二
四八、〇〇〇	― 六〇、〇〇〇	六四
六〇、〇〇〇	― 八四、〇〇〇	六六
八四、〇〇〇	― 一二〇、〇〇〇	六八
一二〇、〇〇〇	― 一八〇、〇〇〇	七〇
一八〇、〇〇〇	― 二四〇、〇〇〇	七二
二四〇、〇〇〇	― 三〇〇、〇〇〇	七四
三〇〇、〇〇〇超		七五

この勧告は、一見して明らかなように綜合課税一本建案に立ち、源泉課税などは「さして難しい問題ではない」とした上で、「負担の公平及び現下の労働攻勢が許し得る限度において最大を期する」ため、低い基礎控除と急激な累進税率の組合せからなる所得税の創設を要請するものであった。

これに対する主税局長の回答として翌五日付で提出された「一般的税制改正に関する暫定案」[4]は、個人所得税について、

(1) (略)

(2) 納税上の便宜を図るため、所得税を普通所得税及び綜合所得税の二本建とすること。

(3) 基礎控除は所得源の如何にかかわらず一人につき四、八〇〇円とし、扶養家族控除は一人につき一、二〇〇円とし、いづれも、普通所得税についてのみ、これを認めること。

(4) 綜合所得税の免税点を三万円とすること。

(5) 税率は左の程度とすること。

普通所得税　二五％（但し、配当利子所得については三〇％）

綜合所得税　一〇％乃至五〇％（五十万円超程度）

(6) 勤労所得については、普通所得税及び綜合所得税を通じ、基礎控除及び扶養家族控除前の所得金額三万円程度までの金額について、三〇％の控除を認めること。

(7) 山林の所得、退職所得及び譲渡所得等長期的所得については、所得額から一定金額を控除して、普通所得税及び綜合所得税を課税すること。

(8) 配当利子所得に対する普通所得税並びに勤労所得に対する普通所得税及び綜合所得税（特別の税表による定額税）は、それぞれ源泉において徴収すること。

(9) (略)

(10) 預金利子等に対する源泉選択課税は、当分のうち、これを認めること。

として、二五％の普通税率、四八〇〇円の基礎控除、三〇％勤労控除等を柱とする普通綜合二本建の個人所得税を固持する一方、同案末尾において、税率および諸控除（預金利子等に対する源泉選択課税を含む）を基本的に右案と同

一としつつ、分類綜合の種別を廃し個人所得税一本建を認めた改正第二案を付記し、これを「勧告に対する当方の実行案として」「最後案としての諒解に達するよう熱望する次第である」としたものであった。二月五日付の右回答以降、改正第二案による所得税一本建案が決定的となるのである。

右の過程において、譲渡所得を含む一時的所得の課税がどのように取り扱われたかというと、一月二七日の「一時的所得に対する課税方法案」[5]では、普通綜合の両所得税を通じて全部綜合合算案と、五分五乗を目途とする分離特別税率適用案が第一、二案として並記されるにとどまっていたが、二月五日の暫定案では「所得から一定金額を控除して普通所得税及び綜合所得税を課税すること」とされ、したがって改正第二案では一本建の税率を適用されることとなり、二分の一控除という最終案にまとまってゆくのである。なお、あらたに課税する株式等の譲渡による所得については、「譲渡所得課税案要綱」[6]によると、次のような所得調査の方法によるべきものとして示されていた。

不動産等の譲渡所得の調査については、従前通りとするも、あらたに課税する株式等の譲渡に因る所得等の調査については、既ね左の方法等によること。

(一) 法人よりその株主又は社員の異動調書を提出せしめること。
(二) 取引員、有価証券中法人等の帳簿の整備を法制化すること。
(三) 白紙委任状つき譲渡については、名義書換の事実より溯及して調査すること。
(四) 所得調査簿等を活用すること。
(五) 法人を売買の相手方とするものは法人調査簿を活用すること。
(六) 事業設備の譲渡については、営業継続又は名義の変更等より調査すること。

二二年度税制改正問題が一月以降主として綜合所得税一本建案をめぐって展開され、その経過はおおむね右のごと

くであったが、そのほか若干の問題点をあわせて記しておけば、

第一に、一月一九日付「法人の申告納税拡張等の改正案要綱」[7]にみられるように、すべての法人に申告納税制度を適用し、中間申告その他の規定案を整備したこと、および超過所得税率を大幅に引き下げるとともに資本に対する法人税を千分の五に引き上げることとした。

第二に、相続及び贈与税についてはそれぞれ五万円程度の基礎控除を認め、税率は第一種一〇%ないし六〇%（五〇〇万円超）、第二種一三%ないし六三%（同）、第三種一五%ないし六五%（同）、に若干の手直しを加えたこと。[8]

第三に、酒税等主として従量課税を中心とする間接諸税の引き上げ、物品税等主として従価課税に属する諸税に属する諸税の税率引き下げを含む課税の調整、地租等三収益税をはじめとする諸税の地方委譲方針の決定。[9]

そして第四に、脱税防止その他のために、税務機構の拡充強化ならびに官吏の素質向上の施設の実現、調査機構の改変と人員の配置換え、租税罰則の強化と調査上の権限拡張、所得調査委員会の廃止と更正決定に関する諮問機関としての委員会新設、などが必要な方策として明らかにされたことを指摘しておかねばならない。

以上の諸課題は前出二月四日付池田主税局長宛シャベル＝バロン覚書[10]に対する主税局長回答によって主として示されたものであるが、同覚書は個人所得税について所要の提案を行なったのち、新たに国税として免許税（総売上高、床面積、総坪、賃貸価格あるいはこれらの混合的標準による所得税法人税の補完税、税収を三〇億円ないし五〇億円と見込む）の創設を示唆した上で、印紙税、遊興飲食税、入場税、馬券税の税率引き上げ、および予算課税に伴う租税行政機構として東京に中央資料部を設けること、徴税効率化のため所得調査委員会を廃止し熟達した税務技能者の採用等々を勧告したものであった。主税局回答は、勧告のうち免許税の創設、中央資料部の設置などを除きおおむね

その方針に沿ったものということができる。

二　税制調査会答申と改正法律案に関する最終要綱

綜合所得税一本建案をめぐって主税局と司令部側の交渉が重ねられるのと並行して、税制改正に関する税制調査会の審議は二月一五日の第二回、同じく二一日の第三回答申として結実することとなった。[11] 二月一五日の第二回答申は、①税制改革の一般方針、②相続税法改正事項、③地方税制改正事項、以上三項目に関する答申であったが、この答申はまず「税制改革の一般方針」について次のように述べて、恒久的税制改革に関する慎重論を明らかにしていた。[12] この慎重論の意味するものを何とみるかは別としても、税制改正に関する「税制調査会の非常な反対」[13]をそこに読みとることは容易であると思われる（傍点引用者）。

税制改革の一般方針

変動期にある我が国経済の現状と将来の見透し困難な実情に鑑み、税〔制〕改革については、応急対策と恒久対策にわけて攻究する必要がある。恒久対策は経済界がやや安定したときにこれを行うこととし、まづ応急策について研究する。これに関する一般方針は次の通りである。

一、憲法改正に伴い必要となつた諸改正を行う。

二、国費膨脹に対応して、租税収入の増加をはかる。

三、民生安定のため社会政策的要素を強化すると共に、インフレイション防止、生産増進、資本蓄積を助長し、我が国民経済の再建を促（つこ）する。

四、課税客体の発生の時期と徴税の時期とを近接せしめるため、できる限り予算申告納税及び源泉課税の方法を採用し、租税収入の確〔保〕と負担の均衡をはかる。

五、租税制度を簡素、明瞭ならしめ、国民納税の便宜をはかる。

六、税務機構の刷新強化を行ひ、新興所得者等に対する適正な課税を易（やす）ならしめる。

「一般方針」に続いて明らかにされたのは、「相続税及び贈与税に関する答申」[14]であった。この答申は「相続税法の改正その他税制改革の一般方針に即応して現行の相続税一本建制を改め、相続財産に対する相続税と贈与財産に対する贈与税の二本建とし」、一見して司令部提案の線に沿うかのようでありながら、いわゆる累積課税の条項を除外している点において、司令部提案はもちろんのこと、一二月二一日付、主税局「改正相続税試案」とも決定的な相違があり、「所得税の方でこちらの言い分をきかすためにやや犠牲に供して」[15]いた日本側の立場が、税制調査会答申という場を借りて表面化したものとみることもできよう。なお、答申の第三項にあたる「地方税制改正要綱」[16]についてはそれが、①財政需要の増変に応ずる地方所要財源の充足、②地方分権の強化方針に対応する自主的地方財政の確立、③経済情勢の変化に基づく税種間負担の不均衡是正、④各種制度の改革に対応する地方団体間財源配分の適正化、以上四点をその方針とするほか、改正の要領については別巻「地方財政」編に譲り、ここではその詳細は省略せざるをえないことを付記しておきたい。

二月一五日の調査会答申なかんずくその第一項「税制改革の一般方針」にもかかわらず、同月二一日の第三回答申は、①所得税法改正事項、②法人税法及び特別法人税法改正事項、③流通税及び消費税の税制改正事項、以上三項目にわたっていわゆる恒久的税制改革に対する調査会の立場を明らかにするものであった。[17] この答申は、左記事項につ

いての「決議」を明らかにしたのち、別紙の「所得税法改正要綱」以下三つの要綱を提示することとなったのである。

決　議

一　所得税の補完税として、適当なる時期に於て、経常財産税を創設することを必要と認めます。

（原注）　経常財産税は、毎年賦課する極めて低率の名目的財産税にして、今回の如き臨時財産税にあらず。

二　主食糧生産の増強並びに密醸防止対策に寄与するため、供出米完納者に限り、或る程度の委託醸造を認むることが現在の情勢上必要と認めます。

尚別紙所得税法改正要綱中、預貯金等の利子所得に対する源泉選択課税の税率六〇％を四〇％程度に引下げ、国民貯蓄勧奨上、秘密性保持と、其の優遇に付考慮すべきであるとの一部少数の意見のあつたことを附け加へておきます。

所得税法改正要綱

一　方針

(1)　所得税は租税体系の基幹として全国民が広くこれを分担し、租税収入の中心たらしめること。

(2)　現在の物価及び生計の実情に即し国民就中勤労所得者の生活の安定等を図り負担の適正を期すること。

(3)　予算申告納税制度の採用に伴い税制の簡素化を図ること。

二　要領

(1)　（略）

(2)　現行分類所得税及び綜合所得税を改め綜合課税一本建とし、臨時所得についても課税すること。

(3)　基礎控除は所得源の如何にかかわらず年四、八〇〇円（現行勤労所得二、四〇〇円、事業所得一、二〇〇円等）とすること。

(4)　扶養家族控除は家族一人につき税額年二四〇円（現行年七二円）とすること。

(5)　勤労所得についてはその金額の如何にかかわらず、すべて基礎控除前の所得金額三万円までの金額について二〇％の控除を行ふこと。

(6)　山林の所得、退職所得及び譲渡所得等（看做配当及び払込に充当した積立金による配当を含む）臨時所得について五〇％の控除を行ふこと。

譲渡所得の課税範囲を拡張し有価証券の処分益についても課税すること。

(7)　税率は左の程度の累進税率とすること。

一万円以下	二〇％
一万円超	二五
一万五千円超	三〇
二万円超	三五
三万円超	四〇
四万円超	四五
五万円超	五〇
七万円超	五五
十万円超	六〇
二十万円超	六五
五十万円超	七〇
百万円超	七五

(8) 配当利子所得に対する所得税については二〇%の率により源泉において徴収し当該金額は申告納税の税額から控除すること。
(9) 勤労所得については源泉において徴収すること。なお徴収過不足額については、おつてこれを精算すること。
(10) 公債社債及び預金の利子等については当分のうち六〇%の税率により源泉選択課税を認めること。
(11) 法人の配当利子所得に対する源泉課税（二〇%）については現行制度に準ずること。
(12) 現行所得調査委員会の制度はこれを廃し広く課税上第三者通報制度を採用すること。

備考
現行生命保険料の控除はこれを廃止すること。

法人税法及び特別法人税法改正要綱

法人税及び特別法人税については所得税法等の改正に応じ次の如く改正する。
一　法人の申告納税制度を拡張し総ての法人に対し申告所得により自ら税額を計算して納税することに改めること。
二　法人の超過所得に対する課税は現行制度に於ける負担の不均衡等を是正し現下の経済情勢に即応するやう税率につき適当の改正を加ふること。
三　法人の資本に対する税率を相当程度引上げること。
四　特別法人税の免税点制度を廃止すること。

流通税及び消費税の税制改正要綱

物価その他経済事情の変動に伴ふ従価課税と従量課税間の負担不均衡の是正及び租税収入の増加等を図るため流通税及び消費

税につき次の改正を加へる。
一　酒税につき相当程度の増税を行ふと共に酒場、料理店等に於て販売する業務用酒類について相当程度の加算税を徴収すること。
二　清涼飲料税、砂糖消費税、従量課税の物品税、骨牌税、印紙税、狩猟免許税、定額税たる登録税及び有価証券移転税についても相当程度の増収を図ること。
三　従価課税の物品税及び入場税等については免税点の引上、税率の引下等の課税上適当なる措置を講ずること。

税制改正に関する最終案としての要綱は、二月一八日の「税制改正要領（案）」[18]ならびに同月一五日の「間接国税改正案要綱」[19]においてその骨子が成案となっていたが、これらの改正案にとりわけ間接諸税の税率をなお若干増率してまとめられたのが、同月二二日の「税制改正に関する法律案要綱」であった。すでに成案となった部分を省略の上、その大綱を次に掲げておこう。[20]

税制改正に関する法律案要綱　　昭和二二、二、二二

第一　税制改正の目標
一　財政需要の現状に対応し、収支の均衡を図るため、租税収入を確保するとともに、現下当面する国民経済の再建に適切な税制を樹立すること。
二　国民所得の現状及び国民生活の実情に即応し、国民負担の公正を図ること。
三　租税の民主化を図るとともに、できるだけ税制を簡易平明化すること。

第二　税制改正の方針
一　所得税を租税体系の中枢として収入の根幹を形成せしめることを目途とし、国民所得の現状、国民生活の実情及び財政需要

の現況において、全国民が各々その分に応じてこれを負担する趣旨のもとに、あらゆる所得を綜合し、累進税率により課税することとし、当年の所得により課税所得を計算し、納税者がその申告するところにより自から税額を算出して納税する、予算申告納税制度を採用すること。

二　法人税については、現下の国民経済の要請に応じて企業活動の促進に資するよう適正な租税負担を定めることとするとともに、申告納税制度を採用すること。

三　相続税については、相続法の改正その他現下の情勢に鑑み、その課税を強化するとともに、贈与財産に課税する贈与税を創設し、いづれも申告納税制度を採用すること。

四　物価事情の変動その他経済諸情勢の推移に即応し、課税の適正及び租税収入の増加を図る等のため、各税に亙り相当の増徴を行うとともに、課税上不適当と認められる税率、免税点等についても、所要の改正を行うこと。

五　地方財政の確立及び適切な地方応益負担の実現に資する等のため、地租、家屋税、営業税、鉱区税及び遊興飲食税を地方に委譲すること。

第三　税制改正の要綱

一　所得税

㈠　現行分類所得税及び綜合所得税の種別はこれを廃止し、……あらゆる所得を綜合して一本の超過累進税率により課税する制度に改めること。

㈡　……有価証券等の財産の譲渡所得に対しても、所得税を課税すること。なお、勤労所得につき特に規定を設けて、現物給与にも課税することを明にすること。

㈢　所得税を課すべき所得の計算については、大体次によること。

(1)　（略）

(2)　勤労所得については、その年の収入金額からその十分の二（最高六千円）を控除した金額による。

(3)　（略）

(4)　次に掲げる一時的所得については、次に掲げる金額から、その二分の一を控除した金額による。（略）

㈣　納税者一人について、年四千八百円の基礎控除を認めること。（同居家族については合算する。但し、勤労所得については特例を認める。）

㈤　税率は、次の累進税率によること。

一万円以下の金額	百分の二十
一万円を超える金額	百分の二十五
一万五千円を超える金額	百分の三十
二万円を超える金額	百分の三十五
三万円を超える金額	百分の四十
四万円を超える金額	百分の四十五
五万円を超える金額	百分の五十
七万円を超える金額	百分の五十五
十万円を超える金額	百分の六十
二十万円を超える金額	百分の六十五
五十万円を超える金額	百分の七十
百万円を超える金額	百分の七十五

㈥　扶養家族一人について、税額において、年二百四十円の控除を行うこと。

(七) 所得税は、原則として、申告納税の方法によること。但し、勤労所得、退職所得及び配当利子所得等については、まづ源泉において、支払の際一定の税額を徴収することとし、当該税額は、申告納税に際し、これを差し引くこと。

(八) 申告納税については、大体次によること。(略)

(九) 所得税の源泉徴収については、大体次によること。

(1) 勤労所得に対する所得税については、給与の支給期間に応じ税表に掲げる一定の税額を源泉で徴収し、確定申告の際過不足額の精算を行う建前とする。なお、退職所得に対する所得税についても、これに準ずる。

(2) 配当利子所得に対する所得税については、収入金額に対し百分の二十の率により計算した税額を源泉徴収することとし、確定申告の際その納付税額を本来の税額から控除して第四期の納税額を計算する。(源泉徴収した税額は、還付しない。)

(十) (略)

(十一) 公債、社債、預金の利子等については、当分のうち、百分の六十の税率により源泉選択課税を認めること。

(十二) 法人が受ける配当利子所得については、現行に準じ、百分の二十の率により一応源泉徴収をなし、おつて法人税からこれを控除する建前とすること。

(十三) 生命保険料の控除は、これを廃止すること。

(十四) 課税を的確ならしめるため、調査に関する規定その他について所要の整備を行うこと。

二　法人税

(一) 法人税の各事業年度の超過所得及び資本に対する税率を次のように改めること。

超過所得　資本金額の一割超過額　百分の十　(現行八分超百分の三十)

同　二割超過額　百分の二十　(〃一割五分超百分の四十)

同　三割超過額　百分の三十　(〃二割五分超百分の五十)

資本　千分の五　(〃千分の三)

資本金額十万円以下の小法人の超過所得については、各階級とも税率を百分の五(現行百分の十)づつ軽減すること。同族会社の加算税についても、所得税法の改正に伴い適当な改正を行うこと。

(二) 申告納税制度を拡張し、すべての法人は、次のように、その申告した所得及び資本により自ら税額を計算して納税することに改めること。

(1) 事業年度終了の日から二箇月以内に申告をなすと同時に税金を納付すること。但し、当該期限までに決算が確定しない法人は、当該期限までに仮決算により概定申告をなすと同時に税金を納付し、後日決算が確定したときは、その確定後二十日以内に確定申告をなし、確定税額と概定税額との差額を精算する。

(2) 事業年度が六箇月を超える法人は、事業年度開始の日から六箇月経過後、当該期間の実績によつて計算した所得及び資本に対する税額を、当該期間経過後二箇月以内に概定申告をなすと同時に納税し、事業年度が終了したときは、(1)の期限までに確定申告をなすと同時に概定納税額との差税額を納付する。(過納額は還付する。)この場合において、二箇月以内に決算が確定しないときは、(1)の但書に準ずる。

(3) 清算所得に対する法人税については、残余財産(払込額を超過する部分に限る。)を分配する都度その分配前(合併の場合においては、合併の日から二箇月以内)に、申告をなすと同時に税金を納付する。

(4) (略)

(三) (略)

三　特別法人税

(一) 法人税に準じて申告納税制度を採用すること。(略)

(二) 剰余金が払込資本金の年三分以下の場合における免税点の制度は、これを廃止すること。

四　相続税及び贈与税

相続税

(一)～(四)　(略)

(五) 税率については、現行家督相続と遺産相続との区別を廃止し、次の超過累進税率によること。

課税価格	第一種	第二種	第三種
	納税義務者が、被相続人の直系卑属又は配偶者であるとき	納税義務者が、被相続人の直系尊属又は兄弟姉妹であるとき	納税義務者が、その他の者であるとき
二万円以下の金額	百分の十	百分の十三	百分の十五
二万円を超える金額	百分の十二	百分の十五	百分の十七
五万円を超える金額	百分の十四	百分の十七	百分の十九
十万円を超える金額	百分の十六	百分の十九	百分の二十一
十五万円を超える金額	百分の十八	百分の二十一	百分の二十三
二十万円を超える金額	百分の二十一	百分の二十四	百分の二十六
二十五万円を超える金額	百分の二十四	百分の二十七	百分の二十九
三十万円を超える金額	百分の二十七	百分の三十	百分の三十二
三十五万円を超える金額	百分の三十	百分の三十三	百分の三十五
四十万円を超える金額	百分の三十三	百分の三十六	百分の三十八
五十万円を超える金額	百分の三十六	百分の三十九	百分の四十一
六十万円を超える金額	百分の三十九	百分の四十二	百分の四十四
八十万円を超える金額	百分の四十二	百分の四十五	百分の四十七

百万円を超える金額	百分の四十五	百分の四十八	百分の五十
百五十万円を超える金額	百分の四十八	百分の五十一	百分の五十三
二百万円を超える金額	百分の五十一	百分の五十四	百分の五十六
三百万円を超える金額	百分の五十四	百分の五十七	百分の五十九
四百万円を超える金額	百分の五十七	百分の六十	百分の六十二
五百万円を超える金額	百分の六十	百分の六十三	百分の六十五

(六)　(略)

(七) 年賦延納については、その限度（現行千円以上）を引き上げ、且つ一時に金銭で納付することが困難な場合に限ることとし、その期間を五年（現行七年又は十年）以内に短縮すること。なお、延納税額については、一定額の加算税を徴収すること。

(八)(九)　(略)

贈与税

(一)～(四)　(略)

(五) 贈与者の一生を通じて五万円の基礎控除を認めること。

(六) 税率は相続税の第三種の税率によること……。

(七)(八)　(略)

五　有価証券移転税

税率を、第一種千分の一（現行万分の五）、第二種千分の二（現行万分の十）、第三種千分の四（現行万分の二十）に引き上げること。

六　登録税

定額税については、大体二十割程度の増徴を行うとともに、贈与税との調整を図るため、不動産及び船舶の贈与税に因る所有権取得の登記に対する税率を軽減すること。

七　酒税

㈠　清酒について一升壜詰の小売価格を第一級酒百二十円程度（現行四十三円）に、第二級酒九十円程度（現行三十三円）に、麦酒について大壜詰一本の小売価格を二十円程度（現行七円）に引き上げる程度の増徴を行うとともに、その他の酒類についても品質に応じ、税負担に差等を設けて、これに準ずる増徴を行うこととし、総税額において二十四割程度の増収を図ること。

㈡　料理店、酒場等において販売する業務用酒類については、清酒第一級酒及び第二級酒の一升壜詰一本について二百円程度、麦酒大壜詰一本について四十円程度の酒税を加算することとし、その他の酒類についても同程度の酒税を加算し、酒類の増収を図ること。

八　清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について二千三百円（現行五百五十円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引き上げを行うこと。

九　砂糖消費税

砂糖第二種乙（分蜜白糖）の税率を百斤について千八十円（現行三百六十円）に引き上げ、その他の砂糖についても同程度の税率を引き上げる等の改正を行うこと。

十　織物消費税

抄織織物等の税率を百分の十程度（現行百分の四十）に引き下げること。

十一　取引所税

取引税については、相当程度の増徴を行うこと。

十二　印紙税

税率を、大体十割乃至二十割程度引き上げることとし、これに伴い免税点の引き上げ等を行うこと。

十三　骨牌税

税率を、一組について、麻雀三百円（現行百円）、その他の骨牌三十円（現行十円）に引き上げる等の増徴を行うこと。

十四　物品税

㈠　甲類物品中化粧品等数品目に対する税率を百分の八十（現行百分の百）、乙類物品に対する税率を百分の五十（現行百分の六十）、丙類物品に対する税率を百分の三十（現行百分の四十）に引き下げるとともに、丁類物品の一部の課税を廃止すること。

㈡　燐寸に対する税率を千本につき一円五十銭程度（現行二十五銭）に引き上げるとともに、飴類、サツカリン、ヅルチン及び蜂蜜に対しては、砂糖に準ずる程度の税率の引き上げを行うこと。

十五　入場税

税率の階級区分を廃止し、税率を、入場税については、百分の百（現行入場料三円五十銭未満のもの百分の五十、入場料三円五十銭以上のもの百分の百）に、特別入場税については、百分の四十（現行特別入場料三円五十銭未満のもの百分の二十、特別入場料三円五十銭以上のもの百分の四十）に、課税最低限を一円（現行五十銭）に引き上げること。

十六　狩猟免許税

税率を、一等六百円（現行二百円）、二等四百円（現行百二十円）、三等二百円（現行五十円）程度に引き上げる等の改正を行うこと。

十七　地租等の地方委譲並びに地籍法（仮称）及び家屋籍法（仮称）の制定

地租、家屋税及び営業税（以上現行還付税）、鉱区税並びに遊興飲食税（現行配付税）は、これを地方に委譲すること。なお、地籍及び家屋籍に関する事項を規定するため、地租法及び家屋税法に代え、地籍法及び家屋籍法を次により制定すること。（略）

十八　その他

(一) 各税法の改正等に伴い、租税特別措置法、国税徴収法、納税施設法等についても、所要の改正を行うこと。

(二) 現行の所得調査委員会、所得審査委員会及び相続税審査委員会は、これを廃止すること。

(三) 申告納税制度を採用した租税については、申告書の公開及び第三者通報制に関する規定を設けること。

(四) 訴願及び行政訴訟に関する法令の改正等に伴い、租税の賦課徴収に関する審査その他の規定を整備すること。

(五) 最近における情勢に対応し、酒類業団体法につき、強制加入制の廃止等の改正を行うこと。

(六) 各税法につき、必要な罰則の強化等を行うこと。

十九　実施期日

昭和二十二年四月一日を目途とすること。なお、所要の経過的規定等を設けること。

右の「要綱」および増加所得税を含んだ税制改正による租税収入見込額は表5－5のごとくであった。[21]

以上の改正案「要綱」は、実際にはその後の司令部折衝を経てようやく三月一五日に司令部承認ときまった[22]のであるが、その間の経緯を次に概括しておこう。

二二年度予算につき日本側より提示の租税六〇三億円、財産税七五億円に対し、司令部側リードより普通歳入一〇〇億円の増を要求されたのは、二月二二日のことであった。[23] 二四日の対司令部折衝では、所得税更正決定繰上分三一億円、増加所得税三〇億円、業務用酒加算一五〇円を二〇〇円とし七億円、一級酒をさらに一二〇円に引き上げて二

表5－5　税制改正による租税収入見込額表（昭二二、二、二六）

（単位　百万円）

税目	昭和二十二年度（初年度）	平年度	現行見込
租税			
所得税	六八、七五八	六六、五二八	六五、五一一
増加所得税	四一、三四八	四一、〇六六	五〇、二三六
法人税	三、〇〇〇	—	四五四
特別法人税	二、〇八七	二、〇五八	二、六四五
相続税	四二	三六	三五
酒税	一六五	三二三	一六五
清涼飲料税	一四、一〇五	一五、〇七七	三、四一〇
砂糖消費税	一七六	一八七	四五
織物消費税	一〇六	一一九	四〇
物品税	一、三二九	一、三二七	一、三三八
有価証券移転税	三、三三六	三、三二九	三、四一四
通行税	八	八	四
入場税	二九四	二九四	二九四
馬券税	二、三四八	二、三九三	一、八五一
関税	二九六	二九六	二九六
噸税	一五	一五	—
遊興飲食税	○	○	—
還付税収入	一〇三	—	一、二三六
印紙収入	四一	—	一、四九三
印紙税	七一五	七一五	五七二
	一三六	一三六	六九

登録税	二六一	二六一	二三五
骨牌税	二七	二七	九
狩猟免許税	三七	三七	一〇
有価証券移転税	一〇	一〇	五
その他	二四四	二四四	二四四
総計	六九、五一四	六七、二四三	六七、五七六

（注）「現行見込」欄は引用者。

〇～二五億円の案を提示、これに対しリードより見積替えは不可、結論として酒二七億円、所得税に関し勤労控除二〇％を一〇％、または二〇％を税額にて控除の二案を提示され、大臣次官と打ち合せ勤労控除引き下げの件は承認せられずと一致[24]、翌日の折衝では、入場税一・八億円（減税案中止現行通りとす）、砂糖消費税〇・六五億円（一ピクル七二〇円引き上げ案をさらに一四四〇円とす）、法人資本税〇・五億円（五分に引き上げ）、増加所得税二二年度分増収四〇億円案を提示、これに対しリードは、所得税四一三億円（当初三八〇億円に更正決定繰上分三一億円を追加）、その他税収入合計六九二億円、ほかに財産税収入七五億円の案を提示、この案でマーカットと話すこととなったのが二五日の結論であった[25]。翌二六日、終戦連絡部長を通じて勤労所得税に関し二〇％控除を廃止し基礎控除を六〇〇〇円とする案が示され留保して帰庁、ようやく三月一五日に至って改正税法案に関し司令部承認がきまったといわれている[26]。

この間、勤労所得税基礎控除六〇〇〇円、扶養控除年二四〇円引き上げを内容とする法案を、二月一日以降支給分にさかのぼり適用することとし、昭和二二年法律第十二号「所得税法一部改正」として一二日公布即日施行となった

ことを明らかにしておかねばなるまい。

(1) 本巻一九三ページ。
(2) 前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」(1)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。
(3) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(4) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(5) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(6) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(7) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(8) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(9) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(10) 大蔵省資料Z六〇三―三八。
(11) 大蔵省資料D三一―七～一一。
(12) 大蔵省資料D三一―七～一一。
(13) 前掲前尾繁三郎口述。
(14) 大蔵省資料D三一―七～一一。
(15) 前掲前尾繁三郎口述。
(16) 大蔵省資料D三一―七～一一。
(17) 大蔵省資料D三一―七～一一。
(18) 大蔵省資料Z六〇三―三七。
(19) 大蔵省資料Z六〇三―三七。
(20) 大蔵省資料Z五一一―一三七、Z五〇一―六。
(21) 大蔵省資料Z五一一―一三七、Z五〇一―六。

(22) 「渡辺武日記」昭和二二年三月五日。
(23) 同、二月二二日。
(24) 同、二月二四日。
(25) 同、二月二五日。
(26) 同、二月二六日。

第六章　昭和二二年一一月の税制改正

第一節　昭和二二年一一月の税制改正と非戦災者特別税

一　概　説

昭和二二年度税制改正は二回にわたって行なわれた。一つは、二二年三月第一次吉田内閣によって第九二帝国議会に提出され成立をみた税制改正である。

この改正は、所得税において、綜合所得税による一本化をはかったこと、申告納税制度をはじめて導入したという点で、わが国の税制改正史上画期的な意義を有するものであった。

第一次吉田内閣のあとをうけた片山内閣は二二年五月に成立した。この内閣は吉田内閣のもとで成立した本予算を一四回にわたって補正したが、そのうちの第七号に対応して、昭和二二年度の税制改正および非戦災者特別税創設案を第一国会に提出した。これが、この年度のもう一つの税制改正である。提出された税制改正案は次の四つの法律で

あって、いずれも原案どおり可決された。

①「所得税法の一部を改正する等の法律案」（原案可決）（昭和二二年一一月三〇日法律第百四十二号）。

右の法律案において改正された単行法律名――所得税法、法人税法、特別法人税法、有価証券移転税法、相続税法、通行税法、登録税法、酒税法、清涼飲料税法、砂糖消費税法、織物消費税法、物品税法、入場税法、取引所税法、印紙税法、馬券税法、狩猟法、間接国税犯則者処分法、戦時補償特別措置法、（廃止法律）納税施設法

②「非戦災者特別税法案」（同）（同、法律第百四十三号）。

③「昭和十四年法律第三十九号災害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案」（同）（昭二二年一二月一三日法律第百七十五号）。

④「民法の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案」（同）（昭和二二年一二月二二日法律第二百二十三号）（国税徴収法の一部改正）

この税制改正に関する方針は次のとおりである。[1]

税制改正に関する方針

(1) 財政需要の増大に対応し、収支の均衡を図り、財政の強化に資するとともに、経済諸情勢等の推移に応じ、国民租税負担の公正を期する等のため税制の改正を行うこと

(2) 所得税については、国民所得の現状及び国民生活の実情に顧み、いわゆる新円階層等一定額を超える所得者に対し重課するとともに、他面勤労所得者及び扶養親族を有する者の負担を軽減する措置を講ずること

(3) 間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税及びマッチ、あめ、サッカリン等に対する物品税並びに入場税については、最近における物価の状況に即応して課税する等のため、相当の増徴を行うこと

(4) 最近における物価の状況に顧み、定額税率による登録税、骨牌税、印紙税及び狩猟免許税についても、相当増徴すること

(5) 戦災者と非戦災者との間における犠牲の不均衡を是正するとともに、臨時緊急な財政需要に応ずるため、別記要綱により非戦災者特別税を創設すること

二　所得税・法人税

所得税および法人税の改正要領は次のとおりである。

要　領

(1) 所得税

一　課税所得金額七万円を超えるものの税率を次のように引き上げること

七万円を超える金額	百分の五十七（現行百分の五十五）
九万円を超える金額	百分の六十四（〃　百分の五十五）
十二万円を超える金額	百分の六十八（〃　百分の六十）
十五万円を超える金額	百分の七十二（〃　百分の六十）
二十万円を超える金額	百分の七十六（〃　百分の六十五）
二十五万円を超える金額	百分の八十　（〃　百分の六十五）
三十万円を超える金額	百分の八十二（〃　百分の六十五）

五十万円を超える金額　百分の八十四（〃　百分の七十）
百万円を超える金額　百分の八十五（〃　百分の七十五）

（原注）税額は、最高課税所得金額の百分の八十に止めること。

二　給与所得金額の計算について、その年の収入金額から控除すべき金額は、その十分の二・五に相当する金額（最高一万二千五百円）とすること。但し、昭和二十二年分の所得税については十分の二・二五（最高一万千二百五十円）とすること（現行十分の二最高六千円）

（原注）給与所得に対する源泉徴収については、七月分から十分の二・五を控除する。

三　扶養親族の控除額は、扶養親族一人につき税額において年四百八十円とすること。但し昭和二十二年分の所得税については三百六十円とすること（現行二百四十円）

（原注）給与所得に対する源泉徴収については、七月分から月額四十円を控除する。

四　簡易税額表を適用する場合を、所得金額八万円（現行五万円）まで拡張すること

五　予定申告書及び確定申告書の提出を要しない者の範囲を若干拡張すること

六　二ないし四の改正に伴い、簡易税額表及び源泉徴収額表を改正すること

(2)　法人税

所得税の増徴に伴い、同族会社に対する加算税の税率を百分の五程度引き上げること。

所得税改正は、給与所得控除、扶養控除を引き上げるかたわら、七万円をこえる所得について超過累進税率を強めて新円高所得層の重課を図るというところにねらいがあった。

法人税については、所得税の増徴に対応して同族会社に対する加算税を引き上げたにとどまっている。

この所得税・法人税改正の提案理由を、政府は次のように述べている（昭和二二年一一月一五日衆議院委員会）[2]。

まず所得税でありますが、先ほども申し上げましたごとくいわゆるインフレ利得者等に対し重課するとともに勤労所得者に対しては、その負担の軽減を図ることに重点を置いて所要の改正を行ったのであります。すなわちインフレ利得者等の重課のための措置としては、課税所得金額が七万円を超える所得者については、現行の税率百分の五十五を百分の五十七に引き上げ、順次税率の引上を行い、百万円を超える所得については、現行の税率百分の七十五を百分の八十五といたしたのであります。但し所得税額は、これを課税所得金額の百分の八十に止めることとしております。

次に勤労所得者及び扶養親族を有する者の負担の軽減を図るための措置としては、第一に給与所得の計算については、その収入金額から控除する金額の割合を、現行の十分の二から十分の二・五に引き上げるとともに、控除額最高六千円を一万二千五百円に引き上げたのであります。第二に扶養親族の控除額を、現行扶養親族一人につき年二百四十円、すなわち月二十円から年四百八十円、すなわち月四十円に引き上げたのであります。しかし給与所得に対する源泉徴収につきましては、七月分の給与からさかのぼって十分の二・五の勤労控除及び月四十円の扶養控除を行うこととといたしております。これに対応して昭和二十二年分の課税にあたりましては、前に述べました給与所得の控除割合は、十分の二・二五、その最高額は一万千二百五十円、扶養親族控除額は年三百六十円といたしておるのであります。今回の改正により、昭和二十二年分の課税について申しますれば、扶養親族三人の場合においては、勤労所得者については給与年額十六万四千円程度以下の者、また事業所得者については所得年額九万二千円程度以下の者の負担は、すべて相当程度軽減されることとなるのであります。たとえば千八百円基準による扶養親族三人程度を有する世帯の標準給与額二千九百二十円の者についていえば、毎月の源泉徴収税額は現在四百五十二円であるのが、改正後は三百十三円となり、差引月額百三十九円程度の負担が軽減されることとなるのであります。その他所得税につきましては、今回課税所得の範囲を拡張いたしまして、一時所得といえども、原則として課税することといたしたほか、簡易税額表の適用を

受ける者の範囲を、所得金額五万円以下の者から八万円以下の者に拡張し、大多数の所得者の税額計算の便宜をはかるとともに、予定申告書及び確定申告書の提出を要しない者の範囲を、若干拡張する等の改正を行ったのであります。

次に法人税につきましては、所得税の税率の引上に対応せしめるため、同族会社の加算税の税率のうち、十万円を超える金額に対する税率を、それぞれ百分の五程度引き上げることといたしたのであります。

三　間　接　税

間接税についての改正の要領は、次のとおりである。

(1) 登録税

定額税率については、二十割程度の増徴を行うこと

(2) 酒税

一　清酒について一升壜詰の小売価格を一級酒二百五十円程度（現行百三十二円）に、二級酒二百円程度（現行百二円）に、麦酒について壜詰一本の小売価格を四十円程度（現行二十三円）に引き上げる程度の増徴を行い、その他の酒類についても品質に応じ税負担に差等を設けてこれに準ずる増徴を行うこと

二　特定の酒類につき加算税を徴収し、特別価格（清酒第一級酒の一升壜詰一本当り五百五十円程度、麦酒壜詰一本当り百円程度）で販売すること

(3) 清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について六千九百円（現行二千三百円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引上を行うこと

(4) 物品税

マッチについては十割程度、あめ類及び蜂蜜については二十割程度、サッカリン及びズルチンについては四十割程度の税率の引上を行うこと

(5) 入場税及び特別入場税

税率を五割程度引き上げることとし、これに伴い課税最低限を三円程度（現行一円）に引き上げること

(6) 骨牌税

税率を、一組につき麻雀千円（現行三百円）、その他の骨牌百円（現行三十円）に引き上げる等の増徴を行うこと

(7) 印紙税

税率を、大体二十割乃至三十割程度引き上げることとし、これに伴い免税点の引上を行うこと

(8) 狩猟免許税

税率を、一等二千四百円（現行六百円）、二等千二百円（現行四百円）、三等五百円（現行二百円）程度に引き上げること

以上の諸間接税の改正案提案理由は、次のように述べられている。(3)

次に酒税でありますが、財政需要の現状、物価の状況等に鑑み、清酒については、一升びん詰の小売価格一級酒現在百三十二円を二百五十円程度に、二級酒現在百二円を二百円程度に、またビールについてはびん詰一本の小売価格現在二十三円を四十円程度にそれぞれ引上げる程度の増徴を行うとともに、その他の酒類についても、品質に応じ税負担に差等を設けて、これに準ずる増徴を行うこととし、これにより税額において十三割程度の増収をはかることといたしたのであります。また特定の酒類につき加算税を徴収し、清酒第一級酒の一升びん詰一本当り五百五十円程度、ビールびん詰一本当り百円程度の特別価格で販売せし

めることといたしました。清涼飲料税につきましては、酒税の増徴に応じ、第二種サイダーの税率を一石について現行二千三百円を六千九百円に引上げ、その他の清涼飲料についても、同程度の税率の引上を行うことといたしました。

次に物品税につきましては、最近における物価の状況等に即応して、従量課税の税率を引上げることとし、マッチについては十割程度、あめ類及びはち蜜については二十割程度、サッカリン及びズルチンについては四十割程度の税率の引上を行うことといたしました。次に入場税につきましては、現在におけるこの種消費の性質に鑑み、現行税率の百分の百を百分の百五十に、また特別入場税につきましても、現行税率の百分の四十を百分の六十に、それぞれ税率を五割程度引上げることとし、これに伴い課税最低限現行一円を三円程度に引上げることといたしました。

以上のほか登録税のうち定額税のもの、印紙税、骨牌税及び狩猟免許につきましても、それぞれ相当の税率の引上を行うことといたしたのであります。

四　非戦災者特別税

非戦災者特別税創設およびそれがさしたる反対を受けずに進行した経緯について、当時の大蔵省主税局長前尾繁三郎は、次のように回顧している。(4)

……この問題は、私前から考えておった問題です。というのは、戦災者に何らかの救済資金を出せという声は非常に強くなっておる、しかし、戦災者を救済するということは事実上できないわけです。そこで非戦災者に対する何らかの課税を考えなくちゃならぬ。従ってそれは収入に重きを置くよりも、感情的に戦災者の感情をやわらげなくちゃならぬということは、かねがね思っておったのであります。しかしむずかしい方法を考えれば際限もないし、とても税務署の能力ではできぬ。従って、一番完全な方法で非戦災者を、戦災とまでは行かなくとも、とにかく一度はある程度の負担をしたのであるというふうに考えておったのであります。そして家屋の賃貸価格をつかまえて簡単に、そう重くない課税をやる。これは別に何の問題もなしにやり得た税金であります。非戦災者からとって別に出すということはなかった。別に目的税でなかった。

また後任の主税局長平田敬一郎も次のように述べている。(5)

非戦災者特別税、これもぼくが主税局長になる前にすでに国会を通過しておりまして、ちょうど二十三年一月に実行することになっておりました。この税は、税理論からするとおかしいものですが、やってみたら課税の基礎もはっきりしているので、割合にトラブルが少なくて実行できたようです。

非戦災者特別税法案要綱は次のごとくである。

非戦災者特別税法案要綱

(1)　戦災者と非戦災者との間における犠牲の不均衡を是正するとともに、臨時緊急な財政需要に応ずるため、非戦災者特別税を創設すること

本税は、一回限りの課税とすること

(2)　非戦災者特別税は、非戦災家屋税と非戦災者税の二本建とすること

(3)　非戦災家屋税は次により課税すること

一　納税義務者は、昭和二十年八月十六日（調査時期）において家屋を所有していた個人及び法人とすること

二　課税物件は、調査時期における家屋とし、家屋には、住宅、店舗、工場、倉庫等すべての家屋を含むこと

三　次に掲げる家屋には、課税しないこと

(イ)　国、都道府県、市町村が所有していた家屋及び公用又は公共の用に供していた家屋

(ロ) 国宝又は史蹟名勝として指定された家屋
(ハ) 私立の幼稚園、中等学校、大学等において直接に教育の用に供していた家屋
(ニ) 宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供していた家屋
(ホ) 公益法人等の事務所又は直接公益の用に供していた家屋
(ヘ) 賃貸価格が三十円程度未満の家屋等

四　課税標準は、調査時期における当該家屋の賃貸価格とすること

五　税率は賃貸価格の百分の三百程度とすること

六　本税は、申告納税の方法によることとし、家屋の所在地を納税地として、昭和二十三年一月三十一日までに、これを納付すること。但し、納税困難な者については延納（原則として六ヵ月以内）を認めること

七　調査時期後災害により家屋が滅失又は損壊した場合等については、軽減又は免除を行うこと

(4) 非戦災者税は、次により課税すること

一　納税義務者は、昭和二十二年七月一日（課税時期）において家屋を使用していた非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人とすること

非戦災者とは、戦災者以外の者をいい、戦災者とは戦時災害により家屋又は動産につき一定割合（三割程度）を超える損害を受けた者とすること

二　次に掲げる者には、課税しないこと

(イ) 国、都道府県、市町村等
(ロ) 調査時期後法施行地外から引き揚げた者が世帯の生計を主として維持していた場合における当該世帯の世帯主
(ハ) 賃貸価格百円程度未満の家屋のみを使用していた世帯で法施行前六年以内に戦時災害により当該世帯の生計を主として

維持していた者が死亡したものの世帯主
(ニ) 賃貸価格が三十円程度未満の家屋を使用していた世帯主等

三　次に掲げる家屋の賃貸価格は、非戦災者税の課税標準に算入しないこと

(イ) 国宝又は史蹟名勝として指定された家屋
(ロ) 私立の幼稚園、小学校、中学校、大学等において直接に教育の用に供していた家屋
(ハ) 宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供していた家屋
(ニ) 公益法人等の事務所又は直接公益の用に供していた家屋

四　課税標準は、課税時期における当該家屋の賃貸価格とすること

五　税率は、賃貸価格の百分の三百程度とすること

六　本税は、申告納税の方法によることとし、納税義務者の住所地（居所地）又は営業所若しくは事業所の所在地を納税地として、昭和二十三年一月三十一日までに、これを納付すること。但し、納税困難な者については延納（原則として六ヵ月以内）を認めること

七　調査時期後災害により家屋又は動産が滅失又は損壊した場合等については、軽減又は免除を行うこと

非戦災者特別税は要するに、戦災を受けた人と受けない人との間には負担力にかなりの相違があることに注目して、戦災を受けない人から戦後経営のための財源をいくぶん拠出させるという趣旨のものであった。

衆議院委員会における提案理由は次のように述べている。(6)

さらに政府は、今回新税といたしまして非戦災者特別税を創設することといたしたのであります。戦災者と非戦災者との間の経済的な懸隔は、最近における経済事情等により、ます〳〵助長されている事情でありまして、これが犠牲の均衡化を図るべしという論議も相当活発なるものがありますので、臨時緊急な財政需要が著しく増大しつつある現状に鑑み、この際戦災を免れた

者に対し一回限りの特別課税を行うこととといたした次第であります。

本税は非戦災家屋を対象とする非戦災家屋税と非戦災者の動産を対象とする非戦災者税の二本建になっているのであります。まず非戦災家屋税でありますが、その納税義務者は、終戦時すなわち昭和二十年八月十六日にあった家屋、すなわち非戦災家屋を所有していた個人及び法人であります。家屋には住家、店舗、工場、倉庫等すべての家屋が含まれるのでありますが、国、都道府県、市町村等が所有しておりました家屋、公用または公共の用に供しておりました家屋、国宝または史蹟名勝として指定されておりましたところの家屋、私立の幼稚園、中等学校、大学等において直接に教育の用に供していた家屋、賃貸価格が三十円未満の家屋等には課税しないこととといたしております。非戦災家屋税の課税標準は家屋の賃貸価格でありまして、百分の三百の税率で課税することにいたしておるのであります。

次に非戦災者税でありますが、その納税義務者は、昭和二十二年七月一日、すなわち課税時期に法施行地で家屋を使用していた非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人であります。ここで非戦災者と申しますのは、戦時災害によって、家屋又は動産につきまして受けた損害額が三割程度を超えない世帯の世帯主または法人といたすことになっております。しこうして非戦災者であるかどうかは、個人については世帯ごとに、法人については本支店、工場等を通じてこれを判定することといたしておるのであります。非戦災者税につきましても、国、都道府県、市町村等の公共団体、海外からの引揚者が世帯の生計を主として維持している場合における当該世帯の世帯主、賃貸価格が三十円未満の家屋を使用していた世帯主等には課税しないこととといたしましたほか、国宝または史蹟名勝として指定された家屋、私立の幼稚園、中学校、大学等におきまして直接に教育の用に供しておりました家屋等の賃貸価格は、本税の課税標準に算入しないことにいたしております。非戦災者税の課税標準は、課税技術を考慮いたしまして、課税時期におきまする家屋の賃貸価格といたしておるのであります。しこうして税率は、非戦災家屋税と同様、百分の三百といたしておるのであります。非戦災家屋税及び非戦災者税は、いずれも申告納税の方法を採用することといたしております。申告及び納税の期限は、来年一月三十一日でありますが、しかしながら一時に納付することが困難である場合におきましては、原則といたしまして、六箇月以内を限りまして延納を認めることといたしました。なお調査時期の後の災害によりまして家屋が滅失または損壊いたしましたる場合等には、非戦災家屋税を軽減または免除いたしまして、また調査時期の後の災害によりまして家屋または動産が滅失または損壊いたしましたる場合等には、非戦災者税を軽減または免除することといたしておるのであります。

(1) 大蔵省主税局調査課編『昭和の税制改正』、昭和二七年、大蔵財務協会、一七〇ページ。
(2) 「第一回国会衆議院財政及び金融委員会議録」第三五号（昭和二二年一一月一五日）。
(3) 同前。
(4) 前尾繁三郎「終戦直後の財産税構想と徴税問題」(一)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。
(5) 平田敬一郎「昭和二十二年末以来の税制と徴税問題」(一)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。
(6) 注2に同じ。

第二節　昭和二二年度の税収

一　昭和二二年度税収見込

以上のような昭和二二年一一月の第一国会において成立した税制改正、および自然増収[1]による二二年度追加額は六三六億円に達し、当初予算と合算すると、二二年度予算における租税収入は一三三二億であった（表6-1参照）。

二　昭和二二年度税収の動向と徴税の強化

昭和二二年度に導入された新税制――所得税や法人税の予算申告納税制度に納税者が不慣れであったこと、急速なインフレ過程で納税者数の激増と闇取引の横行のなかで課税標準の調査が著しく困難になったこと、終戦直後でしかも経済不安定のなかで新しい税制に対処できる練達した税務職員を確保できなかったことよりして、二二年度の税収の収入歩合は九月においても一七・六％ときわめて低かった。そこで「このままにて推移せんか、千三百三十余億円の租税収入の相当部分は単なる机上の空文に終る」ことをおそれた片山内閣は、二二年一〇月二八日「租税収入確保に関する措置」を閣議決定し、徴税の強化に乗り出すことになった。この閣議決定は次のようである。[2]

表6-1　昭和22年税制改正による税収見込　（単位　百万円）

税目	昭和22年度基本予算額	昭和22年度追加額		昭和22年度合計予算額	平年度追加額	
		税制改正による分	自然増収		税制改正による分	自然増収
租税	68,758	17,522	45,962	132,242	23,395	77,195
所得税	41,348	△ 1,232	26,849	66,965	△ 5,120	57,565
増加所得税	3,000	—	6,000	9,000	—	△ 3,000
法人税	2,087	—	4,213	6,300	—	5,805
特別法人税	42	—	—	42	—	—
相続税	165	—	196	361	—	332
酒税	14,105	10,378	△ 613	23,870	21,333	△ 613
清涼飲料税	176	144	95	415	578	101
砂糖消費税	106	—	1,074	1,180	—	1,074
織物消費税	1,329	—	788	2,117	—	1,892
物品税	3,336	618	3,891	7,845	2,311	7,782
通行税	294	—	—	294	—	—
入場税	2,348	1,073	3,097	6,518	4,293	6,193
有価証券移転税	8	—	—	8	—	—
馬券税	296	—	167	463	—	167
関税及び屯税	15	—	—	15	—	—
法人臨時利得税	—	—	158	158	—	—
遊興飲食税	103	—	47	150	—	△ 103
非戦災者特別税	—	6,541	—	6,541	—	—
還付税収入						
法人営業税	41	—	69	110	—	△ 41
印紙収入	715	138	35	888	481	187
印紙税	136	89	—	225	268	—
登録税	261	28	—	289	85	—
骨牌税	27	21	—	48	62	—
狩猟免許税	37	—	—	37	66	—
有価証券移転税	10	—	—	10	—	—
その他	244	—	35	279	—	187
合計	69,514	17,660	46,066	133,240	23,876	77,341

（注）所得税の昭和22年度税制改正による追加額の計算根基は下のとおりである．大所得者税率引上 3,885百万円，給与所得の特別控除引上 △1,621百万円，扶養家族控除引上 △3,496百万円，差引 △1,232百万円．

出所：大蔵省主税局調査課編『昭和の税制改正』，176ページ．

租税収入確保に関する措置

本年度租税及び印紙収入の当初予算六九五億円に加え、今回更に追加予算として六三七億余円の租税収入を計上し、合計千三百三十余億円を本年度中に徴収することとなつたが、今日の税務行政は、闇取引の横行、国民経済組織の激変、納税者数の激増に伴い課税標準の調査が著しく困難になるとともに、徴税上の困難が増しており、本年度申告納税分所得税の申告済額は当初予算の二割六分にすぎず、滞納税額も亦七月末には約百億円、百三十一万件に達しており、このままにて推移せんか、租税収入の相当部分は単なる机上の空文に終る虞れがある。而して従来の未申告額を調査し、滞納を整理し更に右の追加予算計上額を徴税するに当つては幾多の抵抗と摩擦が予想されるので、これらの困難を克服し、所定の歳入を確保するためには、少くとも左の諸措置を急速に実施しなければならない。

(一) 租税危機突破運動の展開

全国民に、敗戦後の我が国民としては、荒廃に帰した国土の再建整備、敗戦に伴う義務の履行等のため、生活上、事業上の諸困難を克服しつつ旧に倍する租税負担を負わねばならぬことを理解せしめるとともに、進んで誠実な申告納税を励行せしめるために、強力な租税危機突破のための国民運動を興すこと。

このためには、国会をはじめ、政府各機関、民間諸有志の積極的協力を得ること。

(二) 税務官署の執務態勢の整備

(イ) 税務官署としては、大いに官紀を振粛して事務を刷新し、総力を挙げて滞納整理、間接税の犯則検査、課税標準の調査、未申告分の更正決定に当るとともに、異議申立の迅速なる処理を行うこと。

(ロ) 直接税についても悪質な脱税者については罰則を適用するとともにこれを社会に公表すること。

(ハ) 間接税の犯則検査、直接税の課税標準の調査及び滞納処分に当つては、税務官署、税務職員の保護につき万全を期すこと。

(ニ) 税務職員の人員については、十月十四日閣議決定（昭和二十二年度予算の節約等について）の二、第三項により、相当程度現員を超えて採用しなければならぬが、極力配置転換等によるよう努力すること。

(ホ) 国税の調査及び検査並びに滞納整理に従事する場合には、その職責に応ずる国税の調査及び検査手当並びに滞納整理手当を支給するとともに危険手当及び現金取扱手当を設けること。

(ヘ) 当面税務職員の事務が著しく加重するので、特に多忙を極める税務職員に労務加配米を支給すること。

一、申告納税分所得税申告状況調

(イ) 当初予算の見込額			(ロ) 申告額			(ハ) (イ)の(ロ)に対する割合		
人員	所得金額	税額	人員	所得金額	税額	人員	所得金額	税額
四、九四九千人	一〇〇、〇四九百万円	二九、四七二百万円	四、二四九千人	六五、〇八二百万円	七、七四一百万円	〇・八五八	〇・六五〇	〇・二六二

二、国税滞納状況調

月別	滞納金額	滞納件数
昨年末	七六〇、九六九千円	三七五、六八五件
二月末	七九五、一七五	四二一、五四七
三月末	八七三、九九八	四九三、二三五
四月末	一、五七一、二七三	五六四、九四五
五月末	四、二七六、七二一	七七八、五一五
七月末	九、八九三、二八五	一、三一六、七六九

三、税種別滞納税額表（昭和二十二年七月末日現在）

税別	滞納金額	滞納件数
増加所得税	四、七九二、二七七千円	四九〇、一八〇件
財産税	一、二〇〇、一四六	三〇、八六八
戦時補償特別税	一、三八一、一七五	六、二三六
其の他	二、五一九、六八七	七八九、四七五
計	九、八九三、二八五	一、三一六、七六九

二二年の暮に主税局長に就任した平田敬一郎は、この年度の徴税強化の模様について次のように語っている。(3)

さて、私は主税局に帰ってみて、財政収支の状況を具体的にみてみますと、それは意外に悪くなっていることがわかりました。原君もその当時主税局におりましたが、私はこの最悪の状態を面前につきつけられ、ぢつに参ってしまいました。――率直に言ってぼくは主税局に来るまでは、この問題がそれほどまでに深刻になっているとはあまり考えていなかったのです。今も申したように、抽象的にはこの問題がうまく行かなければ結局はだめだと考えて、これを強く言って持論にしていたので、安本の会議の席上で大蔵省の人に対しても大分毒づいたこともありますが、主税局に帰って来てみて「これはたいへんだ」と全く驚いてしまいました。

今から考えてみると、一つは二十二年に税制審議会で司令部の勧告を相当聞き入れて税制をまとめあげ、申告所得その他新しい課税制度をやり出しまして、インフレ対策には一歩を進めたのですが、その実施に関連して司令部は相当に真剣でした。これはインフレ防止のためには徴税強行が必要だということと、もう一つ新しい税制をいかにして生かすか。結局新税による税収が入って来なければ意味もないことですから、司令部もその成行きを重視しておりました。司令部には特に熱心な人が二、三人ありまして、そういう人々は「いやたいへんな時だ」、「何とかやってくれ」と、徴税成績をあげることについていろいろな注文を

投げかけてきました。私も率直に言って「これはえらいたいへんなことだ」と心の中では悲痛に考えていました。原君なんかもぼくを盛んにおどかすんだよ。「局長はえらいときに引受けましたな、大へんなことですよ」などといっておりました。しかし、ぼくは「引受けた」というのではなくて、「そんな廻りあわせになった」というのが実情でした。

ぼくが主税局長になった当時徴収状況を調べてみたら、年度はすでに三分の二も経過しているのに税収入は三分の一も入っていない。あと年度末までに三分の二以上入って来ないと、とにかく税収を確保することはできない。そうすると、今も申したように、いろいろな点からみて、大へんなことになると思って、私は心中深く心配もし、緊張をしていました。

もう一つその当時驚いたことは、ちょうど二十三年一月ごろのことでしたが、大蔵省証券があと十億円しか残っていないということを知らされたことです。大蔵省証券は当時四、五百億円の発行を認められていたと思いますが、それがほとんど全部使い果されてしまっているということでした。大蔵省証券の発行限度がなくなったら、国庫の破産です。何せ、税収の方がさっぱり駄目なんですから。そうなると、財政上緊急処置でも講じて、大蔵省の緊急債券を発行する法律でもつくらないと間に合わないことになります。理財局長の伊原隆君などは国庫に金がなくて、払うことができなくなってしまうと、だいぶあわてていました。

税金は入らず、やり繰り証券の発行余力はなくなるし、全く八方ふさがりでした。これでは仕様がないというので、とにかくこの難局の一角をぶち破るために、徴税の方をも一つ一生懸命でやろうじゃないか、ということになったのです。

それでその後になって例の割当制度――私どもは「制度」という言葉を使わなかったのですが、徴税目標を定めて、税務署のケツを叩くということ、この通達はぼくが主税局に来るその直前に出されていたものでした。こういったものを出さざるを得ない事態に、当時の主税局は追い込まれていたわけです。勿論、司令部方面の強いサゼスションがあったことは事実ですが、その

当時、三つの問題が難問題として横たわっていました。――石炭の増産、米の供出、それから徴税、この三つです。このうち石炭は増産目標を樹てて一生懸命でやっている。米も同様割当制度でやっている。こうなっては致し方がない、税の方も、それと同じように割当制度で行こうということだったのです。こんなことは、われわれの昔からの税の常識じゃおよそ考えられないことですが、ほんとうのことを申しますと、これは当時主税局として、ぼくのかわる直前でしたが、そういう通達を地方に流すか、流さないかで、大分頭をひねったらしいが、いかんせん徴税の成績が悪いので、仕方なしに徴税目標額をきめて、それで税務署を鞭撻するということにしたのでした。ぼくは「これは大問題になる。こんなことをやったら、きっとあとでえらい問題になる。」と思って、余り気が進まなかったのですが、しかしその当時収入の状況から見て、「それではそれをやめて、普通の方法で行ってうまく行けるか」ということを考えてみると、これにはどうも自信がない。結局、目標制度の方法でやらせるほかはないということになって、二十三年の一月から四月にかけて、「徴税の強行」をやったのです。所得税の申告納税制度はその年から初めて実行していたのでありますが、ちょうどその申告納税制度採用の最初の年に、それとは反対の行き方をやることになったのであります。しかも、相当に強硬にやらざるを得ない状態になり、私どもも苦しい立場におかれながら、それをはじめたのでした。と言うのも、それをやらなければ、税金がなかなか入って来ない。税金が入って来ないと、インフレになる。これではいけない、と言ったわけで、新しい納税制度はだめだということになる。

私も率直に言って、さっき申しましたように、何とかしてインフレをとめなければならない。そのためには他に悪い影響が少し位生じても、しかたがないじゃないか、とまで考えたのです。今から考えてみて、はたしてよかったかどうか、問題になると、べつに議論が生ずることになるでしょうが、私は、インフレは最悪の租税で、いかなる悪税でもインフレより悪いものはない、という理論をもっておりましたので、事茲に至っては致し方がない。課税の方法としてはそれ自身いい方法ではないが、ある程度非常措置をやって、とにかくインフレを食いとめなければならない。――これはいくらか気休め的な考え方だったかもしれませんが、そういうつもりで、馬力をかけることにいたしました。方針をこう定めますと、所得等も申告に依存するなどということは、今までの経験からいっても、にわかに期待しがたいことだし、どうしても法律上認められた更正決定を適切に、また勇敢にやらざるを得ないことになる。われわれとしてはなるべく早くそれをやって納税の促進をはかり、差押えなんかもばあいによってはやらなければならない。戦前は差押えをやったことなどはほとんどありませんでした。滞納でどうにもいかない場合には差押えをやったこともあったが、ちょっと納税が遅れたからといって、直ぐ差押えをするというようなことは一般的にやったことがなかったのです。が、それも今となってはやらざるを得ない。というわけで、だいぶ無理な徴税も強行いたしました。それに加えて納税宣伝その他も大分やりました。宣伝の仕方が悪いとか何とかいって、司令部で大分いざこざがあったことを覚えております。ちょっと普通ならばやったことがないような宣伝を、とにかくやらなくちゃいけない。こうして二十二年度の収入確保を一生懸命やることになったのですが、そうした結果は、二十二年度の納税成績は予算をいくらか上まわりました。つまり、自然増収が出て来たのです。

ところがこのことが国会で問題になりまして、それは更正決定が全国一斉に行われた直後のことでした。国会では、政府のやり方はけしからん、それは苛斂誅求といってその決議案を出すといって騒ぎだしました。が、この問題は、私どもからよく事情を説明して、結局決議案までは出さないことにして貰うことに話がつきましたが、とにかくそのころが、徴税問題としては一番むずかしいときで、いろいろめんどうなことがありました。

それにこの種のことをするには一般の条件が非常に悪くなっておりました。戦後の生活困難や労働組合運動その他の影響を受けまして、税務職員がなかなか思うように動かない。これを思うように動かせるのによほど骨を折らなければならない。外部の条件は悪いし、内部の条件も悪い。戦後に大分人を入れておりますけれども、新しく入れた連中はまだまだ新米ばかりで、どうもツボにはまった仕事はできない。だから「やれ」というと、何でもかでも、むちゃくちゃにやりだす。それを怒るとこんどは何もやらないでじっとしている。こんなわけなので、そこの調子をとってやって行くということは、なかなか難しく当時の財務

局長連中も大分骨が折れたようでした。私どもは財務局を主として督励して徴税を強行したのですが、税務署の指揮を直接とっていた財務局の人々は、大分苦心したようでした。

こういうふうに、徴税機関そのものも、本当の機能が発揮されない状態にあったし、このうえインフレで国民の所得もめちゃめちゃに変動している。第一線ではなれない連中がやっているし、人によっては、この所得を五倍にもしなければならぬことになっている。所得の状況がインフレによって混乱しているときですから、徴税も短期間にいっぺんにやってしまうことはむずかしい状況にありました。率直にいって、冷汗を流すようなことがよくありました。しかしやっと税収だけは確保することができまして、インフレ激化の難局は切り抜けることができたのですが、しかし一方、いろいろな悪影響を残したことも事実です。

こうして二十三年度になり、ドッジさんが二十三年の秋に見えて、二十四年の予算を指導することになったとき、もし、本年度の税収がだらだらしていて、どうにもいかぬという事態になって了っていたら、一体その後どうなっていたであろうか。税制自体がこわれてしまっただけでなくて、インフレの進行に対してよほど悪い影響も来たんじゃないかと思うのであります。

平田敬一郎が述べている徴税の割当制度の一端は、司令部へ提出した二二年度末割当を明示した表6－2（全国分）、表6－3（東京財務局分）によってうかがうことができる。表6－2によ

表　（全　国）　(Million Yen) Total

4；5	小　計	（指示額合計）Total	予算額 Budget	Increase or decrease to budget
14	10,088	23,122	19,300	3,822
10,534	43,742	49,200	49,201	△ 1
10,548	53,830	72,322	68,501	3,821
174	2,838	6,957	9,000	△ 2,043
976	4,125	6,300	6,300	—
2,523	17,630	23,870	23,870	—
483	4,329	7,452	7,845	△ 393
367	3,671	5,866	6,518	△ 652
760	5,886	5,886	6,541	△ 655
226	2,019	4,825	5,298	△ 473
16,057	94,328	133,478	133,873	△ 395

表6-2　徴　税　割　当

Taxes		Actual revenue	Quota			
		4-11	12	1	2	3
Income Tax	Withheld	13,034	2,276	3,217	2,501	2,080
	Self-assessed	5,458	1,361	6,230	8,691	16,926
	Total	18,492	3,637	9,447	11,192	19,006
Increased Income Tax		4,119	294	687	787	896
Corporation Tax		2,175	479	804	870	996
Liquor Tax		6,240	1,671	4,359	4,805	4,272
Commodity Tax		3,123	740	1,136	1,052	918
Admission Tax		2,195	628	809	960	907
Non War Sufferers Special Tax		—	—	1,312	2,467	1,347
Others		2,806	503	378	421	491
Total		39,150	7,952	18,932	22,554	28,833

出所：大蔵省資料 Z 603-33（歳入諸計表・昭和22年度）.

表6-3　徴　税　割　当　表（東京財務局分）　(Million Yen)

Taxes		Actual revenue	Quota					Tatal for the fiscal year
		4-11	12	1	2	3	4-5	
Income Tax	Withheld	4,276	871	1,072	928	829	2	7,978
	Self assessed	1,933	370	393	1,621	7,710	2,473	14,500
	Total	6,209	1,241	1,465	2,549	8,537	2,475	22,478
Increased Income Tax		1,243	86	145	175	124	55	1,828
Coporation Tax		717	194	307	330	331	425	2,304
Liquor Tax		1,501	448	1,301	1,422	1,281	736	6,689
Commodity Tax		1,094	269	416	383	338	153	2,653
Admission Tax		596	165	175	229	225	82	1,472
Non War Sufferers Special Tax		—	—	457	824	412	206	1,899
Others		938	170	103	117	143	84	1,555
Total		12,298	2,573	4,369	6,029	11,393	4,216	40,878

（注）　表6-2，6-3は昭和23年1月20日前後に作成されたものであり，予算額は最終補正後の予算額とは一致しない.

出所：表6-2と同じ.

表6-4　主　要　租　税　月　別　収　入　状　況　表(昭和22-24年度)　(単位：百万円)

税目	予算額	その年4月末 累計	その年4月末 収入歩合	同5月末 累計	同5月末 収入歩合	同6月末 累計	同6月末 収入歩合	同7月末 累計	同7月末 収入歩合	同8月末 累計	同8月末 収入歩合	同9月末 累計	同9月末 収入歩合	同10月末 累計	同10月末 収入歩合	同11月末 累計	同11月末 収入歩合	同12月末 累計	同12月末 収入歩合
			%		%		%		%		%		%		%		%		%
(昭和22年度)																			
租税及び印紙収入総額	135,422	1,748	1.3	5,594	4.1	9,682	7.1	15,570	11.5	20,937	15.5	27,353	20.2	33,451	24.7	39,606	29.2	47,392	35.0
所得税 源泉	19,843	895	4.5	1,944	9.8	2,992	15.1	4,584	23.1	6,372	32.1	8,379	42.2	10,824	54.5	13,152	66.3	15,948	80.4
所得税 申告	49,201	84	0.2	55	0.1	557	1.1	1,817	3.7	2,530	5.1	3,636	7.4	4,228	8.6	5,326	10.8	5,598	11.4
所得税 計	69,044	979	1.4	1,999	2.9	3,549	5.1	6,401	9.3	8,902	12.9	12,015	17.4	15,052	21.8	18,478	26.8	21,546	31.2
法人税	6,300	18	0.3	106	1.7	233	3.7	537	8.5	903	14.3	1,256	19.9	1,566	24.9	1,916	30.4	2,620	41.6
酒税	23,870	295	1.2	685	2.9	1,390	5.8	2,440	10.2	3,475	14.6	4,674	19.6	5,554	23.3	6,240	26.1	8,052	33.7
物品税	7,845	109	1.4	501	6.4	829	10.6	1,215	15.5	1,656	21.1	2,160	27.5	2,669	34.0	3,133	39.9	3,814	48.6
織物消費税	2,117	71	3.4	173	8.2	313	14.8	460	21.7	608	28.7	782	36.9	944	44.6	1,072	50.6	1,275	60.2
その他	26,246	276	1.1	2,130	8.1	3,368	12.8	4,517	17.2	5,393	20.5	6,466	24.6	7,666	29.2	8,767	33.4	10,085	38.4
(昭和23年度)																			
租税及び印紙収入総額	316,097	4,870	1.5	16,078	5.1	28,852	9.1	44,257	14.0	64,585	20.4	82,889	26.2	103,692	32.8	129,929	41.1	162,316	51.4
所得税 源泉	61,271	3,179	5.2	7,473	12.2	12,106	19.8	16,142	26.3	19,960	32.6	24,581	40.1	29,960	48.9	35,385	57.8	43,430	70.9
所得税 申告	122,196	72	0.1	2,495	2.0	4,606	3.8	8,877	7.3	16,620	13.6	19,884	16.3	24,352	19.9	33,858	27.7	40,349	33.0
所得税 計	183,467	3,251	1.8	9,968	5.4	16,712	9.1	25,019	13.6	36,580	19.9	44,465	24.2	54,312	29.6	69,243	37.7	83,779	45.7
法人税	18,056	130	0.7	777	4.3	1,796	9.9	2,677	14.8	3,906	21.6	5,336	29.6	6,861	38.0	8,304	46.0	11,864	65.7
酒税	45,776	600	1.3	1,873	4.1	3,728	8.1	6,411	14.0	10,006	21.9	13,663	29.8	17,376	38.0	21,646	47.3	27,483	60.0
物品税	17,508	124	0.7	896	5.1	1,787	10.2	2,806	16.0	4,016	22.9	5,390	30.8	6,862	39.2	8,243	47.1	10,073	57.5
織物消費税	10,091	214	2.1	754	7.5	1,354	13.4	1,982	19.6	2,691	26.7	3,324	32.9	4,199	41.6	5,122	50.8	6,471	64.1
印紙収入	4,640	230	5.0	490	10.7	790	17.3	1,103	24.2	1,399	30.6	1,626	35.6	1,987	43.5	2,446	53.6	3,068	67.2
その他	36,559	321	0.9	1,320	3.6	2,685	7.3	4,259	11.6	5,987	16.4	9,085	24.9	12,095	33.1	14,925	40.8	19,578	53.6
(昭和24年度)																			
租税及び印紙収入総額	515,970	12,038	2.3	38,693	7.5	71,780	13.9	115,283	22.3	152,250	29.5	187,115	36.3	228,118	44.2	278,601	54.0	330,637	64.1
所得税 源泉	129,486	6,381	4.9	18,270	14.1	28,308	21.9	39,334	30.3	50,585	39.1	62,047	47.9	74,251	57.3	86,027	66.4	98,579	76.1
所得税 申告	170,325	404	0.2	3,087	1.8	8,607	5.1	24,591	14.4	29,214	17.2	32,499	19.1	39,959	23.4	55,325	32.5	69,445	40.8
所得税 計	299,811	6,785	2.3	21,357	7.1	36,915	12.3	63,925	21.3	79,799	26.6	94,546	31.5	114,210	38.1	141,352	47.1	168,024	56.0
法人税	50,060	502	1.7	3,066	6.1	8,993	18.0	12,747	25.5	17,535	35.0	21,751	43.4	25,552	51.0	31,848	63.6	40,077	80.1
酒税	75,235	821	1.1	4,607	6.1	8,888	11.8	14,361	19.1	22,578	30.0	29,910	39.7	37,936	50.4	45,995	61.1	53,465	71.1
織物消費税	12,005	259	2.2	1,124	9.4	2,159	18.0	3,297	27.5	4,688	39.1	6,012	50.1	7,583	63.2	8,985	74.8	10,243	85.3
物品税	21,289	117	0.5	1,246	5.9	2,864	13.5	4,422	20.8	6,222	29.2	8,053	37.8	9,830	46.2	11,672	54.8	13,843	65.0
取引高税	31,844	2,272	7.1	3,956	12.4	6,770	21.3	9,535	29.9	12,405	39.0	15,440	48.5	18,808	59.1	22,436	70.5	26,273	82.5
印紙収入	9,601	714	7.4	1,451	15.1	2,189	22.8	2,946	30.7	3,595	37.4	4,332	45.1	5,069	52.8	5,739	59.8	5,779	60.2
その他	16,125	568	3.5	1,886	11.7	3,002	18.6	4,050	25.1	5,428	33.7	7,071	44.9	9,130	56.6	10,574	65.6	12,933	80.2

出所：大蔵省主税局「税制関係基本統計資料集」昭和25年，6-7ページ．

表6-4　主要租税月別収入状況表(昭和22-24年度)(つづき)

翌年1月末		同2月末		同3月末		同4月末		同5月末	
累計	収入歩合	累計	収入歩合	累計	収入歩合	累計	収入歩合	累計	収入歩合
	%		%		%		%		%
64,348	47.5	95,715	70.7	125,729	92.8	146,739	108.4	148,065	109.3
19,422	97.9	22,775	114.8	26,841	135.3	26,841	135.3	27,954	140.9
10,498	21.3	24,818	50.4	38,825	78.9	51,550	104.8	51,319	104.3
29,920	43.3	47,593	68.9	65,666	95.1	78,391	113.5	79,273	114.8
3,283	52.1	4,409	70.0	5,792	91.9	7,078	112.3	7,170	113.8
11,445	47.9	17,475	73.2	23,702	99.3	27,315	114.4	27,499	115.2
4,705	60.0	5,741	73.2	7,034	89.7	8,355	106.5	8,415	107.3
1,588	75.0	2,029	95.8	2,683	126.7	3,276	154.7	3,281	155.0
13,407	51.1	18,468	70.4	20,852	79.4	22,324	85.1	22,427	85.4
199,596	63.1	256,012	81.0	324,555	102.7	344,462	109.0	345,831	109.4
53,724	87.7	63,097	103.0	73,727	120.3	76,305	124.5	76,407	124.7
51,317	42.0	77,026	63.0	107,267	87.7	114,362	93.6	114,425	93.6
105,041	57.3	140,123	76.4	180,994	98.7	190,667	103.9	190,832	104.0
14,520	80.4	18,986	105.2	24,475	135.6	27,707	153.5	27,900	154.5
34,356	75.1	43,105	94.2	52,687	115.1	54,540	119.1	54,793	119.7
11,699	66.8	13,683	78.2	16,063	91.7	17,330	99.0	17,507	99.9
7,358	72.9	8,660	85.8	10,529	104.3	11,467	113.6	11,545	114.4
3,573	78.3	4,197	91.9	4,937	108.1	4,937	108.1	4,937	108.1
23,049	63.0	27,258	74.6	34,870	95.4	37,814	103.4	38,470	105.2
386,717	74.9	447,798	86.8	493,884	95.7	516,197	100.0	518,354	100.5
115,409	89.2	127,428	98.4	139,443	107.7	141,352	109.2	141,592	109.3
82,635	48.5	109,979	64.5	127,271	74.7	137,030	80.5	137,268	80.6
198,044	66.1	237,407	78.1	266,714	89.0	278,382	92.9	278,860	93.1
45,996	81.1	52,438	104.7	57,146	114.2	61,084	122.0	61,289	122.4
63,677	76.1	72,420	96.3	78,391	101.2	82,398	109.5	83,344	110.8
11,579	69.1	12,520	101.3	13,190	109.9	13,332	111.1	13,378	111.4
15,605	73.3	17,520	82.3	19,340	90.8	20,674	97.1	20,849	97.9
31,012	97.4	32,567	102.2	33,475	105.1	33,672	105.7	33,737	105.9
6,564	66.4	7,760	80.8	8,620	89.8	8,643	90.0	8,981	93.5
14,240	88.3	15,166	94.1	17,008	105.5	18,011	111.7	17,916	111.1

れば、所得税は四月～一一月の徴収実績が一八五億円であるのに対し、一二月～五月の割当の合計は五三八億円に上っている。法人税については、四月～一一月の実績が二二億円であるのに対し、一二月～五月の割当は四一億円である。酒税は一一月までの実績が六二億円で、翌年五月までの割当が一七六億円に上っている。総額では、二二年度予算が一三五四億円であり、一一月末までの実績三九二億円であったのに対し、一二月以降の割当は九四三億円に上っている。同じ傾向は東京財務局の分についてもみられる。

また平田敬一郎が、徴税強行が国会で問題になり政府批判の決議案を出すという事態があったと述べているが、国会で問題になった理由の一つとして、次のことがあげられている。[4]

連合軍は全力を注いで、徴税の応援に乗り出したがその応援の仕方が異常だった。ジープを駆り出して、それに日本の徴税係官を乗せ、じぶんもそれに同乗して納税の督促に出向く。時には督促と同時に差押を執行する。納期までに税金を払い込まなければただちに競売を執行するぞとおどかす。その態度は占領軍が軍務を執行するときと変りがない。

右にみたように、二二年度の租税徴収は割当制度によって強行されたが、各月の収入実績は表6-4の示すとおりである。申告所得税制の採用によって二二年の所得税（申告分）の納税は、六月、八月、一〇月に予定納税額の四分の一ずつを納付することになっていたが、一二月末で申告所得税の収入歩合はわずかに一一・四%であった。それが五月末には一〇四・三%の収入歩合となっており、徴収強行ぶりがうかがわれる。租税及び印紙収入総額では、五月末では収入の実績は予算を九・三%上回っている。

この年度創設の非戦災者特別税の二二年度予算六五億四一〇〇万円に対し、年度収納済はおよそ六二億円であった。

(1) ここにいう「自然増収」とは、改正税法の施行期を起点として、そこから見通された税の収入増加額をいう。この場合、税収額は、物価が税法の改正時点の状態を維持してそこから騰りも下がりもしないという前提のもとに見積もられるので、もし、物価が騰り、そのために所得がふえるような場合には、その所得をもとにしたときの税収額と、物価が現状を維持しながらすすんだときの国民所得をもとにして課税したときの税収額との差額が、自然増収というかたちであらわれてくる。

(2) 「公文類集」昭和二二年・財務二二。

(3) 平田敬一郎「昭和二十二年末以来の税制と徴税問題」(一)(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)。

(4) 高石末吉『覚書終戦財政始末』第一八巻、七二三ページ。

第七章　昭和二三年の税制改正と取引高税

第一節　昭和二三年の税制改正

一　概　説

公務員の生活補給金の支給をめぐる補正予算の取扱いをきっかけとして、片山内閣は昭和二三年二月一〇日に内閣総辞職を閣議で決定し、三月一〇日芦田内閣の成立とともに正式に総辞職した。

昭和二三年度一般会計概算はこうしたなかで三月二九日に決められたが、二三年度の税制改正法案はこのときに計画されたものである。芦田内閣は民主党、社会党、国民協同党の連立内閣であって、予算政策には多くの対立点があってその調整が長びいた。最終的には司令部から予算案の早期議決の要求をうけ、ようやく二三年度本予算の成立をみたのは七月四日（第二回国会）であった。その間、四月、五月、六月分の支出は暫定予算によってまかなった。

改正税法が、こうした経過のなかで国会に提出されたのは二三年六月二一日であった。二三年度税制改正は、第二

回国会に提案された次の四つの税法である。

①「所得税法の一部を改正する等の法律案」（修正可決）（昭和二三年七月七日法律第百七号）。この税法で所得税法ほか二二の法律が改正され、二つの法律（酒類業組合法、特別法人税法）が廃止された。

②「昭和二十三年の所得税の四月予定申告者の提出及び納期の特例に関する法律案」（原案可決）（昭和二三年三月三一日法律第十五号）、同改正（昭和二三年五月一日法律第三十八号、昭和二三年五月三一日法律第五十号）。

③「取引高税法案」（修正可決）（昭和二三年七月七日法律第百八号）。

④「競馬法案」（原案可決）（昭和二三年七月一三日法律第百五十八号）（昭和二三年七月一八日限り馬券税法廃止）。

昭和二三年度税制改正はその方針を次のごとくうたっている。[1]

賃銀、物価等経済諸情勢の推移に応じて、国民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して、租税収入を確保する等のため、次の方針により税制の改正を行うこと

(1) 所得税については、賃銀、物価等の変動に伴う所得状況の推移、課税の実情に照らし、負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき所要の改正を行うこと

(2) 法人税については、産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資するため、負担を軽減すること。なお、特別法人に関する規定を法人税法に統合すること

(3) 物価の変動に即応して、間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、マッチ、あめ類に対する物品税並びに定額税率による登録税、骨牌税及び印紙税について相当の増徴を行うこと。なお、物品税を課せられる物品中負担過重と認められる特定のものについて税率の調整を行うこと

(4) 有価証券移転税及び取引税について相当の増徴を行い、通行税については、従来の従キロ税を従価税率に改めること

(5) 経済情勢の変動に即応して租税収入を確保し財政の基礎を堅実ならしめるとともに、所得税、法人税の減収の一部を補塡するため、取引高税を創設すること

(6) 最近における徴税の実情に顧りみ加算税、追徴税、罰則税等に関する規定の改正を行うとともに、直接国税に関する調査権限の拡充等を行い、脱税の防止、取締に資すること

いうまでもなく、取引高税は昭和二三年の税制改正の一環として構想されたものであり、これを他の諸税と切り離して論ずることはできない性質のものであるが、以下では記述の都合上、第一節において取引高税以外の諸税について、第二節において取引高税について記すこととしたい。

二　所得税

所得税改正の政府原案は次のごときものであった。

一　税率を次のように改正すること

二万円以下の金額	百分の二十	（現行一万円以下　百分の二十）
		（〃　一万円を超える金額　百分の二十五）
		（〃　一万五千円を超える金額　百分の三十）
二万円を超える金額	百分の二十五	（現行　三万円を超える金額　百分の四十　百分の三十五）

四万円を超える金額　百分の三十（現行五万円を超える金額　百分の四十五）
七万円を超える金額　百分の三十五（〃九万円を超える金額　百分の五十七）
十万円を超える金額　百分の四十（〃十二万円を超える金額　百分の六十八）
十五万円を超える金額　百分の四十五（〃　百分の七十二）
二十万円を超える金額　百分の五十（〃　百分の七十六）
二十五万円を超える金額　百分の五十五（原注）（〃　百分の八十　）
三十万円を超える金額　百分の六十（〃　百分の八十二）
五十万円を超える金額　百分の六十五（〃　百分の八十四）
七十万円を超える金額　百分の七十五（〃　百分の八十四）
百万円を超える金額　百分の七十五（〃　百分の八十五）
二百万円を超える金額　百分の八十（〃　百分の八十五）
五百万円を超える金額　百分の八十五（〃　百分の八十五）

（原注）二十五万円を超える金額百分の五十五の項は原案にはなかつたもの。議会における法律案修正の結果加えられた。従つて三十万円を超える金額の百分の五十五は百分の六十となり、以下順次百分の五ずつ高められた。

二　給与所得の計算について、その年の収入金額から控除すべき金額は、その十分の二・五に相当する金額（最高三万七千五百円）とすること。但し、昭和二十三年分の所得税については、収入金額五万円までの金額十分の二・五、五万円を超え十五万円までの金額の十分の一・三五四八に相当する金額（最高二万六千四十円）とすること（現行十分の二・五最高一万二千五百

円）

三　基礎控除額を年一万五千円に引き上げること。但し、昭和二十三年分の所得税については一万三百二十五円とすること（現行四千八百円）

四　同居親族のうちに事業等所得を有する者と給与所得又は退職所得を有する者とがあるときは、事業等所得の金額及び給与所得又は退職所得の金額からそれぞれ基礎控除を行うこととすること

五　扶養親族の控除額は、扶養親族一人につき税額において年千八百円とすること。但し昭和二十三年分の所得税については千百九十五円とすること（現行四百八十円）

六　簡易税額表を適用する場合を、所得金額二十二万円程度（現行八万円）まで拡張すること

七　外国人及び外国法人に対する利子所得、配当所得等の税率を、内国人及び内国法人と同様百分の二十とすること（現行百分の三十又は百分の二十五）

八　予定申告書及び確定申告書の提出を要しない者の範囲を拡張すること

九　右の改正に伴い、簡易税額表及び源泉徴収額表を改正するとともに、源泉徴収額表中半月額表及び旬額表を廃止すること

（原注）賞与等給与所得に対する源泉徴収額表の税率適用を若干引き上げること

一〇　当分の間、所得金額のうちに配当所得があるときは、所得税額から配当所得の百分の十五に相当する金額を控除すること

この所得税改正について、政府は提案理由説明を次のように述べている（昭和二三年六月二一日衆議院委員会）[2]。

まず、所得税でありますが、……貨銀物価等の変動、課税の実情に照らし、負担の軽減を図ることに重点をおいて、所要の改正を行ったのでありまして、物価の改訂が勤労所得者等に加える重圧は、これにより相当程度緩和される見込であります。所得税の負担の軽減を図るための措置といたしましては、まず第一に、税率を大幅に引き下げることといたしました。すなわち所得

税の現行税率は最近における名目的所得の増大等に顧みるときは相当重くなっておりますので、最低税率現行一万円以下の金額百分の二十を二万円以下の金額百分の二十とし、順次税率の引下を行い、最高税率現行百万円を超える金額百分の八十を五百万円を超える金額の百分の八十といたしたのであります。百分の五十の税率は現在は五万円を超える金額であるのが改正後は二十万円を超える金額となるのでありまして、相当大幅な引下を行っているのであります。

第二に、給与所得の計算についてその収入金額から控除する金額を現行の五万円までの金額の十分の二・五から十五万円までの金額の十分の二・五に引き上げることといたしたのであります。従いまして控除額の最高限度は、一万二千五百円から三万七千五百円に引き上げられたのであります。

第三に、基礎控除額を現行年四千八百円すなわち月四百円から、年一万五千円即ち月千二百五十円に引き上げたのであります。なお基礎控除につきましては、同居親族等のうちに事業等所得を有する者と、給与所得を有する者とがある場合における負担を軽減するため、事業等所得の金額及び給与所得の金額からそれぞれ基礎控除を行うことに改めたのであります。

第四に、扶養親族の控除額を現行扶養親族一人につき年四百八十円すなわち月四十円から、年千八百円すなわち月百五十円に引き上げたのであります。而して給与所得に対する源泉徴収につきましては、六月十五日以後の支給に係る給与から、右の勤労控除、基礎控除及び扶養控除の改正規定を適用することといたしております。これに対応して、昭和二十三年分の課税にあたりましては、さきに申し述べました給与所得の控除は収入金額五万円までの金額の十分の二・五と、五万円を超え十五万円までの金額の十分の一・三五四に相当する金額との合計額、その最高額は二万六千四十円とし、基礎控除は年一万三百二十五円とし、また扶養控除額は年千百九十五円といたしておるのであります。今回の改正により扶養親族三人の場合の所得税の負担を御説明いたしますと、給与所得者については給与月額四千五百十一円程度以下の者、事業所得者については、昭和二十三年分の課税について申しますれば、所得年額二万八千二百五十円程度以下の者は、それぞれ課税されないこととなるのであります。また給与所得者については、給与月額五千円の者の現行負担は千一円であるのが、改正後は九十一円となり、給与月額一万円の者の現行

負担は三千七百三十六円であるのが、改正後は千百九十五円となるのでありますし、また事業所得者については、昭和二十三年分の課税について申しますれば、所得年額五万円の者の現行負担は一万三千百五十円であるのが、改正後は五千二百三十三円となり、所得年額十万円の者の現行負担は四万三十八円であるのが改正後は二万千三百一円となるのでありまして、それぞれ相当負担の軽減と相なる次第であります。

その他、所得税につきましては、外国人及び外国法人に対する利子所得、配当所得等の税率を、内国人及び内国法人と同様百分の二十といたしました外、簡易税額表の適用を受ける者の範囲を、所得金額二十二万円以下の者にまで拡張し、大多数の所得者の税額計算の手数を省略するとともに、予定申告及び確定申告書の提出を要しない者の範囲を拡張する等の改正を行ったのであります。また源泉徴収額表中一部の表を省略することとし、賞与等の給与所得に対する源泉徴収額表の税率の適用を、給与所得に対する年末調整の場合の負担を考慮して、若干程度引き上げることといたしたのであります。なお、当分の間、所得金額のうちに、配当所得があるときは、所得税額から配当所得の百分の十五に相当する金額を控除する特例を設けることとし、証券の民主化に資することといたしました。

所得税法改正案について国会で修正された個所は次のごとくであった（傍線個所を削り、小文字を加える）。

第十三条第一項に掲げる税率の改正を次のように修正

二万円以下の金額	百分の二十
二万円を超える金額	百分の二十五
四万円を超える金額	百分の三十
七万円を超える金額	百分の三十五
十万円を超える金額	百分の四十
十五万円を超える金額	百分の四十五

二十万円を超える金額	百分の五十
二十五万円を超える金額	百分の五十五
三十万円を超える金額	百分の五十五
五十万円を超える金額	百分の六十五
七十万円を超える金額	百分の七十
百万円を超える金額	百分の七十五
二百万円を超える金額	百分の八十
五百万円を超える金額	百分の八十五

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「(前項の規定の適用がある場合においては、同居親族の課税所得金額の合計額の百分の八十に相当する金額)」を削る。

この所得税改正のなかで、同居親族の事業所得からの基礎控除を認めたのは、改正前において、「同居親族のうちに給与所得または退職所得を有する者が2人以上ある場合にはその所得金額から各々四、八〇〇円を控除する。この場合控除する金額の合計額が四、八〇〇円に満たないときはその不足額は同居親族の他の所得金額から控除する。」とあるのを事業所得にまで広げようとするものである。

この年の所得税改正で一つの注目すべきことは、配当所得の税額控除が始まり、配当所得がある場合には、所得税から配当の一五%を控除するという規定が設けられたということである。それ以前の税法では、いわゆる法人実在説の立場から、課税上法人と個人は別個の主体であり、法人にはその所得について法人税を課すると同時に、株主が会社から配当を受けた場合にはその配当を個人の所得として所得税を課するという制度になっていた。この年からこの制度を重複課税とみなし、配当の一部を控除するという制度にふみきったことは、その後の配当所得控除に影響を及ぼすことになった。

「昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律案」は二三年三月に公布され、五月に改正されるが、それは次のような趣旨のものであった。二三年の所得税の改正案が国会で可決されたのち、改正規定に従って四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにするのが負担の点からみても、また徴税者、納税者両者の手数からみても適当といえる。しかし、改正案の国会提出がおくれたために、二三年に限り特例を設定し、さらにその内容を修正して、所得税の四月予定申告書は、同年七月一日の現況によって記載し、七月一日から同月三一日までに提出することとし、所得税の第一期の納期も、七月一日から同月三一日限りとして、それぞれ三カ月繰り延べることにする。また右に伴い、二三年に限り、所得税の納期はこれを三期とし、予定納税額の三分の一ずつを七月、一〇月および一月に納付するようにする。

この改正案は同年五月一日政府原案どおり可決され公布施行された。

三　法人税および特別法人税

法人税および特別法人税改正の政府原案は次のようなものであった。

一　特別法人税を廃止し、特別法人に関する規定を法人税法に統合すること
（原注）普通所得に対する税率を当分の間、一般の法人の場合に比し百分の五軽減するとともに、事業分量に応ずる配当は損金に算入すること
二　資本に対する法人税の課税を廃止すること
三　超過所得の税率を次のように改めること
資本金の三割超過額　百分の十（現行一割超百分の十）
同　五割超過額　百分の十五（〃　二割超百分の二十）
同　十割超過額　百分の二十（〃　三割超百分の三十）
四　外国法人に対する普通所得の税率を、内地法人と同様、百分の三十五とすること（現行百分の四十五）
五　同族会社に対する加算税の税率について所得税の税率と権衡をとり、必要な改正を行うこと
六　課税の充実を図るため、必要に応じ納税地を指定し、営業の事実上の中心地において課税する途を拓き、併せて支店等の所轄税務署長等に支店等の調査の権限を与えること

これに関する政府の提案理由は次のように述べている。(3)

次に法人税でありますが、……産業の振興、外資の導入等に資する見地から負担の調整を図るのを目標といたしたのであります。まず税率でありますが、最近における法人課税の実情、資本と所得との間の不均衡等を考慮いたしまして、超過所得の階級区分を引き上げ、又税率を引き下げたのであります。すなわち現行資本金の一割超過額百分の十を、三割超過額百分の十に、二割超過額百分の二十を、五割超過額百分の十五に、三割超過額百分の三十を、十割超過額百分の二十に、それぞれ引き下げることといたしました。これと同時に今回資本に関する法人税は、現在その実益に乏しいことを考慮いたしまして、これを廃止することといたしました。また外国法人に対する普通所得の税率、現行百分の四十五を、内地法人と同様百分の三十五に引き下げ、外国法人を内地法人なみに取り扱うことといたしたのであります。なお同族会社に対する加算税の税率につきましても、所得税の税率の引下に対応せしめるため、所要の改正を行うことといたしたのであります。

次に特別法人税法を廃止いたしまして、特別法人に関する規定を法人税法に統合することといたしたのであります。ただ特別法人に対しましては、従来通り事業分量に応ずる配当はこれを損金に算入することといたしました外、当分のうち普通所得に対する税率を、一般の法人に比し百分の五軽減することといたしました。さらに法人税の課税の充実徹底を図るため、必要に応じ納税地を指定して、営業の事実上の中心地において課税する途を開くこととし、併せて支店等の所轄税務署長等に、当該支店等の調査の権限を与えることといたしました。なお、法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に基き、株式その他の資産を処分した場合の課税上の特例に関する規定を、租税特別措置法に新たに設けることといたしました。

この法人税改正において資本に対する法人税課税は廃止されたが、それは次の理由によるものであった。インフレーションの進行によって古く設立されていた会社の公称資本金の額はわずかのものになる。他方、新しく設立される会社の資本金は貨幣価値の低落に応じて相当大きな額になる。そこで新設法人の方が税負担が重くなるという不公平さが生じる。

法人税改正案は原案どおり国会で可決された。

四　消費税および流通税

取引高税以外の消費税および流通税を便宜上ここにまとめることにする。これらの税制改正の政府原案は次のとおりである。

(1) 有価証券移転税

株券に対する税率を十割程度増徴すること（現行千分の一乃至千分の四）

(2) 通行税

一　税率を次のように改めること

普通税率を料金の百分の五の比例税率とすること（現行一等一キロにつき四銭、〃二等　二銭、〃三等　五厘）

急行及び寝台料金の税率を百分の二十とすること（現行一等　百分の六十、〃二等　百分の四十、〃三等　百分の二十）

二　二十キロ以下の三等乗客に対する非課税規定を廃止すること

（原注）三等定期券に対する非課税規定は、これを存置すること

(3) 登録税

定額税率について十割程度の増徴を行うこと

(4) 酒税

一　清酒について一升壜詰の小売価格を一級四百五十円程度（現行二百九十五円）に、二級酒三百五十円程度（現行二百四十円）に、麦酒について壜詰一本の小売価格を七十円（現行四十一円五十銭）に引き上げる程度の増徴を行い、その他の酒類についても品質に応じ税負担に差等を設けてこれに準ずる増徴を行うこと

二　特別価格で販売する酒類の価格を一級清酒九百円程度（現行六百円）、二級清酒七百五十円程度（現行五百四十円）、麦酒壜詰百五十円程度（現行百一円五十銭）とすること

(5) 清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について九千五百円（現行六千九百円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引上を行うこと

(6) 砂糖消費税

砂糖については、税率の区分を簡素化するとともに、第二種（分蜜糖）に対する税率を百斤につき二千二百円（現行千五百十円又は千八十円）に引き上げ、その他の砂糖、糖蜜及び糖水についても同程度の税率の引上を行うこと

(7) 物品税

一　マッチに対する税率を千本につき六円（現行三円）に、あめ類に対する税率を百斤につき二千七百円（現行八百円）に引き上げること

二　第一種の物品中時計、文房具、漆器、陶磁器、電球類、ミシン等について、税率を一段階引き下げるとともに、課税最低限の引上を行うこと

(8) 取引所税

取引税について第二種の税率を万分の二十（現行万分の十）に引き上げる等の改正を行うこと

(9) 骨牌税

税率を、一組について、麻雀千五百円（現行千円）、その他の骨牌百三十円（現行百円）に引き上げる等の増徴を行うこと

(10) 印紙税

税率を、一件について委任状、受取書等二円（現行一円）、預金通帳以外の通帳四円（現行二円）とする等定額税率の引上を行うこと

これらの諸税改正に関する政府の提案理由は次のごとくである。(4)

次に、有価証券移転税につきましては、有価証券のうち株券に対する税率をこの際増徴して、千分の二乃至千分の八程度といたしたのであります。なお、企業再建整備法等に関連して、有価証券移転税を課さない特例を設けることといたしました。

次に通行税につきましては、現行一キロにつき一等四銭、二等二銭、三等五厘の従キロ税でありますのを、今回料金の百分の五の従価税率に改め、急行及び寝台料金の税率を、一律に百分の二十といたしたのであります。なお二十キロ以下の三等乗客に対する非課税規定は、これを廃止いたしましたが、三等定期券についてはその性質に鑑み従来通り非課税といたしております。

次に酒税でありますが、財政需要の現状、物価の現状に顧み、清酒については一升壜詰の小売価格、一級酒現行二百九十五円を四百五十円程度に、二級酒現行二百四十円を三百五十円程度に、麦酒につきまして壜詰一本の小売価格現行四十一円五十銭を七十円程度に、それぞれ引き上げる程度の増徴を行うとともに、その他の酒類についても品質に応じ税負担に差等を設けて、これに準ずる増徴を行うこととし、又、特別価格で販売する酒類の価格につきましても、一級清酒現行六百円を九百円程度に、二級清酒現行五百四十円を七百五十円程度に、麦酒壜詰現行一本当り百一円五十銭を百五十円程度にそれぞれ引き上げ、総税額において平年度五割程度の増徴を図ることといたしました。

清涼飲料税につきましては酒税の増徴に対応して第二種サイダーの税率を、一石について現行六千九百円を九千五百円に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引上を行うことといたしました。

次に砂糖消費税につきましては、税率の区分を簡素化するとともに、第二種分蜜糖に対する税率を、百斤につき現行千五十円又は千八十円を二千二百円に引き上げ、その他の砂糖、糖蜜及び糖水についても、同程度の税率の引上を行うこととといたしました。なお輸入砂糖等については砂糖消費税を非課税とする等の規定を新たに設けることといたしました。

次に物品税につきましては、最近における物価の状況等に即応し、従量課税の税率を引き上げることとし、マッチについては十割程度、あめ類については五割程度の税率の引上を行うこととといたします反面、第一種の物品中、負担過重と認められる特定の物品、すなわち時計、文房具、漆器、陶磁器、電球類、ミシン等につき、税率を一段階引き下げるとともに、課税最低限の引

上を行うこととといたしました。なお、食糧配給公団の配給するぶどう糖であって、主食強制代替配給のものに対する物品税を免除する規定を設けることといたしました。

なお、登録税のうち定額税のもの、印紙税、取引税及び骨牌税につきましても、それぞれ物価の変動に即応して税率の引上を行うこととといたしたのであります。

これらの税制改正は国会で修正を受けたが、その個所は次のとおりである（傍線個所を削り、小文字を加える。大丸印の個所に小丸印の節を挿入）。

取引所税法第十七条第一項の改正規定は、証券取引法を改正する法律（中略）施行の日（昭和二十三年五月七日）から、これを適用し、○通行税法第二条から第八条まで及び同法附則の改正規定は、政令で定める日から○関税法第九十九条及同法別表の改正規定並びに横須賀港を開港に指定する等の法律の改正規定は、港域法（昭和二十三年法律第　号）施行の日からこれを施行する。

（以下略）

第四十四条　通行税法第二条から第八条まで及び同法附則の改正規定　この法律施行前に課した又は課すべきであった通行税については、通行税法第十一条ノ二、第十一条ノ三、第十三条第一項及び第十四条の改正規定を除く外、なお従前の例による。

（以下略）

五　その他の税制改正

以上に述べた諸税のほか次の相続税ほかの税制改正がある。それらについて政府改正原案は次のとおりである。[5]

(1)　相続税

一　課税価格に算入しない少額贈与額の限度を三千円程度（現行千円）に引き上げ、その他の免税点についても相当程度の引上を行うこと

二　延納を求めることができる税額の限度を三万円程度（現行一万円）に引き上げるとともに納税の困難でないと認められる者に対しては、延納年限の短縮、延納年割額の変更等をなし得る等の規定を設けること

(2)　租税特別措置法

一　農林中央金庫、商工組合中央金庫、市街地信用組合等にも登録公社債等に対する所得税の免除を行うこと。

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定により法人が株式等を処分した場合の処分益については、超過所得に対する法人税を課さないこと

三　企業再建整備法又は金融機関再建整備法の規定により認可された整備計画に基き発行する株券を引き受ける者等が当該整備計画に基きなした株券の移転については、有価証券移転税を課さないこと

四　輸入砂糖及び食糧配給公団の配給するぶどう糖等であって主食強制代替配給のものに対する砂糖消費税及び物品税について免税規定を設けること

(3)　国税犯則取締法

直接国税に関する犯則事件の調査を強力且つ迅速に行い、課税の徹底を期するため、収税官吏の調査権限を拡充強化するとともに国税の課税標準の申告をしないこと、国税の徴収又は納付をしないこと等を扇動又は強要した者を処罰する規定を設けるため、間接国税犯則者処分法を改正して国税犯則取締法を制定すること

(4)　関税法

関税法の犯則事件に対する罰則等の規定を整備強化すること

(5)　その他

一　加算税、追徴税及び罰則を整備強化すること

二　国税徴収法の延滞金を引き上げるとともに、国税の過誤納金に還付加算金を附すること

三　土地の賃貸価格の一般的改訂を一年延期すること

四　狩猟免許税を地方に委譲すること

五　その他各税法につき規定の整備を行うこと

このような税制改正について、政府は次のように提案理由を説明している。(6)

相続税につきましては、課税価格に算入しない少額贈与額の限度を、現行千円から三千円に引き上げ、その他の免税点についても相当程度の引上を行うとともに、年賦延納を求めることができる税額の限度を、現行一万円から三万円に引き上げ、納税の困難でないと認められる者に対しては、延納年限の短縮、延納年割額の変更等をなし得る等の規定を設けることといたしたのであります。

以上申し述べましたほか、今回改正しようとする二、三の点について申しますれば、まず直接国税に関する犯則事件の調査を強力かつ迅速に行い、課税の徹底を期するため、収税官吏の調査権限を拡充強化するとともに、国税の課税標準の申告をしないこと、国税の徴収又は納付をしないこと等を扇動し、又は強要した者を処罰する規定を設けるため、間接国税犯則者処分法を改正して、国税犯則取締法を制定することといたしたのであります。なお関税法の犯則事件に対する罰則等の規定を整備することといたしました。その他所得税、法人税等各税にわたり加算税、追徴税、罰則等の規定を整備強化するとともに、国税徴収法の延滞金を引き上げ、あらたに国税の過誤納金に還付加算金を附することといたしたのであります。また土地の賃貸価格の一般的改定は、諸般の事情を考慮し、一年延期することといたしました。

(1)　『昭和の税制改正』、一七六―七七ページ。

(2)　「第二回国会衆議院財政及び金融委員会議録」第四三号（昭和二三年六月二一日）。

(3) 同前。
(4) 同前。
(5) 『昭和の税制改正』、一七八―一七九ページ。
(6) 注2に同じ。

第二節　取引高税

一　取引高税の構想

取引高税はどのような考えによって登場してきたのだろうか。この問題について当時の主税局長平田敬一郎は、次のように述べている。(1)

二十三年度においては、どういう税制でのぞむべきかの問題ですが、この問題について私はいろいろ考えてみたのですが、もうその当時のぼくの気持としては、所得税その他の直接税で尨大な収入を上げること、ことに経済混乱期において多額の収入を上げるということは、摩擦ばかりが多くて結果は必ずしも公平には行かない。率直に言って、むしろ間接税で行った方がいいんじゃないかという気がしたのです。つまり所得税を相当大幅に減税し、その代りに間接税で埋合せをつけた方がいいんじゃないかという考えをもっていました。ぼくだけの意見でなくて、主税局ぜんたいの一致した意見だったのです。

さて、間接税で行くと決めましても、では、どういう間接税でゆくかということになりますと、また問題がありました。当時イギリス、アメリカを除いて、日本だけが一般売上税をやっていない。こういう経済変動の激しいときには、申告所得税みたいな非常に技術的にむずかしいものを適時適切に徴収して行くということは、なまやさしいことではない。なるべく所得税の方は軽くして、ほかに代り税を求めて、これで健全財政を堅持してゆく、つまり所得税を減税して、そのほかの税でカバーするという方向がいいのではないかということになりました。そこでやり出したのが例の取引高税です。

で、二十三年度の税制としては、所得税はまずできるだけ減税して取引高税でゆくということになった。ところが司令部は当時の日本の状況から見て、減税なんか飛んでもない話だとなかなか認めてくれそうもない状況でした。税は幾らでもとらなければだめだ。でなければこのインフレはとまらぬという考え方を堅持しておりました。こういう考えですから、所得税を軽くする案を樹てる以上は、やはりほかの新税なり何なりを持って行かなければ相手にしてくれない、といったような関係もありましたし、またぼくらとしても、インフレ防止のための健全財政はあくまで押し徹さねばならぬ。そのために税制はあくまでも歳出の財源をまかなうだけの、できるだけ多くの税収が必要である。しかし所得税は率直に言って、考えものだ。そういうわけでしたから、端的に刻々の経済情勢の動きに応じて変動し、しかも早く入ってくる税がほしい。取引高税は税の理論からいったら悪いかもしれないが、こういうような経済変動のときには返っていいのではないか、ということになったのですが、部内にも若干の議論があったことは事実です。反対論としては、むしろ所得税を育て上げた方がいいのではないかという議論が一つございました。新税なんか起さない方がいい。とにかく今のままでやってみようではないかという意見もありました。が、その頃は所得税の適正の課税そのものについてほとほと弱り抜いたときです。

所得税の育成についてはぼくはその当時こんなふうにかんがえていました。所得税のうち源泉課税の分は、とにかく早く、かつ確実に入って来る。が、申告納税の方は、時間的にどうしてもズレが出て来るので、こんな時期にはちょっと困る。安定した経済のもとには、ズレ位は出て来ても大したことはないのですが、物価が一年に五割も六割も上り、物によっては二倍にもなるというときには、源泉課税と申告納税の間には、同じ所得税の間に不公平が起ってくる。つまり、遅れて徴税されることによって、実質上の負担が非常に違って来るのです。しかも申告納税の方は的確にその所得を捕捉しがたいし、昔金持ちだった者はいなくなって、残る者は貧乏人か、あるいは闇の所得者しかない。こういう状態ですから、やはり所得税にあまり多く依存してはいけない、というわけです。こんなわけで考え出されたのが取引高税で、この取引高税はこれまたいろいろ問題がありました。問題の一つとしてさわがれましたのは、取引高税は闇所得をつかむために設けられたものだということで、世間でいろいろ取沙

汰されました。ぼくらは率直に言って、そんなことは考えていなかったので、これは納税者の方の心配だけだったようです。じっさいわれわれはそこまで考えてはいなかったのです。私どもの考えはむしろ今申したような観点からこれに賛成したので、何とか財政の均衡も保持し、所得税もあまり問題を起さなくてやって行けるようなシステムを考えたらどうかという意味で、取引高税などは理論的に言って大体不公平な税で、所得税なんかに比較して、はるかに劣るということも十分承知していたんですが、こういう際はやはりやむを得ないのではないかということで起すことにしたわけです。

国会の審議でも相当に問題になりまして、運賃の値上げ、郵便料金の値上げ、その他と一緒になって大分議論になりましたが、とにかく国会では所得税の減税が一緒にくっついておる、それから食糧費その他に対する免税の範囲を大分拡張しましたりしている。というので結局実行に移すということになりました。ただこれは言われるように、徴税にさいして、その方法の一つとして印紙を用いたのが今から考えてみるとやはり失敗だったと思います。あの混乱したときにいちいち印紙でもってキチンとやられると、いくら何でも――業界の痛い所にピリッピリッさわることになる。それが取引の都度さわって来るのですから、業界に猛然たる反対意見が起るのも、無理はありません。ですから、業界の反対もやはり自然な現象ではなかった〔か〕と思います。税の理論的な部分、つまりそれがいい税であるとか、悪い税であるとか、そういうことではなくて、むしろ徴税技術の面からして大分議論が出てきたのでした。で、結局その当時の政治の動きと関連して取引高税が総スカンを食うことになったわけです。

二十三年度の税制と申しますと、こういう点が大きな問題ではなかったかと思います。これを実行したのですから問題はいろいろありましたが、二十四年度の均衡財政堅持の政策を採るにつきまして、税制の面でもこれをどうするかがシャウプ使節団の問題になり、その勧告の大きな問題だったらしいのですが、いずれにせよ、そういうことを二十三年度にやったということは一つの大きなことの一つだと思うのであります。

当時の人々は取引高税を、所得税の課税についてその所得を完全に捕捉する一つの手段であると解釈していたので

はないかとも考えられるが、こうした問題に対して平田敬一郎は、取引高税にはそうした意図がなかったと次のように述べている。(2)

取引高税を所得税の手段にしようというつもりはなかった。われわれはそれほど取引高税に重きを置いていなかったのだ。むしろわれわれは所得税を減らして、これに取引高税に置きかえようとしていたのだ……。税制というものは売上げをつかむ制度とか、いろいろな面があることは確かだけれども、当時のわれわれは一部のところで考えているように、そのようなことを主たる目的にしようとは思っていなかった。

取引高税の徴収方法として、印紙を使用したことについて、当時の主税局国税第二課長だった原純夫は次のように回顧している。(3)

取引高税は、大体脇坂〔国税第一課長〕あたりが平田局長の下でつくって、その実施は二課長だったぼくがやったのだが、これは言われる通り印紙を渡さなければいけない。で、取締りが非常に簡単です。町を歩いていて買物している所へ入って行って、免税点以上の物を売っているときに印紙を貼っていなければ犯則ですから、犯則はどんどん出る。そこで街は恐慌を来した。だから何というか、遵法精神が行き渡って租税が平常化しておればそれも当然だと思われるのだが、やはりあまり息苦しいという感じだったですね。確かに言われる通り、もう印紙を使ったのは致命的欠陥ですね。

また平田も原と同じく、印紙の使用について

あれはよほどぼくも考えたのです。部長の全体会議もやったら、意見が四対三ぐらいにわかれる。結局司令部の連中も、何か新しいものをやった方がいいぞというので、しかも、アメリカで類似のことをやってうまく行っている所があるというので、結局ああいうふうになってしまったが、あれをやらなかったら、あれほどの反対は出なかったと思います。最初は少し弱くしておけばよかったのだがね。

と述べている。(4)

さらに、当時の主税局国税第一課長の脇坂実は取引高税の徴収について次のように回顧する。(5)

納税の仕方を印紙にしたということがまずかったのです。最近は時折、非常にいいものだから復活したらどうだといわれるようですが、あの印紙納税で始めたことはやはりまずかったですね。それともう一つ非常に不満だったことは、あれを間接税にしたということです。間接税にして間接国税犯則者処分でぴし〳〵とやったのです。それであまりひどいというので反撃を食った。それで一年四箇月でやめてしまったのです。あれは直接税にしておけばあんな反撃はなかったでしょう。しかし当時税務署の直税係は所得税の行政で一ぱいでやれなかった。それで間接税の方がいいのじゃないかというので間税課へ持って行ったのです。間税は直税と違ってぴし〳〵やりますからね。そこで酒の方をやるくらいの勢いでやったものだからえらく評判が悪くなった。

二　取引高税に対する司令部の態度

日本政府の取引高税導入案に対する司令部の態度はおよそ次のようなものであった。まず一般的減税に対しては、インフレーションの進行下にあってそうした減税は許されない。歳出は税金を含めた経常収入でまかなうべきであって、これが財政の面からインフレーションをくいとめるただ一つの道である。取引高税は税制として必ずしも好ましいものではないが、日本政府が所得税・法人税の減税を希望し、他方でそれによる減収を相殺するものとして取引高税の導入を主張するならば不本意ではあるがそれを承認しよう。

この間の事情を当時司令部との連絡交渉に当たっていた当時の渉外部長渡辺武の日記にうかがうと、次のようなメ

モがある。[6]

二十三年四月二十一日

○大蔵大臣とマーカット少将との定例会見（コーエン主催）

売上税に付てはロス、ファイン等は反対意見なり。

また、しばらくあとの日には

二十三年六月八日

○バンカー大佐（マッカーサー元帥副官）に面会

バンカー　取引高税が国民に転嫁される場合の不公平に比すれば所得税の及ぼす弊害の方が少いのではないか

渡辺　理論上は所得税の如き直接税にたよることが望ましいが実際上の行政能力の限度がある為取引高税の如きものにも頼らなければならなくなる。

三　取引高税の仕組み

取引高税は各段階のすべての取引に対して課税する一般売上税であり、制度が簡単で、しかも低税率でかなりの税収があげられる。しかし、他方、各取引の課税がすべて前転するならば税負担は累積していく。したがって最終消費段階に至るまでの取引の過程が長い商品はどこの税の負担率は高くなってしまう。

ともかく二三年九月一日から施行された取引高税の税率、課税標準（取引金額）、納期、非課税取引のような仕組みを一表にまとめれば次のようになる。[7]

表7-1　取引高税の税率・納期等

税率	納期	摘要
取引金額の　1％ 取引金額とは，取引の対価として領収する金額であって，次に掲げるものとする． (イ) 物品販売業にあっては，売上金額 (ロ) 銀行業にあっては，貸付金利息，手形割引料，手数料，有価証券貸付料，債務保証料，保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの (ハ) 無尽業にあっては，無尽利益金，入札差金益，給付差金，貸付金利息，手数料，解約手数料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの (ニ) 信託業にあっては，信託報酬（金銭信託で貸付金に運用したものに対して受領すべき報酬に相当する金額を除く．），貸付利息，手数料，有価証券貸付料，債務保証料，保護預り料，その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの (ホ) 保険業にあっては，払込保険料額（ただし，再保険契約に基いて収入するものを除く．以下同じ．），貸付金利息，手数料，債務保証料，有価証券貸付料，保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの	(1) 印紙納付の場合 物品販売業，金銭貸付業，物品貸付業，製造業，運送取扱業，自動車運事業，運河業，さん橋業，船舶ていけい場業，貸物陸揚場業，倉庫業，請負業，印刷業，出版業，写真業，席貸業，旅館業，料理店業，周旋業，問屋業，仲立業，代理業，両替業，鉱業，砂鉱業，土石採取業及び理容業を営む者は取引金額領収の際取引高税印紙等(注)を消印し，これを取引の相手方に交付する． (2) 現金納付の場合 銀行業，無尽業，信託業，保険業，電気供給業，ガス供給業，無線電話放送事業，運送業中鉄道業，海運業及び道路運送法に規定する自動車運送事業及び出版業中日刊新聞紙の発行事業，演劇興行業，よせ業，遊技所業，遊覧所業，公団は毎月分の税額を翌月10日までに納付する．	1. 印紙または証紙をもって納付するのを原則とするが取引金額が50円未満及び銀行業等については現金納付である． 2. 課税標準は取引の対価として領収する金額であって次の4に大別される． (イ) 売上金額 (ロ) 収入金額 (ハ) 手数料 (ニ) 報酬金額 3. 非課税取引 取引高税は一般売上税として取引の各段階ごとにすべての取引に対し課税するのを原則とするが，各取引のうち，(1)国家が販売価格を統制することによって取引高税を課税すると同様の効果を挙げ得るもの，(2)法律によって政府に対する販売が強制されており取引高税の転嫁が必ず政府に来るもの，(3)国民の最低生活に最も関係が深く課税しないのを適当とするもの，(4)輸出振興のためと外国に居住する外国人に負担を負わせることとなるため課税するのを不適当とするもの，(5)取引高税を課税すれば，国が価格調整を行うためさらに多額の価格調整補給金を要することとなる取引または価

税率	納期	摘要
(ヘ) 運送取扱業，周旋業，問屋業，仲立業，代理業及び両替業にあっては，手数料または報酬金額（第4項または第6項の規定(注)の適用を受ける場合にあっては，第4項または第6項の規定によりみずから販売したものとみなされる物品の販売価格） (ト) その他の営業にあっては，その取引から生ずる収入金額 (注) 1. 第4項の規定 問屋業，代理業その他において物品の販売の委託を受けた者が自己の名をもって委託者のためになした販売は，受託者がその販売価格をもってこれをみずからなしたものとみなす. 2. 第6項の規定 問屋業，代理業その他において物品の買入の委託を受けた者が，自己の名をもって委託者のために買い入れた物品を委託者に引き渡したときは，そのときにおいて，受託者は委託者に対し，買入価格と手数料または報酬金額との合計額をみずから販売したものとみなす.	(注) 取引高税印紙をもって納付するのが原則であるが，現金を政府に支払って政府の作成する取引高税証紙の交付を受け，これをもって取引高税印紙に代えることができ両者を含めて取引高税印紙等と総称する.	格調整が困難となる取引，(6)原始産業，(7)取引高税と同様流通税に属する租税がすでにその取引には課せられており，その税率の調整により取引高税を課税するのと同様の効果を挙げることができるもの等については非課税とすることを適当と認め，次に掲げる取引を非課税とした. (1) 政府の発行する官報並びに郵便切手類及び収入印紙類の販売 (2) 政府の専売品の販売 (3) 政府に対する金，銀及び白金属の地金またはこれらの合金並びに貨幣地金の販売 (4) 小学校または中学校（もう学校，ろう学校または養護学校の小学部または中学部を含む.）の教科用図書の発行，販売または取次 (5) 水道条例による水の供給 (6) 輸出取引（国または鉱工品貿易公団，繊維貿易公団もしくは食糧貿易公団に対する輸出のためにする物品の販売を含む.） (7) 食糧管理法の規定による主要食糧の取次，製造，加工及び販売．ただし，自己の生活上消費する者（外食券食堂を含む.）以外の者に対する販売を除く. (8) そ菜及び鮮魚介並びにみそ，しょうゆ，牛乳その他の臨時物資需給調整法に基いて配給される食料品及び燃料で命令で定めるものの製造，取次及び販売 (9) 国が価格調整補給金を交付する物品で命令で定めるものの製造，取次及び販売．ただし，配炭公団または肥料配給公団に対する石炭または肥料の販売並びに配炭公団または肥料配給公団（肥料配給公団法第15条第1項第4号の規定により指定された肥料取扱業者を含む.）の行う石炭または肥料の販売で価格調整補給金の支給を受けないものを除く. (10) 価格調整公団が価格調整公団法第15条の規定により価格等の調整のためになす取引 (11) 自己の収穫した農産物（繭を含む.），林産物，畜産物もしくは水産物の販売またはこれらを原料として製造し，もしくは加工した物の販売．ただし，営業所を有する者の行う販売を除く. (12) 有価証券（有価証券移転税法第2条に規定する有価証券をいう.）の移転. (13) 通行税法第1条に規定する乗客の運送. 4. 非課税団体 国及び地方公共団体には取引高税を課さない.

また、当時の大蔵省調べによれば、わが国の取引高税を他の国のそれと比較すると次表のようになる。(8)

	日本（案）	ドイツ（旧国税）	フランス（現行）
一、課税物件	列挙的	綜括的	綜括的
		「企業者が継続的に行う有償給付」	「転売の為めか買入れ又は商業収益税を課せられる業に属する行為を常時又は随時なすもの」
物品販売製造業等	×	○	○
ガス電気運送等サービス業	×	不動産販売	○
問屋仲立業等	○	○	○
採鉱業	○	○	○
銀行保険信託業等	×	農林漁業	×
	×	○（但し金銭・証券の取引を除く）	×
	×	自由職業（一部免税点あり）	○
	×	自家消費	×
		輸入	支店に対する売上
二、免税取引		社団と社員の取引	○

輸出取引	○	○	○
主食	×	○	牛乳
	×		―
水	○	×	
価格補助金支給品等	×	―	
	―	社会保険給付	○
政府官報、切手印紙、専売品	×	―	×
	―	政府の郵便電信電話	×
義務教育教科書	×	×	×
	×	×	新聞紙
対政府金銀等の売上	×	×	×
	×	不動産収用使用	×
	×	競売	×
二重課税			
1　有価証券移転税		1　不動産取得税法	1　取引所取引税
2　入場税法		2　運送税法	2　一部の印紙税及び登録税
3　通行税法		3　競馬及び富籤法	
4　馬券税又は取引税		4　保険税法	
		5　資本流通税法	

		重要原料右の卸売	×
		家内工業者等	×
		一定の輸入	×
三、課税標準	大差なし		
四、税率	一%		一%
		三%	
		農林業、穀類　一・五%	
		卸売　〇・七五%	
		大企業　三・七五%	
		輸入　二%	
		（農産品　一%）	
		多数段階企業特例	
五、納付	印紙又は税印押捺	現金納付	現金納付
	三月毎（印紙交付によらぬもの及び特定事業は毎月）	三月毎（大企業は一月毎）但し一年毎に清算	一月毎（小企業は三月毎）見込課税（申告、記帳を要せず）
		契約対価によることもできる	
		輸出戻税	

六、転嫁	規定なし	別計算の禁止	規定なし
	学校、社会事業等は一部戻税		

こうした比較をもとに、わが国取引高税案の問題点として、当時の大蔵省調査部は次のような点を指摘している。

各国立法例からみたわが国取引高税案の問題点

一、各国の取引高税立法例の比較は別紙の通りであつて、詳細な条文を入手しえないオースタリー、ベルギー、アメリカ諸州はその主要特徴点のみを以下に掲案した。

二、課税物件については、

(一) まず、ドイツが、金銭、証券等の取引を広く除外している点を十分考究すべきであると思う。けだし、貯蓄増強の必要な今日貨幣資本の蓄積に対しては、取引高税免税の特典位は十分考慮の余地があるからである。

(二) 又ドイツが自由職業の取引にも課している点も考究すべきである。医者については別に健康保険法による診療を除けば、特に大きい弊害はないと思う。

(三) さらにドイツ、フランス共組合その他の社団と社員間の取引を課税している点も、明確にすべきであろう。

(四) ドイツ、フランス共に課税する輸入取引、ドイツの課税する農林漁業を除いてあることは、現下のわが国の実情からやむをえぬ。

(五) 自家消費税はドイツでも失敗したものである。

三、免税取引については、大した問題はない。

四、税率については、ドイツの税率が非常に複雑になっているのは、その税率が高いことと、その課税総範囲が広いことから来る当然の帰結であるが、

(一) 取引高の大きい企業に重い税率を定めている点と、

(二) オースタリーの段階綜合課税制を一部採り入れていて負担の公平を図つている点

とは、考究を要する問題であり、又フランスの税率は低いが、

(三) 別に生産段階だけに一〇%一般課税を行つて売上税を補足している点[10]

も併せ考究すべきである。小売課税は取締の労多く、ベルギーではそのため小売段階だけを除外してしかも相当の税収をえているという。

五、納付方法については、印紙納付制は費用及び手数はかさむが、取締の便はある。その他

(一) ドイツが輸出戻税制を規定している点は当然考慮すべきである。

(二) フランスが小額取引の企業に対しては見込査定制を設けて、申告及び記帳を免除している点は、簡捷上参考とすべきである。

六、転嫁については、ドイツが規定上税金の別計算要求を禁止しているのは、無意義と思われる。わが国の案が学校、社会事業等に対して戻税制を認めているのは興味があるが、その範囲が問題であろう。

七、小売段階の監督は、闇取引及び徴税機構の問題からみて、相当困難であると思われるから、一般生産税又は一般卸売税の併用によつて、むしろ小売段階を外すことを考慮すべきであるまいか。又、将来の問題としても、増徴の必要あるときは、税率の引上げよりはむしろ課税範囲の拡張又は一般生産税（若しくは一般卸売税）の併用による方が得策であろう。

取引高税は既存の酒税、織物消費税、物品税等の上に組み込まれることになるから、取引高税の導入により、間接税課税物品の税負担割合は次のようになると算定されている。[9]

間接税課税物品の取引高税負担割合等調

品名	単位	現行 (a) 産者販売価格 税抜	現行 (イ) 税額	現行 (b) 販売業者売価 税込小売	取引高税施行後 (イ) 産者販売価格 税抜	取引高税施行後 (ロ) 内製品取引高	取引高税施行後 (ハ) 内生産者取引高 税額	取引高税施行後 (c) 内卸売業者取引高 税込小売価格	取引高税施行後 (ハ) 内取引高 総税額	負担割合 (a)に対する (イ)の割合	負担割合 (a)に対する (ロ)の割合	負担割合 (イ)対(b)	負担割合 (ハ)対(c)	負担割合 (c)対(b)
酒税														
清酒二級（量売）	一升	一六・一〇	一五・五〇	二〇〇・〇〇	内 一六・二一	内 一・二九・八七	内 一五・一九	内 二〇五・六七	内 一五九・一七	九・五三	九・六四	・七七	・七七	一・〇三
麦酒	大壜	六・六〇	三〇・八八	四一・五〇	内 六・六六	内 五・九三	内 三・二五	内 四三・七六	内 三一・二五	四・六八	四・七三	・七四	・七五	一・〇三
織物消費税														
毛織物ラシャ一三号	一米	二九一・九五	一一六・七七	五〇二・九〇	内 二九七・八六	内 一・二九・六八	内 一三・二九	内 四九〇・八三	内 一・四一五・八三	・四〇	・四二	・二三	・二六	一・〇四
物品税														
蓄音器	一台	一、三三五・〇〇	一、三三五・〇〇	四、五〇〇・〇〇	内 一、二六五・八七	内 四〇・八七	内 一、二九・六八	内 八一・二八	内 一四九・九六	一・〇〇	一・〇五	・二七	・二〇	一・〇四
レコード一〇吋	一枚	二九・二〇	二三・三〇	七五・〇〇	内 二九・五一	内 二七・八一	内 二四・一三	内 七八・六五	内 二五・八一	・八〇	・八三	・三一	・二九	一・〇五
化粧品白粉	一箇	二一・七三	六・四六	二五・〇〇	内 一三・〇六	内 四・一六	内 三・二五	内 二六・一五	内 一一・三七	・五五	・五八	・二六	・二九	一・〇五
ラジオ聴取機国民型四号	一台	一、八五〇・〇〇	五五五・〇〇	二、九〇〇・〇〇	内 一、八九二・一八	内 四二・一八	内 五九二・二四	内 三、〇三六・七七	内 二四・一三	・三〇	・三二	・一九	・二二	一・〇五
ミシン十五	一台	五、三五〇・〇〇	一、六〇五・〇〇	八、〇三五・〇〇	内 五、四三六・三七	内 六六・三七	内 一、六九八・四五	内 八、二七六・七六	内 一、八五六・七六	・三〇	・三二	・二〇	・二二	一・〇三

政府が予算委員会に提出した取引高税収の見込額は、二三年五月現在で次のようであった。(10)

紙印刷三号	一封度	一〇・六三	二・一三	一四・七六	内	一〇・七四	内	二・二六	内	一五・二九	内	二・六六	二・一〇	二・二	一・一四	一・一七	一・〇四
骨牌税																	
麻雀	一組	三、一三五・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	五、五〇〇・〇〇	内	二、二六七・二二 六二・二二	内	一、〇四一・八七 四一・八七	内	五、六六〇・〇二 五六・〇三	内	一、一六〇・〇二 一六〇・〇二	二・三三	二・三三	一・一八	一・二〇	一・〇三
トランプ	一組	一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	内	六〇・九〇 ・九〇	内	一〇一・六〇 一・六〇	内	二五五・〇二 二・五二	内	一〇五・〇二 五・〇二	二・六七	二・六八	一・四〇	一・四二	一・〇二

取引高税収見込額調

取引金額	六、一二二、六〇六	百万円
非課税取引金額	一、一五五、三五九	
差引課税取引金額	四、九六七、二四七	
税率		一％
総額	四九、六七二	
歳入徴収減	四、九六七（一割を見込）	
差引	四四、七〇五（平年度）	
昭和二十三年度収入	二七、〇〇〇	

四　取引高税法の制定

第二回国会に提出された取引高税法案要綱は、次のとおりである。(11)

取引高税法案要綱

(1) 総則

この法律の施行地において営業者が営業として行う取引には、取引高税を課すること。

(2) 課税範囲

一　取引高税を課すべき営業は左に掲げる営業とすること。

(1)物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。）(2)銀行業（銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、復興金融金庫その他命令で定める金融機関のなす金融事業をいう。以下同じ。）(3)無尽業(4)信託業（担保附社債信託法による信託事業を含む。以下同じ。）(5)保険業（保険業法により主務大臣の免許を受けてなす保険事業に限る。以下同じ。）(6)金銭貸付業 (7)物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）(8)製造業（物品の加工修理業を含む。）(9)電気供給業 (10)ガス供給業 (11)無線電話放送事業 (12)運送業 (13)運送取扱業(14)自動車道事業 (15)運河業 (16)桟橋業 (17)船舶碇繋場業 (18)貨物陸揚場業 (19)倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）(20)請負業 (21)印刷業 (22)出版業 (23)写真業 (24)席貸業 (25)旅館業 (26)料理店業 (27)周旋業 (28)問屋業 (29)仲立業 (30)代理業 (31)両替業 (32)鉱業 (33)砂鉱業 (34)土石採取業 (35)湯屋業（議会における法律案修正の結果削除された――引用者）(36)理容業 (37)演劇興行業 (38)よせ業 (39)遊技所業 (40)遊覧所業

営利を目的としない法人が、前項の営業と同種の事業を行う場合においては、その事業については取引高税を課すること。国及び地方公共団体には課税しないこと。但し公団には課税すること（この法律において営業者とはこの法律の施行地において営業をなすものをいい、営業所を有すると否とは、これを問わないこと）

二　左に掲げる取引には取引高税を課さないこと。

①　政府の発行する官報並びに郵便切手類又は収入印紙類の販売

② 政府の専売品の販売
③ 政府に対する金、銀、白金等の地金又はこれらの合金並びに貨幣地金の販売
④ 小学校又は中学校（盲学校、聾学校、養護学校の小学部又は中学部を含む。）の教科用図書の発行、販売又は取次
⑤ 水道条例による水の供給
⑥ 輸出取引（国又は鉱工品貿易公団、繊維貿易公団若しくは、食糧貿易公団に対する輸出のためにする物品の販売を含む。）
⑦ 食糧管理法の規定による主要食糧の取次、製造、加工及び販売。但し、自己の生活上消費する者（外食券食堂を含む。）以外の者に対する販売を除く
⑧ 国が価格調整補給金を交付する一定の物品に関する取引。但し配炭公団又は肥料配給公団に対する石炭又は肥料の販売並びに配炭公団又は肥料配給公団（指定業者を含む。）の行う石炭又は肥料の販売で価格調整補給金の支給を受けないものを除く
⑨ 価格調整公団がなす価格等の調整のためになす取引
⑩ 自己の収穫した農産物（繭を含む。）、林産物、畜産物若しくは水産物の販売又はこれを原料として製造した物の販売。但し、特に営業所を有する者の行う販売を除く
⑪ 有価証券（有価証券移転税法第二条に規定する有価証券をいう。）の移転
⑫ 通行税法第一条に規定する乗客の運送
⑬ 馬券税又は取引所税法による取引税を課せられる取引

(3) 納税義務者

取引高税の納税義務者は、取引の対価として取引金額を領収する営業者とすること

(4) 課税標準及び税率

一　課税標準

取引高税の課税標準は、取引の対価として領収する金額であって左に掲げるものとすること

① 物品販売業にあっては、売上金額
② 銀行業にあっては、貸付金利息、手形割引料、手数料、有価証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
③ 無尽業にあっては、無尽利益金、給付差金、入札差金益、貸付金利息、手数料、解約手数料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
④ 信託業にあっては、信託報酬（金銭信託で貸付金に運用したものに対して受領すべき報酬に相当する金額を除く。）、貸付金利息、手数料、有価証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
⑤ 保険業にあっては、払込保険料額（但し、再保険契約に基いて収入するものを除く。）、貸付金利息、手数料、有価証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
⑥ 運送取扱業、周旋業、仲立業、代理業及び両替業にあっては、手数料又は報酬金額
⑦ その他の営業にあっては、その取引から生ずる収入金額

二　税率

取引高税の税率は、取引金額の百分の一とすること

(5) 納付及び申告

一　取引高税は、取引高税印紙をもってこれを納付すること。但し、取引高税に相当する現金を政府に支払って交付を受けた

取引高税証紙をもって取引高税印紙（以下一括して印紙等という。）に代えることができること

二　取引高税の納税義務者は、取引金額を領収の際、その税額に相当する金額の印紙等を消印して、これを取引の相手方に交付しなければならないこと。但し、一取引の取引金額が一定金額（例えば一万円）以上の取引については、受取書等に印紙等を貼用して消印する方法によること

三　一取引の取引金額が一定金額（例えば五十円）に満たない取引及び印紙等の交付が困難な取引で政府の承認を受けたものについては、毎三月分の当該取引の総額に対する税額を(四)の申告書の提出と同時に現金をもって納付しなければならないこと

四　取引高税の納税義務者は、毎三月分の取引金額及び税額等を記載した申告書をそれぞれ三月十日、六月十日、九月十日及び十二月十日までに政府に提出すること。営業を廃止したときは、廃止後十日以内に右の申告書を提出すること

(6)　銀行業等に関する申告及び納付の特例

一　銀行業、無尽業、信託業、保険業、電気供給業、ガス供給業、無線電話放送事業、運送業中鉄道業（軌道業を含む。）、海運業（平水区域内の水上運送で汽船によるものを含む。）、自動車運送事業（道路運送法第十条第一号(二)に規定するものに限る。）及び出版業中日刊新聞紙の発行事業をなす営業者その他命令で定める営業者又は公団は、毎月分の当該営業に対する取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならないこと

二　(一)の申告書に記載された税額の取引高税は申告書の提出と同時にこれを納付すること

三　なお申告および納税は印紙納付のときと然らざるときとを問わず営業所ごとになさしめること

(7)　更正及び決定

一　申告書の提出があった場合においては、申告又は修正に係る取引金額又は税額が政府において調査したところと異なるときは、政府は取引金額又は税額を更正すること

二　申告書の提出がなかった場合においては、政府は取引金額又は税額を決定すること

三　更正、決定又は期限後の申告に係る税額については、一定の基準により加算税及び追徴税を徴収すること

(8)　その他

一　取引高税の納税義務者は、営業所ごとに印紙購入通帳を備え付け、印紙を購入しようとするときは印紙を販売する者に対し印紙購入通帳を呈示し、これに購入する印紙の金額及び購入年月日を記入して印紙販売者の証明を受けなければならないこと

二　取引高税の納税義務者は、帳簿を備え付け、これに取引に関する事項を記載しなければならないこと

三　営業所等の申告

営業を開始しようとする場合、営業所の新設、移転、廃止をしようとする場合は、政府に申告すること

四　学校又は社会事業、保護施設等の職員及び学生、生徒等の団体が(5)の(一)により交付された印紙等を政府に提出したときは、政府は、該印紙等の額面額一円以下のものについては百分の五、二十円以下のものについては百分の三、二十円をこえるものについては百分の二に相当する金額の交付金を交付すること

五　その他収税官吏の質問検査権、罰則等に関する規定を設けること

二三年六月二一日の衆議院委員会において、政府は取引高税法案の提案理由を次のように述べている。(12)

次に取引高税についてその大要を申し上げます。……所得税及び法人税の軽減による減収の一部を補塡し、財政の基礎を堅実ならしめるため、諸外国にも多く実施されている取引高税をこの際創設することが適当であると考えられるのであります。即ちこれにより極めて低い税率で相当額の税収が物価その他の経済情勢の変動に応じて確保されることとなり、特に国庫収入の時期的調整を図る上からも、きわめて必要であると考えられるのでありまして、財政需要の著しく増大している現状におきましては、

本税の創設は真にやむを得ないものと考えるのであります。

さて、取引高税の内容につき主たる点を申し上げますが、本税はこの法律の施行地において、営業者が営業として行う取引に対し課税するのであります。その営業の範囲は、物品販売業、製造業、銀行業等おおむね従来の営業税を課税していた四十種目であります。又営利を目的としない法人が、右に申し述べました営業と同種の事業を行う場合におきましても、取引高税を課税することといたしております。本税は広く一般的に課税するところに特徴がありますので、非課税のものはできる限り認めないのを適当とするのでありますが、主要食糧の製造販売、小学校、中学校の教科用図書の発行又は販売、国が価格調整補給金を交付する重要物資の取引、自己の収獲した農産物、林産物、水産物の販売又はこれを原料として製造した物の販売、輸出取引等には、本税を課税しないこととといたしております。取引高税の納税義務者は、取引の対価として取引金額を領収する営業者でありまして、その課税標準は、取引の対価として領収する金額といたしております。すなわち、物品販売業にあっては、売上金額であり、問屋業、代理業等にあっては、手数料又は報酬金額といたしております。また、銀行業にあっては、貸付金利息、手形割引料、手数料等であり、保険業にあっては払込保険料額のうち、生命保険の場合においては百分の七十五に相当する金額を、その他の保険の場合においては百分の三十に相当する金額を控除することといたしております。なお、その他の営業にあっては、その取引から生ずる収入金額を課税標準といたしております。本税は、以上申し述べた取引金額に対し百分の一の税率により課税することといたしているのであります。すなわち、取引の各段階ごとに百分の一のきわめて低率で課税するのでありますから、物価等へ及ぼす影響はさしたるものではないと考えられるのであります。

次に取引高税の納付方法でありますが、本税は原則として取引高税印紙をもって納付することといたしたのであります。すなわち、営業者等は取引金額を領収の際、その税額に相当する金額の印紙を消印して、これを取引の相手方に交付しなければならないのであります。但し、五十円未満の取引等については手数の点等を考慮して、三ヵ月毎に一括現金納付の方法によることといたしております。なお、一取引の取引金額が一万円以上の取引につきましては、受領書に印紙を貼用して消印する方法による

ことにいたしたのであります。しかして営業者等は毎三ヵ月分の取引金額及び税額等を記載した申告書をそれぞれ三月十日、六月十日、九月十日、及び十二月十日までに、政府に提出しなければならないのであります。銀行業、信託業、保険業、電気供給業、ガス供給業、運送業中鉄道業、海運業、公団につきましては、申告及び納付に関して特例を設けまして、毎月分の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに提出し、申告と同時に納付することとし、一般の申告納税の方法を採用することといたしたのであります。なお、取引高税の印紙による納付を確実ならしめる措置といたしまして、二、三の規定を設けているのであります。すなわち、一面印紙購入通帳制度を設けて営業者の印紙購入及び使用の実績を常時明らかならしめるとともに、他面学校、社会事業、保護施設の職員又は、生徒等の組織する団体が、交付された印紙を政府に提出したときは、政府は、当該印紙の額面額一円以下のものについては百分の五、二十円以下のものについては百分の三、二十円を超えるものについては百分の二に相当する金額の交付金を交付することといたしたのでありまして、これにより印紙による納税を確保する一助とした次第であります。以上各法律案につきその大要を申し上げたのでありますが、昭和二十三年度の租税及び印紙税収入の総額は二千六百三十二億円余に上り、総歳入中租税の占める地位は六六％というように、決定的に重要となっているのであります。その各税につきまして、本年度の収入額を申し上げますれば、所得税は千二百八十三億六千百万円で全体の四八％、法人税は百三十億円で全体の五％、酒税は四百五十七億七千六百万円で全体の一七％、物品税は百七十五億八百万円で全体の七％に達するのであります。また取引高税の本年度の収入額は約二百七十億円であります。

取引高税法案は、湯屋業が課税対象の営業から削除されたほか、次のように国会で修正され、二三年七月七日に公布され、九月一日から施行された（傍線個所を削り、小文字を加える。大丸印の個所に小丸印の節を挿入）。

（営業及び営業者）

第二条　この法律において営業とは、左に掲げる営業をいう。

（中略）
三十五　湯屋業
三十六　理容業（理髪業を除く。）
三十七　演劇興行業
三十八　よせ業
三十九　遊技所業
四十　遊覧所業
（第二項以下略）
（非課税取引）
第七条　左に掲げる取引については取引高税を課さない。
（中略）
八　そ菜及び鮮魚介並びにみそ、しょうゆ、牛乳その他の臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて配給される食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び販売
九　国が価格調整補給金を交付する物品で命令で定めるものに関する取引（以下略）
十　価格調整公団が価格調整公団法（中略）第十五条の規定により価格等の調整のためになす取引
十一　自己の収穫した農産物、（中略）林産物、畜産物若しくは水産物の販売又はこれらを原料として製造し、若しくは加工した物の販売（以下略）
十二　有価証券（中略）の移転
十三　通行税法（中略）第一条に規定する乗客の運送
十四　馬券税法（中略）又は取引所税法（中略）により馬券税又は取引所特別税若しくは取引税を課せられる取引

（課税標準）
第九条　取引高税の課税標準は、取引の対価として領収する金額であって左に掲げるもの（中略）とする。
（中略）
五　保険業にあっては、払込保険料額○（但し、再保険契約に基いて収入するものを除く。以下同じ）貸付金利息、手数料、債務保証料、有価証券貸付料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
（以下略）
（納税義務者の記帳義務）
第三十二条（第一項、第二項略）
3　小売の場合、第二条第一項第十四号、第十五号、第二十三号から第二十六号まで、第三十一号若しくは第三十五号から第四十九号（第三十号）までに掲げる営業をなす場合又は政府の承認を受けた場合においては第一項の規定にかかわらず、毎日分の取引金額及び取引の年月日を記載しなければならない。（以下略）
（附　則）
第四十九条　この法律中第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定は、昭和二十三年七月一日（この法律の公布の日）から、その他の規定は昭和二十三年九月一日から、これを施行する。
2　第三十条及第三十四条の規定を昭和二十三年七月一日（この法律の公布の日）から昭和二十三年八月三十一日までの間において施行する場合には、第三十条中「第十一条の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者」（中略）とあるのは、それぞれ「第二条第一項各号に掲げる営業をなす者」と読み替えるものとする。
（第三項略）
第五十条　昭和二十三年七月一日（この法律の公布の日）において第二条第一項に規定する営業をなしている者は、同日以後一月以内に第三十四条の規

定に準じて政府に申告しなければならない。

（第二項略）

五　国民の反響

取引高税の創設に野党の民主自由党のほか、与党の社会党も反対であった。社会党は予算の編成に当たっての民主党、国民協同党の意見調整の過程においても当初は取引高税の全廃を主張していた。しかし、財源難という理由で民主党案より免税品目を拡張した上でその創設に妥協容認したものであった。

取引高税実施後一〇月に、国民は取引高税をどのようにみていたかについて、次の調査とそれに対する解釈があるので一部を引用しておく。[13]

取引高税に関する調査（中間報告）

東京財務局管内（一都六県）

△目的その他

取引高税は元来、所得税率の引下げおよび基礎控除引上げのため、その身替り財源として九月より実施されたものだが、その手続上の煩雑や大衆課税である点、特にこれを確実に実施するときは売上げがわかり業者の所得税に影響してくるため、悪税であるという非難が営業者を中心に起り、これが撤廃運動も行われている。僅か二一四億の税金でこれほど反対を受けた税はない。

果して取引高税は国民の怨嗟の的となっているか、それとも営業者の自己防衛上の宣伝なのか、またこれが確実に実施されて

いるかなど、国民消費層約五、五〇〇名について民意をきいたが、いま東京財務局管下の一都六県（東京、神奈川、千葉、茨城、埼玉、栃木、山梨）一、〇六六名について左の中間的結果をえた。

△質問について

（A問　取引高税が実施されていることを知っているか）について、「知らないもの」一、〇六六名中五七名（五・四％）であるが、都市よりも郡部に多く、男より女に多い、しかも五〇歳以上が（一二・三％）と圧倒的に多いのは予期したごとくである。

○知らない	都市	三・六％
	郡部	七・〇％
○〃	男	四・〇％
	女	六・七％

（B問　五十円以上の支払で印紙を渡された割合はどの程度か）A問の五七名をのぞいた一、〇〇九名を一〇〇％とすれば

八〇％以上渡された	四七・五％
五〇％以上　〃	三一・三％
三〇％以上　〃	一〇・六％
三〇％未満　〃	一一・一％

右のように約半数近い者がほとんど印紙を貰っているが、三〇％未満には全然渡されたことがないという者もまじっている。本税実施以来日なお浅いため、農村などでは数えるだけしか買物をしないという場合もあり、また印紙を渡さなくてもよい業種業態を知らないため、さらには五十円以下の買物の場合をも算定に入れたりしているようなので右の％は事実はもっと高率と判断して差支えないと思われる。

	八〇%以上	五〇%以上	三〇%以上
○都市	四一・三%	四一・九%	一二・九%
○郡部	五三・三%	二一・四%	七・五%

	三〇%未満	三・九%	一七・八%

と大体、郡部農村の方が好成績であるが、三〇%未満では反つてはるかに高率、ただしこれは買物度数の甚だ少いことおよび五十円未満の場合をも勘定に入れているのではなかろうか、それとも一部商人が農村人の無知感に乗じているのであるか。

（C問　取引高税のため九月の支出はどの程度ふえたか）同じく一、〇〇九名を一〇〇%として

相当にふえた	一三・一%
大してふえない	三三・七%
かわらない	四二・五%
答えられない	一〇・七%

となり「大してふえない」「かわらない」を合せれば七二・六%となり、取引高税が消費者の家計にほとんど無影響であること、すなわち物価の横ばいを立証している。なかには「かわらない」に註を附して、「反つて少くなった」と答えたものも散見された。

（D問　印紙をよく呉れる店はどんな種類の店か）

デパート	八・〇%
衣料店（呉服、洋品、洋服店を含む）	七・二%
雑貨店	六・四%
加工食料品店	六・四%
肉屋	三・三%

書籍店	三・一%
小間物化粧品店	二・七%
果物店	二・六%
薬店	二・四%
履物店（下駄、くつ）	二・四%
飲食店（喫茶店などを含む）	一・一%
菓子屋	〇・七%
茶舗	〇・七%
金物店	〇・七%
文房具店	〇・三%
露店・マーケット	〇・二%
時計電気器具店	〇・二%
家具店	〇・一%
運動具店	〇・一%
自転車屋	〇・一%
農具屋	〇・一%
せともの屋	〇・一%
その他	一・九%
答えられない	四九・二%

と「百貨店」を筆頭に「衣料店」「雑貨店」「加工食料品店」などがよく印紙をだしている。これらの店は日常生活と密接な関係があり、よく印紙を出す店と判断しうるが、一方さほど毎日の生活と連関のない家具店とか運動具店などが低率でも、かかる店で買物する頻度がずつと少いのだから「逆もまた真なり」と低率の店を印紙をくれない店と即断はなしえないだろう。

「答えられない」は約半数を占めているが、そのなかには「どの店もよく呉れるので」というものもある反面、「どの店もほとんど呉れないので」という判定に困つたものもあつた。

(E問　印紙を呉れない店はどんな種類の店か)

飲食店（喫茶店などを含む）	五・六%
雑貨店	五・二%
加工食料品店	四・六%
果物店	四・五%
小間物化粧品店	二・〇%
肉屋	一・八%
露店・マーケット	一・八%
下駄屋	一・六%
衣料店（呉服、洋服を含む）	一・二%
菓子店	一・二%
書籍店	〇・九%
金物店	〇・六%
薬屋	〇・四%

文房具店	〇・四%
自転車店	〇・二%
古物商	〇・二%
茶舗	〇・二%
せともの店	〇・二%
農具店	〇・一%
家具店	〇・一%
材木店	〇・一%
時計電気器具店	〇・一%
デパート	〇・一%
その他	一・二%
答えられない	六五・七%

と「飲食店」の筆頭はまぬがれない。「答えられない」が前問よく呉れる店の四九・二%に比し、六五・七%を示しているのは印紙をよく渡す店の多いことを示すと楽観すべきか、それともあうんのうちに国民が取引高税への反対を示しているものかは遽に断じえない。

(M問　取引高税を続けるのと、これを廃止して所得税などを高くするのと、どちらがよいと思うか)

今回の調査焦点である。単に取引高税の存廃をきくのではなく、取引高税を廃止すればいきおい所得税の税率がまた高くなるがそれでもよいかといつた彼此勘案を要する条件つきで質問したのである。その結果

廃止して所得税を高くした方がよい	三七・三%

存置して所得税を高くせぬ方がよい　三〇・九%
答えられない　三一・八%

と廃止説の方が六・四%上回つている。（中小商工業者および事業経営者—即ち営業者を省いてこの結果であるから、もしこれを加えれば廃止説は更に高まるに違いない）

しかし両者ともその差大ならず、決定的な大勢を制する意見とはなつていず、取引高税廃止が国民の世論動向であるとは断じえないだろう。都鄙別にみれば

	廃止	存置	答えられない
都市	四五・二%	三二・六%	二二・二%
郡部	二九・九%	二九・三%	四〇・八%

と、郡部では存廃説が相拮抗している。

（N問　営業者の取引高税撤廃運動の主な理由は何か）

つぎの三つの主な理由を印刷したカードを示して、その一つを選択させたところ

印紙納税によつて売上が判り所得税にひびいてくるため	四〇・〇%
手数がかかるため	三八・一%
消費者に負担がかかるため	二一・九%

となり、やはりこの運動が営業者の所得を不明ならしめる自己防衛的手段であつて、その表看板の「大衆課税反対」ではないことを、国民も無言裡に了解しているとみてよいだろう。

都鄙別にみれば

	売上が判り所得にひびく	手数だ	大衆の負担
都市	四五・二%	三五・一%	一九・七%
郡部	三五・二%	四〇・八%	二四・〇%

（O問　取引高税が確実に行われるためにはどうしたらよいか）対象の自由意見を徴してこれを整理した結果

消費者の自覚と監視	五・二%
消費者に印紙をためれば特典を与えよ	一・八%
取締りの強化	一・八%
回収方法の改善（報償制度）	一・七%
本税の宣伝普及と徹底	一・三%
営業者の自覚	〇・八%
国民の協力	〇・八%
「宝くじ」と交換	〇・四%
日附をハッキリ捺印さす	〇・三%
その他	二・一%
答えられない	八二・五%

やはり自由意見にも特に名案はない。やはり消費者の自覚によらなければ本税の目的は達せられないとしている。

(1)　平田敬一郎「昭和二十二年度以降の税制と徴税問題」㈠（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。
(2)　同前。
(3)　同前（原純夫も同席）。

(4) 同前。
(5) 脇坂実「戦後の酒税その他の間接税の問題について」(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)。
(6) 「渡辺武日記」。
(7) 大蔵省主税局「内国税の課税標準・税率及び納期等に関する沿革概要」第二部・旧税編、昭和二九年、一七七ページ。
(8) 大蔵省調査部「各国立法例からみたわが国取引高税の問題点」(大蔵省資料Z五一一―一五二/一五三)。
(9) 大蔵省主税局「第二国会用取引高税法参考資料」(大蔵省資料Z五一一―一五二/一五三)。
(10) 同前。
(11) 『昭和の税制改正』、一七九―一八一ページ。
(12) 「第二回国会衆議院財政及び金融委員会議録」第四三号(昭和二三年六月二一日)。
(13) 大蔵省資料Z五一一―一五二/一五三。

第三節　昭和二三年の税収

一　税制改正による税収

以上のような昭和二三年七月に成立した税制改正、および自然増収による二三年度予算における租税収入は、二六七七億円であった(表7-2)。

二　砂糖消費税の改正

昭和電工事件によって芦田内閣は二三年一〇月七日に総辞職し、一〇月一五日第二次吉田内閣が成立した。同内閣は補正予算の財源の一部として砂糖消費税等の改正案を第三国会に提出したが、これは原案どおり可決された。すなわち「砂糖消費税等の一部を改正する法律」(昭和二三年一二月二一日法律第二百六十二号)である。

この改正の要領は次のごとくである。

昭和二十三年砂糖消費税等の一部改正　(第三回国会)

(I)　改正の要領

表7-2　昭和23年税制改正及び取引高税創設による増減収見込額

税目	昭和23年度当初予算額	昭和23年度増減収見込額	法案修正による増減	昭和23年度改訂予算額	差引平年度増減収見込額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
所得税					
源泉徴収分	78,574	△ 40,481	1	38,094	△ 74,566
申告納税分	123,405	△ 33,137	18,009	108,277	△113,913
計	201,979	△ 73,618	18,010	146,371	△188,479
増加所得税	500	—	—	500	—
法人税	14,855	△ 1,855	—	13,000	△ 5,257
特別法人税	109	△ 55	—	54	—
相続税	860	390	—	1,250	—
非戦災者特別税	887	—	—	887	—
酒税	33,799	11,977	—	45,776	17,965
清涼飲料税	1,320	327	—	1,647	491
砂糖消費税	226	136	—	362	234
織物消費税	8,060	—	—	8,060	—
物品税	18,353	△ 845	—	17,508	△ 1,267
取引高税					
印紙収入	—	23,967	△ 4,972	18,995	31,551
現金収入	—	3,033	△ 628	2,405	4,810
計	—	27,000	△ 5,600	21,400	36,361
通行税	378	3,111	△ 1,100	2,389	3,642
入場税	9,408	—	△ 6,373	3,035	△ 9,408
有価証券移転税	151	90	—	241	137
馬券税	666	—	△ 480	186	△ 666
関税及び屯税	48	—	—	48	—
印紙収入	4,754	236	—	4,990	355
その他	—	—	—	—	—
合計	296,353	△ 33,106	4,457	267,704	△145,892

（付）　法案修正等による増減額内訳

税目	摘要	昭和23年度予算額
		百万円
所得税	高額所得者の税率引上	2,010
	課税の充実による増	16,000
取引高税	非課税品目追加	△ 5,600
通行税	運賃引上率の修正等	△ 1,100
入場税	地方委譲	△ 6,373
馬券税	競馬国営	△ 480
差引計		4,457

（備考）　取引高税収入見込額算出の基礎下記のとおり．

取引金額	6,122,606百万円
非課税取引金額	1,155,359
差引課税取引金額	4,967,247
税率	1％
総税額	49,672
歳入徴収減	4,967（1割を見込む）
差引（平年度）	44,705（法案修正により36,361百万円となる）
昭和23年度収入見込額	27,000（法案修正により21,400百万円となる）

出所：大蔵省主税局調査課編『昭和の税制改正』，194ページ．

(1)　砂糖消費税

第二種の砂糖の税率を百斤につき二千円（現行二千二百円）に引き下げ、氷砂糖、角砂糖、棒砂糖等で消費税を課せられた第二種の砂糖を以て製造したものの税率を百斤につき九百円（現行七百円）に引き上げたこと。

(2)　物品税

サッカリン及びズルチンの税率を一キログラムにつき六千円（現行一万二千円）に引き下げたこと。

この改正案の提案理由を政府は次のように述べている。[1]

次に砂糖消費税法等の一部を改正する法案について提案の理由を御説明いたします。

まず政府は今回公務員の給与水準の引上に伴う経費その他必要な経費の増加により、補正予算を提出したのでありますが、その財源の一部を充てるため輸入砂糖に対する課税を復活することとしたのであります。すなわち輸入砂糖につきましては、それが主要食糧として配給されることにかんがみ、特に砂糖消費税を課さないこととし、第二国会において租税特別措置法の一部を改正し、本年七月七日から施行したのでありますが、その後の食糧事情の好転により、去る十日をもって、主要食糧としての砂糖の配給は停止されることとなりましたので、ここに右の租税特別措置法をさらに改正し、輸入砂糖に対する非課税の措置を廃止しようとするものであります。しかしながら砂糖はなお調味料として配給されることになっておりますので、その消費者価格を適正にする必要を認めまして、従来の砂糖消費税の税率を若干引き下げることといたしたのであります。なお煉乳製造の用に供せられる砂糖は従来免税されておりますが、それと同様の性質を持つ育児食の製造の用に供せられる砂糖に対しましても免税することといたしますとともに、主要食糧としての配給は十月をもって停止されましたが、いまだその配給が完了しておりませんので、その分に対しましては従来通り非課税としております。

次に、サッカリン及びズルチンに対する物品税を引き下げることといたしました。すなわちサッカリン及びズルチンは終戦後の甘味の不足を補うものとして一般から強く要望され、その価格がきわめて高価なものとなりましたので、第一国会におきまし

てその税率を一挙に従来の五倍に引き上げたのでありますが、その後砂糖の供給が増加して参りましたので、サッカリン及びズルチンの価格は下落し、現在の税負担に堪えることが困難となりその生産に大なる支障を来すとともに、種々の弊害を生じておりますので、今回その税率を適正に引き下げることとしたのであります。今回の改正によりまして、砂糖消費税において本年度約三十億円の増収となる見込みであります。物品税におきましては現在までの課税実績及び税率の軽減による供給の増加を考慮に入れますと、予算額に対し減収はない見込みであります。何とぞ御審議の上すみやかに協賛を与えられんことを希望する次第であります。

三　徴税の強化と税収の実績

昭和二三年六月三日、前年度の徴税経過に照らして、この年は当初より税収入の確保を図ろうとして、芦田内閣は次のような「租税収入確保対策」を閣議で決定した。(2)

昭和二十三年度租税収入確保対策要綱

本年度二千六百三十余億円に上る租税収入を、適時、適正且つ円滑に確保することは、洵に容易の業ではない。しかしながら経済復興の基盤を形成するインフレの抑制、健全財政の堅持を貫徹するためには、先づ何を措いても、又如何なる障碍を排除しても、この難問題を克服することが絶対の要請である。そしてそのためには、差し当り少くとも

㈠　納税倫理の格段の昂揚を図り税金の滞納を一掃し申告納税の普及促進を期すること。

㈡　適切にして権威ある申告指導と更正決定とによって早期に収入を確保すること。

㈢　実地調査を充実強化してインフレ利得を徹底的に捕捉すること。

㈣　中央及び地方を通じて税務官署の事務能率と執務態勢とを刷新改善し円滑適正な税務行政の運用を図ること。

を目標として、左記各項を急速に実施しなければならない。

記

一、国会その他各方面との緊密な連絡の下に、認識と理解に基く自主的納税への広汎且つ強力な運動を展開する。

二、中央及び地方を通じて、税務の執行を一貫した科学的合理性に立脚せしめる如き、常時調査と監査の機構を確立すると共に、税務行政機構の全体を通じて一段と整備強化する。

全国税務官吏中特に優秀な者より抽抜して、新に大蔵省及び財務局に相当多数の国税査察官（仮称）を置き、専らインフレ利得等の徹底的捕捉に従事せしめる。

に関する制度を確立して、量及び質において所要の人材を確保する。

前三項に関し特別の懇談会を設けて速かに調査審議を了する。

三、税務職員に対して差し当り必要な最少限度の再教育を行う。即ち雇員及び経験年数の短い官吏に対する短期講習及び実務訓練を全面的に実施する外、既存の税務講習所制度を整備するとともに、税務職員全体を対象とする昇進制度と結び付けた通信教育制度を開設する。

四、税務職員が夜間執務その他特別の激務に従事する場合は主食その他を特配する。

五、税務官署を相当増設する。

六、税務官署の設備改善、税務職員に対する福利厚生施設の整備充実特に庁舎、備品、職員宿舎、保健施設等の整備を行ひ、所要の人材確保と執務能率の向上に資する。

七、実情に即し円滑適正なる税務行政の運営を図るため、地方公共団体及び各種団体等との連絡を緊密にして十分な協力を求めることとし、その反面悪質な反税運動に対して徹底的に取締を行う。

八、納税を円滑ならしめるため、納税組合の普及発達を促進助長するとともに金融機関の積極的な協力を求める。
九、以上各項その他税務の適正円滑な遂行に必要な経費は予算上優先的に確保する。

この年の対策として新たに登場したのは国税査察官による大口脱税の摘発であった。査察の開始について、当時の主税局長平田敬一郎は次のように語っている。(3)

それからもう一つは、査察を始めたのは二十三年の秋ごろだったかな、これはやはりその当時やかましかった。大口の脱税者をつかまえぬとはけしからぬ、弱い者いじめだ、こういう議論ばかりなんですね。そういう見地から、滞納の整理と脱税の摘発とを大分やりました。昔は大蔵省が直接そういう問題をやらなくても済んでいたんです。大体財務局長税務監査局長以下にそういう問題はまかしておいて、大蔵省ではむずかしいことをやるか、やり過ぎを矯めて行けばよかった。ところが立場が逆になって、そういうことを大蔵省が先頭になってやらないと動かないような時代になってしまった。だから滞納にしろ、大口の滞納については、どこよりもまず主税局が先頭に立ってやらないと動かない。脱税も同様で、内容がなかなかむずかしいということもあって、結局本省において責任を持ってやらなくてはいかぬ。だから査察部というものを設け、査察官を置いてやったんです。それは相当世間の支持を受けたわけですが、しかしやり方については、どうしてもやはり初期なものだから、よほど注意をしていたけれども、とかくやり過ぎがある。そうかといって、そればかり注意していると、これはまた何もできなくなってしまう。だから脇坂君(脇坂実、二三年七月から主税局査察部長――引用者)に、一切、君にまかせるから、もしめんどうな奴が来たらぼくが引受けるからと言って、全部彼にまかしていたけれども、あれをやったのは、その当時の空気で、一般の税金はしようがないという心理的な効果は相当なものだったですね。そうすると、税務署の方でもおのずから張切ってやるという効果はあった。そのかわり逆作用も大分起って、問題は多かったですね、しかし会社の面の納税がすらすらと出るようになりました。脇坂君が勇気を振ってメスを入れたために、これはうっかりしておれぬというのが、申告がよくなった原因です。昔は会社の帳簿を隅から隅まで何週間もかかって調べなくとも、そんな大きなごまかしもなく済んでいたが、とにかく戦後の混乱で利益の変動の激しいときですから、まじめに出すのとごまかすのとの差が非常に出て来た。そうすると、やはり手荒いことも若干やらないと納まりがつかない。だから、それまでは税務官吏が、直接税に関して帳簿を調べるのに捜査令状を持って調べに行くというのは、およそ日本人の常識にないところですね。それを混乱期において、しかも申告納税制度の切りかえ上やむを得ないということで、やりますと、あっちこっちから文句は出て来るんだが、ほんとうに気の毒な文句はぼくは取次いでおきましたが、あまりそうでもない文句は承っておきますと聞き流しておきました。なかなかむずかしいときでしたな。

芦田内閣のあとを継いだ第二次吉田内閣も、年度途中の税収実績の低調を憂慮して、一二月三日、次のような「租税収入確保対策」を閣議決定した。(4)

昭和二十三年度租税収入確保対策については、さきに六月四日の閣議決定を得て、実行して来たのであるが、その後の経過に顧み、更に強力に推進する必要があるので、別紙「今後における昭和二十三年度の租税収入確保対策」について閣議を求める。

今後における昭和二十三年度の租税収入確保対策

本年度租税及び印紙収入は、当初予算額二、六七七億円の処、今回の補正予算において更に四八七億円が追加計上されることとなり合計三、一六四億円の巨額に達することとなるが尋常の方法ではこの予算額の達成は、到底困難といわなければならない。

そもそも政府は昨年度の徴税経過に鑑み、本年度に於ては当初より租税収入の適時円滑な確保を図るため納税宣伝の強力な展開、数次に亘る滞納特別整理計画の実施等により、租税収入の早期確保に努める一方、国税査察官制度の新設、財務局税務署の増設等、税務機構を整備強化して極力インフレ利得の捕捉に努め、国民負担を公正化すべく努力して来たのである。

しかし乍ら本年十月末現在租税及び印紙収入の実績は一、〇二三億円で、収入歩合は予算額に対し三二・三%(当初予算に対し三八・二%)となり前年同期の二四・二%に比し稍々改善されたとはいえ、尚低調を示して居り、特に租税収入の大宗たる申

告納税分所得税について見れば、僅に二四四億円（収入歩合、予算額に対し二〇％、当初予算額に対し二二％）を収入し得たにすぎない。政府は、すでに十月に於て、農業所得の早期申告を指導勧奨し、農業以外の事業所得に対しては更正決定を行う等、所得税の早期収入確保に努めてゐるのであるが、納税者側における相当の資金難、一部の者等による反税運動潜行の実情等に照しその徴収は容易ならぬものがあるのであり、今後における本年度租税及び印紙収入予算額の確保については非常な困難が予想されるのである。

しかしながらインフレーションを収束して速かに経済の安定を図ることは我国現在の最大の課題であり、これが第一要件たる健全財政を堅持するためには、いかなる困難を排除しても本年度租税及び印紙収入の予算額を確保しなければならない。

これがため当面の税務行政としては、

(一) 申告納税分所得税の課税の適正化及び徴収の促進
(二) 法人税の課税の充実及び徴収の促進
(三) 取引高税の印紙交付の励行徹底及び課税の充実
(四) 酒類密造の取締
(五) 各種租税の滞納の一掃

等に主力を集中して重点的に運営推進する必要があるのでその円滑な進捗を図るため必要な凡ゆる措置を講ずることとし、特に左記各項を急速に実施するものとする。

記

一、財政の均衡保持、特に租税収入確保の重要性を国民に理解せしめ、国民の自主的納税を促すため、納税宣伝を更に強力に実施し、国会その他各方面との緊密な連絡の下に、一大納税国民運動を展開する。
二、納税者の実態把握による課税の適正化に努めるとともに、地方公共団体、健全な経済団体等の積極的協力を得て、税務行政

の円滑な運営を図る。
三、仮更正仮決定に伴う審査請求その他に対しては懇切迅速に処理すると共に、調査を一層充実徹底して更に確定的な更正決定を強力に実施し、税収の確保及び国民負担の適正化を図る。
四、納税督励を頻繁に実施して早期収入を図る一方、滞納特別整理計画を樹て特に強力に滞納の一掃を図る。
五、国税査察官制度の活発な運営により、インフレ利得の徹底的捕捉に努めると共に、検察庁及び警察方面との連絡を緊密にして、脱税者及び悪質な反税運動を徹底的に取締る。
六、税務職員の執務能率の急速な向上に資するため、税務職員中国税査察官並に間税監視、直税検査及び滞納処分に従事する官吏については、一定期間を限り職務執行上の所要熱量補塡のため必要な措置を講ずる。なお、税務職員の特殊性に鑑みその福利厚生施設及び自転車の機動力を整備強化する。
七、以上各項の実施に必要な経費の外、税務の適正円滑な遂行に必要な経費、特に旅費、通信費、備品消耗品費、印刷費等は、予算上優先的に之を確保する。

また、昭和二三年一二月一八日に指令された「経済安定九原則」の一つにおいても、「徴税を促進し、かつ、強化すること。――このために、納税者にたいしては、すみやかに、かつ、広範囲にわたって徹底的な刑事訴追の措置を執らなければならない」として徴税の強化を指令している。

昭和二三年度の主要租税の月別収入状況は表７－３のとおりである。

第一・四半期末で予算に対する収入総額対比は九・一％（二二年度以下同様、七・一％）、第二・四半期末で一七・一％（一三・〇％）、第三・四半期末で二五・一％（一四・八％）、第四・四半期末で五一・三％（五七・八％）であった。年度計では、二二年度が一〇九・三％であったのに対し、二三年度は一〇九・四％であった。二三年は前年度

表7-3　昭和23年度主要租税の月別収入状況

（単位：百万円）

税目	予算額（補正後）	4月	5	6	4～6	予算額対比（%）	7	8
租税及び印紙収入総額	316,097	4,870	11,208	12,774	28,852	9.1	15,405	20,328
所得税	183,467	3,251	6,717	6,744	16,712	9.1	8,307	11,561
源泉	61,271	72	4,294	4,633	12,106	19.8	4,036	3,818
申告	122,196	3,179	2,423	2,111	4,606	3.8	4,271	7,743
法人税	18,056	130	647	1,019	1,796	9.9	881	1,229
酒税	45,776	600	1,273	1,855	3,728	8.1	2,683	3,595
物品税	17,508	124	772	891	1,787	10.2	1,019	1,210
織物消費税	10,090	214	540	600	1,354	13.4	628	709
印紙収入	4,640	230	260	300	790	17.0	313	296
その他	36,559	321	999	1,365	2,685	7.3	1,574	1,728

税目	9月	7～9	予算額対比（%）	10	11	12	10～12	予算額対比（%）
租税及び印紙収入総額	18,304	54,037	17.1	20,803	26,237	32,387	79,427	25.1
所得税	7,885	27,753	15.1	9,847	14,931	14,536	39,314	21.4
源泉	4,621	12,475	20.4	5,379	5,425	8,045	18,849	30.8
申告	3,264	15,278	12.5	4,468	9,506	6,491	20,465	16.7
法人税	1,430	3,540	19.6	1,525	1,443	3,560	6,528	36.2
酒税	3,657	9,935	21.7	3,713	4,270	5,837	13,820	30.2
物品税	1,374	3,603	20.6	1,472	1,381	1,830	4,683	26.7
織物消費税	633	1,970	19.5	875	923	1,349	3,147	31.2
印紙収入	227	836	18.0	361	459	622	1,442	31.1
その他	3,098	6,400	17.5	3,010	2,830	4,653	10,493	28.7

税目	1月	2	3	1～3	予算額対比（%）	4～5（整理期）	年度計	予算額対比（%）
租税及び印紙収入総額	37,280	56,416	68,543	162,239	51.3	21,276	345,831	109.4
所得税	21,262	35,082	40,871	97,215	53.0	9,838	190,832	104.0
源泉	10,294	9,373	10,630	30,297	49.4	2,680	76,407	124.7
申告	10,968	25,709	30,241	66,918	54.8	7,158	114,425	93.6
法人税	2,656	4,466	5,489	12,611	69.8	3,425	27,900	154.5
酒税	6,873	8,749	9,582	25,204	55.1	2,106	54,794	119.7
物品税	1,626	1,984	2,380	5,990	34.2	1,444	17,507	99.9
織物消費税	887	1,302	1,869	4,058	40.2	1,016	11,545	114.4
印紙収入	505	624	740	1,869	40.3	△ 153	4,784	103.1
その他	3,471	4,209	7,612	15,292	41.8	3,600	38,470	105.2

出所：大蔵省主税局「税制関係基本統計資料集」昭和25年，6－7ページ．

に比べ年度途中での収入歩合は高まったが、年度末の徴税に税収のほぼ半分を依存したという点では同じであった。

この年度の新税である取引高は、予算額二一四億円に対し、収入済額は二〇八億円であった。

（1）「第三回国会衆議院大蔵委員会議録」第一三号（昭和二三年一一月三〇日）。

（2）「公文類集」昭和二三年・財務三八。

（3）平田敬一郎「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」(一)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。

（4）「公文類集」昭和二三年・財務四〇。

第八章　昭和二四年当初の税制改正

第一節　昭和二四年当初の税制改正

一　概　説

昭和二三年一〇月第二次吉田内閣が成立した。翌年一月に総選挙を控えた民主自由党の租税政策ともいえるべきものは、(1)租税負担は国民所得との実質的均衡を保つ点にとどめる、(2)統制撤廃、行政整理の断行により財政を緊縮する、(3)闇利得の徹底的捕捉、(4)取引高税の急速廃止、の各項目であった。

こうした段階で民主自由党では、泉山蔵相、党政調会長青木孝義、同副会長石原登、渉外部長（参議院議員）一松定吉らがマーカット経済科学局長を訪ね、配給酒六万八〇〇〇石を特級酒に振り替えて得られる税の増徴を代り財源として、三月一日からの取引高税の廃止を希望したが、激しい反対に会っていた。その会談の模様は次のとおりである。(1)

大蔵省渉外特報　号外　昭和二十三年十一月二十四日　石田官房次長記

取引高税の廃止に関する件

出席者　日本側　神田、中川両経本政務次官、堀越経本副長官、渡辺官房長、平田主税局長、勝部経本官房次長、石田官房次長、吉国秘書官、宮沢事務官

司令部側　コーヘン、モス、リード、ハッチンソン、サノーの諸氏。

泉　山　取引高税の撤廃は民自党の公約であるが、追加予算をは別に考えたい。民自党から三月一日より取引高税を廃止する法案をGSえ出したが会期も切迫しているので、本法案を国会え提出することを至急御承認願い度い。本件に付いては私も同意である。民自党からその事で三人見えているが、具体的説明は青木氏から申上げる。

青　木　取引高税の廃止は国民の生死に関する重要事であり、且つ党の公約もあるので是非之を実現し度い。三月一日から廃止すると減収二、七一四百万円、之が補塡として家庭配給の一部である配給酒六万八千石を特価酒に振り向けることによつて二、七二〇百万円の増収を確実に得られる。わが党の生命にも関することであるから、是非御承認願い度い。

マーカット　私は政治には興味ないし、また持つべきでもないと考える。何党であろうと税をまけてやつて投票をかせぎ其の穴埋めを米国の弗を以てするということは賛成出来ない。私は如何なる税を設けるか、如何なる税を廃止するかということには干渉しないが、代り財源さえ明瞭ならば何党でも取引高税の廃止は結構である。然し御提案の酒については、現在までの売行状況から見て問題外である。酒の大増産をやるか、売行きが非常に増すかしなければ増収を図ることは到底出来ない。貴案は国民をあざむくものである。大蔵大臣にも申上げたが、予算は、一方に歳出、他方に歳入があつて、歳入が減れば歳出を切らなければならない。何党であれ国民の信用で政権を維持するというなら、国民のために政府を運営しなければならず、またその費用及び職員の給与を支払うことを要し、従つて之に必

要な歳入を調達すべきである。現に予算はかたちんばになつていて、現在までの状況から判断すると、今後も歳入に穴があきそうである。政治と経済を調整するのは日本政府の仕事であるが、私は如何なる租税措置をも主張しているわけではない。国民が犠牲を払い、新財源を得るかまたは歳出を切るかして、予算をバランスさせさえすれば私としては何等異存はない。貴方がたは、党利のために来て居られるが私には何の関係もない事で、私の仕事は日本に於ける均衡的な経済的安定を達成することにある。

泉　山　本件は国民の輿論であるが、国民がきめ得る様に国会に提出するのであつて、国会に於て廃止を可とすればそれに従がわざるを得ない。

マーカット　税は皆やめる、給与は引上げる、財源はないと言う場合に大臣はどうされるお積りか。其の穴を米国から補給してもらうと言うならとても承認は出来ない。政府を運営するため納税することは国民の義務である。財源の範囲で給与をきめ、また、其の範囲で税を取ると言うことが原則であつて、私は個々の税を問題にしているのではない。

泉　山　廃止するのみならばいけないが、代りの財源がある。

マーカット　此の案では代り財源にならない。現に減収を示しているではないか。

泉　山　要するに財源が確実なりや否の問題であるので、事務当局で検討して是非国会に提出することを認めて戴き度い。

マーカット　私の処では、法案を承認するとか、しないとか、言うことはないので、財政面から見て適当か否かを検討するのである。財源がリアリステイツクなものであるかを検討するために、先づ事務当局へ提出して戴き度い。申上げておくが、米国から援助を受ける基本的な条件の一つとして予算の均衡を保たなければならないのである。貴案はリアリステイツクな財源とは思はれないが、事務当局とよく相談せられ度い。私は確実な収入さえあれば如何なる法案であつても満足する。

真実のバランスでなければ国民をあざむくことになる。

石　原　実現不可能なことをいつて国民をあざむいているのではない。酒の売行が悪いのは政府の販売方法及び販売機構が悪かつたので、之については納得のゆく改革案を持つている。尚冬になれば酒の売行は著増する。

マーカット　季節的な変動を問題にしているのではなくて一年間の歳入を言つているのだ。冬になれば売行が増加する事は知つているが、一週間と五十二週間とは違う。過去の穴まで埋める程売行が増加するあては全くない、次の三ヶ月に売行が三倍になつたとしても過去の穴が大きいからその穴埋めに使はなければならない。従来、収支の予想を立てると、其の収入が現実化しないにかゝわらず、超過収入があると考える傾向がある。過去の穴を埋めて、始めて超過収入があると言い得る。取引高税廃止による減収二七億円と言はれるが、統計によれば実際はこの倍位になろう。取引高税収月約四〇億円の予定が二〇億円しか取れてないから、酒で増収出来るなら取引高税と酒と両方とも必要であろう。

コーヘン　現在迄計画通りとれていないから、その穴埋のためには之から年度末まで月割以上にうんと取らなければならない。

青　木　統計から見てそうはならぬ。取引高税の年額予算は二一四億円だから月三〇億円とれば十分である。

マーカット　計数は事務当局で話し合つて戴き度い。私の方で大いに御援助したいと思つているのは、予算をできるだけ早く国会え提出できるようにすることである。司令部の係官は昼夜の別なく働くから予算について事務当局とよく相談せられ度い。

さらに、シャウプ使節団の来日を控え、日本側の態勢作りの一環として二四年一月に設置された「税制審議会」においても、取引高税の国民の間での不評に対処して、その廃止と代り財源の模索が行なわれていた。その代案として審議会で検討を加えられたものは手形税、生産税、運送税、保険税、サービス税であったが、いずれも代り財源とし

ては収入が不十分であること、また関連業界の反対に会い立ち消えた。

もっとも、大蔵省自体としては、取引高税の廃止をそれほど喫緊事とは考えていなかったようである。司令部との交渉について平田敬一郎は次のように語る。(2)

取引高税の問題は政党の公約もあり、デリケートな問題を含んでおりましたが、この問題について大蔵省としてはこういう考えで初めたのだと率直にわれ〳〵の気持ちをつたえ判断をねがった。われ〳〵はこの問題こそ使節団の率直な意見を聞いた上で、善処したい、ということで向うともよく話しました。われ〳〵は財政さえ許せば取引高税は無理をしてまで存置させる必要はない。出来ることならやめた方がいい。しかし何をおいても所得税の大幅な減税をまず先に断行すべきではないか、というような気持だったのです。

このようにして、代り財源がないままに、民自党のいうすみやかな取引高税廃止の問題は消え、それは結局シャウプ使節団の判断をまたねばならなかった。

大蔵省が所得税減税を強く希望していたのは、インフレ過程で名目国民所得が上昇していくとき、控除と税率を据え置けば、結局、税務行政上支障をきたすほどの税負担の急上昇を招くという危惧をもっていたからであった。また急激なインフレ過程で当然生じた企業資産の再評価問題も法人税の最大の焦点として浮かび上がっていた。所得税の減税や法人税改正のやり方については、当時の「税制審議会」で、二三年一二月から翌年三月にかけてかなり子細に議論された。

税制審議会の答申を得て四月一日から実施を予定していた政府の税制改正案は、次のようなものであった。

(1)　所得税の基礎控除を二万円（現行一万五〇〇〇円）とし、扶養控除は一人につき二四〇〇円（現行一八〇〇

円)、勤労控除の最高限度を五万円（現行三万七五〇〇円）とすること。

(2) 取引高税を廃止し、代り財源として生産者税、手形税、ガソリン税、運送税、保険税の六税を設ける。

(3) 企業資産の再評価を行うと同時に法人税率を引き上げる。

(4) 徴税率を上げて実質的な増税を図るほか徴税機構を強化する。

しかし右の改正案はドッジの昭和二四年度内予算により同年度の歳出が当初の政府原案五七八〇億円から七四一六億円へと急膨張したため、全面的に中止せざるをえなくなり、所得税、取引高税の撤廃等全般的改正はシャウプ税制使節団の来訪を待って検討することになった。

前節でみたように、税制全般にわたる改正はシャウプ使節団の検討をまって行なうことになり、この時期の改正は政府が必要最小限とみなしたものにとどめられた。

第五国会に提出され成立をみた国税についての税制改正法案は次のものである。

① 「昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案」（原案可決）（昭和二四年三月三一日法律第十三号）。

② 「酒税法等の一部を改正する法律案」（同）（昭和二四年四月三〇日法律第四十三号）。この法律案において改正された単行法律名――酒税法、清涼飲料税法、物品税法、取引高税法、租税特別措置法、昭和二十四年法律第十三号

③ 「揮発油税法案」（同）（法律第四十四号）。

④ 「所得税法等の一部を改正する法律案」（同）（昭和二四年五月一九日法律第七十六号）。

この税制改正の方針は次のようであった。[3]

方　針

税制については、差し当り概ね現行税制を踏襲して極力租税収入を確保することとし、税制全般にわたる改正及び国民租税負担の合理化については、追って再検討することとし、今回は取引高税、酒税等について当面必要と認められる若干の改正を行い、新たに揮発油税の創設を行うこと

二　所得税・法人税

所得税と法人税の改正要領は次のとおりである。[4]

① 所得税

昭和二十四年の所得税の申告及び納付について、その時期を六月、十月及び翌年一月の三期とし、年税額の三分の一ずつを納付することとすること

② 法人税

一　法人増資の払込による資金調達を容易ならしめるため、法人が額面超過金を積み立てた場合においては、当分の間その全額（現行十分の五）を益金に算入しないこととすること

二　法人が法令又は法令に基く命令によりその所有する固定資産を買収若しくは収用され又は他に譲渡せしめられた場合について課税上の特例を設けること

③ その他

一　納税を容易ならしめるため、新たに納税準備預金の制度を設け、その利子に対して所得税を免除すること

この法人税改正の一つは、従来、会社が増資をした場合のいわゆるプレミアムについては全額課税をしていたのを、プレミアムの半分については、社内に積み立てた場合に限って課税しないというものである。

右所得税・法人税についての政府の税制改正案提案理由（昭和二四年三月二九日衆議院委員会）は次のとおりである。

ただいま議題となりました昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

所得税の第一期の申告及び納期は、現在四月一日から同月三十日までとなっておるのでありますが、税務行政の実情を見まするに、前年度の所得税の更正決定に対する処理が四月及び五月に残っており予定申告書の提出に対する指導につきましても、若干の準備期間を必要とすると考えられるのであります。これらの事情を勘案いたしまして、昭和二十四年の所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によりこれを記載し、同月一日から同月三十日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も、六月一日から同月三十日までといたしますことが適当と考えられるのであります。(5)」

次に法人税でありますが、法人の増資払込みによる資金調達を容易ならしめることが、経済再建の急務である現在特に緊急である実情にかんがみまして、法人が額面超過金を積み立てた場合におきましては、当分の間その全額を益金に算入しないこととし、これに対する課税を行わないこととといたしました。なお法人が法令または法令に基く命令により、その所有する土地その他の固定資産を買収もしくは収用され、または他に譲渡せしめられた場合について、現在株式について認められている課税上の特例に準じ、超過所得に対する法人税も課税しないこととといたしました。」

（略）

以上申し述べましたほか、今回改正しようとする主要な点について申しますれば、納税を容易かつ確実ならしめるため、新たに納税準備預金の制度を設け、その利子に対して所得税を免税することといたしました。最近の徴税の実情から考えまして、租税の納付を容易ならしめることに資するよう、この制度を極力奨励して参りたいと存じます。なかんずく中告納税の所得税につき、この制度の活用をはかり、もって円滑な納税に努めたいと考えている次第であります。(6)

三　間　接　税

間接税に関する税制改正要領は次のとおりである。(7)

(1)　酒税

一　酒類は原則として自由販売するものとし、その価格が原則として現在の配給酒と特別価格酒の価格の中間となる程度に税率を定めること。但し、清酒特級酒（新設）及び一級酒等については、その消費の性質に鑑みその価格を相当高位に定めるとともに、焼酎等についてはその性質及び密造対策の見地等からできる限り低い価格とすること

即ち、清酒について一升壜詰の小売価格を特級酒（新設）千百五十円程度、一級酒九百二十円程度（現行特価酒九百七十三円、配給酒四百八十六円）、二級酒六百五十円程度（現行特価酒八百十円、配給酒三百七十八円）、焼酎について一升壜詰四百五十円程度（現行特価酒七百八十七円、配給酒三百六十五円）、麦酒について壜詰一本の小売価格を百三十円程度（現行特価酒百六十二円、配給酒七十五円）とすること

二　労働者、農村等に対し最少限度必要な酒類の特配はこれを行うものとし、その場合の価格は現在の配給酒の価格程度とすること

(2)　清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について八千円（現行九千五百円）に引き下げ、その他の清涼飲料税についても同程度の税率の引下を行うこと

(3) 砂糖消費税

一　輸入砂糖を非課税とすること

二　右に伴い原料免税、輸出免税等の免税規定及び交付金交付の規定の適用を停止すること

(4) 物品税

一　第一種の物品中かばん、トランク類、運動具、乳母車類等について、税率を一段階引き下げるとともに、緑茶を従量課税に組み替え税負担を若干軽減すること

二　乗用小型自動車等若干の物品を新たに第一種の物品として課税すること

(5) 取引高税

一　印紙納付制度を現金納付制度に改め、営業者をして毎月申告納税せしめることとすること

二　一ヵ月の取引金額が三万円未満のものは、課税しないこととすること

三　非課税範囲を若干拡張し、あらたに理容業、簡易旅館業、加工水産物配給規則により配給される加工水産物の製造、取次及び販売、主要食糧及び疏菜の植物の種苗の販売、取次等を非課税とすること

(6) 揮発油税

揮発油に対し小売価格の従価十割の税率（現行公定価格においては一キロリットルにつき一万六千四百五十円）により課税することとし、揮発油を製造場又は保税地域から引き取るときは引取人から徴収すること

右の各間接税の改正のうち、取引高税については、司令部経済科学局の、印紙納税制度を廃止することは取引高税を廃止することを意味しており反対であるという意向を承知した上での改正であった。印紙納付制度廃止の理由として大蔵省があげている点は次のようなものであった。[8]

取引高税の施行後の情勢は、

(1) 印紙の講入、受払、消印、交付等が納税者にとって非常に煩鎖であって取引が阻害される場合が多い。

(2) 印紙納付のため記帳関係が甚だ複雑となる

(3) 殊に従業員を有しない零細営業者にとっては苦痛が多い

(4) 夜間営業者等税務官吏の監視取締の眼の届かない者にとっては脱税が容易であって不正直な営業者との間の権衡を失する場合が多い

(5) 現在においても脱税が多いため結局は更正決定によって不足分を現金で徴収している等の結果を生じ、世上の取引高税に対する非難は、この印紙納付制度に集中されているので、これらの弊害を除去するためには現金納税に改めることが最も適当であり、且つ、現金納税に改正しても取引高税の収入確保には影響がないと考えられたからこの際印紙納付制度を廃止し、毎月の現金納付制度に改めた。

次に、揮発油税創設の理由を大蔵省は次のように説明している。[9]

揮発油の最も主要な用途は云うまでもなく自動車用燃料であるが、今日における燃料事情はなお相当程度まで薪、木炭等の代用燃料を併用せざるを得ない状況である。

而してこれら代用燃料に比し揮発油は燃料費において、半額程度にとゞまるのみならず、その操車運行上における効用は極めて高度であって、このことはその市場価格等をみても窺い知ることができる。

従ってこれに対して代用燃料の程度まで課税しても運賃、料金等に及ぼす影響はトラ〔ッ〕ク運賃については六%程度、バス運賃については二%程度のものであるのみならず代用燃料の利用を高める一助ともなり、而もその微税は比較的容易且確実に行うことができる。

これらの点に鑑み、現下の財政需要に応ずるため揮発油に対し課税することゝした次第である。

揮発油税については、その後昭和二九年にその税収入の相当額を道路整備五カ年計画の特定の道路のための費用として予算に計上しなければならないという、いわば目的税に似た特別立法が成立している。二四年当時では、こうした考え方に対して大蔵省は、国の歳入の使途をあらかじめ固定させることは合理的でなく、歳出歳入の弾力性を失う意味において賛成できない、としていたのである。

以上の間接税改正案を国会に提案する理由説明として、政府は次のように述べている（昭和二四年四月二〇日衆議院委員会）[10]。

次に酒税でありますが、酒類は御承知の通り現在配給酒と特別価格酒とにわかれ、特別価格酒に対しましては高い税率を適用しているのでありますが、今回その配給の方法を変更し、家庭用の配給はこれを廃止して、労務者及び農村等に対し最小限度の配給を行うにとどめて、極力その数量を圧縮し、残りは全部自由販売することといたしました。しかしてその価格は、配給酒は現在の配給価格程度、自由販売酒は、原則として現在の特別価格酒と配給酒の価格の中間程度となるように、税率を定めることといたしたのであります。しかしながら消費の性質に応じて負担の公平を期するため、清酒に特級酒を、合成清酒に一級酒を設け、清酒特級酒については一級酒等とともにその価格を、ある程度高位に定めることとし、一升壜詰の小売価格を清酒特級酒千百五十円程度、清酒一級酒九百二十円程度に定めました。その反面焼酎等のいわば大衆的な酒類につきましては、その消費の性質及び密造対策の見地等から、できる限り低い価格とすることとし、焼酎は現行特価酒七百八十七円、配給酒三百六十五円であるのを四百五十円程度になるようにいたしました。なお、最近における酒類密造の激増にかんがみ、密造酒類の所持犯、密造未遂について処罰規定を設ける等、罰則の整備強化を行うこととといたしました。

清涼飲料税につきましては、サイダー、ラムネ等は、昨年七月相当大幅の税率の引上を行ったのでありますが、その後の課税の状況を見まするに、税率が高過ぎるために生産を阻害しているきらいがありますので、今回第二種サイダーの税率を一石について現行九千五百円を八千円に引き下げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引下を行うことといたしました。

次に砂糖消費税につきましては、国内で消費される砂糖の大部分が輸入にきまっているのでありますが、それが連合国の好意によって輸入される食糧である等の事情によりまして、輸入砂糖に対しては、非課税とし、これに伴い必要な規定の整備を行った次第であります。

次に物品税につきましては、乗用小型自動車、自動自転車等若干の物品を、新規に第一種の物品として課税することとした反面、第一種の物品中照明器具、カバン、トランク、こうり、乳母車類、運動具等について税負担を合理的なものとするため、税率を一段階引き下げることとしたのであります。なお緑茶につきましても消費の性質及び課税の実情に顧み、従来の従価税を従量課税に改め、税負担を若干軽減することとしたのであります。

次に取引高税でありますが、本税の根本的検討につきましては、さきに申し述べました通り、これを将来に譲り、今回は特に納付方法について大幅な改正を行い、世上最も非難の多かった印紙納税の制度を廃止するとともに、非課税範囲を拡張し、また一定額以下零細な取引高についてはこれを非課税といたしました。

まず、印紙納税の制度は納税者にとって相当煩雑であり、取引を阻害する場合が多いこと等の理由により、非難が多かったのでありまして、政府は実施の状況等にもかんがみ、この際印紙納税制度を廃止し、現金による毎月の申告納税の制度に改め、もって印紙納税に伴う種々の手数及び帳簿の記載関係等も、簡略にすることとしたのであります。税率も軽くかつ計算方法も比較的簡単でありますので、申告納税制度によって相当の成績を収め得るものと、期待しておるのであります。

次に現行非課税範囲との権衡、及び非課税にすることが財政収入に及ぼす影響等を考慮しつつ、非課税制度を若干拡張することとしたのであります。まず、微税上の手数を省略し、かつ経済力の弱小な零細な営業者に対しては課税しない趣旨から、免税点の制度を設け、一カ月の取引金額が三万円未満の営業者に対しては、取引高税を課さないこととしたのであります。また新た

に理容業、簡易旅館業、配給される加工水産物、主要食糧及び蔬菜植物の種苗等の取引等を、非課税とすることとしたのであります。

次に揮発油税法について、その大要を申し上げます。さきにも申し述べました通り、政府は新たに揮発油税を創設して、財政需要に応ぜしめることといたしたのであります。すなわち最近における揮発油の需給及び価格の状況等に顧みまして、政府といたしましては、揮発油に相当の担税力があると認め、小売価格十割の税率により課税することといたしたのであります。

揮発油税の内容につき主たる点を申し上げますと、本税は他の間接税と同様、製造場または保税地域から揮発油を引き取る都度、引取人から徴収することといたしました。その他輸出品に対する免税規定、精製等のため他の製造場へ移出する場合の未納税引取の規定、その他取締り上必要な規定は、おおむね、他の間接税の例にならっておるのであります。

所得税、法人税、間接税に関する改正案はすべて第五回国会を原案どおり通過し、あとはシャウプ勧告をまつだけになったのである。

(1) 大蔵省資料Ｚ五〇八―七。
(2) 平田敬一郎「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）。
(3) 『昭和の税制改正』、一九五ページ。
(4) 同前、一九六ページ。
(5) 「第五回国会衆議院大蔵委員会議録」第五号（昭和二四年三月二九日）。
(6) 同第一七号（昭和二四年四月二〇日）。
(7) 『昭和の税制改正』、一九六ページ。
(8) 「第五回国会取引高税想定問答」（昭和二四年四月）（大蔵省資料Ｚ六〇三―五六）。
(9) 「揮発油税法関係想定問答」（昭和二四年四月）（大蔵省資料Ｚ六〇三―五六）。
(10) 注５に同じ。

第九章　シャウプ使節団の来日まで

第一節　シャウプ使節団来日の背景

一　シャウプ来日の決定

いつごろから、シャウプ使節団の来日が関係者の間で検討されだしたのであろうか。この間の事情を明らかにする経済科学局（ESS）内国歳入課でまとめた一つのメモがある。これは昭和二四年一月六日付で Tax Program と題して、アメリカ側の租税政策の進捗状況を二三年四月までさかのぼって整理したものである。(1) このメモによると、カール・S・シャウプ Carl S. Shoup の来日に関して、次のごとき一文がある。

一九四八年七月ESSの局長は次の計画を承認した。

a　……

b　税制を調査するための臨時使節団の結成（コロンビア大学のカール・シャウプ博士は、この使節団の団長を引受けることに

同意した。）

このＥＳＳの資料でみる限り、シャウプ来日の決定は一九四八年七月のことである。もう少し詳しい事情をシャウプ自身に語らせることにしよう。一九七二年にシャウプは、大蔵省の招きにより来日、スタンリー・サリー Stanley S. Surrey とともにシャウプ勧告当時を振り返っていくつもの講演を行ない、座談会に出席している。次の一文はそのような機会のひとつで、彼自身がいつ、いかなる経緯で日本にくることを承諾したかを説明したものである。(2)

一九四八年の秋のある夕方でしたが、私はちょうどコロンビア大学の教授室におりましたが、その時突然電話が鳴りました。その電話機を取り上げてみると、私の知らない人からの電話でありましたが、それは、実はハロルド・モスさんからの電話でした。モスさんのお話では、日本の税制を改革するためのミッションとして日本へおもむいてくれないかということでした……。モスさんの話によりますと、日本に来ておるマッカーサー司令部は、日本の税制について、外側から客観的な研究をする必要があるということを決定したということでした。当時、日本の税制は、混乱状態にある。それで、そういうことを是正するための研究を行なうというようなことを述べられました。……

シャウプのいう「一九四八年七月」にシャウプの同意を得られたのだという一文は、厳密にいうと若干のズレが感じられる。シャウプの話はたんなる講演であるから、事柄の正確さからいえばＥＳＳのメモにある七月が公式の日付であろう。このシャウプ自身の来日の同意をうけて、まず司令部の側で受入れの準備を開始した。そして来日に関する準備的な打合せ、とくに来日の時期などについて、二三年一二月の段階でひとまず終わっている。つまり一二月一三日付のハロルド・モス Harold L. Moss からマーカット経済科学局長への手紙のなかに、次のごとき叙述を見いだすことができる。(3)

コロンビア大学のカール・シャウプ博士を団長とする著名な租税研究者一行の臨時使節団が、明年五月から四ヵ月間、日本を訪問し税制全般の再検討をする準備がひとまず完了した。

以上の経過説明で、いつシャウプが来日することの決定があったかは判明したが、しかし、どちらの側、つまり日本側の希望なのか、あるいは司令部側の要望なのか明瞭ではない。事実、この間の事情はそれほどはっきりしたものではなかったらしい。当時主税局税制第一課長で、あとでシャウプ使節団一行の面倒をみた原純夫は、次のように述べている。(4)

よく知りませんけれども、おそらくどっちからともなく出て来たのじゃないですか。……一方で税制でも何でも日本政府と正面衝突だというようなことでモス氏は結局、御承知かと思いますが、非常におとなしいゼントルマンですから、とても荒芸ができないということから、困ったなと思っていたと思うんです。そんなようなことから、おそらくどっちからともなく、そんな話がでたのじゃないか。

この原純夫の日米両方からの要望であるという説明は、当時の主税局長であった平田敬一郎の次の証言とも合致する。(5)

司令部の税関係の人は率直に言ってそれほどの人物はいなかった。……モス氏は行政家だけれども、税制についてはしろうとです。大蔵省で税制の改正をやった経験はない。で、税制上の大改革をやるなら、自分一人ではあぶないから、アメリカからの一流の学者を呼んで来ようと言っていた。私どもは、それは非常にけっこうだ、ひとつ一緒に研究しようじゃないかということで、われわれは使節団の来日を待っていました。シャウプ氏の一行はこういうわけで来たわけです。

それでは、このように来日の決定したシャウプ使節団は当初、どんな目的をもつと一般に考えられていたのであろうか。昭和二四年一月のＥＳＳのメモで、シャウプ使節団の来日の日程予定とその主要な目的が次のように示されている。(6)

コロンビア大学のカール・シャウプ博士を団長とするシャウプ税制使節団は、税制の全般的な調査をおこなうために四九年五月一日頃到着の予定である。税制を検討する主たる目的は以下の如し。

(1) 予算全体の経費を充当するため税収を最大限にあげること。

(2) 租税負担のより公正な分配を促進すること。

(3) 国、府県及び地方政府の間に税源を再配分すること。

この司令部側の考えによると、減税問題が主たる目的に入っていない。後述するように、この点に日本とアメリカの税制改正に関する見解の相違があり、これがシャウプ勧告の評価に影響することになる。

シャウプ来日の決定とともに、二三年度中の税制改正はストップし二四年度改正も税制全般にわたるものは、シャウプ使節団待ちということになった。このときの事情は次のようなものであった。[7]

昭和二十三年の税制改正後、さらに税制の検討を進めて来たのでありますが、……司令部と折衝している間において、アメリカの方からシャウプ使節団が来るという情報が入りまして、今年はもう税制改正は一切お預けだという話が持ち出されたのであります。従って昭和二十四年としては、とにかく税制全般にわたる改正は、シャウプ使節団が来てこれといろいろ話合いをした上できめるということにきめまして、必要最小限度の改正を行うというようにしております。

二　インフレ・ドッジ予算・減税要求

さてシャウプ使節団一行の来日が公になり、実際に一行が来日する二四年五月までの一般的な経済、財政その他の状況はどうであったろうか。一言でいえば、程度の差はあれ、インフレの問題であった。しかしながら、終戦直後の

猛烈なインフレ傾向は、この時期になると一応おさまる方向をみせはじめていた。この背景には、二三年の暮にマッカーサーから提出された「経済安定九原則」、それに引き続いて二四年の初めにドッジがきて「ドッジ・プラン」の構想を打ち出すという事情が存在していた。

このインフレが当時の税制に大きな影響を与えていたことはいうまでもない。大なり小なり次のような状況であったといえよう。[8]

しからばそういう中で税はどんな情勢にあったかと言いますと、端的に言って税金はめちゃくちゃだった。……税だけではなくて経済全体がめちゃくちゃだったのです。アメリカの制度を輸入したハイカラな申告納税制度というものができておったのですけれども、実際においてはインフレーションに吹きまくられて、税法の規定で何万円から何万円までは何パーセントの税だということがきまっていても、貨幣価値がまるっきりかわるのだから税法の規定は意味がなくなる。一方で国民は食うや食わず、ヤミは横行するというようなときですから、税というものはきわめて恣意的に納められまた恣意的にとられた。

このような事情を背景として、当時の日本側の最大の関心事は減税問題であった。インフレは税制を固定しておくだけで、貨幣所得の増加に伴い過酷な租税負担を国民に強制することになった。とくに所得税においてはこの現象が著しい。かくして所得税を中心として減税要求の声がしだいに高まっていた時期である。

しかし司令部側は二三年暮に発令した「経済安定九原則」の立場から、この減税要求を容易に受け入れるところとはならなかった。二四年二月にはドッジが来日、それからインフレ収束を最大の狙いとした二四年度予算の編成が始まることになる。これがいわゆる超均衡予算の名で示されるドッジ予算である。日本側が昭和二四年の予算編成ならびに税制改正に関して、ドッジ構想とは大きく異なった考えをもっていたことは当然である。つまり、インフレの結

果として発生した租税負担増を何とか除去したいという減税要求を前面に押し出している。

減税要求を説得的にするためには、それだけの資料をそろえて租税負担の過重な実態を明らかにせねばならない。事実、日本の大蔵省はこの努力を大いに続けていた。次のごとき一文が参考となろう。[9]

そこで、われわれはドッジ原則にも拘らず、独自の減税案をつくって、相当強硬に折衝をしてみました。その後国会でも、この税制の改正問題はしょっちゅう議論の対象になりました。ほうっておくと増税になってしまう。ですから少くとも増徴される部分だけはカットしてしまうように減税をしたいということで、いろいろの案をつくってやってました。

右の文中でいう「いろいろな案」と関連して、この時期に種々な減税要求の資料が作成されていた。そしてその後、シャウプ使節団にこの種の資料が数多く提出されている。[10]

二四年四月に二四年度予算が成立した。ドッジが第一回目に来日して以来ごく短期間しかなかったが、彼の意向が大幅に実現した予算となった。このドッジ予算は日本側の執拗な要求をふりきり、減税ゼロの、かつ財政収支上に余剰を計上したものであった。当然のことながらドッジ予算に対する日本側の不満が大きかったことはいうまでもない。結局司令部の側に押し切られるという減税のない形で二四年度予算が成立したからである。しかしそこには、将来の税制改正についてある種の「約束」が暗黙のうちに双方の間にとりかわされていたようである。少なくとも日本側ではそう感じとっていた。[11]

国会へは「総合予算の均衡」ということで、所謂ドッジ予算を提出したのでしたが、われわれとしてはドッジ予算が出来るまえに司令部との間に黙契があった。「この予算が成功すれば、税率その他も多少ゆるめていい」ということを唯一の楽しみにして、二十四年度予算に対したのでありました。

この日本側が感じとった「黙契」が、シャウプ勧告に対する減税要求という形で引き継がれることになる。この「黙契」はあくまで日本側の一方的了解である。この点にシャウプ勧告が提出されたときの期待はずれの失望感がでてくる背景がある。

三　税制審議会の設置

二三年の暮ごろ、シャウプ使節団の来日が決定し、日本側もアメリカ側もそれなりの準備をする必要があった。まずシャウプ一行来日までの日本側の準備ともいうべき税制審議会について触れておこう。

シャウプ使節団の来日が予告され、いくつもの準備が企てられたが、その段階で最も重要なものは税制審議会の設置である。昭和二三年一二月一九日付の大蔵省の「税制審議会設置要領」によると、その設立の趣旨は次のとおりである。[12]

税制の改正並びに徴税方法の改善に関する今後の施策について調査研究し、具体策を作成するため、大蔵省に税制審議会を設置し、早急に成案を得ることとする。

この税制審議会のメンバーは当初、次の一〇名であった。

元慶応大学教授　永田　清
東京産業大学教授　井藤半彌
京都大学教授　汐見三郎

農林中央金庫副理事長　大矢半次郎
元会計検査院長（地方税審議会委員長）　荒井誠一郎
王子製紙経理部長　金子佐一郎
日本経済新聞編集局長　円城寺次郎
東京商工会議所専務理事　吉阪俊蔵
東京大学教授（農業総合研究所長）　東畑精一
三和銀行頭取　渡辺忠雄

これらの一〇名の当初のメンバーのほかに、その後二月七日に原虎一（日本労働組合総同盟中央委員）が追加されている。

この税制審議会の活動は真にめざましいものがあった。開催日と主要な議題を表9－1に整理しておいた。このようなハードなスケジュールで開催されたということは、当時の税制改正がドッジ来日、およびシャウプ来日の予告をうけ、それだけ焦眉の問題になっていたということであろう。とくにシャウプ使節団との関連で日本側の態度をなるべく早く固めておく必要に迫られたものと思われる。審議内容は税制全般に関する一般的事項、租税負担、税収見込み、所得税、法人税、取引高税、それに新税、税務機構にまで広範に及んでいる。この税制審議会で代表される税制改正についての日本側の注文は、次節で詳細に検討される。しかし税制改正全体の基本的方向に関して、重要な点を一、二ここで言及しておくことにする。

表9-1　税制審議会の審議状況

回	開催日	討論の主要なテーマ	「要綱」その他の主要な提出資料
準備会	23年12月28日	税制改正全般についての一般的な意見の交換	
1	24年1月11日	租税負担，税収見込みなど予算編成との関連	
2	24年1月18日	税制改正に関する問題点一般	
3	24年1月22日	法人税と資産再評価	
4	24年1月26日	同上，及び外資導入，減価償却の問題等	
5	24年1月28日	資産再評価	「法人税法改正要綱」（中間報告）
6	24年1月29日	所得税と法人税	
7	24年2月1日	所得税の改正案	
8	24年2月5日	同上，及び取引高税と新税（ガソリン税，手形税，生産税）	
9	24年2月9日	手形税及び生産税の問題点，税務機構	
10	24年2月12日	税務機構	
11	24年2月28日	「税制改正に関する報告案」の検討	
12	24年3月2日	同　上	
13	24年3月3日	同　上	

当時審議会の全体的なムードとして、それほど大規模な税制改正は期待していない。本格的な議論のはじまった第二回審議会の席上で次のごとき発言がある。[13]

井藤委員　私は税制改正をやりたくない。経済界が急激に変りつつあるから税制もかえねばならぬのかも知れぬが、一寸税法に馴れたら又すぐ変るという有様でも困る。現行税制を出来るだけ生かしてやっていただきたい。

大矢委員　一般財産税、増加所得税等を起すよりもむしろ余りいじらないで能率をあげる方に主力を注いだがよいと思う。

永田委員　日本の税制は相当進んでいる。で、せいぜい適合化、合理化の線に止ってよいのではないかと思われる。

このように、税制改正はできるだけ小幅にとどめたいという希望が審議会の各委員のなかにあった。これはのちのシャウプ勧告による根本的な大改正と

は、当時の税制に関して明らかに異なる考えであった。と同時に当時、日本政府は必ずしも所得税にウェイトをおいた方向にもっていこうとしていない。つまり間接税体系への移行もそれほどは否定していない。次のごとき討論が第一回審議会で行なわれている。(14)

金子委員　現在、間接税のウェイトは重くなりつつあるが、今後もこの方面に進まんとするのか。

平田局長　現在の情勢上やむを得ない。米国は別だが、英国等でも間接税が増大している。

税制審議会はこのように短期間につめた審議を行ない、一応の「税制改正に関する報告案」をまとめている。二月二八日の第一一回会議に第一次案が提出され、若干の修正を経たのち三月一五日にそのときまでの議論の成果が報告案となっている。シャウプ使節団の来日が発表され、その準備段階にあって日本側がどのような税制改正の希望をもっていたか、税制審議会のこの報告案は大いに参考になる。冒頭、六項目からなる税制改正の基本的方針が次のように述べられている。(15)

現下の経済諸情勢の推移に即応して国民の租税負担を適正合理化するとともに、他面財政需要に対応して極力租税収入を確保する等のため、次の方針により、税制の改正を行うことが必要である。

一、所得税については、経済事情の変化、課税の実情に応じて所得税の負担を適正合理化するため、基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき所要の改正を行うとともに、徴税能率を向上し、所得の調査を適正確実ならしめることによって、極力税収の確保を図る。

二、法人税については、経済の復興、外資の導入等に資するため、企業資産の再評価により適正妥当な減価償却を可能ならしめ、新旧会社間における負担の不均衡を是正するとともに、税率等につき所要の改正を行う。

三、取引高税については、財政需要等ともにらみ合わせてその代り財源の確保に努め新税の創設を行い、取引高税はこれを廃止する。

四、間接税については、物価の状況及び物資需要の状況等に鑑み、税率等につき所要の改正を行う。

五、地方税については、国税との調整を図りつゝ、負担の適正を期するため、税率等につき所要の改正を行う。

六、右により税制の合理化を図ると同時に、他面税務行政の運営上課税対象を適実に調査把握し、負担の適正公正を確保するため、税務機構の改革、税務行政運営の刷新改正につき有効適切な措置を講ずる。

この税制審議会は、当初の活動を三月で終えその後内閣の所轄に改められる。会長には新たに塚田十一郎が就任し、この新しい組織でもって五月以降活動を再開することになる。シャウプ自身、その来日前に行なわれたこの税制審議会の活動に深い関心を払っており、来日以後そのメンバーと意見の交換をすることに大いに努力している。かかる意味からも税制審議会の設立は、シャウプ使節団の来日に備えての準備として重要であった。

四　司令部と税制

次にシャウプ使節団の来日に関連して、アメリカ側でどのような準備が行なわれたかをみておこう。シャウプ自身が来日を決意したのは、前述のごとく二三年七月のことであった。それから実際に来日した二四年五月までの間が、一応アメリカ側の準備に当てられた期間といえる。前述のごとく一応の準備は二三年暮に完了しているが、本格的な受入準備は、

昭和二十四年五月だか七月だかシャウプが来ることになって、二、三月ごろからシャウプが来た場合の準備のために司令部は忙殺されておった。(16)

図9-1　Finance Division の組織

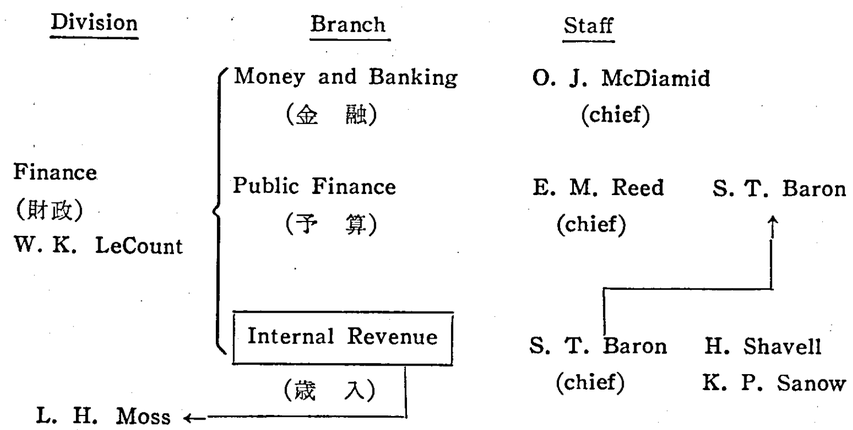

出所：岸本謹之助ほか「GHQ の税務行政に及ぼした影響」(「戦後財政史口述資料」第3分冊・租税)，R. E. Ward and F. J. Shulman, *The Allied Occupation of Japan, 1945-1952* (Chicago, American Library Association, 1974)，より作成.

ように、数カ月前より始まったと思われる。しかし事実上は、司令部改組と関連してそれ以前から行なわれている。これがインターナル・レヴェニューのディヴィジョンへの昇格である。この内国歳入課 Internal Revenue Division の昇格は、必ずしもシャウプ来日の準備として行なわれたものではないかもしれない。むしろ逆に司令部内部での租税問題の重視と関係したインターナル・レヴェニュー強化の一環としてシャウプ来日が要請されたとも考えられる。

図9-1は司令部の発足当初のESSの財政課 Finance Division の組織を図示したものである。英訳は当時、日本政府が使用していたものに従っている。租税は係 branch レベルのインターナル・レヴェニューで取り扱われ、その長のS・T・バロン S. T. Baron は予算の次長を兼任していた。実際に税制の問題にタッチしていたのは、バロンの下にいるH・シャベル Henry Shavell とK・P・サノー K. P. Sanow の二人である。以上のような組織図から、歳入係の予算係への従属は明白である。このインターナル・レヴェニューをディヴィジョンのレベルに昇格、

独立させ、ファイナンス・ディヴィジョンと同格にさせたのがハロルド・モスである。モスは二三年七月に事前調査のため一時来日、その後一一月に再度来日して一二名からなるインターナル・レヴェニュー・ディヴィジョンを設立している。

このモスを中心とする内国歳入課が、シャウプ一行を迎える母体となったわけである。とりわけシャウプを呼ぶに当たってのモスの役割は大きかった。前述のごとくシャウプ来日の要請は、モスによって直接交渉が行なわれている。そこでモスおよび内国歳入課がどのような考え方で、当時の日本の税制を処理していたかが重要となる。以下の一文は、日本側からみた彼らへの評価であり印象である。(17)

インターナル・ディヴィジョンにやって来たアメリカのオフィサーは、他の各部局におけるオフィサーとは非常に趣を異にしていた。いわば質がよかったということが言えるのではないかと思う。インターナル・ディヴィジョンとそれ以外の部局とでは、同じ司令部の中でも全然違っていたと思う。モスが第一回目にやって来たときに残して行ったセリフとして、他民族の税金の徴収とか、そういう仕事をするためには、その民族の事情によく通じておる人をアドヴァイザーに持たなければ、とてもほんとうにいい仕事はできるもんじゃないということを言って、第一回目に来たときには何ら意志表示をせず帰って行った……。モスの考え方は終始そういう色彩を持っていて、十二人のタックス・メンバーを連れて再び来たときでも、極力日本側のオフィサーの言うことを十分聞いてやろうという態度があった。

このモスたちの態度は、あとで述べるシャウプ使節団一行の考え方とまったく軌を一にしている。シャウプ一行が、このようなモスおよび内国歳入課のメンバーにバックアップされていたということは重要なことである。かくしてシャウプ来日は、司令部内部の機構改革と密接な結びつきをもってくることになる。これはアメリカ側の一つの準備とみなすこともできよう。

(1) ESS, Internal Revenue Division, Tax Program, Jan. 6, 1949. (大蔵省資料Z七〇二—六「スートランド文書」租税政策、一九四六—五二)。

(2) カール・シャウプ、スタンリー・サリー「日本の税制改革について」(昭和四七年一〇月、大蔵省資料Z一〇六—四〇)、大蔵省主税局「シャウプ博士・サリー教授講演等要旨」(昭和四七年一一月)。このシャウプ来日の経緯は、モス自身が語った未公開のインタビュー資料によってもうらづけられている。Interview to Harold Moss by Dick K. Nanto, July 21, 1973, in Arlinton, Virginia. (大蔵省資料Z一〇七—三〇)。

(3) Harold Moss, Memorandum to General Marquat; Subject, Proposed Radiogram covering Tax Program, December 13, 1948. (大蔵省資料Z七〇二—六)。

(4) 原純夫「シャウプ勧告をめぐる経緯」(昭和三〇年二月二二日)(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)、五四—五五ページ。

(5) 平田敬一郎「昭和二二年末以降の税制と徴税問題」(一)(昭和二七年六月二七日)(同前、六—一〇ページ)。

(6) ESS, Internal Revenue Division, *op. cit.* 同じ三つの目的は、モスのメモ(注3)にも明記されている。

(7) 明石長太郎「戦後の法人税及び所得税の変遷について」(昭和三〇年一月一二日)(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)、二三—二四ページ。

(8) 前掲原純夫口述、三—四ページ。

(9) 前掲平田敬一郎口述、一—二ページ。

(10) 大蔵省主税局「シャウプ税制使節団提出資料集」、二四年度その一—三、二五年度その一—二。

(11) 前掲平田敬一郎口述、三—四ページ。

(12) 大蔵省資料Z五一一—一三六(税制改正、シャウプ以前、二一—二四年)。

(13) 「税制審議会第二回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九、税制改正、昭和二三年度Ⅱ)。

(14) 「税制審議会第一回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。

(15) 税制審議会「税制改正に関する報告案」(昭和二四年三月一五日)(大蔵省資料Z五一一—一三六)。

(16) 岸本謹之助、近藤道生、安川七郎「GHQの税務行政に及ぼした影響」(昭和二八年五月二八日)(「戦後財政史口述資料」

第三分冊・租税)、一一ページ。

(17) 前掲岸本謹之助ほか二名口述、二四—二五ページ。当時の日本の税制に関し、司令部自体どのような見解をもっていたかは日本側の資料であるが、次のものが参考になる。
「税制並びに徴税に関する司令部の見解について」(二四年一月一〇日)(大蔵省資料Z五一一—一三九)。

第二節　税制改正の構想 ——日本側の注文　その一——

シャウプ使節団の来日を前にして、日本側は当時どのような税制改正の構想をもっていたのであろうか。換言すれば、きたるべきアメリカの税制使節団の勧告に、どのような希望を日本側はもっていたか、ということになる。いわばこの日本側の注文は、二四年初めから三月にかけて精力的に審議を繰り返した税制審議会（これは、のちのシャウプ勧告の評価およびその実施にあたって重要な意味をもつことになる）の議論のなかに見いだすことができる。以下の二節で、税制審議会における議論を中心に、所得税、法人税、取引高税および新税創設についての税制改正の方向をさぐることにしたい。

一　所得税の改正

当時の所得税改正の最大の問題は、その負担軽減にあった。税率、控除あるいは徴税方法などの改正も、多くは租税負担の緩和の狙いをもっていた。戦後のインフレによる名目所得の膨張と、高率かつ階層刻みのこまかい累進税率構造においては、これは当然の税制改正の方向であった。

どの程度所得税負担が高かったか。アメリカ、イギリスと比較した所得階層別の負担率が税制審議会の提出資料と

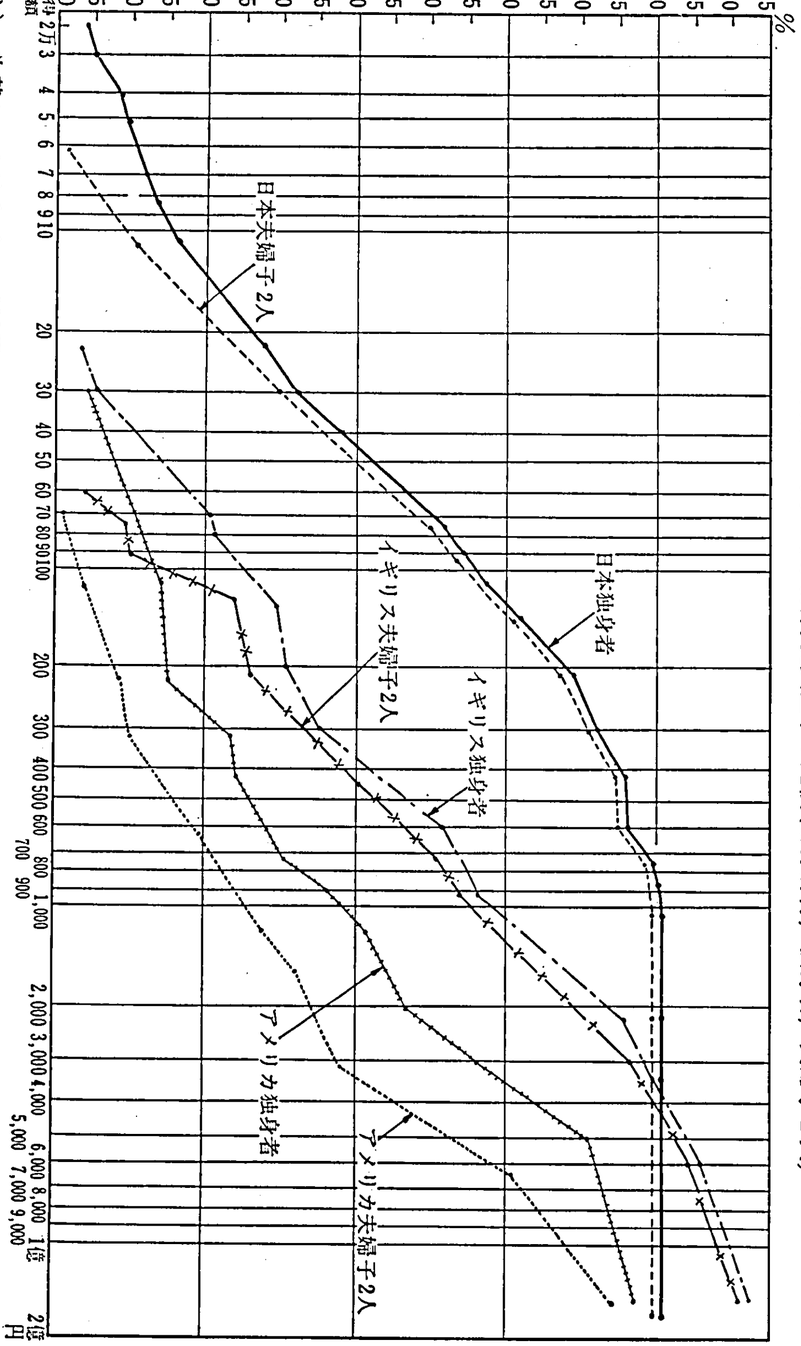

図9-2　日英米の同一所得層に対する個人所得税負担率の比較（勤労所得，独身者，夫婦子2人）

（注）為替レートは1ドル＝300円，1ポンド＝1200円と仮定する．なお，日本およびアメリカは地方税としての個人所得税を賦課される関係上，負担率は本表よりさらに上昇する．

出所：大蔵省資料D010-21「税制審議会資料」．

して作成されている。[1] 終戦後の混乱期に、かつ単一為替レートの設定が実現していない時期に、この国際比較はかなりの冒険を伴う。選択的な為替レートとしてたとえば、対ドルで一〇〇円、二七〇円、三〇〇円の三つがとられている。このうち一ドル＝三〇〇円、さらに一ポンド＝一二〇〇円のレートをとった場合の所得税負担率の国際比較が図9－2である。同一所得層ではほぼ日本、イギリス、アメリカの順で高い比率になっている。これは他の為替レートを用いても同じである。他の二カ国に比べて課税最低限が低く、かつ所得が上がるにつれ相当に高い負担率になっている日本のケースが印象的である。

所得税に関する具体的な税制改正の問題点は、次の資料で明らかにされる。一月一八日の第二回税制審議会に提出された「税制改正に関する問題点」であり、[2] ふたたびそれが所得税のみについて整理された一月二九日付の「所得税の改正に関する問題」（第六回審議会提出資料）である。[3] 重要な文書なので、以下、主要な部分を引用しておく。

一　所得税負担の適性化の問題

(一)　税　率

(1)　累進税率の階級区分を改定するか。

(2)　税率を名目所得の増加に従つて調整するか。

(二)　勤労控除

(1)　控除の最高限を引き上げるか。

(2)　控除割合を引き上げるか。

(3)　事業等所得に対しても認めるか。

(三)　基礎控除

(1)　基礎控除を引き上げるか。

(2)　事業等所得の基礎控除を所得者ごと又は従業者ごとに認めることの可否

(四)　扶養控除

(1)　扶養控除を引き上げるか。

(2)　扶養控除を所得控除に改めることの可否

(五)　所得税の合算制

同居親族の合算、特に勤労所得の合算制を廃止することの可否

(六)　年末調整の問題

(1)　年末調整を廃止し、月間所得税に改めることの可否

(2)　年末調整を一定額以下の所得者についてこれを省略することの可否

(3)　年末調整の負担を緩和するため、賞与等給与所得に対する税率（現行最低二〇%）を引き上げることの可否

(七)　源泉徴収の拡張

農業所得に対して源泉徴収を認めるか。

二　所得税の予算申告納税制度

(一)　納期及び申告

現行の四月、七月、十月及び翌年一月の四回の納期及び申告を改めて、六月、十月及び翌年一月の三回とすることの可否

(二)　前年実績により予定納税をすることの可否

(三)　委員会制度の設置

更正決定又は異議処理について公選の委員会制度を設置することの可否

三　その他

(一)　預貯金に対する課税上の優遇の問題

(1)　総合課税を廃止して源泉徴収のみとすることの可否

(2)　源泉選択を廃止することの可否

(3)　国民貯蓄組合法の免税範囲を拡張することの可否

(4)　預貯金に対する検査の問題

(二)　法人の資産再評価に伴い、個人についても法人の場合に準ずる減価償却額を認めることの可否

(三)　譲渡所得及び一時所得の計算方法を改めることの可否

(四)　逋脱犯として無申告犯をも処罰する規定を設けることの可否

内容は、税率、各種控除、所得合算制、年末調整などの徴税上の問題を含んでいる。税制審議会はこのような諸問題について、第六回以後、三回にわたって所得税改正の問題を討論している。以下、主要な論点をいくつかとり出してみよう。

税率の改訂に関しては、基本的には税率のきざみはそのままにして、それに対応する課税所得の方で調整をする方向で論じられていた。一方、控除の改正には、二つの大きな問題が議論されている。一つは、事業等所得にも勤労控除を認めるか否かであり、もう一つは、扶養控除を従来のまま税額控除のタイプとして維持するか、それとも所得控除に改めるかの問題である。[4]

まず第一の問題について、税制審議会の席上、農業所得や事業所得にも勤労控除を認めるべきだとの主張があったが、大蔵省は否定的な見解をもっていた。その理由は次の三点に集約されている。[5]

事業所得について勤労控除を認めることを困難とする理由

一、事業所得者特に低額の事業所得者について一定の勤労控除を認めることは、一応尤もな点があるが、事業所得のうち幾何が勤労所得的なものであるかについては、その区分が明らかでないこと。

二、低額の事業所得者に対する軽減の措置としては、基礎控除額の引き上げにより、これを行うことが適当であること。

三、寧ろ地方税たる事業税について低額の事業所得者に対する税率を若干軽減する方法によることが適当であると考えられること。

控除問題の第二は、扶養控除を所得控除にするか否かである。主税局は二月一日付の「所得税法の改正に関する研究」[6]の付属資料で、従来の税額控除の支持を打ち出している。理由は次の三点である。

扶養控除を所得控除とすることを困難とする理由

昭二四、二、一

一　高額所得者は、超過累進税率の適用の関係上、上積みの税額を控除されることとなり、少額所得者に比し、多額の控除を受けることとなること。

二　現在の税額控除年一、八〇〇円の控除を最低税率で換算した年九、〇〇〇円の所得控除に改めた場合の減収額は約二七〇億円に上る。若し現在の減収額に止めようとするためには、逆に少額所得者については、税額控除の場合よりも控除額は少くなる結果となること。

三　従来扶養控除については税額控除の建前に慣れており、今直ちに所得控除に改むべき積極的理由に乏しいこと。

しかしながらこのような見解に対し、第八回審議会の席上所得控除への要求が出され、平田局長も「理想としては所得控除にすべきだと思う」[7]という見解を述べていることは注目に値する。

次の問題は所得合算制度の可否である。これはあとのシャウプ勧告との関連でもおもしろい問題である。主として所得税負担の是正の見地で議論が行なわれている。この制度の廃止に関して、税制審議会はかなり積極的であった。[8] しかし大蔵省の立場は、合算制の廃止にはなはだ否定的であった。理由を次の三点にしぼっている。[9]

所得税の合算制の廃止を困難とする理由

一、所得税について合算制を廃止すべしとする論議は、主として合算に因る負担の過重を避けようとする趣旨であると考えられるが、これは超過累進税率の引き下げ、勤労控除の引き上げ及び基礎控除額の引き上げを行うこと並びに基礎控除を各人ごとに認めることに改めること等により大部分解決できる問題であつて、直ちに合算制の廃止を必要としないこと。

二、同居親族で生計を一にするものの所得を合算して課税することは負担公正の見地から見て、所得税の原則として必ずしも不当とはいえないのであつて、主として、現在の社会経済組織から見て同居親族合算の範囲が適当であるかどうかに問題が存すること。従つて、この際としては、所得税の合算制は存置し、合算の範囲について実情に即応した改正を加える方向に進むことが適当と考えられること。

三、なお、合算制を廃止するときは、一部の所得者について所得税の逋脱を誘発するおそれがあること。

税制審議会は二月下旬より税制改正に関する報告案の作成にとりかかっている。このとき大蔵省の考えていた二四年度予算の歳出・歳入見込を表9－2にまとめておいた。この予算の両側からの見通しは、当時の税制改正の構想に大きな影響を与えた。歳出・歳入の全般的な見通しは、歳出五七八八億円、歳入五九五六億円でこのままだと黒字が一六八億円となる。この歳入見込から取引高税を廃止し五〇〇億円の財源を失い、その代りに新税として揮発油税四三億円、手形税・生産税等二九〇億円を創設、財源の喪失を一六七億円にとどめようというものである。この取引高税廃止に伴う財源不足は、表9－2の黒字一六七億円と一致し予算が均衡することになる。

表9-2　昭和24年度歳出・歳入見込　（単位：10億円）

歳出	歳入		
578.8	租税及び印紙収入	429.0	(100.0%)
	（内訳）所得税	228.6	(53.3)
	法人税	25.6	(6.0)
	相続税	2.0	(0.5)
	酒税	59.9	(14.0)
	清涼飲料税	2.2	(0.5)
	砂糖消費税	12.0	(2.8)
	織物消費税	12.4	(2.9)
	物品税	21.5	(5.0)
	通行税	1.3	(0.3)
	有価証券移転税	0.6	(0.1)
	関税及び屯税	0.2	(0.1)
	取引高税	50.0	(11.7)
	印紙収入	6.9	(1.6)
	その他	5.8	(1.2)
	専売益金	116.6	
	その他官業収入	8.9	
	雑収入	37.9	
	前年度剰余金	3.1	
計 578.8	計	595.6	
	黒字	16.8	

（付表）

取引高税廃止	(−)50.0
揮発油税	4.3
手形税・生産税等	29.0
差引	(−)16.7

出所：「税制審議会第11回記録」（24年2月28日）.

このような議論をふまえつつ、「税制改正に関する報告案」の方向は、しだいに固まってきている。三月一五日に提出されたこの報告案が、当時の日本側の注文を集約したものといえる。[10] 所得税の改正については、次のごとき方向が打ち出されていた。

所得税

(一) 所得税については、昭和二十三年度の国民所得に対する所得税の負担割合を昭和二十四年度においても概ね同一ならしめることを目途として、財政事情の許す限り、税率等を調整して負担を適正合理化し、税制の簡易化を図る必要がある。

(二) 税率

税率については、特に低額所得者に対する階級区分を相当程度に緩和し、最低五万円（現行二万円）以下の金額の百分の二十から最高二千万円（現行五百万円）を超える金額の百分の八十五程度の超過累進税率とし、百分の五十の税率は五十万円（現行二十万円）を超える金額に対して適用するよう改めることとする。

(三) 勤労所得控除

給与所得については、収入金額三十万円までの金額についてその十分の二・五（最高七万五千円）の控除を行うこととする。

（昭和二十三年分収入金額五万円までの金額の十分の二・五、五万円を超え十五万までの金額の十分の一・三五四、最高二万六千四十円、現行法による平年分十分の二・五、最高三万七千五百円）

(四) 基礎控除

(1) 基礎控除額を平年分年二万円程度（現行平年分年一万五千円）に昭和二十四年分一万八千円程度（昭和二十三年分一万三百二十五円）に引上げる。

（原注）給与所得に対する源泉徴収については、五月分から改正平年分の基礎控除額の十二分の一相当額を控除する。

(2) 同居親族のうちに、事業等所得を有する者が二人以上ある場合においてはあらたに事業所得の金額から、それぞれ基礎控除を行うこととする。

(五) 扶養控除

(1) 扶養親族の控除額を、扶養親族一人につき税額において平年分二千四百円程度（現行平年分年千八百円）、昭和二十四年分二千二百円程度（昭和二十三年分千百九拾五円）とする。

（原注）給与所得に対する源泉徴収については、五月分から改正平年度分の扶養控除額の十二分の一相当額を控除する。

(2) 基礎控除の制度の改正に伴い、基礎控除を受ける者については、扶養控除を認めないこととする。

(六) 専従者控除

事業所得について納税義務を有する者の三親等内の親族で生計を一にするもののうち、当該事業の経営に専ら従事する者（配偶者及び年齢十九歳未満又は六十一歳以上の者を除く）がある場合においては、あらたに当該従事者一人につき税額において年二千四百円程度（昭和二十四年分二千二百円程度）を控除することとし、基礎控除を受ける者については当該控除を認めないこととする。

(七) 所得合算

所得合算の納税義務者及び一親等の親族で生計を一にするものとする。

(八) 譲渡所得及び一時所得

(1) 譲渡所得の計算について財産税の調査時期前に取得した資産については、その年中の総収入金額から当該資産の取得価格等を控除した金額の十分の三相当額を譲渡所得とし、財産税の調査時期後に取得した資産については、右の金額の十分の五相当額を譲渡所得とすることとする。

(2) 譲渡所得及び一時所得について、年三万円程度の特別控除を認める。

(九) 納期及び申告

所得税の納期及び申告の時期を六月、十月及び翌年一月の三回に改める。

(十) 簡易税額表及び源泉徴収額表

(1) 右の改正に伴い、簡易税額表及び源泉徴収額表を改正することとともに、その簡易化を図ることとする。

(2) 簡易税額表を適用する場合を所得金額三十五万円程度（現行二十二万円）まで拡張する。

(3) 源泉徴収額表中賞与等給与所得に対する税額表を改正し、原則として前月分の普通給与の金額に応じて定める割合により賞与等臨時給与に対して源泉徴収を行うこととする。

(十一) 予定申告書及び確定申告書の提出を要しない者の範囲を拡張する。

(十二) 個人についても、法人の評価換の場合に準じて計算した金額を基礎とする減価償却額を必要経費に算入することとする。

税制審議会の席上ではかなり大胆な意見が述べられ、新しい視点からの税制改正への意欲がうかがわれた。しかし、「税制改正に関する報告案」をまとめる段階になると、この新しい要素は大幅に後退し、従来の税制と基本的にあまり変わりのないフレームワークになっている。政策当局の大蔵省の意向が大きく取り入れられた結果といえよう。この構想の基本的フレームワークが、六カ月後に提出されるシャウプ勧告とどの点でどの程度相違するか大いに興味がある。

二　企業資産の再評価

法人税改正の最大の焦点は、企業資産の再評価問題にあった。その他法人税の税率変更や、公益法人に対する課税

などの問題も重要であったが、資産再評価に比べるとその重要度がはるかに小さい。

税制審議会においても当初からこの問題の重要性を認め、審議の最重点項目の一つであった。シャウプ使節団自体には、資産再評価問題に対して具体的な構想はなく、この問題の主導権は主として日本側にあった。それだけに準備段階としての税制審議会の検討は非常に重要である。二三年一二月に開催された税制審議会の最初の準備会の席上、まず永田委員から次のごとき問題の指摘がある。[11]

経済が一応安定に向いつつある時期としては、金融面生産面から企業経営は困難となるが、現在の法人税法の下では、減価償却が充分行はれず、超過所得として課税の対象となるために企業の再生産構造が縮小される虞がある。

主税局は第二回税制審議会（二四年一月一八日）の提出資料として、「税制改正に関する問題点」[12]を作成しているが、法人税に関するものは次のとおりである。

法人税

一　企業資産の再評価の問題

(一) 再評価資産の範囲

(1) 固定資産に限ることの可否

(2) 土地について評価換を認めることの可否

(二) 再評価の時期

(三) 再評価の基準

(1) 最高限を抑えるか

(2) 時価の何割程度に抑えるか

(3) 時価は再取得価格、収益還元価格、国際価格のどれによるか

(四) 再評価の方法

(1) 資産の再評価に因る評価益を以て資本の増加を行うか

(2) 資本を修正せず、評価益を資本再評価調整勘定として積立てるか

(五) 評価益の帰属

(1) 評価益に因る増資株式をどの程度株主に帰属せしめるか

(2) 増資株式の一部を法人において売却せしめる方法によることの可否

(3) 企業再建整備により債権を打切られた債権者等に評価益の一部を帰属せしめることの可否

(六) 課税上の措置

(1) 評価益に対する税率の問題

(2) 評価益に対する課税方法

(3) 納付方法（物納を認めるか等の問題）

(4) 再評価後の資産価額を基準として、法人の減価償却を行いその償却額を損金にすることの可否

(七) 物価改訂

再評価による減価償却額の増加を次期の物価改訂の際価格に織り込むことの可否

二　その他の問題

(一) 法人税の税率

(1) 超過所得に対する税率を企業資産の再評価と関連して調整することの可否

(2) 普通所得に対する税率を引き下げることの可否

(3) 資本に対する課税を行うことの可否

(二) 額面超過金に対する課税の問題

(三) 公益法人に対する課税

公益法人所得のうち、収益を目的とする事業から生ずるものに対して法人税を課税することの可否

(四) その他

(1) 法人の寄附金に対する課税について改正することの可否

(2) 交際費、機密費等について否認規定を設けることの可否

(3) 逋脱犯として無申告犯をも処罰する規定を設けることの可否

この資料から法人税の当面の最大の問題が、企業資産の再評価であったことは明白である。それでは、もし資産再評価を実施すれば、この当時どの程度の規模になると考えていたのであろうか。これには主税局が推計した「固定資産再評価額調」（二四年一月六日）の資料（表9－3）がある。[13]

これによると「土地」および「その他の固定資産」に分けて、その評価倍率は一三倍程度である。かりに土地まで入れると、資産再評価益は七二二〇億円にのぼり、これが当時の再評価問題の一応の基礎となっていた。昭和二四年の国民所得三兆〇七七〇億円であったから、その四分の一近くにのぼる再評価額の推計であった。

この資産再評価の問題は、税制審議会における三カ月間の集中審議の前半のハイライトであった。特に他の租税にみられない「中間報告案」という形で第五、六回会議で「法人税法改正要綱」を作成しているほどである。以下審議の過程から二、三の重要な点を抜き出してみよう。まず第一に、この時点において、企業資産の再評価が必要であるということは審議会メンバーの共通の了解として存在していた。[14]

表9-3　固定資産再評価額調（昭24.1.6）

種　　目	現在帳簿価額 (イ)	再評価額 (ロ)	評価益	倍数 (ロ)/(イ)
	百万円	百万円	百万円	
土　　地	8,818	114,634	105,816	13.0
その他の固定資産	49,971	666,158	616,187	13.3
計	58,789	780,792	722,003	13.2

（注）土地は，その他の固定資産の倍数に準じ，13倍とした．
出所：大蔵省資料Z511—140.

またインフレによる被害の公平化という狙いが資産再評価の議論に当初からはっきりとあらわれている。これが第二の注目すべき点になる。[15]

第三点として最も重要なことは、やはり再評価益に対する課税の問題である。これにはその実施時期、税率、資本蓄積、外資導入その他の一般的な経済状況の判断など種々な要因がからみ、真に複雑な様相を呈していた。

資産再評価の議論の中心は必然的に課税問題とからんでいた。なぜこのように資産再評価が課税の問題とからんだかは、主として企業側の態度にあったといえよう。この点、井藤半彌の次の意見が的確にこの点を指摘している。[16]

会社としては税がとられるかとられぬかのみが唯一の問題であり、税をとられては経済の復興は出来ぬという。しかしそう簡単にはいえず、一面会社から税金をとらねば何処かでとらねばならない。国全体としては会社の負担を減らす事のみが経済に対してプラスになるとは簡単に言えない。

当初、課税の時期の問題はあるが、税率として三〇%を考えていた。この根拠はやはりインフレ負担の均衡にある。[17]

もう一つ当時の議論で触れておく必要がある点がある。それは再評価益税に対するアメリカ側の態度を予想していることである。平田主税局長は次のように述べている。[18]

現行税法では、処分するか、会社が利益に見た場合に課税する事となっている。米国では現実に処分した時にのみ課税するので、吾々の常識とは異なる面が多い。向うの常識から言えば評価益に課税するのは反対のようである。

このような予想がその後の税制改正の議論とシャウプ勧告作成の過程に、どのように関係してくるかは興味あることになる。

このような議論は、「法人税法改正案要綱」として一月二八、二九両日の会議で中間的にまとめられている。いま、この中間報告の成立過程をみてみよう。というのは報告案作成の中に法人税改正のいくつかの重要な問題が含まれていると考えられるからである。一月二八日の第五回税制審議会に提出された当初の要綱は、必ずしも全面的に受け入れられていない。そこで翌二九日の第六回審議会に提出された修正要綱と対照させつつ、項目別に当時議論された再評価の問題の所在を明らかにしたい。[19]

以下の第一、第二の中の一、二の「額面超過金に対する課税」、「再評価の目的」、「再評価資産の範囲」の三項目については何の修正も施されていない。原案のままである。

税制審議会中間報告（案）

法人税法改正案要綱

第一　額面超過金に対する課税

経済復興のため法人の資金調達を容易ならしめることが現在特に緊要である実情に鑑みて、当分の間、法人の額面超過金に対する課税を行わないこととする。

第二　企業資産の再評価

一　法人企業の適正妥当な減価償却を可能ならしめ、比較的に資本金額が僅少である旧会社の超過所得に対する課税を軽減し

（昭二四、一、二八）

外資導入を容易ならしめる等のため、法人が固定資産につき再評価を行うことを認めることとする。

二　再評価資産の範囲

(一)　建物、機械等の固定資産の外、土地についても評価換を行う。

(二)　賠償指定施設及び在外財産は除外する。

右の文中で「再評価を行うことを認めることとする」ということは、明らかに任意の再評価を前提としている。この点、平田主税局長は「事務当局としては再評価を強制しないのは煩雑で難点に思ったが」[20]と別の個所で説明を行なっている。

次の二項目「再評価の基準」および「再評価の時期」については若干の修正が行なわれている。ただ本質的な内容の変更ではなく、傍線部分が追加されただけである（傍線引用者）。

三　再評価の基準

固定資産の取得価額に物価騰貴率に応じた取得年次別の倍率を乗じて算出した価額の半額を当該資産の取得価額とみなし、これに当該資産の未償却残存率を乗じて算出した金額を以て再評価額の最高限とする。

（原注）　商法第二八五条の規定に対する特例を設ける必要がある。

四　再評価の時期

昭和二十四年六月三十日を再評価の基準期日とするが、再評価の実施及びその時期は、法人の自由に委せる。但し、特別経理会社については、新旧勘定併合後において行い得るものとする。

この中間案を作るに当たって、最大の論点は、次の「再評価に伴う経理及び税法上の措置」の項目にあった。この箇所のみ一月二八日の原案とその修正された一月二九日の案を掲げることにする。まず原案からみていこう。

五　再評価に伴う経理及び税法上の措置

(一)　再評価に因る評価益は、まずこれを欠損の補塡に充て、その残額は資産再評価調整勘定として積み立てることとする。但し、評価益の全部若しくは一部を直ちに資本の増加に充て又は随時に資産再評価調整勘定の金額の全部若しくは一部を資本の増加に充てることもできることとする。

(二)　再評価に因る評価益については、法人の所得の計算上、益金に算入しないこととする。但し評価益又は資産再評価調整勘定の金額を資本の増加に充てる場合においては資本の増加に充てた金額に対し一定の税率（百分の二十程度）により課税する。

この原案にある資産再評価調整勘定とは、何であろうか。再評価問題に関連して、この調整勘定の設定は当初から主税局の構想のなかに入っていた。第四回審議会の席上で、その設定の目的を次のように説明している。[21]「調整勘定は何の為に設け、且考慮する必要があるのか」の問いに対して、平田局長は「会社としては再評価をする場合に自信のある線でするだろう。しかし再評価して調整勘定に繰入れておいた場合には、将来に処置の余裕を残す事となるのであるから、気楽な気持で行い易いので、具体的に細い点まで措置する必要があると思う」との解答を行なっている。

一月二八日付のこの原案のうちで特に問題になったのは、

(1)　評価益を積立金にまわしてもよいのでないか

(2)　再評価益にいつ課税すべきか

(3)　資産再評価調整勘定をある期間に限定すべきでないか

の三点であった。これをめぐって、税制審議会では活発な意見の交換があった。[22]このときの議論をふまえて作成されたのが、次に掲げる一月二九日付の第六回審議会に提出された修正案である（傍点引用者）。

五　再評価に伴う経理及び税法上の措置

(一)　再評価に因る評価益は、まずこれを欠損の補塡に充て、その残額は、資産再評価調整勘定として積立てることとする。その資産再評価調整勘定として積立てた金額については、その全部又は一部を資本の増加に充て又は積立金に繰り入れることができることとする。

なお、再評価に因る評価益の全部又は一部を直ちに資本の増加に充て又は積立金に繰り入れても差支へないこととする。

(二)　(一)の資本増加による増資株式の処分については、株主に交付する方法によつても一般に売却する方法によつてもよく、またこの場合価額如何を問わない。

(三)　再評価に因る評価益については、法人の所得の計算上益金に算入しないこととする。

株主が(一)の資本増加により額面金額以下の金額で増資株式を取得した場合においても所得税を課税しない。

(四)　資産再評価調整勘定の金額又は評価益を資本の増加に充て又は積立金に繰り入れた場合においては、資本の増加に充てた金額又は積立金に繰り入れた金額に対し一定の税率（百分の二十乃至三十程度）により課税する。

原案との大きな差は次の三点にある。

第一に、傍点の個所のように積立金に繰り入れられることが認められたこと、第二に税率が二〇%から二〇～三〇%へと範囲が拡大されたこと。しかし第三に、あくまで資産再評価調整勘定の据置きに期限をきるかどうかの問題は明示されていない。この点種々の角度から議論が行なわれ、[23] 結局次のごとき修正文が追加されることになった。これが第三の原案との相違である。

決議五の(一)の第二項の後に「但し、一定期限迄にその処理を完了せしめることとする。」を加える。

三　法人税の改正

法人税改正に関し、資産再評価以外のいわば法人税固有の問題のうち主要なものは、減価償却および超過所得に対する課税および法人税率の二点である。

まず第一の問題からみていこう。このうちとくに問題になったのは、超過所得税の廃止である。これは資産再評価と密接な関連をもっているだけに、税制審議会の席上でも相当の議論が繰り返されている。[24]

途中の議論の経過はいくつかの問題を含んでいたが、中間案としてまとめられる段階では、減価償却と超過所得税は容易に意見の一致をみている。一月二八、二九日の審議会でも原案に対して大きな疑義は提出されず、本質的な修正はない。そこで一月二九日の修正案のみ引用しておこう。前ページの「再評価に伴う経理及び税法上の措置」(一)～(四)の項目に続くものである（傍点引用者）。

(五)　減価償却については、再評価後の固定資産の価額の大部分（十分の七程度）を基準とする減価償却額を法人の損金に算入する。但し、資産再評価調整勘定の金額又は評価益を資本の増加に充て又は積立金に繰り入れる場合においては、それに対応する部分の金額については、その全額に対し減価償却を認める。

(六)　超過所得の計算については、資産再評価調整勘定の大部分（十分の七程度）を資本金額に算入する。

(七)　増資株式の処分により生ずる益金は、法人の所得の計算上、これを益金に算入しない。

(八)　株主が(二)により額面金額以下の金額で交付を受けた株式を受領した場合においては、当該株式の額面金額を取得価額とみなして、所得税法の譲渡所得を計算する。

法人税に関する残りの大きな問題は、法人税率の変更であった。当時の法人税の税率は次のようであった。[25]

(一) 免税点なし。

(二) 税率

(イ) 普通所得

(1) 一般法人　三五%

(2) 農業協同組合等の組合　二五%

(ロ) 超過所得

(1) 資本金額の三割を超え同五割以下の部分　一〇%

(2) 同五割を超え十割以下の部分　一五%

(3) 同十割を超える部分　二〇%

(ハ) 清算所得

(1) 積立金から成る部分　二〇%

(2) その他

(A) 一般法人　四五%

(B) 農業協同組合等の組合　四〇%

(三) 同族会社の加算税額

各事業年度の所得（税引）中その三割を超えて留保（税引）した場合のその超過額に対し、左の税率による加算税を課す。

税率は、税引所得を年額に換算し、

十万円以下の金額に　二五%

十万円を超える金額に　四〇%

二十万円を超える金額に　五〇%

五十万円を超える金額に　六〇%

百万円を超える金額に　七〇%

五百万円を超える金額に　八〇%

を乗じた金額の合計金額の普通所得年額に対する率である。

この法人税率の体系の変更は主税局の「法人税法改正案要綱」（一月二八日付）の原案では、次のようになっている。

税率	税率について、次のように改正する。
一　普通所得に対する税率	
百分の三十（現行百分の三十五）	
二　超過所得に対する税率	
資本金額の二割超	百分の十　（現行三割超百分の十）
同　三割超	百分の十五（〃五割超百分の十五）
同　五割超	百分の二十（〃十割超百分の二十）
三　清算所得に対する税率	
積立金等からなる金額	百分の二十（据置）
その他の金額	百分の四十二（現行百分の四十五）

四　事業税の税率については検討する。

この改正案の狙いは、普通所得に対する軽減と超過所得に対するそれの若干の増税にあった。超過所得に対する税率の方は、再評価の問題と密接に関連してくる。再評価をすれば超過所得の発生がなくなるか収縮され、この税率引上げは実質的に避けられるからである。この場合、再評価の影響をより大きく受ける旧会社の方が被害が少ない。

第五回審議会ではおおむねこの法人税率の改正方向は支持されていた。つまり原案に賛成する意見が多かった。[26]

しかし翌日の第六回審議会に

税率の問題

（一月二十八日の第五回税制審議会に提出した中間報告案には具体的に税率の規定が明記してあったのに対し、本日の第六回審議会に提出した中間報告案は問題を明記していない事に対する討議）

のごとき議題がはかられて、最終的には次のように具体的に数字の入らぬ修正案が作成されている。

一　普通所得に対する税率

この際若干（百分の五程度）引き下げることを適当と認めるが、財政需要と睨み合わせて、これを定めることとする。

二　超過所得に対する税率

資本金額の増大と睨み合せて、再検討する。

三　事業税の税率についても検討する。

このように法人税率の変更がぼやけた大きな理由は、次のごとき政治的配慮に基づいている。[27]

荒井委員　若し財政需要からして、税率を下げられなくなるような時の為、原案の如くぼやかしたがよい。

平田局長　外資導入の為には、表面的に出した方がよいとの考もある。中間報告としては軽減の方に進むべく努力するといった形でしてもよいかと思う。

荒井委員　逆にその事がかえって支障になる事もあるかと思う。

現在既に交渉中のものは、中間報告で税率引下げを明記していることを有力な条件とするだろうが、後で下げられないとなるとかえって困るだろう。歳出入の状況より下げられる見込があるなら、はっきりだしてもよい。

具体的に税率の内容を明記すべきであるとの意見も強く出されていたが、結局、次のごとき提案がなされ、前掲のごとき漠然たる修正案に変貌するにいたった。

汐見委員　普通所得税率、超過所得税率、事業所得税率を綜合して考えて法人負担を軽減する事を適当と認めるとでもしたらいいのではないか。何％へらすと云う事より漠然とでも全体が下る事をいったがよい。

法人税、資産再評価について「中間報告案」の作成をめぐって以上のごとき検討が加えられている。ただ三月一五日の「税制改正に関する報告案」で最終的な見解をまとめたとき、法人税改正は簡単に次の四項目に要約されているだけである。具体的な数字の裏付けはなく、漠然とその方向を示唆するにとどまっている。

法人税

㈠　企業資産の再評価

法人が固定資産につき再評価を行うことを認めることとし、法人が固定資産の評価換をなした場合における評価益その他これに関連する事項に関して課税上の特例を設ける必要がある。

㈡　額面超過金に対する課税

法人が額面超過金を積立てた場合においては、当分の間その金額の（現行十分の五）を益金に算入しないこととする。

㈢　税率

個人の租税負担及び財政需要等と睨み合せて、普通所得に対する税率を若干引き下げるとともに、企業資産の再評価に対応して、超過所得に対する税率を調整することが必要である。

なお、同族会社の加算についても、個人の負担と見合って、所要の改正を行うことが必要であると考える。

(四) 公益法人に対する課税

民法第三十四条の規定により、設立した法人の収益を目的とする事業から生ずる所得に対しては、普通所得に対する法人税を課税することとすること。

(1) 「日米英の同一所得層に対する租税負担率の比較」(大蔵省資料D〇一〇—二一「税制審議会提出資料」)。
(2) 「税制改正に関する問題点」(二四年一月一八日、第二回税制審議会提出資料)(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(3) 「所得税の改正に関する問題」(二四年一月二九日、第六回税制審議会提出資料)(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(4) 「税制審議会第八回記録」(大蔵省資料D〇一〇—二一「税制審議会関係資料」)、および「税制審議会第六回記録」(同前)。
(5) 「所得税法の改正に関する研究」(二四年二月一日)(大蔵省資料D〇一〇—二一)。
(6) 「所得税法の改正に関する研究」(附属資料)(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(7) 「税制審議会第八回記録」(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(8) 「税制審議会第六回記録」(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(9) 「所得税法の改正に関する研究」(附属資料)(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(10) 「税制改正に関する報告案」(二四年三月一五日)(「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年度、その一)、税制審議会の意見に基づき大蔵省が提案したもの。
(11) 「税制審議会準備会記録」(二三年一二月二八日)(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(12) 「税制改正に関する問題点」(二四年一月一八日)、(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(13) 「固定資産再評価額調」(二四年一月六日)(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(14) 「税制審議会第三回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。

(15) 「税制審議会第一回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(16) 「税制審議会第四回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(17) 同前。
(18) 同前。
(19) 税制審議会中間報告(案)「法人税法改正案要綱」(二四年一月二八日および二九日)(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(20) 「税制審議会第五回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(21) 「税制審議会第四回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(22) 「税制審議会第五回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(23) 「税制審議会第六回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(24) 「税制審議会第三回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。
(25) 「法人税改正に関する問題」(二四年一月二〇日)(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(26) 「税制審議会第五回記録」(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。
(27) 「税制審議会第六回記録」(大蔵省資料Z五一一—一四〇)。

第三節　税制改正の構想 ——日本側の注文　その二——

一　取引高税の廃止

次に取引高税の問題に目を転じることにしよう。この取引高税は二三年九月に施行されたばかりだというのに、当時、実に評判がわるかった。その廃止は政治問題化し、税制審議会でも重要な議題となっていた。すでに利用した「税制改正に関する問題点」（第二回税制審議会提出資料）において、取引高税について次のごとき問題点が指摘されている。

取引高税

一　取引高税の存廃とその代り財源の問題

二　非課税範囲

美容業等非課税範囲を拡張することの可否

三　納付方法

㈠　印紙納付を現金納付に改めることの可否

㈡　印紙納付の最低限を引き上げることの可否

四　その他

㈠　印紙納付の営業者に印紙の使用金額に応じて手数料を交付することの可否

㈡　一定の額面額以上の消印済印紙の提出者に対して福引券を交付することの可否

この取引高税の廃止は明らかに政治問題として当初取り上げられた。[1]

当時、取引高税反対の大きな根拠は二つあった。その一つは納税技術上非常に手続が煩雑であるということ、もう一つは納税者の所得が把握されやすいということであった。この第二点の所得の把握に関してとくに問題になったのは印紙収入による納税方法であった。取引高税の不満は主としてこの点によせられていた。かくして取引高税の一つの改正の方向は、この印紙収入制度から現金納付への切換えということであった。[2]

しかしもう一つの有力な改正の方向は、取引高税を廃止し、その代りの財源として新しい税を作ろうということにあった。代りの財源の新税といっても、当時二つのことが考えられていた。第一は取引高税と全然無関係な文字どおり新税の創設を考えるものである。二三年一二月二八日の税制審議会の準備会で主税局は、「新税としては現在ガソリン税、手形税、財産増加税などが考えられている。ガソリン税は、税率一〇%で約三〇億の収入が見込まれる」[3]としている。さらに年が明けた第二回審議会に提出された「税制改正に関する問題点」の中に新税創設の問題がより具体的になっている。

新税創設の問題

一、揮発油税

所謂ガソリンに対して従量税率により課税することの可否

二、手形税

約束手形、為替手形、借用証書に対して額面金額に応じて比例税率により課税することの可否

三、財産税乃至財産増加税

㈠　実質的財産税創設の可否

㈡　名目的財産税創設の可否

㈢　財産増加税創設の可否

ここに考えられていた三つの税をみるかぎり、取引高税とは関係のない新税創設の構想が当初政府側にあったと思われる。

この取引高税とは切り離して考えられる新税構想と併行して、もう一つの新税創設がその後しだいに浮かび上がってきた。それは取引高税そのものを分解して、別個の新しい税をいくつか創設することである。これは税制審議会の席上、井藤半彌が繰り返し主張している考えである。[4] たとえば次のごとき構想である。

取引高税に関しては、現行の取引高税を解体して、物品税にいれうるものは物品税にいれ、サーヴィス業は特別行為税とでもして、銀行、運送業にも別途措置するといったように、三つ位にほぐして適当な税をかける方法もよいのではないか。これなら現行の取引高税よりは非難も少いと思う。

若干性格を異にするが、これらの新税創設の考えは手形税、生産税、運送税、保険税などの構想を生むことになった。以下の検討でしだいに明らかにされるが、最終的にはこの取引高税の代り財源としての新税構想はみのらなかった。しかしこの方向で取引高税を政府が真剣に考えていたことは事実である。

二四年三月一八日付の主税局作成の文書[5]に次のごときものがある。

取引高税を廃止しようとする理由（二四、三、一八）

取引高税は、本来望ましい税でないのであるが、その施行後

一　印紙税制度による手数の煩瑣等のため取引を阻害する場合が多いこと。

二　課税範囲が広く納税義務者が多いので、脱税が多く負担の公正を期し難いこと。

三　大衆課税の色彩が強いこと。

等を理由に国民の輿論として、その廃止が強く要望されたのである。

民主自由党は、つとに在野時代から以上の見地においてその廃止を公約してきたのであるが、今回民意によつて内閣を組織するに至つた。従つて政府は、財政事情の許す限り、これを廃止することを考究した結果、その代り財源として揮発油税、生産税及び運送税を創設し、手形その他の債務証書及び保険証券に対する印紙税の増徴を図ること等によつて取引高税を廃止した場合の減収を補塡し、……均衡を図り得る見透しがついたので、ここに取引高税を廃止しようとするものである。

このように新税を創設して取引高税を廃止しようとする強い要望はあった。しかし実際には、二四年度の取引高税改正として、印紙納付から現金納付への制度変更ということになった。取引高税の廃止は、シャウプ勧告のときまで持ち越されることになり、このシャウプ使節団を迎える準備段階ではひとまず棚上げの状況となっている。

この納付制度の改正に当たって、主計局は三月二二日に「取引高税法改正案要綱」を作成し、司令部の意向をうかがっている。次の一文は当時の司令部側の取引高税に対する態度がよくうかがえるので、全文を引用しておこう。[6]

三月二五日取引高税の印紙納税制度を現金納税制度に改める案（別紙取引高税法改正案要綱提出）について司令部経済科学局内国歳入課シャベル氏及びサノー氏の意見を求めたところ、概ね次のような答弁を得た。

一　取引高税の存続ということは、印紙納税制度の存続を意味する。

従つて印紙納税制度を廃止することは、取引高税を廃止することを意味し、司令部の方針に反する。

二　殊に日本のように所得の捕捉が恣意的（arbitrary）であるところでは、所得の捕捉に客観性を持たすためにも印紙納税制度が必要である。印紙納税制度は、取引高税というよりも所得税や法人税のために一層必要である。

三　印紙納税を徹底して所得を捕捉することは、現行所得税の合理化を先決条件とする主税局側の提案は将来考慮すべきであり、又今回問題となつている百五十億円の範囲で若干可能となるかも知れない。

四　購入通帳の制度を廃止することは、これまた印紙納税制度の廃止を意味するから反対である。

五　現在の印紙納税の低調を撤回するために一定期間軍政部をして応援せしめることも考えている。

六　消費者等の関心を高めるために印紙回収に対する交付金の率を引上げることは賛成である。

七　一般的に現金納税制度に改めることは反対であるが、特定の業種（例えば運送業、出版業等）について現金納税制度に改正することは、賛成である。

このような批判を承知のうえで、二四年三月三〇日に「取引高税法改正案要綱」の最終案が次のようにまとめられている。(7)

取引高税法改正案要綱　（昭二四年三月三〇日　二四年度改正の要旨）

一、印紙納付制度を現金納付制度に改め、営業者をして毎月申告納税せしめること。但し、前年度中の総売上金額が百万円未満の納税者（金融機関等特定営業者を除く）については、三ヶ月毎に納税せしむること。

この場合、営業者が手持する印紙については政府が買上げることとするが、当分のうち現金納付に充当することができることとすること。

二、一月の総売上金額が三万円未満のものは、課税しないこと。

三、現行非課税範囲との権衡及び非課税範囲の拡張が租税収入に及ぼす影響等を考慮し、次の営業及び取引を非課税とすること。

(一)　庶民金庫、恩給金庫等のなす金銭貸付並びに金銭貸付業中質屋業

(二)　旅館業中簡易旅館業

(三)　理容業

(四)　加工水産物配給規則により配給された加工水産物の製造、取次及び販売

(五)　主要食糧及びそ菜の植物の種苗の採取、取次及び販売

(六)　外食券食堂の外食券による販売、但し、一定金額（例えば五十円）以下のものに限る。

(七)　葬儀の請負

(八)　協同組合の組合員が、その所属する組合に対しなす販売並びに協同組合が、所属の組合員に対しなす販売、但し、組合員の事業の経営に直接必要な物品で、配給統制のあるものの販売に限る。

四、その他所要の改正を行うこと。

二　新税構想

取引高税を廃止してその身代り財源として新税を考えようとするとき、重要な点の一つは二四年度にどの程度の取引高税の収入が見込まれていたかである。もし完全に新税で税収補塡を考えようとするなら、この見込額が重要となる。この額は約五〇〇億円と見込まれていた。(8) この金額が以下展開される新税の創設に関して、一つの制約条件を与えている点は重要である。

新税構想のなかで最も論議を呼んだのは手形税である。すでに施行されていた印紙税、あるいは金利体系に与える影響、それに当時の微妙な景気動向との関連もあって、取引高税の代替案としての手形税には多くの問題点が指摘された。

手形税で初めて公式の場で議論されたのは、二四年二月五日の第八回税制審議会においてである。このとき討論資料として、主税局より「手形税（仮称）に関する問題点」（二四年二月四日作成）なる文書が提出されている。きわめて要領よく、手形税の当面する問題点、ひいてはその性格が明確なので、以下全文を引用しておこう[9]（傍点個所は当時の大蔵次官野田卯一の書込み）。

手形税（仮称）に関する問題点　（税、国二、昭二四・二・四）

一　本税の狙いをどこに置くか。

イ　資金流通税的なものとする。

ロ　貨幣価値の下落による金銭債務者の利得に課税する。

ハ　正規の融資を受けている者は、闇金利を強いられるものに対し非常な利益を受けているから、その利益に対して課税する。

二　課税の対象

イ　約束手形、為替手形（証書とするか。小切手はどうか）。

ロ　金融機関に関する証書、手形に限らず個人間貸借関係のものにも及ぶか。

ハ　免税の範囲について問題となるもの。

1　日本銀行の貸出に関するもの。

2　コール取引に関するもの。

3　金融機関相互間取引に関するもの。

4　貿易手形

5　当座貸越契約

6　社　債

7　庶民金庫、恩給金庫、農業協同組合、質屋業の貸出に関するもの。

8　公団に対する貸出に関するもの。

三　納税方法

印紙納税とするか。

四　税率及び税収見積り

イ　税率の高さとその影響

1　金利水準に対する影響

2　税収の見積り

ロ　証書又は手形の額面金額によるとして

1　貸借の期間によつて、例えば一ヶ月何%という風に決めるか。

2　比較的大区切りの期間毎に税率をきめるか。

3　期間を考えず一回限り課税するか。

五　本税の影響について問題となる点

イ　経営原価従つて物価への影響

ロ　信用取引を阻害することにならぬか。

ハ　闇金融（所謂「浮貸し」を含む）を助長することにならぬか。

ニ　金利水準を攪乱することにならぬか。

第八回税制審議会では、この手形税をめぐって活発な議論が展開されている。議論の焦点は、手形税の金利に対する影響にあてられている。[10]

それでは手形税が実現したと想定したときの金利への影響、またそのときの税収見込はどの程度のものと見積もられていたのであろうか。主税局は当時、表9－4のごとき見積りを提出していた。税率ゼロの欄をみてみよう。その個所の金利は、日歩二銭八厘、年利で一〇・二二％となっており、これが「臨時金利調整法」による最高貸出金利となっている。かりにあとで述べるような三三〇億円程度の手形税収を見込んで税率を年六％にすると、表9－4のごとく金利は一六・二二％にも上昇することになる。金融界はこの水準を「現在の金利体系を根本的に破壊することになる」[11]と批判しているが、この指摘をまつまでもなく手形税の創設は資金融資面に相当の影響のでることは容易に予想しうるものであった。

金融界内部にとっての問題は、表9－5によって示されるように、それぞれの金融機関で課税対象の条件の所有に大きなばらつきがあったことである。当時の金融機関別貸出残高表にもとづく、手形税の課税対象の推計では七〇％近くのものが銀行の所有になるものであった。かかる点で、手形税の構想に対して銀行界がこぞって反対の陳情にでたのは想像にかたくない。

このような金融界の反対をうけたが、二月九日の第九回税制審議会に主税局は再度、「手形税（仮称）の創設に関

表9-4　手形税（仮称）の課税により金利に及ぼす影響および昭和24年度（平年度）見込税額調（昭24.2.3）

税率 月	税率 年	金利 日歩	金利 年利	税額	摘要
		銭厘	%	百万円	
1,000分の5	100分の6	4.4	16.22	33,000	額面金額現在高550,000百万円
〃 4	〃 4.8	4.1	15.02	26,400	（昭和23年12月末現在金融機関貸付残高）
〃 3	〃 3.6	3.8	13.82	19,800	
〃 2	〃 2.4	3.4	12.62	13,200	
〃 1	〃 1.2	3.1	11.42	6,600	
—	—	2.8	10.22	—	

（注）当時の消費者価格の統制額の原価計算中支払利子の占める割合は石炭 3.4％，電気4.9％，自動車シャーシー1.8％，人造絹糸2.2％.
出所：大蔵省資料Z511—140.

表9-5　金融機関別貸出残高表（昭23年12月末現在）　（単位：百万円）

区分	手形貸付	証書貸付	当座貸越	割引手形	コールローン	その他の貸付	計	内課税の対象となるもの	同百分比
									%
銀行	306,922	11,811	5,296	57,280	4,155	46	385,510	376,015	69.1
信託会社	5,713	1,102					6,815	6,815	1.3
金庫	14,671		27	173			14,871	14,844	2.7
無尽会社	11,241						11,241	11,241	2.1
信用組合	5,257		371	170			5,798	5,427	1.0
保険会社	280	2,766			34		3,080	3,047	0.6
復興金融金庫	111,159						111,159	111,159	20.4
農協	14,784			443			15,227	15,227	2.8
計	485,706		5,694	58,066	4,189	46	553,701	543,775	100

（注）金庫は11月末，無尽会社は11月末，保険は9月末，農協は10月末現在.
出所：大蔵省資料Z511—140.

する研究」を提出している。[12]

手形税（仮称）の創設に関する研究　（税、国二、昭二四、二、八）

一、課税対象

為替手形、約束手形、金銭に関する借用証書（社債を含む。）（以下総括して手形という。）とする。

二、税率

(イ) 手形一枚ごとに額面金額に対して千分の一

(ロ) 手形の期間が二カ月を超える場合は、その超過する二カ月の期間又はその端数ごとに千分の一

三、非課税の範囲

(イ) 日本銀行の貸出に関するもの

(ロ) コール取引及び金融機関相互間の取引に関するもの

(ハ) 庶民金融機関の行う一定金額以下の零細貸付に関するもの

（原注）当座貸越については、契約金額について一定部分を控除したものを手形の額面金額として課税する。

四、納付の方法

原則として手形を作成したとき、作成者をして税額に相当する収入印紙を貼用して納付せしめる。

但し、長期（例えば一年以上）の手形については、特別の納付方法を定める。

五、本研究を実行する場合には、印紙税法の改正による。

（参考）

右による昭和二十四年度（平年度）税収見込額　三、三〇〇百万円

前回の資料との最も大きな差異は、税収見込を一桁おとし三三億円としたことである。金利などへの影響の観点から、実質的にかなり後退したものとなった。これでは当初の目標とした取引高税の代替税としての性格は、消え失せてしまったといえよう。

この手形税に関して税制審議会ではかなり批判的な論議が繰り返され、一般にはこの新税に反対であった。[13] このような批判的なムードにもかかわらず、二四年二月二三日付「手形税法案要綱」としてその骨格が整備されるに至っている（参照、巻末付属資料）。

取引高税を廃止した際の代りの財源として、手形税以外にもいくつもの新税創設の構想がねられていた。一つの有力な考え方が、取引高税を分解し課税標準の性格において各種の新税を作ろうとするものである。これは、さきに述べた井藤半彌の示唆した方向である。

第九回税制審議会の提出資料として、主税局は「取引高税法を廃止して、生産税、運送税、保険税及びサービス税創設に関する研究」[14]（二四年二月九日作成）なる文書を作成している。その冒頭の一文が次に掲げるもので、取引高税の分解の方向がよくでている。

取引高税法を廃止し、現行取引高税法により課税しているもののうち、物品の取引に関するものについては生産税をサービスに課税しているもののうち運送に関するものについては運送税、保険に関するものについては保険税、その他のもの（金融機関の貸付に関するものを除く。）についてはサービス税（いづれも仮称）を創設する。

この一文にもられた新しい四税のなかで、取引高税の廃止に伴ってとって代わるべきものという色彩の最も強いのが生産税である。明らかに生産税は、取引高税の代りの財源とみられている。二月四日に主税局は「生産税（仮称）の創設に関する問題点」なる資料をまとめ、第八回税制審議会に提出している。[15] どのような点が生産性の創設に関し

て問題となるか、当初の考え方の出発点を知るのに貴重な資料である（参照、巻末付属資料）。

この資料を一読すると、政府が取引高税の代りの財源として強く意識していたことが明らかとなろう。しかしなにぶんにも新しい構想のゆえに、生産税と既存の租税体系との関係が必ずしもすぐには理解されにくかった。そこで生産税について、既存税制との比較において税制審議会で種々の角度から検討を行なっている。[16]

よりきちんとした生産税のイメージは、すでに引用した「取引高税法を廃止して……」（二四年二月九日）の資料から考えることができる。生産税の要領および実施上の難点が、要領よく整理されている（参照、巻末付属資料）。

生産税実施の種々な問題のなかでとくに難点のあるのは、原材料の免税である。実際には原材料を完成品と区別することはほとんど不可能である。しかしこれを課税の対象から除外しない限り、二重課税の問題が顕在化する。この処理が大きな問題となった。

この原材料の免税の問題と直接、間接に関連して、生産税の税率水準が議論の対象となっている。取引高税の二四年度税収見込五〇〇億円との関係で、巻末に収録した二つの文書から明らかなように、五～一〇％程度の税率が当初想定されていた。しかし原材料を非課税範囲に包含できるか否かの問題がある。

もし原材料を独立して取り出すことが困難であるという理由で、すべて課税範囲に含めるとすると、右の討論のように、税率を引き下げる必要がでてくる。このような事情を考慮に入れて、主税局は二月一二日にふたたび生産税に関する第一案、第二案を作成し、第一〇回税制審議会に提出している。[17]

（第一案）

生産税

1　課税範囲

㈠　生産税は、営業者の製造する物品又は保税地域から引取られる物品に課すること。

㈡　電気、ガスの供給並びに鉱物の採掘及び土石の採取についても製造とみなすこと。

2　非課税範囲

㈠　教科用図書、輸出物品、主要食糧、みそ、しょう油、価格調整補給金を交付される物品

㈡　農家等のなす物品の製造であつて、製造高が一定金額以下のもの。

3　税率

百分の二

平年度収入見込額　二二、〇〇〇百万円

4　納税方法

一月又は三月ごとに現金による申告納付制度とすること。

5　本税実施上の難点

㈠　製造範囲確定の困難

(1)　製造の定義が困難である。

例えば

イ　木材については、どの過程をもつて製造とするか。

ロ　写真業は、製造業とするか又はサービス業とするか。

ハ　洗濯業も製造業とするか。

ニ　物品の組立又は詰合せを製造と見るべきか。

ホ　仕出し料理も製造とみるべきか。

(2)　賃加工も製造に包含せしめるべきか。

(3)　修理も製造に包含せしめるべきか。

(二)　前述のごとく物品の販売店であつても、製造業となるものが多く、その上に加工及び修理を製造と見る場合には、その営業者数も現行取引高税を課せられている営業者数と大差なく、且つ二重課税、三重課税の弊が甚だしくなる。

(第二案)

第一案によれば製造範囲の確定が極めて困難であるから、一定規模以上の企業形態を備えた営業者が製造した物品に対し、課税するものとすること。

1　第一案のうち非課税範囲を左のごとくすること。

(一)　教科用図書、輸出物品、主要食糧、みそ、しょう油、価格調整補給金を交付される物品

(二)　零細営業者（例えば使用人員五人未満の営業者に限る）が製造する物品

2　本税実施上の難点

(一)　税収の多きを望めない。

平年度収入見込額　一三、〇〇〇百万円

(二)　本税の性格が不明確である。

いずれの案も、税収が大幅に削減している。手形税同様、ここにも取引高税の代替税としての色彩が大きく変わってきている。以上のような討論を経て、三月一〇日に「生産税法案要綱」が作成されている（参照、巻末付属資料）。取引高税の廃止に関連して、生産税と同じような取扱いをうけたものに、運送税、保険税、サービス税の三税がある。いずれも見込税収が小さく、手形税および生産税と比較すると大きな論議を呼ばなかった。主税局によって用意された文書によると、その基本的構想は次のようなものであった。[18]

運送税

現行取引高税を課せられている貨物の運送に対して百分の三程度の運送税を課するとともにこれを通行税と合して運送税とすること。

（貨物運送に対する運送税の平年度収入見込額二、五〇〇百万円）

保険税

現行取引高税を課せられている払込保険料について百分の一乃至四程度の保険税を課すること。

（平年度収入見込額七七〇百万円）

サービス税

運送税、保険税以外に商品の取引と見られない料理店業、演劇興行、金融機関等のなすサービスに対して百分の一程度のサービス税を課すること。但し、手形税又は債務証書税の課せられる手形の発行又は金融機関等のなす貸付を除く。

（税率百分の一程度とした場合の平年度収入見込額二、一一〇百万円）

表9－6に当時、主税局が考えていた取引高税に代わる生産税以下の四税の二四年度税収見込を整理しておいた。かりに生産税に税率一〇％を課しても、四税合計の税収は四五〇億円程度にすぎない。税制審議会の議論では、税率一〇％の採用はほとんど不可能とみなされていた。とすると生産税について他の選択案をとらざるをえなくなる。いずれの案も、他の三税の合計が五〇億円程度では取引高税の見込税収五〇〇億円には、はるかに及ばないものとなっている。[19]

表9-6　新税の税収見込(24年度，平年度)

(単位：百万円)

生産税	
税率 5%	20,000
税率 10%	40,000
第1案	22,000
第2案	13,000
運送税	2,500
保険税	770
サービス税	2,110

出所：主税局「取引高税法を廃止して，生産税，運送税，保険税及びサービス税創設に関する研究」(昭和24年2月9日および12日).

したときの減収の補塡を考えることであった。二四年一月から三月にかけ税制審議会を中心にこの新税構想が研究・検討されたが、最終的には採用の運びとはならなかった。大蔵省はこの不採用の理由を次のように説明している。[21]

一、生産税（又は物品小売税）、保険税、手形税及び運送税のすべてを合わしても現行取引高税よりも収入が少く、代り財源としては不適当であること。

二、生産税については、

1　原料免税の手続が技術上不可能であるため、税率を二%程度の低率にせざるを得ないが、それでも一貫作業の企業と多数の工程を独立で営む企業との間に、現行取引高税以上の不公平を齎らすこと。

2　生産の範囲の確定が相当困難であること。

三、物品小売税は、生産税に代るものとして研究されたが、これについては、

1　納税義務者が徴税の最も困難な小売業者であること。

2　小売の定義が相当困難であり、その物品を利用する企業に対する販売も小売とするときは、租税負担が累積するとともに、製造業者、卸売業者等も納税義務者となる場合が多く、取締は現行取引高税以上に煩瑣となること。

四、保険税については、

取引高税を廃止し、物品に関する取引の負担を軽減する一方、保険に対して負担を増加するのは適当でないこと。

五、手形税については、

1　金利引上の結果となるので問題となること。

2　税率を高くし印紙納税とするときは、その取締について相当困難があること。

3　取引高税を廃止して、物品の取引に関する負担を軽減する一方、手形取引に対して負担を増加するのは適当でないこと。

六、運送税

1　貨物運賃の引上げが困難な情勢にあること。

2　取引高税を廃止して物品に関する取引の負担を軽減する一方、貨物運送に対して負担を増加するのは不適当であること。

取引高税の廃止に関連しての以上のごとき議論は、シャウプ使節団の提出資料の一部となり、この問題に対する日本側の姿勢として報告されている。

(1)「税制審議会第八回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)および「税制審議会第九回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。

(2)「税制審議会第八回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。

(3)「税制審議会準備会記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。

(4)「税制審議会第八回記録」(大蔵省資料Z五一一—一三九)。しかし彼の主張は積極的に、取引高税の分解を推進しているものではない。別な個所で彼は次のごとく述べている。「現状維持に賛成だ。どうしても仕方がないというなら取引高税を解体して生産税に当るものを物品税にいれ、通行税を改正し、その他は特別行為税で吸収する事が考えられる。取引高税の実質はなるべく残したい。」(「税制審議会第九回記録」)。この一文で彼の意図が明らかとなろう。

(5)　大蔵省資料D〇〇〇—二一—四「シャウプ勧告関係(4)」二四年。

(6) 同前。
(7) 「シャウプ税制使節団提出資料」(二四年度、その三)。
(8) 「税制審議会第九回記録」(大蔵省資料Z五一一―一三九)。
(9) 大蔵省資料Z五一一―一四〇。
(10) 「税制審議会第八回記録」(大蔵省資料Z五一一―一四〇)。
(11) 東京銀行協会「手形税(仮称)に対する意見」(大蔵省資料Z五一一―一四〇)。
(12) 大蔵省資料Z五一一―一四〇。
(13) 「税制審議会第九回記録」(大蔵省資料Z五一一―一四〇)。
(14) 大蔵省資料Z五一一―一四〇。
(15) 同前。
(16) 「税制審議会第九回記録」(大蔵省資料Z五一一―一四〇)。
(17) 主税局「取引高税法を廃止し、生産税、運送税、保険税及びサービス税(いずれも仮称)創設に関する研究」(二四年二月一二日)、(大蔵省資料Z五一一―一四〇)。
(18) 大蔵省資料Z五一一―一四〇。
(19) その後作成されている「保険税法要綱」(昭和二四年三月一〇日)をみると、保険税の二四年度見込は九億八七〇〇万円と若干引上げられている。主税局「シャウプ税制使節団提出資料集」(昭和二四年、その三)参照。当時検討されていた運送税、サービス税に関しては同じような要綱は見当らない。
(20) 「物品小売税(仮称)法案要綱」(「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年、その三)。ガソリン税に関してもいくつかの資料が作成されていた。たとえば、「揮発油に消費税を課する場合の収入見込額」(昭和二四年二月一日)、「揮発油に消費税を課する場合の価格、税負担等調」(二四年二月四日)などの主税局の作成資料がある。大蔵省資料Z五一一―一四〇参照。
(21) 主税局「取引高税に関する研究」(年月日不明、ただし二四年四月頃と推定)(「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年、その三)。

第一〇章　「勧告」作成の過程

第一節　シャウプ使節団の来日および調査活動

一　コーエン＝モスの事前の準備

シャウプ使節団一行の活動は、昭和二四年五月に来日してから始まるが、それに先立って事務的ないくつかの準備が行なわれている。とくにコーエンとモスのシャウプ来日直前の準備は、一行の本格的な調査活動の開始に当たって重要なものであった。この両人の事前のおぜん立てを検討することによって、シャウプ一行の日本税制の研究・調査の焦点を知ることができる。まずコーエンの活動からみていこう。

シャウプ使節団の団員の一人コーエン Jerome B. Cohen が、準備のために四月に早目に到達し活動を開始している。この段階になって、シャウプ一行の来日は五月一〇日と決定している。(1) この到達の期間までコーエンは日本政府と積極的に折衝し、資料を提出させ、かつ日本側の態度を明確にするためいくつもの質問を提出している。この問の

コーエンの活動は、当時主税局でまとめた「シャウプ使節団情報」でうかがうことができる。以下、この資料によって重要な論点を整理しておこう。

「シャウプ使節団情報」の第一号は二四年四月九日に、コーエンを訪問した際彼がどのような質問を日本税制についてたずねたかを報告している。この時の話は主として間接税を中心に行なわれている。[2]

一、どんな税目が間接税に属するか。

二、取引高税について

(一) 印紙納付制度を廃止しようとする理由は何か。

(二) 印紙納付の際製造業者と卸売業者との間の結託をどうして防止していたか。現金納付に改めた場合には、特に注意を要するものと考える。

(三) 取引高税の昭和二十三年度及び昭和二十四年度の収入見込及び租税収入中に占める割合。

(四) 取引高税は、消費者に転嫁すべきであるか又現在実情(マヽ)に転嫁しているか。

(五) 物品税と取引高税との差異

(六) アメリカ州税のように小売売上税の方が簡単ではないか。

(七) 取引高税を廃止した場合の代り財源としてどのようなものを研究したか。

三、酒類の密造の多い理由及び対策

四、申告所得税が源泉所得税に比して納税成績が悪い理由

このような質問事項から、当時わが国の税制の直面していた問題をある程度理解しているように思われる。引き続いてコーエンとの第二回目の会合は四月一二日にもたれ、主として今回は直接税が問題となっている。[3]

一、従来の税制審議会とは如何なるものか。

二、自分が早目に当地へ来たのは、シャウプ博士の来朝の準備のため主として資料を蒐集することにある。それがため、次の資料をまず用意されたい。

① 所得税については

(イ) 納税者総人員

(ロ) 階層別人員

(ハ) 国民所得と所得税との関係

(ニ) 国民所得と消費支出との関係

(ホ) その他

② 法人税については

(イ) 法人数

(ロ) 所得階層別人員

③ 二、三年来の右に関する増減

④ 租税行政特に脱税対策

三、申告納税制度が合理的に運営されていない理由

(現在日本では税負担の重い部面がある一方極めて軽い部面があると見られる。シャウプ使節団の任務の一つはこの負担の不公平を是正し、その合理化を図るにある。ビッカリー氏は、数理経済学者であるのでこの問題を数学的根拠に基づいて研究するのであらうと説明を加えられた。)

このような直接税、間接税についての基礎的な情報を収集すると同時に、わが国の税制の権威とも積極的に話し合

う機会をもっている。たとえば永田清、井藤半彌との会談の記録がある。四月一九日に行なわれたこのコーエンと日本の二人の学者との会議は、当時の税制改正についての問題点を指摘してくれる。[4] 租税体系全般、取引高税の廃止、法人税負担などについて、具体的な内容に立ち入って相互に意見を交換している。

四月二五日、コーエンは大蔵省を訪問、主税局長、税制第一課長などと対談し、主税局内を視察している。このときの対談の内容は、次のように要約されている。[5]

一、覚書第二十三号「シャウプ税制使節団の為めの資本益金の日本租税上の取扱に関する資料」を手渡された。

二、今後問題の焦点は次の点に置かれるであらう。

① 国民所得に対する租税負担
② 所得税
③ 法人税
④ 取引高税
⑤ 地方税

三、シャウプ博士は九日夕又は十日に当地え到着するが、直ぐ局長、課長他二名許りと重要問題につき論議する予定。

四、国税対地方税の問題については地財委の外大蔵省側の意見も聴き、その折には脇阪部長も御出席を乞う。

五、法人税については資産の再評価の問題があるが、税制審議会の答申案以外に大蔵省案を聴きたい。

六、新しく再発足した税制審議会の委員ともシャウプ博士は会談したらよいと思う。（尚新顔ぶれにつきその経歴の説明を求められた。）

「情報」にもあるように、わが国の税制審議会は四月に再編成され、新たに内閣の下に設置されることになった。

会長は塚田十一郎であり、この税制審議会はシャウプ一行の調査活動と並行して日本の税制問題を検討することになる。四月二七日に会長の塚田十一郎は、コーエンを訪問、就任の挨拶をして、両者の間に次のごとき意見の交換が行なわれている[6]（「T」は塚田、「K」はコーエンを示す）。

新たに内閣に税制審議会が設置せられ、会長に塚田十一郎氏が就任した。今日午前局長と共にコーエン博士を訪問し就任の挨拶を述べ概ね左の如き意見の交換を行つた。

T―シャウプ博士は何時頃来朝され、どの位滞在されるか。

K―博士は五日にワシントンを飛行機で発ち、九、十、十一日のいずれかに到着する予定。天気の都合により変るから今からはつきりは言えない。任務の終了如何によるが到着後三、四ヶ月滞在する予定。

T―シャウプ博士の来朝に際し私の希望したい点は、日本の国民は正しい租税の認識を持つていなかつたが、近時次第にその観念を新たにし苦しい租税負担に耐えるべきことを自覚して来た。しかしこれら現在の租税制度は不合理が多いから、之を合理化し、その生産力を阻害せざるよう御考慮願いたい。非常に難しい問題である。

K―租税の合理化は如何なる国も、合理化された租税制度は持つていない。シャウプ博士の来朝の目的は、二つあり、一つは現状において、如何なる制度が経済の安定に役立ち、生産力を増加し妥当なものであるか。二つは、経済の安定に如何なる制度が適当であるかという二点の調査研究にある。

同博士は来朝早々各界の代表者に会はれ、意見の交換を行う予定であるが、税制審議会の方々とは第四日目に会う予定。

尚コーエン博士は二十七日夕東京を発ち、九州に向い、博多、長崎、熊本、鹿児島、大分、大阪の各地の租税状況を観察し十日帰朝の予定。

コーエンの準備のための活動と並んで、シャウプ一行の来日に備えて司令部も四月に入ってから種々な資料を日本

政府、とりわけ大蔵省に要求している。具体的には、内国歳入課長のモスの名で出された一連の大蔵大臣への非公式メモでその内容のあらましを知ることができる。[7] シャウプ一行が当時の日本税制の問題点をどこに求めようとしていたか、この提出資料の内容からその一端をうかがうことができよう。

ＥＳＳの歳入課から四月一四日付の八通の文書が発信されている。いずれも四月末日までに次の資料をシャウプ税制使節団に提出するために準備してほしいというものである。要点を抜き出しておこう。

一、現在歳入制度の当否に関する見解、これには、大蔵大臣の見解を付記することが要求され、後日予定されているシャウプとの会談での議論の準備という目的をもっている。

二、昭和二一、二二、二三、二四年度歳入歳出の内訳

三、二三、二四年度の国税収入見込及びその見積りの実際の手続

四、個人所得税に関する諸データ

　イ　総納税者数

　ロ　二二、二三、二四年度に提出された申告書の分類

　ハ　同じ年度の課税純所得、課税及び徴税の実際額

　ニ　同じ年度の税額及び一部免税を受けた個人の内訳

　など

五、法人税

　イ　日本における法人の総数

　ロ　二二、二三、二四年度に提出した申告書の分類

　ハ　同じ年度の課税純所得、課税及び徴税の実際額

　ニ　同じ年度の同族会社の資料

　ホ　同じ年度の超過所得の資料

　ヘ　一般法人資料

　ト　免税法人の資料

　チ　減価償却の資料

六、超過所得税の問題

　イ　超過所得税に関し存在する問題についての見解

　ロ　法人資産再評価の租税上の措置に関する見解

　ハ　法人資産再評価が一般物価水準、工業生産、外資導入、法人税収入、税収総額（国税及び地方税）、減価償却に及ぼす影響などに関する見解

七、所得税徴収のための共同組合（partnership）の取扱い

八、地方団体の税収見込

このような資料提出の請求のあとで、シャウプ自身から次のごとき要求があったことがモスから伝えられている。これは四月二一日付の主税局長宛の通達覚書になっている。[8]

経済科学局内国歳入課　　昭和二十四年四月二十一日

大蔵省主税局長宛通達覚書

シャウプ博士より所得税負担に関する正確なる情報を直ちに航空便にて博士宛送附されたき旨書簡があつた。以下はその書簡よりの引用である。

「所得税負担の問題は重要なる結果をもたらす問題であるから、次の四表を余及び使節団各団員宛送附されたし。

(イ)　子供二人の妻帯者の十段階の各所得につきその支払うべき所得税額を示す表

(ロ)　独身者につき同様の事項を示す表

(ハ)　所得税の階層別税率及び控除を示す表。之についてはその後税率に変更なければ既に送附をうけたる昭和二十四年一月二十七日附覚書中G表と同一のものと思はる。

(ニ)　個人企業における未熟練労働者、熟練労働者、事務員、下級幹部及び上級幹部の代表的なるもの及び政府職員の一、二段階について月収額及び年収額を示す表」

右書簡により送附を求められた資料をととのえ、当課に提出されれば当課において直にシャウプ博士及び使節団各団員宛至急航空便にてそれを送附する。

内国歳入課長

L・H・モス

二　使節団の構成メンバー

シャウプ使節団はシャウプを団長に、次の七名から構成されている。

C・S・シャウプ Carl S. Shoup（コロンビア大学経済学部教授）

S・S・サリー Stanley S. Surrey（カリフォルニア大学法学部教授）

H・R・ボーエン Howard R. Bowen（イリノイ大学経済学部准教授）

W・S・ヴィックリー William S. Vickrey（コロンビア大学経済学部准教授）

J・B・コーエン Jerome B. Cohen（ニューヨーク市立大学経済学部准教授）

W・G・ウォーレン William G. Warren（コロンビア大学法学部教授）

R・B・ハットフィールド Rolland B. Hatfield（ミネソタ州セントポール収税庁税制調査局長）

シャウプ使節団のメンバーが公にされてから、一行の到着前に日本側はできるかぎりの情報を集めている。詳細な経歴はもとより、その著作、財政問題についての見解に至るまで調べている。個人名の発音の仕方などにおかしい点もあるが、当時の状況を伝えるため、その調査の一部を原文のまま引用することにしよう。(9)

ショープ博士の一行の横顔

近く来朝を予想されているショープ博士の一行は、わが国の租税制度を国民経済との関連から具体的に調査し、外資導入をも考慮して勧告をするのではないかと思われる。これら一行のうち、おもだった人々の横顔を紹介しよう。

第一　カール・サムナ・ショープ博士

一、出生、年齢、現職

ショープは、一九〇二年カリフォルニア州サン・ホセ市に生れ、本年四十八歳コロンビア大学経済学部教授で、本調査団の団長である。

二、経歴

ショープは一九二四年スタンフォード大学でバチェラー・オブ・アーツを、また一九三〇年コロンビア大学で「フランスの売上税」によって学位を得た。教職としては一九二八年コロンビア大学経済学部の講師を振出しに、一九四五年同大学教授となって経済学、財政学、国民所得論の講座を担当して今日に至り、「租税の経済的効果」について研究している。この

間、財政学の権威セリグマン教授の薫陶をうけた。

なお一九三一―三五年には「全国税務協会雑誌」の編集長を兼ね、最近では同協会の理事長である。また一九三五―三七年には「二十世紀財団」の調査担当理事として「アメリカ税制」の調査を指導し尨大な報告と勧告を行った。

官庁関係の仕事では一九三〇―三五年ニューヨーク州特別税制調査委員会の委員となり一九三四年と一九三七年の二回にアメリカ財務省で租税調査に参画、一九三七―三八年財務長官補佐官、一九三八―四六年財務省調査官をも兼ねた。一九四六年からはアメリカ大統領経済諮問委員会（ノース博士を主班とする経済顧問三名からなる）の仕事に直接参画している。

第二　ショープ博士の随員

随員六名のうちロラン・ハットフィールドのほかは、大学の教職にあって、いづれも経済学、財政学等のエキスパートである。この点が従来わが国を訪れた経済調査団と違っている。

一、スタンリー・スターリング・サリー

サリーは、滞日中、ショープと毎月交替に調査を指導する。一九一〇年ニューヨーク市に生れ、本年四十歳、現在、カリフォルニア大学法学部の教授で、調査団一行のうちただ一人の法律専門家である。

一九二九年ニューヨーク市立大学でバチェラー・オブ・サイエンスを、一九三二年コロンビア大学法学部でバチェラー・オブ・ローを得た。一九三二―三三年コロンビア大学法学部の研究助手となったが、一九三三年にはニューヨーク市のプロスコーア・ローズ・アンド・パスカス法律事務所に入り、弁護士として実務に従事した。

ルーズヴェルトがニュー・ディール政策を実施するとまもなく、官界に入り、まず一九三三―三五年全国復興局に、ついで一九三五年―三七年全国労働関係局に勤務した。一九三七―四二年財務省の仕事に参与した。殊に一九四二―四四年及び一九四六―四七年と二回にわたって財務省の租税関係の法律顧問弁護士であった。

なお、一九四四―四六年にはアメリカ海軍予備隊にあって海軍大尉として勤務した。

二、ハワード・ロスマン・バウエン

バウエンは、一九〇八年ワシントン州スポケーン市に生れ、本年四十二歳、現在、イリノイ州イリノイ大学商業学部の准教授である。

一九二九年ワシントン州大学でバチェラー・オブ・アーツ、一九三三年マスター・オブ・アーツを得、一九三五年アイオワ大学で学位を得た。

一九三二―三三年シカゴ市ベッケン会社に勤務し、一九三三年アイオワ大学のフェローとなり、引続き同大学の商業学部で財政学、経済理論、景気変動論などを講じ、目下「景気予測と景気変動」を研究している。

バウエンは、一般経済理論に特別の関心をもっているようである。主な著書には、「社会経済学への途」一九四八年、「貨幣と物価」一九三七年、「金の国際移動の理論（学位論文）」一九三七年、「アイオワ州の歳入」一九三五年などがある。

三、ウイリアム・スペンサー・ヴィッカリー

ヴィッカリーは、一九一四年の生まれで本年三十六歳、現在、コロンビア大学経済学部の准教授で、経済理論、数理経済学、財政学、公益企業論、運輸論、交通論などを講じている。目下「所得分布と租税負担の分布」及び「公益企業における限界生産費の変動と価格決定政策」を研究している。

一九三五年イエール大学でバチェラー・オブ・サイエンス、一九三七年マスター・オブ・アーツを得、一九四七年コロンビア大学で学位をえた。

ヴィッカリーの著述には数理経済学の分野に属するものが多く、「限界生産原価に関する若干の異論」一九四八年、「累進税に関する覚書（学位論文）」一九四七年、「危険に対する反応による限界効用の測定」一九四五年、「所得税の見地から見た所得の平均化」一九三九年などがある。

四、ジェローム・B・コーエン

一九一五年の生れで本年三十五歳、現在、ニューヨーク市大学経済学部の准教授で、経済史、経済学、財政学、貨幣銀行論、短期信用論、消費者融資問題などを講じている。最近まで日本に滞在しGHQのESSに勤務していた。

コーエンの著書は、主としてわが国の戦時経済に関するもので、「日本の占領」一九四八年、「一九三七―四五年の日本の戦争経済（学位論文）」一九四八年、「一九四〇―四五年の日本の戦争経済」一九四六年、「統計の誤用」一九三八年などがある。

さらにシャウプ自身に関しては、当時都留重人が「シャウプ教授を語る」として、その学風を次のように述べている。[10]

手堅い実証主義と約言し得るであらう。複雑な問題を分析解明するその方法は特にこれをよく示している。

アメリカの財政学者といえば、ほかの国に比べて特にその実証主義や実践性を特徴としてきていることは一般の常識であるが

カール・シャウプ教授は中でも手堅い実証主義をもって、長い間アメリカの財政学界に重きをなしてこられた方である。

以上の構成メンバーの横顔の紹介から明らかなように、当時期待しうる最も優秀な人材からなる使節団であったといえる。とくにアメリカ式の実証分析を重視する態度は、説得力に富む勧告を作成するに当たって非常に重要なものであった。その後のシャウプ一行のわが国での調査活動を見るにつけ、実証主義をいかに重視したかがよく理解される。

三　調査活動の概要

シャウプ一行の活動は、五月一〇日にシャウプ自身が日本に到達すると同時に始まった。来日直後の一週間のスケ

ジュールは、日米の種々な関係者と会い意見を交換することに費やされている。[11] 長旅の疲れをいやす間もなく始まったこの活動ぶりから、彼らの滞在中の精力的な、かつ勤勉な行動をうかがいしることができる。

このような来日直後の関係者との会談のあと、日本側の提出した資料の検討および各地の視察旅行へと本格的な調査活動へ入ることになった。「シャウプ使節団情報(9)」が、一行のスケジュールについて次のように記している。[12]

シャウプ使節団情報(9)　　一九四九、五、一八

シャウプ博士一行は十日夕来朝以来、関係方面との談合を続けて来たが、一応昨十七日を以て終了したので、愈々本日より日本側各機関の提出資料の検討に入つた。なお、博士等は二十日夕刻より関西方面の視察旅行に出る筈である。一行はシャウプ博士、ヴイツカリー、ハツトフイールド、コーエン各博士、モス内国歳入課長、ブラドショウ氏であり、二十一、二十三日両日は大阪、神戸を視察し二十四日に名古屋え寄つて、二十五日朝帰京の予定である。

五月一九日、以上のごとき準備的な活動のあとでシャウプ自身、記者会見で税制使節団の調査目的を次の五つにしぼっている。[13]

一九四九年五月十九日　十時

租税問題に関する記者会談

発言者　シャウプ税制調査団長、カール・S・シャウプ博士

税制調査使節団の主目的は日本の租税制度を研究し、この研究の結果として、税制改正の為の勧告をなす事である。

この勧告は次の目標に到達する事を企図するものである。

一、経済九原則に表わされた政策に即応し経済の安定に資すること。

二、僅かな変更を除きここ数年間変更を要しない安定した税制を日本に作ること。

三、現行制度に存在する大なる不公平を除去すること。
四、地方自治を強化する既存の政策に財政的支持を与えること。
五、税務行政を改善し及び税法の強力なる執行を促進する為になされつつある努力に便宜を与えること。

このような基本的態度の表明のあとで五月三〇日、シャウプ自身より団員の仕事の分担についての発表があった。これ以後、各問題ごとに担当者が責任をもってそれに当たることになり、具体的な税制の問題が検討されだすことになる。[14]

シャウプ使節団情報(10)

シャウプ調査団員事務分担（五月三十日シャウプ博士より）

シャウプ博士	総括
ヴイツカリー博士	所得税
コーエン博士	間接税（取引高税を含む）
ハットフイールド氏	地方税
サリー博士	審査請求の処理、訴訟関係
オーエン博士[11]	国税地方税の調整、再評価問題
ウオレン博士	法人税

その後の一行の調査活動の重点は、実際に種々な人々と会い意見の交換をすることにおかれている。「シャウプ使節団情報」その他の記録によって、彼らの足どりの一端を紹介しておこう。

たとえば、六月一二～一三日にシャウプ、ボーエン、モスの三人は千葉県の農家視察を行ない、主として農家課税

の実態の把握に努めている。[15] また六月一三日には、東京商工会議所宛に主として企業税制に関してかなり詳細な質問を行なっている。[16]

次いで六月一六日には全国財務労働組合および関東財務職員組合と会談を行ない、実際に現場で勤務している人々と税務行政についての率直な意見の交換を行なっている。[17] このようにいくつもの実地調査、インタビューを繰り返し、ある程度自分達で納得のいく直接的な情報を収集している。そして、最後に軽井沢にこもり、勧告書の実際の作成にとりかかっている。

シャウプ一行が日本の税制改正の問題を検討するに際して、まったく白紙の状態から出発したのか、あるいはあらかじめ一定の方向へもっていこうとする先入観があったのかは、シャウプ税制の性格を規定するうえできわめて重要な意味をもつ。この点、当時日本側の直接の関係者であった平田、原の二人の感想を引用しておこう。

「かれらの気持のなかには今日から考えてみると、アメリカにおける税制研究の一番の集約、それを持って来ようという気持があったようでした。[18]」

「そこで彼らの日本でのやり方ですが、彼らが特に意を配ったのは、自分たちは理論ができ実務ができるからというような顔をしてはいけない、日本のなまの実情を見て、日本の税というものをなまでつかんで結論に持っていかなければならないという態度をとった。……いろいろわれわれから報告を聞くことはするけれども、あとやはりなまの現実をつかみその上で考えるという行き方で、一応官庁側の説明を聞いてあとは各界からの意見を歓迎して聞きました。それからできるだけ時間をつくって方々へ出て行って意見を聞き、実情を調べるということをしております。[19]」

この二人の説明は、昭和四七年に来日したサリーの講演のなかの次の一節と軌を同じくするものである。[20]

この使節団の報告につきましては、……非常に一般的な共通な税制の諸原則というようなものを実現したわけです。……そう

いうような一般的原理というものを、この使節団は打ちたてようとしたわけですが、この場合に、やはり相当部分がアメリカの税制による経験から得られたということもまた、否定できないところですし、ただ日本には日本の特殊性がありますし、どの国にもその国の性格とか、慣習とか、そういうところに特殊性がありますので、実際の税制を敷くにあたっては、そういうことを考慮いたさねばならないと思います。そこで、この使節団は、そういう日本の特殊性につきましては、これを地方の旅行の際に調べて取り入れるようにいたしました。

この三者の説明からうかがえることは、アメリカの経験を生かすが、しかし日本の特殊性を考えそれとの調整に努力するという態度であろう。

この際とくに強調しておかねばならぬことが一つある。それは、シャウプ使節団の活動および「勧告」作成が、司令部から何の制約もうけずにまったく自由に行なわれたということである。この点、懐古談のなかでシャウプ自身が繰り返しマッカーサーに対して敬意を表している。次の一文をみよう。[21]

それからまた、マッカーサー将軍の態度というのも、非常にりっぱでした。将軍は、我々に対して完全な援助を与えてくれ、また、完全な責任を与えてくれました。この報告の作成にあたって、何らの干渉もいたしませんでした。夏の全体を通じまして、マッカーサー将軍は何らの干渉もいたしませんでしたし、それから、あらゆる面において協力をしてくれました。それで、最後報告書ができあがりました時も、日本語および英語によって、公表することも快く許可され、しかも、その報告書の内容については何らの変更を加えなかったのでございます。

今日、シャウプ勧告は学問的にも非常に高く評価されているが、このようにあらゆる束縛からはなれて、自由に勧告作成を行ないえたという点に、その理由の一端が求められよう。

一方、シャウプ一行の調査活動とすでに存在していた司令部の税担当者との関係はどうであったろうか。内国歳入

課長のモスは、終始シャウプ一行が独立して、司令部からなんの制約もうけずに活動できるような配慮をしていた。日本側から観察しても、シャウプ一行の活動が司令部とくに内国歳入課と独立であったことが次のように論じられている。[22]

一方司令部の側での準備は、いろいろインフルエンスから独立して拘束されないように仕事をやらせたいということをモス氏が特に気を配ったようです。……また司令部内部でも各部、なかんずくインターナル・レベニュー・ディヴィジョンにとらわれないというように大分配慮しておったようです。従ってシャウプたちがやっている間インターナルの連中はシャウプがどういうことを考えているかということがよくわからないで、むしろぼくらに聞いて来るというような状態であったように記憶しております。

このように司令部の影響からまったく独立していたという事実も、「勧告」の性格を考えるときに重要になる。

(1)「シャウプ使節団情報(1)」(二四年四月九日)(大蔵省資料D〇〇〇—二一—一)。
　尾に備考として、次の一文がある。
　「備考　シャウプ博士は五月五日米国を出発十日に到着の予定とコーエン氏が申し述べた」。
(2)　同前。
(3)「シャウプ使節団情報(2)」(二四年四月二六日)(大蔵省資料D〇〇〇—二一—一)。
(4)「シャウプ使節団情報(4)」(二四年四月一九日)(大蔵省資料D〇〇〇—二一—一)。
(5)「シャウプ使節団情報(6)」(二四年四月二五日)(大蔵省資料D〇〇〇—二一—一)。
(6)「シャウプ使節団情報(7)」(二四年四月二七日)(大蔵省資料D〇〇〇—二一—一)。
(7)　H. L. Moss, Informal Memorandum for Ministry of Finance; Subject, Data for Shoup Taxation Mission, April 14, 1949,(大蔵省資料D〇〇〇—二一—一)。このようなモスの資料請求の件は、四月一六日付の「シャウプ使節団情報(3)」でも次のように報じている。「昨十五日午前別紙の通り使節団宛提出予定の税制関係資料の提出方を内国歳入課の覚書により

要請された。同覚書は十二種よりなり、内安本関係二、商工省関係一、地財委関係一を含んでおり、各税種目に亘り広般な資料を五月一日以前に提出することを要求している。本日同指示内容につきコーエン博士に会い疑点をたづね、直ちに資料の調査蒐集方につき、準備にかかった」。

(8)　大蔵省資料D〇〇〇—二一—一。

(9)　大蔵省調査部「理財特情」一九三号、二四年五月六日（大蔵省資料Z五一一—一三三）。

(10)　『日本経済新聞』昭和二四年五月一一日。

(11)　「シャウプ使節団情報(8)」（二四年五月六日）（大蔵省資料D〇〇〇—二一—一）。

(12)　「シャウプ使節団情報(9)」（二四年五月一八日）（大蔵省資料D〇〇〇—二一—一）。

(13)　大蔵省資料Z五〇四—四（シャウプ税制調査団関係）。各目標についてのシャウプ自身の説明について、巻末資料参照。

(14)　「シャウプ使節団情報(10)」（二四年五月三〇日）（大蔵省資料D〇〇〇—二一—一）。

(15)　「シャウプ使節団情報(12)」（二四年六月一五日）（大蔵省資料Z五一一—一三三）。

(16)　大蔵省資料D〇〇〇—二一—三「シャウプ勧告関係(3)」（昭和二四年）。

(17)　「シャウプ博士と全国財務労働組合及び関東財務職員組合との対談要旨」「シャウプ使節団情報(13)」（大蔵省資料Z五一一—一三三）。

(18)　平田敬一郎「昭和二二年以降の税制と徴税問題」(一)（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、一一—一二ページ。

(19)　原純夫「シャウプ関係をめぐる経緯」（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、一五—一六ページ。

(20)　「サリー教授講演」（大蔵省主税局「シャウプ博士・サリー教授講演等要旨」昭和四七年一一月）。

(21)　「シャウプ博士講演」（同前）。

(22)　前掲原純夫口述、一一—一二ページ。

第二節　「勧告」発表前の税制改正の諸問題

一　税制の現状把握

シャウプ使節団が来日、その活動を始める前後から日本政府も現行の税制を見直し、どのような改正の方向にもっていくかの検討をはじめている。いわばきたるべき「シャウプ勧告」に対する日本側の希望であり、またシャウプ一行の活動に対する作戦でもあったわけである。

日本がどのような方向に税制改正を導いていきたかったか、これは「シャウプ勧告」の作成に当たって重要な意味をもつ。というのは「シャウプ勧告」に対する期待、希望、それに「勧告」発表後の評価、失望などすべてがこの日本側の事前の態度と関連をもつからである。

日本側のこの態度は簡単に次の一文で示されよう。(1)

さてシャウプを迎えるに当ってわが方の作戦というか備えは先ほど申し上げたのですが、一体どういうふうな方向に持って行こうと考えたかというと、結局第一に大きな問題は所得税の軽減を実現すること、それから物品税なんかも当時はほんとうに税率が高過ぎて、実行上安い税率でやったと同じようになるような妥協が各所に行われざるを得ないというような現状があったの

でこれも下げたい。それから取引高税、これは二十三年の九月から始めた税だったけれども、例の印紙を使って非常に徴税に便利な、逆に言えばのがれられないようなかっきりした税になっていたものなので非常に反対が強くて、諸般の情勢を考え自由党の政策もあり、これをやめたい、そんな線が大きな線でした。そのほかに資産再評価問題というのはおそらく世界各国あまり例のないことで、ベルギーなどの例を勉強したのですが、あまり例がない。ほんとうに主税局の総知をあげかつ各界の意見をすぐって考えた問題ですが、これらの問題を処理するというような点が大きな重点になったわけです。

前述したコーエン、モスの事前の準備活動の時期に、大蔵省もまた現行税制の見直しと改善の提案を行なっている。二四年四月下旬に大蔵省から「現行租税制度について」と題する文書が№19～23まで相次いで作成されている。内容は各号ともかなり重複しているが、後述の「シャウプ宛の池田書簡」の原形をここに見いだすことができる。「池田書簡」は、当時の政府の公式見解ともみなしうるものである。この基礎を固めたという意味で、この時期に作成された「現行租税制度について」の一連の文書は重要である。最終的にまとまった見解として、あとで「池田書簡」を検討するが、シャウプ来日直前の段階での日本側が当時の税制の現状をどう認識し、どう改革したいと希望していたかをみておくことにする。

まず四月二二日付の№19の文書の冒頭に[2]「租税に関する諸事情は、従来から不合理不満足な点が非常に多かったが、今回は税制の全面的改訂を行わず、その結果税負担が加重されることとなったので、この矛盾が一層甚しくなっている」とし、所得税について㈠税負担の過重と不公平、㈡税法そのものの不合理、㈢税務行政の負担過重並びに能率および納税意識の低いこと、の三点の吟味が行なわれている。くり返し述べるようにこの時期の税制問題で最も重要なことは、所得税負担が過重であるという日本側の認識である。これは所得税が不合理であるという議論に導いていく。実例として以下の四点が列挙されている。[3]

不合理は各税について存在するが、ここにはその最も重要なものである所得税について不合理の著しい点のみを述べる。

(1)　生活内容に比して負担が過重であること。

昭和二四年一月の全都市生計費調査によれば四・七九人世帯の税抜月生計費は一万〇六三三円であるが、これは飲食物費の割合即ちエンゲル係数六一・九%という極めて苦しい生計である。しかし、これだけの生計を営むために、世帯主は、彼が勤労者であるならば月額一四七七円、営業者であるならば月三四六四円を所得税として納めなければならない。この上に地方税として住民税が年約四三四〇円営業者の場合には更に年三万〇四五一円程度の事業税がかかる。

(2)　所得税法の規定は最低生活費に喰い込む点まで課税の対象としていること。

現在の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食費相当額にも足らない程のものである（後掲の表10－4参照）。

(3)　税率が高過ぎること。

課税所得一〇万円を超え一五万円までの金額には四〇%、二〇万円を超え二五万円までの金額には五〇%の所得税がかかる。この程度の所得がいかに貧弱なものであるかは上述した通りであって、このような高い税率は働く意欲を著しく阻むものといわなければならぬ。たとえば官吏が超過勤務すると通常勤務時間の給与の二五%増の給与を受けるのであるが、税率の累進が急なためにほとんどすべての場合に、超過勤務による時間当り手取額

は通常の勤務時間の手取給与額を下まわるという現象が起きている。税率については更に税率適用の所得階級区分のきざみが低額所得についてより急であることをも併せ考えなければならない。この結果CPSによる家計費金額に対してさえ、三ないし四段階の累進税率が適用されるという不合理な現状となっている。

(4) 戦前との比較

戦前（昭和五―九年）の貨幣価値に引き直せば、当時所得税の免税点であった一二〇〇円に相当する現在の二三万円の所得に対して、勤労者の場合三〇・二％、営業者の場合三五・七％の所得税がかかる。

この過重な租税負担は、当時大きな徴税上の問題を惹き起こしていた。次のごとき事実の指摘がある。[4]

租税徴収の実際上の経費から割り出して、次の如き点を深く反省しなければならない。

(1) 共産党を中心とする反税運動が各地に起きており、これに対しては取締その他の方法で対処しているが、その種の運動が起るのは、それだけの基盤があるからであって、現行租税負担の状況ないし不合理を充分反省して合理的にこれを是正するのでなければ、社会思想の健全性を維持することができなくなる危険を多分に包蔵している。

(2) 実際問題として租税の徴収のためには、相当な広汎な差押公売処分を続行せねば確保できないというのが現状であり、滞納税額及び審査請求の顕著な増大等従前の事情と比べて誠に隔世の感がある。即ち、租税の徴収は、非常な弾圧的徴収方法と軍政部の協力とによって国民の強い抵抗を排除して不自然ながら辛うじて行われている実情にある。

(3) 税務事務能率の貧弱なことが、これらの事実の原因の一つとなっていることは、否定できないことであるが、

著しく増加した納税人員、捕捉困難な闇所得の存在、租税負担の過重及び不合理等税務行政の環境は、率直にいって、実際能力に対して与えられた任務が過重のきらいがある。従って将来徴税能率の刷新、向上について根本的な改革を図る必要があるわけであるが租税負担を担税力に応じて合理的なものとするのでなければ適切な効果を期待し得ないであろう。

また当時の法人税の問題として、次の五点が挙げられている。[5]

(1) インフレーションが非常に昂進したため、現在法人の固定資産の帳簿価額は時価に比し著しく低いものになっており、減価償却はこの低い帳簿価額を基準として行われる結果、資本の維持ができない状態にある。

(2) 超過所得税は利益が資本金額の三割をこえる場合に課税することとしているが、戦前に設立された会社の資本金額と最近設立された会社の資本金額との間には、価値単位において大差があるため、戦前に設立された古い会社の税負担が苛酷となり、反対に新しい会社の税負担が相対的に不当に軽くなっている。

(3) 主として(1)及び(2)の結果として会社企業が合理的ベースにおいて運営することができなくなっているので、経理が乱脈になっていて財務諸表の真実性が失われている結果、企業の経営が合理的になりえず、又投資家も企業の実体を把握しえない実情にあって経済再建に必要な基盤が失われている。

(4) 株式の価格が資産の含みを充分に反映し切れていないのでわが国資本家は株式の形による外資の導入では不利となることを虞れ、資本の是正を行うまではこの株式の形による外資導入を好まない傾向にある。

(5) 個人の所得税が重すぎ、且つ個人は標準を定めて権衡課税を行われるが、法人に組織を変更すると時期的に納税が若干遅れ、小規模の企業では税制の上で法人の方が税負担が軽い場合もあるので、個人企業の法人成の趨勢

が著しく、昭和二二年四月一日の法人数一二万三六三二が、昭和二四年一月一日には二〇万七七九九となり一年九カ月の間に八四、一六七（六八％）の増加となっていて、個人企業とこれに類する法人企業の税負担の権衡を図る必要が痛切に感ぜられている。

一方、間接税の現状には次のごとき問題の指摘がある。[6]

(1) 所得税等の直接税の税率が高いと同様に、間接税の税率も別表（省略）のごとく甚だ高い。

(2) 間接税の負担は、本来価格の騰貴の形で消費者に転嫁されるべきものであるが、生産が恢復するにつれて、かかる高率な税金は転嫁しきれなかったため生産自体を阻害する傾向が生じている。この事情は他面税率が非常に高いことと相まって、相当広汎な脱税の原因となっている。税務当局としてもかかる脱税の摘発に努めているが、何分わが国の間接税の課税物品の大部分は、零細な家内工業的なものが多く、税務当局の眼をかすめて簡単に製造し得るので、これが取締は必ずしも容易ではない。

(3) 特に酒税については、酒類の原料が主要食糧であり、食糧事情から生産量が戦前の二六％程度に抑えられている上に、税率は、累年大幅に引上げられて来たので価格の低いいわゆる密造酒が都に瀰漫し、しかも酒類の密造によって生計をたてる第三国人等も極めて多く税務及び警察当局共にその取締に腐心しているところである。

このような現状認識の上にたって、「現行租税制度について」No.20は税制を改善する方向として、次の三点を取り上げている。[7]

改善の重点

改善の方向

「事実の認識」について述べたところを大きく要約すれば、国民の租税負担が全体として過重であると同時に、税制が不当に苛酷であるのと税務行政の能率が低いために、税負担の公平が確保されていないということになる。

従つて改善の方向は左の三つになる。

(1) 全体としての税負担の軽減

(2) 税務行政の能率増進

(3) 税制の合理化

第一の方向の租税負担の軽減は、所得税を中心とした減税要求につながる。具体的には次のようである。[8]

「歳出の部」に述べた線に沿つて、歳出の規模を漸次縮減することによつて、段階的に税負担の軽減を図りたい。この場合、ここ数年間は所得税の軽減に重点を置くべきであると考える。所得税に余りに重点をおいて、これに非常な多額の歳入を期待することは実際問題として負担の公平を得る所以でないこと叙上の所論によつて明らかであらう。当面の態勢としては低額の所得層は取引高税及び間接税の形で税を負担せしめることとしてこの所得税の対象外に置き、所得税の課税人員を相当整理して、対象となる納税義務者について、充分徹底した課税を行うことが望ましい。

当時、大蔵省は減税財源として歳出規模を縮減する考えをもっていた。No.22文書でより具体的に次のごとく示されている。[9]

財政規模の縮減

インフレーションを収策[10]して経済の安定を期するため、財政の均衡を図ることは、絶対に必要であるが、租税負担の過重である点に鑑み、歳出面を再検討し、特に価格調整的経費、債務償還費については可及的早期にこれを削減し、財政規模を縮減する

必要がある。

先に指摘した改善の方向で最も重要なのは、税制の合理化である。この税制の合理化の方向は、No.22文書によると、より明瞭な形で現われる。この段階になると、六月に提出された「池田書簡」の内容と取引高税の個所を除いてはっきりと一致してくる。[10]

(1) 直接税と間接税との比重

直接税が間接税に比して制度的により進んだものであることは、事実であるが、直接税特に所得税に非常に多額の収入を期待して種々摩擦を起こすよりも、徴収が比較的容易な間接税に相当な比重をおくことも当分の間やむをえないと考える。

(2) 税制の合理化に当たっては、特に現行所得税の負担が過重であるのに鑑み、所得税制の合理化に重点をおくことを適当と考える。

(3) 所得税、法人税等の申告納税制度及び源泉徴収制度は、相当近代化されたものであって、これを根本的に改革する必要はない。

(4) 現行税制は、インフレーションの進行等経済の変動に適応していない点がすこぶる多い。従って

(イ) 所得税については、基礎控除、扶養控除、税率等を適正ならしめることが必要である。

(ロ) 法人税については、企業資産の再評価を認め、資本の維持、蓄積及び法人負担の公平を図るべきである。

(ハ) 不動産課税については、地代及び家賃が統制されているために地租及び家屋税の課税が他の各税のそれに比較して相対的に低位にあるので、地代及び家賃の統制を緩和しつつ相当の増収を図るべきである。

(5) 間接税については、財政規模の縮小及び物資の需給関係等に見合って、適当な時期に税率を引き下げることとしたい。

(6) 取引高税については、これを廃止すべしという認識もあるが極めて低い税率で物価事情等に即応して多額の収入を挙げ得る租税であるから、財政需要の現状においては、これを当分の間存置して歳入の確保に資することが適当であると考える。

以上のような「現行租税制度について」の一連の文書に現われた税制の現状認識は、日本にもし税制改正に関し独自の権限を与えられたなら、将来改革をしたいという方向を示唆したものといえよう。

二　シャウプ宛の池田書簡

すでに四月一四日付のモスからの文書で明示されているように、アメリカ側は税制改正に関する日本の大蔵大臣の公式見解を要求していた。かかる事情もあって、シャウプ一行が来日して一カ月後に「池田大蔵大臣からシャウプ博士宛の書簡」が、二四年六月七日に提出された。[11] これは当時わが国が当面していた税制の全般に対する日本政府の公式見解である。日本側がどのような方向での税制改正を考え、これをシャウプ使節団に示唆していたかを「書簡」によって知ることができる。「書簡」には豊富な統計データが利用されており、また具体的な提言もはっきりとうたっている。巻末に本文のみ全文を掲載するが、いくつかの重要なポイントを簡単にまとめておくことにする。

「書簡」に流れている税制の現状に対する基本的な認識は、次の三点である。

(一) 全体として租税負担は重い。

(二) 租税の配分及び税法における税率その他の規定が余りに重すぎるかあるいは不合理である。

(三) 租税は国民の勤労意欲、企業意欲あるいは資本蓄積の大きな妨げとなっている。

この第一の租税負担の過重な点はさらに、統計データを用いて次のように論証されている。つまり国民所得あるいは国民生活との関連で、租税負担がいかに過重になっているかが次の七つの視点から整理されている。

(一) 租税負担を国民所得に対する税収（国税、地方税、専売益金を含む）の比率でみたとき、昭和五―九年平均一四%と比較して二三年二〇・二%、二四年二六・四%である。

(二) 実質国民所得は戦後かなり低下を示している。二四年の五―九年平均に対する比率は七九%にすぎず、一人当り実質所得に改めると六四%に落ちる。

以上の二点のために図10-1を用意してある。戦前・戦後の比較を五―九年と二三、四年で行なうと租税負担率にしても実質国民所得にしても、レベルの差は明瞭である。

(三) 表10-1の分配国民所得の構成比で示されるように、担税力のある資産所得のウェイトは戦後著しく減少している。その他所得階層別分布が平準化し、低水準で国民の多くが所得を分けあっている。

(四) 広範囲に闇所得が拡がっている。この結果、闇所得のないあるいは少ない所得者に、租税負担のしわよせがいく（表10-2参照）。

(五) 所得分布が平準化し、資産所得が著しく減少しているにも拘わらず、逆に税収全体に占める直接税とくに所得

図10-1　戦前戦後の租税負担率および国民所得の比較

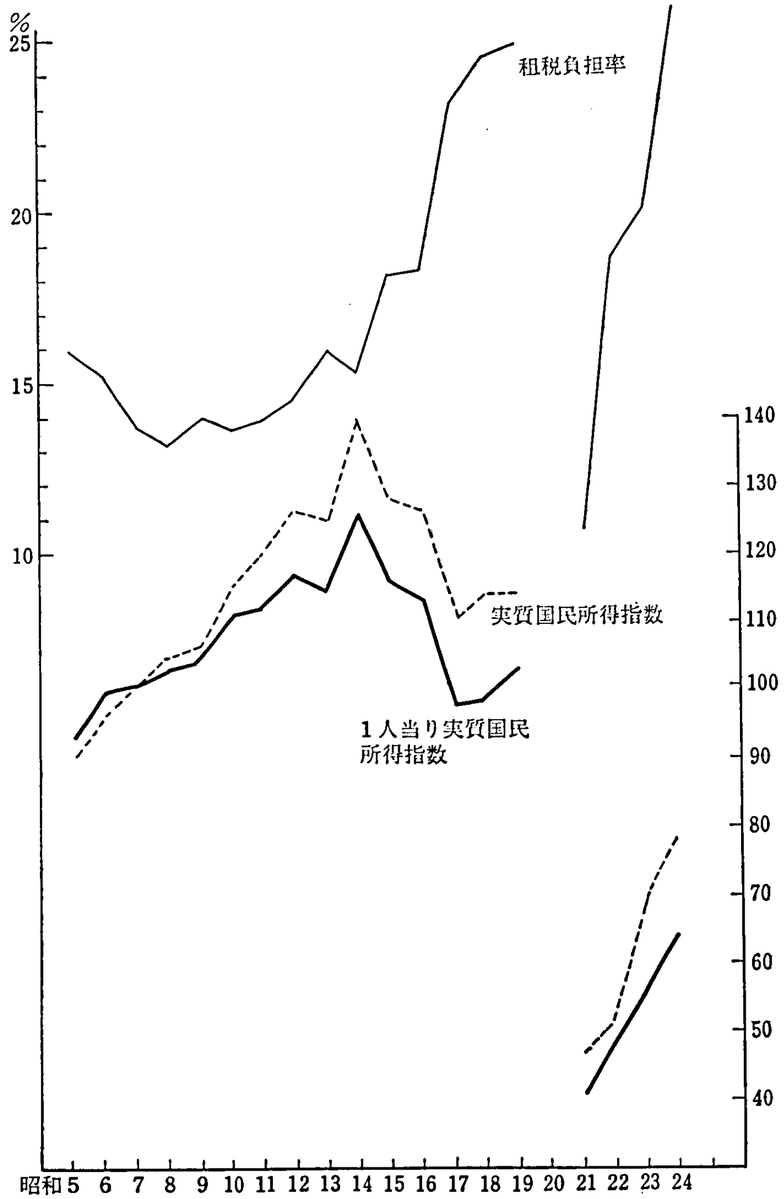

（注）　租税負担率は，分配国民所得に対する国税・地方税の比率（左のスケール）．実質国民所得および1人当り実質国民所得指数は，昭和5―9年＝100を基準にしてある（右のスケール）．

税のウェイトが増加している。表10－3で示されるように、二四年には税収の半分近くが所得税で徴収されている。

(六) 基礎控除、扶養控除が低い。表10－4で計算してあるように、これらの控除額は食料費相当額にも不足している。かつ税率は一般に重く、所得階層区分の刻みが低額の部分で急上昇しているので負担増が著しい。

(七) 表10－5で酒とタバコについて示してあるが、戦後間接税の課税範囲が大幅に拡大している。かつ税率も非常に高いため消費生活を圧迫している。

以上、所得税と間接税についての問題点であるが、同様に法人税についても次の二点の指摘がある。

(一) インフレ昂進の結果、固定資産の帳簿価値は著しく低下し、そのため不十分な減価償却しか行ないえない。このため資本の維持・蓄積が不可能な状態にある。

(二) 戦前に設立された会社の資本額は比較的少なく、超過所得に対する課税が過重になっている。これは生産意欲を阻害しているばかりか、最近設立された会社との間に著しい不均衡を発生させている。

このような各租税の現状の問題点に加えて、税務行政に現われた諸矛盾がある。課税は一言でいえば、非常に混乱していた。インフレのため税法が実態にそぐわず、納税者は正直に申告するのを苦痛にしていた。税務署も税があまりに苛酷になるので、良心的に執行するのをためらっていた。このような状況にあって、納税者数は逐次増加するのに税務官吏がこれに伴わないため税務行政自体が過重な負担となってきている。表10－6に納税者数と税務官吏の増加倍率が計算されている。所得税の納税者数が特に印象的である。このような傾向は、表10－7でさらに示されるように、税務官吏一人当り納税者数の増加となって表わされている。このような税務官吏の量的不足に加えて、捕捉困

表10-1　分配国民所得の構成(%)

	昭和10	23	24
勤労所得	37.8	41.0	44.0
個人業主所得	34.8	55.0	51.0
資産所得	22.2	2.1	2.3
その他	5.2	1.9	2.7
計	100.0	100.0	100.0

表10-2　個人業主所得に占める闇所得の比率 (%)

	昭和22	23
農業	39.7	29.0
林業	30.6	30.6
水産業	66.1	66.1
製造業	35.2	16.2
建設工業	59.1	29.0
商業	59.1	28.4
合計	39.8	23.3

表10-3　直接税と間接税の割合(%)

	直接税	内所得税	間接税
昭和5年	34.2	12.4	57.5
6	28.9	11.2	61.0
7	30.3	16.2	61.4
8	31.0	11.8	61.9
9	32.2	11.5	61.3
5—9年平均	31.6	11.5	60.5
23	49.6	44.5	42.4
24	53.4	48.8	37.4

表10-4　最低生活費(食料費)と基礎控除，扶養控除の比較　(単位：円)

	基礎控除 (1)	成年男子1人当り年間食料費 (2)	(1)−(2)
昭和23年	10,325	18,597	△8,272
24	15,000	21,888	△6,888

	扶養控除の所得概算額 (3)	家族1人当り年間食料費 (4)	(3)−(4)
昭和23年	5,975	12,675	△6,700
24	9,000	14,907	△5,907

表10-5　酒・タバコの租税負担割合(%)

	昭和5～9年平均	昭和24	
1. 酒			
a) 清酒2級	52	(配給)	157
		(自由販売)	377
b) ビール	49	(配給)	304
		(自由販売)	630
2. タバコ			
(ゴールデンバット)	320	(きんし)	290
(チェリー)	190	(ピース)	950
(なでしこ)	39	(みのり)	270

(注)　租税負担割合は，酒について製造者価格，タバコについて専売局売渡価格に対する租税の割合である．

表10-6　納税者数と税務官吏数の増加倍率

直接税	
納税者数	9.81倍
税務官吏数	4.61
内所得税	
納税者数	19.50
税務官吏数	4.85
間接税	
納税者数	10.70
税務官吏数	3.15

(注)　昭和23年の昭和10年に対する割合である．

表10-7　税務官吏1人当り納税者数　(単位：人)

	直接税	内所得税	間接税
昭和10年	627	455	190
23	1,462	1,793	626

難な闇所得の存在や過重および不公平な租税負担による納税者の抵抗などが、税務行政の執行を著しく困難にしていた。これに加えて納税意識が低調で、わが国ではそもそも帳簿をつける習慣がないため申告納税制度は事実上、うまく機能していなかった。徴税は弾圧的な徴収方法と軍政部の協力によりかろうじて達成されている状況であった。

以上のような税制および税務行政の現状にもとづいて、「書簡」が強く訴えている点は減税である。この減税財源を支出削減に求めている。とりわけ支出削減の候補に挙げられたのが、シャウプ来日以前にも討議されていたように価格調整費であった。このころ価格調整費の弊害がしだいに注目されるようになっていた。たとえば、この価格調整費という補給金のために、企業はその合理化、能率増進を怠り、過度な賃金引上げあるいは補給金物資の横流しなどをしている。しかもその財源は、一般大衆から非常な抵抗を排除しつつ税として徴収したものである。これを問題の多い価格調整費に流すというのは、いたずらに摩擦が多いという認識である。とくに特定の分野の投資家や消費者が、国民一般の犠牲において利益を得ているとの印象がひろがっていた。かくして、減税財源として価格調整費がやり玉に挙げられることになった。

このような状況を前提に、「書簡」は税制の合理化のためいくつかの提案を行なっている。この提案の方向として次の二つの基本的な認識があった。

(一)　現行税制について根本的改正を行なうことは必要でない。とくに所得税、法人税等の源泉徴収制度および申告納税制度は、相当進歩したものであって、適切に運営する場合においては、租税徴収制度としては十分妥当性を有するものと考える。

(二)　しかしながら、税制としては、直接税と間接税とがその時々の経済情勢に即応して、それぞれ適当な比重を保っていることが必要である。もとより直接税が間接税に比して、制度的により進んだものであることは事実であるが、わが国の現状においては、直接税特に所得税に非常に多額な収入を期待して種々の摩擦を起こすよりも、比較的に徴収が容易な間接税に相当の比重をおくことも、当分の間はやむをえないと考える。

具体的な個々の租税については、個別に次のごとき改正の方向が示唆されている。

所得税

(1)　基礎控除、扶養控除等を相当大幅に引き上げる。

(2)　税率については、とくに低額所得者に対する階級区分を相当程度緩和する。

(3)　事業専従者控除の創設、所得合算範囲の縮小、譲渡所得の計算の改正を行なうとともに税法の簡易化に努める。

法人税

(1)　資本の維持、法人間の租税負担の公平、外資導入の目的のため、企業資産の再評価を行なう。再評価益に対し、若干程度課税する。

(2)　超過所得に対する税率を調整する。

相続税

非課税限度、基礎控除、税率などについて適当な改正を行なう。

印紙税・登録税

このような定額税について税率を引き上げる。

間接税（とくに物品税）

財政需要の縮小および物資の需給関係と見合って、適当な時期に税率を引き下げる。

取引高税

本来望ましくない租税なので、歳出の削減などによって可能なかぎりその廃止をすみやかに行なう。

この税制の合理化に加えて、税務行政の改善についても、「書簡」はとくに次の点を主張している。とくに税務執行面での改善として、

(1) 税務行政を科学的に再組織

(2) 地方財務局の強化

(3) 税務官吏の再教育、再訓練

の三点が挙げられている。また納税意識の低調さを是正するために、脱税者に厳格な処罰をもってのぞむことが強調されている。この実現が二三年の国税査察官制度の創設である。

以上「池田書簡」で示される見解は、シャウプ使節団が本格的な活動を開始した時点にあわせて、日本側の税制改正に対する基本的な姿勢を打ち出したものといえる。

三　日本の税制改正案

二四年四月下旬に改組され、大蔵省から内閣に移された税制審議会は、シャウプ一行の活動と並行して日本側から

の税制改正の方向を打ち出している。七月一二日に「税制改正に関する中間報告」として、当時わが国税制の当面している諸問題、それに改正の方向を示唆している。シャウプ勧告書の作成の最終的段階に入ってからの日本側の意思表示、あるいは希望としてこの中間報告は注目に値しよう。

その基本的な方向は、従来のものと同じである。税制の合理化適正化を図ることを強く訴えており、その基本的態度は冒頭で次のごとく示されている。(12)

税制改正に関する中間報告（二四・七・一二　税制審議会）

インフレーションを克服し、危機に瀕している日本経済を再建し、自立せしめるには、あくまで経済安定に関する九原則の線に沿って、まず財政収支の真の均衡を図るべきであり、そのためには可能なる限りの租税負担にたえて国民等しく耐乏生活に徹するの要あることはいうまでもないところである。しかし、敗戦後の疲弊している国民経済の再建は、合理化せられた統制の下に適正な課税をするのでなければ、所期の目的を達しないばかりでなく、思想上にも非常な悪影響を及ぼし延いては社会を混乱に陥しいれる虞れがある。然るに現行の税制は、必ずしも合理的なものといゝ難く、徴税もまた適正を欠くもの多く怨嗟の的となっているので、これが合理化適正化を図ることは焦眉の急務である。

「中間報告」の内容は、大きく三つの問題、(1)現行税制の包含する問題、(2)税務行政上の問題、(3)昭和二四年中の措置、に分けられている。このうち最も重要なのは(1)の問題で、さらに「一般的問題」と「各税の問題」とに二分されている。

「一般的問題」のなかでふたたび最初に強調されているのは、租税負担が著しく過重であるということである。このような過重な租税負担の認識から、当然減税の要求がでてくる。この際とくに減税財源として問題になったのが、歳出とりわけ補給金削減の考え方である。これが「一般的問題」の第二である。第三に租税体系全般に関する問題で

ある。根本的な税制改正の必要は認められていないが、「現在のわが国の租税体系は必ずしも諸外国の体系と大差あるものでなく、これを根本的に改正する必要は考えられない。租税体系の問題としては、次の諸点が考慮せられるべきである」として、次の三点の問題点の指摘がある。

(1) まず、直接税と間接税との比重に関する問題であるが、その比率は、昭和二十四年度は五三％対三七％となっており、租税体系中における直接税、特に所得税の比重が昭和五―九年平均に比して著しく重くなっている。戦後道義の頽廃と闇取引の横行により所得金額の調査把握が困難になっている現状においては、直接税に特に非常に多額な収入を期待し種々の摩擦を起こすことは得策でない。従って所得税を大幅に縮減し相対的には間接税に相効(マヽ)の比重をもたせて、比較的容易な間接税の取締りを励行することが当分の間は適当であると考える。

(2) 取引高税は、本来決して良税ではないから、将来の方向としては、歳出の縮減、増石による酒税の増収等によりこれを廃止すべきものと考える。

(3) 新税の創設として一応考えられるものは、経常的財産税、土地使用税、家屋使用税等である。

(イ) 経常財産税の創設は理論的にも実際上も実施すべき時期ではないと考える。

(ロ) 土地及び家屋の使用税は、地代及び家賃の統制と関連して屢考えられる税であるが、不動産課税将来の方向としては、課税基準に再検討を加え、現行地租及び家屋税を適当に充実すべきである。

「一般的問題」の第四として「国税と地方税との調整に関する問題」があるが、ここでは省略する。

「各税の問題」は、国税について所得税、法人税、相続税それに間接税の四税について問題点および改正の方向が示されている。

(一) 所得税

(1) 所得税の申告納税制度及び源泉徴収制度は適切に運営する場合には、妥当性を有するものであるから、これを根本的に改正する必要は認められない。

(2) 現行の税率はその上昇率が余りにも小刻みに急激であるため、通常の所得に対する上積税率が著しく高くなっている。それがため生産意欲、勤労意欲を阻害し、脱税を誘発している。従って税率全体についてその階級区分を緩和し、税率を調整することが必要である。

(3) 現行の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食物相当額にも足らない程度のものであり、低額所得者及び扶養親族の多い世帯の負担は過重になっている。従って基礎控除、扶養控除等を相当大幅に引き上げるべきである。

(4) 所得合算の制度も大所得者は別として少所得者には酷に過ぎ、現在の経済事情に副わない。また我国における農業及小企業はその性格において寧ろ労働の組織であるから、事業専従者の控除を認める等特別の考慮を加えるのでなければ農村負担及小企業負担が重きに過ぎる。

(5) 所得税に経済政策的考慮を織り込むことは、必ずしも妥当と考えないが、預貯金の利子及び株式の譲渡所得の課税については、資本の蓄積及び証券民主化等の見地からも、課税上の便宜の見地からも源泉課税等の例外的措置をとることは、少くとも当分のうちはやむを得ない。

(6) 早期供出奨励金、超過供出代金に対する課税については、価格公定並びに供出強制の事情等に鑑み、食糧対策の一環として減免税等について適切なる臨時的考慮を加えられんことを希望する。

(7) なお、所得税制については、譲渡所得の計算、納期及び申告の時期その他改正を要すべき事項について検討するとともにできる限り税法を簡易化して申告納税等を容易ならしめることが望ましい。

(二) 法人税

(1) 法人税については企業資産の再評価の問題を解決することが焦眉の急務である。即ち旧資産がもとの記張価額のままでは減

価償却が少いために資本の維持が不可能となり、また資本金額が以前の貨幣価値によるため超過所得税が重課される。従って旧資産を多く有している法人は資産の喰潰しによって税金を納めることとなり、また新設法人との間に非常な負担の不公平を来す結果となっている。

(2) 資産再評価の方式については、大蔵省税制審議会の中間報告案が公表されている。大体においてはその考え方に賛成であるが、再評価益に対する税率になお問題がある。少くとも評価益を株式化した場合と、積立金に繰入れた場合とにおいて税率に差等を設け且つ軽微なものとする必要があると考える。

(3) 次に法人税の税率については、再評価後の状勢に応じて普通所得及び超過所得とともに再検討を加える必要がある。

(4) 更に金融機関については、特にその健全性維持のためその保有する債権の鎖却につき適切なる考慮を加える必要がある。

㈢ 相続税

(1) 相続税については、税率、基礎控除、非課税限度等について所得税について述べたと同様の問題があり、適当な改正を行うことが必要である。

(2) 贈与税については、全体の構想にやや無理なところがあり非課税財産特に公益法人等に対する寄付金についても実情に添わない点があるので改正すべきである。

㈣ 間接税

(1) 酒税については、すでに先般の国会で税率の引下げ等の改正が行われたのであるが、なお重きに過ぎる。種々困難な問題はあるとしても、この際思い切った造石を許し、税率の適当な引き下げを行えば、自然密造酒が減少し、供出が促進せられる結果、食糧事情に対する影響も少く、税収の増加も図ることができると思われる。清涼飲料税も酒税との均衡上再考慮を要する。

(2) 物品税については各種物品間の負担の不均衡について全面的に再検討を要するが、総体として税率が高過ぎる。税率を引下げても、取締りを厳重に行えば税収は概ね減らないであろうというのが一致した見解である。なお物品税の納期については金

融困難の情勢に鑑み適当な考慮を払う必要がある。

(3) 織物消費税については、綿スフとその他の織物との間に税率の不均衡があるので改正を要する。

(4) 砂糖消費税については輸入糖は援助物資ではあるが、これを非課税にしておくことは有力な財源を喪失していることとなり且つ、サッカリン、ズルチン等の物品税との間に不公平を生ずるから課税すべきである。

(5) 印紙税、登録税等のような定額税率のものについては、なお引上げの余地があると考える。

前述のごとく「中間報告」の第二の大きな問題は、税務行政に関するものであるが、ここでは省略する。

この「中間報告」の一つの大きな特徴は、二四年度中の措置を指示していることである。これが第三の問題領域であるが、各税の重課という現状認識をふまえて早急な減税の実施を要求している。所得税、法人税、消費税の軽減(地方税については省略)について、次のように述べられている。

昭和二十四年度中の措置

以上において現行税制並びに税務行政上に存在する問題点を指摘して税制改革の基本的方向について述べた。改革はすべて最も早い機会にその実施を希望するものであるが、少くとも左の諸事項は是非とも昭和二十四年度中において其の実施を図られたい。

一 所得税の軽減

前述せる所で明かなとおり本年度予算の要請する国民負担は明らかに苛酷に失する。殊に昭和二十三年中における物価及び労銀の騰貴の事情と併せ考えるときは、本年度の所得税の負担は昨年度より一層加重せられている結果となっている。勿論本年度中は予算との関連もあり、大幅に且つ徹底的な軽減は困難であると考えられるが歳出の徹底的節約、不要資産の処分等によりできる限り多額の財源を捻出して、所得税の負担軽減に充当せられることを希望する。

二　法人税の軽減

法人税の軽減もまた急務である。殊に外資の導入を促進しまた我国の産業をして世界の産業との競争に十分耐え得るようにするためにも資産の再評価は急務中の急務である。法人税法の適切なる改正によって資産再評価を可能ならしめ、法人負担の軽減を期せられたい。

三　（略）

四　消費税の軽減

物品税、入場税その他消費税の中には、税率が高きに過ぎるために脱税等を誘発し、従ってこれを低減しても大して減収を生じない見透しのものがあるからこれ等については年度内に税率低減の措置をとられる様希望する。

この二四年度内の税制改正に関しては、さらにシャウプ使節団に提出した主税局の「税制改正を本年十一月から行うべき理由」（二四年七月二二日）なる文書がある。[13] この文書からこの年度内減税が、日本側の強い要望であったことがよく理解できる。

税制改正を本年十一月から行うべき理由（昭二四、七、二二、主税局）

一　わが国の税制が、インフレーションに伴う経済の推移に著しく後れて、国民経済の現実と遊離した極めて不合理なものになっており、このため、税務の執行が極めて困難となり、課税関係を著しく混乱させておることは、御注目の通りであり、貴調査団の勧告書においてもこの点の改正が、根本的な原則として盛られるのであろうことを確信する。

この改善は、日本政府及び国民の努力に俟つことは勿論であるが、貴調査団のきびしい批判と強い勧告を得て、しかも、これが国民の印象に新たな間に急速に実行されなければならないと思う。

特に、申告所得税については、本年内に改正が行われるのでなければ、この根本的解決を国民が消化するのは、恐らく来年末

以後となるであろうから、改正は、是非共本年十一月から実施することとしたいのである。

この税制審議会の「中間報告」では、その大ざっぱな方向のみで必ずしも税制改正の詳細な内容はわからない。とくに減税の必要性が叫ばれている所得税についてそうである。税率をどの程度にするのか、基礎控除、扶養控除等の各種控除の引上げはどうするのかなど、日本側の具体的な目標がどこにあったかをみておく必要がある。

さきの税制審議会の「中間報告」に先立って、主税局は「所得税の改正について」（二四年七月六日）を作成し、所得税制について具体的な改正の内容をまとめている。[14] 冒頭、改正の基本的な方針として次の四点が挙げられている。このなかではっきりと減税規模の計算を行なっているのは重要である。

一　所得税制の改正について（昭二四、七、六）

一　改正の方針

所得税の改正に当っては、次の原則に基いて立案せられるべきである。

㈠　所得税の総合課税制度、申告納税制度及び源泉徴収制度は、制度として合理的なものであって、適切に運営する場合には十分妥当性をもつものであるから、これを存置することとし、これを根本的に改正する必要はない。しかしながら、次により制度の改善を図るため必要な改正を行う。

(1)　日本における納税者の実際の状況に鑑み、正確な帳簿を記載する習慣を育て助長するとともに、審査の処理に関して異議処理機関を設けることとする。

(2)　所得税制度の内部においても、所得合算制度、譲渡所得の課税等不合理な点があるから制度上所要の改正を行う。

㈡　現行の税率、控除等は、最近における経済事情の変化に著しく適応しておらず極めて不合理である。すなわち、現行の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食費相当額にも足りない程度のものであり、また税率が高く、勤労意欲及び企業意欲を著し

表10-8　改正案(G案)による税率および負担額表(昭和24.6.25，主税，税制課)

現行		G案	
階級区分	税率	階級区分	税率
20,000円以下	20%	50,000円以下	20%
20,000円 超	25	50,000円 超	25
40,000円 〃	30	100,000円 〃	30
70,000円 〃	35	200,000円 〃	35
100,000円 〃	40	400,000円 〃	40
150,000円 〃	45	600,000円 〃	45
200,000円 〃	50	1,000,000円 〃	50
250,000円 〃	55	2,000,000円 〃	55
300,000円 〃	60	4,000,000円 〃	60
500,000円 〃	65	6,000,000円 〃	65
700,000円 〃	70	10,000,000円 〃	70
1,000,000円 〃	75	20,000,000円 〃	75
2,000,000円 〃	80		
5,000,000円 〃	85		

く阻害しているので、基礎控除、扶養控除、税率等について大幅の改正を行うこととする。

㈢　税率、控除等の合理化により、申告成績の向上、徴税能率の増進等を図り、これにより国民各層の負担の公平と課税の充実を期することとする。

㈣　税率、控除等の大幅の改正により、総体として約一、六〇〇億円程度の減収を生ずるも他面申告成績の向上、徴税能率の増進により約六〇〇億円程度の増収が期待されるから、所得税収入としては、一、〇〇〇億円程度の減収となる。よって歳出削減額のうち、一、〇〇〇億円程度を所得税軽減の財源に充当する。

所得税改正のなかで最も関心を引くのは税率のそれである。とくに当時の所得税の累進税率は、インフレ経済に苛酷に対応し過重な租税負担を発生させたことから、主税局がどの程度の緩和を考えていたか興味ぶかい。この七月六日付の主税局の文書の税率改正案は「税率については、その階級区分が急激に上昇しており、且つ税率も高いので、階級区分及び税率のきざみを、概ね次の程

度に改正する」[15]として、一つの改正案を提出している。しかしこれは六月の段階ですでに主税局から提出されている「G案」の税率改正案とまったく同じである。そこでこのG案と現行の税率を一表(表10-8)にまとめたものを示しておこう。税率刻みを修正し、最高税率を七五%程度に考えていることがわかる。一方、五つの基本的な控除については次のごとき改正が考えられている。扶養控除はいぜん税額控除の形態で考えられていた。

基礎控除

基礎控除額を生活費の実情に鑑み、年二万四千円程度(現行年一万五千円)に引き上げる。

給与所得の特別控除

給与所得については、収入金額三十万円までの金額について、その十分の二(最高六万円)の控除を行う。(現行十五万円までの金額の十分の二・五最高三万七千五百円)

扶養控除

1　扶養親族の控除額を、扶養親族一人につき税額において年三千円程度(現行年千八百円)とする。

(原注)　扶養控除を所得控除に改めることについても研究中である。

2　扶養親族の範囲に就学中の者を加えるとともに、基礎控除額の半額程度以上の所得を有する者については、扶養控除を認めない。

専従者控除

事業所得について納税義務を有する者と、生計を一にする三親等内の親族のうちに、当該事業の経営に専ら従事する者(基礎控除を受ける者及び扶養親族を除く。)がある場合においては、当該事業の所得税額から、当該従事者一人について年三千円程度の控除を認める。

寄附金及び医療費控除

学校、慈善団体等に対する寄附金と医療費について、所得金額の五%程度までは所得の計算上控除することを認める。

そのほかとくに注目すべきことは、次の所得合算制の廃止および損失繰越しの規定である。

所得合算

同居親族の所得の合算制を廃止し、各所得者ごとに課税することを考慮する。

（原注）所得合算制を存置する場合においても、その範囲を、概ね配偶者及び未成年者の子に限ることとする。この場合においては、各所得者ごとに基礎控除を認める。

繰越控除

所得の計算上損失があるときは、その損失は三年間を限り、当該損失を生じた所得（現在損益通算を認められている範囲の所得を含む。）から繰越控除を認めることとする。

また譲渡所得、一時所得等についても、次のごとき改正が考えられている。

譲渡所得、一時所得等

(1) 譲渡所得の計算に当っては、財産税の調査時期前に取得した資産については、その年中の総収入金額から当該資産の取得価格（財産税の評価額を基準とする。）等を控除した金額の十分の三（現行十分の五）相当額を譲渡所得とすることに定める。（財産税調査時期後取得した資産については、現行どおり十分の五相当額）

（原注）1　譲渡所得の計算について、取得価格に加算する百分の五の割合を引き上げることについても研究する。

2　譲渡所得及び山林所得の計算については、相続により取得した不動産、立木その他の資産に課せられた相続税額は、当該資産の譲渡価額に対する当該資産の譲渡所得又は山林所得の割合を乗じて計算した金額を譲渡所得又は山林所得から控除する。

(2) 譲渡所得及び一時所得については、年五万円程度の特別控除を認める。

(3) 譲渡所得、一時所得及び退職所得については納税義務者の選択により、他の所得と分離して譲渡益、退職金等に対し二〇%程度の税率により、納税することができることとする。

その他の租税については、前記に利用した「所得税制の改正について」のような資料はみあたらない。しかし二四年七月に作成したと考えられる「税制改正に関する法律案要綱(案)」で、法人税以下の各租税についての具体的な改正案の方向をさぐることができる。[16] この「要綱(案)」の所得税の個所は、さきに利用した「所得税の改正について」と同じである。そこでこの二つの文書は、同じ時期に主税局によって作成され当時の日本側の税制改正の具体的内容を表わしているものと考えられる。

まず、法人税について重要な改正点は次のようである。

法人税

(一) 法人が固定資産につき再評価を行うことを認めることとし、法人が固定資産の評価換をなした場合における評価益その他これに関連する事項に関して課税上の特例を設けること。（企業資産の再評価に伴う租税特別措置要綱参照）

(二) 税率を次のように改めること。

(1) 普通所得　　百分の三十（現行百分の三十五）

(2) 超過所得

超過所得については差し当り現行通りとするも、資産再評価完了後においては、税率を次の通りとすること。

資本金額に対し二割を超え三割以下の金額　百分の十　（現行三割超五割以下百分の十）

同三割を超え五割以下の金額　百分の十五（現行五割超十割以下百分の十）

同五割を超える金額　　百分の二十（現行十割超百分の二十）

(3) 清算所得

(イ) 積立金又は法人税を課せられない金額からなる金額　百分の二十（据置）

(ロ) その他の金額　百分の四十二（現行百分の四十五）

(4) 地方税たる事業税の税率を百分の十程度（現行百分の十八）に引き下げることとすること。

(三) 民法第三十四条の規定により設立した法人の収益を目的とする事業から生じた所得に対しては、あらたに普通所得に対する法人税を課することに改めること。

（原注）宗教法人及び法人たる労働組合等についても右と同様とすること。

(四) 同族会社の超過留保を所得の五割（現行三割）を超えるもの程度に引き上げ、これに対する加算税の税率を個人の所得税の税率とにらみ合わせて適当な改正を行い、例外なく課することに改める等所要の改正を行うこと。

（原注）右と併行して同族会社については超過累進による特別税率を設けることを別途考究すること。

次に相続税、贈与税についてみてみよう。

相続税、贈与税

(一) 基礎控除を十万円程度（現行五万円）に引き上げること。

(二) 課税価格に算入しない少額贈与等の限度を、次の程度に引き上げること。

(1) 少額贈与額については、二万円程度（現行三千円）とすること。

(2) 保険金、退職、手当金等については、十万円程度（現行五万円）とすること。

(3) 公益法人等に贈与については、

(イ) 相続税については四十万円又は課税価格の十分の二に相当する金額とのいずれか低い一万円の金額（現行十万円又は課

税価格の十分の一に相当する金額とのいずれか低い一万(ママ)の金額）とすること。

(ロ) 贈与税については二十万円程度（現行一万円（贈与の額が一万円を超えるときは、一万円と一万円を超え十万円までの金額との二分の一に相当する金額との合計金額）までの金額）とすること。

(三) 第一種の税率を次の程度に改め、第二種、第三種及び贈与税の税率についても、これに準じて改正を行うこと。

十万円以下		百分の五（現行二万円以下	百分の十）
		〃 二万円　超	百分の十二）
		〃 五万円　〃	百分の十四）
十万円　超	百分の十	〃 十万円　〃	百分の十六）
		〃 十五万円　〃	百分の十八）
二十万円　〃	百分の十五	〃 二十万円　〃	百分の二十一）
		〃 二十五万円　〃	百分の二十四）
三十万円　〃	百分の二十	〃 三十万円　〃	百分の二十七）
		〃 三十五万円　〃	百分の三十）
		〃 四十万円　〃	百分の三十三）
五十万円　〃	百分の二十五	〃 五十万円　〃	百分の三十六）
		〃 六十万円　〃	百分の三十九）
七十万円　〃	百分の三十	〃 八十万円　〃	百分の四十二）
百万円　〃	百分の三十五	〃 百万円　〃	百分の四十五）
		〃 百五十万円　〃	百分の四十八）

二百万円　〃　百分の四十（〃　二百万円　〃　百分の五十一）
三百万円　〃　百分の四十五（〃　三百万円　〃　百分の五十四）
　　四百万円　〃　百分の五十七）
五百万円　〃　百分の五十（〃　五百万円　〃　百分の六十）
七百万円　〃　百分の五十五（〃　　）
千万円　〃　百分の六十（〃　　）

その他、酒税、砂糖消費税、織物消費税などについて、どのような改正の方向が考えられていたのであろうか。以下、一括してその個所を引用しておこう。

酒税

(一) 現行の配給酒と自由販売酒に対する税率を一本とし、小売価格を、配給酒と自由販売酒との小売価格の中間に置くことを目途として調整すること。

（原注）清酒・麦酒の小売価格の改正案

清酒特級	一升	八五〇円（現行	自由一、一五〇円）
		配給	六〇〇円）
〃 一級	〃	七〇〇円（〃	〃 九二〇円）
		〃	四八五円）
〃 二級	〃	五〇〇円（〃	〃 六五〇円）
		〃	三七〇円）
麦酒大壜	一本	一〇〇円（〃	〃 一三〇円）
		〃	七五円）

(二) 免許に関する規定を整備すること。

清涼飲料税

物品税に綜合し、従価百分の二十の税率とすること。

砂糖消費税

(一) 分蜜白糖の税率を百斤につき千円（現行二千円）に引き下げること。
(二) 輸入砂糖に対して課税すること。
(三) 罰則を酒税の例に準じて整備すること。

織物消費税

(一) 税率を、毛のみよりなる織物については百分の三十、絹織物等については百分の二十、綿織物等については百分の十（現行毛、絹織物等百分の四十、綿織物等百分の十）とすること。
(二) 課税標準に関する規定を整備すること。
(三) 輸出免税又は未納税引取の承認を受けた織物について、条件不履行の場合の税の徴収及び減失免税の規定を設けること。
(四) 罰則を酒税の例に準じて整備すること。

物品税

(一) 清涼飲料（サイダー、ラムネ等）及び骨ぱい（麻雀、花札、トランプ等）を第一種物品に組入れること。
(二) 課税範囲については
　(1) 各物品間の権衡を考慮し、類別の組替を行うこと。
　(2) 滋養強壮剤等一部物品の課税を廃止すること。
　(3) 税率の引上げに伴い免税点を整理すること。

(三) 税率を、第一種物品については、物品の価格の百分の五十、百分の三十、百分の二十及び百分の十（現行百分の百、百分の八十、百分の五十、百分の三十、百分の二十及び綿、スフ等メリヤス百分の十）に引き下げ、第二種物品については、五割程度引き下げること。
(四) 貴石等一部物品について小売課税制度に改めること。
(五) 課税標準に関する規定を整備すること。
(六) 税率の引き下げに伴い免税制度を整理すること。
(七) 担保物件の範囲を拡張すること。
(八) 罰則を酒税の例に準じて整備すること。
骨ばい税
物品税に統合し、従価百分の二十の税率とすること。
印紙税
(一) 税率を概ね五割程度引き上げること。
(二) 罰則を整備すること。
取引高税
(一) 非課税範囲を整備すること。
(二) 課税標準に関する規定を整備すること。
(三) 納期を大納税者を除いて三箇月ごとに改めること。

以上が「シャウプ勧告」の作成とは独立して、日本側によって検討されていた税制改正案の内容の概略である。この内容は当然のことながらあとで公表される「勧告」の税制改正案とは種々な点で異なっている。個々の租税についてその税制改正を相互に比較してみると、いくつかの興味ある点を指摘することができよう。

四　歳出削減と減税問題――日米の見解の相違――

日本側の減税要求は、「シャウプ勧告」の公表が近づくにつれ一層激しいものとなってきた。このときの減税の財源が、価格補給金を中心とした歳出の削減である。この発想は一九四九年初頭からの税制審議会の席上でも一つの選択的な案としてすでに出されていたが、七、八月の段階になって減税財源の問題はすべてこの点にしぼられるようになった。と同時にこの時点に至って、減税に関し日米双方の見解が鋭く対立している。まず日本側の主張をみていこう。

歳出削減と減税に関して、「大蔵大臣　池田勇人覚書」（二四年七月二日？）という重要な文書がある。全文は巻末に掲載するが、これは、補給金の削減を主張しこれとの関連で減税を行なおうとする提案である。いわば減税財源を補給金削減に求めようという大蔵大臣の見解の表明である。

補給金の削除の利点として次の三つがあげられている。[17]

補給金を削減することによって
(1) 政府は多額の支出を節約することができる。
(2) より一層自然的で合理的な価格構造が供給と需要の自動的均衡過程において実現される。
(3) 企業は政府からの援助を求める代りにいかにして自立するかを学ぶであろう。

当時、減税の必要性が繰り返し主張されていたが、この「覚書」でまた、これにはおのずから二つの枠があることが指摘されている。

本会計年度において正当とされる租税の軽減に対しては二つの条件がある。

先ず第一に軽減は国民所得の単なる再配分の範囲を越えてはならない。

本会計年度においては日本国民が租税軽減の方法によって純生計費（勿論租税負担を含む。）を引下げるには時期尚早である。

第二に減税は国家予算の均衡を破壊するようなものであってはならない。

この一文からうかがえるかぎり、おのずからある枠をつくり、そのなかで減税ということをうたっている。これは明らかに節度あるかつ控え目な要求であることを印象づけようとしたものであろう。この二つの条件についてさらに具体的に数字をあてはめている（参照、巻末付属資料）。結局、「覚書」で訴えたいことは、二四年度中に補給金を三五〇億円削減しそれでもって減税三一〇億円ほどを実施しようということである。とくにシャウプ使節団に対する希望として、次の二点が重要である（傍点引用者）。

(1) 私の信ぜるところでは、減税はドッジ・プランから逸脱するものではない。ドッジ氏自身がもし経済情勢が許すならば、又シャウプ博士が推奨するならば、本会計年度中に減税を実施することの必要性を確信しているということを信ずべき理由がある。

(2) もし減税が本会計年度中に実施されれば、シャウプ使節団が日本の納税者の誠意ある協力に多くを期待しているという印象を納税者は受けるであろう。

そうでなくて、もし減税が一九五〇年四月に実施されたとするならば、申告納税者の実際の利益は一九五一年一月までは感ぜられないだろう。そしてその間に彼等は強い責任感を失うかもしれない。

この(1)のなかの「減税を実施することの必要性を……信ずべき理由がある」という一文が、いかに日本側の希望的観測にすぎなかったかは、以下、アメリカ側の見解を知ることによってしだいに明らかになることである。

この時期にふたたび審議を開始していた税制審議会は、この補給金の削減以外にも、もっと広範囲に歳出削減を求めている。さきに利用した「中間報告」でも「我国現下の財政状況では租税負担の縮減を図り得るかどうかは、歳出の削減が可能であるかどうかにかかる点は大きい」[18]とし、減税財源としての歳出削減を強調している。

減税要求の中心はもちろん所得税であった。シャウプ一行が来日する以前から種々な資料を作り、その必要性を訴えてきたが、この努力は「勧告書」が作成される直前まで続いている。シャウプへの提出資料のなかに「所得税の軽減を必要とする理由」（二四年七月二九日）という主税局の文書がある。[19] 四つほどの理由が述べられているが、そのうちまず次の二つは数字の裏付けがあって説得的である。

一　基礎控除額　扶養控除額が著しく不合理であること。

現在所得税の基礎控除額年一五、〇〇〇円（月一、二五〇円）、扶養控除額年一、八〇〇円（月一五〇円）は、今日の経済情勢、特に国民生活の実情から見て低きに過ぎる。すなわち、総理庁統計局調査のC・P・Sによれば、一九四九年四月における東京都の調査世帯（平均四・六一人）の一ヵ月支出額の平均は一三、四二二円五三銭（公租公課の負担金及び貯蓄を除く。）であり、うち食糧費は、八、五七〇円一七銭（エンゲル係数六三％）となっている。[原注] これを消費単位に還元すれば、成年者一人当り一ヵ月の食糧費は、約二、四八四円となり、基礎控除額は、少くともこの程度迄引上げる必要があると考える。

（原注）C・P・Sは、極めて普通の世帯を調査対象としており、所得の多い者等異例なものは除外してある。

又扶養控除額については、労働者調査によれば、扶養親族一人当りの生活費は、独身成年者に対して約六割となっているから、[原注] 扶養親族控除もこれに従って引上げる必要がある。

（原注）労働者調査によれば、各世帯の最低生活費及び扶養親族一人当最低生活費は次の通りである。

世帯人員	最低生活費	差額
	円　銭	円　銭
独身者	三、五一八・七〇	
夫婦	五、八八二・五五	二、三六三・八五
夫婦及一子	七、一六九・四九	一、二八六・九四
夫婦及二子	九、〇七六・五九	一、九〇七・一〇
夫婦及三子	一一、五二六・三六	二、四四九・七七
		計八、〇〇七円六六銭四人 ＝二、〇〇一円九二銭

二　税率が高率に過ぎること。

右の如く、基礎控除額、扶養控除額が低すぎる上に、税率が高過ぎ、特に低額所得において、累進税率適用上の階級区分のきざみが急激であり、極く普通の所得に対する上積税率が非常に重くなっている。すなわち、前記C・P・Sの一ヵ月支出総平均を年に直せば、一六一、〇七〇円三六銭となり、これをこの世帯の年所得額とし、且つ、勤労所得であるとしても、現行基礎控除後の課税所得金額は、一〇八、五七〇円となり、これに対して、実に五段階の超過累進税率（二〇%、二五%、三〇%、三五%、四〇%）が適用される。しかして、この者の所得がさらに増加すれば、増加所得額の四〇%は税金として徴収されるので、このことが勤労者の勤労意欲を阻害している。又これが事業者の場合には、勤労者と異り、特別の控除がない上に、地方税たる事業税を課せられるから、負担はさらに重くなっていて、これも企業意欲を著しく阻害している。

従って、税率の階級区分のきざみをずらすことが必要である。なお、その場合において、最高税率については、税負担の現状等より見て、七〇%以上にすることが必要である。

第三の理由が税務行政上の問題であり、これまでしばしば指摘されてきた徴税機構の不備をあげたものである。

最後に階層別所得分布がより平準化していること、あるいは資産所得の割合が減少していることなどから、第四の理由として「所得の構成等から見て所得税に余りに多くの収入を期待することは、少なくとも現状においては不可であること」とされている。これは所得税収入にあまり多くの期待をかけられないという従来の日本側の見解の再認識である。

このような大蔵省の歳出削減と減税要求の主張は、若干角度をかえて経済安定本部の支持を得ている。経済安定本部の主張は、減税を主としてデフレの深刻化を阻止する手段と考えている。二四年七月二一日付で司令部の方に提出した意見書のなかで[20]

日本経済の現状をみると、……当初の〝デイス・インフレーション〟の線を超えてデフレのふかみに向つていく恐れがある。

としている。このような観点からして、さらに

何らかのデフレ効果を避けるためあらゆる可能な手段をとる必要がある。それ故、この視点から税制改正の問題が再検討されることが望ましい。

と述べている。具体的には所得税のみならず法人税の減税であり、また企業の固定資産の再評価であった。

減税財源としての歳出削減についても、デフレ傾向を一層悪化させないという視点が強く打ち出されている。たとえば価格調整費の補給金削減も、企業の輸出競争力を落とさないこと、労働者の生計費の負担にならぬことの二点が条件とされている。

以上のように視点が若干異なっているが、大蔵省、経済安定本部で代表される減税要求は当時の一致した日本側の願望であった。

このように日本の減税要求がシャウプ使節団の勧告書作成を前に、しだいに深刻化していった時期に、アメリカ側はどのような考えをもっていたのであろうか。このような問題に関し、"Taxation in Japan"というテーマで七月二二日アメリカ側は東京とワシントンを結んで teleconference[21] を開催し双方の意見の交換、調整を行なっている。次に掲げる双方の出席者の顔ぶれからも判断できるように、この会談は当時のアメリカの対日関係の最も権威ある見解といえよう。

東　京

W・F・マーカット、C・シャウプ、W・ヴィックリー、J・コーエン、H・モス、その他三名

ワシントン

R・ウェスト、J・M・ドッジ、R・ヤング、その他九名

討議の項目は三四の多数にのぼり、主として減税、補給金削減、アメリカの援助、見返資金、政府債務の償還、物価ならびに貨幣供給その他一般の経済状況の分析に及んでいる。このなかでとくに重要なのは、やはり日本側の減税要求、それとの関連での価格調整補給金の削減の問題である。

東京からワシントンに送った最初の一一項目は、価格調整費の削減を企図した減税の可能性が取り扱われている。重要な論点をいくつか訳出しておこう。

項目5　「日本政府は一九五〇―五一会計年度で、現行予算で見積った水準から約一、三〇〇億円の価格補給金の削減を提案している。」

項目6　「この政府支出の削減は、もしデフレが避けられるべきならまた補給金削減による生計費上昇が相殺されるべきなら、相当な減税を要求するだけの規模である……。」

項目7　「しかし日本の租税が大きく削減されるなら、議会は一九五〇―五一年、一九五一―五二年について、対日援助を従来のレベル以下に削ってアメリカの納税者の負担を切下げるべきだと結論を下さないだろうか。」

項目8　「もしアメリカの対日援助が削られるなら、見返資金の円受取は減少するだろう。そこで日本の債務償還や投資の総額が、一部、一般会計に肩がわりされない限り削減される。しかしながらこのような一般会計支出の増加は、追加的な徴税を必要とする。」

項目10　「価格補給金の削減と結びついた日本の減税は、日本経済の負担の純減少を意味しないでただ負担の再分配であろう。それ自体、アメリカの援助を削減する理由は何らないように思われる。しかしこれがそうだとしても、議会を説得することは可能であろうか。あるいはもし日本の租税が削減されるなら、アメリカの援助は減少し、従って日本の減税はもしそうでなかった場合より小さくなると想定せねばならないだろうか。」

以上のような東京側からの通話から判断すると、日本の減税要求は必ずしもアメリカ側によく理解されていないことがわかる。あとで述べるドッジの見解で一層明白になるが、日本の主張する租税負担の過重の実態は全然理解されていない。事実、この日本側の主張に対して何らのコメントもない上に、いくつかの点で冷淡な評価さえうけている。たとえばアメリカの納税者の負担がより問題視され、対日援助の削減と結びつけられている。とくにアメリカ国内の議会対策に大きな考慮が払われている。さらにまた、日本のこのような租税負担に関する主張に、次のごとき反発を加えている。

項目26　「もし低い租税が政府サービスの低水準と結びつくなら、低い租税は必ずしも日本国民にとって負担が全体として低くなることを意味しない。租税総額の国際比較は、政府サービスの比較も入れないかぎりたいして意味はない。」

この減税問題に対して、この会談に出席していたシャウプ使節団の見解が、次のように述べられている。

項目22　「われわれの使節団は、もし一九五〇―五一年の総収入が一九四九―五〇年で見積られたものと同じであるなら、徴税の変更が可能であろうと勧告するだろう。現在、今年の残りの期間に減税が実施されることに賛成しない。今年中に予算にかなりの余剰が計上されないまでは、減税が実施されるべきでないと信じている。しかし(a)もしこの余剰が実現するならば、また(b)補給金が徹底的に削減されるならば、選択的な案を考えるのは望ましいように思える。」

この東京側から打った cable-51322 に対し、ドッジが単独でまずコメントを用意している。この内容はかなりきびしい。彼のコメントは七点に分かれているが、重要な点を抜き出しておこう。

(1)　日本の一九四九年度予算は実施されてからまだ二カ月しかたっていない。真の問題は、

a　会計年度中の予算施行にとって

b　その予算の下での経済運営にとって何が発生するかということである。

財政金融問題の遂行にあたって失敗した日本の記録や、それを避けようとして用いた方策は、今年の残りの期間の国内あるいは財政問題を処理するのに何ら根拠のある正当な仮説を提示しない。

(2)　日本の政治、官僚、企業及びその他関連した要素の結びついた力はたえず税率及び税収の引下げの努力に向けられている。利用可能な統計は一般に、政治的目的のために使用され解釈されている。経済安定本部は政治的機関であり、その勧告・提案は非常な疑いをもってみられるべきである。……

(3)　日本の多数の提案は、自らの手で決して実現しえない将来期待しうる実績という形で予測されている。それ故、提案されている税制改正を考慮することは本質的に危険である。

(4)　提案されている減税は、確実な支出削減と釣合う必要がある。……租税政策は、アメリカの対日援助の最終的な削減を含んで、アメリカの目標達成の手段を押しすすめるのに、又インフレの再燃の防止のために直接に役立つべきである。

(5)　われわれが海外援助を認めるのに用いるべき尺度の一つは、おそらく援助してやる国とわれわれ自身の税負担を測定することである。もしアメリカの納税者が援助をするため重課されるべきなら、海外の国々は不釣合な程度の軽い租税を認められるべきでない。

その後、七月二二日の telecoference におけるワシントン側の見解が表明されるが、このドッジの返事ですべてが尽きている。冒頭にドッジからマーカットに述べられた次の一文が、アメリカ側の基本的な態度の再確認となろう。

何らかの事情の下で、アメリカの援助の支出許容額の削減を予期せねばならないと信じている。景気安定に加えてある程度の実際の経済復興を達成・維持することが、日本の税率よりももっと援助を考慮する際の決定因のようである。安定と復興の達成を明瞭に示すことなしに、税率及び税収を削減することは、疑いもなく好ましくない影響をもつだろう。

「シャウプ勧告」の公表を目前にしたこの時期の減税問題に関して、日米双方の見解は完全にすれちがっている。いな、根本的に発想がくいちがっていたといえよう。この見解の相違が、「勧告」が公表されたときの減税規模に関する日本側の失望の大きな原因となっている。

(1)　原純夫「シャウプをめぐる経緯」(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)、一七―一八ページ。

(2)　「現行租税制度について」(二四年四月二二日)　№19　(大蔵省資料D〇〇〇―二一―一「シャウプ勧告関係(1)」昭和二四年)。

(3)　同前。

(4)　同前。

(5)　同前。

(6)　同前。

(7)　「現行租税制度について」(二四年四月二二日)　№20。

(8)　同前。
(9)　「現行租税制度について」(二四年四月二八日) №22。またこの間の詳しい経緯について、平田敬一郎「昭和二二年末以降の税制と徴税問題」㈠(「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税)、一四―一五ページ。
(10)　「現行租税制度について」№22。
(11)　「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年度、その一。
(12)　大蔵省資料Z五一一―一三六。
(13)　「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年度、その一。この文書の後半で、具体的な数字をあげて一一月から申告所得税の減税が可能であることを主張している。
(14)　「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年度、その二。
(15)　主税局税制課「改正案(G案)による税率及び負担額表」(「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年度、その二)。
(16)　大蔵省資料D〇〇〇―二一―一「シャウプ勧告関係(2)」昭和二四年。
(17)　「大蔵大臣池田勇人覚書」(二四年七月二日?)。
(18)　税制審議会「税制改正に関する中間報告」(二四年七月一二日)(大蔵省資料Z五一一―一三六)。
(19)　「シャウプ税制使節団提出資料集」昭和二四年度、その二。
(20)　E. S. B., Reduction of Tax Burden and Slash in Expenditures (July 21, 1949), (大蔵省資料Z七〇三―六「スートランド文書」租税政策、一九四六―五二)。
(21)　Teleconference between Tokyo and Washington (Cable 51322 July 22, 1949); Subject, Taxation in Japan, 大蔵省資料Z七〇三―六。

第三節　「勧告」発表およびその反響

一　「勧告」発表の準備

五月に来日したシャウプ一行は、約二カ月間各方面での実地調査をすませ、その後「勧告」のまとめの段階に入った。七月ごろからいつ「シャウプ勧告」が発表されるかが、広く関心を呼びはじめていた。ある新聞は七月二三日付の記事で、シャウプ使節団の「勧告」発表を八月初旬と予想し、次のごとき報道を行なっている。(1)

外国通信員及び日本政府関係者間ではシャウプ使節団の作業が順調に進展しており、国民が待望する税制改革特に所得税と法人税の軽減措置は今や確実になつたと考えられている。ドッジ公使が本年度予算編成途上において「この予算内において減税措置を行うことも可能」と語つたと伝えられているが、政府及び関係筋にも本年度予算が相当幅のあるものである点から、税の軽減特に緊急の課題とされている所得税及び法人税の相当大幅な軽減が行われるものとの予想が濃化し、中でも低額所得者に対する減税措置と法人の資産再評価は今年度内に行われるのではないかとの見透しが出てきた。

この報道からも明らかなように、日本側の「勧告」に対する期待は所得税、法人税の減税にあった。

しかしながら使節団一行の「勧告」作成は、実際にはもっとおくれていた。「勧告」の主要な骨格は、七月下旬あ

るいは八月上旬になってはじめて決定したと思われる。リード Ralph W. E. Reid は、八月八日付の私信でワシントンにいるドッジへシャウプ構想の「二・三の暫定的な決定」として次の六点を書き送っている。[2]

(a) 超過所得税は、法人税の厳格な施行でその収入減を埋め合わせうるとの仮定にたって、廃止されるべきである。

(b) 個人所得税は税制の中核に据え置くが、しかし徴税をよくするためにいく分基礎控除 personal exemption を引き上げ、かつ税率を減少させるべきである。

(c) 個人所得税の税率は、ほどほどの富裕階層が投資をしかつ最高の経営者の地位を得ようと働く気を起こさせる水準に設けられるべきである。しかし非常に富裕な人々に対しては、二、三の人々の手に経済力が集中しないよう十分に高い税率が維持されねばならない。最高税率にうまく代わるものとして、スイスで使用されているような個人純財産にかかる補完的な低い租税が年々考えられるかもしれない。

(d) 地租及び家屋税が強化されるべきである。

(e) 企業資産の再評価は、注意して設けられた制約の下で実施されるべきである。

(f) 地方財政は強化されねばならぬ。現行の配付税及び補助金制度は、よく調査して同じような平衡交付金タイプのものが導入されねばならない。

この六点のほかに、リードの手紙のなかにシャウプ構想に関してさらに注意すべきことが二点ある。その第一点は、一時的な歳入減を被っても、税務官吏も納税者も申告に当たって、とても本気に従いえない現行の課税算定方式の悪循環を廃止せねばならぬというシャウプの信念である。第二点は、シャウプが税制使節団に二つの歳入計画を作

ることを指示しているということである。一つは国と地方の歳入総額が本質的に現行と同じであり、もう一つは減税が望ましい事態になったときのその配分を考えたものである。

「勧告」の作成は実際的には、八月中旬には完了していた。と同時にシャウプ一行の離日の日程もこのとき検討されだしている。経済科学局の内部資料であった "ESS Tax Bulletin," Vol. 1, No. 2, August 13, 1949 が、この間の事情を次のように記載している。[3]

シャウプ税制使節団は、その調査を完了し、今月の後半に日本税制に関し勧告をおこなうであろう。シャウプ博士とその一行は一人だけ除いて、八月二七日あるいはその頃に離日する予定である。

このような予定は、日本側にも伝えられていたようである。宮沢喜一は八月一五日付のドッジ宛の私信で、「目下、われわれの関心の焦点は一〇日間ほどで公表されるシャウプ博士の勧告にある」と述べている。[4]

「勧告」の一般への公表に先立ってその内容はすべて司令部内部の各部局で検討され一応の同意をえている。この事実は八月二四日付の司令部の次の一文によって裏付けられている。[5]

この報告（シャウプ勧告――引用者）は、一九四九年七月二九日及び八月一二日の私（シャウプ――引用者）のメモで述べたものに付け加えて、われわれの税制使節団が到達した結論の要約である。すべての結論は、司令部内部の関連のある部局でチェックをうけ、すべての主要な論点で本質的な同意をえた。

かくしてこのような準備、また日本側の種々な期待を担って、八月二六日のシャウプの記者会見という形で「勧告」の一端が公表された。

二　「勧告」の「概要」の発表

シャウプ使節団の「第一次報告書」、いわゆる「勧告」は、三つの段階に分けて公表されている。第一が八月二六日のシャウプの記者会見による「勧告」の「概要」である。第二が「勧告」の本文をなすもので九月一五日に発表されている。さらに第三として、本文の「附録」が一〇月三日に追加されている。

第一の「概要」は、九月一五日に全文が発表された『シャウプ使節団日本税制報告書』の全四巻からなる勧告書の要旨を説明したものである。膨大な勧告書の要約として利用価値が高いので、シャウプ博士談として大蔵省でまとめた「税制使節団の勧告の概要について」[6]（二四年八月二六日）を巻末資料に加えることにする。この冒頭、発表予定の「勧告」は四つの一般的な問題について検討したことが予告されている。

次の四点である。

(1) 二五年度の税収総額及びその国と地方間の配分
(2) 税制全体における構造の主要な改正
(3) 個々の租税の改正
(4) 税務行政上、考慮すべき点

このような個々の諸問題については、あとでより詳細に内容を検討するが、各租税についての改正のおもな要点をまとめると次のようになる。

(1) 所得税　最高税率は現行の八五%から五五%へ大幅に引き下げられ、勤労控除が現行の二五%から一〇%になり事業所得者との負担の公正が図られた。また勤労所得、事業所得ともに二四年度から一部、改正が実施される。
(2) 法人税　超過所得税は来年一月から廃止、また清算所得税は来年四月から廃止される。配当に対する二〇%の源泉課税も廃止される。
(3) 企業資産の再評価　資産再評価は法人、個人ともに行ない、六%の再評価益税を課する。
(4) 織物消費税　来年三月一日から廃止する。
(5) 酒税　さる四月の軽減以前の旧率まで引き上げ、本年度六五〇億円に対し来年度八〇〇億円以上を見込む。
(6) 取引高税　来年度経費が四五〇〇億円以下に縮小される場合に限り廃止する。
(7) 地方税　現行制度で府県と市町村が七種類の主要な税目を分配しあっているのを、府県では住民税、地租、家屋税をやめてこの代りに新事業税を創設、市町村では住民税、地租、家屋税を中心とする。
(8) 不動産取得税（地方税）　来年度から廃止する。
(9) 新税　国税では富裕税、地方税では従来の事業税に代わる付加価値を課税標準とする新事業税を創設する。

この「概要」を発表したあと、記者団の質問に答えて、シャウプはこの税制改正の目的を次の五点にまとめている。[7]

(1) 勧告において九原則に沿う経済安定の確保を図り、税の総額を減少するよりも総税額の調整に重点がおかれた。

(2)　向こう数ヵ年安定する長い目からみて日本に有利と思われる諸制度を採択した。
(3)　税制の不正、不公平を除去することに重点がおかれた。
(4)　地方税収の実質的な増加に重点がおかれ、これに伴う国税の縮小も勧告された。
(5)　税務行政、税法、とくに税務官吏の質、税に関する訴訟手続の改善などが勧告された。

勧告案の提案はよりよい税制を生み出すよう刺激を与えるためであり、勧告案の公開と同時に日本国民の間に自由にして全面的な討議が行なわれることを私は希望する。

このシャウプのまとめから、「勧告」の精神といったものがうかがえる。

この五つの項目のうち、シャウプはどの点を最も重視したのであろうか。いずれも「勧告」の基礎的な目的を述べただけに、優劣をつけるのは困難かもしれない。しかしこのなかでもどこに最重点の項目があったかがわかれば、「シャウプ勧告」の性格がおのずからより明確になってこよう。この件に関し、シャウプは都留重人とのある新聞紙上の対談において、第三点に大きな注目を寄せていることを述べている。つまり会談のしめくくりとして、「使節団の根本的なねらい」として両者の間に次のごときやりとりがある。(8)

都留氏　さて最後にあなたが今度の研究を御指導になつた根本的な目的なり政策のねらいなりをうかがいたい、この二、三週間はいろいろな反響の発表を見るだろう、また将来日本の経済事情も変つて来るわけだが、あなたの勧告は今後数年間は変える必要はないようにというねらいで作られたものと思う、そこで新しい事態を前にあらゆる問題が出て来ることと思うが、その際シャウプ使節団のねらいとした根本の目的または政策はなんであつたかということが繰返し問題になると思う、私はあなたの記者団会見に出席して、あなたが使節団の基礎的な目的を列挙されたのをきいた、五つほど挙げておられたが、そのなかでもあなたが達成を期せられる最も重要な目標はなにか

シャウプ博士　一つの目的だけを特に選ぶことはしたくないのだが、試みにやつてみるならそれは公平すなわち負担を公平にするということだ、これがいかなる税制使節団にとつても使節団の最大の仕事だ、しかもこれはきわめて複雑な、困難な問題である、それにはかくれた不公平を探さねばならず、外見もつともらしく見える多くの提案に対して「否」と答えねばならない、そこでわれわれは何人も特定のグループのためを目的としたものだと評することのできないような制度を考案することに努力した、それは公平の問題であるが、同時によき行政なくしてはそれを実現することは不可能であることをつけ加えねばならない

この「シャウプ勧告」の「概要」の発表は、一般にどのように受け入れられたであろうか。このときの状況を翌二七日の新聞で、都留重人がたくみな比喩をもちいて次のように描写している。(9)

料理はついに台所から食卓にはこばれた。国民のたれもが首を長くして待つていたシャウプ税制使節団の報告は、とりあえずそのあらましが昨日公けにされたのである。台所で調理が行われている途中で、台所をのぞいた人はほとんどなかつたということだ。ただ、ありとあらゆる方面から、スープを作るならこれだけの塩を入れてほしいとか、シチューにはこれだけの砂糖を入れてほしいとか、日本人なのだからしよう油の味がついていなければ喜ばれないだろうとかいう申入れは、ひつきりなしにあつたらしい。シャウプ博士等はこれらの申入れに対して辛抱づよく耳をかすと同時に、みずからも時折台所の外に出て、日本人の現に食べているものを試食することにもつとめられたという。このようにして、ほぼ三ヵ月余りかかつて出来上つた料理を前にしてわれわれは、もしたとえそれになにがしかの異国フレーヴアーが感じられるとしても、先ず博士らの真しな（時として余りにも真しな！）尽力に謝意を表し、その成果を手がかりとして次の進歩の段階へと足をふみだすことに心がけるべきであろう。

「概要」に対するアメリカ側の反応はどうであったろうか。ステファン Audley Stephan のドッジ宛の私信に、次のごときコメントがある。(10)

(1) シャウプ使節団は二五年度の税収総額を決定すべき立場にないと言明しつつ、五、七六〇億円を見込んでいる。このように税収総額を決めてしまうことは、国会でより少い額の予算を提案することを困難にしてしまう。

(2) 〃かなり〃の減税をみとめると同時に、現在の規模以上の予算を設定しており、明らかに勧告には不一致がみられる。

(3) モスの立場は混乱している。彼はわれわれと議論したとき、明年度の所得税を三、一〇〇億円にするという立場に同調していた。元来減税に好意的であったことから、その後減税にふみきる態度にかわっている（勧告では、二、九〇〇億円）。モスは、減税の方向でシャウプを説得したにちがいない。

(4) 所得税の最高税率五五％に反対しないが、富裕税が受入れられるという条件においてのみ税率が引き下げられるべきである。富裕税に反対する立場ではないが、帳簿の不備から個人の納税者の正味資産を算定するのに行政上の問題がかなり大きいことを了解すべきである。

(5) 私の全般的な印象は、ドッジ使節団による均衡予算がまもなく終りになるだろうという危惧である。

ドッジはこの「シャウプ勧告」の内容をどのように評価していたのであろうか。日本で「勧告」の全文が公表される以前の九月一二日付のモス宛の私信で、ドッジは次のような感想を述べている。[11]

勧告の様々な細目についていくつかの議論があるとしても、シャウプ博士及びその一行がきわめて建設的な仕事をしたということに、私自身なんの疑いももっていない。課税に関しての私の非情な公的な立場にもかかわらず、ある調整が役に立ちかつ必要であるといつも信じていた。

さらにこの私信のなかで、「勧告」の「概要」が発表された段階でのアメリカ側の関心事を次のごとく述べている。[12]

ワシントンの当局者の間で、関心のある二つの問題がある。第一は勧告がもし完全に採用されるなら、インフレ的になる傾向があるかどうかということである。第二は日本の政治家が、勧告にしたがって減税を実施するため特別国会を提唱するという噂

である。

ワシントンを通じて私は、あとの可能性と何が提案されるかについてできる限りの情報を得るように、R・リードに電報をうってある。……租税構造の本質的な修正はどれも、本年度予算の明確な結果と来年度のはっきりした見通しにのみ基礎を置きうるということでなければならない、というのがわれわれの立場であると思う。

とくに引用したこの一文の最後の数行は重要である。アメリカ側としては、決して短期的な視点から安易な減税政策を望んではいない。減税を二四年度予算の施行および二五年度予算の編成との関連で位置づけるべきであるというのが基本的な見解であった。換言すれば「勧告」発表がすぐさま減税実施と直接に結びつかないというものであった。

三　第一次「勧告」の発表

シャウプの第一次「勧告」の本文は、九月一五日に発表された。[13] これはすでに八月二六日に発表されていた「概要」に、より詳細な具体的な点を付加したものである。発表直後の受け取られ方は、きわめて好意的なものであった。次のごとき一文を、[14]「シャウプ勧告」に対する当時の一般的な評価とみなすことができよう。

税制改正に関するシャウプ使節団の勧告全文が発表されて、われわれは改めて調査の綿密、推論の厳正なことに驚かざるを得ない。勧告の個々について、あるいは全体の立場について賛成し得ない人も、勧告がきわめて良心的に、集め得る限りの資料と事実の上に作られたものであることは認めざるを得ないであろう。もっともその資料には必ずしも全面的に受入れ難いものもある。しかしそれは主としてわが国の官庁統計の不備によるものであって、シャウプ博士も統計に大きな誤りがあれば勧告の内容に修正の必要あることを否定していない。したがってそうした点は一応考慮に入れねばならないが、それにしても勧告はまだ日

本人自身によって作られたことのないほど立派な日本租税制度論をなしているといえよう。

「シャウプ勧告」を日本政府に伝達するにあたって、マッカーサーは吉田首相に個人的書簡を送り、「勧告」に示された広範囲な原則や目標が税制改革に具体化されることを希望し、かつできるだけ迅速に仕事にとりかかることを要望している。「マッカーサー書簡」の全文は、次のようなものであった。[15]

私はここにシャウプ博士ら使節団一行の手に成る日本税制に関する報告書を伝達する。一行は私の招請により一層公平な税制樹立に資するための勧告書を提出する目的で、日本の現行税制につき包括的な調査を行うために来日したものである。一行はあらゆる方面の納税者と会って話したり、種々異る事業や農業経営の多数について研究するなど四ヵ月にわたり鋭意調査を遂げた結果、大部の勧告書を生み出した。これは全体として採上げれば日本の中央と地方政府の財政の基礎を健全なものにし得る内容を持っている。

私は日本国民にできるだけ早く健全な財政制度の恩恵を及ぼすため日本政府がシャウプ勧告に示された広範囲な原則と目標を実施に移すのに適当な計画を関係予算や安定諸計画と同時に国会で審議するのに十分の時間があるように作成し得るものと信ずる。

これに対し吉田首相は、すぐにマッカーサー宛の返書を送り、一七日付でその内容が公表されている。このときの「吉田返書」の全文[16]は、次のとおりである。

連合軍総司令官殿、昨日の閣下よりの御書簡ならびにカール・シャウプ博士とその使節団員の手に成る日本税制に関する報告書は確かに受領致しました。該報告書は実に日本財政史上に一新紀元を画する記念塔となるべき大文であります。私は書中の勧告は抽出的に採択されるべきではなく、これを全体として採入れて初めてシャウプ博士の意図されるがごとき合理的にして公正なる税制の基礎たり得るものなることを十分に了承しております。ゆえに政府はこの事実を念頭に置いて報告書を検討した上、

妥当なる税制案を作成し、これを来る国会に提出する所存であります。この機会に私は政府に代りシャウプ使節団の甚大なる御苦労に対し、かつ閣下がわが国民福祉のために絶えず賜わる御配慮に対して深厚なる謝意を表します。

このマッカーサーと吉田首相の書簡発表に当たって、当時の増田官房長官が官房長官談を次のように発表した。[17]この一文は、「シャウプ勧告」をどう受け入れるかについての日本政府の態度を表明している。

政府はシャウプ勧告を全体として採入れ合理的、公正な税制を確立する強い決心を持つものである、このため来るべき国会に必要な税制諸法案ならびに予算案の措置について着々準備を進めている、この予算において政府は総合予算による真の均衡をあくまで堅持し経済の安定を確保するとともにでき得る限り財政規模の圧縮、価格調整費の大幅削減、冗費の節約などを図り、かくしてねん出した財源をもつて現下緊要なる施策に充当するとともにでき得る限り多額の租税負担の軽減を行うことを期している

一方、この一連の事柄について記者団と会見した池田蔵相の当時の見解は、かなり勧告を自由に解釈するもので、いわば「勧告」の「含み」を強調するものであった。その記者会見の内容は次の五点にしぼられている。[18]

一、シャウプ勧告は一つの基準でありゆとりがあるものと解釈する、この線に沿つて税制改革を行うが、細目の減税額は合理化を貫いた歳出額によつてきめる、したがつてシャウプ勧告以上の減税可能といういままでの考え方を修正する必要はない、歳出のワクの中でシャウプ案に副つて税制改正を行うのであつて細目の調整はできる、財源が出れば減税、公共事業費、債務償還などに振当てるが、どれに重点をおくかは額によつて決る

一、シャウプ勧告の数字は不動のものでない。たとえば国民所得の計算の基礎も勧告は廿五年度は廿三年度の六五%増を見込んでいるが、これも問題点の一つである、したがつて減税額も二百億円という数字は動くものと考えられる、明年度予算の歳出額は六千億円にしたい、このほか前年度剰余金の半額（二百十五億円）を国債償還費に計上する、剰余金四百卅億円を財政法

を改正して減税に充てるという考えは全然持つていない。それほど財源には困つていない。

一、災害費の全額国庫負担は明年度予算で勧告通り実現する

一、一般平衡交付金は予算のカギとなるが、千二百五十億円は妥当なところであろう、地方税では府県税となる新事業税、市町村の不動産税（地租、家屋税）の立案、徴税技術などは非常にむずかしい問題となるだろう

一、外債償還は外貨の関係で実際の支払はできないが、予算面に計上して支払の財政上の用意をあきらかにする必要がある

この会見のなかで池田蔵相は、「勧告」で示されている以上に減税が可能であることを示唆している。「勧告」に減税が大幅にもりこまれることを期待していた日本側にとって、このような解釈は当然のことといえよう。

このような池田蔵相の見解に対して、九月一六日付の『毎日新聞』の社説は、次のような痛烈な批判を加えている。

池田蔵相は非常に減税が好きのようである。この勧告に対しても、減税は最低限を示されたもので、蔵相の腕で歳出を削ることが出来れば、勧告以上の減税をしても構わない、と当初考えていたといわれる。ところが最近に伝えられた有力意見は「勧告は本年度及び明年度において可能な減税の最高限を示したものである」という。微妙なことであるから深くせんさくすることはしないが、民自党政府がこだわつていると思われる減税主義にはいい薬である。勧告に示された以上の減税をやつたのはオレの手柄だというようなことは、余程つつしまなくてはならない。成るほど自然に減税ができればそれに越したことはない。しかし勧告もいつている通り、国民所得との割合において、日本の税が米英に比べて、低いのか高いのかの判定は出来ないのである。高過ぎるという結論も出ないが、低過ぎるという考えもいけない、といつている。とすれば不公正でさえなければ、必ずしも減税ということにこだわるべきではない。現に納税者のうちには、税を低めることより、治山治水、道路の改修や六三制の完成の方が先決だという意見もある。いま、九原則によつて日本が強いられているのは耐乏生活である。減税は必ず何かの形で生活水

準の引上げになる。それが深い検討なしで、一党派の公約という政治のかけひきで決めらるべきものとは思わない。

「勧告」の池田解釈が必ずしも、日本の世論にとっても全面的に是認されていたものでないことが理解されよう。一方において池田蔵相にこのような解釈をとらせた背景は、当時十分に存在していた。これまでの検討した結果からも、これは明らかな点である。しかしながら従来の経過からも容易に予想されるように、「勧告」と減税の関連についてアメリカ側は実に冷淡であった。一九四六年に来日したとき、木村元一[19]の「シャウプ使節団に対するわが国官民の期待は、きわめて大なるものがあった。その期待が余りにも大きかっただけに、勧告の結果、国税、地方税を通じての税負担が余り変わらないことを知った時のわが国官民は失望した」という指摘に対して、シャウプはこう答えている。[20]

木村教授によれば、シャウプ使節団に対する日本側の期待、特に減税への期待が余りに大きく、結果的にこれが失望につながったとの事であったがこれは誤解である。使節団長として来日する前、内国歳入課のモス氏と、また来日後マッカーサー司令部と話し合ったさいにも減税をするというような了解は全くなかった。ただ、日本に適合する新しい税制構造を打ち出すこと、その理由づけと執行上の配慮をどうするかということが我々使節団の仕事であった。……勿論総体としての租税負担率に全く考慮を払わなかったわけではないが、少くともそれは主要なテーマではなかった。

減税が「主要テーマではなかった」というシャウプの説明は、当時のアメリカ関係者の間を往復したいくつかの資料によって裏付けられる。すでに述べたように、ドッジは減税のための特別国会がとくに開催されることに異常な関心を払っている。つまり日本の政治家が、シャウプ勧告を減税の手段のために悪用しないかという心配である。九月一五日付のステファンのドッジ宛の私信[21]のなかで、ドッジに次のようなことを書き送っている。

貴方が特別国会に関してある措置を講じたと知って喜んでいる。それは全く〝単なる政治的な宥和政策〟にすぎないと思うが、しかしそうでないとは確信できない。

そしてとくに期限を区切って実施を勧告している農民、小事業者への勤労所得控除一五%の成行きを心配している。つまりステファンは、「勧告」の「概要」に述べられている次の叙述に注目すべきことを強調している。[22]

このことは事実、今年の残りつまり一九四九年一〇月一日から一二月三一日までの期間について勧告されているものである。

「勧告」で減税というとき、このように限定つきで認めているという点の指摘である。日本政府がこの限定を軽視して減税の幅を拡大させることを恐れているわけである。

日本側が「シャウプ勧告」のなかで、減税をとくにクローズ・アップすることはアメリカ側にとって非常に不満でありかつ心配の種であった。シャウプ使節団の一員であったJ・コーエンが、九月二〇日付のドッジへの私信で次のごとき報告を行なっている。[23]

貴方は信頼のおけないかつ根拠の乏しいいくつかの報道に、驚いたかもしれない。報道自体また二六日におこなわれると了解しているシャウプ教授との対談でわかるように、今年はほんの小規模の減税のみを認めただけであった。来年の減税勧告は、一、〇〇〇億円の価格補給金の削減と結びついていた。国税は六〇〇億円だけ削減されるはずである。もし実際に一、〇〇〇億円の価格補給金が削減されるなら、取引高税（四五〇億円と見積）が廃止される。かくして一つのものが他のものと均衡するが、しかし地方税は四〇〇億円の増税となる……。マーカットとモスは特にこの使節団の勧告のみを日本人が実行するのを認めるだけで、使節団が勧告した額を超えて減税することはないと考えねばならない。

彼等は貴方とシャウプ教授の勧告を共に、文字通り非常な熱意をもって実行すると思う。そして彼等も貴方たちもいずれもお互に不一致が生じるとは思わない。

一貫してアメリカ側が主張している点は、「ドッジ・ライン」以降とってきた経済政策のなかで「シャウプ勧告」を位置づけるべきだという点である。とくに日本にとって有利な個所のみを「勧告」の中から取り出して、政治的に利用されることを心配していた。この視点からすると、先の「マッカーサー書簡」で最も強く指摘されている点は、「シャウプ勧告」にもとづく税制改正を予算運営ならびに経済一般の状況の枠内で行なうべきだということである。

この点に関して九月二三日付の手紙で、モスはドッジに注意を換起している。[24]「マッカーサー書簡」および「吉田返書」の二文書を掲載した九月一八日付の『ニッポン・タイムス』を同封して、「書簡」の言葉づかいからその真の意図を次のごとく指摘している。まず問題の個所を『朝日新聞』の先の訳にしたがって再記しよう[25]（傍点モス）。

私は……日本政府が……広範囲な原則と目標を実施に移すのに適当な計画を関係予算や安定諸計画と同時に国会で審議するのに十分の時間があるように作成し得るものと信ずる。

アメリカ側の立場からすれば、このモスの傍点で明らかなように税制改正を本年度および来年度の予算の遂行の編成それに安定計画と関連づけて行なうべきであるということである。「マッカーサー書簡」から引用した個所は、まさにこの立場を強調している。ところがこの立場は、減税を公約としてかかげていた日本の政治家にとって歓迎されざるものになる。

この点に関連して、さらにモスはドッジにこう書きおくっている。[26]

租税計画を予算全体の必要な要件と関連づけるのが絶対に必要であることを、ここで私ほど認めている者はいないということを付け加えておきたい。この春の貴方の訪日中に設けた健全財政の基盤がなかったなら、租税問題の解決にとって合理的な方法は一つも可能ではなかったろうという意見を、私はシャウプ博士に折にふれ伝えていた。

このようなモスの報告に対して、折りかえしドッジも同じような見解を返信のなかで述べている。[27]

勿論、政治家がシャウプ報告を自分達の無茶な政治的な約束を果すための道具とみなすことは、予期せねばならぬことであった。それは本年度予算の結果及び来年度予算の編成に直接関係して考えられている計画のほんの一部にすぎないということを知ってよろこばしい。

四　世論の動向

一連の「シャウプ勧告」の発表は、わが国で一般にどのように受けとめられたであろうか。まず「勧告」全般に対する反響を、「概要」発表直後の主要ないくつかの新聞の社説の論調に求めてみよう。以下、八月二七日付各紙の論旨をごく簡単にまとめたものである。

最初に三大新聞を取り上げてみよう。

『朝日新聞』

勧告案の主眼とする処は、ドッジ・ラインの線に沿う安定政策であり、税制の合理化と、財源の確保にあって、減税は第二義的なものとなっている。

『読売新聞』

(1)　最高所得階層三十万円、法人税における超過所得の廃止、再評価課税六%等資本蓄積に重点をおいて居り、ドッジ・ラインの財政的表現である。

(2)　勧告案は、減税案としては、国民の期待と大分離れている。思い切って歳出の削減をなし税負担の軽減を図るべし。

『毎日新聞』

ドッジ・ラインを前提とすれば此の改革は極めて適切な案である。

次に二つの経済専門紙の論調をみてみよう。

『産業経済新聞』

国民一般の手放し的対減税期待感は裏切られた。しかし勧告はドッジ・ラインに沿う手堅いテキスト的案と思う。

『日本経済新聞』

(1)　最初に忘れてはならぬことは個々の問題を抜き出して論ずることは誤りで他の租税との関連において把えること。

(2)　根本的な前提はドッジ安定計画である。従って税負担を軽減するにはまず財政を圧縮することが必要である。勧告案の額は税収の側からみた最大限度である。

これら五つの社説の論調は若干のニュアンスの差はあるが、共通して次の二点を強調している。

(1)　シャウプ勧告は、基本的にはドッジ・ラインの延長上にあること。

(2)　したがって減税は第二義的な取扱いをうけ、国民の期待は大いに裏切られた。

これがシャウプ勧告に接したときのわが国の一般的な印象といえよう。

さらに当時、シャウプ使節団の顧問をしていた永田清、井藤半彌、それに都留重人は、「勧告」に対してどのような感想をもったであろうか。まず永田清は、要約すると次のごとき見解を『時事新報』によせている。[28]

(1)　財政学で大いに問題になっていることや現在のアメリカ税制についての新しい問題点などを日本の税制改革において解決しようとする狙いがあり期待はある程度まで達せられた。法人重課の弊を一掃したことはアメリカ税制より一歩先んじた。

(2)　経済安定、国民生活に税制を結びつけ、地方税に重点をおいたことは立派に筋が通っている。

この見解に従えばかなり評価が高い。井藤半彌[29]は、

(1) インフレーションによる税制の歪曲を正した（所得税率の引下げ、基礎控除、扶養控除の引上げ、法人の資産再評価等）。
(2) 直接税中心主義をとった。
(3) 生産の復興をはかった。

と「勧告」の特徴をとくに三点にしぼっている。一方、都留重人の印象は、次のようである。[30]

(1) 減税して余剰購買力を国民一人々々の手にゆだねるよりは、政府が長期の国家的課題を洞察して賢明にその利用をきめた方がよい、という考えを基礎としているのかも知れない。
(2) 重点は所得税であり、かつ直接税移行主義である。
(3) 文字通り実行されれば従来より一層合理的になろう。
(4) 基礎資料が誤っていても改革の趣旨は守られるべきである。

とくに、第一点の小規模な減税に対する解釈はおもしろい。

国会において「シャウプ勧告」の審議を直接に行なう責任を負った政党から、与党の民主自由党、野党の社会党の見解を引用しておこう。このために大蔵省でとりまとめたと思われる「シャウプ勧告案の反響」なる文書[31]が利用できる。

民主自由党

負担の軽減、法人税の改正、地方財政の基礎を確立する等の公約は大部分実現しえた。

社会党

(1) 予算のワクの中にあったため思い切った改革が出来ず、失望せざるをえない。

(2) 一千億円程度の軽減はぜひ必要であり、またできると思う。
(3) 結論として吉田内閣の税制改革には徹底的に反対する。

「シャウプ勧告」の発表に際して、アメリカのマスコミも一応の報道は行なっている。しかし外国の税制改正だけに当然のことながら内容の簡単な紹介にとどまっているだけで、アメリカの立場からのコメントはほとんどない。たとえば、『ニューズ・ウィーク』（一九四九年九月五日号）にでた次の一文など一つのおもしろい見方を伝えている。[32]

この春、アメリカ合衆国は税制を改正するためコロンビア大学のC・S・シャウプ博士を団長とする使節団を派遣した。日本人は占領軍があとおしをした他の諸改革のように、これもまったく日本の状況に合致しないだろうという恐れをかくさなかった。先週、使節団は実際上すべての人々を喜ばせる税制プログラムを提出して東京を驚かせた。
しかし「すべての人々を喜ばせる」ものであったかどうかは、明らかに疑問である。

(1) 『税務情報』一九一号、昭和二四年七月二三日。
(2) Ralph W. E. Reid, Letter to Joseph M. Dodge, August 8, 1949（大蔵省資料Z七一一―六「ドッジ・ペーパー」(6)。
(3) ESS, Tax Bulletin, Vol. 1, No. 2, August 13, 1949（大蔵省資料Z七〇三―六「スートランド文書」、租税政策、一九四六―五二年）。
(4) K. Miyazawa, Letter to Joseph M. Dodge, August 15, 1949（大蔵省資料Z七一一―六「ドッジ・ペーパー」(6)。
(5) SCAP, Message signed by Carl S. Shoup, Department of Army for West, August 24, 1949（大蔵省資料Z七一一―二〇「ドッジ・ペーパー」(20)。
(6) 大蔵省資料Z五〇四―六。
(7) 『朝日新聞』昭和二四年八月二七日。
(8) 「シャウプ博士・都留教授、税革対談」（『日本経済新聞』、昭和二四年八月二八日）。
(9) 『毎日新聞』昭和二四年八月二七日。

(10) Audley Stephan, Letter to Joseph M. Dodge, September 16, 1949 (大蔵省資料Z七一一一六「ドッジ・ペーパー⑥)。
(11) Joseph M. Dodge, Letter to L. M. Moss, September 12, 1949 (大蔵省資料Z五七一一一六「ドッジ・ペーパー⑥)。
(12) *Ibid.*
(13) The Shoup Mission, *Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission,* Vol. 1—4, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, Japan, September 1949 (シャウプ使節団『日本税制報告書』第一～四巻，昭和二四年)。
(14) 『日本経済新聞』昭和二四年九月一六日。
(15) 「吉田首相くのマッカーサー書簡」(ただし『朝日新聞』昭和二四年九月一八日による)。
(16) 「吉田返書」(『朝日新聞』昭和二四年九月一八日)。
(17) 『朝日新聞』昭和二四年九月一八日。
(18) 同前。
(19) 木村元一「戦後日本税制の変遷について」(大蔵省主税局「シャウプ博士・サリー教授講演等要旨」，昭和四七年一一月)。
(20) 同前。
(21) A. Stephan, Letter to J. M. Dodge, September 16, 1949 (大蔵省資料Z七一一一六「ドッジ・ペーパー⑥)。
(22) Carl S. Shoup, CIE Press Conference on Summary of Recommendation of Tax Mission, August 26, 1949, (大蔵省資料Z七一一一二〇「ドッジ・ペーパー」⑳)。
(23) Jerome Cohen, Letter to J. M. Dodge, September 20, 1949 (大蔵省資料Z七一一一六「ドッジ・ペーパー」⑥)。
(24) L. M. Moss, Letter to J. M. Dodge, September 23, 1949 (大蔵省資料Z七一一一六「ドッジ・ペーパー」⑥)。
(25) 「吉田首相くのマッカーサー書簡」(『朝日新聞』昭和二四年九月一八日)。
(26) L. M. Moss, *op. cit.*
(27) J. M. Dodge, Letter to L. M. Moss, September 30, 1949 (大蔵省資料Z七一一一六「ドッジ・ペーパー」⑥)。
(28) 『時事新報』昭和二四年八月二七日。
(29) 『読売新聞』昭和二四年八月二七日。

(30) 『毎日新聞』昭和二四年八月二七日。
(31) 大蔵省資料Z五〇四一六。
(32) *News Week*, September 5, 1949.

付属資料

目次

I 法令

一 臨時財産調査令……五一四
二 所得税法中改正等ノ件（昭和二十一年勅令第百二十八号）……五一六
三 租税特別措置法……五一七
四 戦時補償特別措置法……五二一
五 財産税法……五三七
六 増加所得税法……五五五
七 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）……五五八
八 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）……五八〇
九 相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）……五九一
一〇 非戦災者特別税法……六〇八
一一 取引高税法……六一〇

II 諸資料

一 手形税法案要綱……六二三
二 生産税（仮称）の創設に関する問題点……六二五
三 「取引高税法」を廃止し、生産税、迎送税、保険税及びサービス税（いずれも仮称）創設に関する研究（抄）……六二六
四 生産税法案要綱……六二七
五 租税問題に関するシャウプの記者会見（昭二四・五・一九）……六三八
六 池田大蔵大臣からシャウプ博士宛の書簡……六四〇
七 大蔵大臣池田勇人覚書（昭二四・七・二）……六四六
八 税制使節団の勧告の概要について（シャウプ談）（昭二四・八・二六）……六四八
主要税法施行期間一覧……巻末

I 法令

凡例

1 件名・題名は『法令全書』によった。
2 かっこ内は公布年月日と法令番号であり、「法」は法律、「勅」は勅令を示す。
3 法律の目次と見出し、法律改正、勅令の制定文はすべて省略した。
4 改行・字下げは原則として『法令全書』によった。
5 法令の沿革等については「資料編」所収の法令索引を参照されたい。

一 臨時財産調査令（昭二〇・二・一七 勅八五）

第一条 本令ハ戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トスル新税ノ創設及確保ニ資スル為命令ヲ以テ定ムル時期（以下調査時期ト称ス）ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス

第二条 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産ニ関スル事項ヲ所轄税務署ニ申告スベシ

一 預金、貯金其ノ他此等ニ準ズル債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
二 公債、社債、株式其ノ他此等ニ準ズル財産ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
三 手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
四 投資信託ノ受益権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
五 前各号ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財産

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者（其ノ者ガ法人ナルトキハ当該法人ノ代表者及支配人其ノ他ノ代理人）ガ調査時期ニ於テ本州、北海道、四国、九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ附属島嶼ニ住所及居所ヲ有セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル者又ハ当該財産ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ為スベシ

当該有価証券其ノ他当該財産ヲ証スル書面ヲ保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ニ代リテ第一項ノ申告ヲ為スコトヲ得

第三条 調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲グル契約ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ契約者又ハ郵便年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該契約ニ関スル事項ヲ所轄税務署ニ申告スベシ

一 生命保険契約
二 金銭信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又ハ有価証券信託契約
三 無尽契約
四 郵便年金契約

前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四条 日本銀行券預入令第二条第一項ノ規定ニ依ル預金、貯金又ハ金銭信託ヲ為サントスル者及同条第二項ノ規定ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該預金、

貯金、金銭信託又ハ支払請求ニ関スル事項ヲ所轄税務署ニ申告スベシ

第二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五条 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於ケル財産目録、貸借対照表、動産及債権債務ニ関スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

第六条 命令ヲ以テ定ムル事業ヲ為ス個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於テ其ノ事業ニ関シテ有スル動産及債権債務ニ関スル事項ヲ所轄税務署ニ申告スベシ

第七条 第二条又ハ第三条ノ申告ヲ為サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該有価証券其ノ他当該財産又ハ契約ヲ証スル書面ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

第八条 第二条又ハ第三条ノ申告アリタルトキハ政府ハ当該財産又ハ契約ニ付申告アリタルコトヲ証スル為必要ナル措置ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リ提出セラレタル当該有価証券其ノ他当該財産又ハ契約ヲ証スル書面ニ政府ノ発行スル証紙ヲ貼附シ之ニ契印スルノ方法其ノ他命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ之ヲ為ス

第九条 第二条又ハ第三条ノ申告ヲ為スベキ財産又ハ契約ニシテ申告ノ為サレザルモノニ付テハ命令ヲ以テ其ノ効力ノ制限又ハ処分ノ制限若ハ禁止ニ関シ必要ナル定ヲ為スコトヲ得

前項ニ規定スル財産及同項ニ規定スル契約ニ基キ契約者、生命保険金若ハ郵便年金ノ受取人又ハ信託ノ受益者ノ有スル権利ハ法律ノ定ムル所ニ依リ之ヲ国庫ニ帰属セシムルモノトス

第十条 第四条ノ申告ナキ場合ニ於テハ日本銀行券預入令ニ規定スル金融機関ハ同令第二条ニ規定スル預金、貯金若ハ金銭信託ノ受入又ハ日本銀行券ニ依ル支払ヲ為スコトヲ得ズ

第十一条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ第五条ノ規定ニ依リ書類ノ提出ヲ為スベキ義務アル法人又ハ第六条ノ申告ヲ為スベキ義務アル個人ニ質問ヲ為シ又ハ当該事業ニ関スル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十二条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ第二条乃至第四条、第七条及第八条ニ規定スル事項ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ取扱ヲ為ス法人ノ当該事務ニ従事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第十三条 行使ノ目的ヲ以テ第八条第二項ニ規定スル証紙ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

偽造ノ証紙ヲ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ偽造ノ証紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者又ハ第八条第二項ニ規定スル証紙ヲ不正ニ使用シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十四条 第八条ニ規定スル措置ニ関スル事務ニ従事スル者同条第二項又ハ第十二条第一項ノ規定ニ基キ発スル命令ニ違反シテ当該措置ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十五条 第十条ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条　当該官吏其ノ他本令ニ規定スル事項ニ関スル事務ノ取扱ヲ為ス官署若ハ法人ノ当該事務ニ従事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ事務ニ関シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十七条　第十一条ノ規定ニ依ル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第十一条ノ規定ニ依ル税務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

第十八条　第五条ノ規定ニ違反シ当該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ第六条ノ規定ニ違反シ申告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキハ当該法人ノ取締役、理事、清算人若ハ此等ニ準ズル者又ハ当該個人ヲ一万円以下ノ過料ニ処ス

二　所得税法中改正等ノ件（昭二一・三・九　勅一二八）

第一条　所得税法中左ノ通改正ス

第十二条第一項第八号及第九号中「三千円」ヲ「五千円」ニ改ム

十四条第一項中「百五十円」ヲ「三百円」ニ改ム

第十六条第一項中「六百円」ヲ「二千四百円」ニ改ム

第十七条中「四百円」ヲ「千二百円」ニ、「六百円」ヲ「二千四百円」ニ改ム

第十八条中「六百円」ヲ「千八百円」ニ改ム

第二十条第一項中「四百円」ヲ「千二百円」ニ改ム

第二十一条第一項第五中

「二千円以下ノ金額ヲ超ユル金額」ヲ「百分ノ十八」

「四千円以下ノ金額ヲ超ユル金額」ヲ「百分ノ二十三」

「六千円以下ノ金額ヲ超ユル金額」ヲ「百分ノ二十八」

「一万円ヲ超ユル金額」ヲ「百分ノ二十八」ニ、

同条第二項中「六百円」ヲ「千二百円」ニ、同条第六項中「千円」ヲ「二千円」ニ改ム

第二十四条第一項中「二十四円（扶養家族中子五人以上ナルトキハ年三十六円）」ヲ「七十二円」ニ改ム

第二十五条第一項中「二十四円（扶養家族中子五人以上ナルトキハ三十六円）」ヲ「七十二円」ニ改ム

第三十条第一項第五号中「千五百円」ヲ「五千円」ニ改ム

第三十一条　削除

第三十二条　総所得金額一万円以下ナルトキハ綜合所得税ヲ課セズ　戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ

第三十三条第二項中「適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ総所得金額ニ按分シテ各其ノ税額ヲ定ム」ヲ「適用ス」ニ改メ同条ニ左ノ二項ヲ加フ

前二項ノ場合ニ於テ前二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ガ総所得金額（前項ノ場合ニ於テハ合算額）ヨリ一万円ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ前二項ノ規定

ニ依リ算出シタル金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ税額トス

戸主及其ノ同居家族ノ税額ハ前三項ノ規定ニ依リ算出シタル税額ヲ各其ノ総所得金額ニ按分シテ各之ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ税額ニ付亦同ジ

第二条　営業税法中左ノ通改正ス

第十三条中「四百円」ヲ「千二百円」ニ改ム

第三条　遊興飲食税法中左ノ通改正ス

第二条第一項中「百分ノ三百」ヲ「百分ノ百五十」ニ、「百分ノ百二十」及「百分ノ百」ヲ「百分ノ八十」ニ改メ同項第五号乃至第七号ヲ左ノ如ク改ム

五　前各号及第七号以外ノ遊興飲食ノ料金

料金ノ百分ノ五十

六　洋式ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三号ニ該当スル場合ヲ除ク

料金ノ百分ノ四十

七　洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三号ニ該当スル場合ヲ除ク

料金ノ百分ノ四十

一人一泊ノ宿泊ノ料金中命令ヲ以テ定ムル一人一泊ノ料金（以下普通宿泊料ト称ス）ヲ起ユル金額ニ付テハ百分ノ十ヲ加算シタル税率ニ依ル

第三条中「一円五十銭」ヲ「十円」ニ、「三円」ヲ「十二円」ニ、「四円五十銭」ヲ「二十円」ニ改ム

第四条　入場税法中左ノ通改正ス

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

入場税ノ税率左ノ如シ

第一種ノ場所

入場料ガ一人一回三円五十銭未満ノモノ

入場料ノ百分ノ五十

入場料ガ一人一回三円五十銭以上ノモノ

入場料ノ百分ノ百

回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタルモノ

入場料ノ百分ノ百

第二種ノ場所

入場料ノ百分ノ百

第四条第一項中「十九銭」ヲ「五十銭」ニ改ム

第十条第一項中「一円」ヲ「三円五十銭」ニ改ム

第十一条第一項中「十九銭」ヲ「五十銭」ニ改ム

第五条　特別行為税法中左ノ通改正ス

第四条中「二円」ヲ「十五円」ニ、「八十銭」ヲ「三円五十銭」ニ、「五円（染替ニ付テハ十円）」ヲ「三十円」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

不動産所得、甲種及乙種ノ事業所得、乙種ノ勤労所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及個人ノ総所得ニ対スル所得税並ニ個人ノ営業税ニ付テハ昭和二十一年分ヨリ本令ヲ適用ス

三　租税特別措置法（昭二一・九・一　法一五）

第一条　当分の間この法律により、所得税、法人税、特別法人税、営業税及び登録税を、軽減若しくは免除し、又はその課

税標準の計算若しくはその徴収に関する特例を設ける。

第二条　左に掲げる甲種の配当利子所得については、命令の定めるところにより、分類所得税を免除する。

一　明治三十九年法律第三十四号（国債に関する法律）又は社債等登録法により、銀行（日本銀行を除く。）その他命令で定める金融機関の登録した公債又は社債の利子

二　貯蓄銀行法第九条第一項又は昭和十八年法律第四十三号（普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律）第二条第一項の規定により、貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を営む銀行の供託した公債及び社債の利子

三　金融機関に対する金融機関の預金で命令で定めるものの利子

第三条　個人が、法令、法令に基く命令又は行政官庁の指導若しくは斡旋により、木材又は薪炭の増産の必要上、立木の伐採又は譲渡をしたときは、当該立木の伐採又は譲渡に因り生ずる山林の所得から、命令の定めるところにより計算した金額の十分の五を控除して、分類所得税を賦課する。

第四条　個人が、相続税法第十七条ノ二の規定により、相続財産たる不動産又は立木を相続税の物納に充てたときは、命令の定めるところにより、当該不動産又は立木の物納に因り生ずる譲渡所得又は山林の所得から、当該不動産又は立木に課せられた相続税額のうち命令で定める金額に相当する金額を控除して、分類所得税を賦課する。

第五条　個人のその年中の営業の所得金額又は純益金額が、その年分の営業の所得の決定金額又は純益の決定金額に対し、五割以上減少した場合においては、命令の定めるところにより、その年分の当該営業所得に対する所得税及び営業税を左の区分により軽減する。

減少割合が七割以下のとき　　税額の十分の三

減少割合が七割を超えるとき　　税額の十分の六

前項の規定は、個人でその年中の営業の所得金額が五万円以上のものについては、これを適用しない。

前二項の規定は、個人のその年中の乙種の事業所得に該当する所得の金額が、その年分の乙種の事業所得の決定金額に対し、五割以上減少した場合について、これを準用する。

第六条　前条の規定により所得税及び営業税の軽減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は軽減処分が確定するまで税金の徴収を猶予することができる。

第七条　国庫補助金その他これに類する収入で命令で定めるものは、命令の定めるところにより、法人税法による所得及び営業税法による法人の純益の計算上、これを益金に算入しない。

第八条　命令で定める法人の設定した価格平衡資金又は施設補修準備金への繰入金は、命令の定めるところにより、法人税法による所得及び営業税法による純益の計算上、これを損金に算入する。

第九条　法人が額面以上の価額で株式を発行した場合の額面を

超える金額については、命令の定めるところにより、その十分の五に相当する金額を、法人税法による所得及び営業税法による純益の計算上益金に算入しない。

第十条　法人のなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、法人税法による所得及び営業税法による純益又は特別法人税法による剰余金の計算上、これを損金に算入しない。

但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、その一部を損金に算入する。

第十一条　法人の納付した罰金又は科料（通告処分により納付した罰金又は科料に相当する金額を含む。）は、法人税法による所得及び営業税法による純益の計算上、これを損金に算入しない。

第十二条　法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の株式（出資を含む。本条中以下これに同じ。）を、合併後存続する法人又は合併に因り消滅した他の法人が、合併前において取得したときは、命令の定めるところにより、当該株式の取得に要した金額を、合併に因り消滅した法人の株主（社員を含む。）が、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人から合併に因り取得した金銭とみなし、法人税法及び営業税法を適用する。

第十三条　命令で定める法人が、各事業年度分の法人税又は各事業年度分の営業税についてなすべき法人税法第十八条又は営業税法第十五条の申告の期限は、これを毎事業年度の決算が確定した後六十日以内とする。

第十四条　前条に規定する法人は、命令の定めるところにより、各事業年度分の法人税及び営業税を、同条の規定による申告と同時に政府に納付しなければならない。

第十五条　第十三条に規定する法人が、前条の規定による法人税若しくは営業税の納付をしないとき又はその納付した税額が納付すべき税額に対し不足するときは、納付すべき税額又は不足する税額に命令の定めるところにより計算した金額を、命令の定めるところにより、加算してこれを徴収する。

第十六条　納税施設法第七条乃至第九条の規定は、第十三条に規定する法人については、これを適用しない。

第十七条　耕作を目的とする土地（その土地に附属して使用される土地を含む。）について、所有権の交換をした場合においては、交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

前項の規定は、永小作権の交換又は前項の土地の所有権と永小作権との交換をした場合について、これを準用する。

第十八条　左に掲げる事項が、法令、法令に基く命令又は行政官庁の指導若しくは斡旋によりなされる場合においては、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、他の法令に特別の定のある場合を除いては、登録税法にかかはらず左の額による。但し、登録税法により計算した登録税の額が、左の額より少いときはその額による。

一　会社の設立

金銭出資による払込株金額及び金銭を目的とする株金以

外の出資の価格の千分の六と、金銭以外の財産の出資による払込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額

二　会社資本の増加

金銭出資による増資払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と、金銭以外の財産の出資による増資払込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額

三　第二回以後の株金払込

毎回の金銭による払込株金額の千分の六と、金銭以外の財産の出資による払込株金額の千分の一・五との合計額

四　会社の設立、資本増加若しくは第二回以後の株金の払込又は事業の設備若しくは事業の譲受の場合における不動産又は船舶に関する権利の取得

不動産又は船舶の価格の千分の四

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林の所得、譲渡所得及び個人の総所得に対する所得税並びに個人の営業税については、昭和二十二年分から、この法律を適用する。

各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税並びに法人の各事業年度の純益に対する営業税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税及び清算純益に対する営業税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、この法律を適用する。但し、同年八月三十一日までに決算の確定した事業年度分に限り、第十三条中「毎事業年度の決算が確定した後六十日以内」とあるのは、「昭和二十一年十月三十一日まで」と読み替へるものとする。

特別の法人の各事業年度の剰余金に対する特別法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、この法律を適用する。

昭和二十年分以前の乙種の配当利子所得に対する分類所得税、昭和二十一年分以前の甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得及び個人の総所得に対する所得税、個人の昭和二十一年分以前の営業税及び臨時利得税、昭和二十一年分以前の鉱区税、法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の所得及び資本に対する法人税及び純益に対する営業税及び臨時利得税、法人の同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税及び清算純益に対する営業税、特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剰余金に対する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰余金に対する特別法人税及びこの法律施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配当利子所得に対する分類所得税及び登録税の軽減又は免除並びにこれらの租税の課税標準の計算、徴収及びこれらの租税の軽減又は免除に因る納税資格要件の特例に関しては、なほ従前の例による。

四　戦時補償特別措置法（昭二一・一〇・九　法三八）

第一章　総則

第一条　この法律において戦時補償請求権とは、政府に対する請求権及び特定機関（国の施策に協力する法人その他の団体で命令で定めるものをいふ。以下同じ。）に対する請求権（政府の財政的保障のある範囲内のものに限る。）で左に掲げるものをいふ。但し、政府又は特定機関の通常の業務に関して生じた請求権を除く。

一　弁済期が昭和二十年八月十五日以前のもので、同日以前に決済（弁済、代物弁済、相殺又は更改をいふ。以下同じ。）がなかつたもの（一部の決済があつた場合には決済があつた部分を除く。）及び同日以前に企業整備資金措置法第五条に規定する更改による決済の方法（これらに準ずる決済の方法で命令で定めるものを含む。）によつて決済があつたもの（決済のため設定された政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金銭信託その他命令で定める債権について、同日以前に償還、払戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた金額に相当する部分を除く。）

二　弁済期が昭和二十年八月十五日後のもので、同日以前に生じた損害若しくは損失（同日において現に存した契約に関し同日後に生じたものを含む。）又は同日以前になされた給付（同日において現に存した契約に因り、同日後になされたものを含む。）若しくは施設に因るもの

前項の政府とは、国、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体をいふ。

第一項第一号の規定の適用については、政府特殊借入金の債権を銀行に譲渡して命令で定める預金を取得した者の当該預金につき、昭和二十年八月十五日以前に払戻のあつた金額は、これを政府特殊借入金につき同日以前に償還のあつた金額とみなす。

第一項但書の通常の業務に関して生じた請求権の範囲は、命令でこれを定める。

第二条　この法律施行の際現に戦時補償請求権（金銭の給付を目的とするものに限る。以下第六十五条に規定する場合を除く外同じ。）を有し、又はこの法律施行前に戦時補償請求権について決済を受けた者には、この法律により、戦時補償特別税を課する。

第三条　戦時補償特別税は、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体には、これを課さない。

第四条　左に掲げる請求権については、戦時補償特別税を課さない。

一　国債、地方債及び特定機関の発行した債券の請求権

二　死亡又は傷害に関する保険金又は補償金の請求権

三　救恤制度に基き生ずる請求権

四　その他命令で定めるもの

第五条　戦時補償請求権について決済を受けた者について、この法律施行前に相続の開始があつた場合においては、被相続人が戦時補償請求権について受けた決済は、相続人がこれを受けたとみなして、この法律を適用する。

第六条　戦時補償請求権について決済を受けた法人が、この法律施行前に合併に因り消滅した場合においては、合併に因り消滅した法人が戦時補償請求権について受けた決済は、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人が、これを受けたものとみなして、この法律を適用する。

戦時補償請求権について決済を受けた甲法人が、この法律施行前に乙法人となつたときは、甲法人は合併に因り消滅した法人、乙法人は合併に因り設立された法人とみなして、前項の規定を適用する。

戦時補償請求権について決済を受けた法人について、この法律施行前に分割があつた場合においては、命令の定めるところにより、分割に因り消滅した法人が戦時補償請求権について受けた決済は、分割に因り設立された法人が、これを受けたものとみなして、この法律を適用する。

第七条　戦時補償請求権について決済を受けた法人が、この法律施行前に解散に因り消滅した場合においては、その法人から政府特殊借入金（戦時補償請求権の決済のため設定された政府特殊借入金で命令で定めるものをいふ。以下第四十五条及び第六十三条に規定する場合を除く外同じ。）の債権又は特殊預金等（戦時補償請求権の決済のため設定された特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金その他命令で定める債権をいふ。以下同じ。）の譲渡を受けた者が、その譲渡を受けた政府特殊借入金又は特殊預金等の金額の限度において、戦時補償請求権について決済を受けたものとみなして、この法律を適用する。

第二章　課税価格、控除、免除及び税率

第八条　戦時補償特別税は、この法律施行の際現に存する戦時補償請求権の価額又はこの法律施行前に戦時補償請求権について決済のあつた金額を課税価格として、これを賦課する。

この法律施行の際現に存する戦時補償請求権の価額は、請求金額の確定してゐる請求権についてはその金額、請求金額の確定してゐない請求権については権利者の請求しようとする金額の全額による。

前項に規定するものを除く外、戦時補償請求権の価額又は戦時補償請求権について決済のあつた金額の算定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第九条　別表一、別表二又は別表三に掲げる請求権以外の戦時補償請求権については、この法律施行前に決済のあつた金額（企業整備資金措置法第五条に規定する更改による決済の方法によつて決済があつた場合においては、この法律施行前に政府特殊借入金又は特殊預金等について償還、払戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた金額に限る。）は、これを課税価格に算入しない。

第十条　別表一に掲げる請求権については、一請求ごとに一万円が課税価格から控除される。

前項の規定は、別表一第十号に掲げる請求権については、課税価格のうち、この法律施行前に決済がなかつた金額には、これを適用しない。

別表二に掲げる請求権については、左に掲げる金額が課税価格から控除される。

一　納税義務者が個人の場合においては　五万円

二　納税義務者が法人の場合においては　一請求権ごとに　一万円

個人が別表二に掲げる請求権の二以上について戦時補償特別税を課せられる場合においては、その請求権の価額又はその請求権について決済のあつた金額を合算し、その総額について、前項第一号の規定を適用する。

前四項の規定により、課税価格から控除される金額は、各納税義務者につき、その総額が十万円を超えることができない。

前項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

別表三に掲げる請求権については、五万円が課税価格から控除される。

第四項の規定は、個人又は法人が別表三に掲げる請求権の二以上について戦時補償特別税を課せられる場合に、これを準用する。

前二項の規定は、この法律施行の際現に別表一又は別表二に掲げる請求権を有し、又はこの法律施行前に別表一又は別表二に掲げる請求権について決済を受けた者については、第一項乃至第六項の規定による控除金額の総額が五万円以下である場合に限り、これを適用する。この場合における前二項の規定による控除金額は、五万円から第一項乃至第六項の規定による控除金額の総額を控除した金額とする。

第五条又は第六条の場合において、課税価格から控除される金額の算定については、命令で第一項乃至前項の規定に対する特例を定めることができる。

戦時補償請求権の譲渡があつた場合において、課税価格から控除される金額の算定については、第一項乃至第九項の規定にかかはらず命令の定めるところによる。保険の目的の譲渡なくして保険契約に因り生じた権利の譲渡があつた場合において、課税価格から控除される金額の算定についてもまた同じ。

第一項乃至前項の規定は、戦時補償請求権で在外資産たるものには、これを適用しない。

第一項及び第三項第二号の一請求権並びに前項の戦時補償請求権で在外資産たるものの意義は、命令でこれを定める。

第十一条　前条の規定は、第十四条に規定する申告期限内に同条の規定による申告書の提出がない場合には、これを適用しない。但し、課税価格が前条に規定する控除額以下の場合においては、この法律施行前に戦時補償請求権について、金銭で支払はれた、又は特殊預金等について払戻、解除若しくは償還若しくは混同に因る消滅のあつた金額については、申告書の提出がない場合においても、同条の規定は、これを適用する。

前項但書に規定する場合を除く外、第十四条の規定による申告書の提出なくして、しかも前条の規定を適用すべき場合は、命令でこれを定める。

第十二条　民法第三十四条の規定により設立した法人その他の営利を目的としない法人又は団体で命令で定めるものが、こ

の法律施行の際現に別表二第一号に掲げる請求権を有し、又はこの法律施行前に同号に掲げる請求権について決済を受けた場合においては、政府は、命令の定めるところにより、戦時補償特別税審査委員会の諮問を経て、戦時補償特別税を軽減又は免除することができる。

政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除に関する処分が確定するまで、命令の定めるところにより、税金の納付を猶予することができる。

戦時補償特別税審査委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第十三条　戦時補償特別税の税率は、百分の百とする。

第三章　申告及び納付

第十四条　納税義務者は、命令の定める日（以下一般申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、課税価格その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

納税義務者が左の各号の一に該当するときは、納税義務者は、命令の定めるところにより、当該各号の定める金融機関を経由して、（該当する金融機関が二以上ある場合においては、当該金融機関を経由して各別に、）前項の申告書を提出しなければならない。この場合において、金融機関が申告書を受理したときは、その申告書は、同項の規定により政府に提出されたものとみなす。

一　この法律施行の際現に特殊預金等を有してゐる者であるときは、その特殊預金等の預入先の金融機関（特殊金銭信託については受託者たる金融機関、債務者特殊借入金については債務者たる金融機関をいふ。以下同じ。）

二　この法律施行前に政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を金融機関に譲渡した者であるときは、その譲渡先の金融機関

三　第三十四条第一項又は第二項の規定に該当する者であるときは、その者から債務の決済を受けた金融機関

通信、交通その他の状況により、一般申告期限内にその申告書を提出することができない者の申告については、命令で特別の定をなすことができる。

この法律において金融機関とは、銀行、信託会社その他命令で定める法人をいふ。

第十五条　納税義務者は、命令の定めるところにより、前条の規定による申告期限内に、戦時補償特別税を納付しなければならない。

納税義務者が前条第二項の規定により申告書を提出したときは、同項に規定する金融機関は、納税義務者から戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第十六条　第三十三条又は第三十四条に規定する場合においては、納税義務者が納付すべき税額は、課税価格について第十条乃至第十三条の規定を適用して算出した戦時補償特別税の額から、第三十三条又は第三十四条の規定により戦時補償特別税を納付する義務がある者が納付すべき税額を控除した金額とする。

第十七条　この法律施行の際現に納税義務者の有する戦時補償請求権は、戦時補償特別税額を限度として、第十四条の規定による申告書の提出と同時に、（同条に規定する申告期限内に同条の規定による申告書の提出のなかつた場合においては、同条に規定する申告期限の経過した時において）、消滅する。

前項の場合においては、その消滅した戦時補償請求権についてはその消滅と同時に、戦時補償特別税の納付があつたものとみなす。

第十八条　第十五条の場合において、納税義務者がこの法律施行の際現に政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を有するときは、納税義務者は、先づ、その政府特殊借入金の債権を政府に譲渡し、これを以て戦時補償特別税の納付に充て、又はその特殊預金等について、期限前の払戻、解除若しくは借還を受け、これにより取得した金銭を以て戦時補償特別税を納付しなければならない。

第十九条　納税義務者が政府特殊借入金の債権を有する場合において、一般申告期限内に第十四条第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、政府は、一般申告期限の翌日に、その政府特殊借入金の債権を以て戦時補償特別税を徴収する。

納税義務者が特殊預金等を有する場合において、一般申告期限内に第十四条第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、特殊預金の預入先の金融機関は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、その特殊預金等について期限前の払戻、解除又は借還をなし、これにより納税義務者が取得すべき金銭を以て戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第二十条　前二条の規定は、政府特殊借入金の債権又は特殊預金等について担保権（国税徴収法第三条に規定する担保権を含む。以下同じ。）が存する場合又は強制執行手続、国税徴収法による強制徴収手続その他これらの手続に準ずるものが進行中である場合においても、その適用を妨げない。

政府特殊借入金の債権について担保権が存する場合において、第十八条又は前条第一項の規定により、その政府特殊借入金の債権が戦時補償特別税の納付に充てられたときは、その担保権は、戦時補償特別税の納付と同時に、消滅する。

前二項に規定するものを除く外、前二条の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一条　第十四条の規定による申告書を提出した者が、同条に規定する申告期限内に、戦時補償特別税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

前条の規定は、第十二条第二項の規定により徴収を猶予された戦時補償特別税を、国税徴収法により、特殊預金を以て徴収する場合について、これを準用する。

第二十二条　第十五条又は第十九条の場合において、金融機関が、別表一第十四号又は別表二第一号若しくは第二号に掲げる請求権の決済に必要な資金を損害保険会社又は損害保険中

央会に融通したため、貸付金の債権を有するときは、第十五条第二項又は第十九条第二項の規定により金融機関が納付すべき税額のうち当該請求権に対する税額に相当する金額の貸付金の債権は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、消滅する。この場合においては、金融機関は、その消滅した貸付金の債権の金額に相当する税額について、第十五条第二項又は第十九条第二項の規定による税金納付の義務を免除される。

前項の規定は、金融機関が、別表三に掲げる請求権の決済に必要な資金を国民更生金庫又は産業設備営団に融通したため、貸付金の債権を有する場合に、これを準用する。

前二項の場合においては、金融機関は、命令の定めるところにより、その消滅した貸付金の債権の金額その他必要な事項を政府に届け出るとともに、損害保険会社若しくは損害保険中央会又は国民更生金庫若しくは産業設備営団にこれを通知しなければならない。

第二十三条　納税義務者が金銭を以て戦時補償特別税の全部又は一部を納付すべき場合において、その完納を困難とするときは、納税義務者は、戦時補償特別税の物納を申請し、又は担保を提供してその延納を申請することができる。

前項の場合においては、物納に充てることができる財産の種類その他物納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の場合において、延納の期間は、これを一般申告期限後二箇年以内とし、担保の種類その他延納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

政府は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第一項の規定により延納を許可された場合においては、当該延納税額については、命令の定める期間に応じ、当該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して、これを納付しなければならない。

第二十四条　第五条の場合において、相続人が二人以上あつたときは、相続人は、相続財産の価額（相続に因り債務を承継したときは、相続財産の価額からその債務の金額を控除した金額）のうち、各自その受けた利益の価額の占める割合に応じて、戦時補償特別税を納付しなければならない。

前項の場合において、相続に因り承継した債務の金額が相続財産の価額を超えてゐたときは、各相続人の納付すべき戦時補償特別税の税額は、命令の定めるところによる。

前二項の場合においては、相続人は、他の相続人の納付すべき戦時補償特別税について、連帯納付の責に任ずる。

第五条の場合において、その相続が財産を留保した家督相続であつたときは、被相続人は、相続人の納付すべき戦時補償特別税について、連帯納付の責に任ずる。

分割に因り設立された法人は、分割に因り設立された他の法人が、第六条第三項の規定により、納付すべき戦時補償特別税又は分割後存続する他の法人が、分割前に取得した戦時補償請求権につき、納付すべき戦時補償特別税について、連帯納付の責に任ずる。

前三項の規定は、戦時補償特別税のうち、政府特殊借入金

の債権を以て納付すべき額及び特殊預金等につき期限前の払戻、解除又は償還を受け、これにより取得した金銭を以て納付すべき額に相当するものについては、これを適用しない。

第二十五条　納税義務者は、戦時補償特別税を納付するため必要があるときは、命令の定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債権の全部又は一部について、期限前の払戻を請求し、又はこれらに関する契約を解除し、若しくは変更することができる。

前項の場合において、その契約の相手方が納税義務者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六条　第十四条第二項、第十五条第二項、第十九条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項及び第四十五条の規定の適用については、産業設備営団は、これを金融機関とみなす。

第四章　課税価格の更正及び決定

第二十七条　第十四条の規定による申告書が提出された場合において、その申告された課税価格が政府において調査した課税価格と異るときは、政府は、その調査により、その申告された課税価格を更正する。

政府は、納税義務があると認められる者が第十四条の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、その課税価格（第十七条の規定により消滅した戦時補償請求権の課税価格を除く。）を決定する。

政府は、前二項の規定による課税価格の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税価格について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、その課税価格を更正することができる。

前三項の規定による課税価格の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行ふことができる。

第二十八条　政府は、前条の規定により、課税価格を更正し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所又は営業所若しくは事務所を有しない納税義務者が納税管理人の申告をしてゐないときは、前項の通知に代へて公告をなすことができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第二十九条　政府は、第二十七条の規定により、課税価格を更正し又は決定した場合においては、前条の通知をなした日から一箇月後を納期限とし、その不足税額又はその決定による税額の戦時補償特別税を徴収する。

前項の場合において、第十九条の規定によつて徴集した税金があるときは、その税額は、前項の規定により徴収すべき戦時補償特別税の税額から、これを控除する。

第五章　審査、訴願及び行政訴訟

第三十条　納税義務者は、第二十七条の規定による課税価格の更正又は決定に対して異議があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

政府は、前項の請求があつた場合においても、税金の徴収を猶予しない。

第三十一条　政府は、前条第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

第三十二条　前条の決定に対し不服がある者は、訴願をなし又は行政裁判所に出訴することができる。

第六章　代位納付

第三十三条　納税義務者以外の者でこの法律施行の際現に政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を有するものは、その政府特殊借入金又は特殊預金等の金額を限度として、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある。

前項の場合において、この法律施行の際現に納税義務者の有する政府特殊借入金の債権又は特殊預金等の金額と、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある者（以下代位納付義務者といふ。）の有する政府特殊借入金の債権又は特殊預金等の金額との合計額が、課税価格につき第十条乃至第十三条の規定を適用して算出した戦時補償特別税の額を超える場合においては、代位納付義務者は、戦時補償特別税の額から納税義務者がこの法律施行の際現に有する政府特殊借入金の債権又は特殊預金等の金額を控除した金額について、戦時補償特別税を納付する義務がある。この場合において、代位納付義務者が二人以上あるときは、各代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税の税額は、命令の定めるところによる。

第三十四条　企業整備資金措置法第四条又は臨時資金調整法第十条ノ二の規定の適用があつた場合において、納税義務者が金融機関に対する債務を決済することを理由として、戦時補償請求権について、企業整備資金措置法第五条に規定する更改による決済の方法（これらに準ずる決済の方法で命令で定めるものを含む。）以外の方法により決済を受け、その金融機関に対する債務を決済したときは、その金融機関は、決済を受けた金額を限度として、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある。

戦時補償請求権の決済のため特殊預金等の設定を受けた者又はその特殊預金等の譲渡を受けた者が、この法律施行前に、金融機関に対する債務を決済することを理由として、特殊預金等について、期限前の払戻、解除若しくは償還を受け、その金融機関に対する債務を決済し、又は金融機関に対する債務の決済のため、特殊預金等をその金融機関に譲渡した場合においては、その金融機関は、決済を受けた金額（その金融機関が当該特殊預金等を譲渡した場合においては、その譲渡した特殊預金等の金額を除く。）を限度として、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある。

前条第一項の規定は、前項に規定する特殊預金等の譲渡を受けた金融機関については、これを適用しない。

前条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

第三十五条　代位納付義務者は、一般申告期限内に、命令の定めるところにより、第三十三条第一項に規定する政府特殊借入金の債権又は特殊預金等の金額、前条第一項又は第二項に規定する決済を受けた金額その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

この法律施行の際現に特殊預金等を有する代位納付義務者は、その特殊預金等の預入先の金融機関を経由して、前項の申告書を提出しなければならない。この場合において、預入先の金融機関が申告書を受理したときは、その申告書は、同項の規定により政府に提出されたものとみなす。

第十四条第三項の規定は、第一項の規定による申告について、これを準用する。

第三十六条　代位納付義務者は、命令の定めるところにより、前条の規定による申告期限内に、戦時補償特別税を納付しなければならない。

前項の場合において、代位納付義務者が前条第二項の規定により申告書を提出したときは、同項に規定する金融機関は、代位納付義務者から戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第三十七条　第十条の規定は、納税義務者が第十四条の規定による申告書を提出しなかつた場合においても、代位納付義務者が第三十五条の規定による申告書を提出した場合においては、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税の税額の計算について、これを適用する。

第三十八条　この法律施行の際現に政府特殊借入金の債権を有する代位納付義務者が一般申告期限内に第三十五条第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、政府は、一般申告期限の翌日に、その政府特殊借入金の債権を以て戦時補償特別税を徴収する。

この法律施行の際現に特殊預金等を有する代位納付義務者が一般申告期限内に第三十五条第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、その特殊預金等の預入先の金融機関は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、その特殊預金等について期限前の払戻、解除又は償還をなし、これにより代位納付義務者が取得すべき金銭を以て戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第二十条第一項及び第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

前項に規定するものを除く外、第一項及び第二項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九条　第三十六条又は前条の場合において、代位納付義務者が、別表一第十四号又は別表二第一号若しくは第二号に掲げる請求権の決済に必要な資金を損害保険会社又は損害保険中央会に融通したため、貸付金の債権を有するときは、第三十六条第一項又は前条第二項の規定により代位納付義務者が納付すべき税額のうち当該請求権に対する税額に相当する金額の貸付金の債権は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、消滅する。この場合においては、代位納付義務者は、その消滅した貸付金の債権の金額に相当する税額について、同条の規定による税金納付の義務を免除される。

前項の規定は、代位納付義務者が、別表三に掲げる請求権の決済に必要な資金を国民更正金庫又は産業設備営団に融通

したため、貸付金の債権を有する場合に、これを準用する。

前二項の場合においては、代位納付義務者は、命令の定めるところにより、その消滅した貸付金の債権の金額その他必要な事項を政府に届け出るとともに、損害保険会社若しくは損害保険中央会又は国民更生金庫若しくは産業設備営団にこれを通知しなければならない。

第四十条　第十八条及び第二十一条の規定は、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税について、これを準用する。

第二十二条の規定は、代位納付義務者が金融機関に特殊預金等を有する場合において、その特殊預金等の預入先の金融機関について、これを準用する。

前二項の規定は、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税額の更正若しくは決定又は審査、訴願若しくは行政訴訟について、これを準用する。

第四十一条　第三十三条の規定により戦時補償特別税を納付した代位納付義務者が、戦時補償特別税の納付に充てた政府特殊借入金の債権又は戦時補償特別税を納付するため期限前の払戻、解除若しくは償還を受けた特殊預金等を、納税義務者その他の者から有償で取得した者である場合においては、代位納付義務者は、その政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を譲渡した者に対し、命令の定めるところにより、その取得に要した対価に相当する金額の範囲内において、求償をなすことができる。

前項の場合において、譲渡人が求償に応じて履行したときは、当該譲渡人は、その政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を有償で取得した者である場合に限り、その政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を譲渡した者に対し、命令の定めるところにより、その取得に要した対価に相当する金額の範囲内において、求償をなすことができる。

第四十二条　第三十四条の規定により戦時補償特別税を納付した代位納付義務者は、納税義務者その他同条に規定する債務の決済をなした者に対し、命令の定めるところにより、その納付した税額の範囲内において求償をなすことができる。

前条第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七章　雑則

第四十三条　納税義務者は、第三十三条又は第三十四条に規定する場合においては、命令の定めるところにより、課税価格その他必要な事項を代位納付義務者に通知しなければならない。

代位納付義務者は、命令の定めるところにより、第三十三条第一項に規定する政府特殊借入金又は特殊預金等の金額、第三十四条第一項又は第二項に規定する決済を受けた金額その他必要な事項を納税義務者に通知しなければならない。

第四十四条　法人が解散した場合において、戦時補償特別税を完納しないで残余財産の分配を終了したときは、その税金については、清算人は、連帯して納税の義務があるものとする。

第四十五条、金融機関が、第十五条第二項、第十九条第二項、第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、その徴収した戦時補償特別税を政府に納付する場合において、金融上の都合により、金銭による納付を困難とするときは、命令の定めるところにより、金融機関は、政府に申請して、その有する政府特殊借入金の債権を政府に譲渡し、これを以て戦時補償特別税の納付に充てることができる。

第四十六条　命令で定める法人は、命令の定めるところにより、戦時補償請求権に関する調査を政府に提出しなければならない。

第四十七条　収税官吏は、戦時補償特別税に関する調査又は戦時補償特別税の徴収について必要があるときは、納税義務者若しくは納税義務者と認められる者又は代位納付義務者若しくは代位納付義務者と認められる者に質問し、又はその戦時補償請求権に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第四十八条　収税官吏は、戦時補償特別税に関する調査又は戦時補償特別税の徴収について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又はその戦時補償請求権に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　第四十六条の規定に基く命令により調書を提出すべき者

二　納税義務者又は納税義務者と認められる者に対し、戦時補償請求権に関係のある財産を譲渡したと認められる者

三　納税義務者又は納税義務者と認められる者から、戦時補償請求権に関係のある財産を取得したと認められる者

第四十九条　収税官吏は、戦時補償特別税の調査に関し必要があるときは、官吏その他の公務員又は特定機関の職員であつた者で戦時補償請求権に関係のある事務に従事してゐたものに質問することができる。

政府は、戦時補償特別税の調査に関し必要があるときは、命令の定めるところにより、前項に規定する者の出頭を命ずることができる。

前項の規定による命令に従ひ出頭した者には、命令の定めるところにより、手当及び旅費を給する。

第五十条　戦時補償特別税は、個人についてはその住所地、この法律の施行地に住所のないときは居所地、法人についてはその本店又は主たる事務所の所在地をその納税地とする。但し、個人は、政府に申告して、居所地を納税地とすることができる。

この法律の施行地に住所及び居所のない個人又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人は、命令の定めるところにより、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告のないときは、政府が、その納税地を指定する。

第五十一条　納税義務者若しくは代位納付義務者たる個人が納

税地に現住しないとき、又は納税義務者若しくは代位納付義務者たる法人が納税地に営業所若しくは事務所を有しないときは、第十四条又は第三十五条の規定による申告書の提出その他戦時補償特別税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者の中から納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。納税義務者又は代位納付義務者たる個人がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき並びに納税義務者又は代位納付義務者たる法人が納税地に営業所又は事務所を有しないこととなるときもまた同じ。

第五十二条　都道府県、市町村その他の公共団体は、戦時補償特別税の附加税を課することができない。

第五十三条　納税義務者が譲渡を受けた戦時補償請求権（保険の目的の譲渡なくして譲渡を受けた保険契約に因り生じた権利に因るものを含む。）について戦時補償特別税を納付した場合又は第四十一条第一項乃至第三項並びに第四十二条第一項及び第二項の規定により、求償に応じて履行した場合において、その戦時補償請求権が有償で取得したものであるときは、納税義務者は、譲渡人に対し、命令の定めるところにより、その取得に要した対価に相当する金額の範囲内において、求償をなすことができる。

第四十一条第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第五十四条　個人の所得税法による所得、営業税法による純益又は旧臨時利得税法による利益のうちに、事業の収益で戦時補償請求権に因るものが算入されてゐるときは、命令の定めるところにより、当該年分の所得税、営業税、営業税附加税又は臨時利得税の税額と当該年分の所得、純益又は利益の金額から当該事業の収益の金額を控除した金額により計算した所得税、営業税、営業税附加税又は臨時利得税の額との差額に相当する税額を、所得税、営業税、営業税附加税又は臨時利得税について免除する。

第五十五条　法人の法人税法による各事業年度の普通所得、営業税法による各事業年度の純益、旧臨時利得税法による利益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金のうちに、戦時補償請求権に因る益金が算入されてゐるときは、命令の定めるところにより、当該事業年度分の法人税、営業税、営業税附加税、臨時利得税又は特別法人税の税額と、当該事業年度の所得、純益、利益又は剰余金から戦時補償請求権に因る益金を控除した金額により計算した法人税、営業税、営業税附加税、臨時利得税又は特別法人税の額との差額に相当する税額を、法人税、営業税、営業税附加税、臨時利得税又は特別法人税について免除する。

第五十六条　法人の納付すべき戦時補償特別税は、法人税法による各事業年度の普通所得、営業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを損金に算入しない。

法人の資産（商品その他命令で定めるものを除く。）の評価換又は譲渡に因る益金、債務の消滅に因る益金、資本の減少に因る益金その他命令で定める益金については、その合計金額が戦時補償特別税額から戦時補償請求権に因る益金の額

を控除した金額に達するまでの金額は、命令の定めるところにより、法人税法による各事業年度の普通所得、営業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを益金に算入しない。

前二項の規定の適用については、第五十三条第一項の規定により戦時補償請求権の譲渡人が求償される場合において、その求償される金額は、これを戦時補償特別税とみなす。

第五十七条　この法律施行前に相続の開始があつた場合において、相続財産（相続開始前一年以内に被相続人が贈与した財産を含む。以下同じ。）のうちに戦時補償請求権、政府特殊借入金の債権又は特殊預金等が含まれてゐたときは、命令の定めるところにより、当該相続税額と、当該相続税の課税価格から当該戦時補償請求権について課せられる戦時補償特別税額の全部又は一部を控除した金額によつて計算した相続税の額との差額を、当該相続税について免除する。

前項の規定は、この法律施行前に開始した相続の相続財産のうちに、政府特殊借入金の債権又は特殊預金等により取得した財産が含まれてゐた場合について、これを準用する。この場合において、課税価格から控除する戦時補償特別税額は、その取得した財産の課税価格から当該戦時補償請求権について第十条の規定による控除金額を控除した金額を超えることができない。

第五十八条　この法律施行前に相続の開始があつた場合において、その相続財産につき生じた戦時補償請求権について戦時補償特別税が課せられたときは、当該相続について昭和二十年八月十五日後に納期限を定められた相続税に限り、命令の定めるところにより、当該戦時補償特別税額のうち命令で定める金額の、当該相続についての課税価格に対する割合を、当該相続税額に乗じて算出した金額を免除する。

第五十九条　改正前の戦時特殊損害保険法第十六条の規定（損害保険中央会法第五十六条の規定による改正前のものをいふ。）による戦争保険の業務に関する保険会社に対する損失の補償については、第二十二条（第四十条において準用する場合を含む。）又は第三十九条の規定により消滅した貸付金の債権の金額に相当する金額を、その補償すべき損失の額から控除する。

第六十条　国、地方公共団体若しくは特定機関に対して土地若しくは建物（土地又は建物に定着する物を含む。以下本条中同じ。）又は鉱業権若しくは砂鉱権を譲渡し又は国、地方公共団体若しくは特定機関に土地若しくは建物を収用された場合において、その対価の請求権について戦時補償特別税を課せられたときは、国、地方公共団体又は特定機関は、この法律施行の際現に当該土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権を有する場合に限り、旧所有者又は旧鉱業権者若しくは旧砂鉱権者の請求により、当該土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権を、現状において、これらの者に対し、譲渡しなければならない。

前項の規定により土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権の譲渡を受けようとする者は、当該土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権の譲渡又は収用の対価の価格に相当

する金額からその対価の請求権に課せられた戦時補償特別税額を控除した金額に相当する対価を、国、地方公共団体又は特定機関に支払はなければならない。

前項の場合において国、地方公共団体又は特定機関が当該土地又は建物につき有益費を出したときは、旧所有者は、その費用の額に相当する金額を、前項の金額に加算して支払はなければならない。

第一の規定により地方公共団体又は特定機関が土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権を旧所有者又は旧鉱業権者若しくは旧砂鉱権者に譲渡した場合においては、政府は、当該土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権の譲渡又は収用の対価の請求権に課せられた戦時補償特別税に相当する金額の全部又は一部を、地方公共団体又は特定機関に交付しなければならない。

第一項の規定により土地若しくは建物又は鉱業権若しくは砂鉱権の譲渡を受けようとする者は、一般申告期限後三箇月以内に、その旨を国、地方公共団体又は特定機関に申し出なければならない。

前項に規定するものを除く外、第一項乃至第四項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十一条　鉱業権又は砂鉱権が国、地方公共団体又は特定機関に譲渡された後に消滅した場合その他命令で定める場合において、その対価の請求権その他命令で定める請求権について、戦時補償特別税を課せられたときは、旧鉱業権者又は旧砂鉱権者は、鉱業法第三十三条の規定にかかはらず、前に鉱区又は砂鉱区の存した土地に関し、同一鉱物を目的とする鉱業又は同一砂鉱を目的とする砂鉱業の出願について優先権を有する。

鉱業又は砂鉱業の出願について前項の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、一般申告期限後三箇月以内に、政府に出願しなければならない。

前項に規定するものを除く外、第一項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十二条　双務契約に因り生じた戦時補償請求権について戦時補償特別税を課せられた場合において、その戦時補償請求権の対価たる給付で、この法律施行前すでに履行されたものがあるときは、納税義務者は、前二条に規定する場合を除く外、他の法令又は契約にかかはらず、戦時補償特別税の課税を理由として物の返還その他何等の請求をもなすことができない。

双務契約に因り生じた戦時補償請求権について戦時補償特別税を課せられた場合においては、納税義務者は、他の法令又は契約にかかはらず、その戦時補償請求権の対価たる給付で、この法律施行の際にまだ履行されてゐないものについては、これを履行する必要がない。

納税義務者以外の者で最初に戦時補償請求権を取得したものは、前二項の規定の適用については、これを納税義務者とみなす。

第六十三条　戦時補償特別税の納税義務者又は代位納付義務者が戦時補償特別税の納付後において有する政府特殊借入金の

債権（第十条の規定の適用の結果戦時補償特別税を納付しないこととなつた者の有するものを含む。）及び戦時補償特別税の納付の義務のない者が有する政府特殊借入金の債権は、命令の定めるところにより、これを当該債権の金額と同額の登録国債となすものとする。

第六十四条　政府は、命令の定めるところにより、戦時補償特別税の納付後において存する戦時補償請求権（第十条の規定の適用の結果戦時補償特別税を納付しないこととなつた者の有するものを含む。）で政府に対するものの決済を、国債証券の交付により、行ふことができる。

前項の規定による決済のため交付する国債証券の交付価格は、額面金額による。

政府は、第一項の請求権の決済のため必要な金額を限り、公債を発行することができる。

第六十五条　この法律施行の際現に存する戦時補償請求権で金銭の給付以外の給付をその目的とするものは、この法律施行の日に、消滅する。

第六十六条　会社その他の法人が昭和二十年八月十五日以前においてなした資金の融通、有価証券の応募、引受若しくは買入又は債務の引受若しくは保証に因り生じた又は生ずべき損失で、政府において補塡すべきものは、他の法令又は契約にかかはらず、これを補塡しない。但し、命令で定めるものはこの限りでない。

第六十七条　政府が会社その他の法人のためになした保証（命令で定めるものを除く。）は、この法律施行の日において、その効力を失ふ。

第八章　罰則

第六十八条　詐偽その他不正の行為により、戦時補償特別税を逋脱した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十九条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　正常の理由なくして第四十六条の調書を提出せず、又は同条の調書に虚偽の記載をなしてこれを提出した者

二　第四十七条又は第四十八条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四　第四十七条、第四十八条又は第四十九条第一項の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

五　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十八条又は前条第一号若しくは第三号乃至第五号の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第七十一条　第六十八条の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

第七十二条　第十四条又は第三十五条に規定する申告期限内に第十四条又は第三十五条の規定による申告書の提出を怠つた者は、これを五千円以下の過料に処する。

第七十三条　第四十九条第二項の規定により出頭を命ぜられた者が、正当の事由なくして、出頭しないときは、これを千円以下の過料に処する。

第九章　補則

第七十四条　皇室の財産に係る戦時補償請求権の特別措置に関し必要な事項は、この法律の定めるところに準じ、皇室令を以て、これを定める。

附　則

この法律の施行の期日は、勅令で、これを定める。

この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属島嶼（勅令で定める地域を除く。）に、これを施行する。

（別表一）

一　旧軍需会社法第十三条（同法に基く命令において準用する場合を含む。）の規定に基く補助金、損失補償金又は利益保証の請求権

二　旧国家総動員法第二十七条又は第二十八条の規定に基く補償金（別表二第三号に掲げるものを除く。）又は補助金の請求権

三　旧兵器等製造事業特別助成法第四条の規定に基く設備建設費の請求権

四　旧兵器等製造事業特別助成法第五条の規定に基く設備の買上代金請求権及びこれに代るべき請求権

五　旧防空法第十六条第二項の規定による補助金で工場の疎開に関するものの請求権及び工場の疎開に関する国のその他の補助金の請求権

六　政府（第一条第二項に規定する政府をいふ。以下別表中同じ。）に対する物資、労務若しくは利益の供給又は政府の注文に係る仕事の完成に対する対価の請求権

七　政府に対する物資、労務若しくは利益の供給又は政府の注文に係る仕事の完成に関する契約を政府が解除した場合の損害賠償請求権又は仕掛半製品のまま引き取つた場合その他これに準ずる場合の対価の請求権

八　政府に徴傭された船舶の原状回復及び修理に関する費用の請求権

九　政府に対する損害賠償請求権で財産上の損害に因るもの（別表一のうち別号に掲げるもの及び別表二に掲げるものを除く。）

十　今次の戦争の遂行に関して、政府が法令の特別の規定に基かずに処分をなしたことに因る損失補償請求権

十一　産業設備営団と事業者との間の設備建設契約に基く産業設備営団に対する設備建設費の請求権又は産業設備営団と事業者との間に設備建設契約の予約がある場合において、事業者の建設した設備につき、産業設備営団が予約を履行しないことに因る損害賠償請求権

十二　産業設備営団が終戦に因り船舶、機械等の製造又は購入の契約を解除した場合の損害賠償請求権

十三　日本倉庫統制株式会社に対し倉庫用建築物を譲渡した場合の代金請求権（当該建築物が除却された場合のものに限る。）

十四　旧戦争保険臨時措置法若しくは旧戦時特殊損害保険法又はこれらによる旨を定めた勅令（南洋群島戦争保険臨時措置令を含む）に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権で、この法律の施行地外にある財産を保険の目的とするもの

（別表二）

一　旧戦争保険臨時措置法又は旧戦時特殊損害保険法に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権（別表一第十四号に掲げるものを除く。）

二　旧損害保険国営再保険法に基く勅令に掲げる戦争保険金の請求権若しくは従前の損害保険中央会法第十八条第一項に掲げる海上保険金（木船保険の保険金を含む。）の請求権又は漁船保険法施行令第二条第二項に掲げる保険金の請求権

三　旧戦時海運管理令第二条の規定により使用された船舶の、戦争に関する事故に因る損失に対する補償金の請求権

四　政府に徴傭された船舶の、戦争に関する事故に因る損害賠償請求権

五　旧防空法第五条ノ五第二項の規定により指定された地区内に存する建築物（工事中のものを含む。以下同じ。）を除去する場合における補償金及び当該建築物（その存する土地を含む。）の売買代金の請求権

（別表三）

国民更生金庫、産業設備営団、帝国鉱業開発株式会社又は日本石炭株式会社その他命令で定める者に対する請求権で企業整備に関するもの

五　財産税法（昭二一・一一・一二　法五二）

第一章　総則

第一条　左に掲げる者（その一般承継人を含む。）は、この法律により、財産税を納める義務がある。

一　昭和二十一年三月三日午前零時（以下調査時期といふ。）において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人

二　前号の規定に該当しない個人で、調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐたもの

前項に掲げる者の外、戸籍法の適用を受ける個人で、調査時期後二年以内に、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなつたもの（その一般承継人を含む。）は、この法律により、財産税を納める義務がある。

第二条　財産税は、命令で定める外国人には、これを課さない。

第三条　民法第千五十一条に規定する法人（以下相続財団といふ。）で、調査時期において現に存したものについては、これを個人とみなして、この法律を適用する。

前項の規定の適用に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四条　調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人で、戸籍法の適用を受ける

ものについては、調査時期において有してゐた財産の全部に対し、財産税を課する。

前項の規定に該当しない個人で、調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐたものについては、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産に対し、財産税を課する。

第一項の規定に該当しない個人で、戸籍法の適用を受けるものが、調査時期後二年以内に、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなつた場合においては、前項の規定にかかはらず、調査時期において有してゐた財産の全部に対し、財産税を課する。

調査時期後この法律施行前に相続の開始があつた場合においては、被相続人が調査時期において有してゐた財産に対しては、相続人又は相続財団に、財産税を課する。

前項の場合において、被相続人が調査時期において有してゐた財産に対する財産税は、被相続人が第一項又は第三項の規定に該当する者であつたときは、調査時期において有してゐた財産の全部に対し、被相続人が第二項の規定に該当する者（第三項の規定に該当する者を除く。）であつたときは、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産に対し、これを課する。

第四項の規定により相続財団に財産税を課する場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第五条　左の各号に掲げる財産の所在は、当該各号に規定する場所による。

一　動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在、但し、船舶については、船籍の所在

二　鉱業権又は砂鉱権については、鉱区の所在

三　漁業権若しくは入漁権又は漁業権を目的とする権利については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四　金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で命令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金をなした営業所又は事業所の所在

五　合同運用信託に関する権利については、その信託をなした営業所の所在

六　前各号の外、この法律の施行地に営業所又は事業所を有する個人の、その営業所又は事業所の営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

前項に掲げる財産以外の財産の所在は、権利者の住所の所在による。

第六条　調査時期において現に存した信託については、その時における受益者が、信託財産を有してゐたものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託については、その時における受益者が、信託に関する権利を有してゐたものとみなす。

前項の場合において、調査時期までに、元本若しくは収益の受益者がその元本若しくは収益を全然受けてゐなかつたとき、又は受益者が特定してゐなかつたとき若しくはまだ存在してゐなかつたときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

前二項の場合において、受益者が二人以上あつたときは、これらの受益者が、各自その受くべき利益の価額の占める割合に応じて、信託財産又は信託に関する権利を有してゐたものとみなす。

第七条　調査時期において現に存した郵便年金契約で、その時までにまだ年金支払事由が発生してゐなかつたもの又は調査時期において現に存した生命保険契約で、その時までにまだ保険事故が発生してゐなかつたものについては、契約者が、その契約に関する権利の全部を有してゐたものとみなして、この法律を適用する。但し、契約者が他人のために契約をなし、且つ、その他人が現実に掛金又は保険料の全部を負担してゐた場合その他命令で定める場合については、命令で特別の定をなすことができる。

第八条　昭和二十年十一月十五日以後調査時期前に、贈与の契約とその履行とがあつた場合又は財産を留保する家督相続があつた場合においては、その贈与財産（その贈与財産に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）又は相続財産（その相続に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）は、命令の定めるところにより、調査時期において贈与者又は被相続人が、これを有してゐたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、同項に規定する贈与が国又は命令で定める公共団体に対する贈与、贈与財産の価額三千円以下の贈与その他命令で定める贈与であつた場合及び同項に規定する相続が相続財産の価額一万円以下の相続であつた場合においては、これを適用しない。

第一項の期間内に著しく低い価額の対価で財産の譲渡の契約とその履行とがあつた場合においては、その対価の価額と契約の時における譲渡財産の時価との差額に相当する金額について、贈与があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第九条　前条第一項の期間内に他人をして信託の利益を受くべき権利を有せしめ、且つ、同項の期間内にその受益者をして元本若しくは収益の全部又は一部を受けしめたときは、信託の委託者を贈与者、受益者を受贈者とみなし、その信託の利益の価額に相当する金額の贈与があつたものとみなして、前条第一項及び同条第二項の規定を適用する。

前条第一項の期間内に契約期間の満了する生命保険契約について、同項の期間内に契約者が保険金受取人を変更したとき（調査時期前にその契約の解除があつたときを除く。）は、生命保険契約の契約者を贈与者、変更後の保険金受取人を受贈者とみなし、その保険金額に相当する金額の贈与があつたものとみなして、前条第一項及び同条第二項の規定を適用する。

前条第一項の期間内に他人を年金受取人とし、且つ、同項の期間内に年金支払事由が発生する郵便年金契約をなしたとき（調査時期前にその契約の解除があつたときを除く。）は、郵便年金契約者を贈与者、年金受取人を受贈者とみなし、その郵便年金契約に関する権利の価額に相当する金額の

贈与があつたものとみなして、前条第一項及び同条第二項の規定を適用する。

前三項の規定は、前三項に規定する行為が無償で行はれた場合又は著しく低い価額の対価で行はれた場合を除く外、これは適用しない。

第十条　左に掲げる財産については、財産税を課さない。

一　生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で、命令で定めるもの

二　墓所及び霊廟

三　簡易生命保険契約に関する権利

四　厚生年金保険法及び船員保険法に規定する年金又は一時金に関する権利並びに共済組合の支給する年金又は一時金に関する権利

五　戦争又は災害に起因して死亡し又は傷痍を受け若しくは疾病に罹り、これに因り支給を受ける増加恩給その他これに準ずる年金で、命令で定めるものに関する権利

六　その他命令で定めるもの

第十一条　この法律において合同運用信託とは、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいふ。

この法律において同居家族とは、戸主及びこれと同居する家族又は戸主と別居して同居する二人以上の家族をいふ。

前項の場合において同居の事実の有無は、調査時期の現況による。但し、特別の事情がある場合については、命令で特別の定をなすことができる。

第二章　課税価格、免税点及び税率

第十二条　第四条第一項又は同条第三項の規定に該当する者については、調査時期において有してゐた財産（第十条に掲げる財産を除く。以下同じ。）の価額から、調査時期において現に存した債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額を、課税価格とする。

前項の場合において、同居家族のうちに、債務の金額が財産の価額を超過する者があるときは、その超過額を、命令の定めるところにより、他の一人又は数人の同居家族の財産の価額から控除して、その同居家族についての課税価格を算定する。

第十三条　第四条第二項の規定に該当する者（同条第三項の規定に該当する者を除く。以下制限納税義務者といふ。）については、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産の価額から、左の債務で調査時期において現に存したものの金額を控除した金額を、課税価格とする。

一　その財産に係る公租公課

二　その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三　前二号の外、その財産を取得、維持又は管理するために生じた債務

四　その財産に関する贈与の義務

五　前四号の外、その者が、調査時期において、この法律の施行地に営業所又は事業所を有してゐた場合においては、

その営業所又は事業所の営業上又は事業上の債務

制限納税義務者で、調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐたものについては、前項の規定にかかはらず、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産の価額から、前項に掲げる債務の金額及び左の債務で調査時期において現に存したものの金額の合計額を控除した金額を、課税価格とする。

一　前項第一号に掲げるもの以外の公租公課で、この法律の施行地で納付すべきもの

二　調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人に対する債務

三　調査時期において、この法律の施行地に営業所又は事業所を有してゐた法人に対する債務で、これらの営業所又は事業所との間に生じたもの

前条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第十四条　前二条の規定により、その金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

第十五条　左に掲げる金額は、課税価格の算定上、これを調査時期における財産の価額とみなす。

一　戦時補償特別措置法第四十一条、第四十二条、又は第五十三条の規定により求償をなし得べき金額

二　調査時期前に納付した相続税につき、戦時補償特別措置法第五十七条又は第五十八条の規定により免除がなされる場合におけるその免除税額

第十六条　左に掲げる金額は、課税価格の算定上、これを調査時期における債務の金額とみなす。

一　不動産所得、乙種の配当利子所得、甲種若しくは乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得、乙種の退職所得又は清算取引所得に対する昭和二十一年分の分類所得税額、同年分の総合所得税額及び同年分の臨時利得税額

二　戦時補償特別税額（戦時補償特別措置法第六十条の規定の適用を受ける場合については、命令で定める税額を除く。）

三　戦時補償特別措置法第四十一条、第四十二条又は第五十三条の規定により求償に応じて履行をなすべき債務の金額

調査時期において相続税納付の義務があつた場合において、戦時補償特別措置法第五十七条又は第五十八条の規定により相続税を免除されるときは、調査時期における財産の価額から控除さるべき相続税額は、課税価格の算定上、その免除後の税額による。

第十七条　昭和二十年十一月十五日以後に贈与の契約がなされて、調査時期までにその履行がなかつた場合においては、贈与の義務の金額及び受贈の権利の価額は、課税価格の算定上、命令の定めるところにより、調査時期における贈与者又は受贈者の債務の金額又は財産の価額には、これを算入しない。

第八条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

昭和二十年十一月十五日以後に著しく低い価額の対価で財

産の譲渡の契約がなされて、調査時期までにその履行がなかつた場合においては、その対価の価額と契約の時における譲渡財産の時価との差額に相当する金額について、贈与の契約がなされたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第十八条　戦争又は災害に起因して死亡し又は傷痍を受け若しくは疾病に罹り、これに因り、調査時期前五年以内に、一時金たる恩給、扶助金、救恤金その他の給付で命令で定めるものの支給を受けることとなつた場合においては、命令の定めるところにより、その給付金額に相当する金額を、調査時期前にその給付を受けた者又は調査時期において現にその給付を受ける権利を有してゐた者について、課税価格から控除する。但し、その控除金額は、一万円を超えることができない。

第十九条　戦災者又は引揚者については、一人につき五千円を、課税価格から控除する。

第十二条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の戦災者及び引揚者の範囲は、命令でこれを定める。

第二十条　前二条の規定は、制限納税義務者（調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた者を除く。）には、これを適用しない。

第二十一条　第十八条乃至前条の控除に関する規定は、第三十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する申告書の提出期限までに、控除に関する明細書を添附した第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による申告書の提出がない場合には、これを適用しない。

第三十八条第一項第二号に掲げる事由に因り、第三十九条第一項の規定による申告書の修正をなすべき者につき、同項に規定する申告書の修正期限までに、控除に関する明細書を添附した同項の規定による申告書の修正がない場合もまた同じ。

前項の規定は、政府において已むを得ない事情があると認めるときは、これを適用しない。

第二十二条　課税価格（第十八条乃至前条の規定による控除をなす場合においては、控除後の価額をいふ。以下特別の定をなす場合を除く外同じ。）が十万円以下である場合においては、財産税を課さない。

同居家族については、課税価格を合算し、その総額について、前項の規定を適用する。但し、第二十条に規定する制限納税義務者については、この限りでない。

第二十三条　財産税は、価税価格を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して、これを賦課する。

十万円を超える金額	百分の二十五
十一万円を超える金額	百分の三十
十二万円を超える金額	百分の三十五
十三万円を超える金額	百分の四十
十五万円を超える金額	百分の四十五
十七万円を超える金額	百分の五十
二十万円を超える金額	百分の五十五
三十万円を超える金額	百分の六十
五十万円を超える金額	百分の六十五
百万円を超える金額	百分の七十
百五十万円を超える金額	百分の七十五
三百万円を超える金額	百分の八十
五百万円を超える金額	百分の八十五
千五百万円を超える金額	百分の九十

前項の場合において、同居家族については、課税価格を合算し、その総額に対し前項の規定を適用して算出した金額を、各々その課税価格に按分して、各々その税額を定める。

第二十条の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十四条　第四条第四項の規定に該当する場合においては、命令の定めるところにより、被相続人が調査時期において有してゐた財産及び相続人が調査時期において有してゐた財産は、各々これを区分し、その各々について、第五条乃至前条の規定を適用して、その財産に対する財産税の額を算用し、その額の合計額を以て、相続人の納付すべき財産税額とする。

第三章　財産の評価

第二十五条　この法律の施行地にある土地又は家屋の価額は、その賃貸価格（地租法第八条又は家屋税法第六条に規定する賃貸価格をいふ。以下同じ。）に一定の倍数を乗じて算出した金額（命令で定める場合においては、命令で定める金額を加算した金額）による。

借地法に規定する借地権（以下借地権といふ。）の価格は、その目的となつてゐる土地の賃貸価格に一定の倍数を乗じて算出した金額による。

所有権以外の権利の目的となつてゐる土地又は家屋の価額は、その価額から当該権利の価額を控除した金額による。

第二十六条　前条第一項の一定の倍数は、命令で定める区域ごとに、その区域内において標準となるべき土地又は家屋について、取引価額を参酌して、政府において算定する価額の、その調査時期における賃貸価格に対する倍数に比準して、これを定める。

前条第二項の一定の倍数は、命令で定める区域ごとに、その区域内において標準となるべき借地権について、取引価額を参酌して、政府において算定する価額の、その借地権の目的となつてゐる土地の、その調査時期における賃貸価格に対する倍数に比率して、これを定める。

前二項の倍数は、命令の定めるところにより、政府において、不動産評価委員会に諮問して、これを定める。

第一項及び第二項の倍数を定めたときは、政府は、命令の定めるところにより、これを公告し、又はこれを記載した書類を縦覧に供する。

不動産評価委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第二十七条　左に掲げる土地若しくはこれを目的とする借地権又は家屋の価額については、第二十五条第一項又は同条第二項の規定によらず、命令の定める価額による。

一　無租地、減租年期地及び免租年期地

二　鉱泉地、池沼、牧場及び雑種地
三　地租法第百二条の規定の適用を受ける土地
四　賃貸価格が設定されてゐない家屋
五　前各号の外、通常の土地又は家屋とその状況が著しく異る土地又は家屋

第二十八　地上権（借地権たるものを除く。）及び永小作権の価額は、その目的となつてゐる土地の価額に命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第二十九条　命令で定める金融機関に対する預金、貯金及び積金その他これに準ずるものの価額は、調査時期における預金額、積金の掛金額等による。

第三十条　公債（外貨債及び借入金を除く。）の価額は、その発行価格による。但し利率四分以上の国債及び国債以外の公債で利率四分五厘以上のものの価額は、その発行価格、利率、償還期限等を参酌して定めたものによる。

社債その他これに準ずる財産の価額は、命令の定めるところにより、その発行価格、当該法人の資産及び収益の状況等を参酌して定めたものによる。

株式その他の出資の価額は、命令の定めるところにより、その取引価額、当該法人の資産及び収益の状況、類似の他の法人の株式その他の出資の取引価額等を参酌して定めたものによる。

第一項但書及び前二項の価額は、命令の定めるところにより、政府において、株式等評価委員会に諮問して、これを定める。

第二十六条第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

株式等評価委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第三十一条　調査時期において現に存した左に掲げる定期金の給付の契約で、その時までに定期金の給付事由が発生してゐたものに関する権利の価額は、左に掲げる金額による。

一　有期定期金については、残存期間に受くべき給付金額に、その残存期間に応じ、命令で定める割合を乗じて算出した金額　但し、一年間に受くべき金額の二十倍を超えることができない。

二　無期定期金については、一年間に受くべき金額の二十倍に相当する金額

三　終身定期金については、一年間に受くべき金額に、目的とされた人の年齢に応じ、命令で定める倍数を乗じて算出した金額　但し、一年間に受くべき金額の二十倍を超えることができない。

前項に規定する定期金の給付を受ける権利を有してゐた者が、調査時期後この法律施行前に死亡し、その給付が終了した場合においては、当該定期金の権利の価額は、前項の規定にかかはらず、その権利者が調査時期後給付を受けた又は受くべき金額（権利者の遺族が権利者の死亡に因り給付を受けるときは、その給付を受ける権利の価額を加算した金額）による。

前二項に定めるものの外、定期金に関する権利の価額の算定に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十二条　調査時期において現に存した郵便年金契約で、その時までにまだ年金支払事由が発生してゐなかつたもの及び調査時期において現に存した生命保険契約で、その時までにまだ保険事故が発生してゐなかつたものに関する権利の価額は、調査時期までに払ひ込まれた掛金又は保険料の合計額に、命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第三十三条　調査時期において物価統制令による統制額の定のあつた財産の価額は、その統制額を基準として命令で定める金額による。

調査時期後この法律施行前に、物価統制令により統制額をあらたに定め又は改訂した財産の価額は、その統制額を基準として命令で定める金額による。但し、その統制額はあらたに定め又は改訂する前に譲渡した財産については、この限りでない。

第三十四条　調査時期においてこの法律の施行地外にあつた財産その他命令で定める財産の価額及び命令で定める債務の金額については、諸般の状況を勘案し、その算定をなすことができることとなつた際に、命令でその算定方法を定める。

第三十五条　第二十五条乃至前条に定めるものを除く外、調査時期における財産の価額は、その時における時価により、調査時期における財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の状況による。

第三十六条　調査時期における財産のうち家庭用動産以外の財産の価額から、第十二条又は第十三条の規定により、債務の金額を控除した金額（以下一般財産の価額といふ。）が五十万円（同居家族については一般財産の価額の合計額が五十万円）以下の者については、その家庭用動産の価額は、前三条の規定にかかはらず、一般財産の価額に命令で定める割合を乗じて算出した金額によることができる。

家庭用動産の前三条の規定による価額が、前項の規定により算出した金額を一万円以上超過する場合においては、家庭用動産の価額は、前項の規定にかかはらず、前三条の規定による価額によらなければならない。

前二項の家庭用動産の範囲は、命令でこれを定める。

第四章　申告

第三十七条　第一条に規定する者（第二条に規定する者を除く。）は、課税価格（第十八条乃至第二十一条の規定による控除前の課税価格をいふ。）が十万円を超える場合（同居家族については、その合計額が十万円を超える場合をを含む。）においては、命令で定める日（以下第三十七条の申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、課税価格（第十八条乃至第二十一条の規定による控除後の課税価格をいふ。）その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、第十八条乃至第二十一条の規定による控除に関する明細書を添附しなければならない。

第三十四条に規定する財産の価額及び債務の金額については、同条の規定に基く命令の定めるところにより、その算定をなすことができることとなるまでは、これを除外して、第

一項に規定する課税価格を算定しなければならない。

第三十八条　前条第一項に規定する申告書を提出しなかつた者について、第三十七条の申告期限後、左に掲げる事由に因り、課税価格（第十八条乃至第二十一条の規定による控除前の課税価格をいふ。）が十万円を超えることとなつた場合（同居家族については、その合計額が十万円を超えることとなつた場合を含む。）においては、第一条に規定する者（第二条に規定する者を除く。）は、命令で定める日（以下第三十八条の申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、前条第一項に規定する申告書を政府に提出しなければならない。

一　前条第三項の規定により、課税価格の算定の際除外された財産の価額及び債務の金額について、第三十四条の規定に基く命令の定めるところにより、その算定をなすことができるようになつたこと

二　その者が第四条第三項の規定に該当することとなつたこと

前条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第三十九条　第三十七条第一項又は前条第一項の規定による申告書を提出した者について、第三十七条の申告期限後又は第三十八条の申告期限後、前条第一項に掲げる事由に因り課税価格が増加することとなつた場合においては、その者は、命令で定める日（以下第三十九条第一項の修正期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

第三十七条第二項の規定は、前条第一項第二号に掲げる事由に因り、前項の規定により申告書を修正する場合について、これを準用する。

第一項に規定する場合を除く外、第三十七条第一項若しくは前条第一項の規定による申告書を提出した者又は第一項の規定により申告書を修正した者が、第三十七条の申告期限後若しくは第三十八条の申告期限後又は第三十九条第一項の修正期限後、その申告又は修正に係る課税価格について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、第四十六条の規定による課税価格の更正又は決定があつた者について、前条第一項に掲げる事由に因り課税価格が増加することとなつた場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第三項の規定は、第四十六条の規定による課税価格の更正又は決定があつた者が、更正又は決定に係る課税価格について脱漏があることを発見した場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第五章　納付

第四十条　左の各号に掲げる財産税は、当該各号に定める期限内に納付しなければならない。

一　第三十七条第一項の規定による申告書に記載された課税価格に対する財産については、第三十七条の申告期限後一箇月

二　第三十七条の申告期限後又は第三十八条の申告期限後課税価格の申告書の提出があつた場合において、その申告書に記載された課税価格に対する財産税については、その申告書提出後一箇月

三　第三十八条の規定による中告書に記載された課税価格に対する財産税については、第三十八条の申告期限後一箇月

四　前条第一項の規定による中告書の修正又は同条第四項の規定による課税価格の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額に相当する財産税については、第三十九条第一項の修正期限後一箇月

五　前条第三項の規定による中告書の修正又は同条第五項の規定による課税価格の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額に相当する財産税については、その申告書の修正後又はその課税価格の修正後一箇月

納税義務者が、前条各号に掲げる財産税を、当該各号に定める期限内に完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

第四十一条　第四条第四項の規定に該当する場合において、その相続が戸主の死亡以外の原因に因る家督相続であるときは、被相続人は、命令の定めるところにより、同項の規定により相続人の納付すべき財産税について、連帯納付の責に任ずる。

第四条第四項の規定に該当する場合においては、国籍喪失に因る相続人又は限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の限度において、財産税納付の責に任ずる。

第四十二条　第六条第一項の規定の適用があつた場合においては、委託者は、命令の定めるところにより、受益者が納付すべき財産税額のうち、その課税価格中当該信託財産又は当該信託に関する権利の価額が占める割合に応じて按分した金額に相当する財産税について、連帯納付の責に任ずる。

第四十三条　第八条第一項の場合において、受贈者又は相続人は、命令の定めるところにより、贈与者又は被相続人の納付すべき財産税額のうち、その課税価格中同項に規定する贈与財産又は相続財産の価額が占める割合に応じて按分した金額に相当する財産税について、連帯納付の責に任ずる。

第八条第一項の場合において、贈与者又は被相続人が財産税を納付したときは、贈与者又は被相続人は、命令の定めるところにより、その納付した財産税額のうち、その課税価格中同項に規定する贈与財産又は相続財産の価額が占める割合に応じて按分した金額を、受贈者又は相続人に対して請求することができる。

昭和二十年十一月十五日以後調査時期前に贈与の契約がなされて、調査時期後その履行があつた場合において、贈与者が財産税を納付したときは、贈与者は、命令の定めるところにより、その納付した財産税額のうち、その課税価格中贈与財産の価額が占める割合に応じて按分した金額を、受贈者に対して請求することができる。

第四十四条　調査時期後贈与、遺贈又は寄附行為に因る財産の移転があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財団法人は、命令の定めるところにより、その受け

た利益の限度において、贈与者、遺贈者の相続人若しくは相続財団又は寄附行為者が納付すべき財産税について、連帯納付の責に任ずる。

第八条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、同項中「第一項の期間内に」とあるのは、「調査時期後」、「前二項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第四十五条　納税義務者は、財産税を納付するため必要があるときは、命令の定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債権の全部又は一部について、期限前の払戻を請求し、又はこれらに関する契約を解除し、若しくは変更することができる。

前項の規定は、財産税につき連帯納付の責に任ずる者（国税徴収法第四条ノ三第一項但書の規定により財産税を徴収される者を含む。以下同じ。）について、これを準用する。

前二項の場合において、その契約の相手方が、納税義務者又は財産税につき連帯納付の責に任ずる者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章　課税価格の更正及び決定

第四十六条　第三十七条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による申告書が提出された場合又は第三十九条第一項若しくは同条第三項の規定による申告書の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税価格が、政府において調査した課税価格と異るときは、政府は、その調査により、財産調査委員会に諮問して、その課税価格を更正する。第三十九条第四項又は同条第五項の規定による課税価格の修正があつた場合において、修正に係る課税価格が、政府において調査した課税価格と異るときもまた同じ。

前項の規定は、第四十八条第一項の規定により、課税価格の更正の請求があつた場合について、これを準用する。

政府は、納税義務があると認められる者が第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、財産調査委員会に諮問して、その課税価格を決定する。

納税義務者が、第七十三条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、前三項の規定にかかはらず、政府は、その調査により、その課税価格を更正し又は決定することができる。

政府は、前四項の規定による課税価格の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税価格について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、財産調査委員会に諮問して、その課税価格を更正することができる。

前五項の規定による課税価格の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行ふことができる。

財産調査委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第四十七条　第三十七条第三項の規定により、課税価格の算定の際除外された財産の価額及び債務の金額については、第三十四条の規定に基く命令の定めるところにより、その算定をなすことができることとなるまでは、政府は、これを除外して、前条の規定による課税価格の更正又は決定をしなければならない。

第四十八条　第三十七条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による申告書を提出した者、第三十九条第一項若しくは同条第三項の規定により申告書を修正した者又は同条第四項若しくは同条第五項の規定により課税価格が過大であつたことを発見したときは、第三十七条の申告期限後若しくは第三十八条の申告期限後、第三十九条第一項の修正期限後若しくは同条第三項の規定による申告書の修正後又は同条第四項若しくは同条第五項の規定による課税価格の修正後一箇月間を限り、政府に対し、その課税価格の更正を請求することができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。

第四十九条　政府は、第四十六条の規定により、課税価格を更正し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

政府は、前条第一項の請求があつた場合において、その請求を理由なしと認めるときは、その請求をなした者に、その旨を通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第七十三条に規定する納税管理人の申告をしてゐないときは、前二項の通知に代へて公告をすることができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第五十条　政府は、第四十六条の規定により課税価格を更正し又は決定した場合においては、前条第一項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいふ。以下同じ。）を徴収する。但し、第四十六条第四項に規定する場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

第七章　審査、訴願及び行政訴訟

第五十一条　納税義務者は、第四十九条第一項の規定により政府の通知した課税価格又は第六十七条第一項の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の規定は、第四十九条第二項の規定による政府の通知に対し納税義務者に異議のある場合について、これを準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む。）の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。

第五十二条　政府は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の請求があつたときは、財産審査委員会に諮問して、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

財産審査委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第五十三条　第五十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の請求があつた場合において、評価について、納税義務者に異議のある財産が、納税義務者の所有に属してゐるときは、命令の定めるところにより、政府は、当該財産

の全部又は一部について、審査の請求の際納税義務者の申し立てた価額に相当する対価を以て、これを政府に譲渡すべきことを、納税義務者に命ずることができる。

前項の規定により当該財産が政府に譲渡されたときは、当該財産の価額については、納税義務者の申し立てた価額により、審査の決定があつたものとみなす。

前項の譲渡に対する対価の支払は、国債証券の交付により、これをなすことができる。

前項の規定により交付する国債証券の交付価格は、大蔵大臣がこれを定める。

第五十四条　第五十二条の決定に対し不服がある者は、訴願をなし、又は行政裁判所に出訴することができる。

第八章　物納及び延納

第五十五条　調査時期における財産のうちに、金融機関経理応急措置法により、金融機関の旧勘定に属することとなつた預金、貯金その他の債権で命令で定めるもの（以下旧勘定預金等といふ。）に相当すると認められる財産（以下旧勘定財産といふ。）があるときは、納税義務者は、その納付すべき財産税額と、課税価格から旧勘定財産の価額を控除した金額により計算した財産税の額との差額に相当する税額について、旧勘定預金等による納付を申請することができる。

財産税につき連帯納付の責に任ずる者が、当該財産税に関する旧勘定財産に相当する旧勘定預金等を有するときは、その者は、命令の定めるところにより、旧勘定預金等による納付を申請することができる。

前二項の旧勘定財産の範囲その他前二項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十六条　前条に規定する場合を除く外、納税義務者は、その納付すべき財産税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納（旧勘定預金等による納付を除く。以下同じ。）を申請することができる。

前項の規定は、財産税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に充てることができる財産の種類その他物納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十七条　前条第一項の場合において、財産税の物納を困難とする特別の事由があるときは、納税義務者は、物納を困難とする金額を限度として、担保を提供し、その延納を申請することができる。

前項の場合において、延納の期間は、これを第四十条第一項各号に掲げる期限後又は第五十条に規定する納期限後一年以内とし、已むを得ないと認められる場合においては、二年以内とすることができる。

前項に定めるものを除く外、担保の種類その他延納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十八条　政府は、前三条の規定により、財産税の旧勘定預金等による納付、物納又は延納の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第五十九条　第五十五条第一項若しくは同条第二項又は第五十

六条第一項若しくは同条第二項の規定の適用を受けて納付した財産税につき過誤納があつた場合の還付に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章　雑則

第六十条　納税義務者が、災害に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、財産税を軽減又は免除することができる。

政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除に関する処分が確定するまで、税金の徴収を猶予することができる。

第六十一条　納税義務者の旧勘定財産に相当する旧勘定預金等について、金融機関再建整備法による旧勘定の最終処理の結果、その債権の全部又は一部が消滅した場合における財産税の課税に関し必要な措置は、勅令の定めるところによる。

第六十二条　第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による申告書を提出した納税義務者で、その申告書に記載された課税価格が五十万円を超えるものについては、政府は、第三十七条の申告期限後又は第三十八条の申告期限後四箇月以内に、申告書の記載に従ひ、氏名、課税価格、税額並びにその財産及び債務に関する事項を公告する。

前項の規定による公告に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三条　納税義務者の提出した申告書又は課税価格の更正、決定若しくは修正に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することができる。

第六十四条　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格に脱漏があると認められる事実を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税価格を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税価格の決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の二十五以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知得した事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知得した事実、又は不法の行為に因り知得した事実に基くものである場合もまた同じ。

第六十五条　納税義務者は、第四十条第一項第二号又は同項第五号に掲げる財産税については、同項当該各号に掲げる期限内に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第四十条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定は、政府が、第五十条の規定による追徴税額又は第五十七条第一項の規定による延納税額に相当する財産税を徴収する場合について、これを準用する。

第六十六条　第四十条第一項第二号若しくは同項第五号に掲げ

る財産税の納付があつた場合又は第五十条の規定による追徴税額に相当する財産税を徴収することとなつた場合においては、第三十七条の申告期限内若しくは第三十八条の申告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第三十九条第一項の修正期限内に申告書の修正若しくは課税価格の修正がなかつたこと又は納税義務者の申告若しくは修正した課税価格が政府の調査した課税価格と異ることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額に一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する税額の財産税を追徴する。但し、この金額は、当該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第五十七条第一項の規定は、これを適用しない。

第六十七条　政府は、前条第一項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第四十九条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十八条　株式会社以外の法人で出資証券を発行しないものは、命令の定めるところにより、調査時期における出資について、出資者別の調書を政府に提出しなければならない。

年金たる恩給又はこれに準ずる給付の支払をなす者は、命令の定めるところにより、調査時期におけるその給付の債務について、受給者別の調書を政府に提出しなければならない。

信託会社は、命令の定めるところにより、調査期間における金銭信託及び有価証券信託以外の信託について、受益者別の調書を政府に提出しなければならない。

保険会社は、命令の定めるところにより、昭和二十年三月三日から調査時期までの間に契約をなした動産を目的とする損害保険契約について、契約者別の調書を政府に提出しなければならない。

前三項に規定するものを除く外、法人は、命令の定めるところにより、調査時期における命令で定める債務について、債権者別の調書を政府に提出しなければならない。

第六十九条　法人税又は特別法人税を課せられる法人は、命令の定めるところにより、命令で定める日における資産及び負債に関する明細書その他株式その他の出資の価額の算定上必要な事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。

第七十条　収税官吏は、財産税に関する調査又は財産税の徴収について必要があるときは、左に掲げる者に質問し又はその財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　第六十八条の調書又は前条の明細書若しくは書類を提出しなければならない者

三　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有すると認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者

四　納税義務者又は納税義務があると認められる者が、出資者であつたと認められる法人又は出資者であると認められる法人

五　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

六　納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する権利があると認められる者

七　納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を、保管したと認められる者又は保管すると認められる者

八　納税義務者又は納税義務があると認められる者が、その営業又は事業に関し加入してゐたと認められる団体又は加入してゐると認められる団体

第七十一条　収税官吏は、財産税に関する調査又は財産税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した証書の原本及びその附属書類並びに法令により公証人の調製した帳簿を閲覧し、又はその内容について公証人に質問することができる。

第七十二条　財産税は、納税義務者の住所地、この法律の施行地に住所のないときは居所地をその納税地とする。但し、納税義務者は、政府に申告して、居住地を納税地とすることができる。

この法律の施行地に住所及び居所のない納税義務者は、命令の定めるところにより、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告のないときは、政府が、その納税地を指定する。

第七十三条　納税義務者が、納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出その他財産税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。納税義務者が、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときもまた同じ。

第七十四条　同族会社の昭和二十年十一月十五日以後の行為又は計算で、その株主若しくは社員又はこれと親族、使用人等特殊の関係がある者について、課税価格を減少せしめると認められるものがあつた場合においては、政府は、課税価格の更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかはらず、その認めるところにより、課税価格を算定することができる。

前項の同族会社とは、法人税法第十七条第三項に規定する法人をいふ。

第七十五条　都道府県、市町村その他の公共団体は、財産税の附加税を課することができない。

第十章　罰則

第七十六条　詐偽その他不正の行為により財産税を逋脱した者は、これを三年以下の懲役又はその逋脱した税金の三倍以下に相当する罰金又は科料に処する。

前項の罰金は、千円を下ることができない。

第一項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちにその課税価格を決定し、その税金を徴収する。

第七十七条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　正当の事由なくして、第六十八条の調書、又は第六十九条の明細書若しくは書類を提出せず、又はその調書、又は明細書若しくは書類に虚偽の記載をなして、これを提出した者

二　第七十条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四　第七十条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

五　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十八条　財産税に関する調査、評価若しくは審査の事務に従事してゐる者又はこれに従事してゐた者が、その調査、評価又は審査に関して知得した秘密を漏泄し、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十六条又は第七十七条第一号若しくは同条第三号乃至第五号の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第八十条　他人の財産税について、政府に対し、第六十四条に掲げる事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十一条　第七十六条第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

第十一章　補則

第八十二条　皇室の財産に対する財産税に関し必要な事項は、この法律の定めるところに準じ、皇室令を以て、これを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属島嶼（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。

納税義務者が、財産税の納付に関し立木を譲渡した場合（立木を伐採して譲渡した場合を含む。）又は立木を財産税の物納に充てた場合においては、命令の定めるところにより、納税義務者の調査時期における財産の価額のうちその譲渡し又は物納に充てた立木の価額が占める割合を、財産税額に乗じて算出した金額を、所得税法による山林の所得から控除する。

前項の規定は、財産税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

調査時期後この法律施行前に開始した相続については、財産税額は、命令の定めるところにより、相続税法第三条又は第三条ノ二に掲げる公課とみなす。

金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。

第三条第一項に次の但書を加へる。

但シ財産税法第五十五条ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル旧勘定預金等ヲ以テ財産税ヲ納付スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六　増加所得税法（昭二一・一二・二九　法　六三）

第一条　左に掲げる所得を有する個人は、この法律により、増加所得税を納める義務がある。

一　第一種所得

昭和二十一年中に生じた所得税法第十条第一項第一号の不動産所得並びに同項第三号の甲種及び乙種の事業所得に該当する所得の金額の合計金額が、同法による同年分の不動産所得並びに甲種及び乙種の事業所得の決定金額の計算の基礎となつた所得金額の合計金額（同年分の当該所得の決定金額の計算の基礎となつた所得金額の合計金額が三千円に満たないとき又は当該所得の金額の決定がなかつたときは三千円）を超過する場合におけるその超過する所得

二　第二種所得

昭和二十一年中に生じた所得税法第十条第一項第五号の山林の所得

三　第三種所得

昭和二十一年三月三日から同年十二月三十一日までの間に生じた所得税法第十条第一項第八号の譲渡所得

第二条　この法律施行の際、この法律の施行地に住所を有せず且つ一年以上の居所を有しない個人が、この法律の施行地外に有する資産又は事業から生じた所得については、増加所得税は、これを課さない。

第三条　増加所得税を課すべき所得は、左の各号の規定により算出した金額による。

一　第一種所得は、所得税法第十条第一項第一号の不動産所得並びに同項第三号の甲種及び乙種の事業所得に該当する所得につき、昭和二十一年中の総収入金額から必要な経費（収入を得るのに必要な負債の利子を含む。以下同じ。）を控除した金額の合計金額から、同法による同年分の不動産所得並びに甲種及び乙種の事業所得の決定金額の計算の基礎となつた所得金額の合計金額（同年分の当該所得の決定金額の計算の基礎となつた所得金額の合計金額が三千円に満たないとき又は当該所得の決定がなかつたときは三千円）を差し引いた金額

二　第二種所得は、所得税法第十条第一項第五号の山林の所得につき、昭和二十一年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

三　第三種所得は、所得税法第十条第一項第八号の譲渡所得につき、昭和二十一年三月三日から同年十二月三十一日までの間の総収入金額から当該財産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額

第四条　第一種所得については、その所得金額から七千円を控除する。

第二種所得及び第三種所得については、その所得金額から各々一万円を控除する。

戸主及びその同居家族の第一種所得及び第二種所得の所得金額は、各々これを合算し、各々その総額について、前二項の規定を適用する。戸主と別居する二人以上の同居家族の第一種所得及び第二種所得の所得金額についても、また同様とする。

第五条　増加所得税は、左の税率によりこれを賦課する。

一　第一種所得

所得金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用する。

二万円以下の金額	百分の三十
二万円を超える金額	百分の四十
五万円を超える金額	百分の五十
十万円を超える金額	百分の六十
二十万円を超える金額	百分の七十
五十万円を超える金額	百分の八十
百万円を超える金額	百分の九十

二　第二種所得

所得金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用する。

二万円以下の金額	百分の二十
二万円を超える金額	百分の三十
五万円を超える金額	百分の四十
十万円を超える金額	百分の五十
五十万円を超える金額	百分の六十
百万円を超える金額	百分の六十五

三　第三種所得

所得金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用する。

二十万円以下の金額	百分の二十五
二十万円を超える金額	百分の四十五
五十万円を超える金額	百分の六十五

前項の場合において、戸主及びその同居家族の第一種所得及び第二種所得の所得金額は、各々これを合算し、各々その総額に対して税率を適用して算出した金額を、各々その第一種所得及び第二種所得の所得金額に按分して、各々その税額を定める。戸主と別居する二人以上の同居家族の第一種所得及び第二種所得の所得金額についても、また同様とする。

第六条　増加所得税について納税義務がある者は、命令の定めるところにより、昭和二十二年一月三十一日までに、所得の種類及び金額その他必要な事項を、政府に申告しなければならない。

第七条　第一種所得、第二種所得又は第三種所得の所得金額は、増加所得税調査委員会に諮問して、政府において、これを決定する。

前項の所得金額の決定について脱漏があることが発見されたときは、昭和二十五年十二月三十一日までは、増加所得税調査委員会に諮問して、政府において、その所得金額を決定することができる。

増加所得税調査委員会の閉会後、第一項の所得を有する者

が納税義務があることを申し出た場合又は納税義務者が所得金額の増加があることを申し出た場合において、政府がその申出を相当と認めたときは、前二項の規定にかかわらず、増加所得税調査委員会に諮問することなくして、政府において、その所得金額を決定する。

増加所得税調査委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第八条　前条の規定及び第十条において準用する所得税法第三十六条第四項の規定により所得金額を決定したときは、政府は、これを納税義務者に通知する。

第九条　増加所得税の納期限は、昭和二十二年三月三十一日までとする。但し、特別の事情があるときは、命令で特別の定をなすことができる。

第七条第二項若しくは第三項の規定又は第十条において準用する所得税法第三十六条第四項の規定により所得金額を決定した場合においては、前項の規定にかかわらず、直ちに、その税金を徴収する。

増加所得税の税額の全部又は一部について、納付を困難とする事情があるときは、納税義務者は、その納付を困難とする金額について、命令の定めるところにより、六箇月以内の延納を申請することができる。

前項の規定により延納を許可された場合においては、当該税額延納税額については、命令の定めるところにより、当該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して、これを納付しなければならない。

第十条　所得税法第五条、第六条、第十一条第六号及び第二号、第十二条第二項、第三項及び第六項乃至第八項、第三十六条第四項、第三十九条第二項、第六十六条、第七十三条第二項、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十二条及び第八十四条乃至第八十七条、租税特別措置法第三条並びに財産税法附則第三項及び第四項の規定は、増加所得税の課税について、これを適用する。

第十一条　詐偽その他不正の行為により増加所得税を免れた者は、これを一年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併料することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その所得金額を決定し、その税金を徴収する。

第十二条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十条において準用する所得税法第八十一条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

二　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

三　第十条において準用する所得税法第八十一条又は第八十二条第一項の規定による質問に対し答弁をなさない者

四　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第十三条　第十条において準用する所得税法第六十六条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰

金に処する。

第十四条　増加所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十一条又は第十二条第二号乃至第四号の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第十六条　第十一条第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。

昭和二十二年一月三十一日までになすべき所得税法第三十四条第一項及び営業税法第十六条の申告は、これをなすことを要しない。

七　所得税法（昭和二二・三・三一　法二七）

第一章　総則

第一条　この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は、この法律により、所得税を納める義務がある。

前項の規定に該当しない個人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。

一　この法律の施行地にある資産又は事業の所得を有するとき

二　この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金（貯金その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）の利子又は合同運用信託の利益の支払を受けるとき

三　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受けるとき

四　この法律の施行地において、俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償（月額又は年額を以て支給するものに限る。以下同じ。）、年金（郵便年金を除く。以下同じ。）、恩給、賞与若しくは退職給与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けるとき

法人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。

一　この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支払を受けるとき

二　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受けるとき

第二条　前条第一項の規定に該当する個人については、所得の

全部に対し、所得税を課する。

前条第二項の規定に該当する個人については、同項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

年の中途において、前条第一項の規定に該当する個人が同条第二項の規定に該当することとなつたとき又は同条第二項の規定に該当する個人が同条第一項の規定に該当することとなつたときは、この法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間内に生じた所得の全部及びその他の期間内に生じた同条第二項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

法人については、前条第三項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

第三条　所得税は、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体及び民法第三十四条の規定により設立した法人には、これを課さない。

第四条　信託財産につき生ずる所得については、その所得を信託の利益として受くべき受益者が信託財産を有するものとみなして、所得税を課する。但し、この法律の施行地において、信託の利益の支払をなす合同運用信託については、この限りでない。

前項の規定の適用については、受益者が特定していないとき又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。この場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

公益信託の信託財産につき生ずる所得には、所得税を課さない。

第五条　株式の消却に因り支払を受ける金額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として受ける金額がその支払又は払戻を受ける者の当該株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合においては、その超過金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。

前項の規定の適用については、相続、贈与その他命令で定める事由に因り、株式又は出資を取得した場合においては、被相続人、贈与者その他命令で定める者がその株式又は出資を取得するために要した金額は、これを相続人、受贈者その他命令で定める者がその株式又は出資を取得するために要した金額とみなす。

前二項の株式又は出資を取得するために要した金額は、株式若しくは出資の払込済金額（会社が額面以上の価額で株式を発行した場合の額面を超える金額又はこれに準ずる金額を含む。）又はその株式若しくは出資の譲渡を受けた場合の対価の価額による。

第六条　左に掲げる所得については、所得税を課さない。

一　皇室経済法第四条第一項及び第六条第一項の規定により年額により受ける給付

二　傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金

三　旅費、学資金及び法定扶養料

四　郵便貯金の利子及び命令で定める当座預金の利子

五　第九条第一項第八号に規定する所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（第四

十二条第一項に規定する所得を除く。）

六　日本の国籍を有しない者のこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得

第七条　この法律において合同運用信託とは、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

第八条　この法律において同居親族とは、配偶者及び三親等内の親族で生計を一にするものをいう。

前項の規定の適用については、生計を一にする者の一人と同項に規定する関係がある者が二人以上あるときは、その二人以上の者相互の間には同項に規定する関係がない場合においても、その生計を一にする者全部の間に同項に規定する関係があるものとみなす。

この法律において扶養親族とは、納税義務者の同居親族のうち配偶者及び年齢十九歳未満若しくは六十一歳以上又は不具廃疾の者（命令で定める者を除く。）をいう。

前三項の規定は、この法律に特別の定がある場合を除く外、毎年十二月三十一日（年の中途において死亡した者とその他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況により、これを適用する。

第三項に規定する不具廃疾者の範囲は、命令でこれを定める。

第二章　課税標準及び税率

第九条　所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額（以下所得金額という。）による。

一　公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益（以下利子所得という。）は、その年中の収入金額（無記名の公債及び社債の利子については、支払を受けた金額）

二　法人から受ける利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配（以下配当所得という。）は、その年中の収入金額（無記名株式の配当については、支払を受けた金額）から、その元本を取得するために要した負債の利子を控除した金額

三　第五条第一項に規定する利益の配当若しくは剰余金の分配又は積立金（法人税法第十六条及び特別法人税法第九条ノ二に規定する積立金をいう。）でなした利益の配当若しくは剰余金の分配で株式若しくは出資の払込に充てられたもの（以下臨時配当所得という。）は、前号の規定にかかわらず、その年中の収入金額（無記名株式の配当については、支払を受けた金額）の十分の五に相当する金額

四　俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下給与所得という。）は、その年中の収入金額から、その十分の二に相当する金額（その金額が六千円を超えるときは六千円）を控除した金額

五　一時恩給及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与（以下退職所得という。）は、その年中の収入金額の十分の五に相当する金額

六　山林の伐採又は譲渡に因る所得（以下山林所得という。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額の十分の五に相当する金額

七　不動産、不動産上の権利、船舶（製造中の船舶を含む。）、鑛業若しくは砂鑛業に関する権利若しくは設備又は株式その他命令で定める資産の譲渡に因る所得（前号に規定する所得及び営利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。以下譲渡所得という。）は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の十分の五に相当する金額

八　前各号以外の所得（以下事業等所得という。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

前項の規定により所得金額を計算する場合において、配当所得又は事業等所得の計算上損失があるときは、これを山林所得及び譲渡所得以外の所得の金額から差し引いて計算する。

第一項の規定により所得金額を計算する場合において、山林所得の計算上損失があるときは、これを譲渡所得の金額から差し引いて計算し、譲渡所得の計算上損失があるときは、これを山林所得の金額から差し引いて計算する。

第五条第三項の規定は、第一項第七号に規定する株式その他命令で定める資産の取得価額について、これを準用する。

第十条　前条第一項第一号乃至第五号に規定する収入金額は、その収入すべき金額（金銭以外の物又は権利を以て収入すべき場合においては、当該物又は権利の価額　以下同じ。）により、同項第六号乃至第八号に規定する総収入金額は、その収入すべき金額の合計金額による。

前条第一項第六号及び第八号の規定により総収入金額から控除すべき経費は、種苗、蚕種又は肥料の購買費、家畜等の飼養料、仕入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他の物件の修繕費又は借入料、土地、家屋その他の物件又は業務に係る公租公課、使用人の給料、収入を得るために必要な負債の利子その他収入を得るために必要な経費とする。但し、家事上の経費及びこれに関連する経費は、これを除く。

所得税は、前条第一項第六号及び第八号に規定する必要な経費には、これを算入しない。

前条第一項第七号に規定する資産で財産税法第一条に規定する調査時期前に取得したものについては、前条第一項第七号の取得価額は、その調査時期における価額（土地、家屋、借地法による借地権、借地法による借地権たるもの以外の地上権又は永小作権及び株式その他命令で定める資産の価額については、財産税法第三章の規定及びこれに基いて発する命令により計算した価額）にその百分の五に相当する金額を加算した金額によることとし、前条第一項第七号の設備費又は改良費は、その調査時期後になされた設備又は改良のため要した費用に限る。

前条第一項第七号及び前項の規定の適用については、相続、贈与又は遺贈に因り取得した資産は、相続人、受贈者又は受遺者が引き続きこれを有していたものとみなす。

前条第一項第七号及び前二項に定めるものの外、譲渡所得の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一条　公債若しくは社債又は無記名の株式について、その所有者以外の者が利子又は配当の支払を受けるときは、利子所得、配当所得及び臨時配当所得の計算上、その所有者が支払を受けるものとみなす。但し、利子又は配当の生ずる期間中にその所有者に異動があつたときは、最後の所有者を利子又は配当の支払を受ける者とみなす。

第十二条　第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人については、その所得金額から四千八百円を控除する。

前項の個人が給与所得又は退職所得とその他の所得とを有する場合においては、前項の控除は、まず給与所得又は退職所得について、これをなし、なお不足額があるときは、その他の所得に及ぶものとする。

同居親族のうちに、所得を有する者が二人以上ある場合においてこれらの者の所得の全部が給与所得及び退職所得以外の所得であるときは、これらの者の所得金額は、これを合算し、その総額について第一項の規定を適用する。

同居親族のうちに、所得を有する者が二人以上ある場合において、給与所得又は退職所得を有する者が一人だけであるときは、まずその者の給与所得又は退職所得について第一項の控除をなし、なほ不足額があるときに限り、その不足額をその者及び他の同居親族の他の所得の金額から控除する。

同居親族のうちに、給与所得又は退職所得を有する者が二人以上ある場合においては、当該所得を有する者の当該所得の金額から各〻四千八百円（当該所得の金額が四千八百円に満たない者については、当該所得の金額に相当する金額）を控除する。この場合において、同居親族の給与所得又は退職所得の金額から控除する金額の合計額が四千八百円に満たないときは、その不足額は、同居親族の他の所得の金額から、これを控除する。

前三項の場合において、誰の他の所得の金額からいかなる金額を控除するかは、命令でこれを定める。

第十三条　所得税は、前条の規定による控除後の所得金額（以下課税所得金額という）を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して、これを課する。

一万円以下の金額	百分の二十
一万円を超える金額	百分の二十五
一万五千円を超える金額	百分の三十
二万円を超える金額	百分の三十五
三万円を超える金額	百分の四十
四万円を超える金額	百分の四十五
五万円を超える金額	百分の五十
七万円を超える金額	百分の五十五
十万円を超える金額	百分の六十
二十万円を超える金額	百分の六十五
五十万円を超える金額	百分の七十
百万円を超える金額	百分の七十五

前項の場合において、同居親族の課税所得金額は、これを合算し、その総額に対し税率を適用して計算した金額を、各〻その課税所得金額に按分して、各〻その税額を定める。

第十四条　第一条第一項の規定に該当する個人については、扶

養親族一人につき二百四十円を、前条の規定を適用して計算した所得税額から控除する。

同居親族のうち、所得を有する者が二人以上あるときは、これらの者につき前条の規定を適用して所得税額を計算し、その税額を合算し、その合算額について前条の規定を適用する。

前項の場合において、誰の所得税額からいかなる金額を控除するかは、命令でこれを定める。

第十五条　第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人で、所得金額（同居親族については、所得金額の合計額）が五万円以下のものに課すべき所得税の税額は、前三条の規定により計算した金額によらず、命令の定めるところにより、所得金額並びに扶養親族の有無及びその数に応じ、別表第一に定める金額（第一条第二項第一号の規定に該当する個人及び命令で定める者については、所得金額に応じ、扶養親族がない者について同表に定める金額）による。

第十六条　第二十六条第二項の規定により、同条第一項に規定する確定申告書の提出を必要としない者に課すべき所得税の税額は、第十二条乃至第十四条の規定により計算した金額又は前条の規定による所得税額によらず、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収すべき税額の合計金額による。

第十七条　第一条第二項の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、配当所得又は臨時配当所得については、第九条第一項第一号乃至第三号及び第十三条の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、配当所得又は臨時配当所得については、第九条第一項第一号乃至第三号及び第十三条の規定にかかわらず、その支払を受くべき金額（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の配当については、支払を受けた金額、第五条第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配については、その支払又は払戻を受ける金額が株式又は出資の払込済金額を超過する場合におけるその超過金額）に対し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受くべき金額（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の配当については、支払を受けた金額第五条第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配については、その支払又は払戻を受ける金額が株式又は出資の払込済金額を超過する場合におけるその超過金額）に対し、百分の三十の税率を適用して、所得税を課する。

第一条第二項の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支払を受ける給与所得又は退職所得については、第九条第一項第四号及び第五号並びに第十三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受くべき金額（退職所得については、その支払を受くべき金額の十分の五に相当する金額）に対し、百分の二十五の税率を適用して、所得税を課する。

第十八条　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、配当所得又は臨時配当所得については、第九条第一項第一号乃至第三号及び第十三条の規定にかかわらず、その支払を受くべき金額（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の配当については、支払を受けた金額、第五条第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配については、その支払又は払戻を受ける金額が株式又は出資の払込済金額を超過する場合におけるその超過金額）に対し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人

が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、配当所得又は臨時配当所得については、第九条第一項第一号乃至第三号及び第十三条の規定にかかわらず、その支払を受くべき金額（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の配当については、支払を受けた金額、第五条第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配については、その支払又は払戻を受ける金額が株式又は出資の払込済金額を超過する場合におけるその超過金額）に対し、百分の三十の税率を適用して、所得税を課する。

第十九条　信託会社が、その引き受けた合同運用信託の信託財産について納付した所得税額は、命令の定めるところにより、当該合同運用信託の利益に対する所得税額から、これを控除する。

前項の規定により控除すべき合同運用信託の信託財産について納付した所得税額は、当該合同運用信託の利益の計算上、当該利益に、これを加算する。

第二十条　命令で指定する重要物産の製造、採掘又は採取を業とする個人には、命令の定めるところにより、開業の年及びその翌年から三年間は、その業務から生じた所得に対する所得税を免除する。

前項の重要物産の製造、採掘又は採取を業とする個人が、その設備を増設したときは、命令の定めるところにより、設備を増設した年及びその翌年から三年間は、その増設した設備による物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得に対する所得税を免除する。

第三章　申告

第一節　予定申告

第二十一条　第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、毎年四月一日においてその年中における所得金額が四千八百円を超えると見積られるときは、毎年四月一日から同月三十日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を四月予定申告書という。）

一　その年分の所得金額及び当該所得金額につき第十二条乃至第十四条の規定により計算した所得税額（所得金額が五万円以下と見積られる者については、第十五条の規定による所得税額）の見積額

二　その年分の第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収される所得税額及び当該税額の計算の基礎となる所得金額の見積額

三　第一号に規定する所得税額の見積額から前号に規定する徴収税額の見積額を控除した金額

四　扶養親族の数

前項の場合において、その年中における給与所得及び退職所得の収入金額（退職所得については、収入金額の十分の五に相当する金額）の合計金額が六万円以下で、且つ、その他の所得の金額が千円に満たないと見積られるときは、四月予定申告書は、これを提出することを要しない。

四月予定申告書に記載すべき所得金額及び所得税額の見積額並びに扶養親族の数は、毎年四月一日の現況による。

同居親族のその年中における所得金額の見積額は、これを合算し、その総額について第一項又は第二項の規定を適用する。

同居親族のうちに申告義務者が二人以上ある場合においては、各申告義務者について、第一項に規定する事項を区分して記載し、連署で四月予定申告書を提出しなければならない。但し、他の同居親族の氏名を附記して、各別にこれを提出することを妨げない。

前二項の規定の適用については、同居親族であるかないかは、毎年四月一日（その年一月一日以後三月三十一日以前に死亡した者とその他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況による。

第二十二条　第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、毎年四月二日から十月一日までの間に、左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める期限までに、命令の定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（左の第一号の規定により提出する申告書を七月予定申告書といい、第二号の規定により提出する申告書を十月予定申告書という。）

一　毎年七月一日において、あらたにその年中における所得金額が四千八百円を超えると見積られるに至つた場合においては、その年七月一日から同月三十一日限

二　毎年十月一日において、あらたにその年中における所得金額が四千八百円を超えると見積られるに至つた場合においては、その年十月一日から同月三十一日限

前条第二項乃至第六項の規定は、前項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において前条第三項及び第六項中「四月一日」とあるのは、前項第一号の場合においては「七月一日」、同項第二号の場合においては「十月一日」と読み替え、前条第六項中「三月三十一日」とあるのは、前項第一号の場合においては「六月三十日」、同項第二号の場合においては「九月三十日」と読み替えるものとする。

第二十三条　四月予定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された所得金額又は所得税額の見積額がその年七月一日における所得金額又は所得税額の見積額に比し、増減があるに至つた場合においては、その年七月一日から同月三十一日までの間に、命令の定めるところにより、第二十一条第一項各号に規定する事項のうち異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を七月修正予定申告書という。）

左の各号の一に該当する者は、その年十月一日から同月三十一日までの間に、第二十一条第一項各号に規定する事項のうち、異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を十月修正予定申告書という。）

一　四月予定申告書又は七月予定申告書を提出した者で、当該申告書に記載された所得金額又は所得税額の見積額が、その年十月一日における所得金額又は所得税額の見積額に

比し、増減があるに至つたもの

二　七月修正予定申告書を提出した者で、当該申告書に記載された所得金額又は所得税額の見積額が、その年十月一日における所得金額又は所得税額の見積額に比し、増減があるに至つたもの

前二項の規定は、第四十四条第一項乃至第三項の規定による更生又は決定があつた者の当該更生又は決定に係る所得金額の見積額又は第二十一条第一項第三号に規定する金額（以下予定納税額という。）につき増減があるに至つた場合について、これを準用する。

第二十一条第三項乃至第六項の規定は、第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十一条第三項及び第六項中「四月一日」とあるのは、第一項の場合においては「七月一日」、第二項の場合においては「十月一日」と読み替え、第二十一条第六項中「三月三十一日」とあるのは、第一項の場合においては「六月三十日」、第二項の場合においては「九月三十日」と読み替えるものとする。

第二十四条　通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前三条に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

第二十五条　第十四条の控除に関する規定は、四月予定申告書、七月予定申告書又は十月予定申告書に、第二十一条第一項第四号に規定する扶養親族に関する事項の記載がない場合においては同項第一号に規定する所得税額の見積額の計算については、これを適用しない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第二節　確定申告

第二十六条　第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中における所得金額が四千八百円を超えるときは、翌年一月三十一日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を確定申告書という。）

一　その年分の所得金額及び当該所得金額につき第十二条乃至第十四条の規定により計算した所得税額（所得金額が五万円以下である者については、第十五条の規定による所得税額）

二　前号の所得金額及び所得税額の計算の基礎

三　所得の基本たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる場所

四　扶養親族の氏名、生年月日、申告者との続柄及び不具廃疾の事実

五　その年中における所得につき第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収された又は徴収さるべき所得税額

六　その年中における所得につき第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十四条又は第四十五条の規定により納付した又は納付すべき所得税額（命令で定める金額を除く。）

七　前二号の所得税額の合計額が第一号の所得税額に比し過不足ある場合におけるその超過額又は不足額

前項の場合において、その年中における給与所得及び退職所得の収入金額（退職所得については、収入金額の十分の五に相当する金額）の合計金額が三万円以下で、且つ、その他の所得の金額が五百円に満たない場合その他命令で定める場合においては、確定申告書は、これを提出することを要しない。

第三十八条第一項の規定により税金を徴収された者は、確定申告書には、第六十二条の規定により交付せらるべき源泉徴収票を、添附しなければならない。

確定申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出前に死亡した場合においては、命令の定めるところにより、相続人その他の者は、当該申告書を提出しなければならない。

第二十一条第四項及び第五項並びに第二十四条の規定は、確定申告書を提出する場合について、これを準用する。

第二十七条　確定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された前条第一項第七号に規定する過不足額について不足額が過少であること又は超過額が過大であることを発見したときは、命令の定めるところにより、同項各号に掲げる事項のうち、修正すべきものその他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。（この申告書を修正確定申告書という。）

確定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された前条第一項第七号に規定する過不足額について不足額が過大であること又は超過額が過少であることを発見したときは、確定申告書の提出期限後一箇月間を限り、政府に対し、同項第一号に規定する所得金額及び所得税額並びに同項第七号に規定する過不足額の更正の請求をなすことができる。

政府は、前項の請求があつた場合において、その請求の理由がないと認めるときは、その請求をなした者にその旨を通知する。

第二項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

前条第四項の規定は、修正確定申告書を提出すべき者又は第二項の規定による更正の請求をなし得る者が、当該申告書の提出又は更正の請求前に死亡した場合について、これを準用する。

第二十八条　第十四条の控除に関する規定は、確定申告書に第二十六条第一項第四号に規定する控除に関する事項の記載がない場合においては、同項第一号に規定する所得税額の計算については、これを適用しない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第二十九条　年の中途において死亡した者のその年一月一日以後死亡の時までの所得金額（死亡当時の同居親族に所得があるときは、その所得金額の見積額との合算額）が四千八百円を超えるときは、命令の定めるところにより、相続人その他

の者は、第二十六条第一項の規定に準じ、必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、第六十六条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、命令の定めるところにより、その住所及び居所を有しないこととなる当時の現況により、第二十六条第一項の規定に準じ必要な事項を記載した申告書を、その住所及び居所を有しないこととなる日までに、政府に提出しなければならない。

前二項の場合において、第十四条の控除に関する規定の適用その他に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章　納付

第一節　申告納税

第三十条　四月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の四分の一に相当する税額の所得税を、左の四期において、政府に納付しなければならない。

第一期　その年四月一日から同月三十日限

第二期　その年七月一日から同月三十一日限

第三期　その年十月一日から同月三十一日限

第四期　翌年一月一日から同月三十一日限

七月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、第二期乃至第四期において、十月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第三期及び第四期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

第三十一条　七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書を提出した者の納付すべき所得税額は、左の各号の定めるところにより、当該各号に掲げる金額による。

一　七月修正予定申告書を提出した者が第二期乃至第四期において納付すべき所得税額は、前条第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と七月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の三分の一に相当する金額を加算又は減算した金額

二　第二十三条第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第三期及び第四期において納付すべき所得税額は、前条の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書又は七月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額

三　第二十三条第二項第二号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第三期及び第四期において納付すべき所得税額は、第一号の規定による当該納期分の所得税額につき、七月修正予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額

第三十二条　確定申告書を提出した者は、予定納税額の申告をなし又はその決定を受けた者であるときは、前二条及び第四十五条の規定による第四期分の所得税額に代え、当該税額につき第二十六条第一項第七号に規定する金額を加算又は減算した金額に相当する税額の所得税を、その他の者であるときは、同号に規定する金額に相当する税額の所得税を、第四期において政府に納付しなければならない。

第二十六条第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、被相続人のなした申告又は被相続人の受けた決定は、相続人その他の者のなした申告又はその受けた決定とみなす。この場合においては、同項中「第四期において」とあるのは、「命令で定める期限内に」と読み替えるものとする。

修正確定申告書を提出した者は、当該修正に因り増加した所得税額を、当該申告書の提出の日に、政府に納付しなければならない。

第三十三条　その年中における所得の主たる部分が農業から生ずる所得で、且つ、その年十月一日以後において生ずるものである者の納付する所得税の納期その他の事項については、命令で特別の定をなすことができる。

第二十四条（第二十六条第五項において準用する場合を含む。）の規に定より申告書の提出期限の延長があつた場合においては、命令で定める税額の所得税については、その納期限が当該提出期限まで延長されたものとみなす。

四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書、十月修正予定申告書、確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限後又は申告をなすべき日後に当該申告書を提出した者の所得税については、命令の定めるところにより、当該申告書の提出の日に、これを政府に納付しなければならない。

第三十四条　第二十九条第一項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、被相続人の納付すべき所得税額のうち、まだ被相続人が納付していない税額の所得税を、政府に納付しなければならない。

第二十九条第二項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、その納付すべき所得税額のうち、まだ納付していない税額の所得税を、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までに、政府に納付しなければならない。

第三十五条　納税義務者が、前五条に規定する所得税を期限内に完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

第一期乃至第三期において納付すべき所得税については、国税徴収法第三章の規定により滞納処分を行う場合においても、確定申告書の提出期限までは、同法第二十四条の規定による公売は、これをなすことができない。

第三十六条　七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の提出があつた場合において、すでに納付した所得税額に過納額があるときは、その全部又は一部は、命令の定めるところにより、その後の納期において納付する所得税額に、順次これ

を充当する。

第二節　源泉徴収

第三十七条　第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において利子所得、配当所得又は臨時配当所得の支払をなす者は、その支払の際、その支払うべき金額（第五条第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配については、その支払又は払戻を受ける金額が株式又は出資の払込済金額を超過する場合におけるその超過金額）に対し、百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第一条第一項の規定に該当する個人について、前項の規定により徴収した所得税額が、その年中の所得金額につき第十二条乃至第十四条の規定により計算した所得税額（第十五条の規定の適用を受くべき者については、同条の規定による所得税額）を超える場合においては、第十二条乃至第十五条の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、前項の規定により徴収した金額を以てその者のその年中に納付すべき所得税額とする。

第三十八条　第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得又は退職所得の支払をなす者（命令で定める者を除く。）は、その給与の支払をなす際、左の各号に定めるところにより、左に掲げる税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一　第三十九条の規定による申告書を提出した者の当該申告書の経由先から支払を受ける給与については、その給与の支給期が毎月、毎半月、毎旬、毎週又は毎日と定められているときは、当該支給期の区分に従い、その給与の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に応じ、別表第二の月額表、半月額表、旬額表、週額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額

二　第三十九条の規定による申告書を提出した者の当該申告書の経由先から支払を受ける給与については、その給与の支給期間が月又は週の整数倍の期間により定められているときは、その給与の月割額又は週割額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に応じ、別表第二の月額表又は週額表の各甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した税額

三　第三十九条の規定による申告書を提出した者の当該申告書の経由先から支払を受ける給与については、その給与の支給期が前二号に定めるものと異なるものであるときは、その給与の日割額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に応じ、別表第二の日額表甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した税額

四　第三十九条の規定による申告書を提出しなかつた者の支払を受ける給与又は二以上の給与の支払者から給与の支払を受ける者の当該申告書の経由先以外の支払者から支払を受ける給与については、前三号の規定に準じ、別表第二の各乙欄に掲げる税額（給与の支給期間が月又は週の整数倍

の期間により定められているときは、その給与の月割額又は週割額に対する別表第二の月額表又は週額表の各乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した税額、給与の支給期間が第一号又は第二号に定めるものと異なるものであるときは、給与の日割額に対する別表第二の日額表乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した税額）

五　賞与及び賞与の性質を有する給与については、その給与の金額及びその金額の計算の基礎となつた期間の区分に応じ、別表第三に掲げる税額

六　退職所得については、その給与の金額に応じ、別表第四に掲げる税額

前項第二号乃至第四号の給与の月割額、週割額及び日割額の意義、同項第一号の申告された扶養親族の数に関する特例その他同項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九条　この法律の施行地において支払を受ける給与所得を有する者は、命令の定めるところにより、給与の支払者及び扶養親族の氏名その他必要な事項を記載した申告書を、給与の支払者（二以上の支払者があるときは、主たる給与の支払者、以下本条において同じ。）を経由し、毎年最初に給与の支払を受ける日（年の中途においてあらたに給与所得を有するに至つた者については、その最初に給与の支払を受ける日）の前日までに、政府に提出しなければならない。

前項に規定する申告書を提出した者は、給与の支払者又は扶養親族に異動があるに至つたときは、命令の定めるところにより、異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、給与の支払者を経由し、その異動があつた日後最初の給与の支払を受ける日の前日までに、政府に提出しなければならない。

前二項の場合において、給与の支払者が申告書を受け取つたときは、その申告書は前二項の規定により、政府に提出されたものとみなす。

第四十条　第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者は、その支払者がその個人に対しその年中に支払う給与所得につき第九条第一項第四号の規定により計算した所得金額が五万円以下である場合において、第三十八条第一項の規定により徴収する所得税額の合計額が、当該所得についての第十五条の規定による税額に比し過不足あるときは、命令の定めるところにより、過納額は、その年最後に又はその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充当し、（徴収すべき税額がないときは還付し、）不足額は、その年最後に又はその翌年において給与の支払をなす際、順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十一条　第十七条又は第十八条に規定する所得につき支払をなす者は、その支払の際、第十七条又は第十八条の規定による所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十二条　この法律の施行地において、原稿、挿画、作曲及

び音盤吹込の報酬、放送謝金、著作権の使用料及び講演料並びにこれらの性質を有する報酬又は料金の支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の十五の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

この法律の施行地において、外交員、集金人その他これらの労務者に準ずる者に対し、報酬又は料金の支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十三条　第三十七条第一項、第三十八条第一項又は前三条の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつたとき又は徴収した税金を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを支払者から徴収する。

法人が解散した場合において、前項の規定により徴収せらるべき税金を納付しないで残余財産を分配したときは、その税金については、清算人が連帯して納税の義務があるものとする。

第五章　更正及び決定

第四十四条　四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の提出があつた場合において、申告又は修正に係る所得金額の見積額又は予定納税額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、その所得金額の見積額又は予定納税額の更正をなすことができる。

政府は、四月予定申告書、七月予定申告書又は十月予定申告書の提出をなす義務があると認められる者が、当該申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、所得金額の見積額及び予定納税額の決定をなすことができる。

政府は、前二項の規定により更正又は決定をなした所得金額の見積額又は予定納税額について、第二十三条第一項又は第二項の規定に該当する事実があると認めるときは、第一項の規定に準じ、所得金額の見積額又は予定納税額の更正をなすことができる。

政府は、前三項の規定により、所得金額の見積額又は予定納税額の更正をなし又は決定をなしたときは、これを納税義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第六十六条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代えて公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第四十五条　前条第一項又は第三項の規定による政府の更正があつた場合においては、その更正に係る予定納税額と更正前の予定納税額との差額は、左の各号の定めるところにより、更正前の所得税分納額に加算して、これを政府に納付しなければならない。

一　四月予定申告書、七月予定申告書又は十月予定申告書に

記載された予定納税額について更正をなした場合においては、更正に因り増加した税額は、第三十条第一項又は第二項に規定する納期及び分納額の区分により、更正前の各納期の所得税分納額にこれを加算する。

二　七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書に記載された予定納税額について更正をなした場合においては、更正に因り増加した税額は、第三十一条各号に規定する納期及び分納額の区分により、更正前の各納期の所得税分納額にこれを加算する。

前条第二項の規定により、決定をなした場合においては、その決定に係る予定納税額は、第三十条第一項又は第二項の規定による納期及び分納額の区分により、これを政府に納付しなければならない。

前二項の場合において、納期限前十日にあたる日以後に更正又は決定の通知を受けたときは、更正に因り増加した税額又は決定に係る税額で当該納期以前の納期に係る分は、当該通知を受けた日後一箇月を経過する日までに、これを政府に納付しなければならない。

第三十五条の規定は、前三項の規定に因る更正により増加した税額又は決定に係る税額について、これを準用する。

第四十六条　確定申告書又は修正確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された所得金額若しくは所得税額又は第二十六条第一項第七号に規定する金額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、所得金額若しくは所得税額又は同号に規定する金額の更正をなす。

政府は、確定申告書の提出をなす義務があると認められる者が、当該申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、所得金額及び所得税額並びに第二十六条第一項第五号乃至第七号に規定する金額の決定をなす。

前二項の規定は、第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合又は当該申告書の提出がなかつた場合について、これを準用する。

政府は、前三項の規定による更正又は決定後、その更正し又は決定した所得金額若しくは所得税額又は第二十六条第一項第七号に規定する金額について脱漏があること（同項第七号に規定する金額が超過額であるときは、当該金額が過大であること）を発見したときは、政府の調査により、所得金額若しくは所得税額又は同項第七号に規定する金額の更正をなすことができる。

政府は、前四項の規定により更正又は決定をなしたときは、これを納税義務者に通知する。

第四十四条第五項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第四十七条　政府は、前条第一項乃至第四項の規定により更正又は決定をなした場合において、その追徴税額（その不足税額はその決定による税額をいう。以下同じ。）があるときは、同条第五項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、これを徴収する。

第六章　審査、訴願及び訴訟

第四十八条　納税義務者は、第四十四条第四項の規定により政府の通知した所得金額の見積額又は予定納税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

第二十七条第四項の規定は、前項の請求があつた場合について、これを準用する。

第四十九条　納税義務者は、第四十六条第五項の規定により政府の通知した所得金額若しくは所得税額若しくは第二十六条第一項第五号乃至第七号に規定する金額又は第五十七条第二項の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の規定は、第二十七条第三項の規定による政府の通知に対し、納税義務者が異議がある場合について、これを準用する。

第二十七条第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の請求があつた場合について、これを準用する。

第五十条　政府は、第四十八条第一項又は前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第五十一条　前条第一項の決定に対し不服がある者は、訴願をなし又は裁判所に出訴することができる。

第四十四条第一項乃至第三項若しくは第四十六条第一項乃至第四項の規定による更正若しくは決定又は第五十七条第一項の規定による所得税額の追徴税額に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第七章　雑則

第五十二条　納税義務者が、災害その他の事由に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、所得税を軽減し又は免除することができる。

政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除の処分が確定するまで、税金の徴収を猶予することができる。

第五十三条　納税義務者の提出した申告書又は更正若しくは決定に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府にその閲覧を請求することができる。

第五十四条　納税義務があると認められる者が、確定申告書若しくは修正確定申告書を提出しなかつた事実又は所得金額若しくは所得税額若しくは第二十六条第一項第七号に規定する金額に脱漏があると認められる事実（同号に規定する金額が超過額であるときは、当該金額が過大であると認められる事実）を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて当該所得金額、所得税額又は同号に規定する金額を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金

として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知り得た事実又は不法の行為に因り知り得た事実に基くものである場合も、また同様とする。

第五十五条　納税義務者は、第二十七条第一項の規定による修正に因り増加した税額、第三十三条第三項の規定により納付する税額、第四十四条第一項若しくは第三項の規定による更正に因り増加した税額又は同条第二項の規定による決定に係る税額については、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

前項の規定は、政府が第四十七条に規定する追徴税額を徴収する場合について、これを準用する。

第三十五条の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第五十六条　第四十三条の規定により支払者から所得税を徴収する場合においては、第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつたこと又は徴収した所得税を政府に納付しなかつたことについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算する。

第五十七条　確定申告書の提出期限後に確定申告書若しくは修正確定申告書の提出があつた場合又は第四十七条の規定による追徴税額に相当する所得税を徴収することとなつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事実について已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、第一号の場合においては、第二十六条第一項第七号に規定する金額、第二号の場合においては、修正確定申告により増加した所得税額、第三号の場合においては、追徴税額に相当する所得税額に、一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する所得税を追徴する。但し、この金額は、当該税額に百分の五十を乗じて計算した金額を超えることができない。

一　確定申告書の提出期限後に確定申告書を提出した場合においては、確定申告書の提出期限内に確定申告書を提出しなかつたこと

二　修正確定申告書の提出があつた場合においては、前の確定申告又は修正確定申告に係る所得税額について誤謬があつたこと

三　第四十七条に規定する追徴税額に相当する税額の所得税を徴収することとなつた場合においては、納税義務者の申告又は修正に係る所得税額が政府の調査した所得税額と異なること

政府は、前項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第四十四条第五項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第五十八条　この法律の施行地において利子の支払をなすべき公債又は社債を募集した者（委託募集の場合は委託を受けて募集した者）は、命令の定めるところにより、その公債又は社債に関する事項を記載した調書を、政府に提出しなければならない。

第五十九条　この法律の施行地において無記名の公債、社債又は株式について利子又は配当の支払を受ける者は、命令の定めるところにより、氏名又は名称、住所その他必要な事項を、利子又は配当の支払の取扱者に告知しなければならない。

利子又は配当の支払の取扱者は、前項の告知をなさしめた後でなければ、その支払をなすことができない。

第六十条　この法律の施行地において、俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償、年金、恩給、賞与若しくはこれらの性質を有する給与又は報酬若しくは料金で命令で定めるものの支払をなす者は、命令の定めるところにより、使用人又は労務者の職名別人員その他必要な事項を政府に申告しなければならない。

第六十一条　左に掲げる者は、命令の定めるところにより、支払調書を政府に提出しなければならない。

一　公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支払をなす者

二　利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配をなす法人

三　第四十二条に規定する報酬又は料金の支払をなす者

合同運用信託以外の信託の受託者は、命令の定めるところにより、各信託について、計算書を政府に提出しなければならない。

第六十二条　第三十八条第一項の規定に該当する給与支払者は、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、給与の支払をなした年の翌年一月二十五日まで（年の中途において退職があつたときは、退職後一箇月以内）に、一通を政府に提出し、他の一通を給与の支払を受ける者に交付しなければならない。

一　その年中の支払に係る給与所得及び退職所得につきその種類ごとにその合計額

二　前号の所得につき第三十八条第一項及び第四十条の規定により徴収した所得税額

三　第三十九条の規定により申告された扶養親族の数

政府の承認を受けた場合においては、前項の規定による源泉徴収票の提出及び交付を要しない。

第六十三条　収税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、左に掲げる者に質問し又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前二条に規定する支払調書、計算書又は源泉徴収票を提

出する義務がある者

三　納税義務者若しくは納税義務があると認められる者に金銭若しくは物品の給付をなす義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は納税義務者若しくは納税義務があると認められる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

第六十四条　収税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、命令で定める事業をなす者の組織する団体に、その団体員の所得に関する事項を諮問することができる。

前項に規定する団体は、同項の諮問を受けたときは、命令の定めるところにより、調書を提出しなければならない。

第六十五条　所得税は、納税義務者の住所地（この法律の施行地に住所がないときは居所地）をその納税地とする。但し、納税義務者は、政府に申告して、居所地を納税地とすることができる。

この法律の施行地に住所及び居所がない納税義務者は、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その納税地を指定する。

第六十六条　納税義務者が納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他所得税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。命令で定める場合を除く外、納税義務者が、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

第六十七条　同族会社の行為又は計算でその株主若しくは社員又はこれと親族、使用人、命令で定める出資関係がある会社等特殊の関係がある者の所得について、所得税を免れる目的があると認められる場合においては、政府は、所得金額又は所得税額の更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、所得金額又は所得税額を計算することができる。

前項の同族会社とは、法人税法第三十四条第二項に規定する会社をいう。

第六十八条　都道府県、市町村その他の公共団体は、所得税の附加税を課することができない。

第八章　罰則

第六十九条　詐偽その他不正の行為により第二十六条第一項第一号に規定する所得税額の全部又は一部につき所得税を免れた者は、これを一年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。詐偽その他不正の行為により第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者も、また同様とする。

前項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた税金を徴収する。

第七十条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

二　第五十九条第一項に規定する告知すべき事項について、虚偽の告知をなした者及び同項の規定に違反し告知をなさしめないで支払をなした者

三　第六十一条第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書若しくは第六十二条第一項の源泉徴収票を政府に提出せず又はその支払調書、計算書若しくは源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

四　第六十二条第一項の源泉徴収票を給与の支払を受ける者に交付せず又はその源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを交付した者

五　第六十三条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

六　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

七　第六十三条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

八　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十一条　所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十九条又は第七十条の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第七十三条　他人の所得税について、政府に対し、第五十四条に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七十四条　第六十九条第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附　則

第一条　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二条　この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。

第三条　この法律は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、譲渡所得のうち、株式その他命令で定める資産の譲渡に因る所得に対する所得税については、昭和二十二年四月一日以後における譲渡に因る分に、これを適用する。

改正後の第十七条及び第十八条の規定により課する所得税については、昭和二十二年四月一日以後の支払に係る所得につき、これを適用する。

第四条　不動産所得、乙種の配当利子所得、甲種の事業所得及び乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得、乙種の退職所得及び個人の総所得に対する昭和二十一年分以前の所得税及びこの法律施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配当利子所得、丙種の事業所得、甲種の勤労所得、甲種の退職所得及び清算取引所得に対する分類所得並びに従前の第百六条第一項の規定により支払の際賦課することを得べき綜合所得税については、なお従前の例による。但し、従前の第三十六条第二項又は第六十八条第一項の規定により所得金額を決定すべき場合においては、これらの規定にかかわらず、所得調査委員会の調査又は所得審査委員会の決議によることなく、政府において、その所得金額を決定する。

第五条　改正後の第一条第一項の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支払を受ける公債、社債、銀行預金、銀行貯蓄預金、市町村農業会貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金その他命令で定める預金の利子及び命令で定める合同運用信託の利益については、改正後の第九条第一項第一号及び第十三条の規定にかかわらず、納税義務者の申告により、他の所得とこれと区分し、利子又は利益の支払の際、その利子金額又は利益金額を課税標準とし、百分の六十の税率により、その所得税を課することができる。

前項の規定による所得税は、その利子又は利益の支払の際、支払者においてこれを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならない。

改正後の第四十三条及び第五十六条の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六条　信託会社が、その引き受けた合同運用信託の信託財産について、従前の規定により納付した甲種の配当利子所得に対する分類所得税額は、命令の定めるところにより、当該合同運用信託の利益に対する所得税額から、これを控除する。

前項の場合において、控除すべき分類所得税額は、当該合同運用信託の利益の計算上、当該利益にこれを加算する。

第七条　増加所得税は、改正後の第九条第一項第六号及び第八号に規定する必要な経費には、これを算入しない。

第八条　昭和二十二年分の所得税については、昭和二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に支払を受くべき甲種の配当利子所得（公債及び社債については、支払を受けた利子）に対する分類所得税額又は従前の第百六条第一項の規定により支払の際課せられた綜合所得税額は、これを改正後の第三十七条第一項又は附則第五条第二項の規定により徴収された所得税額とみなす。

昭和二十二年分の所得税については、昭和二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給に係る丙種の事業所得、甲種の勤労所得又は甲種の退職所得に対する分類所得税額は、これを改正後の第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収された所得税額とみなす。

第九条　従前の第三十五条第二項の規定に基く命令の規定により、昭和二十二年一月一日現在の扶養家族につき提出された控除に関する申請書は、これを改正後の第三十九条第一項の規定により提出された申告書とみなす。

この法律施行の際、現に改正後の第八条第三項の規定に該

当する扶養親族と前項に掲げる申請書に記載された扶養家族とが異る場合においては、給与所得の支払を受ける者は、この法律の施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、改正後の第三十九条第二項に規定する申告書を、給与の支払者（二以上の支払者があるときは、主たる給与の支払者）を経由し政府に提出しなければならない。

改正後の第三十九条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第十条　昭和二十二年に限り、四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書及び十月修正予定申告書に関する事項並びに第一期及び第二期の納期については、命令で特別の定をなすことができる。

第十一条　日本国憲法施行の日までは、改正後の第五十条第二項中「政令」とあるのは「勅令」、改正後の第五十一条第一項中「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

第十二条　財産税法上の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

納税義務者が財産税の納付に関し立木を譲渡した場合（立木を伐採して譲渡した場合を含む。）又は立木を財産税の物納に充てた場合においては、命令の定めるところにより、所得税法第九条第一項第六号の規定にかかわらず、当該立木の譲渡又は物納に因り生ずる収入金額から必要な経費及び財産税額に納税義務者の調査時期における財産の価額中その譲渡し又は物納に充てた立木の価額が占める割合を乗じて算出した金額の合計額を控除した金額の十分の五に相当する金額により所得金額を計算する。

第十三条　増加所得税の課税については、なお従前の所得税法第五条、第六条、第十条第一項第一号、第三号、第五号及び第八号、第十一条第六号及び第七号、第十二条第二項、第三項及び第六項乃至第八項、第三十六条第四項、第三十九条第二項、第六十六条、第七十三条第二項、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十二条及び第八十四条乃至第八十七条の規定並びに従前の財産税法附則第三項の規定による。

第十四条　この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条　昭和二十一年法律第十四号（所得税法の一部を改正する等の法律）の一部を次のように改正する。

第五十一条に次の但書を加える。

但し、従前の同法第十七条第二項又は第二十二条第一項の規定により利得金額を決定すべき場合においては、これらの規定にかかはらず、昭和二十二年の所得税法を改正する法律による改正前の所得税法の所得調査委員会又は所得審査委員会の調査又は決議によることなく、政府において、その利得金額を決定する。

八　法人税法（昭二二・三・三一　法二八）

第一章　総則

第一条　左に掲げる法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。

一　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

二　この法律の施行地に資産又は事業を有するもの

第二条　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの

人に対しては、その所得及び資本の全部について法人税を課し、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するものに対しては、この法律の施行地にある資産又は事業の所得及びこれに関する資本についてのみ法人税を課する。

第三条　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、合併に因り消滅した法人の所得及び資本について法人税を納める義務がある。

第四条　法人税は、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体及び民法第三十四条の規定により設立した法人には、これを課さない。

第五条　第九条の規定により計算した各事業年度（清算中の事業年度を除く。以下同じ。）の普通所得金額（第六条の規定により法人税を免除する場合における当該業務より生ずる所得金額を含む。以下本条において同じ。）のない法人の当該事業年度の資本に対する法人税は、これを免除する。第十七条及び第四十一条の規定により算出した各事業年度の資本に対する法人税額が、その事業年度の普通所得金額からその事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税額を控除した残額を超過するときは、その超過額に相当する各事業年度の資本に対する法人税についても、また同様とする。

第六条　命令で指定する重要物産の製造、採掘又は採取をなす法人には、命令の定めるところにより、製造、採掘又は採取の事業を開始した事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、その業務から生じた各事業年度の普通所得に対する法人税を免除する。

前項の重要物産の製造、採掘又は採取をなす法人が、その設備を増設したときは、命令の定めるところにより、当該事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、その増設した設備による物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた各事業年度の普通所得に対する法人税を免除する。

第七条　この法律において事業年度とは、法令又は定款に定める事業年度をいう。

法人が事業年度の中途において解散し又は合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間を一事業年度とみなす。

第二章　課税標準

第八条　法人税は、左に掲げる所得及び資本について、これを課する。

一　各事業年度の普通所得

二　各事業年度の超過所得

三　清算所得

四　各事業年度の資本

第九条　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法

人の各事業年度の普通所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による。

法人が各事業年度において、納付した又は納付すべき法人税又は罰金若しくは科料（通告処分による罰金又は科料に相当する金額を含む。）は、前項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。

法人が各事業年度においてなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。

法人の各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において生じた損金は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

前三項に規定するものの外、第一項の普通所得の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十条　法人が各事業年度において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき所得税法第十八条の規定により納付した所得税額は、法人の各事業年度の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。

前二項の規定は、清算所得に対する法人税について、これを準用する。

第十一条　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するものの各事業年度の普通所得は、この法律の施行地にある資産又は事業について、第九条の規定に準じて計算した金額による。

第十二条　所得税法第四条及び第七条の規定は、法人税を課する場合について、これを準用する。

信託会社の各事業年度の普通所得の計算については、合同運用信託に因る収入及び支出は、その総益金及び総損金から、各〻これを控除する。

第十三条　法人の各事業年度の超過所得は、各事業年度の普通所得が各事業年度の資本の金額に対し百分の十を乗じて算出した金額を超過する場合におけるその超過額による。

前項の超過所得の計算の基礎となる各事業年度の普通所得は、第九条第三項但書の規定を適用しないで計算した金額による。

第十四条　法人の清算所得は、左に掲げる金額による。

一　法人が解散した場合において、その残余財産の価額が解散当時の払込株式金額又は出資金額を超過する場合のその超過額

二　法人が合併した場合において、合併後存続する法人若しくは合併に因り設立した法人が合併に因り消滅した法人の株主又は社員に対し交付する株式の払込済金額又は出資金額及び金銭の総額が、合併に因り消滅した法人の合併当時の払込株式金額又は出資金額を超過する場合のその超過額

法人が解散した場合において清算中になした寄附金で、命

令で定めるものの価額は、これを残余財産の価額から控除する。

第九条第五項の規定は、第一項の清算所得の計算について、これを準用する。

第十五条　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の各事業年度の資本は、各事業年度の各月末における払込株式金額、出資金額、基金又は醵金の月割平均額及び各事業年度開始の時における積立金額の合計金額に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

宗教法人又は法人たる労働組合の各事業年度の資本は、収益を目的とする資産又は事業について前項の規定に準じ、命令の定めるところにより計算した金額による。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するものの各事業年度の資本は、この法律の施行地にある資産又は事業について第一項の規定に準じ、命令の定めるところにより計算した金額による。

法人が合併した場合における各事業年度の資本の計算に関しては、前三項の規定にかかわらず、命令で別段の定をなすことができる。

第十六条　この法律において積立金額とは、積立金その他法人の各事業年度の普通所得のうち、その留保した金額をいう。

法人税として納付すべき金額は、前項の留保した金額には、これを算入しない。

第三章　税率

第十七条　法人税は、左の税率により、これを課する。

一　各事業年度の普通所得

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

所得金額の百分の三十五

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの

所得金額の百分の四十五

二　各事業年度の超過所得

各事業年度の超過所得金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用する。

各事業年度の普通所得のうち、当該事業年度の資本の金額に対し百分の十を乗じて算出した金額を超える金額

百分の十

同百分の二十を乗じて算出した金額を超える金額

百分の二十

同百分の三十を乗じて算出した金額を超える金額

百分の三十

各事業年度の資本の金額が年十万円以下である法人に限り、本号に規定する税率百分の十は、これを百分の五とし、同百分の二十は、これを百分の十五とし、同百分の三十は、これを百分の二十五とする。

三　清算所得

清算所得金額を次のように区分し、各税率を適用する。

積立金又はこの法律若しくは他の法令により法人税を課せられない所得から成る金額　百分の二十

その他の金額　百分の四十五

四　各事業年度の資本　資本金額の千分の五

第四章　申告

第十八条　納税義務がある法人は、第二十一条の規定に該当する場合を除く外、各事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、第六条、第九条、第十一条乃至第十三条及び第十五条の規定により計算した各事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額の計算に関する明細書並びに当該所得及び資本に対する法人税の税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するものは、前項の書類の外、この法律の施行地における資産又は事業に関する損益を計算した各事業年度の普通所得金額及び超過所得金額の計算に関する明細書並びにこの法律の施行地における資産又は事業についての資本金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

宗教法人又は法人たる労働組合は、前二項の規定に準じ、収益を目的とする資産又は事業の各事業年度の普通所得金額及び超過所得金額の計算に関する明細書並びに当該資産又は事業についての資本金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第一項乃至前項の規定は、法人に法人税を課すべき各事業年度の普通所得、超過所得又は資本のない場合について、これを準用する。

第十九条　納税義務がある法人が、前条第一項の場合において、同項の申告期限までに決算が確定していないときは、同項の規定による申告書の提出に代え、同項の申告期限までに、当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を概算し、その概算による当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、その概算による当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額の計算に関する明細書、法人税の税額の計算に関する明細書その他必要な書類を添附しなければならない。

前条第五項の規定は、第一項の申告書の提出について、これを準用する。

第二十条　前条第一項の規定により概算申告書を提出した法人は、当該事業年度の決算が確定したときは、決算確定の日から二十日以内にその確定した決算に基き当該事業年度の普通

所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十八条第二項乃至第五項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

第二十一条　納税義務がある法人について、法令又は定款に定めた事業年度（以下法定事業年度という。）が六箇月を超える場合においては、この法律の適用については、法定事業年度開始の日から六箇月間を一事業年度とみなす。この場合においては、当該法人は、当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を計算し、当該期間の終了の日から二箇月以内に、当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

前二項の規定は、宗教法人及び法人たる労働組合については、これを適用しない。

第二十二条　納税義務がある法人は、前条第一項の規定に該当する場合においては、法定事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該法定事業年度（前条第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。）の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十八条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

第十九条及び第二十条の規定は、第一項に規定する申告期限までに当該法定事業年度の決算が確定していない場合について、これを準用する。

第二十三条　解散した法人は、残余財産のうち払込株式金額又は出資金額を超過する部分を分配しようとするときは、命令の定めるところにより、命令で定める期限までに、清算所得金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、解散の時における財産目録及び貸借対照表、残余財産分配の時における財産目録及び貸借対照表その他清算に関する計算書並びに当該清算所得に対する法人税の税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第二十四条　合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、合併の日から二箇月以内に、合併に因り消滅した法人の清算所得金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、合併に因り消滅した法人の合併の時における貸借対照表その他合併に関する書類及び合併に因り継承した資産の明細書を添附しなければならない。

第二十五条　第十八条乃至前条の規定により政府に申告書を提出した法人又は第十八条乃至前条の中告期限後に申告書を提出した法人は、申告書に記載した各事業年度の普通所得金額、超過所得金額若しくは資本金額又は清算所得金額について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

前項の申告書の修正をなす場合においては、修正に関する明細書を政府に提出しなければならない。

第五章　納付

第二十六条　左の各号に掲げる法人税は、命令の定めるところにより、当該各号に定める期限内に、これを納付しなければならない。

一　第十八条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、同項の申告期限

二　第十九条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、同項の申告期限

三　第二十条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税（前号の規定により納付すべき法人税を除く。）については、同項の申告期限

四　第二十一条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、同項の申告期限

五　第二十二条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税（前号の規定により納付すべき法人税を除く。）については、同項の申告期限

六　第二十二条第三項において準用する第十九条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税（第四号の規定により納付すべき法人税を除く。）については、同項の申告期限

七　第二十二条第三項において準用する第二十条第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税（第四号及び前号の規定により納付すべき法人税を除く。）については、同項の申告期限

八　第二十三条第一項の規定による申告書に記載された清算所得に対する法人税については、同項の命令で定める申告期限

九　第二十四条第一項の規定による申告書に記載された清算所得に対する法人税については、同項の申告期限

第十八条乃至第二十四条の申告期限後に申告書を提出した法人の各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得に対する法人税又は第二十五条第一項の規定による申告書の修正に因り増加した各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得に対する法人税については、当該申告書の提出又は修正の日に納付しなければならない。

第二十七条　法人が解散した場合において、各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得に対する法人税を納付しないで残余財産を分配したときは、その税金については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帯して納税の義務があるものとする。但し、残余財産の分配を受けた者は、その受けた利益の限度においてその責に任ずる。

第二十八条　納税義務がある法人が第二十六条第一項に定める

期限内又は同条第二項に定める申告書の提出又は修正の日に法人税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

第六章　課税標準の更正及び決定

第二十九条　第十八条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第三項において準用する第二十条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による申告書が提出された場合又はこれらの申告書について第二十五条第一項の規定による修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税標準（各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得をいう。以下同じ。）が政府において調査した課税標準と異なるときは、政府は、その調査により、課税標準を更正する。

第十九条第一項、第二十一条第一項又は第二十二条第三項において準用する第十九条第一項の規定による申告書が提出された場合又はこれらの申告書について第二十五条第一項の規定による申告書の修正があつた場合において申告又は修正に係る課税標準が政府において調査した課税標準と異なるときは、政府は、その調査により、課税標準を更正することができる。

第三十条　政府は、納税義務があると認める法人が申告書を提出しなかつた場合又は法人税を課すべき所得又は資本がない旨の申告書を提出した場合においては、政府の調査により、課税標準を決定する。

第三十一条　政府は、前二条の規定による課税標準の更正又は決定後、更正又は決定した課税標準について、脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、課税標準を更正する。

第三十二条　政府は、前三条の規定により、課税標準を更正又は決定したときは、これを納税義務がある法人に通知する。

第三十三条　第二十九条乃至第三十一条の規定により課税標準を更正又は決定した場合においては、前条の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又は決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

第七章　同族会社に関する課税の特例

第三十四条　政府は、同族会社の行為又は計算で法人税を免れる目的があると認められるものがある場合においては、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、課税標準を計算することができる。

この法律において同族会社とは、株主又は社員の一人及びこれと親族、使用人、命令で定める出資関係のある会社等特殊の関係のある者の有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式又は出資金額の二分の一以上に相当する会社をいう。

第三十五条　政府は、同族会社が各事業年度の普通所得のうちその十分の三に相当する金額を超えるものを留保した場合においては、その超過額に対し特別の率を乗じて算出した金額を当該事業年度の普通所得に対する法人税に加算することができる。

前項の特別の率は、同族会社の当該事業年度の普通所得金

額を年額に換算した金額のうち十万円以下の金額に百分の三十五、十万円を超える金額に百分の五十五、二十万円を超える金額に百分の六十五、五十万円を超える金額に百分の七十五を乗じて得た金額の合計金額の普通所得年額に対する率とする。

前二項の各事業年度の普通所得及び普通所得中留保した金額は、その事業年度の普通所得、超過所得及び資本に課せられる法人税額（同項の規定により加算する税額を含まない。）をその事業年度の普通所得及びその普通所得中留保した金額の双方から控除した金額による。

第一項の規定は、この法律の施行地に本店を有しない会社でこの法律の施行地に資産又は事業を有するものその他命令で定める会社には、これを適用しない。

第三十二条及び第三十三条の規定は、第一項の規定により税額を加算した場合について、これを準用する。

第八章　審査、訴願及び訴訟

第三十六条　納税義務がある法人は、第三十二条の規定により政府の通知した課税標準、前条第五項において準用する第三十二条の規定により政府の通知した加算税額又は第四十四条の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めたときは、税金の徴収を猶予することができる。

第三十七条　政府は、前条第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務がある法人に通知する。

前項の場合において、必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十八条　前条第一項の決定に対し不服がある法人は、訴願をなし、又は裁判所に出訴することができる。

第二十九条乃至第三十一条の規定により政府のなした更正又は決定、第三十五条第一項の規定による加算税額又は第四十三条の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第九章　雑則

第三十九条　納税義務がある法人の提出した申告書又は課税標準の更正、決定若しくは修正に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することができる。

第四十条　納税義務があると認められる法人が申告書を提出しなかつた事実又は課税標準に脱漏があると認められる事実を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税標準を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税標準の決定又は更正に因り、徴収することができた当該事業年度分の法人税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知り得た事実又は不法の行為に因り知り得た事実に基くものである場合も、また同様とする。

第四十一条　第十七条の規定により算出した各事業年度の資本に対する法人税額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

第四十二条　納税義務がある法人は、第二十六条第二項に掲げる法人税については、同項の規定により法人税を納付すべき日に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額百円について一日三銭の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

前項の規定は、政府が、第三十三条の規定による追徴税額を徴収する場合について、これを準用する。

第四十三条　第二十六条第二項の規定による法人税の納付があつた場合又は第三十三条の規定による追徴税額に相当する法人税を徴収することとなつた場合においては、第十八条乃至第二十二条、第二十四条の申告期限若しくは第二十三条第一項の規定により命令で定める申告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第二十五条第一項の規定による申告書の修正があつた場合において前の申告若しくは修正に係る課税標準について誤謬があつたこと又は納税義務がある法人の申告若しくは修正した課税標準が政府の調査した課税標準と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額に一箇月を経過することに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する税額の法人税を追徴する。但し、この金額は、当該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

第四十四条　政府は、前条の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務がある法人に通知する。

第四十五条　収税官吏は、法人税に関する調査について必要があるときは、納税義務がある法人又は納税義務があると認められる法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をなす義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

第四十六条　収税官吏は、法人税に関する調査について必要があるときは、納税義務がある法人又は納税義務があると認められる法人に質問し又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第四十七条　都道府県、市町村その他の公共団体は、法人税の附加税を課することができない。

第十章　罰則

第四十八条　詐偽その他不正の行為により法人税を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを一年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併

科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その課税標準を決定し、その税金を徴収する。

第四十九条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第四十五条又は第四十六条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

二　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

三　第四十五条又は第四十六条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

四　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第五十条　法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十二条　他人の法人税について、政府に対し、第四十条に掲げる事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十三条　第四十八条第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附　則

第一条　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二条　この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。

第三条　この法律は、法人の各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。

第四条　第二十一条の規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度で当該事業年度開始後六箇月に当る日がこの法律の施行後に到来するものについて、これを適用する。

第五条　法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税並びに同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。但し、改正前の第二十四条第一項の規定により、所得金額、資本金額又は加算税額を決定すべき場合においては、同項の規定にかかわらず、昭和二十二年の所得税法を改正する法律による改正前の所得税法の所得審査委員会の決議によることなく、政府において、その所得金額、資本金額又は加算税額を決定する。

第六条　この法律の施行後に終了する事業年度において又はこの法律の施行後における解散に因る清算の期間中に法人の納付した従前の所得税法第十条に規定する配当利子所得に対する分類所得税は、これを所得税法第十八条に規定する所得税とみなし、第十条の規定を適用する。

第七条　日本国憲法施行の日までは、第三十七条第二項中「政令」とあるのは「勅令」、第三十八条中「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

九　相続税法（昭二二・四・二八　法八七）

第一章　総則

第一条　相続が開始した場合において、被相続人がこの法律の施行地に住所を有するとき又は相続財産がこの法律の施行地にあるときは、左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一　相続人

二　受遺者

三　相続開始前二年以内に被相続人から贈与を受けた者

財産を贈与した個人（以下贈与者という。）がこの法律の施行地に住所を有するとき、又は贈与の目的たる財産（以下贈与財産という。）がこの法律の施行地にあるときは、贈与者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

第二条　被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有するときは、相続財産の全部に対し、相続税を課する。

被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有しないときは、この法律の施行地にある相続財産に対し、相続税を課する。

第三条　贈与者が贈与のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有するときは、贈与財産の全部に対し、贈与税を課する。

贈与者が贈与のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有しないときは、この法律の施行地にある贈与財産に対し、贈与税を課する。

年の中途において、この法律の施行地に住所を有していた者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつたとき又はこの法律の施行地に住所を有しなかつた者がこの法律の施行地に住所を有することとなつたときは、この法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与した贈与財産の全部及びこの法律の施行地にある贈与財産で贈与者がこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内に贈与したものに対し、贈与税を課する。

第四条　左に掲げる財産は、これを相続財産とみなす。

一　相続開始前二年以内に被相続人が贈与した財産

二　相続開始の時においてまだ保険事故が発生していない生命保険契約で被相続人が保険料の全部又は一部を負担したものについては、命令の定めるところにより、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当するもの

三　被相続人の死亡に因り相続人その他の者の受け取る生命

保険契約の保険金

四　退職手当、功労金及びこれらの性質を有する給与（以下退職手当金等という。）で被相続人に支給せらるべきであつたものが被相続人の死亡したためその相続人その他の者に支給された場合におけるその退職手当金等

五　相続開始の時においてまだ定期金給付事由の発生していない郵便年金その他の定期金の給付に関する契約で被相続人が掛金の全部又は一部を負担したものについては、命令の定めるところにより、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当するもの

六　定期金受取人の死亡に至るまで定期金の給付をなす外、一定期間内に定期金受取人が死亡したときは、その死亡後遺族その他の者に対して継続して定期金を給付する契約に基いて、定期金受取人たる被相続人の死亡後、相続人その他の者が取得する定期金に関する権利で被相続人が掛金の全部又は一部を負担したものについては、命令の定めるところにより、当該権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当するもの

七　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が取得する定期金に関する権利で、前二号に掲げるもの以外のもの

被相続人の被相続人が生命保険契約又は定期金の給付に関する契約について負担した保険料又は掛金は、それぞれこれを被相続人が負担した保険料又は掛金とみなして、前項第二号、第五号又は第六号の規定を適用する。

第五条　信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、委託者が信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合においては、当該信託の利益を受ける権利のうち、その受ける利益に相当するもの）を受益者に贈与したものとみなす。

委託者が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となつた場合においては、委託者以外の者が受益者となつた時において、委託者が信託の利益を受ける権利をあらたに受益者となつた者に贈与したものとみなす。

第六条　相続開始前二年以内に信託行為があつた信託について、委託者たる被相続人以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者である場合又は相続開始前二年以内に委託者たる被相続人が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となつた場合において、当該信託が左の各号に掲げる信託の一に該当するときは、当該信託の利益を受ける権利については、当該信託の受託者を受益者とみなして、前条の規定を適用する。

一　相続開始の時において信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないためまだ受益者が確定していない信託

二　相続開始の時において受益者がまだ存在していない信託

三　停止条件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託で相続開始の時においてまだ条件が成就していないもの

四　相続開始の時において受益者が不特定である信託

前項の場合において、受託者が同項の規定の適用により納

付すべき相続税は、命令の定めるところにより、当該信託財産の中から、これを納付しなければならない。

第七条　生命保険契約で保険金受取人以外の者が全部又は一部の保険料を負担したものについては、保険事故が発生した時において、保険料を負担した者が、命令の定めるところにより、保険金額のうちその負担した保険料の金額に相当するものを保険金受取人に贈与したものとみなす。

前項の規定の適用については、被相続人が負担した保険料は、これを相続人が負担した保険料とみなす。

第一項の規定は、第四条第一項第三号の規定により当該保険金を相続財産とみなす場合においては、これを適用しない。

第八条　郵便年金その他の定期金の給付に関する契約で定期金受取人以外の者が全部又は一部の掛金を負担したものについては、定期金給付の事由が発生した時において、掛金を負担した者が、命令の定めるところにより、当該契約に関する権利のうちその負担した掛金の金額に相当するものを定期金受取人に贈与したものとみなす。

前項の規定は、郵便年金その他の定期金の給付に関する契約につき返還金その他これに準ずるものの支払があつた場合について、これを準用する。

前条第二項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第一項又は第二項の規定は、第四条第一項第六号又は第七号の規定により当該定期金給付の契約に関する権利を相続財産とみなす場合においては、その相続財産とみなされる権利については、これを適用しない。

第九条　生前処分で寄附行為がなされたときは、財団法人設立の許可があつた時において、寄附行為をなした者が、当該寄附財産を財団法人に贈与したものとみなす。

第十条　著しく低い価額の対価で財産の譲渡がなされたときは、その譲渡の時において、財産の譲渡人が、その対価の価額と譲渡の時における譲渡財産の時価との差額に相当する金額を当該財産の譲受人に贈与したものとみなす。

第十一条　対価を受けないで又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受又は第三者のためにする債務の弁済があつたときは、その免除、引受又は弁済があつた時において、免除、引受又は弁済をなした者が、免除、引受又は弁済に係る債務金額に相当する金額を債務者に贈与したものとみなす。但し、命令で定める場合においては、この限りでない。

第十二条　第五条、第七条乃至前条に規定する場合の外、対価を受けないで又は著しく低い価額の対価で、他人に利益を受けしめたときは、その利益を受けしめた者が、その利益を受けしめた時において、利益の価額に相当する金額を利益を受けた者に贈与したものとみなす。

前項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条　遺言で信託、生命保険契約の保険料若しくは定期金の給付に関する契約の掛金の払込、寄附行為又は前三条に掲げる行為をなしたときは、遺贈があつたものとみなす。

第四条第一項第三号、第四号、第六号又は第七号の場合において、相続人以外の者が、保険金を受け取り、退職手当金等を支給され又は定期金に関する権利を取得したときは、当該財産について遺贈があつたものとみなす。

贈与者の死亡に因り効力を生ずべき贈与は、これを遺贈とみなす。

第十四条　左の各号に掲げる財産の所在は、当該各号に規定する場所による。

一　動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在　但し、船舶については、船籍の所在

二　鉱業権又は砂鉱権については、鉱区の所在

三　漁業権若しくは入漁権又は漁業権を目的とする権利については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四　金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で命令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金をなした営業所又は事業所の所在

五　合同運用信託に関する権利については、その信託をなした営業所の所在

六　前各号の外、この法律の施行地に営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所の営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

前項に掲げる財産以外の財産の所在は、権利者の住所の所在による。

第一項第五号の合同運用信託とは、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を、合同して運用するものをいう。

第十五条　相続財産の所在は、相続開始の時の現況による。但し、第四条第一項第一号に掲げる財産については、贈与の時の現況による。

贈与財産の所在は、贈与の時の現況による。

第二章　課税価格、控除及び税率

第一節　相続税

第十六条　被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有するときは、相続財産の価額から左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

一　被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

二　葬式費用

前項の課税価格の計算については、相続開始前二年以内になされた契約による贈与の義務で、相続開始の際現に存するものの金額は、これを前項第一号に掲げる債務の金額に算入しない。

第十七条　被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有しないときは、この法律の施行地にある相続財産の価額から被相続人の債務（公租公課を含む。以下同じ。）のうち、左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

一　その財産に係る公租公課

二　その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三　前二号の外、その財産を取得、維持又は管理するために生じた債務

四　その財産に関する贈与の義務（相続開始前二年以内になされた契約によるものを除く。）

五　前四号の外、被相続人が、相続開始の際この法律の施行地に営業所又は事業所を有する場合においては、その営業所又は事業所の営業上又は事業上の債務

第十八条　前二条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

第十九条　左に掲げる相続財産の価額は、これを課税価格に算入しない。

一　国、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体に対してなした贈与又は遺贈に係る財産の価額

二　相続開始前二年以内に被相続人が同一人に対してなした贈与の目的たる財産の価額の合計金額が千円以下である場合における当該贈与に係る財産の価額

三　第四条第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる保険金、退職手当金等又は定期金に関する権利の価額の合計金額のうち、三万円までの金額

四　互に扶養をなす義務ある者相互間において生活費又は教育費に充てるためになした贈与に係る財産の価額のうち、通常必要と認められるもの

第二十条　宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で命令で定めるものに対して相続開始前二年以内になした贈与に係る財産又は遺贈に係る財産の価格の合計金額のうち、十万円又は本条及び第二十一条の規定の適用前の課税価格の十分の一に相当する金額のいずれか低い一方の金額までの金額は、これを課税価格に算入しない。

第二十一条　相続税については、課税価格から五万円を控除する。

第二十二条　相続税は、課税価格（前条の規定による控除後の課税価格をいう。以下特別の定のある場合を除く外、本節中同じ）を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して、これを課する。

課税価格	税率		
	第一種	第二種	第三種
二万円以下の金額	百分の十	百分の十三	百分の十五
二万円を超える金額	百分の十二	百分の十五	百分の十七
五万円を超える金額	百分の十四	百分の十七	百分の十九
十万円を超える金額	百分の十六	百分の十九	百分の二十
十五万円を超える金額	百分の十八	百分の二十一	百分の二十三
二十万円を超える金額	百分の二十一	百分の二十四	百分の二十六
二十五万円を超える金額	百分の二十四	百分の二十七	百分の二十九
三十万円を超える金額	百分の二十七	百分の三十	百分の三十二
	納税義務者が、被相続人の直系卑属又は配偶者であるとき	納税義務者が、被相続人の直系尊属又は兄弟姉妹であるとき	納税義務者が、その他の者であるとき

三十五万円を超える金額	百分の三十
四十万円を超える金額	百分の三十三
五十万円を超える金額	百分の三十三
六十万円を超える金額	百分の三十四
八十万円を超える金額	百分の三十四
百万円を超える金額	百分の三十五
百五十万円を超える金額	百分の三十五
二百万円を超える金額	百分の三十六
三百万円を超える金額	百分の三十七
四百万円を超える金額	百分の四十
五百万円を超える金額	百分の四十五

納税義務者が二人以上であるときは、各納税義務者の納付すべき税額は、課税価格に前項の税率を適用して算出した金額を、前条の規定による控除前の課税価格中各〻その者の受ける利益の価格の占める割合により按分して計算した金額とする。但し、二人以上の納税義務者について適用すべき税率の種類を異にするときは課税価格についてその者に適用すべき種類の税率を適用して各別に算出した金額に、前条の規定による控除前の課税価格中その者の受ける利益の価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。

二人以上の者が第四条第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる保険金を受け取り、退職手当金等を支給され又は定期金に関する権利を取得した場合においては、第十九条第三号の規定により課税価格に算入しない金額は、これをその者の受け取つた保険金額、支給された退職手当金等の金額又は取得した定期金に関する権利の価額の割合により按分して前項に規定するその者の受ける利益の価額を計算する。

前項の規定は、第二十条の規定の適用がある場合において、同条に規定する者が二人以上あるときの、各〻の者の受ける利益の価額の計算について、これを準用する。

相続人のあることが分明でない場合において、その相続人について納付すべき税額は、第三種の税率を適用して算出した金額とする。

前項の規定の適用があつた場合において、相続人のあることが分明となり、且つ、その相続人が第一種又は第二種の税率の適用のある者であるときは、政府は、税率の適用を改訂し、税金の差額を還付する。

第二十三条　相続が開始した場合において、被相続人が当該相続の開始前五年以内に開始した相続について相続税を納付したとき又は納付すべきときは、命令の定めるところにより、その納付した又は納付すべき前の相続税の額に相当する相続税の全部又は一部を免除する。

前項の規定の適用については、第二十六条の規定により控除された税額については、相続税の納付があつたものとみなす。

第二十四条　第六条第一項第一号乃至第三号に掲げる信託について受益者として指定された者が受益の意思表示をなし、受益者が存在するに至り又は条件が成就した後当該受益者の死亡に因り相続が開始した場合においては、第六条の規定により当該信託の受託者の納付した又は納付すべき相続税は、これを当該受益者の納付した相続税とみなして前条第一項の規定を適用する。

第二十五条　この法律の施行地外にある相続財産について、その地の法令により相続税が課せられたときは、命令の定めるところにより、その課せられた相続税の額に相当する相続税の全部又は一部を免除する。

第二十六条　相続開始前二年以内に被相続人がなした贈与について納付した又は納付すべき贈与税があるときは、命令の定めるところにより、当該贈与税額（第五十八条及び第五十九条の規定による加算税額又は追徴税額に相当する金額を除く。以下本条中同じ。）を、相続人の納付すべき相続税額から控除する。

前項の規定の適用ある場合においては、当該相続についての課税価格の計算については、当該贈与税額に相当する金額を相続財産の価額に加算する。

前項の規定により相続財産の価額に加算した金額は、第二十二条第二項の納税義務者の受ける利益の価額の計算については、これを相続人の受ける利益の価額に算入する。この場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人の受ける利益の価額に算入する金額は、その加算した金額をその相続分に応じて按分して計算した金額とする。

第二節　贈与税

第二十七条　贈与者が贈与のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有するときは、贈与者がその年一月一日から十二月三十一日までの間に贈与した財産の価額の合計金額を以て課税価格とする。

贈与者が贈与のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有しないときは、贈与者がその年一月一日から十二月三十一日までの間に贈与した財産で、この法律の施行地にあるものの価額の合計金額を以て課税価格とする。

年の中途において、この法律の施行地に住所を有していた者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつたとき又はこの法律の施行地に住所を有していなかつた者がこの法律の施行地に住所を有することとなつたときは、この法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与した贈与財産の価額及びこの法律の施行地にある贈与財産で、贈与者がこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内に贈与したものの価額の合計金額を以て課税価格とする。

第二十八条　左に掲げる贈与財産の価額は、課税価格に算入しない。

一　国、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体に対してなした贈与に係る財産の価額

二　その年中に同一人に対してなした贈与の目的たる財産の価額の合計金額が千円以下である場合における当該贈与に係る財産の価額

三　その年中に宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で命令で定めるものに対してなした贈与に係る財産の価額の合計金額のうち、五千円（その贈与に係る財産の価額の合計金額が五千円を超えるときは、五千円及び五千円を超え十万円までの金額についてその二分の一に相当する金額の合計金額）までの金額

四　互に扶養をなす義務のある者相互間において生活費又は

教育費に充てるためになした贈与に係る財産の価額のうち、通常必要と認められるもの

第二十九条　贈与税については、課税価格から五万円を控除する。

納税義務者が前年までの分の贈与税について前項の規定による控除を受けていた場合においては、同項の規定による控除は、これをなさない。但し、前年までの分の贈与税について同項の規定により控除を受けた金額が通じて五万円に満たないときは、五万円と前年までの分の贈与税につき同項の規定により控除を受けた金額の合計金額との差額を課税価格から控除する。

第三十条　贈与税は、納税義務者のその年までの課税価格（前条に規定する控除後の課税価格をいう。以下特別の定のある場合を除く外、本節中同じ。）の合計金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して算出した金額から、納税義務者の前年までの課税価格の合計金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して算出した金額を控除した差額により、これを課する。

二万円以下の金額	百分の十五
二万円を超える金額	百分の十七
五万円を超える金額	百分の十九
十万円を超える金額	百分の二十一
十五万円を超える金額	百分の二十三
二十万円を超える金額	百分の二十六
二十五万円を超える金額	百分の二十九
三十万円を超える金額	百分の三十二
三十五万円を超える金額	百分の三十五
四十万円を超える金額	百分の三十八
五十万円を超える金額	百分の四十一
六十万円を超える金額	百分の四十四
八十万円を超える金額	百分の四十七
百万円を超える金額	百分の五十
百五十万円を超える金額	百分の五十三
二百万円を超える金額	百分の五十六
三百万円を超える金額	百分の五十九
四百万円を超える金額	百分の六十二
五百万円を超える金額	百分の六十五

第三十一条　この法律の施行地外にある財産につきなした贈与についてその地の法令により贈与税を課せられたときは、命令の定めるところにより、その課せられた贈与税の額に相当する贈与税の全部又は一部を免除する。

第三十二条　相続開始前二年以内に被相続人がなした贈与については、贈与税（第五十八条及び第五十九条の規定による贈与税を除く。）を免除する。但し、相続開始の日までに政府に提出された第三十九条の規定による申告書に記載された課税価格（第四十条の規定による修正後の課税価格を含む。）及び同日までになされた第四十五条の規定による政府の更正又は決定に係る課税価格に対する税額については、この限りでない。

第三章　財産の評価

第三十三条　地上権（借地法に規定する借地権を除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、相続財産については相続開始の時、贈与財産については贈与の時における現況により、残存期間に応じ、その目的となつている土地の価額に左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

残存期間	割合
残存期間が十年以下のもの	百分の五
残存期間が十年を超え十五年以下のもの	百分の十
残存期間が十五年を超え二十年以下のもの	百分の二十
残存期間が二十年を超え二十五年以下のもの	百分の三十
残存期間が二十五年を超え三十年以下のもの及び地上権で残存期間の定のないもの	百分の四十
残存期間が三十年を超え三十五年以下のもの	百分の五十
残存期間が三十五年を超え四十年以下のもの	百分の六十
残存期間が四十年を超え四十五年以下のもの	百分の七十
残存期間が四十五年を超え五十年以下のもの	百分の八十
残存期間が五十年を超えるもの	百分の九十

第三十四条　相続財産たる定期金に関する権利で相続開始の時までに給付事由の発生しているものの価額は、左に掲げる金額による。

一　有期定期金については、相続開始の時の現況により、残存期間に受くべき給付金額に、その残存期間に応じ、左の割合を乗じて算出した金額　但し、一年間に受くべき金額の二十倍を超えることができない。

残存期間	割合
残存期間が五年以下のもの	百分の八十
残存期間が五年を超え十五年以下のもの	百分の七十
残存期間が十五年を超え二十五年以下のもの	百分の六十
残存期間が二十五年を超え三十五年以下のもの	百分の五十
残存期間が三十五年を超えるもの	百分の四十

二　無期定期金については、その一年間に受くべき金額の二十倍に相当する金額

三　終身定期金については、相続開始の時の現況により、一年間に受くべき金額に、その目的とされた人の年齢に応じ、左の倍数を乗じて算出した金額

年齢	倍数
二十五歳以下の者	十五倍
二十五歳を超え四十歳以下の者	十二倍
四十歳を超え五十歳以下の者	八倍
五十歳を超え六十歳以下の者	五倍
六十歳を超え七十歳以下の者	二倍
七十歳を超える者	一倍

第八条第一項に規定する定期金給付の契約に関する権利の価額は、定期金給付の事由が発生した時の現況により、前項の規定を準用して算定した金額による。

前項に定めるものの外、相続財産たる定期金に関する権利で相続開始の時までに給付事由の発生しているものの価額及び第八条第一項及び第二項に規定する定期金給付の契約に関する権利の価額の評価に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十五条　相続開始の時までにまだ保険事故の発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時までに

払い込まれた保険料の合計金額を基準として、命令の定めるところにより計算した金額による。

第三十六条　相続開始の時までにまだ年金支払事由の発生していない郵便年金契約に関する権利の価額は、相続開始の時までに払い込まれた掛金の合計金額に、掛金の払込開始の時から相続開始の時までの経過期間を基準として、命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第三十七条　第三十三条、第三十四条第一項及び第三項並びに前二条に定めるものの外、相続財産の価額は、相続開始当時の時価により、相続財産の価額から控除すべき債務の金額は、相続開始当時の現況による。

第三十三条並びに第三十四条第二項及び第三項に定めるものの外、贈与財産の価額は、贈与の時における時価による。

第四章　申告及び納付

第三十八条　相続税について納税義務がある者は、命令の定めるところにより、相続の開始後四箇月以内に、課税価格その他の事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

前項の場合において、納税義務者が二人以上あるときは、連署で前項の申告書を提出しなければならない。但し、他の納税義務者の氏名を附記して、各別に申告書を提出することを妨げない。

通信、交通その他已むを得ない事由に因り、第一項の期限内に同項の規定による申告書を提出することができない者については、政府は、命令の定めるところにより、同項の期限を延長することができる。

第三十九条　贈与税について納税義務がある者は、命令の定めるところにより、贈与をなした年の翌年一月三十一日までに、課税価格その他の事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

前条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

贈与税について納税義務がある者が贈与のあつた年の中途においてこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合における、第一項の規定による申告書の提出については、命令で特別の定をなすことができる。

第四十条　前二条の規定による申告書を提出した者は、前二条の規定による申告書の提出期限後その申告に係る課税価格について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

前項の規定は、第四十五条の規定による課税価格の更正又は決定があつた者が更正又は決定に係る課税価格について脱漏があることを発見した場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第四十一条　第三十八条又は第三十九条の規定による申告書に記載された課税価格に対する相続税又は贈与税は、第三十八条又は第三十九条の規定による申告書の提出期限までに、これを納付しなければならない。

第三十八条又は第三十九条の規定による申告書の提出期限後課税価格の申告書の提出があつた場合において、その申告

書に記載された課税価格に対する相続税又は贈与税は、その申告書提出の日に、これを納付しなければならない。

前条第一項の規定による申告書の修正又は同条第二項の規定による課税価格の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額に相当する相続税又は贈与税は、その申告書の修正又は課税価格の修正の日に、これを納付しなければならない。

納税義務者が、前三項の定めるところにより、相続税又は贈与税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

第四十二条　第六条第一項第四号の規定の適用を受ける信託の受託者は、相続開始の時において現に存する信託財産の価額を限度として、相続税を納める義務を負う。

第四十三条　相続税について納税義務がある者が二人以上あるときは、各納税義務者は、他の納税義務者の納付すべき相続税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第四十四条　受贈者は、贈与者の納付すべき贈与税について、贈与に因りその受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第五章　課税価格の更正及び決定

第四十五条　第三十八条若しくは第三十九条の規定による申告書が提出された場合又は第四十条の規定による申告書の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税価格が、政府において調査した課税価格と異るときは、政府は、その調査により、その課税価格を更正する。

政府は、納税義務があると認められる者が第三十八条又は第三十九条の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査により、その課税価格を決定する。

納税義務者が第三十八条又は第三十九条の規定による申告書を提出せず、且つ、第六十五条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、政府は、命令の定めるところにより、第三十八条又は第三十九条の規定による申告書の提出期限前においても、その調査により、その課税価格を決定することができる。

政府は、前三項の規定による課税価格の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格について脱漏があることを発見したときは、その調査により、その課税価格を更正することができる。

第四十六条　政府は、前条の規定により、課税価格を更正し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第六十五条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代えて公告することができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第四十七条　政府は、第四十五条の規定により課税価格を更正し又は決定した場合においては、前条第一項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税

額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。但し、納税義務者が第六十五条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては直ちに追徴税額を徴収する。

第六章　審査、訴願及び訴訟

第四十八条　納税義務者は、第四十六条の規定により政府の通知した課税価格又は第六十条の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めたときは、税金の徴収を猶予することができる。

第四十九条　政府は、前条第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第五十条　前条第一項の決定に対し、不服がある者は、訴願又は訴訟をなすことができる。

第四十五条の規定により政府のなした更正若しくは決定又は第五十九条の規定により政府のなした税額の追徴に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第七章　延納及び物納

第五十一条　相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額が一万円以上で、且つ、金銭で一時に納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところにより、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供し、五年以内の年賦延納を申請することができる。

前項の規定は、相続税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

第五十二条　相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納を申請することができる。

前項の規定は、相続税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に充てることができる財産の種類その他物納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十三条　政府は、前二条の規定により相続税の延納又は物納の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第五十四条　第五十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けて納付した相続税につき過誤納があつた場合の還付に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八章　雑則

第五十五条　納税義務者が、災害に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、相続税又は贈与税を軽減し又は免除することができる。

政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除に関する処分が確定するまで、税金の徴収を猶予することができる。

第五十六条　納税義務者の提出した申告書又は課税価格の更正、決定若しくは修正に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することができる。

第五十七条　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格に脱漏があると認められる事実を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税価格を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税価格の決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が、官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知り得た事実又は不法の行為に因り知り得た事実に基くものである場合も、また同様とする。

第五十八条　納税義務者は、第四十一条第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税又は贈与税については、当該各項に規定する日に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額百円について一日三銭の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第四十一条第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第五十九条　第四十一条第二項又は第三項の規定により相続税又は贈与税の納付があつた場合又は第四十七条の規定による追徴税額に相当する相続税又は贈与税を徴収することとなつた場合においては、第三十八条又は第三十九条の申告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第四十条第一項の規定による申告書の修正があつた場合において前の申告若しくは修正に係る課税価格について脱漏があつたこと又は納税義務者の申告若しくは修正した課税価格が政府の調査した課税価格と異ることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に応じ、当該税額に一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する税額の相続税又は贈与税を追徴する。但し、その金額は、当該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第五十一条及び第五十二条の規定は、これを適用しない。

第六十条　政府は、前条第一項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第四十六条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十一条　相続が開始した後、相続人の廃除又はその取消に

関する裁判の確定に因り相続人に異動を生じた場合においては、その裁判確定前に、裁判確定前の相続人のなした課税価格の申告（その修正を含む。以下本条中同じ。）又は裁判確定前の相続人について政府のなした課税価格の更正若しくは決定は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者のなした課税価格の申告又は裁判の確定に因り相続人となつた者について政府のなした課税価格の更正若しくは決定とみなし、裁判確定前の相続人の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者の納付した相続税とみなす。

前項の場合において、裁判の確定に因り相続人となつた者は、裁判確定前の相続人の申告した課税価格又は裁判確定前の相続人について政府の更正若しくは決定した課税価格について異議があるときは、第四十八条の規定による審査の請求をなすことができる。但し、その期限は裁判の確定した日から二箇月以内とする。

前二項の規定は、相続の抛棄に因り、その抛棄前の相続人と異る者が相続人となつた場合について、これを準用する。

相続人の廃除に関する裁判の確定又は相続の抛棄に因り、相続人のうち、その受ける利益の価額が増加した者がある場合においては、裁判の確定に因り廃除された者又は相続の抛棄をなした者の納付した相続税は、これを相続人のうち、裁判の確定又は相続の抛棄に因りその受ける利益の価額が増加した者が納付したものとみなす。

相続人の廃除の取消に関する裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の価額が減少した者がある場合においては、裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の価額が減少した者の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者が納付した相続税とみなす。

第六十二条　第六条第一項第一号乃至第三号に規定する信託について受益者として指定された者が受益しない旨の意思表示をしたこと、受益者が存在しないことに確定したこと又は条件が成就しないこととなつたことに因り信託財産又は信託の利益を受ける権利が委託者に帰属したときは、当該信託は、初めからなかつたものとみなす。

前項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三条　相続人があることが分明でないとき又は相続人が相続財産について全く処分の権能を有しないときは、この法律中相続人に関する規定は、相続財産管理人又は遺言執行者に、これを準用する。この場合においては、第三十八条第一項の規定による申告書の提出期限は、その就職の日から四箇月とする。

第六十四条　相続税は、相続の開始地を、その納税地とする。但し、相続の開始地がこの法律の施行地外の地であるときは、この法律の施行地にある相続財産の所在地（その相続財産が二以上の地にあるときは、主たる相続財産の所在地）をその納税地とする。

贈与税は、この法律の施行地にある贈与者の住所地（この法律の施行地に住所がないときは、この法律の施行地にある居所地）をその納税地とする。

贈与者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しない場合における贈与税の納税地は、贈与者が納税地として申告した場所とする。その申告がないときは、政府が、その納税地を指定する。

第六十五条　納税義務者は、この法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、申告書の提出その他相続税又は贈与税に関する一切の事項を処理せしめるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者の中から納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

第六十六条　相続人は、相続の開始後三箇月以内に、被相続人が相続開始前二年以内になした贈与の受贈者及び受遺者に対し、命令の定めるところにより、被相続人の氏名、相続開始の年月日、相続の開始地その他受贈者又は受遺者が、第三十八条の規定による申告書を提出するために必要な事項を通知しなければならない。

第六十七条　市町村長その他命令で定める者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、これを政府に報告しなければならない。

第六十八条　この法律の施行地において、生命保険金を支払つた者は、命令の定めるところにより、支払調書を政府に提出しなければならない。

この法律の施行地において、本人に支給すべき退職手当金等を、本人が死亡したため、その相続人その他の者に支給した法人は、命令の定めるところにより、支払調書を政府に提出しなければならない。

この法律の施行地において、受益者と委託者とが同一人でない信託を引き受けた者は、命令の定めるところにより、信託に関する調書を政府に提出しなければならない。

第六十九条　収税官吏は、相続税に関する調査又は相続税の徴収について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者
二　前条の調書を提出しなければならない者
三　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
四　納税義務者又は納税義務があると認められる者が、出資者であつたと認められる法人又は出資者であると認められる法人
五　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
六　納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する権利があると認められる者
七　納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又は保管すると認められる者

八　納税義務者又は納税義務があると認められる者が、その営業又は事業に関して加入していたと認められる団体又は加入していると認められる団体

収税官吏は、贈与税に関する調査について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し又は第一号若しくは第二号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者から贈与を受けた者又は贈与を受けたと認められる者

三　前条の調書を提出しなければならない者

四　贈与財産若しくは贈与財産と認められる財産を保管したと認められる者又は保管すると認められる者

第七十条　都道府県、市町村その他の公共団体は、相続税及び贈与税の附加税を課することができない。

第九章　罰則

第七十一条　詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者は、これを一年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その課税価格を決定し、その税金を徴収する。

第七十二条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第六十八条の調書を提出せず又はその調書に虚偽の記載をなして、これを提出した者

二　第六十九条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類その他の物件の調査を拒み、妨げ又は忌避した者

三　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四　第六十九条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

五　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十三条　相続税又は贈与税に関する調査又は審査の事務に従事している者又はこれに従事していた者が、その調査又は審査に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十一条第一項又は第七十二条の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第七十五条　他人の相続税又は贈与税について、政府に対し、第五十七条に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七十六条　第七十一条第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附則

第一条　この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第二条　この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に、これを施行する。

第三条　この法律施行前に開始した相続に対する相続税については、なお従前の例による。但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一　この法律の施行後、政府が従前の第十五条又は従前の第十七条ノ二の規定により決定又は処分をなす場合においては、相続税審査委員会の諮問を経ることを必要としない。

二　この法律施行後、従前の第十六条の規定による出訴をなす場合においては、裁判所に対しこれをなすものとする。

この法律の施行前に信託に因り委託者が他人に信託の利益を受ける権利を有せしめた場合において、当該信託の元本又は収益の受益者がこの法律施行後初めて元本又は収益を受けることとなつたときは、当該信託行為のあつた時において、従前の第二十三条の規定による遺産相続が開始したものとみなす。

第四条　この法律施行後開始する相続の開始前二年以内に被相続人が贈与した贈与財産に対し課した又は課せらるべき従前の第二十三条の規定による相続税があるときは、当該相続税額は、命令の定めるところにより、受贈者の納付すべき相続税額から、これを控除する。

第五条　昭和二十二年分の贈与税については、第二十七条に規定する課税価格は、この法律施行の日から昭和二十二年十二月三十一日までの間に贈与された贈与財産の価額により、これを計算する。

第六条　登録税法の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　遺言、贈与其ノ他無償名義ニ因ル所有権の取得

不動産価格　千分ノ二十五

第三条第二号中「千分ノ五十五」を「千分ノ二十」に改める。

第三条ノ二　信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ受託者ヨリ受益者ニ移ス場合ニ於ケル所有権取得ノ登記ニ付テハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ

不動産

不動産価格　千分ノ二十五

船舶

船舶価格　千分ノ二十

第七条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七条ノ二」を「第五十二条」に、「不動産又は立木」を「不動産、立木その他命令で定める資産」に、「山林の所得」を「山林所得」に改める。

第六条第一項中「以下同じ。」を「以下特別の定をなす場合を除く外、同じ。」に改める。

第七条第一項中「相続財産のうち」を「相続財産（昭和二十二年五月三日以後に開始する相続については、相続開始前二年以内に被相続人が贈与した財産を含む。以下本条中同

じ。）のうち」に改める。

一〇　非戦災者特別税法（昭二二・一一・三〇　法一四三）

第一章　総則

第一条　この法律により非戦災者特別税を課する。

非戦災者特別税は、非戦災家屋税及び非戦災者税とする。

第二条　この法律において非戦災家屋とは、昭和二十年八月十六日午前零時（以下調査時期という。）においてこの法律の施行地に在つた家屋をいう。

この法律において非戦災者とは、左に掲げる者をいう。

一　昭和二十二年七月一日午前零時（以下課税時期という。）において、この法律の施行地に独立の世帯を構えていた世帯主のうち、その世帯の構成員の戦時災害（戦争の際における戦闘行為又はこれに起因して生ずる災害をいう。以下同じ。）に因りこの法律の施行地に在つた家屋又は動産（現金及び有価証券以外の動産をいう。以下同じ。）につき受けた損害額の合計額が一定の金額を超えない世帯の世帯主

二　課税時期において、この法律の施行地に資産又は事業を有していた法人のうち、戦時災害に因りこの法律の施行地に在つた家屋又は動産につき受けた損害額の合計額が一定の金額を超えない法人

前項第一号又は第二号に規定する一定の金額は、同項第一号の世帯の構成員又は同項第二号の法人が調査時期においてこの法律の施行地で所有していた家屋又は動産の価格と同項第一号又は第二号の損害額との合計額に十分の三の割合を乗じて算出した金額とする。

戦時災害を受けた日以後課税時期までに、戦時災害に因り損害を受けた世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は戦時災害に因り損害を受けた法人が合併に因り消滅した場合においては、第二項第一号又は第二号の損害額の計算については、被相続人又は合併に因り消滅した法人が受けた損害額（相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の価格の割合に応じて按分した損害額）は、これを相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が受けた損害額とみなす。

調査時期後課税時期までに世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は法人が合併に因り消滅した場合においては、第三項の家屋又は動産の価額の計算については、被相続人又は合併に因り消滅した法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の価額（相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の価額に応じて按分した価額）は相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が調査時期において所有していた家屋又は動産の価額とみなす。

法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものについては、この法律中法人に関する規定を準用する。

前項の規定を適用する場合において、非戦災家屋税又は非戦災者税の徴収に関する事項は、命令でこれを定める。

この法律において家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。

第三条　調査時期において非戦災家屋を所有していた者は、非戦災家屋税を納める義務がある。

第四条　課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を課税時期において使用していた非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人は、非戦災者税を納める義務がある。但し、調査時期後あらたに設立された法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの及びこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で調査時期後あらたにこの法律の施行地において家屋を使用することとなつたものは、この限りでない。

調査時期において存した事業を課税時期までに承継した法人には、前項但書の規定は、これを適用しない。

第五条　非戦災家屋税及び非戦災者税は、左に掲げる国の国籍を有する者（日本の国籍を有する者を除く。）及び左に掲げる国の法令に基き設立された法人には、これを課さない。

オーストラリヤ、ベルギー王国、ボリヴィア国、ブラジル国、カナダ、チリ国、中華民国、コロンビア国、コスタリカ国、キュバ国、チェッコスロヴァキア国、デンマーク国、ドミニカ共和国、エクアドル国、エヂプト国、エティオピア国、フランス国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ギリシァ国、グァテマラ国、ハイティ国、ホンデュラス国、アイスランド国、インド、イラン国、イラーク国、レバノン、リベリア国、ルクセンブルグ大公国、メキシコ国、オランダ王国、ニュージランド、ニカラグァ国、ノールウェー王国、パナマ国、パラグァイ国、ペルー国、フィリッピン連邦、ポーランド国、サルヴァドル国、サウデイ、アラビア国、シリア、トルコ国、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、アメリカ合衆国、ウルグァイ国、ヴェネズエラ国、ユーゴースラヴィア国

第六条　調査時期において非戦災家屋を所有していた個人について調査時期後この法律の施行前に相続の開始があつた場合においては、この法律の適用については、当該相続人又は相続財団（相続人があることが明かでない場合において法人とせられた相続財産をいう。以下同じ。）が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期後この法律の施行前に合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人の事業の全部又は一部につき、この法律の施行前に承継があつた場合においては、この法律の適用については、当該承継に因り非戦災家屋（調査時期において国、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体の所有していた非戦災家屋を除く。）を取得した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

戦時補償特別措置法第六十条第一項の規定により国、地方公共団体又は同法第一条第一項に規定する特定機関が調査時

期において所有していた非戦災家屋の譲渡を受けた者は、この法律の適用については、これを調査時期において当該家屋を所有していた者とみなす。

課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を使用していた非戦災者たる世帯主について、課税時期後この法律の施行前に相続の開始があつた場合においては、この法律の適用については、当該相続人又は相続財団は、課税時期に当該家屋を使用した非戦災者たる世帯主とみなす。

課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を使用していた非戦災者たる法人が課税時期後この法律の施行前に合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、合併後在続する法人又は合併に因り設立された法人は、課税時期において当該家屋を使用していた非戦災者たる法人とみなす。

第七条　非戦災家屋税は、左に掲げる非戦災家屋については、これを課さない。

一　調査時期において国、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体の所有していた家屋及び皇室財産であつた家屋

二　調査時期において旧家屋税法第三条の規定により家屋税を課せられなかつた家屋、但し、前条第四項の規定の適用がある場合において、譲渡を受けた家屋が第十七条第一項若しく第三項又は第十八条の規定による申告書の提出の時において旧家屋税法第三条各号の規定に該当しないものであるときにおける当該家屋を除く。

三　調査時期後この法律施行前に無償で国、都道府県、市町村又は第一号若しくは第二項第一号に規定する公共団体に譲渡された家屋

四　昭和十六年十二月七日において第五条に規定する者の株式又は出資の払込済金額の合計額が株式又は出資の払込済金額の総額の三分の一以上に相当する法人が所有していた家屋

非戦災者税は、左に掲げる者には、これを課さない。

一　国、都道府県、特別区、市町村その他命令で定める公共団体

二　調査時期後この法律の施行地外から引き揚げた者（軍人又は軍属であつた者で調査時期においてこの法律の施行地外で戸主又は家族と同居していたもの以外のものを除く。）が世帯の生計を主として維持していた場合における当該世帯の世帯主

三　課税時期において賃貸価格が百円に満たない家屋のみを使用していた世帯でこの法律施行前六年以内に戦時災害に因り当該世帯の生計を主として維持していた者が死亡したものの世帯主

四　課税時期において主として仕送りにより生活していた学生、生徒及びこれらに準ずる者

五　前項第四号に規定する法人

第二章　課税標準及び税率

第一節　非戦災家屋税

第八条　非戦災家屋税の課税標準は、第三条の規定に該当する

者が調査時期において所有していた非戦災家屋について、その時において旧家屋税法第五条に規定する家屋台帳に登録されていた当該家屋の賃貸価格とする。

前項に規定する非戦災家屋の全部又は一部についてその賃貸価格が調査時期において旧家屋税法第五条に規定する家屋台帳に登録されていなかつた場合、調査時期前に損壊した家屋につき調査時期において当該損壊に係る賃貸価格の修正がなされていなかつた場合又は第六条第四項の規定の適用がある場合における非戦災家屋税の課税標準は、調査時期の現況により（第六条第四項の規定の適用がある場合においては、当該譲渡のあつた時の現況により）、当該家屋につき、家屋台帳法第十三条の例に準じて定める賃貸価格とする。

第九条　前条の規定による賃貸価格が三十円に満たない非戦災家屋については、非戦災家屋税は、これを課さない。

第十条　非戦災家屋税の税率は、百分の三百とする。

第二節　非戦災者税

第十一条　非戦災者税の課税標準は、課税時期において、納税義務がある世帯主のその時において属していた世帯又は納税義務がある法人の使用に供せられていた家屋について、その時において家屋台帳法第五条に規定する家屋台帳に登録されていた当該家屋の賃貸価格とする。

第八条第二項の規定は、前項に規定する家屋が課税時期において家屋台帳法により賃貸価格を定むべきものである場合において、当該家屋の全部又は一部についてその賃貸価格がその時において同法第五条に規定する家屋台帳に登録されていなかつたとき又は課税時期前に損壊した家屋につき課税時期において当該損壊に係る賃貸価格の修正がなされていなかつたときにおける非戦災者税の課税標準について、これを準用する。この場合においては、第八条第二項中「調査時期」とあるのは、「課税時期」と読み替えるものとする。

第一項に規定する家屋が、課税時期において家屋台帳法により賃貸価格を定めないものであるときは、政府は、当該家屋につき、その時の現況により、同法第十三条の例に準じて非戦災者税の課税標準となすべき賃貸価格を定める。

第十二条　前条の場合において、一個の家屋が二以上の世帯又は法人の使用に供せられていたときは、非戦災者税の課税標準は、左に掲げる金額の合計額による。

一　前条の規定による当該家屋の賃貸価格に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積（家屋台帳法の例により計算する床面積をいう。以下同じ。）の当該家屋の床面積に対する割合を乗じて算出した金額

二　前条の規定による当該家屋の賃貸価格に当該家屋の共通使用部分の床面積（当該家屋の床面積のうち通常共通して使用すべき部分の床面積をいう。）の当該家屋の床面積に対する割合を乗じて算出した金額に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積の当該家屋の専用部分の床面積（当該家屋の床面積のうち共通使用部分の床面積を除いた床面積をいう。）に対する割合を乗じて算出した金額

前項の場合において、同項の規定によることが不適当であ

るときは、課税時期における家屋の賃貸価格に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の評定賃貸料に相当する金額の当該家屋のうち通常専ら使用すべき部分の評定賃貸料の総額に対する割合を乗じて計算した金額又は課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積及び評定賃貸料を勘案して計算した金額によることができる。

前項の評定賃貸料は、各使用者の専ら使用していた部分のうち、標準となるべき部分の課税時期における賃貸料に比準して評定した賃貸料をいう。

第一項又は第二項の規定により課税標準を計算する場合においては、一個の家屋については、同一の方法によらなければならない。

第一項及び前項の一個の家屋の範囲については、家屋台帳法の例による。

第十三条　調査時期において存した事業を課税時期までに承継した法人が左の各号に該当する場合においては、当該法人の納付すべき非戦災者税の課税標準は、課税時期において当該法人の使用に供せられていた家屋の賃貸価格に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額による。

一　当該法人が調査時期において存した法人と調査時期後設立された法人との合併に因り設立された法人又は当該合併後存続する法人である場合においては、調査時期において存した法人が合併の直前に有していた資産の価額の当該法人が合併直後に有していた資産総額に対する割合

二　当該法人が調査時期後設立された法人である場合において調査時期において存した個人の事業を課税時期までに承継したときは、調査時期において存した個人が承継の直前に有していた当該事業に属する資産の価額の当該法人が承継の直後に有していた資産総額に対する割合

調査時期において存した二以上の法人の合併に因り課税時期までに設立された法人は、前項第一号の規定の適用については、これを調査時期において存した法人とみなす。

第十四条　左に掲げる家屋の賃貸価格（前三条の規定による賃貸価格をいう。以下同じ。）は、非戦災者税の課税標準に、これを算入しない。

一　課税時期において国宝保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法により国宝又は史蹟若しくは名勝として指定されていた家屋

二　課税時期において学校教育法による私立の幼稚園、小学校及び中学校、同法第九十八条の規定により従前の規定により存続する私立の中等学校、専門学校、高等学校及び大学並びに大蔵大臣の指定するその他の私立の学校において直接に保育又は教育の用に供せられていた家屋

三　課税時期において宗教法人令による宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供せられていた家屋

四　課税時期において民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人において事務所の用に供し又は直接公益の用に供していた家屋で大蔵大臣の指定するもの

五　課税時期において水利組合、水利組合連合、北海道土功組合が公用又は公共の用に供していた家屋

六　課税時期において耕地整理組合及び耕地整理組合連合会並びにこれらに準ずべき団体の事務所の用に供せられていた家屋

七　課税時期において社会事業法による社会事業、生活保護法による保護施設、少年教護法による少年教護院及び司法保護事業法による司法保護事業の用に供せられていた家屋

八　課税時期において公益の用に供していた私立図書館で大蔵大臣の指定するものにおいて直接にその用に供せられていた家屋

九　一時の使用に供する家屋

第十五条　賃貸価格が三十円に満たない家屋が世帯の使用に供せられていた場合においては、当該家屋に係る非戦災者税は、これを課さない。

第十六条　非戦災者税の税率は、百分の三百とする。

第三章　申告及び納付

第十七条　非戦災家屋税の納税義務者は、昭和二十三年一月三十一日までに、第八条第一項に規定する家屋について、その所在、家屋番号、種類及び床面積並びに課税標準及び税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

非戦災者税の納税義務者は、前項に規定する期限までに、第十一条第一項に規定する家屋について、その所在、家屋番号、種類及び床面積並びに課税標準、税額及び納税義務者と家屋の所有者とが異なるときは家屋の所有者の住所及び氏名又は名称を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第六条第四項に規定する者がこの法律の施行後当該非戦災家屋の譲渡を受けた場合において、その者が当該家屋につき非戦災家屋税の納税義務があるときは、その者は、当該譲渡を受けた日の属する月の翌月末日までに、当該家屋につき、第一項の規定に準じて、同項に掲げる事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十八条　政府は、通信、交通その他の状況により都道府県の全部又は一部にわたり已むを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、前条に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

政府は、通信、交通その他の事由により已むを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、前条に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

前項の規定の適用を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第十九条　前二条の規定による申告書の提出後その申告に係る課税標準又は税額について、脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出てその申告書を修正しなければならない。

前項の規定は、第二十九条第一項乃至第三項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定があった者が更正又は決定に係る課税標準又は税額について脱漏があることを発見した場合における課税標準又は税額の修正について、これを準用する。

第二十条　第十七条又は第十八条の規定による申告書に記載された税額の非戦災家屋税又は非戦災者税は、第十七条又は第十八条の規定による申告書の提出期限までに、これを納付しなければならない。

第十七条又は第十八条の規定による申告書の提出期限後第十七条又は第十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その申告書に記載された税額の非戦災家屋税又は非戦災者税は、その申告書提出の日に、これを納付しなければならない。

前条第一項の規定による申告書の修正又は同条第二項の規定による課税標準若しくは税額の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額の非戦災家屋税又は非戦災者税は、その申告書の修正の日又は課税標準若しくは税額の修正の日に、これを納付しなければならない。

第二十一条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者が前条の定めるところにより非戦災家屋税又は非戦災者税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

第二十二条　第六条第一項又は第五項に規定する場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同条第一項又は第五項の規定により他の相続人の納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税について、連帯納付の責に任ずる。

第二十三条　調査時期後贈与、遺贈又は寄附行為に因る家屋の所有権の移転があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財団法人は、その受けた利益の限度において、贈与者、遺贈者の相続人若しくは相続財団又は寄附行為者が納付すべき当該家屋に係る非戦災家屋税について、連帯納付の責に任ずる。

前項に規定する非戦災家屋税には、第四十条の規定により加算する税額及び第四十一条の規定により追徴する税額は、これを算入しない。但し、第二十六条第一項の規定による延納税額（第二十条第二項若しくは第三項の規定により納付すべき税額又は第三十一条に規定する追徴税額に対し、第四十条の規定による税額の加算をなし、これを延納する場合においては、延納税額のうち当該加算額に相当する部分を除く。）に加算する税額は、この限りでない。

第二十四条　法人が解散した場合において、非戦災家屋税又は非戦災者税を納付しないで残余財産を分配したときは、その非戦災家屋税又は非戦災者税については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帯納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者は、その受けた利益の限度において、連帯納付の責に任ずる。

第二十五条　課税時期において非戦災者の納税義務者たる世帯主と世帯を同じくしていた者（第六条第五項の規定の適用がある場合においては、課税時期において当該被相続人たる世帯主と世帯を同じくしていた者）は、当該納税義務者の納付すべき非戦災者税（同項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により当該相続人の納付すべき非戦災者税）について、連帯納付の責に任ずる。

第二十六条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者は、その納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税を一時に納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところにより、その納付を困難とする金額を限度として、六箇月以内（已むを得ない事由がある場合においては、担保を提供して一年以内）の延納を申請することができる。

第二十一条の規定は、延納の許可を受けた者が延納の期間内に非戦災家屋税又は非戦災者税を完納しなかつた場合について、これを準用する。

第二十七条　非戦災家屋税の納税義務者が調査時期に所有していた非戦災家屋を売却し、当該売却代金が金融緊急措置令施行規則に規定する第二封鎖預金等（預金又は貯金に限る。以下第二封鎖預金等という。）となつた場合においては、当該家屋に係る非戦災家屋税のうち、当該売却代金中第二封鎖預金等となつた金額が占める割合に応じて按分した金額につき、当該非戦災家屋税の当該第二封鎖預金等による納付を申請することができる。

前項の規定を適用する場合において、非戦災家屋税の納付に関する事項は、命令でこれを定める。

第二十八条　政府は、前二条の規定により延納又は第二封鎖預金等による納付の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第四章　更正及び決定

第二十九条　第十七条若しくは第十八条の規定による申告書が提出された場合又は第十九条第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは同条第二項の規定による課税標準若しくは税額の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税標準又は税額が政府において調査した課税標準又は税額と異なるときは、政府は、その調査により、その課税標準又は税額を更正する。

政府は、非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務があると認められる者が第十七条又は第十八条の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、その課税標準及び税額を決定する。

政府は、前二項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税標準又は税額について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、その課税標準又は税額を更正することができる。

前三項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行うことができる。

第三十条　政府は、前条の規定により課税標準又は税額を更正し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所又は事業所を有しない者が第四十七条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代えて公告をすることができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第三十一条　政府は、第二十九条の規定により課税標準又は税額を更正し又は決定した場合においては、前条の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収す

る。但し、約税義務者が第四十七条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所又は事業所を有しないこととなる場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

第五章　審査、訴願及び訴訟

第三十二条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者は、第三十条第一項の規定により政府の通知した非戦災家屋税若しくは非戦災者税の課税標準若しくは税額又は第四十二条の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めたときは、税金の徴収を猶予することができる。

第三十三条　政府は、前条第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

第三十四条　前条の決定に対し不服がある者は、訴願をなし又は裁判所に出訴することができる。

第二十九条第一項乃至第三項の規定による更正若しくは決定又は第四十一条第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第六章　雑則

第三十五条　政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非戦災家屋税を軽減又は免除することができる。

一　調査時期後災害に因り非戦災家屋税を課すべき家屋が滅失又は損壊したとき

二　納税義務者が災害その他の事由に因り著しく資力を喪失して納税困難と認められるとき

三　非戦災家屋税を課すべき家屋が連合国最高司令官の要求に基きその要求に係る用に供するため国に借り上げられたとき

四　非戦災家屋税を課すべき家屋が連合国に対する賠償に充てられたとき

五　非戦災家屋税を課すべき家屋で連合国最高司令官の要求に基き国の管理に属していたものにつき命令で定める事由が生じたとき

第三十六条　政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非戦災者税を軽減又は免除することができる。

一　調査時期後災害に因り納税義務者（納税義務者が世帯主である場合においては、課税時期における納税義務者以外の世帯の構成員を含む。）の所有し、且つ、使用していた家屋又は動産が滅失又は損壊したとき

二　納税義務者が災害その他の事由に因り著しく資力を喪失して納税困難と認められるとき

三　納税義務者（納税義務者が世帯主である場合においては、課税時期における納税義務者以外の世帯の構成員を含む。）の所有し、且つ、使用していた機械、器具その他の物（家屋を除く。）が連合国に対する賠償に充てられたとき

四　機械、器具その他の物（家屋を除く。）で連合国最高司令官の要求に基き国の管理に属していたものにつき命令で定める事由が生じたとき

第三十七条　政府は、前二条の規定による軽減又は免除に関する処分の確定するまで、非戦災家屋税又は非戦災者税の徴収を猶予することができる。

政府は、第三十五条第四号若しくは第五号又は前条第三号若しくは第四号の規定に該当することとなると認められる場合においては、納税義務者の申請により、非戦災家屋税又は非戦災者税の徴収を猶予することができる。

第三十八条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者の提出した申告書又は課税標準若しくは税額の更正、決定若しくは修正に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府にその閲覧を請求することができる。

第三十九条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者の提出認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税標準若しくは税額に脱漏があると認められる事実を政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因り課税標準又は税額を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税標準又は税額の決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知り得た事実又は不法の行為に因り知り得た事実に基くものである場合も、また同様とする。

第四十条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者は、第二十条第二項若しくは第三項の規定により納付すべき税額又は第二十六条の規定による延納税額については、命令の定める期間に応じ、当該税額百円につき一日五銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第二十一条の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定は、政府が第三十一条の規定による追徴税額を徴収する場合について、これを準用する。

政府において已むを得ない事由があると認めるときは、第一項の加算税を免除することができる。

第四十一条　第二十条第二項若しくは第三項の規定により非戦災家屋税若しくは非戦災者税の納付があつた場合又は第三十一条の規定による追徴税額を徴収することとなつた場合においては、第十七条若しくは第十八条の申告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第十九条第一項の規定による申告書の修正があつた場合において前の申告若しくは修正に係る課税標準若しくは税額について脱漏があつたこと、又は非戦災家屋税若しくは非戦災者税の納税義務者の申告若しくは修正した課税標準若しくは税額が政府の調査した課税標準若しくは税額と異なることについて已むを得ない事由があると認めら

れる場合を除く外、政府は、命令で定める期間に応じ、当該税額に一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する税額の非戦災家屋税又は非戦災者税を追徴する。但し、その金額は、当該税額に百分の五十を乗じて計算した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第二十六条の規定は、これを適用しない。

第四十二条　政府は、前条の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第三十条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第四十三条　戦時補償特別措置法第一条第一項に規定する特定機関がその調査時期において所有していた非戦災家屋につき非戦災家屋税の納税義務がある場合において、この法律施行後当該家屋について同法第六十条第一項の規定による譲渡があつたときは、当該特定機関は、当該家屋に係る非戦災家屋税に相当する金額の全部若しくは一部の還付又は当該家屋に係る非戦災家屋税の軽減若しくは免除を申請することができる。

前項の規定により還付又は軽減若しくは免除すべき税額の計算に関する事項は、命令でこれを定める。

第四十四条　第二十七条の規定の適用を受けて納付した非戦災家屋税について過誤納があつた場合の還付に関する事項は、命令でこれを定める。

第四十五条　収税官吏は、非戦災家屋税若しくは非戦災者税に関する調査又は非戦災家屋税若しくは非戦災者税の徴収について必要があるときは、納税義務者、納税義務があると認められる者その他利害関係があると認められる者に質問し又はその者の家屋、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第四十六条　非戦災家屋税は、非戦災家屋税を課すべき家屋の所在地を、非戦災者税は、非戦災者税の納税義務者の所在地（この法律の施行地に住所がないときは居所地）又は本店若しくは主たる事務所の所在地を、その納税地とする。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない非戦災者税の納税義務者たる法人は、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その納税地を指定する。

第四十七条　非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者たる個人が納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他非戦災家屋税又は非戦災者税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定めて政府に申告しなければならない。非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者たる個人がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

前項の規定は、非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者たる法人が納税地に事業所を有しないとき又は納税地に事業所を有しないこととなるときに、これを準用する。

第四十八条　左の各号に掲げる者は、第十七条又は第十八条に

規定する申告書の提出期限までに、その旨を政府に申告しなければならない。

一　調査時期において非戦災家屋を所有していた個人又は法人で第七条第一項第三号又は第四号の規定に該当する家屋を所有していたもの

二　課税時期においてこの法律の施行地に独立の世帯を構えていた世帯主で第二条第二項第一号の規定に該当しないもの

三　第七条第二項第二号乃至第四号の規定に該当する世帯主

四　課税時期においてこの法律の施行地に資産又は事業を有していた法人で第二条第二項第二号の規定に該当しないもの

五　第七条第二項第五号の規定に該当する法人

第四十九条　都道府県、市町村その他の公共団体は、非戦災家屋税及び非戦災者税の附加税を課することができない。

第五十条　個人の納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税は、所得税法第九条第一項第七号に規定する譲渡所得及び同項第九号に規定する事業等所得並びに地方税法により営業税を課せられる場合の純益の計算上、これを譲渡に関する経費又は必要な経費に算入しない。

第五十一条　法人の納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税は、法人税法による各事業年度の普通所得、地方税法により営業税を課せられる場合の各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを損金に算入しない。

法人が非戦災家屋税又は非戦災者税を納付した事業年度において法人の資産（商品、原料品、半製品その他これらに類するものを除く。）の評価換又は譲渡に因る益金、債務の消滅に因る益金又は資本の減少に因る益金を計上したときは、当該益金については、その合計金額が非戦災家屋税又は非戦災者税の税額に相当する金額に達するまでの金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、地方税法により営業税を課せられる場合の各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを益金に算入しない。

法人が前項の規定の適用を受けた資産について、償却又は評価換をなし、これに因る損金を計上した場合においては、当該資産の価額のうち、同項の評価換に因り増加した価額に対する償却又は評価換に因る損金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、地方税法により営業税を課せられる場合の各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを損金に算入しない。

第七章　罰則

第五十二条　詐偽その他不正の行為により非戦災家屋税又は非戦災者税を免れた者は、これを三年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちにその課税標準又は税額を更正又は決定し、その税金を徴収する。

第五十三条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の

懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第四十五条の規定による家屋、帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

二　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

三　第四十五条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

四　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第五十四条　非戦災家屋税又は非戦災者税に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十二条第一項又は第五十三条の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十六条　他人の非戦災家屋税又は非戦災者税について、政府に対し、第三十九条第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十七条　第五十二条第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附　則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

一〇　取引高税法（昭二三・七・七　法一〇八）

第一章　総則

第一条　この法律の施行地において営業者が営業として行う取引には、この法律により、取引高税を課する。

第二条　この法律において営業とは、左に掲げる営業をいう。

一　物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。以下同じ。）

二　銀行業（銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、復興金融金庫その他命令で定める金融機関のなす金融事業をいう。以下同じ。）

三　無尽業

四　信託業（担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による信託事業を含む。以下同じ。）

五　保険業（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）により主務大臣の免許を受けてなす保険事業に限る。以下同じ。）

六　金銭貸付業

七　物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）

八　製造業（物品の加工修理業を含む。）

九　電気供給業

十　ガス供給業

十一　無線電話放送事業

十二　運送業

十三　運送取扱業

十四　自動車道事業

十五　運河業

十六　さん橋業

十七　船舶ていけい場業

十八　貨物陸揚場業

十九　倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）

二十　請負業

二十一　印刷業

二十二　出版業

二十三　写真業

二十四　席貸業

二十五　旅館業

二十六　料理店業

二十七　周旋業

二十八　問屋業

二十九　仲立業

三十　代理業

三十一　両替業

三十二　鉱業

三十三　砂鉱業

三十四　土石採取業

三十五　理容業（理髪業を除く。）

三十六　演劇興行業

三十七　よせ業

三十八　遊技所業

三十九　遊覧所業

2　前項に掲げる営業には、その性質上これらの営業に附随して行われる取引を含むものとする。

3　この法律において営業者とは、この法律の施行地において、第一項の営業をなす者をいい、営業所を有すると否とは、これを問はない。

第三条　営利を目的としない法人がこの法律の施行地において前条第一項に掲げる営業と同種の事業を行う場合においては、これを営業者とみなし、その事業は、これを営業とみなす。

第四条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについては、この法律中法人に関する規定を準用する。

第五条　第九条第一項に規定する取引金額を領収する営業者は、取引高税を納める義務がある。

2　共同して営業をなす者は、連帯して取引高税を納める義務がある。

3　営業者が交換又はこれに類する取引をなした場合においては、その取引をなした各営業者は、第一項の規定の適用については、それぞれ取引金額を領収する営業者とみなす。

第六条　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人

又は合併に因り設立した法人は、合併に因り消滅した法人の取引高税の納税義務を承継する。

2　法人が解散した場合において、取引高税を納付しないで残余財産を分配し、又は引渡したときは、その税金については、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の限度において連帯して納付の責に任ずる。

3　相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人の取引高税の納税義務を承継する。

4　前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、連帯納付の責に任ずる。

第七条　左に掲げる取引については、取引高税を課さない。

一　政府の発行する官報並びに郵便切手類及び収入印紙類の販売

二　政府の専売品の販売

三　政府に対する金、銀及び白金属の地金又はこれらの合金並びに貨幣地金の販売

四　小学校又は中学校（もう学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部を含む。）の教科用図書の発行、販売又は取次

五　水道条例（明治二十三年法律第九号）による水の供給

六　輸出取引（国又は鉱工品貿易公団、繊維貿易公団若しくは食糧貿易公団に対する輸出のためにする物品の販売を含む。）

七　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の規定による主要食糧（同法第二条に規定する主要食糧をいう。）の取次、製造、加工及び販売。但し、自己の生活上消費する者（外食券食堂を含む。）以外の者に対する販売を除く。

八　そ菜及び鮮魚介並びにみそ、しようゆ、牛乳その他の臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて配給される食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び販売

九　国が価格調整補給金を交付する物品で命令で定めるものの製造、取次及び販売。但し、配炭公団又は肥料配給公団に対する石炭又は肥料の販売並びに配炭公団又は肥料配給公団（肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第百七十一号）第十五条第一項第四号の規定により指定された肥料取扱業者を含む。）の行う石炭又は肥料の販売で価格調整補給金の支給を受けないものを除く。

十　価格調整公団が価格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）第十五条の規定により価格等の調整のためになす取引

十一　自己の収穫した農産物（繭を含む。）、林産物、畜産物若しくは水産物の販売又はこれらを原料として製造し、若しくは加工した物の販売。但し、営業所を有する者の行う販売を除く。

十二　有価証券（有価証券移転税法（昭和十二年法律第七号）第二条に規定する有価証券をいう。）の移転

十三　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第一条に規定する乗客の運送

十四　馬券税法（昭和十七年法律第六十号）又は取引所税法（大正三年法律第二十三号）により馬券税又は取引所特別税若しくは取引税を課せられる取引

第八条　取引高税は、国及び地方公共団体には、これを課さない。

2　公団は、前項の規定の適用については、これを国とみなす。

第二章　課税標準及び税率

第九条　取引高税の課税標準は、取引の対価として領収する金額であつて左に掲げるもの（以下取引金額という。）とする。

一　物品販売業にあつては、売上金額

二　銀行業にあつては、貸付金利息、手形割引料、手数料、有価証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

三　無尽業にあつては、無尽利益金、入札差金益、給付差金、貸付金利息、手数料、解約手数料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

四　信託業にあつては、信託報酬（金銭信託で貸付金に運用したものに対して受領すべき報酬に相当する金額を除く。）、貸付金利息、手数料、有価証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

五　保険業にあつては、払込保険料額（但し、再保険契約に基いて収入するものを除く。以下同じ）、貸付金利息、手数料、債務保証料、有価証券貸付料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

六　運送取扱業、周旋業、問屋業、仲立業、代理業及び両替業にあつては、手数料又は報酬金額（第四項又は第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、第四項又は第六項の規定により自ら販売したものとみなされる物品の販売価格。）

七　その他の営業にあつては、その取引から生ずる収入金額

2　前項第五号に規定する払込保険料額は、生命保険（定期保険を除く。）にあつては、その百分の七十五に相当する金額、その他の保険にあつては、その百分の三十に相当する金額を控除した金額とする。

3　交換又はこれに類する取引にあつては、納税義務者がその給付する物件、役務その他のものについて交換又はこれに類する取引以外の取引をなした場合において、その対価として領収すべき金額を取引金額とする。

4　問屋業、代理業その他において物品の販売の委託を受けた者が、自己の名をもつて委託者のためになした販売は、受託者がその販売価格をもつてこれを自らなしたものとみなす。

5　前項の場合において委託者が受託者から当該物品の販売価格の全部又は一部に相当する金額を受領したときは、そのときにおいて、委託者は、受託者に対し、その受領した金額をもつて販売したものとみなす。

6　問屋業、代理業その他において物品の買入の委託を受けた者が、自己の名をもつて委託者のために買い入れた物品を委託者に引き渡したときは、そのときにおいて、受託者は、委

託者に対し、買入価格と手数料又は報酬金額との合計額をもつて自ら販売したものとみなす。

7　運送業又は運送取扱業をなす者が、他の運送業又は運送取扱業をなす者に代つて自己の名をもつて運送又は運送取扱に関する契約をなす場合においては、運送業又は運送取扱業をなす者が他の運送業又は運送取扱業をなす者にその領収した取引金額を引き渡すとき（相殺による決済をするときを含む。）に、他の運送業又は運送取扱業をなす者が自ら当該取引金額を領収したものとみなす。

8　第一項第一号に規定する売上金額、同項第六号に規定する手数料若しくは報酬金額又は同項第七号に規定する収入金額には、第二条第二項に規定する取引より生ずる収入金額を含むものとする。

第十条　取引高税の税率は、前条の規定による取引金額の百分の一とする。

第三章　納付及び申告

第十一条　取引高税の納税義務者は、第十五条第一項に規定する取引をなす場合又は第四章の規定による場合を除く外、取引高税印紙をもつて、取引高税を納付しなければならない。但し、現金を政府に支払つて政府の作成する取引高税証紙の交付を受け、これをもつて取引高税印紙に代えることができる。

2　前項の取引高税印紙については、別にこれを定める。

3　第一項但書に規定する取引高税証紙の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

第十二条　前条の場合において一取引（一取引について分割して対価を領収するときは、その分割して領収することにこれを一取引とする。以下同じ。）について第九条の規定による取引金額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて取引高税の税額を計算する。

第十三条　第十一条の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、取引金額領収の際、取引高税の税額に相当する金額の取引高税印紙又は取引高税証紙（以下取引高税印紙等という。）を消印しなければならない。但し、一取引について第九条の規定による取引金額が一万円以上の取引については、受取書に取引高税印紙等をはつて消印しなければならない。

2　前項の規定により消印した取引高税印紙等又は受取書は、取引金額領収の際、これを取引の相手方に交付しなければならない。

3　交互計算その他これに準ずる契約により相互の間の取引の対価の決済をなす場合においては、相殺をなすべき期間（当該期間が六月をこえるときは六月）満了の日において、相互に取引金額の領収があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。この場合においては、相殺をなす金額の総額を一取引の取引金額とみなす。

4　前項に定める場合を除く外、相殺により相互の間の取引の対価の決済をなすことができる場合においては、相殺をなすに適した時において、相互に取引金額の領収があつたものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。前項後段の規定は、この場合について、これを準用する。

5　前二項の場合においては、前二項の規定により領収があつたとみなされる金額を記載した書面をもつて、第一項但書の受取書に代えることができる。

6　第一項但書の場合においては、受取書（前項に規定する書面を含む。以下同じ。）の紙面と取引高税印紙等の彩紋とにかけて、受取書作成者の印章又は署名をもつて、判明にこれを消さなければならない。

第十四条　取引高税の納税義務者は、第四章の規定による場合を除く外、毎年二月、五月、八月及び十一月に終る毎三月分の取引について、第十五条第一項に規定するものとそれ以外のものとに区分して、取引金額及び税額を記載した申告書をそれぞれ毎年三月十日、六月十日、九月十日及び十二月十日までに政府に提出しなければならない。但し、取引高税の納税義務者が営業を廃止した場合においては、営業を廃止した日から十日以内に、これを提出しなければならない。

2　通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

3　第一項に規定する申告書は、営業所が二以上あるときは、各営業所ごとに、これを作成しなければならない。

第十五条　一取引について第九条の規定による取引金額が五十円未満の取引及び第十三条第二項の規定による交付が困難な取引で政府の承認を受けたものについては、取引高税の納税義務者は、毎年二月、五月、八月及び十一月に終る毎三月分（前条第一項但書の規定に該当する場合には、直前の毎三月分後営業の廃止までの間の分）の当該取引の取引金額に対する取引高税を、前条の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2　第十三条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する取引について、これを準用する。

3　納税義務者が第一項の規定により取引高税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条の規定により、これを督促する。

第四章　銀行業等に関する申告及び納付の特例

第十六条　銀行業、無尽業、信託業、保険業、電気供給業、ガス供給業、無線電話放送事業、運送業中鉄道業（軌道業を含む。）海運業（平水区域内の水上運送で汽船によるものを含む。）及び道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）第十条第一号㈢に規定する自動車運送事業及び出版業中日刊新聞紙の発行事業をなす営業者その他命令で定める営業者の当該営業についてなすべき申告及び納付並びに公団のなすべき申告及び納付については、本章に定めるところによる。

第十七条　前条に規定する営業者は、毎月分の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならない。

2　第十三条第三項及び第四項並びに第十四条第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、第十三条第三項中「前二項」及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第十七条第

一項」と読み替えるものとする。

第十八条　第十六条に規定する納税義務者は、前条第一項の規定による申告書に記載された税額の取引高税を、同項の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2　第十五条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第五章　更正及び決定

第十九条　第十四条又は第十七条の規定による申告書が提出された場合において、申告又は修正に係る取引金額又は税額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、その取引金額又は税額を更正する。

2　第十四条又は第十七条の規定による申告書の提出がなかつた場合において、政府の調査により納税義務があると認められるとき又はすでに納付した税額が政府の調査したところと異るときは、政府は、その調査により、取引金額及び税額（すでに納付した税額があるときは、その額を控除する。）を決定する。

3　政府は、前二項の規定による取引金額又は税額の更正又は決定後その更正し、又は決定した取引金額又は税額について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、その取引金額又は税額を更正することができる。

第二十条　政府は、前条の規定により取引金額又は税額を更正し、又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

2　この法律の施行地に住所及び居所又は営業所を有していない者が第三十九条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代えて公告することができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第二十一条　政府は、第十九条の規定により取引金額又は税額を更正し、又は決定した場合においては、前条第一項の通知をなした日から一月後を納期限としてその追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。但し、納税義務者が第三十九条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

2　第十一条及び第十二条の規定は、前項に規定する追徴税額については、これを適用しない。

第六章　審査及び訴願

第二十二条　取引高税の納税義務者は、第二十条の規定により政府の通知した取引金額若しくは税額又は第二十九条第二項の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

2　前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めたときは、税金の徴収を猶予することができる。

第二十三条　政府は、前条第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

第二十四条　前条の決定に対し不服がある者は、訴願をすることができる。

2　第十九条の規定による更正若しくは決定又は第二十九条第一項の規定による追徴税額に関する訴願は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第七章　雑則

第二十五条　納税義務者が、取引高税を納付した取引について、契約の解除、取消その他の事由に因り取引金額の全部又は一部を返還したとき（第十三条第三項又は第四項の規定（第十五条第二項又は第十七条第一項において準用する場合を含む。）の適用があつた場合においては、領収があつたとみなされる取引金額の全部又は一部を返還すべきとき。）は、その事実を証する証拠書類を添附して、当該取引について納付した取引高税の税額のうちその返還し、又は返還すべき金額に対応する金額の還付を請求することができる。

2　前項の請求があつた場合において、政府は、その事実を確認すべき心証を得たときは、その請求に係る金額を還付する。

第二十六条　取引高税の納税義務者の提出した申告書又は取引金額若しくは税額の更正若しくは決定に関する書類を閲覧しようとする者は、政府にその閲覧を請求することができる。

2　前項の規定により閲覧を請求しようとする者は、納税義務者一人の申告書その他の書類につき十円の手数料を納付しなければならない。

第二十七条　取引高税の納税義務があると認められる者が第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実又は申告書を提出しなかつた事実若しくは申告書に記載された取引金額若しくは税額に脱漏があると認められる事実を政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因り取引金額又は税額を更正し、又は決定したときは、政府は、その報告者に対し、取引金額又は税額の更正又は決定に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、二十万円をこえることができない。

2　前項の規定は、不法の行為に因り知り得た事実又は公務員の職務上知り得た事実に基くものであるときは、これを適用しない。

第二十八条　取引高税の納税義務者は、第二十一条第一項に規定する追徴税額を納付する場合においては、命令の定める期間に応じ、当該税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

2　第十一条の規定は、前項に規定する加算して納付すべき税額については、これを適用しない。

3　第一項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

4　第一項及び第三項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5　政府において已むを得ない事由があると認めるときは、第

一項の加算税を免除することができる。

6　前五項の規定は、取引高税の納税義務者が、第十四条第一項又は第十七条第一項に規定する申告書の提出期限（第十四条第二項の規定並びに第十七条第二項において準用する第十四条第一項但書及び第二項の規定による提出期限を含む。以下同じ。）後第十四条又は第十七条の規定による申告書又は申告書を修正する申告書を提出して取引高税を納付する場合について、これを準用する。

7　第十五条第三項の規定は、第一項（第六項において準用する場合を含む。）の場合について、これを準用する。

第二十九条　前条第六項の規定の適用を受ける場合又は第二十一条第一項の規定により追徴税額に相当する取引高税を徴収することとなつた場合においては、第十四条第一項又は第十七条第一項に規定する申告書の提出期限内に申告書の提出がなかつたこと、第十四条又は第十七条の規定による申告書を修正する申告書の提出があつた場合において前の申告に係る取引金額若しくは税額について脱漏があること又は納税義務者の申告若しくは修正した取引金額若しくは税額が政府の調査した取引金額若しくは税額と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、当該税額に、百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する取引高税を追徴する。

2　政府は、前項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

3　第二十条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第三十条　第十一条の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、営業所ごとに、取引高税印紙購入通帳（以下購入通帳という。）を備え付けなければならない。

2　第一項の取引高税の納税義務者は、取引高税印紙を購入し、又は取引高税証紙の交付を受けようとするときは、政府又は取引高税印紙の売さばき人に対し購入通帳を呈示し、これに購入又は受領した取引高税印紙又は取引高税証紙の金額及び購入又は受領の年月日を記入して政府又は取引高税印紙の売さばき人の確認を受けなければならない。この場合において、政府又は取引高税印紙の売さばき人は、政府機関の名称又は取引高税印紙の売さばき人の住所及び氏名若しくは名称を証する表示をなさなければならない。

3　第一項の取引高税の納税義務者が、取引高税の納付のために使用すべき取引高税印紙等は、第二項の規定により当該取引をなす営業所に備え付けた購入通帳をもつて購入し、又は受領したものでなければならない。

4　第一項の取引高税の納税義務者が、営業の廃止その他の事由に因り、取引高税納付のために使用すべき金額をこえて取引高税印紙等を有するときは、政府の承認を受け、そのこえる部分に相当する取引高税印紙等を譲渡することができる。

5　第一項に規定する購入通帳の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

第三十一条　政府又は取引高税印紙の売さばき人は、購入通帳に前条第二項に規定する表示をなさないで、取引高税印紙等

を販売し、又は交付してはならない。

第三十二条　取引高税の納税義務者は、帳簿を備え付け、これに取引の内容、取引金額及び税額、取引の年月日並びに取引の相手方の住所及び氏名又は各称を記載しなければならない。

2　第十一条の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、前項に規定する事項の外、併せて左に掲げる事項について各日分を取りまとめて記載しなければならない。

一　第十三条第一項の規定により納税のために使用した取引高税印紙等の金額

二　第十五条第一項に規定する取引については、当該取引の金額

3　小売の場合、第二条第一項第十四号、第十五号、第二十三から第二十六号まで、第三十一号若しくは第三十五号から第三十九号までに掲げる営業をなす場合又は政府の承認を受けた場合においては、第一項の規定にかかわらず、毎日分の取引金額及び取引の年月日を記載しなければならない。但し、政府は、監督上必要と認める場合においては、第一項に規定する事項の記載を命ずることができる。

第三十三条　取引高税印紙の販売をなす者は、帳簿を備え付け、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　購入した取引高税印紙の種類及び数量、購入の年月日並びにその売渡人の住所及び氏名又は名称

二　販売した取引高税印紙の金額及び販売の年月日並びにその買受人の住所及び氏名又は名称

第三十四条　この法律の施行地において、第二条第一項に規定する営業を営まうとする者は、営業所ごとに営業の種類、当該営業所の所在地（この法律の施行地に営業所がないときは住所地又は居所地、この法律の施行地に営業所を有しない納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、納税管理人の住所地又は居所地とする。第三十九条を除く外以下同じ。）及び営業者の氏名又は名称を政府に申告しなければならない。あらたに営業所を設けようとするときもまた同様とする。

2　取引高税の納税義務者は、営業の内容の変更又は廃止、営業所の所在地の移転又は廃止、氏名又は名称の変更をしようとするときは、その旨を政府に申告しなければならない。

3　取引高税の納税義務がある法人について合併があつた場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、その旨を政府に申告しなければならない。

4　取引高税の納税義務者について相続の開始があつた場合においては、相続人は、その旨を政府に申告しなければならない。

第三十五条　収税官吏は、取引高税に関する調査又は取引高税の徴収について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又はその者の営業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者と取引があつたと認められる者又は取引があると認められる者

三　取引高税印紙の売さばき人

2　収税官吏は取引高税に関する調査又は取引高税の徴収について必要があるときは、納税義務者の組織する団体（その組織する団体を含む。）に対しその団体員のなす取引に関し質問し、又はその団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第三十六条　第十三条第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等は、何人も有償で、これを譲渡し、又は譲り受けることができない。

2　第十三条第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等は、何人も報酬を得てこれを収集し、又は何人も報酬を与えてこれを収集させることができない。

第三十七条　左の各号に掲げる者が、第十三条第一項の規定により消印された取引高税印紙等を政府に提出したときは、政府は、これらの者に対し、当該取引高税印紙等のうち、額面額一円以下のものについては額面額の百分の五に相当する金額、額面額二十円以下のものについては額面額の百分の三に相当する金額、額面額二十円をこえるものについては額面額の百分の二に相当する金額の交付金を交付する。

一　小学校、中学校、高等学校、大学、もう学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八条第一項に規定する従前の規定により存続する学校の教職員及び学生又は生徒により組織されその共同の利益を図ることを目的とする団体

二　社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）による社会事業、生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）による保護施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設及び司法保護事業法（昭和十四年法律第四十二号）による司法保護事業の業務に従事する者及びこれらの施設又は事業の利益を受ける者により組織されその共同の利益を図ることを目的とする団体

三　前二号に掲げる者の外命令で定める者

2　前項に規定する交付金の交付の手続は、大蔵大臣がこれを定める。

3　第一項の規定により交付を受けた交付金は、同項に規定する者の利益のために、これを使用しなければならない。

4　国若しくは地方公共団体又は公団が第十三条第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等については、第一項の規定は、これを適用しない。

第三十八条　第十五条第一項の取引をなす者又は第十六条に規定する者が納付する取引高税は、これらの者の営業所の所在地をその納税地とする。

第三十九条　取引高税の納税義務者が営業所の所在地に現住しないとき又はこの法律の施行地に営業所を有しない納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、この法律による申告書の提出その他取引高税に関する一切の事項を処理させるため営業所の所在地（この法律の施行地に営業所又は住所若しくは居所がないときは、この法律の施行地）に居住する者のうちから納税管理人を定め政府に申告しなければならない。取引高税の納税義務者が、営業所の所在

地に現住しないこととなるとき若しくはこの法律の施行地に営業所を有しない納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき又は納税管理人を変更したときも、また同様とする。

第四十条　地方公共団体は、取引高税の附加税を課することができない。

第八章　罰則

第四十一条　左の各号の一に該当する者は、その免れ、又は免れようとした取引高税の二十倍に相当する罰金に処する。

一　第十三条第一項の規定に違反した者

二　第十四条又は第十七条の規定による申告書を提出しないで取引高税を免れようとした者

三　第三十四条の規定による申告をしないで取引高税を免れようとした者

四　詐偽その他の不正の行為により取引高税を免れ、又は免れようとした者

2　第十二条の規定は、前項の場合においては、これを適用しない。

第四十二条　前条の罪を犯した者には、情状に因り、五年以下の懲役若しくは取引高税の二十倍をこえ四十倍以下に相当する罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科することができる。

2　前条及び前項の場合において、罰金額が二十円に満たないときは、これを二十円とする。

3　前条及び第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。

4　前条第二項の規定は、第一項の場合について、第二十一条第二項の規定は、第三項の場合について、これを準用する。

第四十三条　左の各号の一に該当する者は、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十四条又は第十七条の規定による申告書を提出せず、又は虚偽の記載をして政府に提出した者

二　第三十条第一項又は第二項の規定に違反した者

三　第三十条第三項の規定に違反して取引高税印紙等を使用した者

四　第三十一条の規定に違反して取引高税印紙を販売した者

五　第三十六条の規定に違反して取引高税印紙等を譲渡し、譲り受け、収集し、又は収集させた者

第四十四条　左の各号の一に該当する者は、これを五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十三条第二項の規定に違反した者

二　第四十一条第一項第三号の場合を除き、第三十四条の規定に違反して営業を営み、又は営業所を設けた者

三　第三十二条又は第三十三条の規定による帳簿を備え付けず、所定の事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した者

四　第三十四条第二項から第四項までの規定による申告をせず、又は虚偽の申告をした者

五　第三十五条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六　第三十九条の規定による申告をせず、又は虚偽の申告をした者

第四十五条　他人の取引高税について、政府に対し、第二十七条第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十六条　取引高税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十七条　第四十一条の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十号）第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、第四十二条の場合において懲役刑に処するときは、この限りでない。

第四十八条　法人（第四条に規定する社団又は財団を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十一条、第四十二条、第四十三条又は第四十四条の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2　第四条の規定による社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき、その社団又は財団を代表する外、法人が被告とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

第四十九条　この法律中第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定は、この法律の公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

2　第三十条及び第三十四条の規定をこの法律の公布の日から昭和二十三年八月三十一日までの間において施行する場合には、第三十条中「第十一条の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者」及び「第一項の取引高税の納税義務者」並びに第三十四条中「取引高税の納税義務者」及び「取引高税の納税義務がある法人」とあるのは、それぞれ「第二条第一項各号に掲げる営業をなす者」と読み替えるものとする。

3　取引高税は、昭和二十三年九月一日以後取引金額を領収する取引から、これを課する。

第五十条　この法律の公布の日において第二条第一項に規定する営業をなしている者は、同日以後一月以内に第三十四条の規定に準じて政府に申告しなければならない。

2　第四十四条第二号及び第四十八条の規定は、前項の場合について、これを適用する。

第五十一条　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税印の印影」の下に「若しくは取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）第十一条但書の規定による現金を政府に支払つて交付を受ける取引高税証紙」を加え、「これに」を「これらに」に改め、「印影」の下に「若しくは表示」を加える。

第五十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「及び物品税」を「、物品税及び取引高税」に改める。

Ⅱ　諸資料

一　手形税法案要綱（二四・二・二三）

一　課税物件

為替手形、約束手形、金銭に関する借用証書（預金証書及び社債を除く）（以下総括して手形という。）とする。

(イ)　白地振出の手形等手形としての本質上の条件を凡て具備しない証券でも手形として表示されたものは手形とみなす。

(ロ)　手形複本又は手形謄本については、流通過程に入る場合において、正本について納税済であることの証明がない限り課税対象となる。

(ハ)　当座貸越についても貸越平均残高に対して課税する。

二　非課税の範囲

(イ)　輸出入取引のために使用せられる手形

(ロ)　荷付為替手形

(ハ)　小切手。但し、券面に記入した振出期日前に流通したもの（先日附小切手）を除く。

(ニ)　金融機関（ビルブローカー及び保険会社を含む）相互の取引に用いられる手形

(ホ)　庶民金庫、恩給金庫、農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合、塩業組合、信用組合、市街地信用組合、無尽

会社及び質屋の貸出に関する手形で一件一万円以下のもの

三　税　率

(イ)　本　税

一月又はその端数の期間毎に、額面金額一万円以下、一万円又はその端数につき一五円

(ロ)　追加税

当初定められた期間を超えて流通する手形については、その超過する一ヶ月又は端数（五日以内を除く）ごとに本税相当額

(ハ)　白地振出手形で額面金額の記載なきものについては、一万円として納税せしめ、後に額面金額を記載したときに差額を納付せしめる。

四　納税義務者

手形作成者（振出人）とする。

(イ)　追加税のうち流通中に納税義務者が発生する場合においては、手形の所持人とする。

(ロ)　右の外、国内における手形の流通に関与する凡ての者（裏書その他手形表示の署名者又は共同署名者、自己又は他人の計算において手形を取得し、譲渡し、質入、若しくは担保として受領した者、支払のため手形を呈示した者支払を受領し又は支払を為した者又は支払なき場合に拒絶証書を作成した者等。但し、先日附小切手については、券面に記載された振出期日前に小切手の流通に参加した者に限る。）は券面に氏名又は商号の記入があると否とに拘らず、連帯して納税義務を負う。

五　納付の方法

手形を作成したとき、作成者をして税額に相当する収入印紙を貼用して納付せしめる。

(イ)　手形流通中において、追加税の納税義務が発生したときは、その所持者をして印紙を貼用せしめる。

(ロ)　一年以上の長期に亘る手形については、一時に税負担の荷重することを避けるため、一年ごとに作成者又は当該手形の所持者として印紙を貼用せしめる。

(ハ)　当座貸越については、六ヶ月毎に利盛りが行われることを考慮し、六ヶ月間の貸越平均残高により五月末日及び十一月末日を限り現金納付せしめる。

六　金融機関の義務

金融機関は、税額に相当する印紙の貼用のない手形について、割引、引受、取立の委任を受けること等をしてはならない。

七　収税官吏の検査監督権限

手形の作成者又は関与者に対して検査することができることとする。

八　罰　則

脱税額の二十倍に相当する罰金に処する。

九　施行期日

(イ)　昭和二十四年四月一日以後作成した手形

(ロ)　昭和二十四年四月一日現在存在する手形であつて、なお、二ヶ月を超える残期間あるもの

十　本税を実行する場合は、印紙税法の改正による。

「註」　昭和二十四年度収入見込額　一二、〇〇〇百万円

二　生産税（仮称）の創設に関する問題点（昭二四、二、四）

一、課税範囲に関する問題

1　製造の範囲の問題――何をもって製造又は製造業というか。

例えば

(イ)　製造加工と修理との限界

(ロ)　壜詰作業、洗濯等は製造なりや否や

2　商品について、製造課税をなし得るのは工業生産物に限られるため原始生産物例えば果実、木材等の販売を除外することの可否

3　サーヴィスの範囲――サーヴィスに課税するとすれば、どの範囲にすべきか。例えば

(イ)　商品の取引に関するサーヴィスは除外すべきか。（例えば代理業、仲立業、周旋業、問屋業）

(ロ)　有価証券業（問屋業）、不動産周旋業に対して課税すべきか。

(ハ)　運送、金融関係を包含せしめるべきか。

二、租税負担の累積に関する問題

1　独立企業が、一完成品が仕上るまでの多数の工程を分担している場合において、百分の一程度の取引高税の負担であれば、ともかく、三%乃至四%とし、独立企業ごとに課税すると税負担が累積し、その物品の価格の騰貴が甚だしくなる。

この場合一完成品の製造について多数の工程を営むことが多い中小企業と、一貫作業をしている大企業との釣合いがますます悪くなるが、それをどうするか。

2　この不釣合をなくするため原料免税を認むべきか。

同じ物品であって或る場合には原料となり、或る場合には完成品となる。しかもそれがどちらの用途に向けられるか、取引されるときには明確でない場合が多い等、事情は極めて複雑である。このような場合に取引を阻害せずしかも税務署の手数ともならぬ有効な免税方法があるか。

3　煩瑣な原料免税の弊を避けるため原料品に対しては軽減した税率を適用すべきか。この場合の原料品の範囲を如何にすべきか。

三、税率に関する問題

A　原料免税をせず且つ取引高税の平年度収入五〇〇億円と同程度の収入を得ようとする場合　商品の製造　百分の三・七乃至四　サーヴィス　百分の一

「註」(1)　農林畜水産物の販売は除外する。

(2)　現行取引高税法の非課税範囲程度はこれを認める。

B　仮りに原料免税を行い、且つ取引高税の平年年収入五〇〇億円程度の収入を得ようとする場合

商品の製造　百分の七乃至九

サーヴィス　百分の一

「註」

(1)　原始生産物の販売は除外する。

(2) 現行取引高税法の非課税範囲程度は、これを認める。

四、その他の問題

1 輸出免税の制度を置くとすれば、どの製造段階から免税すべきか。

2 製造課税制度を採っている酒税、砂糖消費税、織物消費税、物品税等の課税物品については、二重課税すべきか。

三 「取引高税法を廃止し、生産税、運送税、保険税及びサービス税（いずれも仮称）創設に関する研究」（二四年二月一二日）の生産税の項

1 要領

(一) 課税物品

本法施行地内において製造される物品又は保税地域から引取られる物品のうちの完成品

(二) 非課税物品

(イ) 酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、骨牌税及び物品税を課せられる物品

(ロ) 完成品でない原材料品

(ハ) 教科用図書、輸出物品、主要食糧、みそ、しょう油、価格調整補給金を交付される物品

(ニ) 農家等零細営業者が製造する一定金額以下の物品

(三) 税率

(1) 平年度収入見込金額、四〇、〇〇〇百万円程度の収入を得ようとする場合　百分の十

(2) 平年度収入見込額　二〇、〇〇〇百万円程度の収入を得ようとする場合　百分の五

(四) 納税方法

一月又は三月ごとの現金による申告納税制度とする。

2 本税実施上の難点

(一) 製造の範囲確定の困難

(1) 製造には加工、修理を含ましめる。（靴、自動車の修理）

(2) 電気、ガスの供給、鉱物の採掘等も製造とみる（但し生産の用に供せられるものは非課税とする。）

(二) 完成品の範囲確定の困難

本税は完成品のみに課せられることになるが、完成品の範囲の確定は相当困難である。又完成品を洩れなく列挙することは不可能に近いので、むしろ原材料を非課税乃至免税とし、それ以外の物品については総べて課税するという表現の方法をとらざるを得ない。

(三) 原材料品の範囲確定の困難

原材料品を非課税乃至免税とするには二つの方法がある。

(1) 品目を列挙して非課税とする方法

(イ) 原材料品にもなり又完成品として使用されるもの（例えば糸、コークス、皮革、ゴム等々）については どちらに包含せしめるべきかという問題がある。これに対しては大部分が原材料に使用される物品例えば糸、皮革については、一部分が完成品となっても、徴

税技術の便宜のためには非課税となる原材料品とせざるを得ない。

(ロ) 品目を列挙するとすれば別紙のような品目表を作成せざるを得ないが、現在生産されている数万の物品から原材料品のみを抽出して洩れなく列挙することは不可能に近く、仮りに列挙したとしても、税務官吏はそれらの物品全部について性質、用途等を理解して可否を決定することは至難である。

(2) 品目を列挙して非課税とせず、取引の際その用途に応じ原料免税による方法

(イ) 原材料の判定については、税務当局によって行われることになるが、この場合においても(1)(イ)の場合と同様に原材料と完成品の判別が困難である。

(ロ) 営業者並び税務当局の手数の煩雑なことは甚だしい。

(四) 二重課税（租税負担の累積）の不可避

(四)の(1)の方法によって非課税となる品目を列挙したとしても前述のように原材料品ともなり完成品となるもの例えば薬品、釘等を非課税品目に包含せしめないとすると、これらを他の物品の製造に使用したときには二重課税を行わざるを得ない。従って又一部物品の製造について一貫経営の大企業と多数工程を分担する独立の中小企業との不権衡が税率が高いだけに甚だしくなる。

(五) 物価に及ぼす影響

税率を百分の十とした場合には物価に相当の影響を及ぼす虞がある。

四 生産税法案要綱（昭二四・三・一〇）

一 課税範囲

(一) この法律の施行地において、生産業者が生産する物品の販売又は保税地域からの物品の取引には、生産税を課すこと。

(二) 左に掲げる行為は、これを物品の生産に包含せしめるものとする。

(1) 発電又はガスの供給
(2) 鉱物又は土石の採取
(3) 印刷、出版及び写真
(4) 土木建築
(5) 物品の加工又は修理

(三) 製造場を有しないで、原材料を他人に供給し生産せしめた物品を販売する者も生産者とみなすこと。

(四) 営利を目的としない法人が、(一)及び(三)の生産業者と同種の事業を営む場合においては、その生産する物品の販売に対しても生産税を課すこと。

二 非課税及び免税範囲

(一) 左に掲げる物品の生産販売（保税地域からの引取を含む。）には、生産税を課さないこと。

(1) 官報、郵便切手類及び収入印紙類
(2) 政府の専売品
(3) 義務教育用教科書

(4) 食糧管理法の規定により配給される主要食糧
(5) 外食券食堂が外食券引換に販売する物品
Foods sold by the Coupon restraurant in exchange for the food coupon.
(6) みそ及びしようゆ並びに臨時物資需給調整法に基いて配給される煉乳、粉乳等の食料品
(7) 国が価格調整補給金を交付する物品
(8) 加工しない農産物、林産物、畜産物、及び水産物
(二) 輸出のため生産（加工及び修理を除く）した物品の販売には、生産税を免除すること。

三　納税義務者
生産税の納税義務者は、物品の生産業者とすること。但し、保税地域から引取る物品については、その引取人とすること。

四　非課税団体
国及び地方公共団体には、生産税を課さないこと。

五　課税最低限
生産業者の一月間の物品の販売金額が、一定金額（五万円）未満のものに対しては、生産税を課さないこと。

六　課税標準及税率
(一) 課税標準
生産税の課税標準は、物品の販売金額とすること。但し、保税地域から引取る物品については、引取る際の物品の価格とすること。
(二) 税率
販売金額又は引取価格の百分の二とすること。

七　申告及び納付
生産税の納税義務者は、生産業者は毎月分の販売金額及び税額を記載した申告書を翌月末日までに、物品を保税地域から引取る者は、物品の引取価格及び税額を記載した申告書を引取る際に、政府に提出すると同時に現金をもつて納付すること。

八　更正及び決定その他
所得税及び物品等に準ずること。

「註」昭和二十四年度収入見込額　一七、七〇〇百万円

五　租税問題に関するシャウプ記者会見　一九四九年五月一九日　一〇時

……より詳細に此等の諸点につき述べれば
経済の安定は国民にとつて重くかつ不公平な租税であるインフレを抑制するに足る租税収入を必要とする。同時に税の圧力が、総生産を減退させる事のない様にせねばならぬ。税制に於て最も困難な問題は此等諸目的を同時に達成する様な制度を企画することである。勿論インフレの抑制と生産の増強は単に租税による方法のみによつて解決することのできる問題ではない。しかし租税はその一部の役割を担はねばならない。
税制は就中公平たるべき事を要する税制は租税負担を公平に分配せしめねばならぬ。何が公平であり何が不公平であるかについては一致した見解はない。しかし或種類の不公平については何人――にも明白である。吾々使節団が現行租税制度にこれ

らの不公平を発見するならば、直ちにその除去を勧告するであらう。同じ経済的立場にあれば生産者であると消費者であるとを問わずその支払う税額は甚だしい差があつてはならない。更に全ての租税は明白であり且つ誰にも理解されうる法律と規則によつて課されねばならない。納税者は彼に対する税金が如何にして決定されるかを正確に知らねばならぬ。かくして始めて納税者は税金の間違いを訂正することができる。
一年や二年で実質的に変更される事が必要なような税制は納税者にとつても税務官吏にとつてもわずらわしい事だ。納税者が税制が来年又明後年どうなるかが分らないようであれば彼の事業計画を賢明に遂行する事ができない。そのような不安定な状態では彼の私的生活すら合理的に計画することができない。絶えず税制を変更しては混乱を生ずるのみである。勿論税制における僅かな修正は毎年必要である。経験に徴しても迅速に訂正を要する多くの些細な欠陥を修正する事は納税者を助ける事にこそなれ、困らす事はない。しかし、屢々重大な改正を行う事は必要ではない。
此れ等の諸目的を完成する事は、一に税制官吏が公平と親切とを以つて税務をよく管理し強力に執行する事にかかつている。又納税者が税法を自発的に守る事にかかつている。納税者は税の仕事を税務官吏のみまかせてはならない。よき行政と自発的な法律の遵守は混乱を除く。かくして納税者は将来を予測する事ができ、しかもその計画が恣意的な行為によつて覆される事はない。もしよき管理執行と遵守がなければ吾々使節団の努力は無益に帰するであろう。吾々使節団の仕事の成功はかくして税法を公平に執行する税務官吏の能力と進んで税法を理解し遵守せんとする納税者の気持にある。管理と遵守は税制の礎石である。これなくしては経済安定とその維持、租税の公平なる分配と国、地方間に於ける適正な分配を達成する事はできない。
吾々使節団は未だ仕事に着手したばかりである。吾々四人（ヴイカアリー、コーエン、ハットフイールド及び私）は先日着いたばかりである。その他三人（ヴーウエン、サリイ、ワアレン）は一ヶ月以内に到着するであらう。吾々は八月まで滞在する予定である。しかし使節団の内一、二人は幾分早く引きあげねばならないというのは本国に重要な仕事をひかえているからである。今直ちに結論をだす事はできない。税制が実際に如何に執行され税金が如何なる効果を生じているかを確める為に数地方に旅行したいと思つている。税制の改善を示唆する個人或は団体から報告や覚書を歓迎する。吾々は種々の個人や団体と、話合つてみたい。しかし、吾々の研究が計画通りになされる為には限られた人数としか話合う事ができないということを覚えておいて頂きたい。
私は司令部当局、国会議員、日本政府当局、日本における同僚たる井藤、永田、汐見、都留教授、納税者及びその代表が我々によく協力してくれていることに感謝の意を表したい。吾々は個人に対しては公平、政府に対しては適正な収入を齎す税制に関する勧告を作成することに尽力したい。（「シャウプ税制調査団関係」大蔵省資料Z五〇四―四一に収録）。

六　池田大蔵大臣からシャウプ博士宛の書簡

昨年十二月経済安定に関する九原則が指示され、昭和二十四年度予算においては、綜合予算の実質的均衡の確保が図られることとなり、続いて単一為替レートの設定も実現され、わが国としては、今や経済の安定復興のための新しい努力期に入つている。この際、九原則―新予算―単一為替レートの線の根本理念について私の理解乃至要求するところのものを、率直に申し述べたいと思う。

この理念は、要するに戦争以来国家の統制と保護とによつて歪められた日本経済に対し、合理的な経済法則をできる限り完全に作用せしめることによつて、失われた企業心を回復し、国民がその能力に従い、わが国経済の再建に欣然と努力できる環境を打ち建てようとするところにあると考える。

従来、復興金融金庫等政府系機関から貸付ていた定期資金を、民間金融機関のビジネス・ベーシスによる貸付に置きかえる方向に一歩を進めたことは、かかる理念の強い現れであると考えるが、経済の発展を民間企業の創意工夫に委ねる、というこの方針を、更に物価政策特にその価格調整費との関連の面においても一歩前進せしめたいと思う。

次に、租税の問題についても、現在の全体の租税負担、その配分及び税法における税率その他の規定が余りに重過ぎるために、或は不合理であるために、わが国民の勤労意欲、企業意欲及び資本の蓄積の妨げとなつていて、租税が国民経済の順調な発展と併行しなければならない、という経済原則の要求から離れている面が非常に多い。従つて、その是正について、相当思い切つた措置を講じたいと思う。

今回シャウプ使節団の来朝を見、以上の根本的観念に立脚した私の見解を披瀝できることを、衷心より喜びとするものである。

現行歳入制度について

現行歳入制度に関する問題の殆んど大部分は、租税に関するものであつてそれ以外の分野においては、企業特別会計の独立採算制の確立の問題もあるが、その方面については概ね疑問がないと考えるので、以下には、租税（専売益金を含む。）制度について述べることとする。

均衡財政を確立し、インフレーションを収束するためには、相当重い租税負担は避けることができないと考えるのであるが、租税に関する現状は、以下に述べるとおり矛盾が多く、今後できる限り歳出規模の縮減及び税務能率の増進により税制の合理化を図りつつ負担の適正を期したい。

第一　租税に関する現状

一　租税負担の現状

わが国の租税負担の実際額は、相当重く、国民の担税力の限界に達しているが、他面税法の規定する税率等は、この実際の負担のレベルよりも遙かに重いものとなつている。以下実際の負担額の重さについての観察を㈠に、負担の過重に加えて税法の更にきつい規定によつてわが国の国民生活及び生産が圧迫を受けている事情を㈡及び㈢に概説しよう。

㈠　国民所得と租税負担

(1)　わが国の国民所得の推計については、かなり問題となる点があるが、租税負担（国税、地方税、専売益金を含む。）の変遷を見るために、その国民所得に対する比率を見れば、昭和五―九年平均一四％程度のものが、昭和二十三年度は二〇・二％、昭和二十四年度は二六・四％になつている（別表第一）。

(2)　戦後生産の減退に伴い、実質国民所得はかなり低下し、昭和二十四年度においては、昭和五―九年平均に対し、総額において七九％程度、国民一人当において六四％程度と推計され（別表第二）、国民の生活水準は著しく低下している。しかも負担力の大きい資産所得の比率は最近著しく低下（別表第三）、所得の階級別構成分析も平準化されて、国民の大部分が低いレベルで所得を分け合つている状態にあるので、国民の担税力は、量的にも質的にも低下している。

加えるに、闇所得がかなり広汎に存在しているので（別紙第四）、闇所得のない又は少ない所得者については、実際上所得税負担が著しく重くなつている実情にある。

(3)　右の如く、所得の分布は著しく平準化し、最も担税力のある資産所得が減少しているのにかかわらず、逆に税制中における直接税、特に所得税の比重が、昭和五―九年平均に比して著しく重くなつているため（別表第五）、租税負担について強い圧迫感を与えている。

㈡　租税負担と国民生活

(1)　現行所得の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食費相当額にも足らない程度のものである（別表第六）。しかも、税率は一般に重く、特に税率適用上の階級区分のきざみが低額の部分において急であるため、極く通常の所得に対する上積率が非常に重くなつている。因みに、昭和五―九年の所得税の免税点一、〇〇〇円を、等価価値で計算した現在の二五〇、〇〇〇円の所得に対しては、勤労者で三〇・二％、営業者で三五・七％の負担になる。（営業者はこの外に前年の所得の一五―一八％の事業税を納めねばならない。）

(2)　戦時中から間接税の課税範囲が拡張され、税率も極めて高いため、国民の消費生活を相当圧迫している（別表第七）。

㈢　租税負担と生産

(1)　現行の所得税の税率が一般に高いこと、特に税率の階級区分が低額所得者について急であること等のため、事業者の企業意欲及び勤労者の勤労意欲を著しく阻害している。

(2)　法人税についても

(A)　インフレーション昂進の結果、現在、法人の固定資産の帳簿価値は著しく低くなつており、これを基準として減価償却を行う結果、資本の維持乃至蓄積が不可能な状態である。

(B)　戦前に設立された会社の資本金額は比較的僅少で

あるため、超過所得に対する課税が著しく重くなつており、生産意欲を阻害しているばかりでなく、最近設立された会社との間に著しい不均衡を生じている。

(3) 間接税についても、その税率が高いため、課税物件の売行不振を招来しており、資金回収の困難、滞貨の増大等と相俟つて、生産を阻害している状況にある。

二　税務行政面における諸矛盾

上述のごとく、現在わが国における租税負担はきわめて重く、税法の規定は著しく不合理となつているのに加えて、税務行政の能率及び国民の納税意識が非常に低いために、租税行政面において、諸種の矛盾を生じている。

(一) 課税の実際における混乱

現行税制は、戦後インフレーション昂進の実態にそぐわない点が多いため、納税者は、正直な申告をすることに非常な苦痛を感じ、税務官吏も確実に所得を把握して厳正に税法を適用するときは、余りにも税が苛酷となるので、良心的に税法を執行することに困難を感ずる状態にあるのが実情である。そのために、真実な申告が出ず、税務署は、納税義務者の大半について、更正決定をなすことを余儀なくされている。その結果、平均的な所得の見当をつけて、各納税者について権衡により見立て課税せざるを得なくなり、更正決定は、勢いこの平均的所得額に引きつけられて、所得の多いものに軽く、少ないものに重く、特に表見的所得に重課される傾向が強い。

(二) 税務行政の負担過重と税務能率の低下

(1) 租税収入の増加に伴つて、納税者数は、逐年累増し、しかも担当税務官吏の増加はこれに伴わないため、税務行政の負担がきわめて重くなつている（別紙第八）。

加えるに、捕捉困難な闇所得の存在、租税負担の過重および不公平にもとずく納税者の抵抗等のため、税務行政の執行は、著しく困難となつている。

(2) 右の如く著しく膨張した税務行政事務に比して、熟練者が不足しており、また、税務行政の運営も科学的に組織されていないため、税務能率は極めて低下している。

(三) 納税意識の低調

わが国における納税者は、一般に事務経営における経理観念に乏しく、正確な帳簿をつける習慣が少なく、家計と事業経理との区別が明確でないのに加えて、税法の規定とこれに対する納税者の理解の程度に相当の差があるため、申告納税制度がうまく機能していない。しかも、わが国納税者の納税倫理が著しく低調であること、及び租税負担が過重であること等のため、租税の滞納、脱税、便乗的な審査請求が激増しており、租税の徴収は、強圧的な徴収方法と軍政部の協力とによつて、辛うじて達成している実情にある。

三　租税の社会、政治問題化に因る混乱と弊害

上述のごとき租税負担の現状と税務行政面における諸矛盾のために、租税の問題は、現在わが国社会、政治上最もうるさい問題となつていて、種々の混乱と弊害を生じている。

特に共産党を中心とする反税運動が各地に頻発し、屢々大衆運動となり、税務の執行を混乱せしめるとともに、健全な国民思想の発達を阻害する結果となつている。

四　歳出と租税収入との関連

歳入が歳出との関連においてのみその価値を判断さるべきことは勿論であるが、上述の如く租税負担が重く、且つその執行面における矛盾混乱が甚しい実情を考慮するときは、この際歳出の規模及び機能的内容について、租税との関連において、十分検討を加えられなければならないと思う。

歳出全体を財政消費的経費、価格調整費及び資本蓄積的経費に大別して、この関連を考えれば、次の如くである。

(一) 財政消費的経費

この種経費については、今回の予算において相当強く圧縮を加えてあるので、さしあたり大きな削減を期待することは困難と思われるが、上述の如き国民負担の過重及び混乱を来たしている事実に顧み、戦争以来われわれが、統制に余りに重点を置き過ぎたこと及び統制の惰性から脱却することが、行政面の実際から常に遅れがちであるのを反省して、今後なお、行政整理の進行等経済の安定を伴う各種統制事務の整理及び一般行政能率の増進等によつて、その縮減について、更に努力を重ね〔ね〕ばならないと思う。

(二) 価格調整費

価格調整費は、インフレーションを防止しつつ、日本経済の復興を図る見地から止むを得ず採用されて来たものであつて、一朝にしてこれを廃止することはできないけれども、冒頭に述べた根本理念に従えば、この種経費は、当然合理的な経済法則の作用に、その所を譲らねばならないものであるし、他面、統制と保護とが余りに長きに及んだために、これに対する経済の受容の態度が、本来の趣旨を逸脱して、たとえば、能率増進、企業合理化の軽視、過当な賃銀の引き上げ、補給金物資の横流し等余りに弊害が多い事態を生じてくる。

これを、国民所得の配分の見地から考えても、一方で非常な抵抗を排除しつつ、国民大衆から重い税を徴収して、他方これを価格調整費に流すということは、徒らに摩擦を多くするだけであり、また、歳入に伴う徴税費、歳出に伴う行政諸費が損失となるのみならず、主食に対する補給金の如く、国民一般に還元されるのではない部面においては、特定の部門の投資家乃至消費者が、国民一般の犠牲において利益するということにもなつている。

(三) 資本蓄積的経費特に債務償還費

任意蓄積の多きを期待し得ない現在においては、経済

再建のため必要な蓄積を租税収入によつて賄う措置も、或る程度已むを得ないであらうけれども、租税負担の現状においては、かかる措置は、政治的感触において考慮すべきところが多いと同時に、この方法を長く且つ大巾に続けることは、国民の創意による企業の自由発展及び能率増進を抑圧することとなると考える。

従つて、冒頭に述べた根本理念に従つて、この種経費も、経済の安定復興、国民所得の増加及びこれらから期待される貯蓄の弾力性の増加と併行して漸減すべきものであると考える。

第二　改善の対策

財政の均衡を図るため、租税収入を確保する必要があることは、勿論であるが、上述した租税負担の過重及び不公平、税務行政における諸矛盾等に鑑み、次の諸点に重点をおいて、改善を図ることとしたい。

一　財政規模の縮減

上述したことから明らかなとおり、租税制度改善の方策は、まず財政規模を再検討して、その縮減によつて、租税負担の適正を図ることから初めなければならない。この場合において、特に価格調整費、債務償還費等について可及的早期にこれを削減し、財政規模を漸次縮減することが必要である。

二　税制の合理化

(一)　現行税制について根本的改正を行うことは必要でない。特に所得税、法人税等の源泉徴収制度及び申告納税制度は、相当進歩したものであつて、適切に運営する場合においては、租税徴収制度としては十分妥当性を有するものと考える。

(二)　しかしながら、税制としては、直接税と間接税とがその時々の経済情勢に即応して、それぞれ適当な比重を保つていることが必要である。もとより直接税が間接税に比して、制度的により進んだものであることは事実であるが、わが国の現状においては、直接税特に所得税に非常に多額な収入を期待して種々の摩擦を起すよりも、比較的徴収が容易な間接税に相当の比重をおくことも、当分の間はやむを得ないと考える。

(三)　税制の合理化に当つては、まず所得税制の合理化に重点をおくことを適当と考える。この場合、所得税制が既往における急激なインフレーションによりもたらされた経済事情の変化に適応していない点その他不合理な点を是正するため、概ね次のような改正の方向を採る必要があると考える。

(1)　基礎控除、扶養控除等を相当大巾に引き上げること。

(2)　税率については、特に低額所得者に対する階級区分を、相当程度緩和すること。

(3)　右の外、基礎控除の範囲の概要、事業専従者控除の創設、所得合算範囲の縮少、譲渡所得の計算の改正を行うとともに、国民の理解し易いように又納税し易いようにするために、必要な税法の簡易化を図ること。

(四)　所得税以外の各税についても、税制が既往におけるインフレーションの急激な進行に遅れて経済の実態から遊離している点が相当多いので、これを是正するため、次の如き改正の方向を採るのを適当と考える。

(1)　法人税について、資産再評価の問題は、物価その他経済政策全般との関連において、綜合的に考えなければならないのであるが、資本の維持及び法人負担の公平を図るとともに外資の導入に資するため、この際企業資産の再評価を行うこと。この場合再評価益に対して若干程度課税すること。なお、法人税について右の如く合理化を行つた上は、超過所得に対する税率を調整すること。

(2)　相続税については、非課税限度、基礎控除、税率等について適当な改正を行うこと。

(3)　印紙税、登録税等定額税については、税率の引き上げを行うこと。

(五)　物品税等間接税については、財政需要の縮少及び物資の需給関係等と見合つて、適当な時期に税率を引き下げることとしたい。

(六)　取引高税は、本来望ましくない租税であるので、税制の合理化に当つては、歳出の削減等によつて可能な限り、その廃止を速かに行うこととしたい。

三　税務行政の能率増進及び課税の充実適正化

(一)　税制の合理化は、税務行政の能率増進とは互に相関関係にあるので、能率の増進によつて、適実且つより多くの課税標準が把握されれば、それだけ税制合理化の基盤ができることとなり、他面税制を合理化すれば、能率が飛躍的に増進する。この観点から、税務行政の能率を増進し、課税の充実と公平特に所得の把握率の向上を図るために、税務の執行面に、思い切つた改革を加えることとしたい。すなわち、税務行政を科学的に再組織し、特に地方財務局の強化等税務機構の整備強化を図る反面、税務執行の直接担当者である税務官吏について、この際再教育、訓練を徹底してその素質及び能力を高めるとともに、税務行政の陣容の貧弱な現状に鑑み、有能な人材の新規登用を図りたい。

(二)　なお、課税に関する客観的情勢は、納税者数の著増、課税標準把握の困難化等税務行政の執行に著しく困難の多いものとなつているので、課税の適正を期するため、この際、暫定的措置として、審査の処理に関しては、民間適任者を選任してこれに諮問することができる制度を設けたい。

四　納税意識の向上

(一)　納税意識の向上は、申告納税制度の基盤をなすものであるから、納税宣伝の普及徹底を図りたい。

(二)　従来、納税意識が低調であつた大きな原因の一としては、過去において脱税者に対する処罰が厳格に行われていなかつたこと、及びその結果誠実な納税者は、「正直者は馬鹿を見る」、という観念を植えつけられたことを挙げることができる。この点に鑑み、昨年国税査察官制

度を設置して、脱税者の調査及び摘発に努めて相当の成果を収めて来たのであるが、更に今後は、脱税者に対しては刑事訴追を徹底し、納税倫理の高揚を期したい。

第三　国税と地方税との調整

一　地方財政の現状

現在の地方行政事務は、国の政策決定によつて規定される。すなわち中央集権的色彩が非常に強く、地方団体が独自に行う行政の範囲は、極めて少ない。従つて、前者に要する経費が、地方団体の経費の大部分を占めているにかかわらず、地方団体の財政力には著しい差異があり、固有の財源のみによつて、その財政を賄い得ない地方団体が少くない。これがため現状においては、地方団体が財政的に地方分権化することは望むべくもなく、その財政需要の調整をなすものとして、地方配付税を存置することが必要である。

しかしながら、地方団体間の財政需要の調整をなすものとしての地方配付税の在り方については、なお再検討を加え、極力純粋の財政調整的作用に限定し、その規模を縮減する必要があらう。

二　国税と地方税との分界

地方団体に附与すべき独立財源としては、地方団体に対し普遍的に税収入をもたらすものであることが必要であるが、この要件を充すものとして、不動産に対する課税、住民税等が適当であると考えられるが、地方配付税制度が前述のように改正される場合においては、所得税及び法人税の附加税を地方財源として賦与することが適当であらう。

三　地方財政の改善の方向

地方財政においても、一方において土木費、人件費、統制事務費その他歳出一般について国家財政におけると同様、極力節約を行う反面、税制面において不動産課税のウエイトを高めること、事業税及び特別所得税と国税たる所得税及び法人税との調整等に改正の重点をおくとともに、徴税機構の整備強化、徴税能率の刷新向上等によつて、各税全般に亘り課税の充実を図ることが必要である。

附記

以上は、当面だけの問題でなく、現在見透し得られる二―三年間の問題の処理について述べたのであるが、租税に関する事項は、解決を要する焦眉の問題であるので、本年度においても可能な限り租税負担の軽減及び税制の合理化を行いたいと思う。税務行政の能率の向上による課税標準把握率の増加がこの財源となることは上述の通りであるが、なお、本年度予算の方式が歳出については最高限度を計上し、その実行において削減することとなつている反面、歳入については右の歳出の最高限度に見合う租税収入が計上されているので、歳出を極力削減することによつてもこの財源を生み出したいと考える。

七　大蔵大臣池田勇人覚書（二四・七・二）

一、補給金の削減は、政府の確立された政策である。補給金制度は過去においては経済安定に貢献したのであるが、それにも拘らず今や政府が本会計年度に補給金を削減するために積極的な措置をとる時期は来ており又条件は備わつている。既に或る補給金削減はなされており、又その他のものもこれにならうことになつている。一九五〇―五一会計年度において補給金支出は半分になるであろうし、一九五一―五二会計年度においては補給金は予算から消えるであろう。

政府が補給金削減計画を始めることが早ければ早いほど本会計年度における削減額は大きくなり、従つて一九五一―五二年度に完全に補給金をなくしてしまうことを目標とする将来の削減はよりうまくいくであろう。

補給金を削減することによつて

(1)　政府は多額の支出を節約することができる。

(2)　より一層自然的で合理的な価格構造が供給と需要の自動的均衡の過程において実現される。

(3)　企業は政府からの援助を求める代りにいかにして自立するかを学ぶであろう。

二、補給金削減計画は物価を騰貴させる傾向がある。このことは政府によつて考慮されつつあるような穏健な計画の下においてさえ事実である。但し、実効価格（又は闇価格）に対する補給金削減の効果は、公定価格に対するものよりはるかに小さいであろう。

もし賃銀を増すか―これは実際的でないのみならず望ましくない―或は租税の軽減によつて生計費の増加を相殺するかいずれかの手段がとられなければ、これ（補給金削減）は高賃銀の要求に対してよい口実を与えるかもしれない。何らかの手をうたなければ、政府は無防備の状態に追い込まれるであろう。

三、本会計年度において正当とされる租税の軽減に対しては二つの条件がある。

先ず第一に軽減は国民所得の単なる再配分の範囲を越えてはならない。

本会計年度においては日本国民が租税軽減の方法によつて純生計費（勿論租税負担を含む。）を引下げるには時期尚早である。

第二に減税は国家予算の均衡を破壊するようなものであつてはならない。

(1)　第一に政府が提案する租税軽減は、国民の純生計費を軽減しようとするものではない。この提案によれば、租税は三百十億円まで軽減され、一方補給金は三百五十億円まで削減されるだろう。

国民は租税を払うのは少なくなるが、しかし彼等が買う物に対しては今までより多く払わねばならないであろう。納税者から一〇〇集めて、例えば九〇を彼等に払い戻す（一〇は行政費として失われる。）代りに、政府は複雑な企業から手を引いて国民自らにそれをやらせるのである。

(2)　第二に国庫としては、提案される減税が、補給金削減を伴うものであれば何等差支えない。目下の計算では、申告所得税の徴収において起り得る三百五十億円の不足は、法人税からの二百億円、所得税の源泉徴収分からの百億円、酒税からの五十億円の増徴によつて相殺されるだろう。全体として政府は予算に計上された五千百四十七億円が本会

計年度において徴収できると信ずべき十分な理由をもつている。

四、補給金を軽減した後、国庫は、繰越剰余金を含めて本会計年度に処分可能なものとして約七百億円をもつことになるだろう。この数字は一般に知られるであろうから、もし政府が約三百十億円に上る減税を提案しないならば、この剰余をいろいろな余り重要でない支出に使用するについての圧迫が強くなるだろう。そしてもしかかる圧迫に対して譲歩するならば、それは翌会計年度の減税計画の基礎をこわしてしまうだろう。

五、私の信ぜるところでは、減税はドッジ・プランから逸脱するものではない。ドッジ氏自身がもし経済情勢が許すならば、又シャウプ博士が推奨するならば、本会計年度中に減税を実施することの必要性を確信しているということを信ずべき理由がある。

六、もし減税が本会計年度中に実施されれば、シャウプ使節団が日本の納税者の誠意ある協力に多くを期待しているという印象を納税者は受けるであろう。

そうでなくて、もし減税が一九五〇年四月に実施されたとするならば、申告納税者の実際の利益は一九五一年一月までは感ぜられないだろう。そしてその間に彼等は強い責任感を失うかもしれない。

七、要約すれば、最も重要な点は、減税は政府の補給金削減長期計画の必要欠くべからざる部分であるということである。

池田勇人

八　税制使節団の勧告の概要について（昭和二四、八、二六）

――シャウプ税制使節団々長カール・シャウプ博士談

税制使節団の勧告は四つの一般的問題にわたつている。第一は明会計年度(昭和二十五年度)において必要とみなされる租税収入総額および国と地方団体によつてそれぞれ確保せらるべきその割合であり、第二は租税制度における構造の主要な改正、たとえば国税収入中所得税によつて確保せらるべき割合の如きであり、第三は個々の租税について行わるべき改正、たとえば、所得税のもとにおける同居親族の取扱い方の如き、第四は納税者をして税法に協力せしめる方法、更正決定に対する異議申立を認める方法、更に所得税の賦課徴収において商工業者の組合に対して認めている役割があるとすればそれはどんなものかというような行政上の若干の考慮に関するものである。

使節団の調査報告には勧告事項のみならずその結論に到達した理由が詳細にわたつて述べられるであろう。この報告の発表により、言論界、全国の国税および地方税関係官庁、実業界、婦人団体および大学高等学校等において日本の租税制度に関する聡明なる議論が展開されることを希望するものである。

昭和二十五年度において徴収されるべき税収総額は本年度分よりも僅かしか少くならない、と仮定されている。これは一つには、インフレーションが今後更に昂進する危険がまだ去つていないことと、更には、地方自治政策を今後維持しようとするならば、地方団体はより多くの独立税収入を必要とするからである。

しかし右に述べたところには大部分の地方で、多くの場合は学校校舎の建築その他の地方団体の事業のために徴収されているいわゆる自発的寄附金は含まれていない。もし、地方団体が充分な独立税源を与えられるならば、これらの地方寄附金は明年度においては相当減少するであろうと考えられる。もし、自発的寄附金が税収の中に算入されるとすれば――もつともこれは大抵の場合算入されるべき性質のものである――税制使節団の勧告は総税収入について非常なとはいえないが相当な軽減を仮定していることになる。

更に、租税収入として確保せらるべき総額は、政府の支出および国債償還が何の程度行わるべきかに或程度かかつているから、この総額を決定することは税制使節団の主要な任務ではない。この二つの問題に関する方針はドッヂ安定計画のもとにおける方針、即ち主として価格補給金の削減による政府支出の削減と国債の償還を今後持続するという形で継続せられねばならない。

本年度予算に計上された六千三百五十億円に対して昭和二十五年度における国税収入総額は五千七百六十億円となることが仮定されている。また、昭和二十六年度においては、歳出の節約を続けることによつて政府の租税収入に対する要求は昭和二十五年度より若干減少するであろうと仮定されている。

右の租税収入の総額には両者共政府の煙草専売益金千二百億円を含んでいる。右の外政府一般会計には本年度予算と同額の雑収入約七百億円の歳入があるものと前提している。

地方税収入の総額は、若し自発的な寄附金を算入しない場合には、本年度の千五百億円から昭和二十五年度においては千九百億円に増加するものと仮定している。若しもそれらの寄附金が算入される場合には、その寄附金の総額は不明であるから結果を数字に表わすことは困難であるが、もしそれが推定通り本年度四百億円程度であり、明年度においては百億円に減少するとしたら、地方税収入及び寄附金の総額は本年度の千九百億円から明年度は二千億円と、ごく僅かしか増加しないであろう。地方公共団体は又地代、家賃、手数料その他の雑収入から年二百五十億円を引続き得るであろうと期待されている。「雑収入」の中には借入金を含まない。

従つて、中央地方を通じての租税総収入額は、自発的な寄附金をそれに算入しなければ、昭和二十四年度の予算額七千八百五十億円と比較して昭和二十五年度においては約二百億円減少し、総額七千六百六十億円となると前提されているのである。もし寄附金をこれに算入すれば、寄附金に関する資料不足のため推測的なものにすぎないけれども、総税額は八千二百五十億円程度から七千七百六十億円程度に減少することになる。

税制使節団は所得税収入が引続き中央政府の主たる源泉であるべきこと、但しこの財源からの収入は、本年度の予算額三千百億円から明年度は、二千九百億円程度に若干減少せしめるべきことを勧告する。税率の引き下げ、控除の引き上げは、この僅かな減少が示唆するよりもかなり大きなものである。

これが可能である理由の一つは、事業活動が現状のままでつづき物価が騰貴しないという前提に立つとしても、課税所得額は昭和二十四年よりも昭和二十五年において多少増加すると期

待されるからである。昭和二十五年度における所得税から、何故かように多くを期待し得るかという他の理由は、本年度は課税が高い税率で行われるから、その繰越税額の徴収が多額であろうということである。結局所得税の収入は、事業活動及び物価水準が変化なく、又、納税者の税法に対する協力の程度や租税行政の能率に改善がなされないとしても二千七百八十億円程度の水準に達するであろう。実際は、使節団により勧告される税率の引き下げと控除の引き上げとは、この二つの要件に好ましい影響を与えることが期待される。それ故に租税収入は、多少高い数字におちつくことが期待されるであろうが、国家の経済的安定をゆるがせにしないようにするためには、当座のところはこれらの要件に依存しないことが得策である。

使節団は、少数の富裕な人々に関しては現行の所得税の非常に高い最高税率をこれらの人々の正味資産即ち正味の価値に対する課税に取り換えることを勧告する。この勧告においては、三人の扶養親族を有し、高額の所得のある個人は、その所得のうち三十六万円を超える部分に対しては唯五十五パーセントの所得税を支払うのみであるが、同時に彼の所有する正味の価値（総資産より総負債を控除したもの）に対し、毎年低税率の富裕税を払うことになるのである。この税率は五百万円を超える正味価値に対する二分の一パーセントより始まるのである。しかしてこの税率は正味価値の中五千万円を超える部分に対しては三パーセントに達するまで累進する。概してこれらの税率においては、富裕な納税者が彼の資産を利子や配当を生むところにそれを委ねる代りに、紙幣や宝石の形でその富を隠匿しようとするようなことは得策ではなくなる。この税収は僅かに二十億円に過ぎないが、少なくとも富裕納税者の少い現状においては、所得税の最高税率自体が余り収入をあげないと云うことも真実である。然しながら、納税者の或るグループは数が少いと云う事実で彼等に正当な税を支払わないでいゝという言訳にはならないと云うことを、使節団は指摘する。

富裕な投資家による所得税の脱税と回避を阻止する方途についての使節団の他の凡ゆる勧告が採り入れられ、更にこれらの個人に対する富裕税が採用されれば、税制使節団の勧告においては法人に対する所得税の役割は減少する。超過所得税は昭和二十五年一月一日より廃止することを勧告する。それは、少くとも日本の現状では、余りにも複雑で、平時においては満足なものとはいゝ得ないからである。法人税の税率は従来通り三十五パーセントとする。然し使節団の勧告する資産再評価により生ずる資産の帳薄価格の増加分に対しては六パーセント課税とする。

これらの法人税についての勧告の結果は、法人が本年度における二百七十億円の予算額以上に更に来年度においては相当多く納税することを期待している。実際には、本年度における税収は大体五百億円に達するかもしれないと見られ、勧告においては来年度には、これに近い額が法人から期待されることになる。超過所得税の廃止、並びに資産の再評価によつて生ずる特別の減価償却を認めることは来年度の歳入より約三百億円の減少をもたらすことになるが、再評価課税は約三百億円の収入を生ずることになる。再評価課税の総収入は六百億円位となろうが、使節団は、その半分の税額だけは来年度において、納付せらるべきことを勧告する。

四分の一は昭和二十六年度に、又他の四分の一は昭和二十七年度に納付せらるべきであろう。再評価税が完納された後の年度においては、より多額の減価償却と超過所得課税廃止の影響がある間は法人税収入は年々二百億円乃至三百億円に減少するであろう。

税制使節団の見解としては法人形式における利益は単に法人形式によつて生ずるということだけからして重課せらるべきではない。他方所得税を回避する手段として又は長期に亘り所得税の納税を延期する手段として法人を利用することも許容さるべきではない。

生存中における贈与及び相続人の財産に対する税の収入は本年度においては二十億円に過ぎないと予想される。本税は歳入の主たる財源にはなり得ないと使節団は認めている。然し課税方法を大幅に、変更すべきことを勧告する。それは結局において収入を増加し、且つ又課税をより公平ならしめるものである。一般会計に対し、千二百億円の歳入を挙げている煙草専売の役割については何等変更の勧告はしない。

使節団は酒税の現行税率は、歳入を最大限にするためと称して昭和二十四年の春に軽減された時、余りにも軽減され過ぎたと信ずる。酒税収入が来年度においては少くとも八百億円乃至はそれ以上に上ることを期待して、この税率を引上げるべきことを勧告する。

使節団は織物消費税を完全に廃止することを勧告する。本税は大部分生活必需品に対する様税[117]であるからである。織物に対する支出のうち、或る部分は幾分か奢侈的性質を持つているが、その部分だけを取挙げて測定することは至難である。尚生糸の製産業者は強度の企業整備を行つて居り生糸に対し引き続き四十パーセントの課税をしてその上に彼等を苦しめてはならない。本税は昭和二十五年三月一日より廃止さるべきことを勧告する。但し、その間四十パーセントの税率はやがて来る税額の減少を予想して生糸業者が在庫品を最少限度に維持しようとすることにより生ずる過渡的影響を少なからしめるため、出来るだけ速かに十パーセントに軽減せらるべきである。織物消費税は昭和二十四年度に於て百七十億円の収入を生むものと見込まれている。

本年度において二百七十億円の収入を見積られている物品税即ち消費税は来年度においても本年度と、同額の税収をあげる程度に存続すべきことを勧告する。これは概して贅沢品に対する税であり、その故に現在においては必要な税である。ただし些細な点では若干の変更を勧告する。

使節団は日本政府の経費が、債務の償還並びに地方団体に対する国庫補助金を別として、来年度において四千五百億円或は又それ以下に縮少される場合にかぎり、取引高税は廃止されるべきであると勧告する。歳出の縮少がなければ歳入の必要は取引高税の存続を命令するのである。いかなる場合にも、所得税のいくばくかの最少限度の軽減並びに織物消費税の廃止は取引高税のいかなる軽減又は廃止にさきだつて優先順位を与えられる。然し使節団の見解としては、取引高税は望ましい種類の税

ではなく、いかなる場合においても現行の一パーセントの税率をこえてはならない。本会計年度における取引高税の収入額は四百五十億円と見積られている。

本年度予算における他の細かい内国税は二百二十億円に達するが、この分野においては差し当り大きな変更は勧告しない。したがつて、ほゞ同額の税収が来年度においても期待される。

地方税については、都道府県（以下、府県と省略）は本年度において徴収する予定の額（約七百億円）と同じ額を、来年度は府県の独立税種から徴収するように本使節団は勧告する。しかし、府県と市町村が七種類の主要な税種による収入を分配する現行の制度によらず、それぞれ全部府県のものとなるところの三種類によつて右の収入の大部分を徴収するように勧告する。

本税制使節団の案によれば、府県は四百億ないし五百億円を事業税によつて徴収できることになるであろう。現在事業税は三百六十億円が府県もう二百六〇億円が市町村の収入になつている。従つて、事業税は若干その重要性が減ることになるであろう。また、本税の課税標準が所得であるのを、もつと広い基礎、すなわち後に説明する「附加価値」と称するものに変更するように勧告する。

府県はさらに百億円を入場税によつて、またこれより少し大きい額を遊興飲食税によつて徴収できることになるであろう。入場税の税率は現行の十五割から十割に引き下げるように勧告する。従つて徴収額は現在の推定額百四十億円よりは少くなるであろう。

なお若干の雑税によつて府県は、そのほか五十億円を徴収できるであろう。

本使節団は不動産取得税を廃止するように勧告する。この税は不動産の移転を妨げるものであり、従つて不動産を最上の用途に供することができなくなるのである。この税はまた、新しい建築物を建てるに当つて、余りに大きな資本負担となつている。

更に酒類の小売に対する五分の地方税も、国税としての酒税の強化を勧告していることにかんがみ、その廃止を勧告する。

本使節団は本会計年度において約八百億円と見積られる市町村の歳入を、昭和二十五年度においては約一千二百億円に増額できるだけの追加課税力を市町村に与えるように勧告する。使節団は、地方自治に対する財政的基礎を現在以上に与える必要は府県よりも市町村において緊急であるという意見を表明するものである。

右の一千二百億円の殆ど全額は、二種類の主要な税種、すなわち住民税と地租家屋税、によつて徴収できることになるであろう。これらの税種は市町村だけに専属することになるのであつて、現在のようにその徴収額を府県と分配するのではないのである。他方において、市町村は事業税、入場税、または遊興飲食税の分配にはあずからないことになり、また不動産取得税と酒消費税とは廃止されるから、これらの税種からの歳入は得られなくなるであろう。

使節団の勧告によれば、地租家屋税は、拡大されてすべての不動産及び減価償却の対象となる財産に対する税となり、且つ

その徴収額が本年度の見積額百四十億円から五〇〇億円強に増額出来るように現行税率は引き上げられるであろう。

雑税による市町村の歳入は現在の百十億円から七十億円となるであろう。

税制使節団は課税基礎の定義と税率について多くの改革を勧告しているがその重要なものについて此処に述べよう。

個人所得税についての使節団の勧告は次の如くである。

㈠　年一万五千円から二万四千円に基礎控除の引上げ。

此の引上げの一部分は、次に説明する様に、現行の勤労控除の一部を基礎控除の中に織込む分に相当している。

㈡　扶養控除が増額になる改正

現行の扶養控除は、扶養親族一人当り千八百円の税額からの控除である。使節団は、此の控除を所得額からの控除に改め、扶養親族一人当り一万二千円に定むべきことを勧告する。現行の税額控除は換算すれば、最初の扶養親族二人目までは控除所得額を九千円づつ、三人目からは九千円を少々下廻る額づつ増加することになる。

㈢　現行の勤労控除の一部分を基礎控除に織り込み、その結果従来申告書に顕著な一項となつていた二十五パーセントの勤労控除を十パーセントの控除とする。こうすることにより、現行の二十五パーセントの内十五パーセントは事実上農民及び営業者更に全納税者に迄拡張されることになる。使節団としては、賃銀俸給生活者と小営業者農民との間の現行の二十五パーセントの控除は余りに差が甚しすぎると考えている。理論上からはこれは俸給賃銀生活者には二十五パーセントの控除をそのままにしておき農民及び小営業者には十五パーセントの控除を認めることにしても改められる。事実、このことは昭和二十四年十月一日から十二月三十一日迄の措置として勧告されていることである。然し乍ら恒久的な方法としては、この方法は、納税申告書の簡素化に逆行するので望ましくないのである。従つて使節団の勧告によれば、その代りに基礎控除は他の方法の勧告が行われた場合よりは遙かに引上げられた訳なのである。この結果、現行の二十五パーセントの内の十五パーセントは本当の勤労所得を何等有しない投資家にすら拡張されることになるのであるが、これは申告書をより簡素化するためには許され得る些少な欠点である。何となれば、申告書は勤労控除に関しては二行（即ち賃銀俸給生活者二十五パーセント　農民その他の個人営業者十五パーセント）の代りにただ一行（賃銀俸給生活者十パーセント）あればいいことになるからである。尚、勤労控除の最高額は二万円に止められる。

㈣　所得税率の引下げ。

使節団により勧告された税率表は次の如くである。

課税所得区分	税率
〇―　五〇、〇〇〇	二〇%
五〇、〇〇〇―　八〇、〇〇〇	二五
八〇、〇〇〇―一〇〇、〇〇〇	三〇
一〇〇、〇〇〇―一二〇、〇〇〇	三五
一二〇、〇〇〇―一五〇、〇〇〇	四〇

一五〇、〇〇〇—二〇〇、〇〇〇　四五
二〇〇、〇〇〇—三〇〇、〇〇〇　五〇
三〇〇、〇〇〇以上　五五

此の税率表の最も顕著な点は最高の税率が単に五十五パーセントに過ぎないということである。此の五十五パーセントは三十万円を超える部分の所得に適用されるのである。使節団の意見としては、三十万円を超える所得を有する富裕な納税者に適用される最高の税率が五十五パーセントに押えられるならば不当に有害な経済的影響も避けられるであろうと思われる。然し乍らこれは次の(六)に述べる富裕税の施行如何に依存するものである。

(五)　次に、上記(一)より(四)までに述べた減税の勧告につき、二、三の例をあげて説明してみよう。二人の子供を持ち結婚している個人営業者或いは農民で、基礎控除と扶養控除をする前の純所得が十万円である納税者は、現在では一万七千八百五十円払わねばならないが勧告書によれば所得税額は八千円となる。此の例が勧告書においては、最大の減税の恩恵に預る種類の人である。これらの種類の納税者はここ数年来継子扱いされていたのである。という訳は、勤労所得控除の有無と、扶養控除が比較的僅少であつた為、勤労者と比べるとき不当に不利な差別待遇をされていたからである。次に右と同じ家族であるが二十万円の所得の人はその税額は現在の五万八千八百五十円から三万八千五百円に下がるであろう。また所得が百万円の人はその税額は五十六万七千六百円から四十六万七千円になるであろう、然し此の様な納税者は恐らく五百万円以上の資産があるであろうから、同時にまた富裕税によつて何程かを支払わねばならないであろう。

次に、俸給又は賃銀として十万円を稼ぎ二人の子供を持つ妻帯者は、九千六百円から六千円に減税されることになるであろう。二十万円の俸給ならば四万二千百円から三万五百円に、百万円の俸給ならば五十四万一千三百五十円から四十五万六千円に税は下るであろう。此の百万円の俸給を貰つている人は、財産を殆んど持つていないか或は持つていたとしてもほんの僅かかも知れない。従つて、そうならば富裕税はかからないことになるであろう。

扶養親族を持たない独身者の場合には、減税の影響はそれほど目立たないであろう。扶養親族を持たないで扶養控除の引上げの恩恵に預るわけにはゆかないからである。この人の所得が十万円であり個人営業或いは農業に従事しているのであれば、所得税は現在の二万三千二百五十円から一万六千五百円になるであろう。若し所得が二十万円ならば六万四千二百五十円から五万四千二百円に減税される。所得が百万円ならば、税額は五十七万三千円から四十八万六千八百円に下るであろう。がこの人には富裕税がかかりそうである。

所得十万円で扶養親族のない独身の賃銀又は俸給生活者は、現在の一万五千円から一万四千円に減税されることになる。この減税は比較的僅少であるが、使節団の考え方としては、扶養親族を持たない独身の給料生活者は他の種類

の納税者に比べれば、現行法の下では比較的有利な取扱いを受けて来たと思うからである。なお、別に使節団は、同居親族の各員は合算の申告をしなければならないという現行法の廃止を勧告している。此の勧告は、前述の例では表われていないが、多くの独身の納税者に救済を与えることになる。次に二十万円の所得では、税は現行の四万七千五百円から四万五千二百円に減じられ、百万円では五十四万六千七百五十円から四十七万五千八百円に減税になるであろう。

使節団は、所得税のこれらの比較のみを特に強調することに対して警告を発する。一方において、地方住民税において勧告される増加は国税だけの数字が示すよりも所得に対する総税額の減少をより少くする。他方、使節団の計画が低額所得の納税者に対してどんな影響を持つかを見るには、織物消費税の廃止、入場税率の引き下げ、政府支出が特定金額に削減された時の取引高税の廃止を勧告していることを併せて考慮に入れなければならない。使節団は、その勧告の一つ一つがすべて他のものに関連を持つということを強調する。「我々が勧告しようとすることは租税制度であつて、相互に連関のない多くの別個の措置ではない。」

その他の種々の改正が所得税に関し次の如く勧告される。即ち、扶養親族の定義に関する寛大な規定、納税者が高い税率階層に不当に押し進められないように、著作者の印税収入及びその他の不定期収入を平均化する規定、盲人や非常な肉体的欠陥を有する人々に対する一万二千円の特別追加控除、医療費及び事故又は盗難による財産の損失についての、純所得の十パーセントを超過する部分の控除、使節団は譲渡所得につき、左の条件で現在の五十パーセントのみでなく、凡べて課税所得に包含することを勧告する。即ち、譲渡損失の全額控除、納税者が高い税率階層に押し進められないようにするために、その益金及びその損金を五年間平均化すること、又名目上の利益が課税されないように、又単なる名目上の損金が認められないようにするために、これら損益が十五パーセントを超える物価の騰落の下に生じたときは、損益を考慮に入れないことである。使節団は、これらの条件を付して、譲渡所得及び譲渡損失を全額算入することは、法人所得の二重課税を防止し、利潤を社内留保して所得税を脱税することを防止する計画の重要な一面であることを強調する。譲渡所得及び譲渡損失の一部のみが算入される場合、或は全然算入されない場合は、法人税及び所得税の全機構を改変せねばならぬし、より苛酷な不公平な方法が押しつけられねばならぬであろう。

外国人に関しては、使節団は、五十五パーセントの最高税率（これに住民税が何パーセントか附加される）が日本における彼等の活動に対して重大な障害にはならないと信ずる。富裕税が外国人に適用されるのは例外的な場合に限るであろう。なお、外国人に対してどの程度奨励を与えることが望ましいと考えられるかに従つて、かれらが富裕税を全然免除されることもあるかも知れない。更に使節団は、それが相当な収入源であることを証明する程に富裕税の経験がつまれ

た場合には、所得税の最高税率は更に五十パーセントに、或いは四十五パーセントにまで引き下げられるべきことを勧告する。

六、富裕税については所得から納税し得る程度の税率を勧告する。昭和二五年について勧告する税率は左の如くである。

正味価値五百万円以下は免税

五百万円を超える正味価値を有する個人は五百万円を超え一千万円以下の部分につき〇・五パーセントを課税される。一千万円を超え二千万円以下の部分は一パーセント、二千万円を超え五千万円以下の部分は二パーセント、五千万円を超える部分については三パーセントの税率となるであろう。

この税率においては、納税者が資産を銀行券とか宝石の如き所得を生まない形態で隠匿して脱税しようとすることは殆んど引き合わないであろう。第一にかかる脱税者は早晩発見されることは殆んど確実である。というのは、所得税の課税者は、納税者が配当、利子及び地代、家賃所得について正確に申告したかどうかを見るために納税者の正味価値を調査することに関心をもつからである。納税者が贈与をしたり、相続財産を残したりするときは同様の突合せが行われる。資産を売却してその利益に課税される場合又はその損失の控除を希望するときは、再び調査される。又不動産の所有は地方の家屋税及び地祖において調査されるであろう。かく四種の税(所得税、富裕税、相続税及び地祖、家屋税)は交叉し合つているから、いかなる脱税の試みも納税者にとつて危険極まりないものとなるであろう。

第二に使節団が指摘する点は、もし富裕な個人がその富を相当の収益を得るような状態に置けば、所得税と富裕税負担の合計を納税してもいくばくかの余剰が残るであろうが、この富を退蔵しておいては何等の所得も得られないということである。五十五パーセントの最高税率に該当し、投資より十パーセントの所得を挙げている投資家は、もし富が所得を生まない形態で退蔵するならば、たとえ最高税率(三パーセント)の富裕税の不法脱税に成功し得たとしても、毎年資本一千円につき十五円の損失を蒙るであろう。更にもし彼の退蔵が発見され、課税されることになれば、退蔵によつて、年四十五円損することになろう。僅か〇・五パーセントの税率で富裕税を納める場合には、もし退蔵すれば何らの所得も得られぬであろうが、年一割の利潤あるところに投資するならば、所得税及び富裕税を完納した後においても資本一千円につき四十円の純益を得るであろう。

法人税については、前述した改正に加えて、使節団は、現行の配当に対する二十パーセントの源泉課税の廃止を勧告する。なぜなら、法人の利潤に対する三十五パーセントの税そのものが、すでに源泉課税と考えられるべきだからである。配当を受ける株主には、法人の支払つた三十五パーセントの税を補償するために、彼のうけとる配当金の二十五パーセントを彼の個人所得税額から控除される。更に、所得税は、法人が利益を配当として直ちに株主に分配せず、社内に留保することによつて、無期限にその納税を延期し得るものである。故に、かくの如く個人所得税の納税を延期することによつて政府が蒙る利子の損失を補償するために、法人に対してその留保所得年一パーセントの利子附加税を課することを勧告する。この附加税は昭和二十五年以降に挙げられた利益にのみ適用され、二十四年以前に蓄積された利益については適用されない。

法人税および所得税に共通のいくつかの問題について使節団は次のように取扱つている。

第一に、　資産再評価に関する勧告の主要な措置は本文に掲げられ、その完全な詳細な報告の附録に述べられており、二つとも近日中に発表される。

第二に、在庫品の価格差益に対する六十五パーセントの課税は廃止することを勧告する。但し、在庫品の評価増が補給金の廃止に伴う価格の引き上げにより生じた場合は別である。

第三に、損失は向う数年間に亘つて繰越し、各年の所得と相殺し得べきである。又、使節団の意見によれば、繰越と並んで繰戻しを、一定の制限を置いて認めるべきである。

第四に、納税者に対し、棚卸及び減価償却の経理法について、適切な規制の下に、数個の方法の中一つを選択することを許容するよう勧告する。

第五に、資本支出の全額を一年内に控除することを禁止する規定のより厳格な施行とともに、現在通常経費として、控除されている巨額の交際費を経費として認めないことを勧告する。

その他の国税については、この報告の冒頭において述べたところで、使節団の勧告する改正の内容は明らかである。

地方税においては、新しい地租、家屋税及び富裕税の如き財産課税を勧告した観点からして、住民税は単に定額人頭割及び所得割のみに止め、資産割を含めないこと、を勧告する。市町村は所得割については、国税たる所得税額の一定割合として、又は所得税計算に用いた所得額(控除後)の一定割合として、或いは所得税及び各種の人的控除額を控除した所得額に対する一定割合として、課税することができよう。税率は比例税率でも累進税率でもよい。最高税率は以上の三方法に対し、それぞれ三十パーセント、十パーセント及び二十パーセントとなろう。

使節団の勧告においては、地租家屋税は在庫品、有価証券、現金及びその他の減価償却し得ない資産を除き、土地、建物及びその他の減価償却し得る資産の資本価値に対する税に変更される。

評価は時価でするよう勧告する。但し農地は本税のためにのみ考慮された調整係数を公定価格に乗じて評価する。この係数は二十五を超えてはならない。又農地の公定価格が騰貴する場合は、これを減少せしめるべきである。

事業税は課税標準を利益から附加価値に拡大することによつて改正するよう勧告する。総収入金額より建物及び機械の如き資本的設備を含む他の企業から購入したものの価格を控除したものに課税される。それ故減価償却計算も又棚卸計算も認めない。新しい課税標準を他の方法で定義すれば、それは利潤、支払利子、支払地代家賃及び給料の総額であるということになる。この基準は、経済的に中立であるから選択さ

れた。それは縦に集中された事業に対して有利でなく、又機械やその他の資本的設備の使用をも不利ならしめない。農民は本税を免除される。

使節団は、税法の執行について大いに改善の必要があることを特に強調するものである。公平であり、経済的に裨益する租税制度のためのわれわれの勧告は、納税者が心よく税法を遵奉し、税務官吏がその法を充分に且つ恣意的でなく執行する能力と決意を持たない限り、その実際的意義はなくなる。

使節団の意見としては、国税については、最近国税庁、国税査察官及び国税調査官を創設して順調にすべり出しているけれども、右に述べた線にそつてもつともつと改善する必要がある。使節団は、国税官吏の数と質とが、最近定員の二十パーセント減によつて削減された水準より相当程度増加され、高められるべきことを勧告する。また地方においても、数の増加及び質の向上が必要であると考える。

使節団の任務の範囲は行政上の細部に亘る問題のすべてには及ばなかつたが、使節団の報告は、独立の章を設けて、国税の所得税に関する課税、異議申立及び訴訟の手続を改善するための多くの具体的勧告を提出する。これらの勧告には、次の点がうたわれている。即ち、同業者団体は、団体員の支払う所得税額の決定に当り何ら干与することは認められないこと。税務署の官吏の特別の一群は、最初の更正決定をした官吏と納税者が意見の一致を見ない場合にその納税者と相談する協議機関として奉仕すること。所得税納税義務者たる営業者及び農民は大蔵省により想定される規準に従つて帳簿を備える場合には特別な「青色申告用紙」を利用し得ること。かような申告書を提出する資格を持つている人々は、彼等の帳簿を調査することなしに更正決定を受けないことを保障されること。多くの農民は所得の予定申告を提出する必要がなくなり、彼等の農産物に対して政府機関が彼等に支払う代金からの源泉徴収により、農産物の販売の代金を受取つたときに支払うようになること。又これと並んで反別当りの標準率を使用する代りに個々の農民に関する生産の記録やその他の資料により示されるところに従つてその実際の所得により接近するようにすること。特別の租税裁判所が租税の事件を処理するために設立されること。公認会計士の業務を大いに拡張すること。

中央、府県、及び市町村の財政的関係を変更することを使節団は勧告する。現行の多くの特定の交付金（補助金）の代りに一般平衡資金を勧告する。また国、府県、市町村間の新しい関係を調整するために地方財政委員会という新しい機関を設立することを勧告する。

税制使節団は七名より成り、団員は今夏日本に約四ケ月間滞在した。団長はニューヨーク市コロンビヤ大学商学部教授兼、政治学部大学院教授カール・S・シャウプ博士であり、その他の団員の氏名及び職名は次の通りである。

ハワアード・R・ボウエン、イリノイ大学商業及び経営経済学部部長

ヂエローム・B・コーエン、ニューヨーク市立単科大学経

済学部教授

ローラント・F・ハットフイールド、ミネソタ州・セントポール収税庁、税制調査局長

スタンレー・S・サリー、カリホルニヤ州・バークレー市、カリホルニヤ大学法学部教授

ウイリアム・C・ウオレン、ニユーヨーク市、コロンビヤ大学法学部教授

ウイリアム・C・ヴイツクリー、ニユーヨーク市、コロンビヤ大学政治学部大学院教授

主要税法施行期間一覧

税目	昭和10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	税目
1. 鉱区税	鉱業法					15.4.1 鉱区税法						22.3.31	廃止（地方委譲）								1
鉱業税	砂鉱区税法																				
2. 印紙税	印紙税法																				2
3. 取引所税	取引所税法																				3
4. 酒税	酒造税法					15.4.1 酒税法													28.3.1	酒税法	4
	酒類及酒精含有飲料税法																				
	麦酒税法																				
5. 地租	地租法											22.3.31	廃止（地方委譲）								5
6. 所得税	所得税法					15.4.1所得税法							22.4.1	所得税法							6
7. 法人税	所得税法（第一種所得税）					15.4.1法人税法							22.4.1	法人税法							7
8. 兌換銀行券発行税	兌換銀行券条例							17.5.1日本銀行法													8
日本銀行券発行税	兌換銀行券ニ発行税課税ノ件																				
9. 砂糖消費税	砂糖消費税法																				9
10. 織物消費税	織物消費税法														24.12.31	廃止					10
11. 相続税	相続税法												22.5.3	相続税法		25.4.1	相続税法				11
12. 通行税				13.4.1支那事変特別税法		15.4.1 通行税法															12
13. 営業税	営業収益税法					15.4.1 営業税法						22.3.31	廃止（地方委譲）								13
営業収益税																					
14. 登録税	登録税法																				14
15. 狩猟免許税	狩猟法													23.7.6	廃止（地方委譲）						15
16. 骨牌税	骨牌税法																				16
17. 清涼飲料税	清涼飲料税法														24.12.31	廃止					17
18. 臨時利得税	10.4.1 臨時利得税法											21.8.31	廃止								18
19. 有価証券移転税			12.4.1	有価証券移転税法											25.3.31	廃止					19
20. 外貨債特別税			12.9.1	外貨債特別税法（公布）								21.8.31	廃止								20
21. 物品税		北支事件特別税法 12.8.12		13.4.1支那事変特別税法		15.4.1	物品税法														21
22. 配当利子特別税		12.8.12 北支事件特別税法		13.4.1 支那事変特別税法		15.4.1	配当利子特別税法					21.8.31	廃止								22
利益配当税																					
公債及び社債利子税																					
23. 入場税			13.4.1	支那事変特別税法		15.4.1	入場税法							23.7.31	廃止（地方委譲）				29.5.18	入場税法	23
24. 遊興飲食税			14.4.1支那事変特別税法（一部改正）			15.4.1	遊興飲食税法					22.3.31	廃止（地方委譲）								24
25. 建築税			14.4.1支那事変特別税法（一部改正）			15.4.1	建築税法					21.8.31	廃止								25
26. 特別法人税						15.4.1特別法人税法								23.7.6	廃止						26
27. 家屋税						15.7.13 家屋税法						22.3.31	廃止（地方委譲）								27
28. 馬券税							17.3.1 馬券税法							23.7.18	廃止						28
29. 広告税								17.4.1広告税法				21.8.31	廃止								29
30. 電気ガス税								17.4.1電気瓦斯税法				21.8.31	廃止								30
31. 特別行為税								18.4.1特別行為税法				21.8.31	廃止								31
32. 財産税												21.11.20	財産税法								32
33. 戦時補償特別税												21.10.30	戦時補償特別措置法								33
34. 増加所得税												21.12.29	増加所得税法							29.5.22 廃止	34
35. 非戦災者特別税													22.12.1	非戦災者特別税法						29.5.22 廃止	35
36. 取引高税													23.9.1	取引高税法	24.12.31	廃止					36
37. 富裕税																25.5.11	富裕税法		28.8.1	廃止	37
38. 再評価税																25.4.25	資産再評価法				38

（注）(1)本表は，昭和21～27年度に施行された主要租税（根拠）法規の沿革を会計年度で示すことを目的とする．(2)法規の存続期間を示す線分の始点は新規制定，終点は廃止を示す．(3)改正については，「全部改正」のみを記した，従って本表の指示範囲外の「一部改正」による内容的な重大な改変も存在する．(4)本表は法規の沿革を示すものであって，税そのものの徴収の沿革を直接に表示するものではないことにご留意されたい．

昭和財政史——終戦から講和まで——　第7巻

昭和52年2月10日発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　宇梶洋司
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話03(270)4111(大代表)　振替口座東京3-6518

©1977〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします.
3333-6237-5214
Printed in Japan.

昭和財政史——終戦から講和まで——(全20巻)

第 1 巻	総　　説		(執筆) 安藤良雄
第 2 巻	終戦処理・賠償		原　　朗
	独占禁止		三和良一
*第 3 巻	アメリカの対日占領政策		秦　郁彦
第 4 巻	財政制度		高橋　誠
	財政機関		大森とく子
第 5 巻	歳　　計(1)		加藤睦夫・江見康一
第 6 巻	歳　　計(2)		江見康一・宇田川璋仁・藤村幸雄
	政府関係機関等		山村勝郎
	国庫収支		高橋　誠
*第 7 巻	租　　税(1)		加藤睦夫・宇田川璋仁・石　弘光
第 8 巻	租　　税(2)		石　弘光
	税務行政		植松守雄
	関　　税		藤村幸雄
*第 9 巻	国有財産・造幣・印刷・専売		西村紀三郎
第 10 巻	政府債務		加藤三郎
	資金・基金		山村勝郎・加藤三郎
第 11 巻	地方財政		林　健久
*第 12 巻	金　　融(1)		中村隆英・志村嘉一・原　司郎
第 13 巻	金　　融(2)		
			伊牟田敏充・原　司郎・塩野谷祐一・西川俊作
	物　　価		塩野谷祐一
	給　　与		西川俊作
第 14 巻	保　　険		犬田　章
	証　　券		志村嘉一
	企業財務		伊牟田敏充
*第 15 巻	国際金融・貿易		犬田　章
第16～18巻	資　　料(うち英文1巻)		
第 19 巻	年表・総索引		
第 20 巻	統　　計		

(お断り) 内容・構成を変更する場合もあります. *印既刊.